京都大学大学院法学研究科・法学部

自己点検・評価報告書

第14号

2019

はしがき

京都大学大学院法学研究科・法学部は、平成 6 年に第 1 号の「自己点検・評価報告書 1994」を公刊して以来、2 年ごとに報告書を刊行してきた。平成 14 年に大学評価・学位授与機構の大学評価（平成 13 年度着手分野別研究評価「法学系」）を受けたため、同年に発行を予定していた第 5 号には、同機構に提出した「分野別研究評価・自己評価書」と同機構の「研究評価報告書」等を掲載した。その後は、従来の自主的な自己点検・評価報告書に戻り、第 6 号から第 13 号まで、それぞれ 2 年度分の自己点検・評価報告書を刊行してきている。

本報告書第 14 号は、本研究科・学部が平成 29 年度と 30 年度について実施した自己点検・評価の結果を掲載するものである。本報告書の構成は、項目の選定・配置等、前号に比して、全体としてとくに大きな変更は加えていない。教員の個人活動についても、引き続き、5 年間の研究成果と 2 年間の教育活動等を掲載して、前号までとの継続性を保っている。

本研究科・学部は、組織的には、法学研究科に法政理論専攻（修士課程及び博士後期課程）と平成 16 年に創設された法曹養成専攻（専門職学位課程）とが置かれる 2 専攻の体制が定着している。また、法学研究科と経済学研究科の協力の下で平成 18 年に創設された公共政策大学院が、教育上密接な協力関係を保ちながら組織的には独立の存在となっている。その後、平成 28 年度には、全学で学域・学系制度が導入されたのに伴い、法学研究科の教員は、公共政策大学院の教員とともに、教員組織として法学系に所属することとなっている。

法政理論専攻は、法学・政治学に関する研究者の養成を主たる目的とし、教育課程として修士課程（入学定員 21 名。うち研究者養成コース 15 名、先端法務コース 6 名）及び博士後期課程（入学定員 24 名）を置いている。また、法曹養成専攻は、プロセスとしての法曹養成を担い、教育課程として 3 年を標準修了年限とする専門職学位課程を置いている。

専門職学位課程の充実は、大学院の法政理論専攻だけでなく学部教育へも影響を及ぼさざるを得ない側面を有するが、自由で独創的な研究と個性豊かな学生の教育という法学研究科・法学部の伝統を継承発展させることが、これまで以上に求められている。そのための取組みとして、法学部では、ここ数年、法学・政治学を基盤とするグローバル人材養成の強化事業に取り組み、①初年次からのコミュニケーション能力を高めることを目的とした 1 年次を対象とする法学部基礎演習の開設、②諸外国の状況をリアルタイムに修得することを目的とした外国人教員による外国語での専門科目の開講、③実務家非常勤講師による実務関連科目の開講（「現代社会と弁護士」、「アセットマネジメントの実務と法」、「生命保険の実務と法」、「金融法と銀行実務」、「信託法の理論と実務」、「国際企業取引の実務と法」）などを進めてきた。また、法政理論専攻では、法科大学院経由で博士後期課程に進学し、研究者を志望する者に対し、国からの予算措置を受けて、外国人教員による専門外国語教育の実施、外国の研究機関で短期在外研究を行うことの支援等をしているほか、平成 28 年度からは、修士課程に、従来の研究者養成のためのコースとは別に、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる人材を養成するための「先端法務コース」を新設した。

本研究科・学部を取り巻く環境の変化に適切に対処し、教育・研究面においてさらに大きな成果をあげていくためには、本報告書に見られる自己点検・評価を踏まえた真摯な努力が不可欠である。あわせて、法人化以降、人員削減や予算削減が継続されており、厳しい財政事情とも関連して年々減少しつつある「運営費交付金」の有効使用に加えて、外部資金の獲得にも力を注ぐ必要が高まっている。そのような中で、本報告書が、関係各方面からのご示唆とお力添えをいただくための契機となり、本研究科・学部が大きく発展していくためのきっかけとなることを心より望んでいる。

本報告書の刊行は、幹事の土井教授をはじめとする法学研究科評価委員会の各委員、関係諸委員会の主任・幹事・委員長、関係した事務部職員ら、多くの方々の協力のたまものである。各位のご努力・ご協力に心より感謝する次第である。

令和 2 年 3 月

京都大学 法学研究科長・法学部長
山本　敬三

目　次

1　法学研究科・法学部の現況と課題……1
1）法学研究科・法学部の歴史と現状……1
（1）法学部・法学研究科の歴史……1
（2）国立大学法人化と専門職大学院設置以降の現状……2
2）法学研究科・法学部の理念と課題……3
（1）京都大学の基本理念と法学研究科・法学部の基本目標……3
（2）法学研究科・法学部の課題と将来構想……4

2　教育活動……6
1）大学院教育……6
（1）近時の改革……6
（2）法政理論専攻……6
（3）法曹養成専攻……13
（4）教育改善の努力……16
2）学部教育……17
（1）教育理念・目標……17
（2）学生の受入……17
（3）教育課程……19
（4）学生支援……22
（5）教育の成果……23
（6）教育改善の努力……23
3）留学生の受入と教育（大学院・学部）……24
（1）大学院留学生の受入……24
（2）学部留学生の受入……24
（3）留学生の学修指導……25

3　研究活動……26
1）研究活動の目標……26
2）研究活動の状況……26
（1）研究組織・活動の現況……26
（2）教員の研究活動……27
（3）共同研究……28
3）研究活動の展望……28

4　教員及び教育・研究補助者……29
1）部局の人員配置……29
2）採用・昇任の選考基準と選考方法……30
（1）教授・准教授・専任講師……30
（2）助教・特定助教……32
（3）教育・研究支援助手……32
3）非常勤講師……33
4）TA・RA 等……33
（1）ティーチング・アシスタント……33
（2）リサーチ・アシスタント……33
（3）法科大学院教育補助スタッフ……34

5　管理運営……35
1）部局の意思決定……35
（1）法学研究科・法学部……35
（2）法曹養成専攻……37
（3）教員の全学の管理運営への参加状況……38
2）事務組織……38
3）人権・安全管理……38
（1）人権……38
（2）安全管理……39
4）情報セキュリティ……39
5）自己点検・評価のための組織と実施状況……39

6　財　政……41
1）予算……41
（1）予算の執行と配分……41
（2）概算要求……41
（3）予算の動向……41
2）外部資金……42
（1）外部資金の種類と受入状況……42
（2）科学研究費補助金……42
（3）研究拠点形成費等補助金……43
（4）奨学寄附金……43
3）総長裁量経費等……43

7　施設・設備……44
1）施設・設備全般の現況と課題……44
（1）施設・設備全般の現況……44
（2）施設・設備全般に関する課題……45
2）図書室……46
（1）施設・蔵書・利用等の状況……46
（2）図書室の現状と課題……46
3）情報ネットワークの整備……47
4）オンライン・データベース等の利用……47
5）学生用スペース……48

8　附属教育研究施設……49
1）国際法政文献資料センター……49
（1）概　要……49
（2）活動状況……49
2）法政実務交流センター……50
（1）概要と現況……50
（2）活動状況……51

9　国際交流……53
1）部局の交流方針と組織……53
2）活動……53
（1）海外の大学・研究機関との教育・研究交流及び支援活動……53
（2）招へい外国人学者等の受入……54
（3）学部学生・大学院生の海外留学・研修……54
（4）留学生の受入・同計画……54
3）施設・支援体制等……55

10 情報の発信・社会との連携…… 56
1) 部局の方針…… 56
2) 情報の発信…… 56
(1) 紙媒体による情報の発信…… 56
(2) 電子媒体による情報の発信…… 56
(3) 講演会…… 57
(4) オープンキャンパス等…… 57
3) 社会との連携…… 57
(1) 研究・教育における実務との連携…… 57
(2) 社会のニーズに対応した学生の受入…… 58
(3) 法学研究科教員による社会貢献…… 58

11 支援組織…… 59
1) 京都大学法学会…… 59
2) 京都大学有信会…… 59
3) 京都大学法学部法友会…… 60

12 教員の個人活動…… 61
1) 教授・准教授の自己点検・評価…… 61
2) 特別教授の自己点検・評価…… 277

13 講師・助教・特定助教・日本学術振興会特別研究員…… 284
1) 講師…… 284
2) 助教・特定助教…… 284
3) 日本学術振興会特別研究員…… 285

14 資　料…… 286

注：本文中に【表 2-1】、【図 2-1】などの記載がある場合は「14 資料」（286 頁以下）に掲載してあるので、そちらをご参照いただきたい。

1　法学研究科・法学部の現況と課題

1）法学研究科・法学部の歴史と現状

(1) 法学部・法学研究科の歴史

法学研究科・法学部は、明治 32（1899）年に、京都帝国大学法科大学として創設されて以来、120 年にわたって、時々の時流に追随することなく、学理を徹底して究明する姿勢を教育・研究の基本に、わが国における法学・政治学にかかる教育・研究の中心的存在としての役割を果たしてきた。

研究面においては、文化的伝統を有する京都の地にあって、自由な対話と討議を通じて真理を追究し、また、広く世界に目を開き、その時代的、社会的な基本的課題に積極果敢に取り組み、幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。とりわけ、歴史的・比較法的知見を踏まえた基礎的・原理的研究を重視すると同時に、新たに生起する種々の法的・政治的現象の解明のために必要な講座の新設を図る等の進取性を示し、社会の期待に応えてきた。

教育面においては、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟等の基礎的能力を陶冶するとともに、自由選択制を基調として学生自らの問題意識に基づいて根源的に思索する知的探究心と自発性を奨励し、自律した人格を涵養することに努めてきた。また、社会・国家の制度設計や組織運営に関する優れた能力を備えた人材を世に送り出すために、原理的知識を伝達することを重視しつつ、最新の学問的情報を与える授業を開講することにも意を用いてきた。この結果、法曹、学界、行政、企業など、社会のさまざまな領域において指導的な立場で活躍する数多くの有為な人材を輩出してきた。さらに、学部において、大学卒業者、とりわけ社会人のための第三年次編入学制度や外国学校出身者に対する特別選抜制度など、多角的な門戸開放を積極的に推進し、社会的要請に応ずるとともに、多様な学生の相互啓発による教育効果の向上に努めてきた。

従来の法学部における教育理念の基礎にあったのは、ドイツ流の伝統的な大学の理念である。それは、教育と研究を一体として把握し、最先端の研究を遂行する者がその時代のエリートとなる者を教育することが望ましく、それはまた研究自体を刺激し活性化するはずであるという考えを基礎とする。しかし、1980 年代以降の高度成熟社会と呼ばれる新しい社会の到来は、先端的分野の展開をはじめとして、研究活動の一層の専門化と学際化の進展をもたらし、情報化や国際化への対応を求めることが明らかとなった。このような状況において、学部レベルで「研究即教育」という教育理念を維持するのは、十分な学問的基礎を有しない学生に無用の混乱を生じさせることが懸念される。他方、社会の複雑化や社会構成員の高齢化にともなって、職業人のリカレント教育や生涯学習の必要性が高まり、法学研究科における多様な学問的蓄積を有効に活用して、社会的要請に配慮しつつ大学院教育を積極的に活性化することも要請されるようになった。

こうして、研究面において、また、それ以上に教育面において、従来からの発想を大きく転換することが必要となった。そこで、法学研究科・法学部は、平成 4 年に、いわゆる大学院重点化を行なった。まず、これまで学部にあった講座を大学院博士課程に移し教員組織を再編した。具体的には、従来 39 あった学部の講座を 21 の大講座に再編して研究組織を柔軟化し、実務と積極的な交流をはかりつつ横断的かつ先端的な問題領域に取り組む「総合法政分析大講座」を設けた。そして、学部教育は大学院の教員が兼担することとし、高度に専門化した先端的あるいは実務的学問領域にかかる教育は大学院にゆだね、学部教育は基礎的科目に限定して段階的なカリキュラム編成とするように、その教育における役割の明確化を図ったのである。

大学院重点化と同時に、大学院レベルでの教育・研究体制の拡充をめざして、修士課程に法律・政策にかかるプロフェッショナル教育をめざす「専修コース」を新たに設けた。平成 10 年度には、実務との交流を一層促進し、実務志向型教育・研究をさらに充実させるために、法学研究科の附属教育研究施設として「法政実務交流センター」を設置した。このセンターに法律実務や行政実務にかかる客員教授を招聘し、共同研究や大学院教育体制の整備・充実を図った。なお、昭和 54 年には、国際法政文献資料センターを発足させ、国際化時代

において必須となる第一次資料の国際的な収集整理に努めている。

(2) 国立大学法人化と専門職大学院設置以降の現状

平成 16 年に、国立大学の法人化により、これまで国立学校設置法に基づいて設置されていた「京都大学」は、「国立大学法人京都大学」が設置する「京都大学」となった。国立大学の法人化は、各大学の自主性と自律性を基礎に、個性豊かで国際競争力のある教育・研究を展開するとともに、国民や社会への説明責任を重視し、社会に開かれた大学を目指して、大学改革を積極的に推進することを目的とする。各大学は 6 年の期間にかかる中期計画を策定し、その計画に従って、教育・研究及び管理運営をなすことが求められる。とりわけ、教職員の身分は公務員でなくなり、また、「運営費交付金」を基礎に大学運営を行うこととなった。公務員制度の制約から自由となり、創意工夫を凝らし、教育・研究の活性化を図ることが求められるのである。法学研究科・法学部においても、京都大学の中期計画を基礎に、部局の教育・研究、さらには、管理運営の改革を進めた。

法学研究科は、平成 16 年度に抜本的な組織再編を行い、法政理論専攻（博士課程）、国際公共政策専攻（修士課程）及び法曹養成専攻（専門職学位課程）の三専攻を設けた。そのうち、法曹養成専攻は専門職大学院設置基準に基づく法科大学院である。

まず、法曹養成専攻（入学定員 160 名。平成 21 年度募集までは 200 名）は、日本社会の高度化･複雑化･国際化等に対応するための司法制度改革の中心に位置する。これは、大学における法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させる「プロセスとしての法曹養成」という新しい考え方を中核とする専門職学位課程であって、3 年制（法学既修者は 2 年）の専門職学位課程を修了した後、司法試験を経て実務修習に進むことになるのである。

法曹養成専攻においては、現代社会における複雑かつ多様な法的諸問題の適正・迅速な解決を支える高度な能力をもった法曹を養成することを目的に、法律学の基礎的素養の修得を目指す基礎科目、基礎的知識の応用能力の獲得及び法実務の基礎的事項の修得を目指す基幹科目、法実務の実際により近接した実務選択科目、幅広い識見の獲得や人間・社会に関する洞察力の涵養を目的とする選択科目Ⅰ、現代的法律問題を取り扱う選択科目Ⅱを体系的に配置し、少人数の双方向的・多方向的な教育手法を中核に据えて、必要な知識・能力の確実な修得を目指している。

次に、従来、研究者養成を担ってきた 4 つの専攻（基礎法学、公法、民刑事法、政治学）は、法政理論専攻（修士課程（研究者養成コース）入学定員 15 名、博士後期課程入学定員 24 名。博士後期課程は平成 27 年度募集まで入学定員 30 名）に改編された。法政理論専攻は 12 の大講座により構成されるが、それらは基礎法学分野、公法分野、民刑事法分野及び政治学分野に大別され、従来と同様、広い視野に立って深い学識を修め、法学・政治学の分野における優れた研究能力と教育者としての資質を涵養することを目的とする。法学研究科は、これまで、わが国における法学・政治学の研究者養成の中心的拠点であったが、今後もそうあり続けることが法学研究科の社会的責務である。そのため、若手研究者を積極的に支援する必要があり、優秀な院生を助教（助手）に採用するほか、リサーチ･アシスタント制度を設け、また、21 世紀 COE プログラム、その後の大型の科学研究費補助金による研究プロジェクト､その他の共同研究プロジェクトに対して若手研究者が積極的に参画し、研究の活性化に資するよう配慮している。

さらに、平成 4 年度以来、修士課程の教育プログラムとして運営されていた専修コースについて、その趣旨をより明確にするため、組織を改編して国際公共政策専攻（入学定員 30 名）を設置した。国際公共政策専攻は、理論と実務を架橋し、法案作成・公共管理・企業統治・国際関係・経済政策等に関する高度な知識と問題解決能力を有する人材を養成するために、高い専門性を備えた良識ある職業人・社会人としての知見を修得しようとする多様な人材を受け入れるものであり､リカレント教育の希望者を対象とした職業人特別選抜制度も設けた。

平成 18 年には、経済学研究科との協力の下、独立大学院として、入学定員 40 名（そのうち社会人枠 10 名

程度）の公共政策大学院（大学院公共政策連携研究部、公共政策教育部）が開設された。これは、法学研究科国際公共政策専攻の30名の学生定員と経済学研究科ビジネス科学専攻の10名の学生定員並びに法学研究科と経済学研究科より必要教員を振り替えて、法学研究科と経済学研究科から独立した教育・研究組織として設置されたものである。これにより、国際公共政策専攻はここに発展的に解消されることとなった。公共政策大学院は、公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門知識だけでなく、優れた教養と高い倫理的責任感を備えた人材の育成を目指す専門職大学院である。教育の成果として、中央・地方レベルにおける国内行政及び立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人を育てることを目標としている。

平成 28 年度には、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的として、法政理論専攻修士課程に入学定員 6 名の先端法務コースを設置し、従来の修士課程入学定員 15 名を研究者養成コースに割り当てる組織改編を行なった。先端法務コースでは、企業等の法務に従事する職業人（弁護士を含む）や、企業法務などに関心のある大学学部卒業生や外国人留学生など、企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

教員組織に関しては、先端的・領域横断的な学問的課題に効果的に取り組むために、積極的に教員人事を進め、この十数年の間に、教員の絶対数だけでなく、他大学出身者や女性教員の数が大幅に増大した（【表 4-5】）。このような教員陣の充実と多様化により、研究活動が多様化し、活性化したことは、各種の統計資料からも明らかである。また、平成 15 年に、附属法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設け、そこに法実務及び行政実務の経験者を任期付のいわゆる実務家教員（専任の教授・准教授または特別教授・准教授）として配置し、その後これを次第に拡充する中で、理論と実務を架橋する教育・研究をさらに充実・発展させる体制を整えている。

なお、平成 28 年度から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織である「法学系」に所属することとなった。

2）法学研究科・法学部の理念と課題

(1) 京都大学の基本理念と法学研究科・法学部の基本目標

平成 13 年 12 月、京都大学は、次のような基本理念を定めた。第一に研究について、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行なう。第二に教育について、多様かつ調和のとれた教育体系の下、対話を根幹として自学自習を促し卓越した知の承継と創造的精神の涵養に努め、また、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する。第三に社会との関係について、開かれた大学として、日本及び地域社会との連携を強めるとともに自由と調和に基づく知を社会に伝え、また、国際交流を深め地球社会の調和ある共存に貢献する。第四に運営について、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに全学的な調和を目指し、また、環境に配慮し人権を尊重した運営を行なうとともに、社会的な説明責任に応える。

平成 14 年 9 月には、京都大学の教育にかかる長期目標として、学部教育・大学院教育を充実するとともに、それぞれの教育内容の体系性と完結性を高め、学生の進路における学部・研究科間、大学間の流動性を高め、外国の大学への短期・長期留学を容易にして国際的視野を涵養すること、学部においては、広い視野を持ち、高い教養と語学力、専門領域における基礎的知識を身につけるための教育を行なうために、少人数クラスなどの工夫をし、きめ細かな教育システムを構築すること、大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍しえるチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くすとともに、高度専門職業人の養成にも努めること、をあげている。

法学研究科・法学部は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成 15 年 3 月、以下の基本的目標をとりまとめた。

① 法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、こうした研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけることにより、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。

② 多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するために、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。

③ 実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させるほか、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置する。

④ 市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的に開催する。

⑤ 国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行なう。

さらに、教育活動に関しては、平成 21 年 10 月に、法学研究科・法学部における教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を策定して、従来からのカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの内容を具体的な形で記述した。その後、平成 29 年 2 月に、法政理論専攻・法曹養成専攻・法学部それぞれについて、アドミッション・ポリシーを改定し、さらに、平成 31 年 3 月に教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを改定した。

(2) 法学研究科・法学部の課題と将来構想

専門職学位課程である法科大学院を法曹養成専攻として内包する法学研究科・法学部の理念の意義付け、さらには、多様な教員による教育・研究の効果的遂行のための体制整備等、法学研究科・法学部にかかわる問題は山積している。法学研究科・法学部は、その創設以来、幾度となく厳しい試練に直面した。時には深刻な犠牲を払いながらも、合理的思考と進取の精神に基づいて、これを乗り越え、新たな局面を切り拓いてきた。今後も、先人の努力と叡智に学びながら、新たな挑戦を試みることを恐れず、自由な真理追求の伝統を基礎に、時代的課題に積極的に対応していかなければならない。しかし、法人化により、従来とは異なる困難な問題も生じている。いわゆる効率化係数等により、国より毎年交付される「運営費交付金」の額は減少しており、財政基盤の確立について真剣に検討しなければならないのである。

法科大学院制度は法曹養成という重要な責務を担うが、とりわけ本研究科の法曹養成専攻は、わが国において指導的地位に立つ創造的で高度な理論的能力を備えた法曹の養成を目標としており、その実現のため、現在の教育内容や教育方法を不断に再検討するとともに、実務との交流をさらに促進させ、最先端の分野を教育に取り入れる必要がある。こうした教育内容の充実は、それを支える研究実績を基礎に初めて現実のものとなる。同様のことは、独立の組織でありながら、教育・研究両面において法学研究科と密接な関係にある公共政策大学院との関連においても言えることであり、法政理論専攻において最先端の高度の研究のなされること、さらには、実務との交流を含めて研究内容を充実・高度化するための組織的改革を進める必要がある。

このような法学研究科の改革との関連において、法学部教育の変容も迫られるが、法学・政治学の基礎的素養を持つ者が社会の多様な分野で重要な役割を果たす必要性はこれまでと異ならない。否、これまで以上に必要であるといっても過言ではなく、そうした人材を養成するために法学部教育は重視されなければならない。もっとも、法学研究科に法曹養成専攻が設置され、独立大学院として公共政策大学院が開設されたことにより、法学研究科と法学部における教育の役割には分業という視点を組み込むことが合理的となる。すなわち、高度な専門的・技術的分野の教育は、法曹養成専攻や公共政策大学院が中心となる。他方、法学部においては、ジェネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成するため、幅広い学識・教養を修得させること、制度・社会に関する基本的知識を教授することに一層力が注がれることとなる。

もっとも、学部学生の関心は多様化しており、科目の自由選択制を維持しつつ、法学部学生の履修の便宜に配慮して、専門分化した科目を調和のとれた形で履修することができるようにする必要がある。平成 16 年度の法学研究科の組織改革に合わせて、きめ細かな学部教育に資するため、法学部の入学定員を、従来の 360 名から 330 名に縮減するとともに、大幅なカリキュラム改革を実施したが、今後もたえず、学部教育の見直しが必要となろう。

法学研究科の特色であった個々の研究者の問題意識と研究スタイルの尊重と基礎的･原理的研究の重視という伝統は、今後とも継承されるべきである。しかし、同時に、先端的・応用的研究の一層の促進のために、諸研究領域を横断した研究活動を容易にし、活性化するよう研究組織の弾力化をはかるとともに、社会的要請の強い研究成果を生み出すために法学研究科以外の研究者や実務家を交えた共同研究を組織的に推進する体制を構築する必要があろう。

自由で独創的な研究と個性豊かな学生の教育という法学研究科・法学部の伝統を継承発展させるためには、教育・研究及び学生の勉学環境の格段の充実が求められる。教育･研究に必須の人的・物的支援の充実や学生の快適な勉学環境の確保は一日にしてはならず、不断の努力が必要であるが、法人化以降、大学及び法学研究科・法学部に交付される「運営費交付金」は、厳しい国の財政事情とも関連して、年々減少している。「運営費交付金」の効率的有効使用に積極的に努力することは当然であり、重点的な予算配分等、法学研究科経理委員会の役割を見直す必要がある。また、外部資金を獲得する方策について真剣に検討しなければならない。当面､科学研究費補助金等のいわゆる競争的研究資金を獲得するために組織的に支援する体制を構築する必要があるが、これについては、これまでの経験を基礎にそれなりに対応することが可能である。

これに対して、学生教育にかかる資金の獲得には大きな困難を伴う。このため、法学研究科・法学部において、独自の自主財源を確保することを真剣に検討しなければならない。まずは、同窓会組織である「京都大学有信会」からの支援を求めることが考えられるが、その他の外部資金調達スキームについても早急に検討しなければならない。これは、要するに、社会と連携して、教育・研究環境を維持向上させていくことを意味し、その効果的遂行のためには、法学研究科・法学部に対する社会の理解が不可欠である。法学研究科・法学部において、これまで以上に、京都大学有信会と連携するとともに、広く社会に対して、教育・研究、さらには、管理運営にかかる情報を公開し、社会の批判に耳を傾け、研究成果を社会に還元するよう努める必要がある。このような観点から総合的な財務基盤確立システムを構築することが将来構想の重要な課題となろう。

最後に、多様なバックグラウンドを有する 70 人を超える教員の教育･研究活動を高度化･活性化するとともに、厳しい財政事情に効果的に対応するため、また、多様化する学生の需要に適切に応じるため、法学研究科・法学部の管理運営のあり方を検討する必要がある。これは、全学と部局の関係、さらには、「教授会自治」ともかかわり、慎重な検討を要するが、法学研究科･法学部の将来構想との関連において避けては通れない課題であろう。

2　教育活動

1）大学院教育

(1) 近時の改革

前世紀末以来、司法制度改革・法曹養成制度改革の一環で、法曹実務・行政実務の分野で高度専門職業人を養成する必要性が叫ばれるようになった。本研究科も、こうした状況に対応するため、平成 16 年度に、法学研究科内の独立専攻として、専門職学位課程法曹養成専攻、いわゆる法科大学院を設置した。

それに伴い、同年度に、研究科内の専攻の改組を行った。すなわち、修士課程及び博士後期課程のいずれについても、それまでの基礎法学、公法、民刑事法、政治学の 4 専攻を廃止し、それらを法政理論専攻に統合した。また、専攻横断的な教育プログラムとして修士課程に設けられていた専修コースを、国際公共政策専攻へと再編した。これにより、修士課程は法政理論専攻及び国際公共政策専攻の 2 専攻となり、博士後期課程は法政理論専攻へと一元化された。

さらに、法律・政治・経済・経営の分野横断的で先端的な知識を備え、かつ国際感覚と語学力に秀でた高度専門職業人を養成するという社会の要請に応えるため、本研究科は、経済学研究科との協力の下、法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学コースの一部を統合・発展させ、平成 18 年 4 月に、大学院公共政策教育部、いわゆる公共政策大学院を開設した。これは、両研究科から独立した専門職大学院であって、法学研究科及び経済学研究科から同大学院の教育に必要な教員が移籍した。

公共政策大学院が独立大学院として設置されたことにより、平成 18 年度以降の入学者についての法学研究科の教育課程は、ともに法政理論専攻からなる修士課程及び博士後期課程と、法曹養成専攻からなる専門職学位課程とにより構成されることとなった。なお、国際公共政策専攻は、平成 17 年度以前の入学生が在籍しなくなったことにより、平成 23 年 3 月限りで廃止となった。

平成 28 年度には、法政理論専攻修士課程に新たに先端法務コースが新設され、これに伴い従来の修士課程を研究者養成コースとする再編が行われた（【図 2-1】）。

(2) 法政理論専攻

(a) 教育理念・目標

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを、同専攻修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。他方、法政理論専攻博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

これらの教育理念・目標は、法政理論専攻学生募集要項・編入学生募集要項、法政理論専攻外国人特別選抜要項、法学研究科・法学部ホームページ、『法学部・法学研究科概要』などに明示されて、学生、教職員のみならず、広く社会にも周知されている。とくに、学生には、新入生に対する履修指導の際に、教員が本研究科の教育理念・目標を説明し、周知を図っている。

(b) 学生の受入

(ｱ) 学生受入方針

修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。本コースでは、企業等の法務に従事する職業人（弁護士を含む）や、企業法務などに関心のある大学学部卒業生や外国人留学生など、企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

他方、博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力のある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び指導的な高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関して高度の研究を遂行するにふさわしい豊かな素養と能力を備えた者を選抜する。また、外国人特別選抜を実施して留学生を、さらに、社会人特別選考を実施して法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験を有する者を、積極的に受け入れる。

これらの学生受入方針は、入学者選抜方法の基礎となるものであり、学生募集要項、法学研究科・法学部ホームページなどに明記して、周知を図っている。

(ｲ) 入試の方法

1　修士課程

上記の学生受入方針に従い、法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）では、法学政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により、また、同専攻修士課程（先端法務コース）では、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により、入学者の選抜を行っている。

平成 30 年実施の平成 31 年度学生募集の方法は、以下のとおりである（なお、外国人特別選抜については後述 24～25 頁参照）。

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）の入学定員は、法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成 16 年度以降の法学研究科の改組以降、15 名としている。また平成 28 年度に新設された同専攻修士課程（先端法務コース）の入学定員は、6 名である。

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）の選抜方法は、学科試験、書類選考及び論文試験の 3 種の方法を併用している。

学科試験は、筆答試験と口述試験からなる。筆答試験は出願者全体に対し、(1) 外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目）、(2) 大学院修士課程において研究を志望する科目、(3) すべての専門科目の中から(2)で選択した以外の 1 科目、以上 3 科目について行われる。口

［専門科目］
基礎法学分野：法社会学、日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、英米法、フランス法、ドイツ法
公法分野：憲法、行政法、国際法、租税法
民刑事法分野：民法、商法、経済法、知的財産法、民事手続法、刑法、刑事手続法、刑事学、国際私法、国際取引法、労働法、社会保障法
政治学分野：政治学、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、政治過程論、行政学、政治史、日本政治外交史、政治思想史、アメリカ政治
法哲学は平成 31 年度は募集なし

述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画を資料として試問を行う方法により実施される。なお、平成 21 年度より、大学院学生受け入れを促進する措置として、学科試験での受験科目数を 5 科目から 3 科目へ減らした。

書類選考は、本学法学部学生及び本学法学部卒業後 3 年以内の者を対象とする選抜方法であり、一定数の単位修得を要件として（演習履修者は演習を除く専門科目 15 科目・60 単位以上、演習未履修者は同 16 科目・64 単位以上の修得を要する）、その者の学業成績を選考基準とする。口述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画を資料として試問を行う方法により実施する。

学科試験と書類選考が 4 分野すべてについて実施されるのに対し、論文試験は、基礎法学分野と政治学分野についてのみ行われる。研究志望分野の任意のテーマについて日本語で執筆された研究論文（40,000 字程度。既発表・未発表を問わない。）1 点の審査（参考論文・業績リストの提出も可）及び外国語試験（英語・ドイツ語・フランス語から 1 カ国語選択）を行い、さらにそれを要すると判断された者に対し、提出論文及び研究計画書等に関する口頭試問を実施する。

法政理論専攻修士課程（先端法務コース）の選抜方法は、学科試験、社会人特別選考の 2 種の方法を併用している。

学科試験は、筆答試験と口述試験からなる。筆答試験は出願者全体に対し、(1) 大学院修士課程において研究を志望する科目、(2) すべての専門科目の中から(1)で選択した以外の 1 科目又は外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目）、以上 2 科目について行われる。口述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画書等を資料として試問を行う方法により実施される。

社会人特別選考は、会社、法律事務所、官公庁等に在職しており、入学後も在職し続けるものを対象とし、研究計画書の内容、提出された研究論文等及び志望する分野の知見等を問う口頭試問を実施する。

2　博士後期課程

博士後期課程の入学定員は、24 名である。法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成 16 年度の法学研究科改組により、従来の 37 名から 30 名へと変更され、平成 28 年度の修士課程（先端法務コース）の新設により更に 24 名へ変更された。

法政理論専攻博士後期課程の学生募集は、本研究科修士課程修了者の進学許可と、それ以外の者についての進学又は編入学の許可により行われる。後者については、上記の学生受入方針を基礎としつつも、法学研究科を中心とする教育課程再編への対応、高度専門職業人のための大学院教育、博士後期課程の学生定員充足といった課題に応えるため、平成 17 年と平成 18 年の 2 度にわたり「法学研究科博士後期課程進学許可及び編入学者選抜制度」が改正され、その結果、平成 19 年度学生募集からは、本研究科修士課程修了者に対する進学許可（修士論文の審査と 3 人の調査委員による口頭試問による）の他に、博士後期課程への進学者・編入学者選抜方法として、論文試験、学科試験、書類選考、社会人特別選考の 4 つが実施されることになった。

論文試験は、修士課程または本学の公共政策大学院の修了者・修了見込者等に対する選考方法で、修士論文の審査、口頭試問（修士論文、研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問うもの）及び外国語試験（英語・ドイツ語・フランス語から 1 カ国語選択）による。

学科試験は、専門職学位課程の修了者・修了見込者等に対する選考方法で、2 科目の筆答試験（専門科目は志望する専門研究分野（前頁囲み中の「専門科目」参照。民事手続法、刑事手続法のみ科目名が民事訴訟法、刑事訴訟法で募集）の科目中から選択。外国語（英語・ドイツ語・フランス語等）の 1 科目を選択することも可。志望研究分野・科目によっては外国語を指定することがある）及び口述試験により実施される。本研究科において、入学時において 2 年以上の法学・政治学に関連する高度専門職の実務経験（司法修習を除く）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度末までに 24 歳に達しているものも、この選考方法により志願することができる。

書類選考は、本研究科法科大学院（法曹養成専攻）修了見込者及び同修了後 2 年以内の者に対する選考

方法で、学業成績と口述試験（研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問うもの）により行われる。

社会人特別選考は、修士課程又は専門職学位課程を修了した者であって、入学時において法学・政治学に関連のある 2 年以上の高度専門職の実務経験（司法修習を除く）を有するものに対する選考方法で、修士論文又はそれに代わる論文（10,000 字以上）、研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見等についての口頭試問を行う。入学時に 4 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験（出願資格の認定に必要な 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験期間を含む。）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度末までに 26 歳に達しているものも、同様に、この選考方法の対象となる。なお、この選考方法は、入学後も在職し続ける者を対象とする。

（ｳ）志願状況と入学者の受入状況

法政理論専攻にかかる平成 27 年度～31 年度の入学者の受入状況は、【表 2-1】及び【表 2-2】のとおりである。

修士課程（研究者養成コース）（外国人特別選考を除く）は募集定員 15 名のところ、合格者は平成 27 年度以降、6 名、8 名、4 名、4 名、4 名となっている。一般選抜入試での合格者が減少の傾向にあるのは、公法・民刑事法を中心に、研究者志望者には法科大学院への進学を勧めることや、公共政策大学院に志願する学生がいることが、大きな要因と言えるだろう。他方、外国人特別選抜による合格者は、平成 27 年度以降 15 名、15 名、10 名、11 名、9 名となっており、両選抜をあわせた定員充足率から見ると、2 学年で収容定員が 30 人のところ、令和元年 5 月現在、留学生を含めて 29 名が修士課程（研究者養成コース）に在籍しており、定員充足率は 96.7%となっている。

また、修士課程（先端法務コース）は募集定員 6 名のところ、外国人特別選抜を含めた合格者は設置年度の平成 28 年度は 1 名、平成 29 年度は 3 名、平成 30 年度は 3 名、平成 31 年度は 1 名となっている。

一方、博士後期課程（外国人特別選抜を除く）は、平成 27 年以降、合格者が 21 名、23 名、15 名、20 名、17 名と変遷している。平成 31 年度における博士後期課程 3 学年の収容定員は合計 72 名のところ、令和元年 5 月現在で在籍者は、留学生を含めて 77 名であり、定員充足率は 100%を超えている。志願者数も、平成 27 年度以降、35 名、36 名、35 名、41 名、29 名となっており、ほぼ毎年度 30 名を超えている。

博士後期課程への進学・編入学に関してとくに重要なのは、法科大学院（法曹養成専攻）からの進学・編入学志望者の確保である。本研究科は、前述のとおり、一部の専門分野を除き、法学の教員・研究者志望者に法科大学院への進学を経て、研究者の道に入ることを勧めている。それゆえ、将来、他大学の法科大学院を含めて法学の教員・研究者となる人材を確保するには、法科大学院から博士後期課程に進学を志望する者があることに期待する以外に方策はない。そのためには研究者の道に進むことの魅力を法科大学院学生に伝えていく必要があり、法科大学院学生を対象にした進学説明会を教務担当の教員が中心になり実施している。さらに、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点の形成」、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、「グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成」、平成 29 年度からは、「国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成」プロジェクトを実施しており、法科大学院修了者向けにデザインされた外国法概論、外国法文献読解などの科目を開講して（【表 2-3】「博士後期課程」の「特別科目」参照）、博士論文作成を支援すると共に、特定研究学生としての採用を通じた経済的支援をも行っている。この拠点形成プロジェクトの詳細な内容および現状については詳細なウェブサイトを作成し（http://project.law.kyoto-u.ac.jp/yosei/index.html）、本プロジェクトの意義と成果とを将来の学生さらには社会全般に知らせている。

（ｴ）科目等履修生・聴講生・研究生

法学研究科は、本学の学生以外で、法学研究科において 1 又は複数の科目の履修を志望する者に対し、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可している。出願資格は、大学卒業又は卒業見込者で、入学年度に大学院に正規生として在学する者は除く。在学期間は 1 年間で、当該科目を履修して合格する

と、単位が与えられる。履修を志望できる科目は、20 単位に相当する科目数を上限とし、出願前に担当教員の内諾が必要である。後述する法曹養成専攻の開講科目も含まれるが、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの科目のうち受講者数が制限人数を超えない科目に限られる。

また、法学研究科は、本学の学生以外で、法学研究科において聴講を希望する者に対し、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可している。聴講科目は 4 科目以内（出願前に担当教員の内諾を要する）で、法曹養成専攻の科目については、科目等履修生の場合と同じである。在学期間は 1 年間で、延長可能である。単位は認めないが、試験を受けることはできる。出願資格は、科目等履修生と同じである。

その他に、法学研究科は、京都大学研究生規程に基づき、法学研究科において研究生として特定事項の研究を志望する者に、教授会での議を経て、研究生として入学を許可している。これは、本研究科の教授を指導教授として、原則 1 年以内の期間で、特定のテーマについて研究に従事するものである。

平成 27 年度～平成 31 年度の法学研究科における科目等履修生、聴講生、研究生の志願状況及び受入状況は、【表 2-9】に示すとおりである。

(c) 教育課程・教育方法

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）は、学士課程における学修の成果を発展させて、幅広く深い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、専攻分野における卓越した研究能力と、高度の専門性を必要とする職業を担う能力を育てることを、同専攻修士課程（先端法務コース）は、自由闊達な教育・研究環境の下で、深く幅広い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、企業法務を中心とした高度に専門的な職業を担う能力を育てることを教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）としている。他方、法政理論専攻博士後期課程は、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、各専門分野において職業的に必要とされる高度に専門的な知識と技術、並びにそれらを統合する能力を備えた、指導的な高度専門職業人を養成することを、教育課程編成方針としている。

このような教育課程編成方針に基づき、法政理論専攻では、専門的・先端的な文献・研究資料の読解能力や、その基礎となる外国語能力等の向上を目指して教育課程を設けており、修士課程と博士後期課程のそれぞれに、法学政治学に関する総合的な見識に加え、国際的な視野と原理的問題及び現代社会への関心の双方を備えた卓越した研究者や指導的な高度専門職業人を養成するために必要な授業を、各専門研究分野において実施している（平成 30 年度の法政理論専攻の開講科目は、【表 2-3】に示すとおりである）。また、平成 23 年度からは、博士後期課程学生において、翌 24 年度からは修士課程においても、正指導教授 1 名、副指導教授 2 名を指定して指導にあたることとし、教育・指導体制の強化を図った。さらに、上記の通り、平成 23 年度から法科大学院修了生向けの科目を開講し、法科大学院制度下での法学教員・研究者養成にも力を入れている。

ほとんどの授業は、主に研究者及び先端的な法的問題の専門家養成を目的とした同専攻の特性に対応して、基本的に少人数の演習方式を採用しており、そこでは内外の専門文献の読解とそれに基づく専門的な討論、あるいはデータ解析等が行われている。京都大学教務情報システム（KULASIS）にて web 閲覧が可能なシラバスには 1 年間の授業のテーマ、取り上げる文献などが授業ごとに事前に示されており、学生が履修科目を選択する際の判断材料となる。そこに掲載された教材等から見ても、各教員により蓄積された研究の成果と研究者養成の手法が各授業に十分に反映されていることは明らかである。

法政理論専攻では、それ以外に、とくに授業時間に限定することなく、指導教員の研究指導を受ける機会が、それぞれの個別的な指導の中で確保されている。修士課程では、修士論文の執筆に向けた指導が、博士後期課程では、研究論文の公表と博士論文の執筆に向けた指導が、それぞれ行われている。後述するように、平成 18 年 10 月に制定された課程博士号授与・取得促進手続によって、課程博士取得のプロセスがより具体的に学生に示されることになった。

(d) 成績評価・学位審査

(ｱ) 修士課程

修士（法学）の学位を取得するためには、修士課程に 2 年以上（4 年を限度とする）在学し、指導教授の研究指導を受け、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験（論文審査・口頭試問）に合格しなければならない。学位論文が当該分野における学術的意識、新規性、創造性及び論理的整合性等を有していること、並びに学位申請者が幅広く深い学識を備え、専攻分野における研究能力及び知識又は高度な調査能力と分析・判断能力、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力及び知識を身につけていることが、学位取得の具体的な目安となる。

修士課程（研究者養成コース）においては、授業科目（講義・演習）から 30 単位以上のほか、平成 30 年度以降は、大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）0.5 単位の修得が必要とされており、外国人特別選抜により入学した者は、さらに、大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2 単位の修得を求められる。このうち、授業科目から 30 単位以上については、「専門研究分野に属する授業科目」から 8 単位以上（ただし、同一授業科目については、16 単位を限度とする）を修得しなければならない。「専門研究分野」としては、「基礎法学」・「公法」・「民刑事法」・「政治学」の 4 区分を採用している。修士課程（研究者養成コース）の学生は、修士課程（先端法務コース）基本科目、法曹養成専攻における科目（選択科目に限る）及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く）を履修し、それぞれ 4 単位を限度とし、あわせて 8 単位に限り課程の修了に必要な単位数に算入することができる。なお、各科目の成績評価は点数により行う（演習を除く）ところ、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも掲げている。

次に、修士課程（研究者養成コース）における修士論文については、単なるリサーチペーパーでなく、外国文献等を利用し学説史なども丹念にフォローした専門学術的な論文を要求している。そのうえで、提出された修士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）が行われ、合格した者に対して、修士（法学）の学位が授与される。本研究科博士後期課程法政理論専攻に進学することを希望する者に対しては、修士論文の審査にあたり、進学の可否についても併せて審査している。

修士課程（先端法務コース）においては、授業科目（講義）から 22 単位以上（同一教員が担当する同じ授業科目については、当該教員の許可を得て、重ねて履修し単位を修得することができる）を修得し、かつ、指導教授による論文指導を受けて、8 単位を修得しなければならない。このほか、平成 30 年度以降は、大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）0.5 単位の修得も必要とされており、外国人特別選抜により入学した者は、さらに大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2 単位の修得を求められる。課程の修了に必要な単位数には、指導教授の指定する展開科目を履修し、8 単位を限度として算入することができる。また教育上有益と認められるときは、指導教授の承諾を得て、法曹養成専攻及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く）を履修し、あわせて 8 単位を限度として課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

また、修士課程（先端法務コース）における修士論文については、当該専門分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を備えた論文を要求している。そのうえで、提出された修士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）が行われ、合格した者に対して、修士（法学）の学位が授与される。なお、社会人特別選考により入学した者であって、特に優れた研究業績を挙げた者については、1 年又は 1 年 6 ヶ月の在学により修士（法学）の学位が授与される制度がある。

(ｲ) 博士後期課程

博士後期課程では、大学院での研究の集大成のための博士論文を書き上げることが大きな目標になる。そこで、博士論文の執筆を支援するとともに、これと合わせて、みずからの専門とするテーマ以外にも幅広い研究の視点を獲得させるため、次のような基準を採用して教育指導にあたっている。すなわち、博士（法学）の学位を取得するには、博士後期課程に 3 年以上（6 年を限度とする）在学し、指導教授の研究指導を受け、12 単位以上（社会人特別選考により平成 27 年度以降に入学した者については、単位の修得を要しない）を修得し、かつ、博士論文を提出し、所定の試験に合格しなければならない。学位論文が当該分

野における高度の学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有していること、並びに学位申請者が研究者として自立して研究活動を行い、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍するに足る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を身につけていることが、学位取得の具体的な目安となる。なお、法科大学院から入学する者は、法科大学院においては標準修了年限が 3 年であることから、博士後期課程に 2 年以上在学することで足りる。

博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）がされた後、人事研究科教授会において各審査委員から審査結果の報告を受けたうえで、博士（法学）の学位授与の可否につき、投票にて決する。

本研究科では、所定の期間内に論文を仕上げいわゆる課程博士を取得するケースは、従前はそれほど多くはなかった。これは、専攻分野によって、優れた研究成果をあげつつある学生は博士後期課程修了前に就職する例が多いことに一因があるほか、論文博士の審査基準が厳しく、これとの対比で、課程博士の審査基準が高く設定されてきたことにも原因があった。そこで、平成 3 年に審査基準を見直し、「まとまったテーマについて論文数として 3 ないし 5 篇、枚数にして 200 字詰め原稿用紙 800 枚程度の論文があること」を目安に運用する旨の申し合わせを行った。その後、平成 18 年にはこの申し合わせを見直し、「200 字詰め原稿用紙 300 枚以上の優れた論文があること」を目安に運用することへと変更した（現在では日本語の場合は 60,000 字以上、英語の場合は 24,000words 以上）。

さらに、平成 18 年 10 月には、教務委員会においてワーキング・グループも設けて調査・検討を経た上で、「課程博士号授与・取得促進手続きの流れ」が研究科教授会において決定された。これは、年度ごとに大学院生に当該年度における学習状況及び博士論文作成に向けた進捗状況を記載した文章を作成させ、これをもとにして個々の院生の研究進捗状況を把握し、年間 2 回、予備審査を経て博士論文審査を受ける機会を設けるという仕組みである。審査の機会を増やすとともに、博士論文の提出までに予備審査という中間段階を挟むことによって、課程博士号取得をそのプロセスにおいて支援しようとするものである。

平成 23 年度より、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると判断される場合には、その旨を示して表彰する制度を発足させ、質の高い論文作成への意欲を高めると共に、学界や社会に対して当該課程博士論文の価値を示すようにしている。

平成 29 年度・30 年度の課程博士号取得状況は、【表 2-4】に示すとおりであり、今後も課程博士号の積極的取得を奨励していく方針である。

(e) 学生への学修支援

法政理論専攻の学生には、新入生・編入学生を対象として、毎年 4 月に履修指導（主として、本研究科の教育理念・目標の説明、単位修得の意味、論文執筆に関する履修規程の内容説明）、各種手続きの説明、図書館利用ガイダンス及び研究公正の基本についてのチュートリアルを実施している。また、指導教授を中心として随時、直接の面談や電子メール等でのやりとりなど種々の方法で、論文指導はもとより、研究計画・留学・進路等についても、個別の相談にのっている。

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、各研究室内で個人専用の 1 人 1 机を確保している。共同研究室を利用する時間帯についても、特別の制限は設けていない。図書室及び配架図書の利用面でも、研究に必要な便宜を十分に図っている。

法学研究科は、教育支援体制として、平成 5 年度から TA 制度を導入した。さらに、平成 8 年度からは、学術研究の一層の推進に資する研究支援体制を充実・強化するともに、若手研究員の養成・確保を促進することを目的に、RA 制度を設けた。これらの補助的業務に携わることで、経済的な支援が得られるのみならず、研究能力の向上、教育的機能の訓練等の機会が与えられている（TA・RA の採用状況については、【表 4-8】【表 4-9】を参照）。また、前述(b)(ｳ)のとおり、法科大学院を修了して博士後期課程に進学・編入学した学生に対しては、特定研究学生制度を通じた手厚い経済的支援も提供している。

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並び

に民間育英団体の奨学金がある。さらに、経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が認められる。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-5】、【表 2-6】のとおりである。

(f) 教育の成果

法政理論専攻の修了者及び中途退学者は、そのほとんどが大学ほか高等研究・教育機関に職を得て、その後の研究活動・教育活動に従事している。留学生についても同様であって、出身国の大学やわが国の大学で研究者としての道を歩んでいる者が多い（【表 2-7】、【表 2-8】）。

(3) 法曹養成専攻

(a) 教育理念・目標

法曹養成専攻（法科大学院）は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを目的とし、この目的のため、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ることを教育目標としている。

(b) 学生の受入

(ｱ) 選抜の方針と入試の方法（平成 31 年度入学者選抜）

入学者の選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れることとしている。そのため、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して選抜を実施するとともに、一般選抜以外に、平成 28 年度入学者選抜から法学既修者枠について法学部 3 年次生出願枠を設け、さらに、平成 29 年度入学者選抜から法学未修者枠について特別選抜を実施している。

入学者選抜の方法は次のとおりである。入学定員は 160 名（平成 21 年度入学者選抜まで 200 名）とし、法学未修者枠 35 名程度（うち特別選抜 15 名程度）と法学既修者枠 125 名程度（うち法学部 3 年次生出願枠 25 名以内）とに区分して募集する。入学者選抜に用いる資料は、学部での学業成績や社会人としての活動実績を示す書類、本研究科の法科大学院が独自に実施する論述試験（法学未修者一般選抜及び法学既修者枠）、口述試験（法学未修者特別選抜）の成績等である。出願者が多数である場合には、第一段階選抜を行い、法学未修者特別選抜につき 30 名程度、法学未修者一般選抜につき 200 名程度、法学既修者枠につき 380 名程度（うち法学部 3 年次生出願枠については 75 名程度）をそれぞれ第一段階選抜合格とする。第一段階選抜合格の者を対象として法学未修者特別選抜については口述試験、法学未修者一般選抜については小論文試験、法学既修者枠については法律科目試験を課した上で、最終合格者を決定する。

(ｲ) 志願状況と入学者の受入状況

平成 27 年度～平成 31 年度までの入学者選抜の状況は【表 2-10】のとおりである。

(c) 教育課程・教育方法（平成 30 年度）

上記の教育目標を実現するため、(1) 討議を重視した少人数教育、(2) 法制度に関する原理的・体系的理解と論理的思考能力の涵養、(3) 多様な専門性と総合的な能力の向上、(4) 創造的な知的探究心の涵養と実務への架橋、を重視する観点から、次の①～⑤のような科目分類に基づいて、教育課程を体系的に編成している（括弧内は修了要件）。

① 基礎科目（法学未修者 28 単位、全科目必修。法学既修者については、すべての単位を修得したものとみなす。）
② 基幹科目（36 単位、全科目必修）
③ 基礎選択科目（法学未修者対象）
④ 実務選択科目（2 単位以上履修することを要する。）
⑤ 選択科目Ⅰ（4 単位以上履修することを要する。）
⑥ 選択科目Ⅱ（12 単位以上履修することを要する。）

そして、法律実務で一般的に必要とされる法律基本科目に関し、まず、基礎知識の習得を目的として、1 年次配当の①基礎科目を履修させる。次に、その基礎知識を実践的に応用する能力を養成するため、2・3 年次配当の②基幹科目を履修させる。これらの科目については、いずれも、双方向型の授業形式を活用するため、少人数でのクラス編成を行っている。その際、クラス間で教育内容や進度に著しい格差が生じないよう、担当教員間で定期的に進度や教育内容、教材等に関して十分な調整を行っている。また、法学未修者を対象として③基礎選択科目を提供し、①基礎科目で習得した法的知識を具体的事例への適用を通じて定着させ、その理解を深めることができるようにしている。

次に、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を目的として、展開・先端的科目（⑥選択科目Ⅱ）及び基礎法学・隣接科目（⑤選択科目Ⅰ）として多様な科目を提供し、民刑事に関する裁判法務だけでなく、企業法務や公共政策法務などについても、学生が自らの目的に合わせて、系統的にその専門性を高めることができるようにしている。

また、選択科目Ⅰ及びⅡのうちの演習形式の科目を中心に、科目の履修に付け加えてリサーチペーパー（合格の判定を得た場合 2 単位）の作成・提出を推奨して、問題発見、調査・分析、解決策の提案といった、社会の幅広い分野において指導的な立場に立つ法曹に求められる総合的能力の更なる向上に努めている。

そして、法曹養成教育にとってきわめて重要な課題である実務への架橋を図るため、法律実務基礎科目について、「民事法文書作成」、「法曹倫理」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」を②基幹科目の一部に位置づけて必修とするとともに、④実務選択科目を提供している。

さらに、⑥選択科目Ⅱとして、実務家が担当する事例演習科目を相当数提供し、多様な法律分野における先端的な実務的課題と取り組むことができるようにしている。

なお、平成 27 年 1 月に、京都大学と同志社大学との間で単位互換に関する協定書、及び京都大学大学院法学研究科と同志社大学大学院司法研究科との間で単位互換に関する覚書がそれぞれ締結されたことで、平成 27 年度より、同志社大学法科大学院の一部の授業を、本学の法曹養成専攻学生も実務選択科目及び選択科目Ⅱとして履修することが可能となり、主として外国法に関する学生の学習ニーズに応えている。

科目履修に関しては、自主・独立の精神を重んじ、また、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを基本理念とするため、できる限り学生の自主性を尊重し、コース制などを特に設けることはしていない。しかし、適切な科目履修が行われるよう、科目の配当年次を定め、入学時に十分なオリエンテーションを実施するとともに、基本的な履修モデルを作成・提示し、学生の科目選択の参考としている。また、基本理念・教育目標、教育課程の概要、法曹養成専攻履修規程、履修モデルなどを収録した便覧を作成・交付して、学生に周知するとともに、シラバスをウェブ上の教育支援システムを通じて学生に提供している。

なお、平成 30 年度における法曹養成専攻の開講科目は、【表 2-11】のとおりである。

(d) 成績評価・修了（平成 30 年度）

成績評価に当たっては、授業形式に応じて適切な各種の方法を用いている。双方向形式の授業においては、授業における学習状況を平常点として評価するとともに、期末に筆記試験を実施して成績評価を行うこととしており、講義形式の授業においては、期末に実施する筆記試験を中心に成績評価を行うこととしている。また、演習形式の授業においては、平常点を中心に成績評価を行うこととしている。エクスターンシップ等の実地研修を中心とする科目においては、研修の状況を平常点として評価するとともに、研修終了時にレポートを提出させて成績評価を行っている。

成績評価は 100 点を満点とした素点をもって行うことを原則とし、60 点以上を合格とする。点数の基準については、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも掲げている。ただし、エクスターンシップ等の実地研修を中心とする科目及びリサーチペーパー等の評価は、合否による。

なお、履修の指導及び成績の評価に際しては、6 段階の成績区分（A＋、A、B、C、D、F）にしたがった成績評定も併せて用いる。

また、やむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった場合には追試験の受験を認めている。D、F 又は不合格の成績判定を受けた科目については、次年度以降の再履修を認める。

課程の修了の認定及び学位の授与は、優れた教養と高い専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた者に対して行なうこととし、その要件を次のとおり定めている。

標準修業年限は 3 年とし、法学既修者については 2 年以上の在学により修了を可能とする。

修了要件として、3 年以上在籍し、必修単位のすべてを含んで、96 単位以上修得したことが必要である。ただし、法律学の基礎的な学識を有すると認められる法学既修者は、1 年在籍して、基礎科目の単位数を修得したものとみなす。

また、修了に必要な上記の単位数を修得している場合であっても、素点を基準に算出される各科目の評点の平均が一定の水準を満たしていない場合には、修了を認めない。

なお、一定の進級要件や履修科目の登録上限を設けており、同一年次の在籍（原級留置）は、休学その他特別の事情がある場合を除き、2 年を限度としている。

(e) 学生への学修支援

学生の学習効果を高めるため、法曹養成専攻専用の学習室及び自習室（キャレル・デスク合計 486 席を備え付け）、学習室と一体化した図書閲覧室、無線 LAN 環境、オンライン・データベースを提供するとともに、学生が自主的な勉強会等のために用いることのできる多目的スペース 12 室を整備している。また、学生用ロッカーを設け、学生各人に 1 つのロッカーを与えている。学習室は、学生の要望等を踏まえ、午前 8 時 30 分から午後 11 時 45 分まで開室することとし、学生が十分な学習をできるように配慮している。

図書については、専用の図書室に判例集を中心に約 20,000 冊を整備し、学生が頻繁に利用する図書については、複数冊を備えるなどして、学習の便宜を図っている。また、情報インフラとして、無線 LAN 環境を構築し、オンライン・データベースとしてウェストロー・ジャパン社の Westlaw Japan Academic Suite（平成 22 年度までは株式会社 TKC の法律情報データベース）を提供している。

入学後には開講前集中講座を実施し、学習をスムーズに開始することができるよう、配慮をしている。

さらに法学未修者については、入学までの事前学習（必読文献リスト）について指示するとともに、合格発表後に任意参加の授業見学会を実施し、特段の配慮をしている。また、教育補助スタッフによる学習支援体制の下、1 年次に配当される法律基本科目について学習補助を行うとともに、担任制度により、法学未修者からの学習全般に関する相談に応じる体制も整えている。さらに、平成 27 年度以降は、学生・修了者支援委員会（平成 28 年 4 月に改組）の下にある未修者支援ワーキンググループにおいて、未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会（平成 28 年度より現名称）を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明している。

次に、個別の授業との関係では、各教員がオフィス・アワーを設けるなどして、学生からの質問に答えることとしている。さらに、法曹養成専攻専用の投書箱を設けて、教育内容、施設等に関する学生の意見を常時受け付けており、学生の要望を把握し、それを教育改善に生かす態勢を整えている。

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。また、経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が認められる。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-5】、【表 2-6】のとおりである。そのほか、平成 27 年度から、本法科大学院が厚生労働省の教育訓練給付制度における

専門実践教育訓練講座の指定を受けたため、所定の要件を満たす社会人経験のある学生は、同制度による給付金を受給することができる（平成 29 年度は 16 名、30 年度は 22 名が受給した）。

(f) 修了後の進路

修了者は、司法試験に合格した上で、司法修習を経て法曹になっていくことが予定されているが、大学の教員として教育・研究に従事するという進路も想定されている。法科大学院から博士後期課程に編入学・進学する学生への支援については、(2) (b) (ｳ) (9 頁) に述べたとおりである。

修了者の進路及び活動状況は、【表 2-12】のとおりである。

なお、平成 26 年 10 月に、法科大学院として組織的に就職支援を行うため就職支援室を設置した。各種の進路説明会の実施のほか、就職関係の情報提供を統合的に行い、在学生、修了生の便に供することとしている。

(4) 教育改善の努力

(a) 法政理論専攻

法学研究科においては、その重要事項を審議するものとして、教授会が置かれる。法学研究科教授会のもとには、教育活動に係る委員会として、教科委員会、教務委員会、制度委員会、補導委員会等が設置され、それぞれの所管事項に関して、審議・検討を行い、教授会に提案し、研究科としての教育方針の作成に参与している。

法政理論専攻における教育活動に関しても、法学研究科の上記諸委員会が、課題に応じて機能を分担している。即ち、法政理論専攻の教育課程や教育方法については教務委員会、カリキュラムの抜本的な変更等については教科委員会、教務関係も含めて研究科諸規程の制定・改廃等については制度委員会が所管している。たとえば、課程博士号授与・取得促進手続きは、課題ごとに設けたワーキング・グループでの調査を踏まえて、教務委員会や制度委員会で検討した結果、設けられたものである。

また、学生受入に関しては、平成 17 年度・18 年度に、入学試験委員会や制度委員会での検討をふまえて、博士後期課程進学・編入学試験の在り方を再検討し、教授会の議を経て、社会人特別選考方式を導入する等の制度改革を行った。

なお、平成 26 年度後期より一定数以上の履修者のいる授業科目については、授業アンケートを行うこととし、学生の意見をふまえた教育改善にも取り組んでいる。

平成 27 年度からは、学期ごとに教員懇談会（FD 会議）を開催している。

(b) 法曹養成専攻

法曹養成専攻は、専攻会議のもとに、独自の教務委員会・担任委員会や入学者選抜委員会を設置している。教務委員は、継続的に、教員と意見交換をしたり、学生の意見を聴取するなどし、これを基礎に教務委員会において教育内容・方法の改善のための方策を検討している。これらの検討状況や改善方策については、法曹養成専攻会議、教員懇談会（FD 会議）その他の各種の機会に、教員に伝えられ、教員間で意見交換が行われている。

また、各授業について、書面により又はウェブ上の教育支援システムを通じて学生による授業評価を実施し、その結果をとりまとめ、各担当教員にその結果及び受講学生の回答内容のコピーを交付し、各教員の教育方法改善の努力に寄与している。

さらに、外部の識者を委員とする外部評価委員会を設置し、教育内容・方法等について外部から意見を得る態勢を整えている。

そして、教員懇談会（FD 会議）を学期ごとに開催し、授業運営方法、カリキュラム編成、履修指導方法等、法科大学院の教育全般にわたる各種の事項について協議をし、教育の改善に反映させている。

これに加え、外部の講師を招いて講演会を開催したり、司法研修所、法科大学院協会等が開催する研修やシンポジウムに教員を派遣したりするなどして、積極的に研鑽の機会を設けている。

2）学部教育

(1) 教育理念・目標

21 世紀に入り、世界も日本も大きな転換期を迎えており、それに伴い様々な問題が生じている。こうした状況に対応して、世界の中での国家や社会のあり方を考え、これからの豊かな人間社会を構築していくためには、人間・社会・歴史に対する深い洞察力を基礎として、法律と政治の仕組みに関する専門的な知識を備え、社会全体を視野に入れながらそれらを組み合わせる構想力を有し、国家・社会についての制度設計や組織運営に指導的に関わっていくことのできる人材の育成が不可欠となる。また、地球規模での交流が活発となっている今日、文化の多様性を尊重し、グローバルな視点のもとで法と政治、経済、社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた教養人が求められている。

法学部は、こうした能力を備えた人材を育成するために、法学政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることを、教育目標としている。

法学部のこの教育理念・目標は、京都大学入学者選抜要項や京都大学学生募集要項に掲載して、受験生に明示するとともに、『法学部・法学研究科概要』、『知と自由への誘い 京都大学 大学案内』、法学部第 3 年次編入学生募集要項、法学研究科・法学部ホームページにもその趣旨を掲載し、学生や教職員、さらには社会の人々に周知を図っている。

(2) 学生の受入

(a) 学生受入方針

上に示した教育理念・目標のもと、法学部では、世界・国家・社会の様々な問題に対する強い関心を持ち、多方面にわたる基礎的な学力を備え、論理的思考力にすぐれた学生を求めている。法学部のこの学生受入方針は、教育目標と同様に、京都大学入試選抜要項や京都大学学生募集要項に明記して、受験生に周知している。

さらに法学部は、入学者選抜の枠内での特別選抜として、外国学校出身者のための選考を実施している。大学教育の国際化を図るため、諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者も、わが国の大学に入学させ、一般の入学者選抜により入学した学生に対して多様な文化的接触の機会を与え、両者相俟って国際的に活躍しうる有為の人材の育成を図ることが適当と考えることによる。

(b) 入学者選抜方法

(ｱ) 一般選抜

一般入学者選抜は、上記のような学生受入方針に基づき、大学入試センター試験の成績、第 2 次（個別）学力検査等の成績及び調査書を資料とし、総合して判定している（【表 2-13】）。前期日程の入学志願者が入学定員の約 3.5 倍を超えた場合には、大学入試センター試験の成績等により、第 1 段階選抜合格者を決定し、第 2 次（個別）学力検査等を行う。以上のような法学部の入学者選抜の実施については、全学に置かれている入学試験実施委員会の定める実施体制を整えるとともに、学部入学試験委員会がこれにあたり、合格候補者の決定は、法学部教授会で行っている。

前期日程の募集人員は 310 名で、これには後述する外国学校出身者のための選考による入学者 10 名以内が含まれる。なお、法学部は、平成 2 年に、前期日程と後期日程の 2 回入学試験を実施する分離・分割方式を採用した後、平成 19 年度入学者選抜より後期日程の試験は実施してこなかったが、平成 28 年度入学者の入学試験から特色入試を後期日程で実施している。

(ｲ) 特色入試

平成 28 年度入学者の入学試験から全学で特色入試を開始した。

法学部特色入試は、後期日程で実施し、第 1 次選考では、大学入試センター試験の成績及び調査書の成

績により、募集人員の 15.0 倍程度を目安として合格者を決定する。また、最終合格者は、第 1 次選考に合格した者について、大学入試センター試験の成績及び能力測定考査（小論文試験）の成績により決定している。特色入試の実施については、全学に置かれている特色入試実施委員会が中心となり体制を整えるとともに、法学部では学部入学試験委員会がこれにあたり、合格候補者の決定は、法学部教授会で行っている。

募集人員は 20 名である。

(ｳ) 外国学校出身者のための選考

上記の学生受入方針に基づき、諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者に対して、国籍を問わず、一般の入学者選抜方法とは別の選考方法を実施し、合格者に入学を許可している（出願資格については、【表 2-15】参照）。募集人員は、平成 18 年度学生募集まで 20 名であったところ、近年のこの選考方法での合格者数・入学者数を考慮して、平成 19 年度学生募集より 10 名に変更した（なお、選考の結果、成績によっては募集人員にかかわらず入学が許可されないことがある）。

平成 28 年度入学者までの入学者選考は、出願書類に基づく第 1 次選考と、第 1 次選考合格者に対し論文（日本語）及び面接（日本語）を課して行う第 2 次選考からなる方法によっていたが、平成 29 年度入学者の入学試験から、これらの試験科目と選考方法を変更し、3 つの成績（①京都大学個別学力検査（前期日程）「国語（理系）」の問題のうち主として現代文を扱う部分の成績　②TOEFL-iBT の成績　③面接（日本語で実施する。）の成績）を総合評価する方法により実施した。この入学者選考の実施については、外国学校出身者入学選考委員会がこれにあたり、合格者の最終決定は法学部教授会が行っている。平成 27 年度～平成 31 年度の志願状況と入学者の受入状況は、【表 2-16】に示すとおりである。

なお、外国学校出身者のための選考による入学者に対する入学後の教育は、一般選抜により入学した者と同じであり、この選考方式での入学者であることによる特別の配慮を行っていない。このことは、法学部の授業が日本語で行われることと併せ、募集要項に明記して、志願者に対して周知を図っている。

(c) 志願状況と入学者の受入状況

平成 27 年度～平成 31 年度入学者選抜における志願状況及び入学者の受入状況（外国学校出身者のための選考を含む）は、【表 2-14】のとおりである。一般選抜・特色入試では、ほぼ入学定員どおり入学者を得ている。他方、外国学校出身者のための選考については、第一次選考基準を満たす出願者が減少していたために、入学者が 20 名の募集人員に十分に達しない事態が継続していたことから、前述の通り平成 19 年度より、これを 10 名に改めて実施している。

(d) 転学部・編入学等

(ｱ) 転学部

本学部では、本学の他学部学生もしくは他大学の学生であって本学部に転学を志望する者、又は、本学部の学生であって他学部もしくは他大学に転学を希望する者について、教授会の議を経て許可することがある（京都大学法学部規程第 10 条）。法学部内規「転入学部学生選考基準」に従い、転入学を許可する。転入学を許可する場合、1 年次修了者のみならず 2 年次以上修了者もすべて 2 年次に受け入れている。

平成 27 年度～平成 31 年度の本学部への転入学部者の総数と内訳、本学部から他学部への転学者の総数と内訳は、【表 2-18】のとおりである。法学部は、従来から転出者より転入者が多く、10 数名から 20 名を超える転部学生を受け入れてきたが、21 年度より、転入学部許可者数を、入学定員の 2%を限度とすることに改めた。最近は転出者がやや多くなっている。

(ｲ) 第 3 年次編入学

法学政治学についての高等教育は、高等学校から直接大学の法学部に進学した者だけでなく、さまざまの社会的経験と文化的関心に基づいて改めてその機会を希望する者に対しても、その者が学習に必要な能力を有する限り、門戸を開放することが適当と考えられる。本学部では、大学（法学部を除く）、短期大学

又は高等専門学校を卒業した社会人や卒業見込の者の他、他大学で 2 年以上の教育を受けた者に対して、法学政治学の学習の機会を提供するため、国籍の如何を問わず、第 3 年次への編入学の途を開いている。

平成 27 年度～平成 31 年度第 3 年次編入学者選考の実施状況は、【表 2-19】に示すとおりである。

(ｳ) 科目等履修生・聴講生

法学部は、本学の学生以外で、法学部において 1 又は複数の科目の履修を志望する者に対し、論文及び外国語（英語）の試験を課し、合格したときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可している。在学期間は 1 年間で、履修科目は 5 科目以内（履修を認めない科目もある）とされ、当該科目を履修して合格すると、単位が与えられる。出願資格は、高等学校卒業又は卒業見込者で、入学年度に大学・大学院に正規生として在学する者は除く。

また、法学部は、本学の学生以外で、法学部において聴講を希望する者に対し、論文及び外国語（英語）の試験を課し、合格したときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可している。在学期間は 1 年間で、延長が認められる。聴講科目は 7 科目以内（聴講を認めない科目もある）とされ、聴講科目につき、単位は認めないが、試験を受けることはできる。出願資格は、科目等履修生と同じである。

平成 27 年度～平成 31 年度の科目等履修生及び聴講生の志願状況及び受入状況は、【表 2-17】に示すとおりである。

(3) 教育課程

(a) カリキュラムの編成方針

本学部では、学科制や専攻・コース制を設けていないのみならず、専門科目については、必修科目すらない。自分なりにどのような科目を選択し、学修計画を練っていくかについては、学生各自の主体的判断を尊重している。これは、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学精神に基づく主体的学習を促すという、本学部の伝統的な教育方針によるものである。

他方、不本意な留年の増加など、学生の自主性にすべてを委ねることの弊害も無視し得ないため、平成 4 年度入学生から、自由選択制を維持しつつも、専門科目に学年配当制を導入し、法学政治学の段階的・体系的学習が可能となる科目編成を行った。さらに、平成 16 年度には、法科大学院の開設に伴い、法学部における学部教育については、法学政治学の基礎的素養を身に付けたジェネラリストの育成という伝統的な教育目標をより明確にすべく、開講科目数や単位数を減少させ、高度に専門技術的な内容の教育は行わないこととするなど、基礎的教育を重視する方向での再編を実施するとともに、演習を除く専門科目についてキャップ制を導入した。なお、その後の状況にかんがみ、平成 24 年度から、16 年度に単位数を減じた一部科目について元の単位数に復した。

このようなカリキュラム編成の基礎にある基本方針（カリキュラム・ポリシー）は、①互いの文化を尊重し、グローバルな視点のもとで法と政治、経済及び社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた人材を育成することに重きを置く。②人間、社会及び歴史に対する深い洞察力を育む教養教育の上に、国家と社会についての制度設計や組織運営に関する基礎的及び原理的知識を教授する専門教育を積み上げる。③高度な学術研究や高度専門職に進む共通の前提となる法学政治学に関する基礎的、基本的な知識の着実な習得に重きを置いた専門教育を実施する。④実社会において指導者的活動を行う際に基礎になる国際的視野を開くとともに、異文化理解能力及びコミュニケーション能力を養成する。⑤自らの将来計画に基づいて自由かつ自主的に勉学に勤しむ自学自習の勉学態度を身につけさせる、というものである（平成 30 年度現在）。

(b) 実施体制と科目編成（平成 30 年度）

(ｱ) 全学共通科目（教養科目）

京都大学の全学共通教育（教養教育）は、主として「全学共通科目」により実施される。全学共通教育

の全学的な責任組織である国際高等教育院では、各学部から教育院に教員が移籍して企画評価専門委員会を構成し、開講科目、授業内容・方法、成績評価、担当者等、あるべき教養・共通教育の内容に関して検討を行っている。

全学共通科目は、人文・社会科学科目群、自然科学科目群、外国語科目群、情報学科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、統合科学科目群及び少人数教育科目群に分かれる。特色ある科目として、新入生向け少人数セミナー（ILAS セミナー）がある。

全学共通科目は、卒業までのどの学年においても履修できるが、実際には概ね第 1・第 2 学年で履修するようにカリキュラムが編成されている。授業は、一部の集中講義を除き前期・後期のセメスター制の枠内で、クラス指定科目（法学部のクラスについては外国語科目とスポーツ実習科目）又は自由選択科目として提供される。

法学研究科は、このような全学共通教育の実施協力部局の一つとして、独自の全学共通科目を複数提供し、ILAS セミナー等の授業を担当するとともに、法学部学生向けの専門入門科目を他学部学生向けに全学共通科目として開放することによって、全学的な教養教育実施の一翼を担っている（平成 30 年度に法学部が提供した全学共通科目については、【表 2-20】参照）。平成 21 年度からは、従来法学部の専門科目として 1 回生に配当してきた「外国書講読」を、教養科目（外国語科目）の「法学政治学英語」として 2 回生以上を対象に提供することとした。これに伴い、平成 20 年度入学者から卒業要件が見直され、卒業に必要な単位は、教養科目が「法学政治学英語 A・B」（平成 25 年度より「法学政治学英語Ⅰ・Ⅱ」に科目名変更。平成 29 年度からは「外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ」）の各単位を含む 48 単位、専門科目については 80 単位に改められた。

さらに、平成 28 年度からの全学共通科目外国語科目の単位数の変更により、平成 28 年度入学者から、卒業に必要な単位は、教養科目が 64 単位（法学部の提供による「外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ」各 2 単位を含み、8 単位以上は E 科目に指定されている科目であること）、専門科目については 80 単位となった。

他方、企画運営の面でも、法学研究科は、全学的見地から全学共通科目を検討する全学委員会である国際高等教育院の会議に何人もの委員を派遣しており、実施や組織間の連携について意思疎通に努めている（【表 5-2】参照）。

(ｲ) 専門科目

前述の通り、法学部は、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学方針に基づく主体的学習を促すため、学科制や専攻・コース制を設けず、専門科目については必修科目を設けていない。そして、学生による科目選択の自由を尊重しつつ、段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を積極的に促すため、専門科目を基礎法学・公法・民刑事法・政治学の 4 領域に分けて、体系的に整理するとともに、基本となる主要科目については、法学部履修規程により毎年の開講を義務づけることで、段階的学習を受けるうえでの支障が生じないようにしている。すなわち、1 年次に法学入門Ⅰ・Ⅱ、政治学入門Ⅰ・Ⅱほか入門科目を設けたうえで、2 年次以降に専門性の高い科目を段階的に履修できるよう、2・3 年次配当科目、2・3・4 年次配当科目、3・4 年次配当科目という学年配当を設け、学生の段階的履修を促すとともに、その活性化を図っている。また、学生に対しては、段階的・体系的な科目選択に役立つように、科目のレベル・系統や、学生が身につける知識や能力と各科目との対応関係を示したコースツリー（【図 2-2】）を公表している。平成 30 年度の法学部専門科目を配当学年別に整理したのが以下の表である。

平成 30 年度 法学部専門科目（配当学年別。外国文献研究、特別講義、経済関係科目を除く）

学年配当	専　門　科　目	履修上の注意
1 年次 配当科目	法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、政治学入門Ⅰ、 政治学入門Ⅱ、家族と法	原則として 1 年次のみが卒業に必要な単位に算入できる
2・3 年次 配当科目	憲法第一部、憲法第二部、民法第一部、刑法第一部	4 年次以上の者が履修した場合は増加単位の扱いとなる
2・3・4 年次 配当科目	政治関連科目…政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策 基礎法関連科目…法理学、法社会学、日本法制史、西洋法制史、ローマ法、東洋法史 公法・民刑事法関連科目…国際法第一部、民法第二部、刑法第二部	2 年次については、政治関連科目と基礎法科目、それぞれ 2 科目に限り履修を認める
3・4 年次 配当科目	上記以外の専門科目	

演習は 3・4 年次に配当され、半期 2 単位で、6 単位まで履修できる。

法学政治学の学習と関連する経済関係科目には、法学部専門科目として原則毎年開講されるもの（ミクロ経済学など 8 科目）と、経済学部開講科目の中で法学部の専門科目として履修することを認めているもの（世界経済論、金融論など 11 科目。ただし、卒業要件単位に算入できるのは 4 単位まで）がある。その他に、法学部履修規程第 5 条に基づき開講される「特別講義」や、学生からの希望を受けて開く「特殊講義」も、実施されてきた。特別講義のうち数科目は「実務関連特別科目」として開講され、その多くは寄附講義である（平成 29 年度は、特別講義として「民事執行・保全法」「近代日本のリーダーたち」「比較法制史学概論」「日本政治思想史」「外交史」「Introduction to European Law」「Japanese Politics from a Comparative Perspective」「現代社会と裁判*」「現代社会と弁護士**」「アセット・マネジメントの実務と法**」「生命保険の実務と法**」「金融法と銀行実務**」「信託法の理論と実務**」「国際企業取引の実務と法**」、平成 30 年度は、特別講義として「破産法」「日本政治思想史」「外交史」「Introduction to European Law」「Japanese Politics from a Comparative Perspective」「International Criminal Law: An Introduction」「現代社会と裁判*」「現代社会と弁護士**」「アセット・マネジメントの実務と法**」「生命保険の実務と法**」「金融法と銀行実務**」「信託法の理論と実務**」「国際企業取引の実務と法**」が、それぞれ開講された。*及び**の科目は実務関連特別科目、**は寄附講義である）。さらに、法学政治学の研究者をめざす学生が専門分野にかかる語学能力の基礎を修得できるように、英語・フランス語・ドイツ語につき外国文献研究の科目を設けている。

平成 30 年度の法学部開講科目は、【表 2-21】のとおりである。

法学部では、研究者教員が、各専門分野における研究成果に基づいて授業を実施している。また、専門科目欄に掲げた授業科目や特別講義につき専任教員に適任者がいない場合や、学生からの希望を考慮した特殊講義については、非常勤講師を採用している。教科書・参考書等として、科目担当教員が執筆した書籍が多数使用されているほかに、多数の授業が、担当教員作成による教材を用いて行われている。

専門科目の授業は、基本的に講義形式で行われている。外国文献研究は、少人数での輪読が行われている。演習については、少人数で実施するとともに、講義で学んだ知識を活用して法学政治学の諸問題を個別に分析して討論できる能力を育成できるよう、また、学生にそのような機会を与えるべく、基本的な専門科目については、講義に対応する演習を原則として開講する方針で臨んでいる。

学生の履修方法に関しては、学生の自由な選択を認め、学生個々人が自らの関心とニーズに合わせて学習ができる機会を保障している。かかる原則を維持した上で、専門科目については、学生に対し堅実な学習を促すことで、単位の実質化を図るため、平成 16 年度以後の入学者について、キャップ制を採用し、各学期において登録できる専門科目の単位数に上限を設けている。1 年間に履修登録をすることができる専門科目（演習を除く）の数は、2 年次生は 36 単位（平成 27 年度までは 32 単位）、3 年次生は 36 単位、4 年次生は 40 単位を上限とし、かつ、2・3 年次生の各学期の履修登録の上限を 20 単位に設定している（ただし、いずれについても 3 年次編入生については適用せず、他学部から法学部に転部した者については、1 年次配当科目の単位は、キャップ制の単位数に算入しない）。

(c) 成績評価・卒業認定

成績評価基準・卒業認定基準とも、法学部規程・法学部履修規程に定められているものに従い、実施されている。単位認定にあたっては、法学政治学に関する基礎的及び基本的な知識が着実に修得されているか否かが留意される。試験の成績（演習及び一部科目を除く）は点数により評価し、60 点以上を及第とするところ、筆記試験について匿名採点の方法を採用することで、厳正な客観的評価を確保している。また、点数の基準については、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも明記している。さらに、各科目間での評点のずれが生じないよう、評点の分布・比率（80 点台の答案の割合、70 点以上の答案の割合、最高点の目安等）についても具体的な基準を設けている。

本学部の卒業に必要な単位数を構成する科目は、教養科目と専門科目とに分かれる。教養科目は半期 2 単位が原則であり、専門科目には、2 単位科目と 4 単位科目とがある。

卒業するためには、全学共通科目として提供される教養科目を、平成 25 年度～平成 27 年度入学者は、人文・社会科学系科目群および法学部が提供する法学部基礎演習から 20 単位以上、自然・応用科学系科目群から 6 単位以上、外国語科目群から、法学政治学英語Ⅰ・Ⅱを含む英語 8 単位及び教授会が定めるその他の外国語科目 8 単位以上、現代社会適応科目群から 6 単位（ただし、人文・社会科学系科目群、自然科学系科目群又は拡大科目群の単位で代替しうる）、合計 48 単位以上を修得しなければならない。平成 28 年度以降入学者は、人文・社会科学科目群および法学部基礎演習から 24 単位以上、自然科学科目群及び統合科学科目群から 6 単位以上、外国語科目群から英語 8 単位及びその他の外国語 16 単位以上、さらに情報学科目群、健康・スポーツ科目群、少人数教育科目群、キャリア形成科目群を含め合計 64 単位以上を修得しなければならない（なお、外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ各 2 単位のほか、E 科目 4 単位が含まれなければならない）。

他方、専門科目については、演習 2 単位を含む 80 単位以上を修得しなければならない（演習を履修しない者は、卒業に必要な 2 単位に代えて、他の専門開講科目 4 単位を修得しなければならない）。

最終的な卒業判定は、関係書類を整備して教員全員の縦覧に供し、教授会において判定を行っている。

(4) 学生支援

学習支援のための措置として、講義のシラバスの役目も兼ねる「法学部 便覧」を充実させるとともに、4 月初めに、新入学生及び新 2 年次学生（転入･編入学生を含む）を対象に、教養科目としての全学共通科目の履修の仕方、専門科目の教育課程の仕組み（単位数、キャップ制、履修登録、休学等）、履修登録の仕方などについて指導を行っている。教育課程に重大な変更が行われたときなど、必要な場合には随時、学生に対する履修指導の機会を設けている。

学習面での相談・助言は、外国文献講読（法・英）の授業担当教員や演習の担当教員が適宜応じている。成績不良者については、教務委員と補導委員による定期的な面談を行っている。担任制は採用していない。

法学部図書室エリア内に、法学部学生のための学習室（後述するように、平成 18 年度に拡充した）を確保している。また、法学部図書室については、平日（利用時間は午前 9 時から午後 8 時）のみならず、土曜日も利用できる（ただし午後 5 時まで）。学生は、附属図書館と法学部図書室を相当の頻度で利用している（法学部図書室については、本報告書 7(2) 図書室の項目(46～48 頁)も参照）。

情報ネットワークの利用に関しては、学生は、電子メールの利用等のサービスを受けることができる。また、法学部図書室内に、OPAC による図書検索（KULINE）専用のパソコンが設置されており、学生はこれを用いて京都大学の蔵書を検索できる。その他の情報環境設備に関しても、全学の BYOD (Bring Your Own Device) 化にあわせて学部の施設内の無線 LAN を整備し、インターネットにアクセスできる良好な環境を整えているだけではなく、法学部独自に年間 200 枚のプリントサービスを行い、また、学習に有用な法学雑誌をオンラインで講読可能とするなど、教育学習環境の整備充実に努めている。

法学部は、法学部自治会、法律相談部等の法学部公認サークルに対して、その活動の拠点となる部室などとしての使用のため、施設の利用を許容している。金銭面での支援は行っていない。

進路に関わるものとしては、法科大学院入試説明会や中央省庁に関する説明会（例年 4～6 月に行われる人

事院主催の「霞が関リレー特別講演」など）を開催している。学生に配布する便覧にも、進学、国家公務員採用試験、司法試験などに関する情報を掲載して、学生の便宜を図っている。官庁・企業等から送付された各種資料を、学生が利用可能な状態にしているほか、演習などにおいても、適宜学生の進路選択についての相談に応じている。

経済的な支援としては、健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。また、経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が認められる。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-24】、【表 2-25】のとおりである。

(5) 教育の成果

学部学生の学年別在学状況は【表 2-22】に示すとおりである。留年者が多いのは、国家試験・法科大学院進学のため、卒業要件単位を意識的に残している意図的留年者を多く抱えていたためであったが、近年では、その状況は徐々に改善されている。

卒業者数及び就職・進学状況は【表 2-23】のとおりである。大学院進学（法科大学院を含む）の他、公務員、民間企業など、全体として順調に進路が決まっている様子がうかがえる。

(6) 教育改善の努力

法学部の重要事項を審議するため法学部教授会が置かれている。教授会では、教育課程の編成及び授業担当に関する事項、入退学、卒業その他学生の身分に関する事項、並びに教員の人事（非常勤講師）に関する事項が審議される。また、法学部の教育活動に係る委員会として、教務委員会（教育課程や教育方法を所轄）、教科委員会（カリキュラムの抜本的な変更等を所轄）、制度委員会（教務関係も含めて学部諸規定の制定・改廃等に関する事項を所轄）等が設置されている。これらの委員会は、それぞれの所管事項に関して、審議・検討を行い、教授会に提案している。教授会では、たとえば大学院における法曹養成専攻の設置に伴い学部のカリキュラムの見直しが必要となった際には、各委員会が精力的に開催されて課題を検討し、そこで作成・提案されて、時代や社会の要請に合致する改革の実施が決定された。

また、法学部は、全学の検討状況に連動して、学部入学者選抜制度検討委員会を設置して、入学者選抜方法の改善に取り組み、毎年入学者選抜要項を教授会に提案し、教授会で審議・決定している。

学生による授業評価は平成 20 年から本格的に（26 年度からは演習を含むすべての科目について）実施し、各担当教員に通知して授業に反映させるようにしている。また、各教員は、授業評価の結果に対するコメントを教務事務担当者に提出している。

平成 27 年度からは、学期ごとに教員懇談会（FD 会議）を開催し、授業評価の結果の報告・分析や成績不良者の面談結果の報告、教員間の意見交換等を行っている。

3）留学生の受入と教育（大学院・学部）

(1) 大学院留学生の受入

大学院法学研究科法政理論専攻修士課程・博士後期課程、及び法曹養成専攻（専門職学位課程）においては、外国人も、出願資格を満たせば、日本人の志願者と同様に、所定の選考方法により出願し、試験に合格することにより、入学又は編入学が許可される。

これとは別に、法政理論専攻修士課程・博士後期課程には、外国人留学生向けの特別の入学者選抜方式として、外国人特別選抜方式が設けられている。博士後期課程での外国人特別選抜試験は平成 20 年度入試から開始された。いずれも、書類選考により行う第 1 次選考、及び第 1 次選考合格者に課される第 2 次選考とからなり、修士課程では、第 2 次選考は、語学試験（日本語・英語・ドイツ語・フランス語から指定した科目）及び、専門科目試験（年度ごとに研究科教授会が決定した専門科目試験の科目から志願者が選択）により行われる筆記試験、ならびに口述試験からなる。博士後期課程では、第 2 次選考は、語学試験（日本語・英語・ドイツ語・フランス語から指定した科目）及び、各自が提出した修士論文（言語を問わない、但し日本語要約を添付）、研究計画書等の内容、志望する専門研究分野の知見に関する口頭試問により行う。

平成 27 年度～平成 31 年度の志願者及び合格者・入学者の状況は、【表 2-2】に示すとおりである。

これらの選抜方式により入学する外国人は、私費留学生がその多くを占めるが、日本の国費外国人留学生制度（正式名称は日本政府（文部科学省）奨学金制度）にも応募して研究留学生に採用される者も少なくない。平成 29 年・30 年度には、国費留学生である外国人留学生が、修士課程には 5 人、3 人、博士後期課程にそれぞれ 3 人、5 人、私費による外国人留学生は、29 年度では修士課程 21 人、博士後期課程 14 人、30 年度では、修士課程 20 人、博士後期課程 20 人が在籍した（【表 9-6】）。

また、法学研究科は、京都大学研究生規程に基づき、研究生として特定事項の研究を志望する者に、教授会での議を経て、研究生として入学を許可している。法学研究科の外国人留学生の中には、研究生として研究に携わる者も少なくなく、大使館推薦等による国費及び私費による研究生を毎年数人受け入れている（【表 9-6、表 9-7】）。これは、本研究科の教授を指導教授として、原則 1 年以内の期間で、特定のテーマについて研究に従事するものである。研究生として在籍後、修士課程の入学試験を受験することも可能である（研究生の志願及び合格状況については、【表 9-7】参照）。

(2) 学部留学生の受入

法学部には、外国人のための特別選考の制度はない。一般選抜・特色入試、外国学校出身者のための選考、及び第 3 年次編入学生募集のいずれについても、出願資格を満たせば、外国人留学生も、日本人の志願者と同様に、所定の選考方法により、試験に合格することで、入学の許可を得ることができる。

通常の入学選抜とは違う仕方で、外国人留学生を学部に受け入れるのは、日本の国費外国人留学生制度（日本政府（文部科学省）政府奨学金制度）によるものである。本学部も、文部科学省が在外日本公館を通じて募集（大使館推薦）する者について、選考のうえ、教授会の議を経て、学部正規生として受け入れている（京都大学法学部規程第 13 条に定める外国学生の制度）。平成 29 年度に 1 名、平成 30 年度に 1 名の国費留学生を受け入れた（【表 9-6】参照）。

以上のように一般学生と同じ通常の 4 年の教育課程を学んで学位取得を目指す正規生とは別に、6 か月から 1 年の間、外国人留学生を交換留学生として受け入れる制度が設けられている。これは、京都大学と学生交流協定を締結している海外協定校に在籍する学生が、京都大学への交換留学生として採用された場合に、法学部でこれを選考の上、本人の希望を容れて、特別聴講学生として受け入れるというものである（京都大学法学部規程第 16 条）。京都大学では、京都大学国際教育プログラム（KUINEP）及び一般交換プログラムにおいてこれを実施しており、法学部でも毎年数名を受け入れ、その数は【表 9-6】のとおりである。

(3) 留学生の学修指導

平成 4 年度から、留学生担当教員として専任講師が配置されており、単に教育面に限らず、生活面も含めて、幅広く指導を行っている。随時、演習等で発表する日本語原稿や専門分野の用語の指導、チューターとのコミュニケーション、奨学金、住宅、書類の記入方法等について助言と指導を行い、さらに安定した生活環境の維持のため、出来る限り学生との接触を保ち生活状況の把握に努めている。

また、外国人留学生（KUINEP 生除く）については、すでにその受入についての選考の際に、法学研究科教授が指導教授として指定されており、必要に応じて指導・助言を行っている。

さらに、チューター制度に基づき、外国人留学生である法学部学生・法学部特別聴講学生及び大学院学生・研究生の各々について、大学院学生・研究生は 1 年以内の、学部学生は 2 年以内のそれぞれ適切な期間、チューターを選任することができる。チューターは、留学生の生活支援、日本語の支援、専門領域学習に関する勉学支援等の援助を行っている（【表 9-10】）。さらに、ティーチング・アシスタント制度を活かして、TA が留学生の修士論文の日本語サポートも行う場合もある。

3　研究活動

1）研究活動の目標

法学研究科・法学部は、自主・独立の精神を堅持し、法学と政治学において理論的整合性を重んずる基礎的・原理的研究を行うとともに、学問領域横断的な討議と対話を学問的営為の中核に据え、自由で闊達な研究環境の保持に努めてきた。そして近年では、こうした方針を堅持しつつも、理論と実務を架橋する研究も視野に入れ、高度専門職業人の養成に取り組み、専門化し多様化した知識に対する社会的需要の高まりにも対応している。また国際化の進展に対応して、海外の研究者との交流をより一層緊密にし、グローバル・スタンダードを志向する研究を推進している。

法学研究科・法学部は、平成 16 年度の国立大学法人化を間近に控え、部局としての中期目標・中期計画を検討する中で、平成 15 年 3 月に以下の目標を設定した。

(1)　法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、かかる研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけ、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。

(2)　多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するため、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。

(3)　実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させるほか、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置するとともに、各種審議会への参加等を通じて研究成果を国家・社会施策に生かす努力を重ねる。

(4)　研究のなかから生まれた実践的知識を現場で働く社会人に提供する場として、市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的に開催する。

(5)　国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行ない、これを将来における国際的な研究交流の発展の基礎とする。

2）研究活動の状況

(1) 研究組織・活動の現況

法学研究科・法学部は、平成 4 年のいわゆる大学院重点化に際し、わが国における法学・政治学の中心的拠点としての体制の整備・強化を図りつつ、行政改革・司法制度改革に端を発した法学・政治学研究をめぐる内外の状況変化や新たな社会的要請にも対応するため、教員組織の大規模な再編を行った。すなわち、それまで 39 あった講座を 20 講座に再編するとともに、法学研究科以外の研究者や実務家を交えて専攻横断的で先端的な問題領域に共同して取り組むために新たに共通講座として総合法政分析講座を設置し、計 21 の大講座からなる教員組織を構築した。また、そのような新たな体制を基礎にして展開される理論と実務の架橋を図る教育については、法律・行政実務等のプロフェッショナルを養成するために平成 4 年に法学研究科修士課程に設けられた専修コースが、かかる教育が実践される場としての役割を果たした。

平成 10 年には、実務との交流を促進し、実務志向型教育・研究を一層充実させるため、法学研究科の附属教育研究施設として「法政実務交流センター」が設けられた。法律実務や行政実務の専門家を客員教授・助教

授や客員研究員として招聘し、共同プロジェクト方式を通して、理論と実務を架橋する研究活動が行なわれ、その成果が大学院教育においても活かされた。

大学が法人化された平成 16 年は、法科大学院（法曹養成専攻）の設置も予定されていたことから、教員の量的質的充実が求められ、とりわけ多数の実務家教員を確保することが急務となった。そのため、平成 14 年には、法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設け、そこに実務経験を有する任期付の教員（実務家教員）を配置することとした。平成 16 年の法曹養成専攻設置後は、これはまたその協力講座として法曹養成専攻の教育の一部を担当し、今日に至っている。他方、平成 4 年以来、実務志向型教育の場としての役割を果たした専修コースは、平成 16 年に修士課程国際公共政策専攻に改組された後、さらに平成 18 年には、経済学研究科の一部と統合され、専門職学位課程の独立大学院である公共政策大学院（公共政策教育部）が開設された。法政実務交流センターの研究組織は、そこでの共同研究に基づき、公共政策大学院の教育の一翼をも担っている。

他方、法学研究科の従来からの教育課程は、平成 16 年に、基礎法学、公法、民刑事法、政治学の 4 専攻から法政理論専攻（修士課程・博士後期課程）に一本化され、それとともに、法学研究科を構成する教員組織も、それまでの 21 講座が、法政理論専攻の 12 講座（法史学、法理論、外国法、公法、国際関係法、民事法、企業関係法、社会法、刑事法、政治史、政治行政分析、公共政策）と、法曹養成専攻に設けられた 6 講座（法理論系、公法系、民事法系、刑事法系、法実務系、法臨床系講座（協力講座））の、合計 18 の講座へと再編され、それが各教員の研究活動の基点にもなっている（【表 1】参照）。

平成 18 年度に公共政策大学院が開設され、法学研究科の 6 名の教授が大学院公共政策連携研究部に籍を移したが、その全員が引き続き法学研究科教授を兼務しており、基本的な研究体制自体に大きな変化は生じてはいない。

なお、平成 17 年に、法学研究科の常勤の教員の研究支援を目的として、特別研究期間の制度を導入した。これは、教授又は准教授に任用後 10 年経過し（在外研究期間を除く）、本研究科に 5 年以上在職した教員について、その申請が教授会の承認を得られたとき、10 年ごとに 1 年の特別研究期間を取得できるとする制度である。これまで、7 名がこの制度を利用した。

(2) 教員の研究活動

教員の研究成果は、各教員の所属する学会や講演会等において口頭で発表されるほか、学会誌や法律雑誌・一般誌等に掲載され、また著書の形で公刊される。教員の研究活動については、「12 教員の個人活動」（61 頁以下）を参照されたい。各教員より報告された業績の数を単純に総計すると、右の表のようになる。研究活動の状況を知る上での一つの目安として見るならば、本研究科の教員により、毎年、膨大な数の業績が発表されており、活発な研究活動を行っている様子が伺える。

研究の活発さとその水準の高さを表す一指標として、外部資金の導入状況が挙げられるが、本研究科では、科学研究費補助金に多数選定されている他に、寄附金の受入も継続的に行われている（42 頁の「外部資金の導入状況」のほか、【表 6-2】【表 6-3】【表 6-4】も参照）。法学研究科の教員は、「12 教員の個人活動」における個々の教員の Ⅰ－2 (3)「共同プロジェクトへの参加」の欄に記されているように、科学研究費補助金による共同研究を自ら代表し、またそれに研究分担者として参加することで、種々の共同研究を実施している。

【表】教員の活動報告に記載された業績の数（平成 26～30 年度）

年度（平成）		26	27	28	29	30	平均
著作合計（本）		376	291	365	376	316	344.8
内訳	著　書（本）	62	42	56	55	41	51.2
	論　文（本）	165	144	165	180	149	160.6
	その他（本）	149	105	144	141	126	133
学会報告・講演（回）		136	124	121	146	166	138.6

【表】法学論叢掲載論文数
（教授・准教授・特定助教（助教）・大学院生等別の延べ数）
（助教、院生にはそれぞれ元助教、元院生も含む）

年度	巻　号	教授	准教授	助教	院生	その他
26	175 巻 1～6 号 176 巻 1～6 号	17	5	5	2	2
27	177 巻 1～6 号 178 巻 1～6 号	2	2	4	7	5
28	179 巻 1～6 号 180 巻 1～6 号	11	9	5	2	4
29	181 巻 1～6 号 182 巻 1～6 号	14	10	2	4	6
30	183 巻 1～6 号 184 巻 1～6 号	2	6	6	9	7
合　計		46	32	22	24	24

法学研究科･法学部のいわゆる外郭団体として、「京都大学法学会」がある（59 頁以下も参照）。京都大学法学会は、毎月、「法学論叢」を発行している（【図 3】）。これは、教員の論文を中心に、指導教授の推薦する大学院生の論文・資料等で構成される高水準の学術雑誌であり、退職教員のあるときには、教員の論文のみで構成される退職記念号（平成 22 年度までは還暦祝賀記念号）が発行される。平成 29 年度には 181 巻 1～6 号及び 182 巻 1～6 号が、平成 30 年度は 183 巻 1～6 号及び 184 巻 1～6 号が、それぞれ発行された。平成 26 年度から 30 年度の教授・准教授・特定助教(助教)・大学院生等別の掲載論文数は、別表に示すとおりである。また法学会では毎年春季・秋季の 2 度、各 2 名の教員が会員・一般市民向けに学術講演会を実施している（詳しくは 57 頁を参照）。

法学研究科教員は、学術的成果を著書・論文、講演・学会報告等の形で公表するほかに、それを大学院での研究指導や学部での教育にも活かしている。各教員が「12 教員の個人活動」のⅠ－2 (1) で報告している最近の著作の中には、授業の際の教科書・参考書として用いられるものも少なくない。教員の中には、各教員の活動報告のⅢ－2 の欄に記されているように、官公庁や自治体の審議会・委員会等の委員等を務めている者が少なくなく、その高い学識を通じ立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に大いに貢献している。

(3) 共同研究

上述のとおり、本研究科では、豊富な人材を生かして各分野のスタッフを糾合した共同研究が、積極的に推進されている。外部資金導入に向けての研究科内での支援活動や組織的な取り組みも、ますます活発化している。平成 29・30 年度に科学研究費によって行われた共同研究の主要テーマは、【表 6-4】のとおりである。

また、本報告書の各所で指摘しているように、平成 16 年に専門職学位課程の法曹養成専攻が設置されたことなどにより、理論と実務を架橋する研究・教育の意義がますます高まっている。そのため、法政実務交流センターに配置される実務家教員との間で展開される共同研究が、いっそう重要になっている。具体的には、①法律実務と行政実務に関する最新の問題事例を重点的に取り上げて多面的に分析し､総合的な対応策を検討する、②法務・行政に関する実務志向型教育研究の技法・教材などを開発し、それを法科大学院および公共政策大学院における裁判法務・企業法務・公共政策などの分野の授業に活用する、③法務・行政に関する活きた実務情報を高度な技法を用いて迅速かつ計画的に収集・処理することにより、法学研究科・法学部の教育研究に必要な実務情報を提供するとともに、関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築する、といったことが目指されている。

法政実務交流センターでは、かねてより年度ごとに開催していたシンポジウムに加え、実務家教員と研究者教員の交流の一層の活性化を図るために、平成 18 年度より、法政実務フォーラムを開催している（平成 29・30 年度に開催されたシンポジウム・セミナーについては、51 頁を参照）。

3）研究活動の展望

今後は、近年の教育課程の大規模な改定やそれに伴う教員組織の再編をふまえつつ、法学研究科の附属教育研究施設である法政実務交流センター及び国際法政文献資料センターの充実又は再編も視野に入れながら､21 世紀 COE プログラムにおける研究拠点形成の経験や、大型科研費等による共同研究活動の実績なども基礎にして、法学研究科の内部での、又は法学研究科と他組織との間での、新たな共同研究体制の構築を可能とするような組織的整備について検討することが焦眉の課題となる。

また平成 18 年度に経済学研究科と協力して設置された公共政策大学院には、法学研究科から 6 名の教員が移籍しており、研究活動の幅と深さを増すために、公共政策大学院との効果的な連携スキームを構築することも、今後の検討課題である。

4　教員及び教育・研究補助者

1）部局の人員配置

平成 4 年度の大学院重点化により、教授・助教授（平成 19 年度より准教授）・助手（平成 19 年度より助教又は助手）等の教員は法学研究科に所属し、法学部の教育は法学研究科の教員が兼担してきた。法学研究科と法学部は別組織であるが、両者は実際上不可分一体の関係にあり、実質的に法学研究科の教員は同時に法学部の教員として理解され、事務組織及び事務職員も同様である。施設も共通に用いられ、評議員等の全学委員も、両者を単一のものとして選出されている。

平成 16 年度に、専門職学位課程である法科大学院が、法学研究科法曹養成専攻として設置された。法科大学院には高度の教育上の指導能力があると認められる者を必要数配置しなければならないため、法学研究科に所属する教員は、法政理論専攻に配置される教員、法曹養成専攻に配置される教員に区別されている。また、法曹養成専攻では、実務家教員（裁判官・検察官・弁護士）が、1 期 3 年の任期を付して招聘されている。

平成 18 年度に、経済学研究科との協力により専門職学位課程の大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）が独立大学院として設置され、法学研究科から 6 名の教員が同大学院に籍を移した。しかし、これらの教員は引き続き法学研究科教員も兼担しており、法学研究科・法学部教授会の構成員として、法政理論専攻や法学部の授業も担当している。公共政策大学院の事務は、法学研究科事務部がこれを兼務している。

平成 28 年度以降、各年度の 5 月 1 日現在の専任教員の状況は、【表 4-1】のとおりである。令和元年 5 月 1 日現在の教授は 55 名（法学研究科教授を兼任する大学院公共政策連携研究部及び国際高等教育院教授 7 名を含む）、准教授は 16 名で、このうち女性は 10 名（教授 6 名、准教授 4 名）である（【表 4-5】参照）。専任教員である教授・准教授のうち、任期付きでない教員（いわゆる研究者教員）は、教授 51 名、准教授 16 名であり、他方、任期付きの教員（実務家教員等）は、教授 4 名である。

【表 4-6】が示すとおり、研究者教員である教授・准教授 67 名のなかで、京都大学以外の大学の出身者は 18 名（そのうち 4 名は海外の大学の出身者）であり、京都大学出身者であるが他大学で専任教員を務めた経験のある者は 13 名である。また、京都大学出身の研究者教員である教授 39 名のなかで、裁判官としての経歴を持つ者が 1 名である。

任期付き教員 4 名は、いずれも附属法政実務交流センターに配属され、実務家教員であり、内訳は、元裁判官が 3 名、現役検察官が 1 名である。

任期付き教員を含む専任教員全体の年齢構成は、【表 4-7】が示すとおりである。どの年齢層にも一定数以上の教員が配置されており、全体にバランスがとれていると言える。

専任教員以外に、実務家教員を採用するために設けられているものとして、平成 16 年度から運用されている、法科大学院特別教授及び特別准教授（助教授）の制度がある。これは、法科大学院におけるいわゆるみなし専任教員制度や、裁判所や検察庁等からの派遣教員制度等に対応するために、特に設けられたものである。この制度によって雇用された教員は、いずれも附属法政実務交流センターに配属されて、法科大学院等において実務関連科目を担当している。

さらに、附属法政実務交流センターにおいては、実務家教員を採用するために、客員教授制度も活用されてきた。たとえば、平成 30 年度には、法律実務担当の非常勤講師として採用された 6 名の弁護士と、行政実務担当の非常勤講師として採用された 2 名の実務経験者とに対し、それぞれ客員教授の称号を付与した。客員教授は、法政実務交流センターにおける種々の共同研究に参加するとともに、法科大学院及び公共政策大学院における学生の教育にあたっている。

それ以外に、法曹養成専攻をはじめ法学研究科・法学部における教育課程を実施するために、多数の実務家教員等を非常勤講師として採用している。

法学研究科においては、以上のように、学問の高度化・専門化に対応し、理論と実務を架橋する研究・教育を実践するために、実務界との幅広くかつ継続的な交流を展開・維持しながら、様々の仕方で教員組織の充実を図っている。

なお、平成 28 年度から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織である「法学系」に所属することとなった。

2）採用・昇任の選考基準と選考方法

(1) 教授・准教授・専任講師

(a) 任期の定めのない専任教員（いわゆる研究者教員）

いわゆる研究者教員である教授･准教授の候補者推薦は、平成 27 年度までは、研究科教授会の内規である「教授及び准教授の候補者の推薦に関する件」に基づいて、人事研究科教授会（任期の定めのないいわゆる研究者教授のみで構成される教授会）において行われており、その手続きは次の通りであった。

すなわち、①研究科の准教授又は専任講師を教授候補者として議題とするには、当該科目を担当する教授の申し出によるが、②特別の必要があるときは、研究科長は教授候補者を議題とすべきかどうかについて人事研究科教授会に諮ることができる（専任講師を准教授候補者として議題とする場合も同様である）。このほか、③各教授は、その担当科目について、研究科長に対して、教授又は准教授の候補者を議題とすることを申し出ることができる。この申し出があったときは、研究科長は、その候補者を議題とすべきかどうかについて人事教授会に諮らなければならない。また、④特別の必要があるときは、研究科長は、教授又は准教授の候補者とすべきかどうかについて人事教授会に諮ることができる。①の申し出があった場合、及び、②～④において人事教授会で議題とすることを決定したときは、人事研究科教授会において教授の中から 3 名の選考委員を選定する。人事研究科教授会は、これらの選考委員の審査報告に基づき教授又は准教授の候補者を推薦することとなるが、その場合は、教授全員（海外にある者及び病気その他の事故があり本人の申し出により定足数の外に置くことが教授会で承認された者を除く）の 4 分の 3 以上が出席し、出席教授の 3 分の 2 の多数をもってこれを決しなければならない。第 1 回の人事研究科教授会においては申し出の趣旨の説明、候補者の経歴・業績等の紹介を行い、次いで原則として次回（1 か月後もしくは 2 週間後）の人事研究科教授会において、その候補者を議題とすべきか否かが決せられる。

平成 28 年度からは、学域・学系制度が発足し、いわゆる研究者教員である教授･准教授の選考については、平成 28 年 4 月に制定された研究科教授会の内規である「法学系（大学院法学研究科）に配置される教授及び准教授の選考開始の要請に関する内規」に基づいて、人事研究科教授会（教授のみで構成される教授会）において法学系長に対して教授･准教授の選考開始の要請を行うことを決定した後、選考は学系において行うこととなった。その手続きは次の通りである。

すなわち、①所定の授業科目を主として担当する教授又は准教授の選考開始の要請を議題とするには、当該授業科目を主として担当する教授の申し出によるが、②当該科目を主として担当する教授がいないときその他特別の必要があるときは、研究科長が教授又は准教授の選考開始の要請を議題とすることができる。③①及び②の場合のほか、研究科長が教授又は准教授の選考開始の要請を教授会の議題とするには、教授 5 名の申出による。教授会が教授又は准教授の選考開始の要請を行う議決をしたときは、研究科長は、直ちに、学系長に対し教授又は准教授の選考開始の要請を行う。その後、法学系において選考を行い、最終候補者を決定したときは、学系長は、すみやかに人文・社会科学域長に対し報告する。学域長は、学系において実施された教員の採用等の適正性の検証を行い、選考手続に重大な手続違反があった場合は是正等の勧告を行う。

(b) 任期付き専任教員

任期付き専任教員（実務家教員、専任講師等）についても、平成 27 年度までは、研究科教授会の内規である「任期を定めて雇用する教員に関する内規」に基づき、人事研究科教授会において候補者の選考が行われており、その手続は次の通りであった。すなわち、研究科長が所定の手続により任期付き教員の選考を人事研究科教授会の議題とした上で、同教授会において教授及び准教授の中から 3 名の審査委員を選出し、その審査に付す。その後の手続は、いわゆる研究者教員の場合と同様である。

平成 28 年度からは学域・学系制度が発足したため、研究科においては、「法学系（大学院法学研究科）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」に基づいて、人事研究科教授会法学系長に対して選考開始の要請を行うことを決定した後、選考は学系において行うこととなった。この内規によると、研究科長が、任期付き教員の選考開始の要請を議題とするには、教授 5 名の申し出による。教授会が任期付き教員の選考開始の要請を行う議決をしたときは、研究科長は、直ちに、学系長に対し任期付き教員の選考開始の要請を行う。その後の手続は、いわゆる研究者教員の場合と同様である。

任期付き教員の任期は、附属法政実務交流センター法科大学院準備部門の教授、准教授又は講師はいずれも 3 年であり、3 回に限り再任可、附属法政実務交流センター国際・渉外部門の教授、准教授又は講師はいずれも 3 年であり、1 回に限り再任可、法曹養成専攻の講師は 2 年であり、1 回に限り再任可、法政理論専攻の講師は 2 年であり、再任不可となっている。附属法政実務交流センター法科大学院準備部門に配属される教員は、5 年以上の法実務又は行政実務の経験者であることを要する。

なお、法政実務交流センター法科大学院準備部門に任期付きで任用された実務家教員が、任用の基礎となった法実務又は行政実務に関する兼業を願い出る場合は、実務家教員の雇用という趣旨に鑑み、所定の手続の上で許可しているが、それについても内規を定めて厳正に対応している。

以上、(a) (b)に関し、平成 29 年 4 月から 31 年 3 月の間に就任した法学研究科の教授・准教授は、【表 4-2】が示すとおりである。

(c) 法科大学院特別教授・特別准教授

専門職学位課程である法曹養成専攻（法科大学院）に特有のものとして、平成 16 年度に、法科大学院特別教授及び特別助教授（平成 19 年度からは特別准教授となった）の制度が設けられ、法科大学院教育の充実のために活用されている。法科大学院特別教授・特別准教授もまた、附属法政実務交流センターに配置される。

法科大学院特別教授・特別准教授の選考は、「法科大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」に基づき、人事法曹養成専攻会議（教授のみで構成される専攻会議）において行われる。

特別教授･特別准教授は、①「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）第 2 条第 2 項の規定により、法科大学院の専任教員とみなされる者、②「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」に基づき法科大学院に派遣される裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員、又は、③法実務及び法理論において優れた能力を有し、法科大学院の教育目的を達成するため特に必要と認められる者、のいずれかに該当する者でなければならない。任期は 3 年であり、平成 25 年度からは 1 回を限度として再任することができる。

(d) 客員教授・客員准教授

後述する手続によって非常勤講師を委嘱する者で、本学の教授及び准教授と同等以上の資格があると認められるものに対しては、所定の選考手続を経て、客員教授又は客員准教授の称号を付与し、附属法政実務交流センターに配置している。客員教授は、任期は 1 年以内で、総計 3 年を超えない範囲内で、更新できる。

客員教授・客員准教授（客員助教授）のポストは 8 人であり、平成 10 年 4 月の附属法政実務交流センターの設立以来、その構成メンバーとして、法学研究科の教育・研究において重要な役目を果たしてきた。平成 29 年度・30 年度においても各々法律実務又は行政実務担当の非常勤講師が客員教授の称号を付与された。

(2) 助教・特定助教

助教（平成 18 年度までは助手）制度は、特定の研究課題についての研究の助成を通して、若手研究者の養成に寄与することを目的として運用されてきた。法科大学院修了者からの採用など、若手研究者養成をめぐる環境変化に対応するため、平成 17 年 12 月に「助手に関する内規」及び「助手に関する申し合わせ」を新たに設け、平成 19 年度の学校教育法改正による助教制度導入に合わせ、平成 19 年 2 月にこれらを「助教に関する内規」及び「助教に関する申し合わせ」に改正した。その後、平成 26 年度からは、特定のプロジェクトにより特定教員として雇用する特定助教制度を導入した。特定助教制度は、「特定助教に関する内規」及び「一般特定助教及び特例特定助教に関する申し合わせ」に基づいて運用されており、平成 28 年度には両規程を全面改正し、特定助教の採用・更新手続等の合理化を図った。なお、平成 28 年度には、助教の在職者がいなくなったこと、助教の選考が学系会議に移行したことから「助教に関する内規」及び「助教に関する申し合わせ」を廃止した。

特定助教（一般特定助教）は、①本法学研究科修士課程（先端法務コースを除く）修了見込みの者、②本法学研究科専門職学位課程（法曹養成専攻）修了見込みの者、③本法学研究科博士後期課程修了見込みの者または修了した者、④本法学部卒業見込みの者、⑤それ以外の別に定める者の中から採用される。一般特定助教に応募しようとする者は、特定の研究課題を明示し、研究計画書を提出しなければならない。上記①又は③に該当する者は、それに加えて、研究実績を示す論文を提出しなければならない。それぞれの応募者について、人事研究科教授会で教授・准教授の中から選出される 3 名の審査委員が、研究計画書、研究実績、学業成績及び面接審査に基づき（②又は④に該当する者は、研究計画書、学業成績及び面接審査に基づき）判断した審査結果を人事研究科教授会に報告する。これを受けて人事研究科教授会において最終候補者を決定することになるが、その場合は、教授全員（海外にある者その他定足数の計算の外におかれる者を除く）の 3 分の 2 以上が出席し、出席教授の 3 分の 2 の多数をもってこれを決しなければならない。

このほか、一般特定助教に欠員のある範囲内で、博士後期課程を研究指導認定退学する者等のうち、とくに研究の継続を奨励すべきものについて、特定助教（特例特定助教）として採用することができる。

特定助教は、配置された講座において、自ら研究目標を定めて研究を行うことを主たる職務とする。また、法学研究科・法学部の試験監督業務に携わるほか、週半日を限度として、研究の遂行に支障の生じない範囲で教育補助業務も行う。

近時の助教・特定助教の採用状況は、【表 4-3】に示すとおりである。

(3) 教育･研究支援助手

文部科学省により教員の定員が厳格に管理されていた平成 16 年の法人化前において、法学研究科に研究支援のための特別の定員は認められていなかった。しかし、教育･研究補助体制を組織する必要性が高まり、助手ポスト等を活用する方策を講じてきた。

昭和 54 年から平成 19 年度まで、国際法政文献資料センターに、文献情報サービス提供や教員・院生の資料収集補助の業務に携わる者として、助手 1 名を配置していた。また、平成 7 年以降は、研究科長の下に、研究科長の仕事を助け、教材の作成その他の補助を行う助手 1 名を置いている。さらに平成 10 年度から平成 26 年度までは、情報関連教育･研究を補助する助手（情報助手）を 1 名採用し、法政実務交流センターに配置していた。

3）非常勤講師

かつて本研究科・本学部における非常勤講師の委嘱は、専任教員の長期外国出張や退職教員の後任者の都合による赴任時期の遅れ等に対応し、また特別なテーマについて学外の専門家の講義を学生に提供する等の目的で、例外的な措置として位置づけられてきた。しかし、今日では、学問の高度化･専門化や、理論と実務の架橋を図る教育の実現といった課題に対応して、教育課程の充実が急務となっている。それによって求められる新たな開講科目の設置については、既存の専任教員には適任者がいないという場合が少なくなく、そのため、恒常的に非常勤講師を委嘱する事例が次第に増えている。

法学研究科では、前述のように、平成 4 年度の法学研究科における専修コース開設によって、実務家に非常勤講師を委嘱する必要性が高まった。その後、平成 16 年度には法曹養成専攻が設置され、さらに平成 18 年度に公共政策大学院が開設されたことにより、実務経験者等に非常勤講師を委嘱することは教育課程を実施するにあたり不可欠となっている。

非常勤講師の委嘱に際しては、まず研究科教授会、法曹養成専攻会議、学部教授会で各々の科目開講を決定したうえで、人事研究科教授会、人事法曹養成専攻会議又は人事学部教授会において、候補者の業績等を審査し、非常勤講師の委嘱を決定している。

なお、非常勤講師を委嘱する者で、本学の教授及び准教授と同等以上の資格があると認められるものに対し、所定の選考手続を経て、客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合があることは、前述のとおりである。

平成 29 年度・30 年度に委嘱した非常勤講師の数は、【表 4-4】に示すとおりである。

4）TA・RA 等

(1) ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントは、大学院在籍中の優秀な学生に対し、当該学生の研究指導や授業等に支障のない時間において、利用教員の指示により、教育補助業務を行わせるものである。これは、教育の充実に資することを主たる目的とするが、手当支給による学生の処遇改善や、指導者としてのトレーニングの機会提供も目的となっている。具体的には、演習等の授業に出席し、報告者の報告指導や授業関連資料の収集・作成の補助業務などに携わっている。

この制度は、「京都大学大学院法学研究科ティーチング・アシスタント実施要項」に基づき、平成 5 年度以来実施されており、【表 4-8】が示すように、平成 29 年度には 16 名、平成 30 年度には 22 名がティーチング・アシスタントに採用された。

(2) リサーチ・アシスタント

リサーチ･アシスタントは、学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実及び強化ならびに若手研究者の養成･確保を目的に、特定の研究プロジェクト等に優れた法学研究科博士後期課程在学者を研究補助者として参画させるもので、「京都大学大学院法学研究科リサーチ・アシスタント実施要項」に基づき、平成 8 年度より実施されている。手当支給による学生の処遇改善や、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成も、併せて企図されている。「将来、研究者となる意欲と優れた能力を有し、当該プロジェクト補助業務を十分に行いうる能力を有する」ことが選考基準であり、【表 4-9】が示すように、平成 29 年度には 17 名、平成 30 年度には 23 名の大学院生がリサーチ・アシスタントに採用された。

(3) 法科大学院教育補助スタッフ

平成 17 年 9 月の法学研究科教授会決定「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」により、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフとして採用し法科大学院の教育を補助させる制度を平成 18 年度から導入した。この教育補助スタッフは、法学未修者の学習支援にあたっており、1 年次の基礎科目で行われる小テストの問題作成・採点・返却や、法学未修者の学習相談に応じることをその主たる職務内容とする。

そして、平成 18 年 4 月以降、毎年、5〜10 名程度の教育補助スタッフを採用し、この教育補助スタッフ及び法科大学院を修了した助教（平成 29 年度は両者あわせて 17 名、30 年度は 14 名）が法科大学院の教育を補助する体制をとっている。

5　管理運営

1）部局の意思決定

(1) 法学研究科・法学部

法学研究科・法学部は、平成 4 年度のいわゆる大学院重点化以来、大講座制の法学研究科と大学科目制の法学部の 2 部局を持っている。教員は、全員、法学研究科に配属され、法学部についてはこれを兼担するという形をとってきた。その後、平成 16 年度に法学研究科に専門職学位課程の法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、さらに平成 18 年度に独立大学院として大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）が開設されたことにより、法学研究科・法学部の教員組織は、法学研究科法政理論専攻に配置される教員、法学研究科法曹養成専攻に配置される教員、及び公共政策連携研究部に所属する教員で法学研究科・法学部を兼担するものから構成されることになった（【図 5】）。

平成 28 年度からは、学域・学系制の導入に伴い、教員は法学系に所属し、教育研究組織としての法学研究科・公共政策連携研究部に配置されることとなった。

(a) 教授会の構成

部局の最高意思決定機関が、教授会である。上に述べた法学研究科・法学部の部局構成に対応して、法学研究科には法学研究科教授会が、法学部には法学部教授会が、さらに法曹養成専攻には法曹養成専攻会議が、それぞれ置かれている。

各教授会の構成員及び審議事項は、右の各表に示すとおりである（法曹養成専攻会議については後述 (2) (a) を参照）が、専任教員の人事並びに博士学位の授与に関しては専任教授のみで構成する人事研究科教授会において審議し、法学研究科・法学部全般に係る将来計画や管理運営に関する重要事項は准教授も参画する研究科教授会において審議し、教務事項や学生の身分に関する事項並びに非常勤講師の人事に関しては該当の各教授会および専攻会議において審議している。

法学研究科・法学部における教授会の構成員、審議事項、及び各人事教授会の審議事項（平成 27 年度以前）

…「法学研究科教授会規程」「法学部教授会規程」「法曹養成専攻会議規程」より

法学研究科教授会	構成員	・法学研究科の教授及び准教授 ・法学研究科の担当を命じられた公共政策連携部の教授及び准教授
	審議事項	(1) 研究科長候補者の選出 (2) 評議員の選出 (3) 教員の人事に関する事項 (4) 教育課程の編成、並びに授業及び研究指導の担当に関する事項 (5) 入退学、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (6) 学位に関する事項 (7) 予算に関する事項 (8) その他研究科の管理運営に関する重要事項
	人事教授会	・人事及び博士の学位に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する教授会で審議
法学部教授会	構成員	・法学部を兼担する法学研究科及び公共政策連携研究部の教授及び准教授
	審議事項	(1) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項 (2) 入退学、卒業その他学生の身分に関する事項 (3) 教員の人事に関する事項
	人事教授会	・教員の人事に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する教授会で審議
法曹養成専攻会議	構成員	・法曹養成専攻の専任の教授及び准教授（みなし専任教員も含む） ・法曹養成専攻を兼担する法政理論専攻の法学系講座の教授及び准教授 ・公共政策連携教育部に配置された法学部の教授及び准教授であって、法学研究科の担当を命じられたもの
	審議事項	(1) 専攻長の選出 (2) 法曹養成専攻の専任教員の人事に関する事項 (3) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項 (4) 入退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (5) その他法曹養成専攻の運営に関する重要事項
	人事専攻会議	・教員の人事に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する専攻会議で審議

平成 28 年度からは、学域・学系制の導入に伴い、法学系が、(1)教員の採用及び昇任に関する事項及び研究科等への配置に関する事項、(2)教員の人事選考の方針及び定員の管理計画の策定に関する事項、(3)教員の服務及びエフォート管理に関する事項、を担当することになった。これに伴い、各教授会の審議事項は右の表のとおりとなっている。

法学研究科・法学部における教授会の構成員、審議事項、及び各人事教授会の審議事項（平成 28 年度以後）
…「法学研究科教授会規程」「法学部教授会規程」「法曹養成専攻会議規程」より

法学研究科教授会	構成員	・法学研究科の担当を命じられた法学系の教授及び准教授
	審議事項	(1) 研究科長の選考及び解任に関する事項 (2) 評議員の選考に関する事項 (3) 法学系長に対し行う専任教員選考の開始の要請その他の教員の人事に関する事項 (4) 教育課程の編成、並びに授業及び研究指導の担当に関する事項 (5) 入退学、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (6) 学位に関する事項 (7) 予算に関する事項 (8) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育研究に関する重要事項
	人事教授会	・審議事項(1)(2)(3)及び(6)のうち博士の学位に関する事項は、教授のみで構成する教授会で審議
法学部教授会	構成員	・法学部を兼担する法学系の教授及び准教授
	審議事項	(1) 教育課程の編成及び授業の担当に関する事項 (2) 入退学、卒業その他学生の身分に関する事項 (3) 教員の人事に関する事項（法学系会議が審議する事項を除く） (4) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育に関する重要事項
	人事教授会	・審議事項(3)に関する事項は、教授のみで構成する教授会で審議
法曹養成専攻会議	構成員	・法曹養成専攻の専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む） ・法曹養成専攻を兼担する法政理論専攻の法学の教授及び准教授 ・法学系に属する法学の教授及び准教授であって、法学研究科の担当を命じられたもの
	審議事項	(1) 専攻長の選考及び解任に関する事項 (2) 法曹養成専攻の教員の人事に関する事項（法学系会議が審議する事項を除く） (3) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業の担当に関する事項 (4) 入退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (5) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育に関する重要事項であって法曹養成専攻に関するもの
	人事専攻会議	・審議事項(1)(2)は、教授（みなし専任教員を除く）のみで構成する専攻会議で審議

(b) 研究科長・学部長

法学研究科長は、法学研究科の校務をつかさどるとともに、法学部長も兼ね、法学部の校務もつかさどる。

法学研究科長は、人事研究科教授会における互選によりその候補者を選出する。任期は 2 年をもって標準とし、重任することはできない。任期終了による研究科長の退任の場合は、その前 3 ヶ月以上 4 ヶ月以内の時期に、次の研究科長についての選挙を行う。

(c) 副研究科長・評議員

平成 17 年に、研究科長の補佐体制の整備のため、全学的に副研究科長制が導入されたのに伴い、本研究科においても、同年 10 月より、2 名の副研究科長を置くことになった。1 名は法曹養成専攻長をもって充て、他の 1 名は法学研究科の教授から研究科長が指名することになった（平成 17 年 9 月 1 日研究科教授会決定、平成 27 年 3 月 19 日改正「副研究科長の選任に関する申し合わせ」）。現在までの実際の運用では、研究科教授会において選挙によって選出される評議員をもってこれに充てている。

平成 27 年度以降の法学研究科長・法学部長、副研究科長、評議員

役職名	氏名（在任期間）
法学研究科長・法学部長	潮見　佳男（平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
	洲崎　博史（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
副研究科長	川濵　昇（平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
	淺田　正彦（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	洲崎　博史（平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）
	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
評議員	潮見　佳男（平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
	洲崎　博史（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	川濵　昇（平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
	淺田　正彦（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	洲崎　博史（平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）
	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）

副研究科長は、職務上当然に全学・学部の各種委員を務めることになっている場合があるほか、研究科長に事故があるとき又は研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長がその職務を代行する。副研究科長の任期は、研究科長の任期の範囲内において、研究科長が定めるものとし、再任も可能である。

評議員は、従来、2 名ともに、「評議員選挙規則」に基づき、人事研究科教授会において選挙されていたが、平成 18 年 1 月の研究科教授会決定（「評議員に関する申し合せ」）により、1 名は法曹養成専攻長（法曹養成専攻会議において選挙）をもって充てることとなった。平成 28 年 10 月からは、「評議員候補者選出規則」において規定されている。

(d) 各種委員会と委員の選出

研究科（学部）には、【表 5-1】のとおり多くの委員会が置かれ、研究科長や教授会の諮問に応え、あるいは研究科長を補佐して一定の業務を執行している。これらの委員会の委員は、原則として研究科長の提案に基づき、研究科教授会で決定される。委員会の招集・議事取りまとめは、原則として、幹事・主任・委員長が置かれている場合は、幹事・主任・委員長が行い、ほかは研究科長が招集し、議事取りまとめを行っている。

(2) 法曹養成専攻

(a) 専攻会議

法曹養成専攻（法科大学院）には、その運営に関する事項を審議するため、専攻会議を置いている。法科大学院は、本研究科内部の法曹養成専攻として設置しているが、法科大学院における高度専門職養成教育を適切に実施し、その充実・向上を図るために、その管理運営は、研究科の内部にあっても、他の専攻から相対的に独立したものである必要がある。そのため、法曹養成専攻に専攻長を置き、専攻会議を設置している。

そして、教育課程の編成や授業担当者の決定、教員人事など法科大学院に関わる重要事項については、専攻会議で実質的な審議をすることとし、専攻会議における審議の結論は研究科教授会において尊重されることを教授会規程に明記して、法科大学院に関する事項の審議は実質的に専攻会議に委ねられることを確保している。

専攻会議は、法科大学院の専任教員及び法科大学院を兼担する法政理論専攻の法学分野の教員等で構成している。ここには、実務家の常勤専任教員だけでなく、いわゆるみなし専任教員である特別教授も含まれ、優れた法律家を養成するために必要な教育課程の編成につき、権限と責任を研究者教員と共有している。

(b) 専攻長

法曹養成専攻長は、法科大学院の長であり、同専攻の業務をつかさどる。法曹養成専攻長は、研究科長が兼ねることはできないものとし、法曹養成専攻会議において投票により候補者を選出することとしている。任期は 2 年で、再任を妨げないこととされている。

平成 27 年度以降の法曹養成専攻長・副専攻長

役　職　名	氏　　名（在任期間）
法曹養成専攻長	洲崎　博史（平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）
	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
副専攻長	山本　敬三（平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）
	塩見　　淳（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	笠井　正俊（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）

(c) 副専攻長

法曹養成専攻の運営の重要性を考慮し、副専攻長を置くこととしている。副専攻長は、専攻長が指名し、専攻長の退任とともに退任することとされている。

(d) 委員会

法曹養成専攻会議の下に、常設の委員会として、制度委員会、人事委員会、財政検討委員会、教務委員会、担任委員会、臨床教育実施委員会、入学者選抜委員会、出願資格審査委員会、施設・設備・情報委員会、評価委員会、広報委員会、電子データ処理委員会、実務基礎教育・理論教育連携委員会及び学生・修了者支援委員会を置いて、それぞれ所管事項についての検討、審議を行っている。

(3) 教員の全学の管理運営への参加状況

法学研究科教員の全学委員会への参加状況は、【表 5-2】のとおりである。

2) 事務組織

法学研究科・法学部の教育研究の円滑かつ効果的な活動のためには、事務組織が適切に整備され、それが十分に機能しその役割を果たすことが不可欠である。

法学研究科・法学部の事務機構としては、法学研究科長の下に事務統括者としての事務長を置き、右下組織図のとおり、事務長補佐を配置し、6 つの掛が事務分掌毎に職務を遂行している。事務長の下には事務連絡会が置かれ、各掛間で必要な連絡がとられている。

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

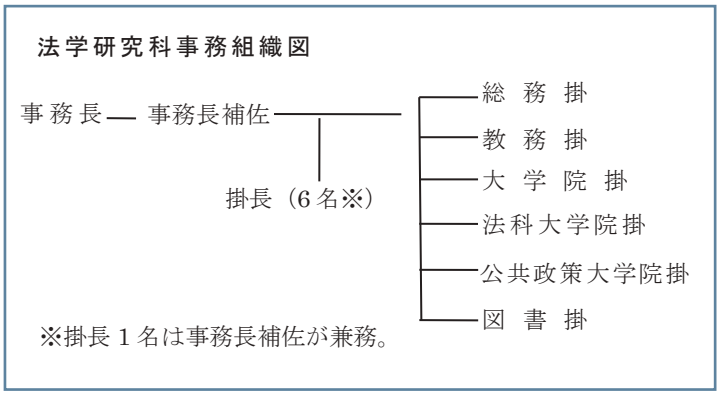

平成 4 年度の大学院重点化とともに法学研究科・法学部が改組再編されたことに伴う事務組織の大きな改組再編はなかったが、平成 16 年度の法科大学院の設置に伴い、第二教務掛がその事務を分掌し（平成 17 年度より第二教務掛は大学院掛に改称）、さらに平成 18 年度の公共政策大学院の設置に伴い、公共政策大学院掛を設け、更に法科大学院に係る教務事務を円滑に処理するため、大学院掛を分割し、平成 21 年度より法科大学院掛を設置した。

平成 25 年度からは本部構内（文系）共通事務部が、総務・会計・図書関係の一部を担当している。

このような改組に伴う事務職員増の手当がなされない中で、事務業務は多様化・増大の一途をたどっており、それに事務組織を対応させているが、事務職員の数自体は数次にわたり定員削減を受け、深刻な人員不足の状況にある。業務の省力化・効率化では対応し得ない部分について、非常勤職員の任用、業務の外部委託化等により、補完している。

3) 人権・安全管理

(1) 人権

研究科内に、部局人権委員会、ハラスメント相談窓口、補導委員会などを設置し、人権問題に対応している。法学研究科における基本的人権等の擁護に関する目標は、以下のとおりである。

1. 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合の迅速・適切な措置を講ずる。

2. さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、問題防止のための啓発を心懸ける。
3. 学生の安全については、補導委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に考慮しながら、適切な措置を講ずる。

上記 2 に関して、全学に「京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」（京都大学人権委員会、平成 17 年 9 月 6 日）が設けられ、また「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（平成 17 年 9 月 27 日）が定められたのを受けて、法学研究科においても、平成 18 年 1 月に、「京都大学法学研究科・法学部 ハラスメント防止・対策ガイドライン」が教授会で承認された。その冒頭において、法学研究科・法学部の責務として、「教育・研究にかかわる者全てについて、基本的人権が尊重され、安全かつ快適に就学・就労が可能となるような環境を保障」するとし、そのために、本ガイドラインを定め、「ハラスメントを事前に防止し、また、本研究科等の構成員及び関係者でハラスメントの被害にあった者を保護・救済し、迅速、適正かつ公正な措置をとる」ことがうたわれている。

(2) 安全管理

法人化後、新たに必要となった安全衛生関係業務については、京都大学における職場の労働災害及び健康障害を防止し、教職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生管理に関して必要な事項を定めた「京都大学安全衛生管理規程」に基づき、法学研究科に所属する職員から選任された、衛生管理者及び衛生補助管理者が、本研究科施設内を定期的に巡回し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員の健康障害防止に努めている。

4）情報セキュリティ

本研究科は、研究教育のために様々な情報資産（電磁的に扱われる情報の内容及びその管理等のための仕組み）を利用しており、これらの情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）の確保を、法学研究科情報セキュリティ委員会および部局情報セキュリティ技術責任者（平成 21 年 6 月に新設）を中心に、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」その他関連規程及び本研究科の実施手順に基づいて行ってきた。その主なものとして、パソコンのウィルス防止等の措置、サーバ類に対するセキュリティ・チェック及びセキュリティ向上のための諸措置、ホームページ改ざん等を防止するための措置、事務職員向けの情報セキュリティに関する講習会の実施、事務系情報資産に対するセキュリティ・チェック及びセキュリティ向上のための諸措置、教員の保有する情報資産についての調査がある。

5）自己点検・評価のための組織と実施状況

本研究科では、平成 3 年以降、学部将来計画検討委員会のもとに小委員会を設けて、自己点検・評価の実施準備を進めていたが、平成 5 年 3 月に、京都大学自己点検・評価実施規程に基づき部局自己点検・評価委員会を設け、点検・評価事項及び項目や実施方法等を検討し、平成 5 年 3 月末に過去 2 年間を中心に最近の学部及び教員個人の活動について第 1 回自己点検・評価を実施し、その結果は報告書にまとめられ刊行された。その後も、原則として隔年で自己点検・評価を実施し、報告書をまとめている（平成 16・17 年度については、21 世紀 COE プログラムの採択に伴い、COE プログラムに係る研究成果の評価・点検に重点が置かれ、このプログラムの成果が年次報告書、国際シンポジウム報告書、英文ジャーナル、ニューズレターとして刊行された）。平成 27・28 年度の 2 年間の活動を中心とした研究科・学部及び教員個人の活動については、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 13 号』（平成 30 年 3 月刊行、全 323 頁、カラー刷）にまとめ

られ、関係各機関等に配布し、法学研究科・法学部のホームページに掲載するとともに、教員に配布してそれぞれ自己の活動の改善のために役立てられている。

部局内の体制としては、部局の自主的な自己点検・評価、法人評価や認証評価への部局としての対応を検討する部局評価委員会、部局の主体的な外部評価について検討する外部評価実施委員会、また法科大学院については別に法曹養成専攻評価委員会が置かれている。

平成 20 年 6 月には「法学研究科外部評価委員会規程」を制定して組織を明確化し、同年 12 月 11 日に平成 12 年以来、第 2 回となる法学研究科・法学部外部評価委員会を開催した。

また、平成 27 年 10 月 19 日には、第 3 回となる法学研究科・法学部外部評価委員会を、以下 5 名の評価委員の参加により開催した。

倉坂 昇治　　西日本旅客鉄道株式会社執行役員
西原 克年　　株式会社島津製作所取締役専務執行役員
三浦　　潤　　関西大学大学院法務研究科教授（元大阪高等裁判所部総括判事）
山内 修一　　京都府副知事
山下 友信　　同志社大学大学院司法研究科教授

外部評価委員会の詳細については、『京都大学大学院法学研究科・法学部　外部評価報告書 2015』（平成 28 年 3 月）に掲載されている。

法曹養成専攻では、開設以来、年 1 回の外部評価委員会を開催し、点検・評価を受けるとともに、平成 19 年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価の予備評価を受けている。平成 20 年度の本評価では、機構が定める法科大学院評価基準への適合を認定されるのみならず、「基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている」ことなど、7 点がとくに優れた点として評価されている。平成 25 年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価では、評価基準に適合するとともに、主な優れた点として「法曹養成専攻長及び教務主任が定期的に学生のクラス代表と会合をもち、授業に関する問題点や要望を調査・改善している」ことなど、2 点が評価されている。さらに、平成 30 年度の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価では、「5 年の評価期間中に当該法科大学院を修了して 5 年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が 7 割以上である」ことなど 3 点が優れた点として評価されている。法曹養成専攻は専門職大学院でもあり、5 年ごとに認証評価機関による認証評価を受けなければならず、次回の認証評価は令和 5 年度に予定されている。

6　財　政

1）予　算

(1) 予算の執行と配分

法学研究科・法学部における、平成 29 年度及び 30 年度の支出全体の内訳及び大学運営費交付金の執行状況は、【表 6-1】が示すとおりである。平成 26 年度の大学運営費交付金の決算額は 462,607 千円（対前年度比 38,170 千円）、平成 27 年度は 493,237 千円（対前年度比 30,630 千円増）、平成 28 年度は 466,176 千円（対前年度比△27,061 千円増）、平成 29 年度は 460,812 千円（対前年度比△5,364 千円）、平成 30 年度は 428,599 千円（対前年度比△32,213 千円）であり、平成 26 年度以降は 400,000 千円以上の執行額を確保している。

平成 29 年度には、特定事業実施経費 75,036 千円の配分を受け、グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成、法科大学院共通到達度確認試験に係る調査および試行試験の実施、若手研究者に係る出版助成事業を実施した。

平成 30 年度には、特定事業実施経費 81,224 千円の配分を受け、グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成、法科大学院共通到達度確認試験に係る調査および試行試験の実施、技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際的共同研究、若手研究者に係る出版助成事業を実施した。

(2) 概算要求

平成 29 年度概算要求においては、「グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成」の新規 1 課題が採択され、平成 30 年度概算要求においては、同課題が引き続き採択された。

(3) 予算の動向

平成 16 年度に国立大学法人京都大学が設置されたことに伴って、中期目標・中期計画に沿った取り組みを実施するという観点から、教育・研究環境を維持するために必要な経費が、法学研究科の予算として認められた。これらの経費は、平成 15 年度の実績額を基に積算されたものであり、以後もこれとほぼ同程度の額が本研究科に配分されている。国立大学法人化から 10 年目となる平成 25 年度には、予算配分の在り方の抜本的な見直しが行われ、これまで以上に効果的かつ効率的な資金配分が図られている。これらの経費は、重要な経常的支出項目である図書購入費、法科大学院経費、研究・教育・事務遂行のための中央経費、情報関連経費、全学共通科目経費及び光熱水料費などの財源となっている。

2）外部資金

(1) 外部資金の種類と受入状況

外部資金には、科学研究費、研究拠点形成費等補助金（卓越した大学院拠点形成支援補助金）、民間団体・機関等からの寄附・研究委託、専門職大学院等教育推進プログラム等がある。

高等教育の急速なグローバル化や新興国の台頭などによる競争激化など国立大学を取り巻く環境が大きく変化している中、本学は指定国立大学法人として国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことが求められ、社会や経済の発展に貢献する取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果すことが期待されている。

一方、少子高齢化の進展などに伴う社会保障費の増大など我が国の財政状況が厳しい状況にあり、運営費交付金は法人化以降年々削減されている。

このような状況において、研究・教育をさらに発展させていくためには、多様な財源を確保することが重要であり、部局として、外部資金の獲得に積極的に取り組む必要がある。それゆえ、大型科研費を中心に、外部資金獲得に向けて、研究科においても、教員の意識を高め、部局としてこれを支援しようという動きが強まっている。

平成 26～30 年度における、法学研究科および公共政策連携研究部の法学・政治学系教員に係る外部資金の導入状況は、【表 6-2】が示す通りである。法学研究科においては、教員の申請した研究課題が科学研究費補助金の助成対象に多数選定されている他に、教員による民間団体等からの奨学寄附金の受入も継続的に行われている。

なお、上記の外部資金以外に、法学研究科・法学部が受け入れた寄附金により設けられた基金として、以下の二つがあり、研究科・学部における研究・教育のために活用されている。また、多くの民間企業等から寄附などの協力を得て、寄附講義を開設している。

(a) 法学部学術交流基金

本研究科では、本学部卒業生等を中心に平成 2 年度に行った募金（奨学寄附金として受入れ）により法学部学術交流基金を設け、本研究科における学術交流のための直接経費及び学術交流の基盤となる教育研究環境の整備費に充ててきている。平成 29・30 年度における同基金の収支の内訳は、【表 6-7】のとおりである。

(b) 京都大学法学部百周年記念基金

本研究科では、法学部創立百周年記念事業として行った募金（奨学寄附金として受入れ）により法学部百周年記念基金を設け、本研究科及び学部の教育・研究の助成に充てている。平成 29・30 年度における同基金の収支の内訳は、【表 6-8】のとおりである。

(2) 科学研究費補助金

平成 26～30 年度において、法学研究科および公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等が研究代表者等として受け入れた科学研究費補助金の内訳は、【表 6-2】のとおりである。法学研究科の教員等が研究代表者として提出し、採択された件数は、26 年度 49 件、27 年度 52 件、28 年度 54 件、29 年度 66 件、30 年度 75 件である。また、公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等による研究課題も、26 年度 7 件、27 年度 7 件、28 年度 7 件、29 年度 11 件、30 年度 9 件が科研費の助成対象になった。

平成 29・30 年度に採択された研究代表者・研究課題・金額は、【表 6-4】のとおりである。

(3) 研究拠点形成費等補助金

平成 24～25、27～29 年度には、優秀な学生をひきつけ、世界で活躍できる研究者を輩出する環境づくりを目的として、優れた研究基盤を活かし高度な教育と研究を融合する卓越した拠点を有する大学に対し、博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備することを目的とした、「卓越した大学院拠点形成支援補助金」、「研究拠点形成費補助金」の助成を受けた。助成額は、【表 6-5】のとおりである。

(4) 奨学寄附金

民間団体等からの奨学寄附金は、公共政策連携研究部の法学系教員等の受入れ件数も含めて、平成 26 年度 14 件、27 年度 11 件、28 年度 16 件、29 年度 18 件、30 年度 11 件となっている。法学研究科の教員が平成 29・30 年度に受け入れた奨学寄附金の金額及び研究課題は、【表 6-3】のとおりである。

3）総長裁量経費等

京都大学内において、法学研究科に対して、平成 28～30 年度に総長裁量経費として認められた教育改革推進事業は、【表 6-6】のとおりである。平成 28～30 年度には、若手研究者に係る出版助成事業が採択され、優秀な博士学位論文に対し出版助成を行った。また、平成 28 年度には、「法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題」と題し、若手研究者を中心にドイツ人研究者との交流を活発に行った。平成 30 年度は「技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際的共同研究」が採択され、活発な国際交流を通じて、インターネットや AI などの技術革新がもたらす新たな法的課題について検討作業を行い、国内外において優れた研究成果を発表した。

7　施設・設備

1）施設・設備全般の現況と課題

(1) 施設・設備全般の現況

(a) 現　況

法学研究科・法学部は、平成 30 年 5 月 1 日現在で、教員数 86 名、事務職員数 16 名（それ以外に非常勤職員・派遣職員 21 名）、大学院学生数 472 名（うち留学生 48 名）、学部学生数 1,503 名（うち留学生 4 名）、研究生 5 名（うち留学生 4 名）、その他招へい外国人学者・研修員・研究員十数名などからなる。これに対する、研究室、教室、図書室、事務室の基準面積と現況は【表 7-1】、【表 7-2】、【表 7-3】のとおりである。

(b) この間の改善措置

法学研究科では、平成 16 年度に、入学定員 200 名の法曹養成専攻（法科大学院）を設置した（定員は、平成 22 年度入学生から 160 名に変更）。さらに平成 18 年度には、経済学研究科との協力の下で、独立大学院として入学定員 40 名の公共政策大学院が設置された。そのためのスペースとしては、いずれも主に工学部 4 号館（平成 20 年度より総合研究 2 号館に名称変更）が利用されることになった。

法曹養成専攻では、講義の形式が少人数の対話型の授業を基本とし、学生に長時間にわたる予習・復習を要求するものとなっているため、従来のものとは異なる教室と学生向けの学習室が必要である。そこで、平成 15 年度に実施された法経本館と法科大学院棟（工学部 4 号館）の耐震補強・改修工事の際に、対話型授業向けの教室と自習用の学習室などの整備を行い、平成 16 年度には法経北館にも対話型授業向けの教室を整備した。続いて、平成 17 年度には、法経本館の耐震補強・改修工事において、対話型授業用の教室 2 室を新設するとともに、工学部 4 号館の耐震補強・改修工事において、同館 2 階に自習室（北）・自習室（南）及び演習室 1 室を新設し、また、それまで教室と兼用とされてきた模擬法廷を専用に改めた。

法学研究科では、その他に、平成 18 年度に、図書室の改修工事を行い、自習に必要なスペースを増やし、資料の陳列・閲覧スペースを整備した。また、平成 18 年度の公共政策大学院の開設にあたっては、工学部 4 号館南側部分の改修を行い、授業に必要な教室等を整備した。さらに、平成 22 年度には、法経北館の耐震工事に併せて、法経本館 4 階にあった演習室 4 室を法経北館 3 階に移転し、同階の全室を演習室に整備した。

そのほか、建物管理面では、平成 22 年 4 月に、法経本館に入退館管理システムを導入して、夜間・休日は出入口を常時施錠することとした。法経本館は、その構造・機能上、外部者が立ち入りやすく、かねてから防犯上のリスクが危惧されていたところ、入退館管理システムの導入により、建物のセキュリティは大幅に向上した。平成 23 年度には、法経本館の耐震補強・改修工事に含まれなかった外壁について、壁面の剥落等を防止し歩行者の安全を確保するため、法経本館の北面および西側の壁面補修を行った。

平成 25 年度には、会議用 iPad の整備を行い資料のペーパーレス化を図り、防犯カメラの設置により一層建物のセキュリティを向上させた。

平成 26 年度には、ゴミ集積場所の建替え工事を行い建物周りの環境の改善が行われた。

平成 25 年から 26 年にかけて、講義室、研究室の照明設備の LED 化工事を行ったことにより、エネルギー使用量の削減が行われた。

平成 27 年度には、総合研究 2 号館の学習室におけるデスクライトの LED 化を行い、更なるエネルギー使用量の削減が行われた。

平成 28 年度には、法経本館の男女トイレを改修し、トイレ環境が改善された。

平成 29 年度には、特に劣化の激しかった法経本館の階段手摺を改修・補強工事を行い、利用者の安全確保に努めた。また、学部教務掛の受付窓口を改修し、利用者の書類記入を以前よりしやすくした。同じく法経本館の教員懇談室については、従来のレイアウトを大幅に変更し、非常勤講師用のスペースを充実させて、利用環境の向上を図った。

平成 29～30 年度にかけては、かねてから空調の不具合が続いていた法経本館において、研究室等の室外機、室内機の改修工事を実施した。これにより、冷房、暖房とも以前より安定して供給できるようになり、快適な教育、研究環境の構築につながった。

(c) 建物の耐震補強

平成 10 年度に実施された耐震強度調査の結果、本館の耐震強度が不足することが判明した。そのため、平成 15 年度に法経本館の東半分の耐震補強工事を行ったのに続き、平成 17 年度に西半分の耐震補強工事を実施した。

法科大学院棟（旧工学部 4 号館）も耐震強度が不足していたが、平成 16 年度の法科大学院設置時に関係施設として設けた部分については、平成 15 年度中に、また、平成 18 年度に新たに関係施設とした部分についても、平成 17 年度に耐震補強工事を行った。

最後に残された法経北館についても、平成 21 年度に書庫棟及び閲覧室部分の耐震補強工事を実施し、平成 22 年度には 2 階～4 階部分の耐震補強工事を終えた。これにより、法学研究科・法学部が管理する建物すべての耐震補強工事が完了したことになる。

(2) 施設・設備全般に関する課題

研究室（教員用・大学院生用）、教室、図書・資料室のいずれについても、その数、面積が改善されるべきである。とくに蔵書収納スペースの不足が深刻である。法学部では毎年約 7,000 冊分の書物・資料を新たに受け入れている。収蔵方法の工夫や重複図書の除去等の措置で対応しているが、この状態が続けば、近い将来、法学部の施設では収納しきれなくなる事態が予測される。

教育課程の再編・充実が進み、新たに採用した実務家教員も含めて全体の教員数が増加したため、教員研究室は数量的に不足傾向にある。教育施設では、演習室の数不足が深刻である。とくに法学部用の演習を行う上で、絶対数が不足している。

建物管理上の問題としては、①事務職員の定員削減により、外部委託で宿日直制がとられており、管理体制が万全であるとはいいがたい、②法学研究科と経済学研究科が共同で用いる法経本館や、法科大学院が環境保全センターやアジア･アフリカ地域研究研究科などと共用する総合研究 2 号館（旧工学部 4 号館）については、関係部局関連で連携をとり、防火・防犯体制を組織しているところであるが、意見の調整もとりにくく、問題が生じやすい、などの点が指摘されうる。

法学研究科においては、施設・設備に関して、研究科将来構想検討委員会と敷地・建物計画委員会とにおいて検討を続けてきている。今後も、組織や教育課程の再編・充実を念頭に置きつつ、中長期的な計画を立てて行く必要がある。

2）図書室

(1) 施設・蔵書・利用等の状況

法学・政治学の研究教育を進めるには、学術情報への迅速・確実なアクセスが可能であることが必須要件である。後述の国際法政文献資料センターと並び、法学研究科において学術情報収集の中心をなすのは、法学研究科・法学部図書室である。同図書室は、法経北館の 2 階に閲覧室を置き、同館北側の書庫部分のうち、地上の 2 層、3 層、6 層、7 層全部及び地下の 1 層、2 層の一部を専用の書庫としている。

平成 18 年度に、図書室の改修工事を行い、閲覧室開架図書コーナーを大幅に拡充するとともに、事務スペースの合理化により、学部生専用の自習室（96 席）を新たに設置した。併せて公共政策大学院の開架図書コーナーを新設した。平成 31 年 3 月現在の図書室の配置図（法経北館 2 階に限る）は以下の図のとおりである。

図書室の開室時間は、平成 31 年 4 月現在で、平日は午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までである。休室日は、日曜日、国民の休日・祝日及び京都大学創立記念日、毎月 1 日午前中と 15 日（1 日又は 15 日が土曜日の場合は直後の月曜日、休日の場合は翌日）、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで、3 月 31 日から 4 月 3 日まで、学部入学試験期間である。これらの定例休室日の他に臨時に休室することがある。

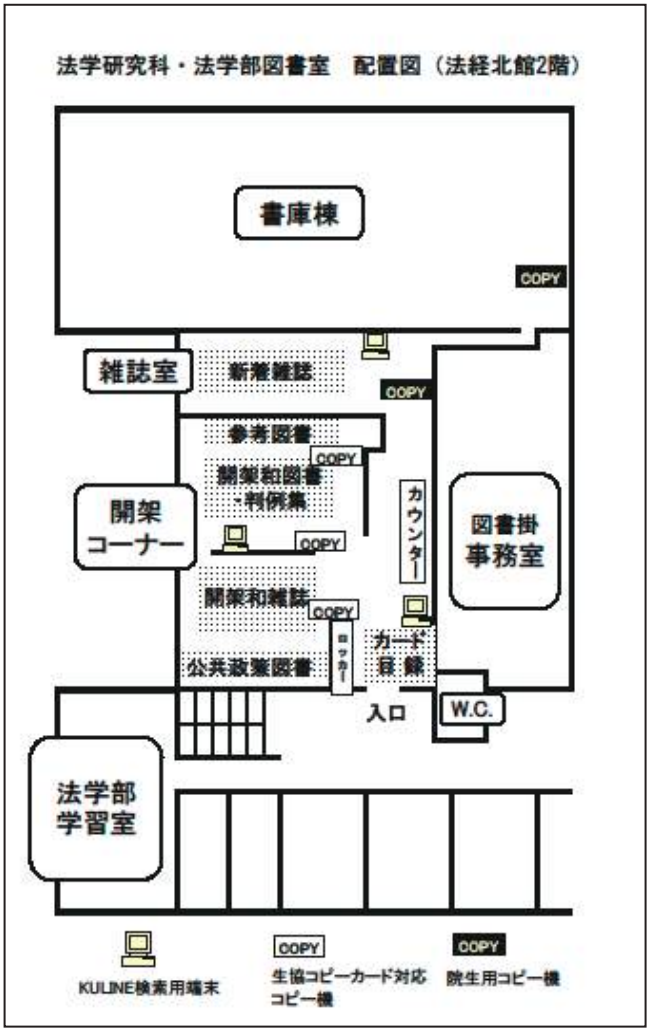

平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日）現在の蔵書総数は、724,435 冊（和書 321,327 冊、洋書 403,108 冊）である（【表 7-4】）。年度ごとの受入冊数は、平成 29 年度が 7,368 冊（和書 3,781 冊、洋書 3,587 冊）、平成 30 年度が 7,172 冊（和書 3,615 冊、洋書 3,557 冊）である。また、平成 30 年度末現在の受入雑誌総数は、1,062 種（和雑誌 606 種、洋雑誌 456 種）である（【表 7-5】）。

平成 30 年度末現在の書庫充足率は、収容可能冊数が 564,389 冊のところ、蔵書冊数が 724,435 冊で、充足率は 128.4%である。

その他、法学研究科図書室経費は、27 年度 13,104 万円、28 年度 12,302 万円、29 年度 12,301 万円、30 年度 12,951 万円と推移しており、近年は 1 億円を超える額を毎年計上している。その予算・決算書は【表 7-6】の示すとおりである。

(2) 図書室の現状と課題

(a) 全般的な課題

法学研究科・法学部図書室は、長期にわたる大学関係予算の逼迫とりわけ法人化後の節約の必要により、各種業務に大きな影響を受けている。とりわけ、雑誌、判例・法令集、加除資料等のいわゆる継続資料が図書資料購入予算の約 53%を占め、図書購入に及んでいる影響は深刻である。国内外における書籍と図書の価格の上昇、教員の増大・研究分野の拡大に伴う需要の多様化、紙媒体と並行して購入しなければならない電子情報（外部データベース）の増加等が、その主な理由である。

しかも、法学研究科の図書や資料は性格上、古くなったからといって廃棄できるものは少なく、蓄積を重ねる必要が高いものがほとんどである。止むを得ず重複図書の除却を実施するなどの工夫を重ねてはいるものの、書庫の書籍充足率は100%を超え増大する一方で、容量不足の状況がますます悪化しつつある。また、財政の逼迫とスペースの不足により、頻繁に使用される学生用の基本的な文献・資料を複数部所蔵することや、学生用の談話・討論スペースを確保することも難しくなっている。

雑誌の電子ジャーナル化がますます進展している今日、法学研究科が冊子体で購入している中にも、電子ジャーナルで閲覧できるものが次第に増えているのも事実である。紙媒体で蔵書として資料を備えておくことの意義・利点を考慮に入れつつ、電子ジャーナル化の波にどのように対応していくかが、今後の大きな課題の一つである。

(b) 目録情報の電子データ化による業務改善

目録業務は、国立情報学研究所と結んで、オンラインで処理されており、公私立大学を含む全国の大学と目録情報を共有することが可能となっている。法学部では、従来からのカード目録による検索方法とともに、昭和62年以降入力された目録情報をKULINE（京都大学蔵書検索システム：Kyoto University Libraries Information NEtwork system ）によって検索することが可能である。なお、平成13年度受入図書から、カード目録の編成は中止した。その後も目録情報の遡及入力を継続して行っている。

(c) その他

図書室関係の施設整備に関する改善のため、学習スペースの拡充、書庫の充実、マルチメディアへの対応の強化など多方面からの検討を続けている。ホームページでの情報提供や図書室利用案内の作成などを行っている。

3）情報ネットワークの整備

法学研究科のすべての教職員は、情報環境機構が整備・運用にあたっている学術情報ネットワークシステムを利用できる環境にあり、教育課程の実現及び教育内容の充実並びにその支援のために、これを有効に活用している。また、情報ネットワークに接続したAVシステムを備えた教室も整備されており、授業や研修、研究報告等において利用されている。

多くの講義室には、情報環境機構の提供する無線LANアクセスポイントが設置されており、すべての学生が、これを利用して各自のノート型パソコン等からインターネットにアクセスすることが可能である。そのほか、法政理論専攻の学生は、大学院生の研究室に設置された情報コンセントからインターネットを利用することができる。また、法曹養成専攻の学生は、学習室・自習室に設置された情報環境機構の無線LANアクセスポイントを通じて、インターネットにアクセスすることができる。

これらに加えて、法学部図書室には、京都大学蔵書検索システム（KULINE）による図書検索または法学研究科が提供するオンライン・データベースの一部を利用するための専用のパソコンが設置されており、学生等はこれを利用することができる。また、閲覧室には、情報コンセント・無線LANアクセスポイントも設置されている。

4）オンライン・データベース等の利用

課題とされてきた各種の外部データベース等の利用は、国内のものについては、 D1-Law.dom や Westlaw Japanによる法令・判例検索、「判例タイムズ」「ジュリスト」「金融法務事情」「最高裁判所判例解説」の各誌バックナンバーの検索・閲覧、海外のものについては、Juris Online、Hein Online、 Lexis 360、Lexis Advance、Westlaw Next等が利用できるようになり、次第に充実してきた。

また、法学研究科教員及び法科大学院学生向けに、判例や書誌情報が検索できる Westlaw Japan Academic Suite（平成22年度まではTKC法律情報データベース）の利用ができるようになっており、希望する法政理論専攻の学生にもその利用を認めている。

5）学生用スペース

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、各研究室内で個人専用の 1 人 1 机を確保している。共同研究室を利用する時間帯についても、特別の制限は設けていない。図書室及び配架図書の利用面でも、相当の便宜を図っている。

法曹養成専攻では、学生の自習スペースとして学習室（635 ㎡、定員 340 名）、自習室（北）（172 ㎡、定員 115 名）、自習室（南）（61 ㎡、定員 31 名）を専用のものとして設け、実質的な学生定員 355 名を超える総計 486 席のキャレル・デスクが用意されている。これらの開室時間は、原則として、午前 8 時 30 分～午後 11 時 45 分である。学習室・自習室には、情報環境機構の無線 LAN アクセスポイントが設置されており、学生は、無線 LAN に対応したノート型 PC を持ち込むことによって、インターネットを通じた情報検索をすることができる（電気コンセントも各デスクに設置されている）。また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員 10～20 名前後）が 12 室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる。

法学部の学生については、前述のとおり自習室(96 席)を用意しているほか、法学部独自に年間 200 枚のプリントサービスを行っている。無線 LAN の利用も可能である。法学部自治会、法律相談部等の法学部公認サークルの活動には演習室等も許可を受けた上での利用を認めており、さらに、その活動の拠点となる部室などを提供している。

8　附属教育研究施設

1）国際法政文献資料センター

(1) 概　要

附属国際法政文献資料センターは、昭和 54（1979）年に、京都大学法学部に初めて設けられた附属教育研究施設である。その設置の目的は、国際化時代において必須となる法律学・政治学に関する海外の基礎的文献・資料を収集整理し、一般の利用に供するとともに、これらの文献資料に係る情報の提供を行うことにより、広く社会科学に関する研究と教育の向上に寄与することにある。

本センターには、センターの所務を掌理するセンター長が置かれる他に、研究科長、センター長、附属図書館長及び法学研究科教授・准教授若干名から構成される運営委員会が置かれている。運営委員会は、①文献資料の収集・整理・保管に関する事項、②文献・資料の利用に関する事項、③参考調査、目録刊行等情報に関する事項、④センターの予算に関する事項、⑤その他センターの運営に関する重要事項を審議する。運営委員会には委員長が置かれ、研究科長が委員の中から委員長を委嘱する。

また、渉外、文献調査・参考調査、データベースの構築を含むドキュメンテーション等の担当者として、昭和 54 年より助手 1 名を本センターに配置したが、平成 19 年度で退職、後任人事についてはなお検討中である。

なお、本センターの事務は、事務部の図書掛長が併任し、これにあたっている。

(2) 活動状況

国際法政文献資料センターは、法律・政治情報検索に関する資料作成に取り組み、過去に作成したその他のデータベースや手引書類についても、常に新しい情報を取り入れることによって、陳腐化しないよう注視・更新しながら、内容の充実に努めてきた。本センターがこれまでに作成したデータベースや手引書類は、右の表の通りである。

国際法政文献資料センターが作成したデータベース・手引書等

データベース
「POLEM（外国の政治立法過程文献データベース）」
「国際政治文書・各国の政治文書（外交文書など）・社会関係資料の海外所在情報」
「諸外国の公的機関および国際組織の Websites」
「欧州国際機関サイト検索」
「フランスの公的機関サイト」
「アメリカ―判例集・裁決集・法令集等の略号（引用形）を調べる」
「アメリカ以外の外国の判例集・法令集の略号（引用形）を調べる」
「英語法律雑誌（英米などの判例集・法令集、国際法雑誌も含む）の略号（引用形）を調べる」
「ドイツ語法律・政治雑誌（法令集・判例集、法令・法律用語などを含む）の略号を調べる　改訂版」
「フランス語法律雑誌の略号（引用形）／法律用語の略号／政治・社会関係の略号を調べる　改訂版」
「外国雑誌論文テキストをネット上で入手できる電子ジャーナル＝法律学・政治学雑誌を中心に＝」
「国際条約の通称・略称・正式名データベース」
法律・政治情報を検索・文書入手するための解説・手引書
『外国の法律・政治行政資料の調べ方・文書の入手方法』（ホームページ）
『日本の法律・政府行政文書の調べ方』（ホームページ）
『イギリス議会政府資料解説』（冊子体）
『アメリカ政府官報の調べ方』（冊子体）

2）法政実務交流センター

(1) 概要と現況

法学研究科では、平成 4 年度の大学院重点化とともに、実務と積極的な交流を図りつつ専攻横断的で先端的な問題領域に取り組む総合法政分析大講座を増設する一方、高度の専門的知識をもち総合的な分析・判断能力を備えた職業人の養成・再教育を目的とする専修コースを修士課程に設け、大学と社会の交流や大学院の活性化を図ってきた。平成 10 年 4 月に、法学研究科の第 2 の附属教育研究施設として開設された法政実務交流センターは、実務との交流を促進・円滑化するとともに、専修コースにおける実務志向型教育研究を充実させることによって、広く法学・政治学の教育研究の向上に寄与することを目指した。

その後、平成 16 年度の法学研究科の改組に伴い、新たに専門職学位課程として法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、さらに平成 18 年 4 月には、経済学研究科との連携のもと、専門職学位課程として公共政策大学院が発足した（専修コースの改組により平成 16 年度に設置された国際公共政策専攻は、そこに発展的に解消された）。教育課程のこうした大きな変革の中で、本センターも、その設置の目的である実務との交流を一層促進し、広く法学・政治学の教育研究の向上に寄与することを、さらに強く求められている。

本センターは、センター長（教授）、助教授（研究者教員）1 名、助手 1 名、客員教授（実務家教員）複数名という構成であったが、平成 14 年に本センターに法科大学院準備部門を設置し、平成 15 年度からは任期付きの教授・助教授として採用する実務家教員を同部門の専任教員として配置した。法科大学院が設置された平成 16 年度には、法科大学院準備部門に配置する教授・助教授を大幅に増員する一方、同年度より法科大学院特別教授・特別助教授の制度の運用も開始し、スタッフは格段に拡充することになった。

本センターは、平成 30 年 4 月現在、センター長（任期 2 年）のほか教授 4 名の専任教員、及び実務家から任用する特別教授 6 名、客員教授 8 名で構成されている。さらに、年度毎に組織する共同プロジェクトの推進に必要な非常勤講師や客員研究員を、法曹界・行政機関・企業等の実務界から委嘱している。本センターの運営は、法政実務交流センター運営委員会があたり、毎年度（平成 20 年度版からは隔年で）活動報告書を刊行している。平成 30 年度の法政実務交流センターのスタッフは、以下に示すとおりである。

平成 30 年度　法政実務交流センター・スタッフ　（肩書きは着任時）

センター長 (併) 教授	山本 敬三				
教　授			客員教授		
（裁判実務）	二本松利忠	（元大阪地方裁判所長）	（弁護士実務）	池上 哲朗	（京都総合法律事務所弁護士）
（裁判実務）	松本 芳希	（元広島高等裁判所長官）	（弁護士実務）	竹林竜太郎	（竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士）
（裁判実務）	小久保孝雄	（元高松高等裁判所長官）	（弁護士実務）	児島 幸良	（弁護士法人琴平綜合法律事務所弁護士）
（検察実務）	二ノ丸恭平	（大阪高等検察庁検事）	（弁護士実務）	真田 尚美	（弁護士法人三宅法律事務所弁護士）
			（弁護士実務）	西出 智幸	（きっかわ法律事務所弁護士）
特別教授			（弁護士実務）	渡辺　徹	（北浜法律事務所・外国法共同事業弁護士）
（弁護士実務）	平尾 嘉晃	（中村利雄法律事務所弁護士）	（行政実務）	船越 健裕	（外務省大臣官房参事官）
（弁護士実務）	小林 章博	（弁護士法人中央総合法律事務所弁護士）	（行政実務）	西村 幸満	（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第 2 室長）
（弁護士実務）	赫　高規	（弁護士法人関西法律特許事務所弁護士）			
（裁判実務）	増尾　崇	（大阪地方裁判所判事）	協力研究員		
（裁判実務）	谷口 哲也	（大阪地方裁判所判事）	（法律実務）	岩谷 博紀	（岩谷・村本・山口法律事務所弁護士）
（裁判実務）	国分 貴之	（大阪地方裁判所判事）	（法律実務）	藤野 睦子	（小松法律特許事務所弁護士・弁理士）
			（行政実務）	福井 裕子	（公益財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所総務局総務課　副主幹兼教授）

(2) 活動状況

本センターの研究活動は、法学研究科教員や関連諸機関・組織との緊密な連携のもと、共同プロジェクト方式によって、法律実務と行政実務に関する最新の問題事例を重点的に取り上げて多面的に分析し、総合的な対応策を検討することを中心に行われている。このような共同研究に基づいて、法務・行政に関する実務志向型教育研究の技法・教材などを開発し、それを法科大学院および公共政策大学院における裁判法務・企業法務・公共政策などの分野の授業に活用している。また、法務・行政に関する活きた実務情報を高度な技法を用いて迅速かつ計画的に収集・処理することにより、法学研究科・法学部の教育研究に必要な実務情報を提供する一方、関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築することも目指している。

かねてより年度ごとに開催していたシンポジウムに加え、実務家教員と研究者教員の交流の一層の活性化を図るために、平成 18 年度より、法政実務フォーラムを開催している。平成 29 年度・30 年度に開催されたシンポジウム・フォーラムは下の表に示すとおりである。

	シンポジウム・フォーラム	開催日・場所	報告者・コメンテータ等
平成29年度	第 1 回フォーラム	平成 29 年 2 月 20 日 総合 2 号館 2 階 公共第二 RPG 室	髙橋　司　特別教授 「弁護士職務基本規程の改正の議論について」
	第 2 回フォーラム	平成 29 年 3 月 6 日 総合 2 号館 2 階 公共第二 RPG 室	佐々木　茂美　教授 「裁判官生活を振り返って～司法研修所における人材育成の取組を中心として」
平成30年度	第 1 回フォーラム	平成 30 年 3 月 1 日 法経本館 1 階 第 11 教室	陳　青東　弁護士 「日中間投資・貿易の趨勢－ビジネスローヤーの視点から」
	第 2 回フォーラム	平成 30 年 3 月 7 日 総合 2 号館 2 階 公共第二 RPG 室	飯島奈絵　弁護士 「外国裁判・仲裁・調停」

他方、本センターの教育活動の面では、平成 30 年度の法学研究科・法学部の開講科目のうち、本センター教員が担当したものは、以下のとおりである。

教　員	法政実務交流センターの教員が担当した授業科目
教　　授	法科大学院：「民事法文書作成」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」「検察実務演習」「刑事裁判演習」「民事裁判演習」「刑事模擬裁判」「経済刑法」 学部専門科目：特別講義「現代社会と裁判」 全学共通科目：「民事裁判入門」「刑事裁判入門」「裁判制度入門」ILAS セミナー「民事・家事紛争の解決方法」ILAS セミナー「刑事手続の基礎」ILAS セミナー「民事手続の基礎」
准 教 授	法政理論専攻修士課程：「現代ヨーロッパ法」 法政理論専攻博士後期課程：「現代ヨーロッパ法特別演習」
特別教授	法科大学院：「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」「民事弁護実務演習」「法曹倫理」「弁護士実務の基礎」「刑事裁判演習」「民事裁判演習」「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「医療訴訟の現状と課題」「債権回収事例演習」
客員教授	法科大学院：「民事弁護実務演習」「会社法実務演習」「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」「企業法務 1」「労働法事例演習」 法政理論専攻修士課程：「政治過程論特殊講義」「国際政治学特殊講義」 公共政策大学院：「国際政治と日本外交」「日本の社会福祉政策」

本センターが中心となって行っているその他の活動として、公共政策大学院とも連携をとりつつ、人事院の協力のもと中央省庁より講師を招き、共通テーマにしたがって最新の行政課題や施策の現状とその意義について、広く関西在住の大学生に向けて紹介する「霞が関リレー特別講演」を毎年開催し、多数の参加者を得て、好評を博している。この運営には、公共政策大学院の行政実務の経験をもつ実務家教員が司会・進行を行うなど大いに関与している。また、平成 21 年度からは、講演の前後に講師と公共政策大学院の研究者教員・実務家教員の懇談の場を設けて進路指導に役立てている。なお、平成 30 年度の概要は以下のとおりである。

平成 30 年度関西地区　霞が関リレー特別講演　（京都大学・人事院）			
共通テーマ：**「～最前線の行政官が語る　霞が関～」** この特別講演は、各府省の第一線で活躍する本省課長・室長級の行政官が、わが国の重要な政策課題について、様々な経験を踏まえて幅広い視点から分かりやすく学生に対して語りかけるものであり、学生が国の行政や政策課題に対して理解を深め、公務に対する関心を高めてくれることが期待されます。			
会場：京都大学吉田キャンパス　法学部法経第 11 教室			
前期			
回　数	開催日	前半（13:30～14:30）	後半（14:45～15:45）
第 1 回	5 月 17 日（木）	経済産業省	厚生労働省
第 2 回	5 月 24 日（木）	文部科学省	国土交通省
第 3 回	5 月 31 日（木）	法務省	財務省
第 4 回	6 月 14 日（木）	農林水産省	警察庁
後期			
回　数	開催日	前半（13:30～14:30）	後半（14:45～15:45）
第 1 回	10 月 4 日（木）	人事院	内閣府
第 2 回	10 月 11 日（木）	防衛省	総務省
第 3 回	10 月 18 日（木）	経済産業省	金融庁
女性のための霞が関特別講演			
回　数	開催日	前半（13:30～14:30）	後半（14:45～15:45）
第 1 回	10 月 25 日（木）	厚生労働省	環境省

9　国際交流

1）部局の交流方針と組織

そもそも法や政治は、各時代・各国家の歴史的・社会的・経済的等の諸要因の複合産物であり、その意味で独自性が強く、地方色の濃い文化（local culture）としての性格を備えている。その一方で、人間の集団活動の常として、法や政治は、それを支える集団の組織・発展段階に応じた一般的・普遍的な特徴をも兼ね備えている。ことに日本は、古くから中国大陸や朝鮮半島の法や政治制度を含む文化を積極的に受容し、さらに徳川末期以降は、欧米の法や政治から多くのものを採り入れてきた。したがって、今日の日本の法や政治に関わる学問は、これら諸外国の影響を抜きにしてはありえず、日本自身の法や政治の研究・教育のためにも、国際交流は重要な手段となっている。

そのため、本研究科においても、法学・政治学の研究・教育におけるその意義に鑑み、様々な形で国際交流を推進してきた。部局の組織に関しては、平成 7 年に研究科に国際交流委員会を設置し、部局の国際交流に関する重要事項について検討を行っている。後述のように平成 20 年度以降に新たに 11 件の学術交流協定を締結するなど、近年にはとくに国際交流推進に向けての取組を強化している（【表 9-1】）。また、全学組織である国際交流委員会には、法学研究科選出の委員も参加し、同委員会の方針は法学研究科に伝達・実施されている。さらに、平成 4 年以来、外国人留学生担当の講師が配置され、留学生の研究・勉学・生活を種々の側面で支援する役目を担うとともに、研究科の国際交流委員会に陪席するなどしている。

2）活　　動

法学研究科では従来から国際交流が盛んである。当初は、教員や学生・大学院学生が在外研究や留学を通じて、諸外国から法学・政治学に関する知識を吸収するのが一般的であった。しかし、最近ではそれと並んで、諸外国とくにアジア・太平洋地域からの研究者や留学生の受け入れが増加している。

(1) 海外の大学・研究機関との教育・研究交流及び支援活動

法学研究科が海外の大学・研究機関との間で正式に締結した学術交流協定は、長らくハーバード大学イェンチン研究所との協定（昭和 59（1984）年 11 月締結）のみであったが、平成 20 年度には新たに、マックス・プランク外国私法および国際私法研究所、国立政治大学法学院、国立台湾大学法律学院、フランス政治学財団（シアンス・ポ）との協定を締結した。平成 21 年度にはフランクフルト・アム・マイン ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部、平成 22 年度には清華大学法学院、ユーリウス・マクシミリアン・ヴュルツブルク大学法学部、平成 23 年度には世界銀行法務部、平成 28 年度にはケンブリッジ大学アジア・中東学部、エネルギー憲章事務局と締結し、平成 29 年度には台湾法官学院、ハンブルク大学法学部との協定を締結した（【表 9-1】）。法学研究科では、部局として国際化への一層の対応が求められていることから、提携先として相応しい海外の研究機関等を選定し、部局間で学術交流協定の締結を進めていくことがますます必要となっている。

その一方で、今日においても、法学研究科の教員は、しばしば在外研究集会に出席し、また在外研究を行っており、そうした形での国際交流は非常に盛んである。【表 9-2】、【表 9-3】に示すとおり、海外出張者数は、平成 29 年度が延べ 119 名、30 年度が延べ 131 名に及び、その出張先は平成 29 年度が 29 カ国、30 年度が 28 カ国と拡がりを見せている。

また、法学研究科の教員は、数多くの国際シンポジウム・セミナー等を内外で開催し、学術的な国際交流の

基礎を築いてきている。ウィーン大学とは毎年交流シンポジウムを開催している。平成 29 年度には、ウィーン大学から 14 名の研究者を本学に招いて、京都大学、ウィーン大学共催の共同セミナー「不平等な扱い」を開催した（平成 29 年 9 月 10 日～13 日）。平成 30 年度には、本学からウィーン大学に 8 名の研究者と 6 名の特定研究学生が招かれ、京都大学、ウィーン大学共催の共同セミナー「デジタル化－法的側面」に参加した（平成 30 年 9 月 10 日～12 日）。

(2) 招へい外国人学者等の受入

平成 29・30 年度に、法学研究科が受け入れた招へい期間 30 日以上の外国人研究者は、【表 9-4】の示すとおりである。全部で 26 名であるが、大韓民国 3 名、中華人民共和国 9 名、欧州諸国 6 名、台湾 5 名となっている。これら外国人研究者は、招へい外国人学者又は外国人共同研究者として、法学研究科に滞在し、研究スペースや図書室の利用などの便宜も受けつつ、受入教員をはじめ研究科教員との共同研究に携わった。

(3) 学部学生・大学院生の海外留学・研修

現在までのところ、法学研究科が海外の大学・研究機関と締結した学術交流協定では、学生間交流、とくに授業料等を不徴収とする派遣留学を含んでいるものはない。それゆえ、派遣留学を希望する者は、京都大学が締結した大学間学生交流協定を利用する必要がある。また、派遣留学以外にも、外国政府奨学金制度、民間の留学プログラムなど、京都大学の留学制度に拠らない仕方での留学が可能であり、各人の留学目的によってそれらを選ぶこともできる。留学先一覧については、【表 9-5】のとおりである。

また、学部学生については、学生本人からの申請があれば、法学部教授会における審議を経て、外国の大学において修得した単位を本学部の単位として認定している。

(4) 留学生の受入・同計画

法学研究科及び法学部における留学生の受入制度については、前述 2 教育活動 3）留学生の受入と教育（大学院・学部）（24～25 頁）で詳述したので、参照されたい。

外国人留学生の数は、【表 9-6】が示すとおり、正規生として法学部に入学・在籍する者は、平成 27 年度は 2 名、平成 28～29 年度は 3 名、平成 30 年度には 4 名であるが、これとは別に、京都大学国際教育プログラム（KUINEP）等による交換留学生（平成 29 年度 5 名、30 年度 13 名）を受け入れており、法学部の受け入れ数は増加傾向にある。また、大学院修士課程及び博士後期課程に外国人特別選抜方式が設けられていることもあり、学位取得を目指す正規生として法学研究科に入学・在籍する大学院生の数は、平成 29 年度 43 名、30 年度 48 名に上っている。法学研究科及び法学部の入学試験を受験した外国人留学生の数及びその結果については【表 9-7】が、また外国人留学生の出身国・地域については【表 9-8】が、それぞれ示すとおりである。

これらの外国人留学生に対する修士論文の指導はその他の院生と同様になされており、法政理論専攻においては、平成 29 年度の修士号取得者 20 名のうち 15 名が、同 30 年度は 18 名のうち 11 名が、それぞれ外国人留学生であった。

また、昭和 37 年度から平成 30 年度の間に課程博士を授与された者は合計 235 名（平成 29・30 年度は 27 名）のところ、そのうち外国人留学生は 85 名であった（平成 29・30 年度は 6 名）。

3）施設・支援体制等

法学研究科には、国際交流のための独自の施設はない。法学研究科を訪れる外国人研究者との交流経費に関しては、その一部が企業や卒業生の寄付を中核とした「法学部学術交流基金」（42 頁参照）によりまかなわれるが、それ以外は、もっぱら公私の奨学金や私費に頼っているのが実情である。

外国人留学生については、法学研究科として、学生生活全般にかかわる相談を担当する講師 1 名を配置している。また、チューター制度に基づき、外国人留学生に対して 1～2 年間の専門的日本語の学習を援助しているほか、TA 制度を活用して、修士論文の日本語サポート等にも努めている（チューター採用数は【表 9-10】に示すとおりである）。

なお、留学生の宿泊施設の現状は【表 9-9】に示すとおりであり、京都大学の留学生向け施設である国際交流会館が利用されるほか、一般学生向け宿舎や民間下宿・アパートの利用者も多い。

10　情報の発信・社会との連携

1）部局の方針

法学研究科においては、情報発信や社会との連携について、組織として積極的に取り組みを進めている。

情報発信については、本研究科・学部における高度な研究・教育の展開を、学生、関係各界等の関係者、その他一般市民に広く知らせるため、種々の印刷物を用意するとともに、インターネットの速報性・柔軟性を活かし、ホームページのコンテンツの充実による情報発信の強化に努めている。

また、社会との連携については、研究・教育の両面で、学問と実務の連携による研究・教育の促進を図る一方、一般市民への研究成果の還元にも取り組んでいる。

2）情報の発信

(1) 紙媒体による情報の発信

法学研究科・法学部は、写真や図版を多数使って、研究科と学部の歴史や現況をわかりやすく示した『法学部・法学研究科概要』を毎年発行している（【図 10-1】）。また、法曹養成専攻においては、入試情報と教育内容を簡潔にまとめたパンフレットを毎年発行している（【図 10-2】）。法学部では、高校生に向けて冊子『The Gateway to 京都大学法学部』を平成 23 年 5 月に刊行したが、さらに、平成 28 年 3 月には、高校生に向けて法学・政治学と社会の関係、学びと大学生活、将来の進路等を紹介する冊子『FACULTY OF LAW　京都大学 法学部』を発行した（【図 10-3】）。

さらに、法学研究科・法学部は、毎年刊行される大学全体の案内パンフレット『京都大学大学案内 知と自由への誘い』（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/undergrad/admission でも閲覧可能）、毎年刊行される英文の大学紹介パンフレット Kyoto University（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku_eprofile でも閲覧可能）にも、部局の情報を掲載している。

(2) 電子媒体による情報の発信

平成 9 年度に法学研究科・法学部のホームページを開設した（【図 10-4】）。コンテンツを次第に充実させ、現在は、研究科の沿革・記録と統計、教員紹介、入試情報・教務情報、『法学部・法学研究科概要』、自己点検・評価報告書、附属教育研究施設の紹介、関係組織である京都大学法学会、有信会及び法友会の紹介などが掲載されている。

ホームページ運営上の重要事項に関しては、ホームページ管理委員会が検討している。コンテンツの拡充やレイアウトにはその都度注意を払い、平成 19 年度には、全面リニューアルも行った。

法科大学院（法曹養成専攻）は、豊富な独自のコンテンツを持つことから、開設時より、独自のホームページを運営している。教育課程、担当教員紹介、入学者選抜方法、自己点検・評価報告書等、多くの情報を掲載しており、適宜更新作業も行っている。

平成 28 年度からは、ホームページ管理委員会のほか、研究科広報委員会及び法曹養成専攻広報委員会が中心となって法学研究科・法学部ホームページ、法科大学院ホームページの全面リニューアル作業を開始し、平成 29 年度に新しいホームページ（https://law.kyoto-u.ac.jp/）を公開した。教育課程や教員の活動等に関するコンテンツを充実させ、卒業生・修了生のインタビュー等や教員の分野別メッセージを掲載した他、ターゲット

とする層、構図や構成の時代への適合性、モバイル対応、文字情報と図や写真とのバランス等、多方面に配慮し、リニューアルの主な目的である志願者への発信媒体として、より一層わかりやすく魅力ある HP の作成に取り組み、また、更新方法の効率化等も行い、情報発信の強化を図った。

(3) 講演会

法学部・法学研究科と密接な関係を持っている団体として京都大学法学会があり、法学研究科の機関誌ともいうべき「法学論叢」の刊行に携わるほか、春秋 2 回、法学研究科教員による学術講演会を開催しており、一般にも公開されている。

平成 29・30 年度に開催された学術講演会は、以下の通りである。

京都大学法学会　平成 29 年春季学術講演会／平成 29 年 4 月 20 日		
刑事手続立法とその運用 ―裁判員制度、証拠開示制度、取調べ録音録画制度を素材として―	京都大学教授	酒巻　匡
中国法史から見た比較法史―法の歴史的な拡げ方	京都大学教授	寺田　浩明
京都大学法学会　平成 29 年秋季学術講演会／平成 29 年 12 月 14 日		
私の民法研究――事実的契約関係から定型約款まで	京都大学教授	山本　豊
日本近現代史像への挑戦―過去から未来へ―	京都大学教授	伊藤　之雄
京都大学法学会　平成 30 年春季学術講演会／平成 30 年 4 月 14 日		
近代刑事司法の現代的課題	京都大学准教授	稲谷　龍彦
行政学から見た文部科学省	京都大学教授	曽我　謙悟
京都大学法学会　平成 30 年秋季学術講演会／平成 30 年 12 月 13 日		
EU 拡大と中世都市法研究	京都大学准教授	佐藤　団
清代の裁判制度に関する一考察――近年の研究動向を踏まえて――	京都大学教授	鈴木　秀光

(4) オープンキャンパス等

法学部は、京都大学オープンキャンパスの学部企画に参加し、京都大学法学部への入学を目指す高校生等に対して、法学部の教育の理念や概況を紹介した。法学部の学部企画は、平成 29 年度は 8 月 10 日に、平成 30 年度も 8 月 10 日に、それぞれ約 2 時間の 2 回の時間帯に分けて実施された。法学部長による歓迎の挨拶、教務主任による法学部教育の理念・概況についての紹介、さらに法学部教員による模擬授業が行われた後に、参加者からの質問等に教員が答えた。平成 29 年度は 804 名、平成 30 年度は 795 名の参加者があった。また、学部相談コーナーも併設し、法学部の教員や学生が種々の相談に応じた。

また、平成 28 年度には、京都大学の実施する高大接続事業である「京都大学 ELCAS」に法学部として参画することを決定し、平成 29 年度から高校生を対象に「ELCAS 法学部」を開講した。

3）社会との連携

(1) 研究・教育における実務との連携

法学研究科は、平成 4 年に法学研究科修士課程に専修コースを設置して以来、実務との交流を促進・円滑化し、法務・行政に関する実務志向型教育・研究の充実に努めてきた。その後、平成 16 年に法学研究科に専門職学位課程の法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、平成 18 年には経済学研究科との協力の下で公共政策大学院が開設されたことにより、理論と実務の連携を基軸とした研究教育の意義が高まった。

前述の通り、平成 10 年に法学研究科の附属教育研究施設として設置された法政実務交流センターには、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者・行政官等の法律・行政実務経験者多数が多様な形態（専任教授・准教授、特別教授、客員教授、非常勤講師）で配置され、大学院・学部において種々の実務関連科目を担当することで、理論と実務の連携を教育の場において実践してきた。また、研究の面でも、かねてより開催されてきたシンポジウムに加え、平成 18 年度から実施されているフォーラムへの参加も通じて、実務と理論との架橋に大いに寄与している。

また、法政実務交流センターが中心となり、京都大学が人事院との協力のもとで毎年実施している「霞が関リレー特別講演」は、中央省庁より講師を招き、共通テーマに関して最新の行政課題の施策の現状と意義について、広く関西在住の大学生に向けて紹介するものであり、学生に広く国の行政に関心をもつ機会を与えるとともに、進路に関する情報を学生に提供する上でも大きな意義をもっている（50〜51 頁参照）。

(2) 社会のニーズに対応した学生の受入

社会人教育・リカレント教育の意義が叫ばれる中で、本研究科は、高度専門職業人の再教育に重点的に取り組むことを自らの任務と定め、平成 18 年に、大学院法学研究科博士後期課程の学生受入方式として、新たに社会人特別選考を導入し、平成 19 年度学生募集よりその実施を始めた（9 頁参照）。また、平成 27 年度には企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、修士課程（先端法務コース）においても、社会人特別選考を導入し、平成 28 年度学生募集よりその実施を始めた。

一方、法曹養成専攻（法科大学院）では、平成 16 年度の開設以来、社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも 1 年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者）を受け入れている。

また、平成 4 年度開設の専修コースから平成 16 年度開設の国際公共政策専攻に至るまで、法学研究科が修士課程において実施してきた職業人・社会人教育は、平成 18 年に独立大学院として設置された専門職学位課程の公共政策大学院に発展的に継承された。

さらに、法学部において実施している第 3 年次編入学の制度には、社会人にも法学部教育の門戸を開放するという趣旨も込められている（19 頁参照）。

最後に、法学部及び法学研究科において受入を行っている科目等履修生・聴講生の制度も、社会のニーズに対応した学生受入方式であり、大学の社会への開放という一面ももっている（法学研究科については 9〜10 頁を、法学部については 19 頁を、それぞれ参照）。

(3) 法学研究科教員による社会貢献

法学研究科の教員の中には、中央官公庁や地方自治体の審議会・委員会等の委員等を務め、その高い学識を通じて、立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に貢献する者が少なくない。平成 29・30 年度において、法学研究科教員が各種審議会・委員会等の幹事・委員等の委嘱を受けたのは、中央官庁では、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、公正取引委員会、金融庁、文化庁、特許庁等、司法関係では、最高裁判所、京都地方裁判所、大阪地方裁判所等、地方自治体では、京都府、大阪府、滋賀県、京都市、大阪市等であって、その他種々の独立行政法人や民間諸団体等からの委員会委員等の委嘱もあった。

11　支援組織

1）京都大学法学会

京都大学法学会は、京都大学大学院法学研究科及び法学部の教員、元教員、学生及び卒業生を会員として、会員間の知識の交換を図り、学問を通じて相互の親睦を深めることを目的とする法学研究科・法学部関係者のための学術団体である。

京都大学法学会の淵源は、明治 32（1899）年 10 月に開催された第 1 回法科大学懇親会にさかのぼる。その後、明治 34（1901）年 2 月に発足した政法協会を経て、明治 39（1906）年 1 月に京都法学会と改称し、当時の法科大学（法学部）の教員、在学生・卒業生の懇親と学術を深める団体として定着した。昭和 3（1928）年に京都帝国大学法学会に改称した後、昭和 22（1947）年に現在の名称となった。

京都大学法学会は、その目的を達成するため、毎月、機関誌「法學論叢」を刊行するとともに、毎年春秋 2 回、学術講演会を開催している。法学論叢は、「本邦ノ法学界ニ一新紀元ヲ作リタルノ大雑誌」といわれた政法協会時代の「法律学経済学内外論叢」の流れを汲み、その後「京都法學會雑誌」と改題されたが、大正 8（1919）年に法学部から経済学部が分離独立した後、現在の名称となった。法学論叢は、法学研究科の教員と大学院学生の執筆した研究論文や各種資料を掲載する法律学・政治学の学術専門誌であり、その水準の高さはひろく認められている。平成 16 年に法科大学院が開設されたことも受けて、これまでのよき伝統を継承しながら、法学教育により直接的に役立てるため、判例・立法の研究などを掲載する機会も増えている（平成 29・30 年度の法学論叢の発行状況については、28 頁を参照）。

また、春秋 2 回の学術講演会は、教員がその研究の一端を平易に講演するものである。この講演会は、在外研究を終えた若手教員や新任教員が研究成果の一端を披露する場として、また、円熟教員の講演を聴講する場として機能しており、毎回、教員や学生だけでなく広く市民等の聴衆を集めている（平成 29・30 年度の講演者・講演題目については、57 頁を参照）。

2）京都大学有信会

京都大学有信会は、京都帝国大学法学部の卒業生、学生、教員の親睦団体として、大正 10（1921）年 4 月、法学会から分離して、別個の組織として発足した。「有信会」という名称は、儒教の五倫の一つである「朋友有信」に因んで名付けられた。

有信会は、大正 15（1926）年 10 月に、第 1 回汎有信会大会を開催して以来、戦時期など一時中断したが、原則として 3 年ごとに京都において、全会員の集いとして、汎有信会大会を開催してきた。有信会には、近畿支部のほか、東京、東海、福岡に各支部があり、北海道には連絡所がある。さらに、活動が停止していた広島支部が再発足し、平成 17 年 7 月の支部総会開催をもって、活動を正式に再開した。

支部ごとに卒業生の活動がなされ、大学内においては、教員委員と学生委員が中心となって、新入生の歓迎会や、卒業アルバムの制作、教員と学生の親睦旅行などの活動が戦前から続けられてきた。このほか、昭和 29（1954）年からは、機関誌として、「有信会誌」を刊行している。

有信会は、従来、法学部長が委員長となり、法学研究科・法学部の教員を中心に、近畿支部の先輩委員の協力の下、汎有信会大会の開催等の活動を続けてきたが、法人化を目前に控えた平成 14（2002）年の汎有信会大会において、会則を改正して、同窓会組織としての色彩を明確にした。学内活動は、従来と同様、教員委員と学生委員が協力して行うが、全国的活動は、会長を中心に、副会長や理事等から構成される理事会が担うことになった。平成 17（2005）年の汎有信会大会では、会則改正により、会の名称が、それまでの「京都大学

法学部有信会」から「京都大学有信会」に変更されるとともに、会の目的が、従来の「会員が相互に親しみを深めること」から「会員相互の親睦を深め、法学研究科・法学部の発展に寄与すること」へと変更され、それに関連して、会の活動の在り方に、「法学研究科・法学部の発展に必要と思われる支援の実施」が新たに加えられた。これによって、有信会の法学研究科・法学部の支援組織としての性格が、会則上もより明確に規定された。なお、直近の汎有信会大会は、平成 29 年 10 月 21 日に京都ブライトンホテルで開催され、全国各地から 247 名の有信会会員の参加があった。次回は、令和 2 年 10 月に開催を予定している。

「有信会誌」は、現在は年 2 回発効している。毎号、教員委員と学生委員の協力の下、特集テーマを定め、平成 29 年 3 月刊行の 65 号では「支部長挨拶」、同年 10 月刊行の第 66 号では「私の学生時代」、平成 29 年 3 月刊行の第 67 号では「汎有信会大会」、同年 10 月刊行の第 68 号では「法学・政治学研究の現代的意義」と題して会員諸氏に寄稿を依頼し、それぞれの号に特色をつけている。そのほか、会長・副会長挨拶、活動報告、書籍紹介、新任・退職教員挨拶、講演会記録、ゼミ会便りなどを掲載している。

また、有信会はホームページを開設して、各種お知らせなど掲示してきたが、平成 28 年 3 月にこれを全面リニューアルした（http://www.yushinkai.gr.jp/）。会長・副会長の挨拶のほか、各種お知らせ、イベントの報告、支部等の連絡先、ゼミ OB 会のお知らせ・連絡先などを掲載している（【図 11】参照）。

3）京都大学法学部法友会

京都大学法学部法友会は、昭和 27（1952）年 12 月に法学部父兄懇談会として発足した歴史ある組織であり、平成 11 年 4 月に法学部が百周年を迎えたのを機に「京都大学法友会」と改称し、現在に至っている。京都大学法学部学生（1～4 回生に限る）の父母その他これに準じる親族を普通会員とし、教授、准教授、講師及び同会世話人が適当と認めて推薦した人を名誉会員としている。

同会は、法学部学生の教育目的の達成を助けるため、懇談会、講演会などの開催と会報の発行を事業目的としており、これらの事業遂行のため、任期一カ年の世話人を中心に、教員等との懇親会の開催、講演会その他の集会の実施、「京都大学法学部　法友会会報」（年 1 回・9 月）の発行、年数回の世話人会等の活動を行っている。

毎年の法学部入学式当日には、多数の会員の参加の下、法友会総会および懇談会が行われ、法学部長の話の他、「法学部の教育・卒業後の進路について」、「司法試験について」、「公務員試験について」といった題目で、法学研究科教員が話をし、その後に熱心な質疑応答が行われている。平成 29・30 年の総会の様子は、それぞれ法友会会報第 88 号・89 号に詳しく掲載されている。

12　教員の個人活動

1）教授・准教授の自己点検・評価

※ 本章では、平成 31 年 3 月 31 日現在在職の法学研究科の教授・准教授及び公共政策連携研究部の法学・政治学系の教授から下記項目について作成・提出された原稿を、形式面での調整以外は行わず、教授・准教授の順で各々五十音順で掲載している。

教授・准教授の自己点検・評価フォーマット

Ⅰ　研究活動
　Ⅰ—1　現在の研究テーマと最近の活動
　Ⅰ—2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月）の研究成果
　　(1)　公表された著作
　　①　著　書
　　②　論　文
　　③　その他
　　(2)　学会報告・講演等
　　(3)　共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
Ⅱ　教育活動（平成 29・30 年度）
　Ⅱ—1　大学院
　Ⅱ—2　学　部
　Ⅱ—3　他学部・大学院、全学共通科目
Ⅲ　学外活動（平成 29・30 年度）
　Ⅲ—1　他大学非常勤講師・兼任教授等
　Ⅲ—2　各種学外委員
　Ⅲ—3　所属学会及び学会役員等
　Ⅲ—4　受賞の状況
Ⅳ　今後の研究計画と展望

目　次

＝教　授＝
秋月　謙吾……62
淺田　正彦……64
池田　公博……70
伊藤　孝夫……72
稲森　公嘉……74
愛知　靖之……77
岡村　忠生……81
笠井　正俊……84
唐渡　晃弘……88
川濵　　昇……90
北村　雅史……93
木南　　敦……96
小久保　孝雄……99
近藤　正基……101
齊藤　真紀……103
酒井　啓亘……106
佐々木　健……109
塩見　　淳……112
潮見　佳男……114
島田　幸典……119
洲崎　博史……122
鈴木　秀光……125
鈴木　基史……127
曽我　謙悟……130
曽我部　真裕……134
髙木　　光……138
髙山　佳奈子……140
建林　正彦……147
土井　真一……148
中西　　寛……151
中西　　康……156
仲野　武志……158
奈良岡　聰智……160
西谷　祐子……167
二ノ丸　恭平……172
二本松　利忠……173
橋本　佳幸……175
服部　高宏……178
濵本　正太郎……180
原田　大樹……186
船越　資晶……191
堀江　慎司……193
前田　雅弘……195
待鳥　聡史……199
松本　芳希……202
村中　孝史……204
毛利　　透……206
森川　輝一……211
安田　拓人……213
山田　　文……216
山本　克己……220
山本　敬三……223
横山　美夏……228
吉政　知広……231

＝准教授＝
稲谷　龍彦……234
Karaiskos Antonios……236
木村　敦子……242
Koziol Gabriere……245
近藤　圭介……248
佐藤　　団……250
島田　裕子……252
須田　　守……254
髙谷　知佳……256
髙橋　陽一……258
長野　史寛……261
西内　康人……263
Hijino Ken Victor Leonard……265
Murphy Mahon Stephen……268
山下　徹哉……270
和田　勝行……274

秋月　謙吾　AKIZUKI Kengo　教　授　行政学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究の主な力点は、1990 年代以降の地方分権の動きを理論的に位置づけることにおいている。他に関心を深めつつある領域としては、国際的人口移動と地方政府の政策対応、災害行政などである。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・秋月謙吾・南京兌（共編）『地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化』慈学社出版 2016 年

● 平成 30 年度
・（共編）
Co-Editor, Japan Committee, Global Encyclopedia of Public Administration, Public Policy, and Governance (Springer International Publishing) 2018

② 論文

● 平成 28 年度
・「終章 地方分権のダイナミズム–比較分析の結果をふまえて」『地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化』慈学社出版　2016 年

③ その他

● 平成 27 年度
・（参考人）参議院・国の統治機構に関する調査会「国と地方の関係」（湯崎英彦広島県知事/神野直彦東京大学名誉教授とともに）
・参議院・国の統治機構に関する長再開会議録第二号　1-18 頁

● 平成 30 年度
・（記事）「公共部門の人材育成を目指して」『国際文化研修』2018 年夏 第 100 号（全国市町村国際文化研修所）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 29 年度
・“Federalism under Trump Administration”, August 24, 2017
Woodrow Wilson International Center for Scholars　報告および討論

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・「地方分権の原因と効果に関する多国間比較研究」　代表者

● 平成 27 年度
・「地方分権の原因と効果に関する多国間比較研究」　代表者

● 平成 28 年度
・「地方分権の原因と効果に関する多国間比較研究」　代表者

● 平成 29 年度
・「中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究」　代表者

● 平成 30 年度
・「中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究」　代表者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法曹養成専攻）
・地方自治体における政策形成
・地方自治体における政策　地方自治体における政策形成（後期 2 単位）：地方自治の理論的基礎を講じたのち、おもに日本とアメリカの具体的な事例を用いて政策の形成のあり方について論じた。25 年度よりも理論的な基礎についてより詳しく講義した。

（公共政策大学院）
・Contemporary Issues1（前期）および 2（後期）
英語で時事問題とその背景について学生に議論をさせ、あわせて理論的な問題にも論究するようにつとめた。

● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・地方自治体における政策形成
・地方自治体における政策　地方自治体における政策形成（後期 2 単位）：地方自治の理論的基礎を講じたのち、おもに日本とアメリカの具体的な事例を用いて政策の形成のあり方について論じた。25 年度よりも理論的な基礎についてより詳しく講義した。
（公共政策大学院）
・Contemporary Issues1（前期）および 2（後期）
英語で時事問題とその背景について学生に議論をさせ、あわせて理論的な問題にも論究するようにつとめた。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・基礎演習（後期 2 単位）：行政学に関する基礎的文献を講読し、関連する諸問題について講義した。

● 平成 30 年度
・外国文献研究（英）（後期 2 単位）：官僚制に関する英語の文献を講読し、関連する諸問題につき講義した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・外国文献研究（英）（前期 2 単位）：官僚制に関する英語の文献を講読し、関連する諸問題につき講義した。
・政治学Ⅱ（後期 2 単位）：政治学の基礎概念について解説したのち、現代政治の諸問題について理論的な分析を行った。

● 平成 30 年度
・外国文献研究（英）（前期 2 単位）：官僚制に関する英語の文献を講読し、関連する諸問題につき講義した。
・政治学Ⅱ（後期 2 単位）：政治学の基礎概念について解説したのち、現代政治の諸問題について理論的な分析を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
国家公務員試験総合職出題委員（人事院）
京都府後期高齢者医療広域連合　情報公開・個人情報保護審査会　委員長
警察の法政策に関する関西研究会（警察庁）委員
外務省政策評価アドバイザリーグループ　委員
市町村国際文化研修所　教科問題検討懇談会（総務省）会長
湖南市政治倫理審査会委員

● 平成 30 年度
国家公務員試験総合職出題委員（人事院）
京都府後期高齢者医療広域連合　情報公開・個人情報保護審査会　委員長
警察の法政策に関する関西研究会（警察庁）委員
外務省政策評価アドバイザリーグループ　委員
市町村国際文化研修所　教科問題検討懇談会（総務省）会長
湖南市政治倫理審査会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本政治学会会員
日本比較政治学会会員
日本行政学会　理事

● 平成 30 年度
日本政治学会会員
日本比較政治学会会員
日本行政学会　理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

国際的人口移動と地方政府の政策対応、治安維持と行政、災害行政などの新しい関心についての研究に端をつけるとともに、地方分権についての理論的整理を終えて、論文にまとめる作業を行うことが最大の課題である。

浅田　正彦　ASADA Masahiko　教　授　国際法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

個人研究としては、核不拡散条約（NPT）体制を中心に大量破壊兵器の拡散防止の問題、自衛権を中心とした国際法における武力行使の規制の問題、国連における経済制裁を中心とした集団安全保障の問題、日中・日韓の戦後賠償の問題などを主たるテーマとして研究を行っている。国際共同研究としては、日仏の研究者が中心となって結成された「輸出規制国際専門家グループ（INGEER）」の一員として、安全保障貿易管理に関する共同研究を続けている。また、ニューヨーク大学を中心に行われているグローバル行政法（GAL）の研究にも論文寄稿などを通じて参加している。それらを含め、外国の雑誌や単行本への執筆の機会が与えられれば、できるだけ積極的に対応している。日本との関係における社会的な貢献としては、外務省の軍縮不拡散・科学部およびその課室と頻繁に協議・意見交換を行っており、また機会があるごとに各種の政府間国際会議・外交交渉に政府代表団の顧問としての出席を続けるとともに、国際機関の設置した各種委員会にも委員として参加している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 『ベーシック条約集 2014』（共編、東信堂、2014 年 4 月）
  - 『国際裁判の現代国際法の展開』（共編著、三省堂、2014 年 8 月）
  - 『日中戦後賠償と国際法』（東信堂、2015 年 2 月）
  - 『ベーシック条約集 2015』（共編、東信堂、2015 年 3 月）
- 平成 27 年度
  - 『軍縮辞典』（編集委員、日本軍縮学会編、信山社、2015 年 9 月）
  - 『戦後賠償』（共著、ミネルバ書房、国際法事例研究会編、2016 年 3 月）
  - 『ベーシック条約集 2016』（共同編集代表、東信堂、2016 年 3 月）
- 平成 28 年度
  - 『国際法（第 3 版）』（編著、東信堂、2016 年 4 月）
  - 『ベーシック条約集 2017』（共同編集代表、東信堂、2017 年 3 月）
- 平成 29 年度
  - 『ベーシック条約集 2018』（共同編集代表、東信堂、2018 年 3 月）
- 平成 30 年度
  - 『ベーシック条約集 2019』（共同編集代表、東信堂、2019 年 3 月）

② 論文

- 平成 26 年度
  - "The OPCW's Arrangements for Missed Destruction Deadlines under the Chemical Weapons Convention: An Informal Noncompliance Procedure," *American Journal of International Law*, Vol. 108, No. 3 (July 2014), pp. 448-475.
  - 「国際司法裁判所と自衛権」浅田・加藤・酒井編『国際裁判と現代国際法の展開』（2014 年）388-430 頁。
  - 「座談会／国際法の最前線」『論究ジュリスト』第 11 号（2014 年秋号）90-121 頁。
  - 「クリミア問題と国際法」『公共空間』第 13 号（2014 年秋号）43-48 頁。
- 平成 27 年度
  - "The NPT and the IAEA Additional Protocol," in Jonathan L. Black-Branch and Dieter Fleck (eds.), *Nuclear Non-Proliferation in International Law: Verification and Compliance* (Springer, 2015), pp. 95-130.
  - 「化学兵器禁止条約における遺棄化学兵器の廃棄－廃棄期限問題を中心に－」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践（小松一郎先生追悼）』（信山社、2015 年 5 月）181-208 頁。
  - 「アメリカの核不拡散政策と日米原子力協定」『国際問題』第 644 号（2015 年 9 月）16-32 頁。
  - 「核兵器の国際法上の評価」広島平和研究所編『平和の創造とは－平和研究の過去・現在・未来－（講義録）』（広島平和研究所、2015 年 10 月）49-69 頁。

・"Treaty of Peace between Japan and the Republic of China: Its Territorial Scope of Application and the Status of the Government of the Republic of China," *Taiwanese Yearbook of International Law*, Vol. I (2015), pp. 123-168.

● 平成 28 年度

・"A Path to a Comprehensive Prohibition of the Use of Chemical Weapons under International Law: From The Hague to Damascus," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 21 (2016), No. 2, pp. 153-207.

・「EU の対イラン独自制裁と安保理決議」『国際商事法務』第 44 巻 5 号（2016 年 5 月）751-755 頁。

・「EU の対イラン独自制裁と対抗措置」『国際商事法務』第 44 巻 11 号（2016 年 11 月）1688-1691 頁。

・「北朝鮮の核開発と国連の経済制裁」『論究ジュリスト』第 19 号（2016 年秋）99-107 頁。

・「国家責任条文における相互依存的義務の違反と対抗措置－第 42 条と第 48 条の関係を中心に－」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』（東信堂、2016 年）44-77 頁。

・「国家責任条文における対抗措置と対イラン独自制裁－相互依存的義務の違反をめぐって－」『国際法研究』第 5 号（2017 年 3 月）31-69 頁。

・「NPT 普遍化と脱退」『NPT ハンドブック（第 3 版）』（日本戦略研究フォーラム、2017 年 3 月）30-35 頁。

● 平成 29 年度

・「日印原子力協定とインドの核実験―公文の法的拘束力をめぐって―」『法学教室』第 440 号（2017 年 5 月）61－68 頁。

・「日印原子力協定を検証する」『エネルギーレビュー』第 37 巻 6 号（2017 年 6 月）44－47 頁。

・"Japan-India Nuclear Cooperation: Impact of Possible Indian Nuclear Testing," *International Law Gazette*, Year 1, Issue 3 (15 July 2017), pp. 5-6.

・「化学兵器禁止体制の現状と課題」山本武彦・庄司真理子編『軍縮・軍備管理』（志學社、2017 年 9 月）231－257 頁。

・"The Role of the Security Council in WMD-Related Export Control: Synergy between Resolution 1540 (2004) and Sanctions Resolutions," in Dai Tamada and Philippe Achilleas (eds.), *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations* (Springer, 2017), pp. 29-40.

・"The Intensity Element in the Concept of International Armed Conflict under International Humanitarian Law: A Dissenting Opinion to the International Law Association's Use of Force Committee Report," *Taiwanese Yearbook of International Law*, Vol. 2 (2016), pp. 119-155.

・"The Senkaku/Diaoyu Islands Issue and Confidence-Building in the East China Sea," in Clive Schofield, Young Kil Park and Leonardo Bernard (eds.), *East China Sea: How to Build Confidence and Promote Cooperation* (Korea Maritime Institute, 2017), pp. 49-75.

● 平成 30 年度

・"How to Determine the Legal Character of an International Instrument: The Case of a Note Accompanying the Japan-India Nuclear Cooperation Agreement," *International Community Law Review*, Vol. 20, No. 2 (2018), pp. 192-219.

・「『冬の時代』に入った軍備管理・軍縮と日本の役割」『国際問題』第 672 号（2018 年 6 月）1-4 頁。

③ その他

● 平成 26 年度

・「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2015』（自由国民社、2015 年 1 月）

・"Judicial Decisions in Japan: Public International Law," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 57 (2014), pp. 480-510. (Co-editor)

・「中国毒ガス弾事件（第 4 次訴訟）－遺棄化学兵器」『ジュリスト臨時増刊　平成 25 年度重要判例解説』（2014 年 4 月）290－291 頁。

・「2015 年 NPT 再検討会議の第 3 回準備委員会―マーシャル諸島による核保有国の ICJ 提訴問題を中心に―」（外務省提出報告書）（2014 年 6 月）

● 平成 27 年度

・「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2016』（自由国民社、2016 年 1 月）

・"Judicial Decisions in Japan: Public International Law," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 58 (2015), pp. 437-462. (Co-editor)

・『軍縮辞典』（項目執筆、信山社、2015 年 9 月）:「化学兵器禁止条約」など 17 項目

・「『イスラム国』関係者の国際刑事裁判所での訴追は可能か」RIPS'Eye、第 200 号（2015 年 10 月 26 日）

・『平和と安全保障を考える事典』（項目執筆、法律文化社、2016 年 3 月）:「化学兵器禁止条約（CWC）」、「講和条約（平和条約）」、「集団安全保障」、「ジュネーヴ軍縮委員会（会議）（CD）」

● 平成 28 年度

・「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2017』（自由国民社、2017 年 1 月）

・「核不拡散条約」『現代用語の基礎知識 2017』（同上）

・「アメリカ大統領の広島訪問」『現代用語の基礎知識 2017』（同上）

・"Judicial Decisions in Japan: Public International Law," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 59 (2016), pp. 463-489. (Co-editor)

・「国際法判例の動き」『ジュリスト臨時増刊　平成 27 年度重要判例解説』（2016 年 4 月）274-279 頁。

・「南シナ海裁判における完全敗北は中国の失策」RIPS' Eye、第 207 号（2016 年 8 月 24 日）

・「核軍縮の岐路」『核兵器・核実験モニター』第 504 号（2016.9.15）8 頁。

・「核兵器禁止条約・熟考を」『毎日新聞』2016 年 10 月 23 日。
・「核兵器禁止条約は NPT 体制の弱体化につながる（核兵器禁止条約、日本はなぜ反対したのか）」『ヤフー・ニュース』2016 年 12 月 5 日。
・「再処理停止なら争いも」『高知新聞』2017 年 1 月 13 日。
・「安藤仁介先生を偲んで」『有信会誌』第 65 号（2017 年 3 月）26－27 頁。
・「国際法学者が実務を経験して」『外交』第 42 巻（2017 年 3･4 月）122－127 頁。

● 平成 29 年度
・「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2018』（自由国民社、2018 年 1 月）
・「国際法判例の動き」『平成 28 年度重要判例解説』（2017 年 4 月）290－295 頁。
・"Judicial Decisions in Japan: Public International Law," *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 59 (2016), pp. 463-489. (Co-editor)
・"The Destruction of Japanese Abandoned Chemical Weapons in China under the Chemical Weapons Convention (Japanese Digest of International Law)," *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 59 (2016), pp. 372-394.
・「識者談話：核軍縮体制の見通し暗い」『共同通信』2017 年 7 月 8 日（外信 060S）
・「NPT 体制損なう恐れも」『毎日新聞』2017 年 7 月 12 日
・「判例研究・国際司法裁判所　核軍備競争の停止と核軍備の縮小に関する交渉義務事件」『国際法外交雑誌』第 116 巻 2 号（2017 年 8 月）97－114 頁。
・「アメリカ大統領の広島訪問」『現代用語の基礎知識（ニュース解体新書）』（2017 年 10 月）99 頁。
・「核兵器禁止条約と核軍縮・不拡散体制の今後」『ひろしまレポート 2018』（2018 年 3 月）21－22 頁。
・"Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons," in *Hiroshima Report 2018 Edition: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-Proliferation and Nuclear Security in 2017*, pp. 25-26.
・Group of Eminent Persons for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament, *Building Bridges to Effective Nuclear Disarmament: Recommendations for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)* (Ministry of Foreign Affairs, Japan, March 2018) (co-authored)

● 平成 30 年度
・「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2019』（自由国民社、2019 年 1 月）
・「国際法判例の動き」『平成 29 年度重要判例解説』（2018 年 4 月）284－289 頁。
・"Judicial Decisions in Japan: Public International Law," *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 60 (2017), pp. 457-487. (Co-editor)
・「INF 条約の廃棄と日本の安全保障」『ひろしまレポート 2019』（2019 年 3 月）30－31 頁。
・"A Possible Demise of the INF Treaty and Japan's Security," in *Hiroshima Report 2019 Edition: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-Proliferation and Nuclear Security in 2018*, pp. 38-40.
・Group of Eminent Persons for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament, *Kyoto Appeal: Appeals for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)* (Ministry of Foreign Affairs, Japan, March 2019) (co-author)

⑵ 学会報告・講演等

なし

⑶ 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・"The Senkaku/Diaoyu Islands Issue and Confidence-Building in the East China Sea," Korea Maritime Institute Symposium, Global Ocean Regime Forum (GORF) 2014 (entitled 'East China Sea: How to Soften its Hardness and Promote Cooperation'), Seoul, Republic of Korea, May 2014（招待報告）
・「領土問題の解決と北方領土」北方四島交流北海道推進委員会（北方四島交流センター）2014 年 7 月
・「自衛権と国連安全保障体制」外務省専門研修（外務省研修所）、2014 年 8 月（講義）
・「生物・化学兵器問題」『軍縮・不拡散問題講座』（国際問題研究所）、2014 年 9 月（講義）
・「国際刑事裁判所『侵略犯罪』関連規定への日本の対応（第 2 部）」国際法学会（朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター）、2014 年 9 月（座長）
・「大量破壊兵器の不拡散と輸出管理―核兵器を中心に―」経済産業省、2014 年 11 月（講義）
・「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2014 年 12 月（講義）

● 平成 27 年度
・「公募報告セッション」世界法学会（同志社大学）2015 年 5 月（座長）
・「国際テロリズムと国連の対応」『国際テロリズムとは何か』（国連公開講座『世界を語る』、京都新聞文化ホール）2015 年 6 月（講演）
・「日本の戦後責任と被害者補償」アジア国際法学会（立命館大学）2015 年 6 月（座長）
・"Treaties on Nuclear Nonproliferation: Recent Developments," a series of lectures at *The Hague Academy of International Law,* July 2015
・「生物・化学兵器問題」『軍縮・不拡散問題講座』（国際問題研究所）2015 年 9 月（講義）
・「核兵器の国際法上の評価」ヒロシマ 70 平和セミナー（広島平和研究所）2015 年 9 月
・「共通テーマ　安全保障における現代的課題」国際法学会（名古屋国際会議場）2015 年 9 月（座長）

・「アメリカの核不拡散政策と日米原子力協定」（日本原燃）2015 年 10 月（講演）
・“Synergy between UN Export Control and Sanctions Resolutions in Preventing WMD Proliferation,” presentation at *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations*, Kobe University, November 2015
・「北朝鮮の核開発と国連の経済制裁」『金融制裁研究会』（関西学院大学）2016 年 1 月（招待講演）
・「核軍縮、国連など我が国マルチ外交の課題と外交力強化に向けた取組について」『参議院国際経済・外交調査会』（参議院）2016 年 2 月（参考人）

● 平成 28 年度
・「核兵器の不拡散と日本の原子力政策」『原子力政策の将来を考える若手議員勉強会』（参議院議員会館）2016 年 4 月（招待講演）
・“Gaps in Security Council Resolution1540 (2004) and How to Close Them,” Open Consultations on the Comprehensive Review of the Status of Implementation of Resolution 1540 (2004), 1540 Committee of the UN Security Council, New York, June 2016
・“Panel 2: Innovative Legal Techniques and Principles,” International Law, Innovation and the Environment (The Sixth International Four Societies Conference), July 2016, Waterloo, Canada (chair)
・「北朝鮮の核開発と国連制裁」ヒロシマ平和セミナー2016（広島平和研究所）2016 年 8 月
・「領土紛争の解決と北方領土問題」北方領土問題理解促進事業（京王プラザホテル札幌）2016 年 10 月（招待講演）
・“EU’s Autonomous Sanctions against Iran as Countermeasures under International Law?,” presentation at *Theory and Practice of Export Regulations: International Trade Law and Expor*t Regulations, November 2016, Université de Caen-Normandie, France
・「非核兵器地帯を含む地域安全保障」国連軍縮会議長崎（ホテルニュー長崎）2016 年 12 月（座長）

● 平成 29 年度
・「日印原子力協定の意義について」衆議院外務委員会（2017 年 4 月、衆議院）（参考人、招待）
・“How to Break the Impasse of CTBT’s Non-Entry into Force: Some Legal Reflections,” presented at the Panel Discussion CTBT as a Cornerstone of the NPT Regime, May 2017, Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Vienna, Vienna, Austria（招待講演）
・“Japan-India Nuclear Cooperation Agreement and the Legal Nature of the Accompanying Note,” presented at the Kobe Seminar on International Law 2017: What Constitutes Treaty in International Jurisprudence and State Practice, June 2017, Kobe
・“Legal Issues relating to the CTBT,” Regional Conference for States in the South East Asia, the Pacific and the Far East (SEAPFE) Region on the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT), July 2017, Ministry of Foreign Affairs, Tokyo
・“Significance of CTBT in Global Disarmament and Non-Proliferation Efforts,” presentation at the Symposium on the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT) and its Verification Regime, July 2017, Tokyo Institute of Technology, Tokyo
・「核不拡散への世界の挑戦及び日米原子力協定について」『エネルギー・クロストーク（葛西賀子）』Web ラジオ、2017 年 9 月
・「生物・化学兵器問題」『軍縮・不拡散問題講座』（国際問題研究所）、2017 年 9 月（講義）
・“Reflections on Future Challenges for the CWC,” presentation at the OPCW Conference - The Chemical Weapons Convention in 2017: What Are the Boundaries to its Future Evolution?, November 2017, The Hague
・“UN and non-UN Sanctions in International Law,” INGEER 2017, Kobe University, November 2017.
・“Towards the 2020 NPT Review Conference,” presentation at the 27th United Nations Conference on Disarmament Issues in Hiroshima, November 2017.
・「核軍縮と日本」『東京で学ぶ京大の知：第 26 回（国際社会の中の日本－世界との関係・日本の現状－）』2017 年 12 月、京都アカデミアフォーラム in 丸の内
「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2017 年 12 月（講義）
・「核兵器禁止条約が核軍縮・不拡散及び NPT 体制等他の条約に与える効果・影響について」核兵器禁止条約に関する勉強会（外務省）2018 年 1 月（報告）

● 平成 30 年度
・“CTBT and Obligations under Article 18 of the VCLT,” Disarmament Law Conference, University of Auckland Law School, Auckland, New Zealand, June 2018
・「国連軍縮アジェンダ：大量破壊兵器」『広島から考える：国連軍縮アジェンダ』国連ユニタール広島／国連軍縮部共催（2018 年 8 月、広島商工会議所ビル、招待講演）
・「平和条約と北方領土問題」『平和条約締結と日ロ関係の発展』北方領土問題理解促進事業（北方領土復帰期成同盟）京王プラザホテル札幌、2018 年 10 月（招待講演）
・「国際的な核不拡散の強化に向けて」日本原子力研究開発機構『原子力平和利用と核不拡散・核セキュリティに係る国際フォーラム』時事通信ホール、2018 年 12 月（座長）
・「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2019 年 1 月（講義）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・国際法 1（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。

・国際法研究 1（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。

（公共政策大学院）

・国際法（前期 2 単位）：国際法の総論、国家の成立、国家の基本的権利義務、海洋法の各分野を関連判例とともに検討した。

・国際安全保障法（後期 2 単位）：紛争の平和的解決、国際安全保障、武力紛争の各分野を関連判例とともに検討した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・国際法 2（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。

・国際法研究 2（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。

（公共政策大学院）

・国際法（前期 2 単位）：国際法の総論、国家の成立、国家の基本的権利義務、海洋法の各分野を関連判例とともに検討した。

・国際安全保障法（後期 2 単位）：紛争の平和的解決、国際安全保障、武力紛争の各分野を関連判例とともに検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・国際法第一部（後期 4 単位）：国際法の総論的部分と、国家管轄権の空間的配分・規制に係わる部分を扱った。

・国際法演習（後期 2 単位）：国際法に関する判例を検討した。

● 平成 30 年度

・国際法第二部（前期 4 単位）：正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割と、国家管轄権の人的側面を扱った。

・国際法演習（前期 2 単位）：国際法に関する諸問題を検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）客員研究員

（財）日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター客員研究員

防衛省防衛研究所一般課程講師

● 平成 30 年度

（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）客員研究員

（財）日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター客員研究員

防衛省防衛研究所一般課程講師

早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師

立命館大学政策科学部非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度

防衛省防衛施設中央審議会委員（会長）

外務省専門職員採用試験委員

外務省軍縮問題有識者懇談会委員

外務省「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」委員

人事院国家公務員採用総合職試験専門委員

平和・安全保障研究所研究委員

（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散政策研究委員会委員（委員長）
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散科学技術フォーラム委員
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）情報公開委員会委員
Journal of Conflict and Security Law 編集委員
ケルン大学国際平和安全法研究所顧問
2020 年核不拡散条約（NPT）再検討会議第 1 回準備委員会日本政府代表団顧問
化学兵器禁止機関（OPCW）秘密保護紛争解決委員会委員
化学兵器禁止機関（OPCW）教育アウトリーチ委員会委員

- 平成 30 年度

外務省専門職員採用試験委員
外務省軍縮問題有識者懇談会委員
外務省「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」委員
経済産業省ワシントン条約に基づく登録の制度構築に関する検討会議（座長）
人事院国家公務員採用総合職試験専門委員
平和・安全保障研究所研究委員
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散政策研究委員会委員（委員長）
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散科学技術フォーラム委員
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）情報公開委員会委員
Journal of Conflict and Security Law 編集委員
ケルン大学国際平和安全法研究所顧問
2020 年核不拡散条約（NPT）再検討会議第 2 回準備委員会日本政府代表団顧問
化学兵器禁止機関（OPCW）秘密保護紛争解決委員会委員（副委員長）
化学兵器禁止機関（OPCW）教育アウトリーチ委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度

国際法学会（業務執行理事、研究企画部長）
世界法学会（理事）
国際法協会（ILA）（武力行使委員会委員、核兵器・不拡散委員会委員）
国際法協会（ILA）日本支部（理事、Japanese Yearbook of International Law 編集委員、2020 年世界大会共同実行委員長）
アメリカ国際法学会（終身会員）
日本安全保障貿易学会（理事）
日本軍縮学会（監事）
アジア国際法学会日本協会（理事）

- 平成 30 年度

国際法学会（代表理事）
世界法学会（理事）
国際法協会（ILA）（武力行使委員会委員、核兵器・不拡散委員会委員）
国際法協会（ILA）日本支部（理事、Japanese Yearbook of International Law 編集委員、2020 年世界大会実行委員長）
アメリカ国際法学会（終身会員）
日本安全保障貿易学会（理事）
日本軍縮学会（監事）
アジア国際法学会日本協会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

防衛省防衛研究所長表彰（平成 31 年 1 月）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

かつての研究は概ね国際人道法、軍縮・不拡散の分野を対象とするものであったが、ここ 20 年ほど、自衛権を含む武力行使、戦後賠償、海洋法、国際司法裁判所を含む紛争の平和的解決、国連の集団安全保障（経済制裁）、国際刑事法、日本の領土問題など、研究対象を拡げてきた。今後も、各種研究会（外務省国際法研究会、国際法事例研究会、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、国際法協会武力行使委員会、同協会核兵器・不拡散委員会など）への参加を通じて、より広く国際法の研究を進めていきたい。

池田　公博　IKEDA Kimihiro　教　授　刑事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

犯罪捜査のための手法や、犯罪捜査活動を通じて得られた情報の管理に対する立法的統制のあり方について、とりわけ近年の技術の進展に応じて新規に開発され、あるいはその実施が容易となった手法を念頭に、実施のために個別的な法的根拠を要するか否かを判断するための基準や、実施を統制する法規定が備えるべき具体的な内容について検討を加えている。

そのほか、刑事司法に関する立法の近年の展開に対応して、捜査・訴追協力のために供述証拠を獲得するための手法や、そのような形で獲得された供述証拠の公判審理における取扱い（いわゆる協議・合意、および刑事免責）や、性犯罪の刑事訴追のあり方についても、検討の対象としている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 29 年度
  - ・井上正仁・酒巻匡・大澤裕・川出敏裕・堀江慎司・池田公博・笹倉宏紀著『ケースブック刑事訴訟法〔第 5 版〕』（有斐閣）

② 論文

- 平成 26 年度
  - ・「裁判員制度の運用状況」法律のひろば 67 巻 4 号 4-11 頁
  - ・「証拠の真正性を担保する方策」論究ジュリスト 12 号 96-103 頁
  - ・「刑事裁判における取材源の秘匿」ドイツ憲法判例研究会（編）『憲法の規範力とメディア法（講座・憲法の規範力第 4 巻）』（信山社）135-153 頁
- 平成 27 年度
  - ・„Regelungen zu Cybercrime im Strafprozessrecht in Japan“, in : Arndt Sinn (Hrsg), Cybercrime im Rechtsvergleich: Beiträge zum deutsch-japanisch-koreanischen Strafrechtssymposium, V&R unipress, 2013, S. 113-121
  - ・「『司法取引・免責』―法案の内容と課題・展望」名城法学 65 巻 4 号 85-100 頁
- 平成 28 年度
  - ・「刑訴法改正案における協議・合意」法律時報 88 巻 4 号 68-73 頁
  - ・「法的根拠を要する捜査手法―ドイツ法との比較を中心に」刑法雑誌 55 巻 3 号 410-422 頁
  - ・「ドイツにおけるサイバー犯罪の捜査」刑事法ジャーナル 51 号 42-47 頁
  - ・「無令状捜索における証拠存在の蓋然性の意義」研修 825 号 3-112 頁
- 平成 29 年度
  - ・「性犯罪における被害者保護」刑事法ジャーナル 54 号 39-45 頁
- 平成 30 年度
  - ・「性犯罪の非親告罪化・公訴時効の撤廃またはその進行の停止」法律時報 90 巻 4 号 73-76 頁
  - ・„Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im japanischen Recht“, in : *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* 130, S. 438-446
  - ・「捜査対象者の同意と捜査手法の適否」酒巻匡・大澤裕・川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』（有斐閣）233-255 頁

③ その他

- 平成 26 年度
  - ・「控訴審による職権調査の範囲」平成 25 年度重要判例解説（ジュリスト 1466 号）198-199 頁
  - ・「刑事訴訟法演習」法学教室 403-414 号
- 平成 29 年度
  - ・「公訴時効廃止の適用関係を定めた経過規程措置の合憲性」平成 28 年度重要判例解説（ジュリスト 1505 号）194-195 頁
  - ・「約束による自白」刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕162-163 頁
  - ・「令状によらない捜索」刑法雑誌 56 巻 3 号 476-781 頁
  - ・「車両位置情報の把握に向けた GPS 端末装着の強制処分該当性」法学教室 444 号 72-79 頁
- 平成 30 年度
  - ・「警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性―公安テロ情報流出事件」メディア判例百選〔第 2 版〕92-93 頁

(2) 学会報告・講演等

- 平成 27 年度
  - ・「法的根拠を要する捜査手法―ドイツ法との比較を中心に」日本刑法学会第 93 回大会共同研究「監視型捜査とその規律」（分科会 II）（平成 27 年 5 月 23 日、専修大学）
  - ・「『司法取引・免責』―法案の内容と課題・展望」日本刑法学会第 93 回大会ワークショップ「司法取引」（平成 27 年 5 月 24 日、専修大学）

● 平成 28 年度
・日本刑法学会第 94 回大会ワークショップ「令状によらない捜索」〔オーガナイザー〕（平成 28 年 5 月 22 日・名古屋大学）
● 平成 29 年度
・„Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im Japanischen Recht“, 36. TAGUNG FÜR RECHTSVERGLEICHUNG „Das Recht und seine Durchsetzung“, Basel, Switzerland, 15 September 2017.
● 平成 30 年度
・「捜査協力を理由とする刑の減免―ドイツにおける王冠証人規定」平成 30 年度刑事専門研究会 2（平成 30 年 5 月 24 日、司法研修所）
・「求刑合意時の量刑評価のあり方」平成 30 年度刑事専門研究会 2（平成 30 年 5 月 24 日、司法研修所）
・「『強制処分法定』の根拠と適用基準」日本刑法学会第 96 回大会共同研究「『強制処分』の概念とその規律」（分科会 II）（平成 30 年 5 月 26 日、関西大学）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費基盤研究（C）「刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律」（研究代表者）
・科学研究費基盤研究（B）「組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「刑事手続における新たな証拠収集手段に関する研究」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「法廷における異文化衝突の言語分析―法文化の変容と法批判をめぐって―」（研究分担者）
● 平成 27 年度
・科学研究費基盤研究（C）「刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律」（研究代表者）
・科学研究費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「法廷における異文化衝突の言語分析―法文化の変容と法批判をめぐって―」（研究分担者）
● 平成 28 年度
・科学研究費基盤研究（C）「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」（研究代表者）
・科学研究費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「法廷における異文化衝突の言語分析―法文化の変容と法批判をめぐって―」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「持続可能な経済発展と経済刑法理論―新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」（研究分担者）
● 平成 29 年度
・科学研究費基盤研究（C）「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」（研究代表者）
・科学研究費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「法廷における異文化衝突の言語分析―法文化の変容と法批判をめぐって―」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「持続可能な経済発展と経済刑法理論―新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」（研究分担者）
● 平成 30 年度
・科学研究費基盤研究（C）「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」（研究代表者）
・科学研究費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「法廷における異文化衝突の言語分析―法文化の変容と法批判をめぐって―」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「持続可能な経済発展と経済刑法理論―新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」（研究分担者）
・科学研究費基盤研究（B）「犯罪の訴追・予防を目的とする情報の収集と利用に対する法的規制のあり方」（研究分担者）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・刑事法特別演習（後期 2 単位）：ドイツ刑事訴訟法に関する基本文献を講読した。
（法曹養成専攻）

・刑事訴訟法の基礎（前期 2 単位）：刑事手続全般についての基礎的知識の習得と基本的諸原理の理解を目的とした授業を行った。
・刑事訴訟法総合 2－①②③（後期 2 単位・3 クラス）：主に起訴後の段階における刑事訴訟法解釈論状の諸問題につき、裁判例や設例を素材に問答式での授業を行った。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・法務省　平成 29 年司法試験・司法試験予備試験考査委員、平成 30 年司法試験・司法試験予備試験考査委員
・法務省　法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会幹事
● 平成 30 年度
・法務省　平成 30 年司法試験・司法試験予備試験考査委員
・法務省　法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会幹事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・日本刑法学会会員
● 平成 30 年度
・日本刑法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、捜査法と証拠法を基本的な関心の対象としながら、公訴提起、公判手続に妥当する法的規律のあり方にも関心を向けることにより、刑事司法制度全般にわたる視座の獲得に努め、バランスのとれた解釈論・立法論を展開するための素地を形成したい。

伊藤　孝夫　ITO Takao　教　授　日本法制史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

近代日本の法と社会変動との関係の究明を中心テーマとして研究を続けている。アプローチの第一は、前近代日本の法秩序の特質の解明と、その近代法秩序との関係であり、とくに近世後期と明治前期に焦点を置く。第二は、近代の社会変化が法制度との間で示す相互作用の解明であり、20 世紀前半に焦点を置いている。また比較史の観点も強め、日本法の展開過程の独自性と世界的な共約可能性との水準を探っていくことを課題としている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 26 年度
・「原内閣の経済閣僚　－高橋是清と山本達雄」伊藤之雄編著『原敬と政党政治の確立』（千倉書房、323－360 頁）

・「日本法史のなかのことば　－概念史の試みに向けた断章・「支配」・「領」・「請負」－」法学論叢 176 巻 5・6 号（144－186 頁）

● 平成 28 年度

・「日本現代法史における戦時法研究の位置」小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者　1931～1952』（国際書院、137－143 頁）

● 平成 29 年度

・「堕胎罪の比較史」法学論叢 182 巻 4・5・6 号（25－77 頁）

③ その他

● 平成 28 年度

・書評・「久保田哲著『元老院の研究』」『法制史研究 65 号』

● 平成 30 年度

・「ドイツの大学文書館訪問」『京都大学大学文書館だより　第 35 号』

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・6 月 1 日・専修大学における法制史学会第 66 回総会において報告「戦前・戦時における『経済法』」

● 平成 29 年度

・6 月 24 日・盛岡市「原敬を想う会」総会において講演「原内閣の経済閣僚　－高橋是清と山本達雄」

● 平成 30 年度

・4 月 18 日・京都大学春秋講義（春季）において講演「裁判所の誕生　－明治の裁判制度改革」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・科学研究費基盤研究「東アジアにおける犯罪と刑罰」（冨谷至教授研究代表）（平成 23 年～27 年）

● 平成 27 年度

・科学研究費基盤研究「東アジアにおける犯罪と刑罰」（冨谷至教授研究代表）（平成 23 年～27 年）

● 平成 28 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」（大中有信教授研究代表）（平成 28 年～31 年）

● 平成 29 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」（大中有信教授研究代表）（平成 28 年～31 年）

● 平成 30 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」（大中有信教授研究代表）（平成 28 年～31 年）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・日本法史（通年 4 単位）／日本法史研究（通年 4 単位）：史料・文献講読を通じ、日本法史の諸問題の検討を行った。素材とした史料・文献およびテーマとしては、「佐々木・和辻国体論争」「治安維持法違反事件判例」等。

（法曹養成専攻）

・近代日本の社会変動と法 1（後期 2 単位）：近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関の下に捉え、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的として、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討する講義を行った。

・近代日本の社会変動と法 2（後期 2 単位）：演習形式によって、近代日本法学における学説発展史を検討した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・日本法史（通年 4 単位）／日本法史研究（通年 4 単位）：史料・文献講読を通じ、日本法史の諸問題の検討を行った。素材とした史料・文献およびテーマとしては、「明治前期民事判決原本の検討」「明治期民事訴訟法編纂史」等。

（法曹養成専攻）

・近代日本の社会変動と法 1（後期 2 単位）：近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関の下に捉え、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的として、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討する講義を行った。

・近代日本の社会変動と法 2（後期 2 単位）：演習形式によって、近代日本法学における学説発展史を検討した。

Ⅱ－2　学　部

- 平成 29 年度
  - ・日本法制史（前期 4 単位）：日本法の展開過程を、①前近代日本の法体系・法秩序の特質、②近代日本法の形成、③近代日本法の成立とその変容過程、の順に概説した。
  - ・日本法制史演習（前期 2 単位）：課題テーマと、各参加者の自由報告を組み合わせて実施した。課題テーマとしたのは、「民法学説史」等。
  - ・法学入門Ⅱ（後期 2 単位リレー式講義分担）
- 平成 30 年度
  - ・日本法制史（前期 4 単位）：日本法の展開過程を、①前近代日本の法体系・法秩序の特質、②近代日本法の形成、③近代日本法の成立とその変容過程、の順に概説した。
  - ・日本法制史演習（前期 2 単位）：課題テーマと、各参加者の自由報告を組み合わせて実施した。課題テーマとしたのは、「戦後日本憲法裁判史」等。
  - ・法学入門Ⅱ（後期 2 単位リレー式講義分担）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  京都大学大学文書館長
- 平成 30 年度
  京都大学大学文書館長

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成29年度
  京都大学学術出版会理事、京都弁護士会綱紀委員
- 平成30年度
  京都大学学術出版会理事、京都弁護士会綱紀委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  法制史学会会員
- 平成 30 年度
  法制史学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

従来からの研究を継続するなかで、とくに比較史の観点を強め、とくに欧米および東アジア諸国の法史との相互比較・連関の究明に力点を置いていくことを計画している。

稲森　公嘉　INAMORI Kimiyoshi　教　授　社会保障法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

日本及びフランスの医療・介護サービス保障法制に関する研究を、特にサービス提供体制に関する法制度のあり方を中心に行っている。

ここ数年は、上記に加え、生活保護法を中心とする最低生活保障の法制度に関する解釈上の諸問題についても、関心を持って取り組んでいる。

直近では、これまでの研究活動の成果を踏まえつつ、他の研究者との共著という形で公刊した社会保障法の入門書と教科書について、その後の立法・司法等の動向を踏まえ、改訂作業を行ったところである。

Ⅰ－2　最近５年間（平成 26 年４月～31 年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成26年度
  - ・『ブリッジブック社会保障法』（信山社、平成 26 年６月）（菊池馨実編、共著）
  - ・『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』（有斐閣、平成 27 年３月）（村中孝史・高畠淳子・水島郁子と共編）
  - ・『よくわかる社会保障法』（有斐閣、平成 27 年３月）（西村健一郎・水島郁子と共編）
- 平成29年度
  - ・『ブリッジブック社会保障法〔第２版〕』（信山社、平成 30 年３月）（菊池馨実編、共著）
- 平成30年度
  - ・『よくわかる社会保障法〔第２版〕』（有斐閣、平成 31 年３月）（西村健一郎・水島郁子と共編）

② 論文

- 平成26年度
  - ・「生活保護費の過払いと費用償還の方法」週刊社会保障 2781 号（平成 26 年６月）
  - ・「介護保険制度改革」論究ジュリスト 11 号（平成 26 年 11 月）
  - ・「フランスの医療保険における現金給付」健保連海外医療保障 105 号（平成 27 年３月）
- 平成27年度
  - ・「超高齢社会の日本における介護をめぐる法制度の現状と課題」日本労働研究雑誌 57 巻５号（平成 27 年５月）
  - ・「生活保護費の過少支給の場合と救済方法」週刊社会保障 2835 号（平成 27 年７月）
  - ・「フランスにおける薬剤政策の動向」健保連海外医療保障 109 号（平成 28 年３月）
- 平成28年度
  - ・「生活保護と出産給付」週刊社会保障 2890 号（平成 28 年９月）
  - ・「Current Situation and Problems of Legislation on Long-Term Care in Japan’s Super-Aging Society」Japan Labor Review, Volume 14, Number 1（平成 29 年１月）
  - ・「医療提供体制の確保に関する医療法の展開」法律時報 89 巻３号（平成 29 年３月）
  - ・「フランスの薬剤政策」健保連海外医療保障 113 号（平成 29 年３月）
- 平成29年度
  - ・「フランスの薬剤政策」健保連海外医療保障 114 号（平成 29 年６月）
  - ・「インフルエンザの予防接種と公的支援の可能性」週刊社会保障 2952 号（平成 29 年 12 月）
- 平成30年度
  - ・「公的年金制度による所得保障と高齢者の『貧困』」年金と経済 37 巻３号（平成 30 年 10 月）
  - ・「社会保障制度における葬祭給付」週刊社会保障 3008 号（平成 31 年２月）

③ その他

- 平成27年度
  - ・「書評　菊池馨実著『社会保障法』」季刊社会保障研究 51 巻 3=4 号（平成 28 年３月）
- 平成29年度
  - ・「書評・伊奈川秀和『社会保障法における連帯概念―フランスと日本の比較分析―』（信山社、2015 年）」社会保障法 32 号（平成 29 年５月）
  - ・「年金男女差合憲判決――最三小判平成 29・3・21」論究ジュリスト 22 号（平成 29 年８月）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成26年度
  - ・平成 24 年度～平成 27 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」研究分担者（研究代表者：髙木光・京都大学教授）
  - ・平成 24 年度～平成 27 年度　科学研究費補助金　基盤研究（B）「医療費抑制圧力下における診療報酬の適正配分のあり方に関する基礎的研究」研究分担者（研究代表者：加藤智章・北海道大学教授）
  - ・平成 25 年度～平成 27 年度　科学研究費補助金　基盤研究（C）「医療保障の観点からみた医療専門職の職業遂行の法的規律に関する日仏比較法研究」研究代表者
- 平成27年度
  - ・平成 24 年度～平成 27 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」研究分担者（研究代表者：髙木光・京都大学教授）
  - ・平成 27 年度～平成 31 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者（研究代表者：加藤智章・北海道大学教授）
  - ・平成 25 年度～平成 27 年度　科学研究費補助金　基盤研究（C）「医療保障の観点からみた医療専門職の職業遂行の法的規律に関する日仏比較法研究」研究代表者

● 平成28年度
・平成 27 年度～平成 31 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者（研究代表者：加藤智章・北海道大学教授）
・平成 28 年度～平成 30 年度　科学研究費補助金　基盤研究（C）「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

● 平成29年度
・平成 27 年度～平成 31 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者（研究代表者：加藤智章・北海道大学教授）
・平成 28 年度～平成 30 年度　科学研究費補助金　基盤研究（C）「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

● 平成30年度
・平成 27 年度～平成 31 年度　科学研究費補助金　基盤研究（A）「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者（研究代表者：加藤智章・北海道大学教授）
・平成 28 年度～平成 30 年度　科学研究費補助金　基盤研究（C）「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成29年度
（法政理論専攻）
・社会保障法（通年 4 単位）：日本の社会保障裁判例の検討を行う予定だったが、受講者がおらず不開講。
（法曹養成専攻）
・社会保障法（前期 2 単位）：労災補償を除く社会保障法の各制度と法的問題について概観し検討を行った。
（公共政策大学院）
・社会保障法政策（前期 2 単位）：（法科大学院と共通）

● 平成30年度
（法政理論専攻）
・社会保障法（通年 4 単位）：フランス社会保障法に関するフランス語文献を講読する予定だったが、受講者がおらず不開講。
（法曹養成専攻）
・社会保障法（前期 2 単位）：労災補償を除く社会保障法の各制度と法的問題について概観し検討を行った。
（公共政策大学院）
・社会保障法政策（前期 2 単位）：（法科大学院と共通）

Ⅱ－2　学　部

● 平成29年度
・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：リレー講義の第 12 回として、社会保障制度の概要を講じた。
・社会保障法（後期 2 単位）：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

● 平成30年度
・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：リレー講義の第 12 回として、社会保障制度の概要を講じた。
・社会保障法（後期 2 単位）：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成29年度
・社会保障と法（全学共通科目、前期 2 単位）：社会保障制度の概要と主な法的問題について講じた。
・外国文献講読（法・英）II-E1（全学共通科目、後期 2 単位）：ドイツ社会保障史に関する英語文献を講読した。

● 平成30年度
・社会保障と法（全学共通科目、前期 2 単位）：社会保障制度の概要と主な法的問題について講じた。
・外国文献講読（法・英）II-E1（全学共通科目、後期 2 単位）：医療サービスに関する EU 法の規律を扱った英語文献を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成29年度
京都府国民健康保険審査会委員（会長）
京都府障害者相談等調整委員会委員

京都市情報公開・個人情報審査会委員
東大阪市社会福祉審議会委員
東大阪市地域包括支援センター運営協議会委員（会長）
東大阪市地域密着型サービス運営委員会委員（会長）
東大阪市老人福祉施設整備事業者等選定委員会委員

- 平成30年度
京都府国民健康保険審査会委員（会長）
京都府障害者相談等調整委員会委員
京都市情報公開・個人情報審査会委員
東大阪市社会福祉審議会委員
東大阪市地域包括支援センター運営協議会委員（会長）
東大阪市地域密着型サービス運営委員会委員（会長）
東大阪市老人福祉施設整備事業者等選定委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成29年度
日本社会保障法学会（理事）
日本労働法学会
- 平成30年度
日本社会保障法学会（理事）
日本労働法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、従来の医療・介護サービス保障制度を中心とした日仏比較法研究を継続・発展させ、その研究成果をさまざまな媒体を通じて公表していく。

また、生活保護関係の裁判例の増加や、平成 30 年の生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正といった立法・司法の動向を踏まえて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の総合的な検討を、他の研究者と共同で行い、その研究成果を取りまとめる。

愛知　靖之　Echi Yasuyuki　教　授　知的財産法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

情報保護と情報利用の調和という見地から、特許権行使の制限法理について、その意義と限界を明らかにすることを主たる研究テーマとしている。具体的には、クレームの「限定解釈」、審査経過禁反言の法理、無効の抗弁、消尽理論、差止請求権の制限などを対象として、それぞれの理論的根拠と判断枠組みについて考察している。近時は、著作権法や商標法など他の知的財産法分野にも考察の対象を広げている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成27年度
『特許権行使の制限法理』（商事法務）〔単著〕
- 平成30年度
『知的財産法』（LEGAL QUEST）（有斐閣）〔前田 健・金子 敏哉・青木 大也との共著〕

② 論文

- 平成26年度
・「特許法 102 条 2 項の適用要件の再検討－ごみ貯蔵機器事件知財高裁大合議判決を契機として－」L&T63 号 38－48 頁
・「特許法 101 条 2 号・5 号の要件論の再検討－実体要件から差止要件へ－」別冊パテント 12 号 45－58 頁
・「FRAND 宣言のされた標準規格必須特許に係る特許権行使－アップル対サムスン知財高裁第合議事件を素材として－」L&T66 号 1－10 頁

● 平成27年度
・「審査経過禁反言・出願時同効材と均等論－アメリカ法を参照して－」日本工業所有権法学会年報 38 号 97－113 頁
・「発明の要旨認定と技術的範囲画定におけるクレーム解釈の手法」中山信弘先生古稀記念論文集『はばたき―21 世紀の知的財産法』272－297 頁
・「特許発明の実施に用いられる物の譲渡と消尽の成否」飯村敏明先生退官記念論文集『現代知的財産法 実務と課題』603－620 頁
・「出版物に対する差止請求の制限」上野達弘・西口元編著『出版をめぐる法的課題－その理論と実務』269－286 頁
● 平成28年度
・「職務発明規程の『不合理』性判断－『実体面』をどこまで考慮することが可能か－」L&T71 号 1－10 頁
・「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈と有効性－権利範囲の明確化・第三者の予測可能性確保という観点から－」L&T 別冊 2 号 64－74 頁
・「TPP 協定に基づく法定損害賠償制度の著作権法への導入と法定損害賠償・追加的（懲罰的）損害賠償を命じた外国判決の承認執行」別冊パテント 16 号 154－166 頁
● 平成29年度
・「審査・審判・審決取消訴訟・無効の抗弁をめぐる特許法の規範構造と『主張立証責任』」別冊パテント 19 号 126－142 頁
● 平成30年度
・「複数主体による特許権侵害」小松陽一郎先生古稀記念論文集『特許権侵害紛争の実務』390－404 頁
・「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈と明確性要件」別冊パテント 20 号 33－53 頁

③ その他

● 平成26年度
・「無効審決の確定と特許権が有効であることを前提に締結された契約の錯誤無効の成否」新・判例解説 Watch14 号 261－264 頁
・「（書評）角川歴彦『グーグル、アップルに負けない著作権法』」ビジネス法務 14 巻 6 号 128－129 頁
・「適法引用の要件－美術品鑑定証書事件－」旬刊商事法務 2035 号 43－49 頁
● 平成27年度
・「特許権者と独占的通常実施権者による損害賠償請求」新・判例解説 Watch17 号 281－284 頁
・「審決等に対する訴え（特許法 63 条）」金井重彦・鈴木將文・松嶋隆弘編著『商標法コンメンタール』823－831 頁
・「2015 年学界回顧 知的財産法」法律時報 87 巻 13 号 196－206 頁〔分担執筆〕
・「特許製品の自由流通」法学教室 426 号 25－29 頁
● 平成28年度
・「侵害の罪（商標法 78 条・78 条の 2）」小野昌延・三山峻司編著『新・注解商標法（下巻）』1861－1885 頁
・「2016 年学界回顧 知的財産法」法律時報 88 巻 13 号 146－153 頁〔分担執筆〕
・「私的複製(2)－『その使用する者』〔自炊代行事件：控訴審〕」著作権判例百選［第 5 版］140－141 頁
・「医薬品の製法発明と均等論」L&T74 号 75－83 頁
● 平成29年度
・「訂正の再抗弁における訂正請求・訂正審判請求の要否」新・判例解説 Watch20 号 273－276 頁
・「欧州単一特許制度 Brexit が握る命運」ビジネス法務 17 巻 8 号 145－149 頁
・「先行する製造販売承認と特許権の存続期間延長登録の要件－アバスチン事件－」判例評論 702 号 170－177 頁
・「抵触関係」小野昌延・小松陽一郎・三山峻司編『商標の法律相談Ⅱ』146－152 頁
・「出願時同効材と均等論第 5 要件」新・判例解説 Watch21 号 259－262 頁
・「2017 年学界回顧 知的財産法」法律時報 89 巻 13 号 147－154 頁〔分担執筆〕
・「先発・後発医薬品をめぐる特許問題」ジュリスト 1516 号 50－51 頁
● 平成30年度
・「事実審口頭弁論終結後に訂正審決が確定した旨の主張と紛争解決の不当遅延」L&T80 号 69－78 頁
・「商標権の無効の抗弁及び『エマックス抗弁』と不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・商標法 4 条 1 項 10 号の周知性」AIPPI63 巻 9 号 10－25 頁
・「データ利活用の促進と企業法務の役割」Business Law Journal130 号 15 頁
・「原著作物の二次的著作物に対する保護範囲〔キャンディ・キャンディ事件：上告審〕」著作権判例百選［第 6 版］100－101 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成26年度
・日本工業所有権法学会シンポジウム「均等論、覚醒か死か」にて報告（平成 26 年 5 月 31 日）「審査経過禁反言・出願時同効材と均等論－アメリカ法を参照して」

● 平成28年度
・京滋知的財産権協議会・京都発明協会「京滋合同特別セミナー」にて講演（平成 28 年 6 月 10 日）「『プロダクト・バイ・プロセス・クレーム』に関する最高裁判決と今後の課題」
・日本知的財産協会第 2 回関西化学部会にて講演（平成 28 年 9 月 21 日）「平成 27 年改正特許法下の職務発明制度に残された課題」
・関西特許研究会にて講演（平成 28 年 10 月 13 日）「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決と今後の課題」
● 平成29年度
・日本弁理士会近畿支部滋賀地区会にて講演（平成 29 年 4 月 25 日）「クレーム解釈等の理論的課題－近時の裁判例を素材に－」
● 平成30年度
・著作権法学会シンポジウム「著作権消尽論の諸相」にて報告（平成 30 年 5 月 26 日）「譲渡以外の行為と消尽論」
・弁理士の日記念講演会（京都）にて講演（平成 30 年 7 月 1 日）「商標権の無効の抗弁及び権利濫用の抗弁－エマックス最高裁判決の検討－」
・関西特許研究会にて講演（平成 31 年 2 月 20 日）「審査・審判・審決取消訴訟・無効の抗弁をめぐる特許法の規範構造と『主張立証責任』」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成26年度
・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会
・比較法研究センター知的財産判例研究会
・同志社大学知的財産法研究会
● 平成27年度
・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会
・比較法研究センター知的財産判例研究会
・同志社大学知的財産法研究会
● 平成28年度
・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会
・日本弁理士会中央知的財産研究所「知的財産権訴訟における証拠」部会
・比較法研究センター知的財産判例研究会
・同志社大学知的財産法研究会
● 平成29年度
・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会
・比較法研究センター知的財産判例研究会（コーディネーター）
・同志社大学知的財産法研究会
● 平成30年度
・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会
・商事法務知的財産判例研究会（コーディネーター）
・同志社大学知的財産法研究会
・AIPPI 判例研究会
・著作権法学会判例研究会

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成29年度
（法政理論専攻）
・知的財産法 A（2 単位）/知的財産法研究 A（2 単位）：知的財産法に関する最新の重要問題を扱った論文の講読・検討及び参加者による研究報告・討論を行った。
・先端知的財産法 2（2 単位）：企業で現実に生起している諸問題を近時の裁判例・論文を素材に検討した。
（法曹養成専攻）
・知的財産法 1（前期 2 単位）：特許法について、その制度・基本概念を説明し、最新のトピック・裁判例を取り上げ、特許制度をめぐる基本問題を検討した。
・知的財産法 2（後期 2 単位）：著作権法について、その制度・基本概念を説明し、情報技術の発展が生み出した新たな著作権問題を検討した。
・知的財産法理論演習（前期 2 単位）：法政理論専攻「知的財産法 A（2 単位）」と共通科目
（公共政策大学院）
・特許法総論（前記 2 単位）：法曹養成専攻「知的財産法 1」との共通科目

● 平成30年度
（法政理論専攻）
・知的財産法 A（2 単位）/知的財産法研究 A（2 単位）：知的財産法に関する最新の重要問題を扱った論文の講読・検討及び参加者による研究報告・討論を行った。
・先端知的財産法 1（2 単位）：企業で現実に生起している諸問題を近時の裁判例・論文を素材に検討した。
（法曹養成専攻）
・知的財産法 1（前期 2 単位）：特許法について、その制度・基本概念を説明し、最新のトピック・裁判例を取り上げ、特許制度をめぐる基本問題を検討した。
・知的財産法 2（後期 2 単位）：著作権法について、その制度・基本概念を説明し、情報技術の発展が生み出した新たな著作権問題を検討した。
・知的財産法理論演習（前期 2 単位）：法政理論専攻「知的財産法 A（2 単位）」と共通科目
（公共政策大学院）
・特許法総論（前記 2 単位）：法曹養成専攻「知的財産法 1」との共通科目

Ⅱ－2　学　部

● 平成29年度
・知的財産法（前期 4 単位）：特許法・著作権法・意匠法・商標法・不正競争防止法について、その基本概念を概説した。
・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：リレー講義。第 9 回「知的財産法」を担当し、特許法・著作権法を中心に、知的財産法制度の概略を説明した。
・演習・知的財産法（後期 2 単位）：近時注目を浴びている知的財産法の重要問題を、裁判例や論文を素材とした担当者による報告と参加者全員による議論を通じて検討した。
● 平成30年度
・知的財産法（前期 4 単位）：特許法・著作権法・意匠法・商標法・不正競争防止法について、その基本概念を概説した。
・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：リレー講義。第 9 回「知的財産法」を担当し、特許法・著作権法を中心に、知的財産法制度の概略を説明した。
・演習・知的財産法（後期 2 単位）：近時注目を浴びている知的財産法の重要問題を、裁判例や論文を素材とした担当者による報告と参加者全員による議論を通じて検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成29年度
なし
● 平成30年度
・外国文献講読（法・英）I-E1:Ruth l. Okediji, Copyright Law in an Age of Limitations and Exceptions (Cambridge University Press, 2017) を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成29年度
なし
● 平成30年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成29年度
なし
● 平成30年度
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成29年度
日本工業所有権法学会会員
著作権法学会会員
日本私法学会会員
● 平成30年度
日本工業所有権法学会理事
著作権法学会会員
日本私法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

- 平成29年度
  なし
- 平成30年度
  なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで従事してきた特許権行使の制限に関する研究からさらに視野を広げ、著作権法など他の知的財産法分野における権利行使とその制約のあり方について考察を進める。情報技術の急速な発展により、知的財産の創作・流通・利用を取り巻く環境は、従来の知的財産諸法が前提としていた状況から劇的に変化しており、権利行使とその制約のあり方に対する現行知的財産諸法の硬直的な態度では、知的財産の利用をめぐる適切かつ柔軟な利害調整に困難を来すことになる。そこで、現行法の解釈論のみならず、知的財産法制度の将来像を見据えた政策論・制度論的研究も進めていく。

岡村　忠生　OKAMURA Tadao　教　授　租税法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

所得課税の基礎理論、法人課税、および国際課税について研究を進めている。

所得課税の基礎理論については、所得（収入金額）の概念や実現主義における資産取得費の機能等の所得課税における基本的、原則的な問題について、研究を進めている。

法人課税については、ブロック・チェーン技術などを用いたベイシスの高度化による法人課税の再生を研究している。

国際課税については、国際的な税制の不整合を中心に研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 27 年度
  - 『租税回避研究の展開と課題』（ミネルヴァ書房）（共著）
- 平成 29 年度
  - 『租税法』（有斐閣）（共著）

② 論文

- 平成 26 年度
  - “Taxation without Redistribution” in "International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers "
  - 「弁護士会役員活動費用と消費税(1)-(2)」税研 30 巻 1 号 69-73 頁、2 号 73-80 頁
  - 「組織再編成と行為計算否認(1)-(2)」税研 30 巻 3 号 73-86 頁、5 号 65-71 頁
  - 「BEPS と行為計算否認(1)」税研 30 巻 6 号 70-75 頁
  - 「神奈川県臨時特例企業税再考：「外形化」の意味」地方税 66 巻 1 号 2-9 頁
  - 「二重連結損失とハイブリッド・ミスマッチ 」法学論叢 176 巻 2・3 号 173-209 頁
  - 「事業取引における債務の移転について」金子宏他編『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）372−391 頁
- 平成 27 年度
  - 「BEPS と行為計算否認(2)−(3)」税研 31 巻 1 号 75-80 頁、2 号 68−75 頁
  - 「国境を越えた役務の提供と消費課税」法学教室 417 号 68−75 頁
  - 「わが国における改正の経緯と理由（特集 減価償却制度の問題点とあり方)」税研 31 巻 3 号 32−37 頁
  - 「国際的ジョイントベンチャーと現物出資の適格性(1)−(2)」税研 31 巻 3 号 68−78 頁、4 号 71−78 頁
  - 「租税利益と移転価格税制(1)−(2)」税研 31 巻 5 号 72−81 頁、6 号 81−87 頁
- 平成 28 年度
  - 「一般的租税回避否認規定について ： 否認理論の観点から」ジュリスト 1496 号 44-50 頁
  - 「有利発行による経済的利益と希薄化損失」税研 32 巻 1 号 89−97 頁
- 平成 29 年度
  - “Tax avoidance in Japan” The Routledge Companion to Tax Avoidance Research, 156-169 (Nigar Hashimzade and Yuliya Epifantseva ed., Routledge)（共著）

・「ヒューマン・キャピタルと教育・医療」金子宏監修『現代租税法講座第 2 巻 家族・社会』（日本評論社）189-226 頁
・「法人税の課税ベース」金子宏監修『現代租税法講座第 3 巻 企業・市場』（日本評論社）1-26 頁

● 平成 30 年度
・「所得税と家族：課税単位および配偶者控除を中心として」日税研論集 74 号 25-80 頁
・「リースの課税関係と民法」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣）366-384 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「国際課税におけるミスマッチとその対応について」日本租税研究協会『法人税改革と激動する国際課税』60-96 頁
・「判例批評 神奈川県臨時特例企業税条例と地方税法適合性［最高裁第一小法廷平成 25.3.21 判決］」民商法雑誌 150 巻 1 号 104-127 頁
・「法人税法 22 条 4 項と「税会計処理基準」−ビックカメラ事件」税研 178 号 141-144 頁
・「座談会 東京地裁平成 26 年 3 月 18 日判決の検討」税務弘報 62 巻 7 号 18-47 頁
・「行為計算否認規定の新しい可能性〜ヤフー事件控訴審判決〜」《WLJ 判例コラム 特報》第 40 号

● 平成 27 年度
・「法人税の課税ベースと消費課税」日本租税研究協会『税制改革と国際課税（BEPS）への取組』82-106 頁
・「米国デラウェア州法に基づいて組織されたリミテッド・パートナーシップの法人性［最高裁第二小法廷平成 27. 7. 17 判決］」ジュリスト 1486 号 10−11 頁

● 平成 28 年度
・「法人税法 132 条の 2 の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義と該当性［最高裁第一小法廷平成 28.2.29 判決］」ジュリスト 1495 号 10-11 頁
・「外国子会社合算税制の意義と課題」日本租税研究協会『税制の構造改革と国際課税への多面的な取組』109-140 頁
・「租税回避否認への柔らかな対応〜ヤフー事件最高裁判決〜」《WLJ 判例コラム 特報》第 77 号
・「租税法規の限定解釈−りそな外税控除否認事件（最二小判平成 17.12.19）」別冊ジュリスト 228 号（租税判例百選第 6 版）38−39 頁
・「法人税法 22 条 3 項 1 号の売上原価と費用見積金額（最二小判平成 16.10.29）」別冊ジュリスト 228 号（租税判例百選第 6 版）104−105 頁

● 平成 29 年度
・「仕向地基準課税再考」日本租税研究協会『税・財政及び国際課税を巡る現状と課題』74－107 頁

● 平成 30 年度
・「結合企業税制の意義と課題」日本租税研究協会『社会構造の変化に即した所得税制と国際課税への取組』3－27 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・「ハイブリッド・ミスマッチと BEPS」税務大学校で講義（2014 年 9 月 9 日）
・「国際課税におけるミスマッチとその対応について」第 66 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2013 年 9 月 18 日）で講演
・「国際電子取引と消費税」日本税法学会第 465 回中部地区研究会（2014 年 12 月 13 日）で報告

● 平成 27 年度
・「減価償却制度から見た法人税の課税ベース」税務大学校で講義（2014 年 9 月 1 日）
・「法人税の課税ベースと消費課税」第 67 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2013 年 9 月 18 日）で講演
「国際電子取引と消費税」日本税法学会第 465 回中部地区研究会（2014 年 12 月 13 日）で報告

● 平成 28 年度
・「外国子会社合算課税制度の意義と課題−BEPS 最終報告書からの示唆−」税務大学校で講義（2014 年 9 月 14 日）
・「外国子会社合算税制の意義と課題」第 68 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2016 年 9 月 15 日）で講演

● 平成 29 年度
・「民事法と租税裁判例」近畿税理士会（近畿税理士会館）で講演（2017 年 7 月 28 日）
・「仕向地基準キャッシュ・フロー税と消費税」税務大学校で講義（2017 年 9 月 12 日）
・「仕向地基準課税再考」第 69 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2017 年 9 月 13 日）で講演
・「株主法人課税における株式と資産のベイシス（取得価額）について」日本税法学会中部地区研究会（ウィングあいち）で報告（2017 年 12 月 9 日）

● 平成 30 年度
・「結合企業税制の意義と課題」第 70 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2018 年 9 月 19 日）で講演
・「契約解釈と課税要件 − リース契約を題材に」日税研理論ゼミ（東北税理士会館・2018 年 9 月 21 日）で講演
・「リースをめぐる契約解釈と課税要件のあり方」税務大学校で講義（2018 年 8 月 27 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・国際研究集会「非営利型移転における国家の役割の諸相」（2014 年 10 月 6〜7 日）で報告・司会
・科研費基盤 B「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 5〜6 回）に参加、報告
・三菱 UFJ 信託奨学財団助成研究「信託の活用と信託税制」（第 6〜8 回）に参加、報告

● 平成 27 年度
・「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 7〜11 回）に参加、報告
・三菱 UFJ 信託奨学財団助成研究「信託の活用と信託税制」（第 9〜13 回）に参加、報告

● 平成 28 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 28 年度第 1 回研究会（2016 年 6 月 4 日）で司会
・科研費基盤 B「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 12〜16 回）に参加、報告
・第 45 回租税法学会（2016 年 10 月 1 日、大阪大学）でコメント

● 平成 29 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 29 年度第 2 回研究会（2017 年 8 月 26 日）で司会
・科研費基盤 B「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 17〜18 回）に参加、報告

● 平成 30 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 30 年度第 3 回研究会（2019 年 3 月 1 日）で報告・司会
・科研費基盤 B「ベイシスの高度化による法人課税の再生」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 1〜3 回）に参加、報告

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・租税法 A（前期 2 単位）：米国のテキストブックから、人的控除に関する部分を講読した。
・租税法 B（後期 2 単位）：米国のテキストブックから、人的控除に関する部分を講読した。
・財政法研究（通年 4 単位）：人的控除に関する研究を指導した。
・先端租税法 1（前期 2 単位）：所得課税の基礎に関する論文を講読した。
（法曹養成専攻）
・租税法 1（前期 2 単位）：所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。
・租税法 2（後期 2 単位）：所得課税と法人課税の諸問題について、授業を行った。
（公共政策大学院）
・租税法総論（前期 2 単位）：所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・租税法 A（前期 2 単位）：米国のケースブックから、所得概念に関する部分を講読した。
・租税法 B（後期 2 単位）：米国のケースブックから、所得概念に関する部分を講読した。
・財政法研究（通年 4 単位）：所得概念に関する研究を指導した。
（法曹養成専攻）
・租税法 1（前期 2 単位）：所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。
・租税法 2（後期 2 単位）：所得課税と法人課税の諸問題について、授業を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・租税法（後期 4 単位）：法人税法を中心に所得課税について、講義を行った。
・法学入門 I（前期 2 単位）：オムニバス講義の 1 コマを担当し、日本の財政の現状、担税力、公平負担について、講義を行った。
・租税法演習（前期 2 単位）：格差と再分配の問題について、演習を行った。

● 平成 30 年度
・租税法（後期 4 単位）：法人税法を中心に所得課税について、講義を行った。
・法学入門 I（前期 2 単位）：オムニバス講義の 1 コマを担当し、日本の財政の現状、担税力、公平負担について、講義を行った。
・租税法演習（前期 2 単位）：所得と格差の問題について、演習を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

- 平成 29 年度
  - ・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：オムニバス講義の 1 コマを担当し、日本の財政の現状、担税力、公平負担について、講義を行った（学部と共通）。
- 平成 30 年度
  - ・法学入門Ⅰ（前期 2 単位）：オムニバス講義の 1 コマを担当し、日本の財政の現状、担税力、公平負担について、講義を行った（学部と共通）。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 30 年度
  信州大学経法学部非常勤講師（「市民税法」をオムニバスで担当）

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  税制調査会委員
  「日税研究賞」（日本税理士連合会・（財）日本税務研究センター）選考委員
- 平成 30 年度
  税制調査会委員
  「日税研究賞」（日本税理士連合会・（財）日本税務研究センター）選考委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  租税法学会会員
  日本税法学会会員
  日本税法学会関西地区研究副委員長
- 平成 30 年度
  租税法学会会員
  日本税法学会会員
  日本税法学会関西地区研究副委員長

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

所得課税の基礎理論に関する研究を中心に、消費課税および法人課税についても、引き続き研究を進める。また、国際的税源浸食、タックス・ヘイブン対策税制、移転価格税制、電子取引への消費課税などのトピックについて、さらに研究を進める。

笠井　正俊　KASAI Masatoshi　教　授　民事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟の審理における裁判官の裁量及び当事者の行為の規律という観点から、争点整理、証拠収集方法、証拠調べ手続、証明責任等を対象に研究を進めている。また、最近の我が国における司法制度や民事司法手続の改革の動向や成果を踏まえ、専門訴訟、民事執行、倒産処理、民事調停、家事審判等の制度の在り方等について検討し、成果の一部を公表するなどしている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - ・『民事訴訟法〔第 2 版〕』（有斐閣）〔共著〕

● 平成 27 年度
・『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂）〔共著〕
・『倒産法演習ノート〔第 3 版〕』（弘文堂）〔共著〕
● 平成 28 年度
・徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）〔共編〕
● 平成 29 年度
・『基礎演習民事訴訟法〔第 3 版〕』（弘文堂）〔共編著〕
● 平成 30 年度
・『民事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣）〔共著〕

② 論文

● 平成 26 年度
・「消費者裁判手続特例法に基づく請求・審理・裁判等に関する手続上の諸問題」千葉恵美子ほか編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務）362-380 頁
・「責任追及等の訴えの提訴前手続と審理手続」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務）398-419 頁
・「民事裁判と科学」亀本洋責任編集『岩波講座・現代法の動態（第 6 巻）法と科学の交錯』（岩波書店）137-168 頁
・「担保権消滅許可制度」竹下守夫・藤田耕三編集代表『破産法大系第 I 巻・破産手続法』（青林書院）317-337 頁
・「不当労働行為事件と使用者の破産」石川明・三木浩一編『民事手続法の現代的機能』（信山社）485-516 頁
・「遺産確認訴訟における確定判決の既判力の主体的範囲」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』（有斐閣）155-182 頁
● 平成 28 年度
・「口頭弁論の承継人に対して判決効が作用する場面について」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』557-570 頁
・「弁論主義と職権探知主義の関係」法律時報 88 巻 8 号 19-25 頁
・「共通義務確認訴訟の構造―特に、訴訟物、当事者適格、判決効」法の支配 182 号 67-76 頁
・「共同相続人間の所有権紛争訴訟の訴訟物と既判力に関する一考察」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）625-644 頁
● 平成 29 年度
・「登記手続を命ずる確定判決と承継人に対する判決効」上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続の法理』（弘文堂）319-334 頁
・「別表第 1 事件と手続保障」金子修編『講座実務家事事件手続法』（日本加除出版）457-491 頁
・「争点証拠整理のための口頭議論をめぐって」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』457-478 頁
● 平成 30 年度
・「公法上の当事者訴訟を本案訴訟とする民事保全について」民商法雑誌 154 巻 4 号 709-750 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1466 号『平成 25 年度重要判例解説』122-127 頁
・注釈書分担執筆「会社法 546 条から 553 条まで」松下淳一・山本和彦編『会社法コンメンタール第 13 巻・清算（2）特別清算』（商事法務）167-196 頁
・注釈書分担執筆「破産法第 10 章前注・222 条から 237 条まで」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社）520-541 頁
・寄稿「行政官の仕事と法学教育」人事院月報 2014 年 12 月号 2-5 頁
・判例評釈「占有の訴えに対する本権に基づく反訴（最判昭和 40 年 3 月 4 日民集 19 巻 2 号 197 頁）」別冊ジュリスト・民法判例百選 I ［第 7 版］136-137 頁
・判例評釈「会社解散判決に対して第三者が再審の訴えとともにする独立当事者参加申出と請求の提出（最決平成 26 年 7 月 10 日判時 2237 号 42 頁）」法学教室 414 号別冊判例セレクト 2014［II］30 頁
● 平成 27 年度
・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1479 号『平成 26 年度重要判例解説』121-126 頁
・判例評釈「株主代表訴訟における訴えの適法性（提訴請求の瑕疵・要否、代表訴訟の対象）（東京高判平成 26 年 4 月 24 日金判 1451 号 8 頁）」私法判例リマークス 51 号 100-103 頁
・判例評釈「法定訴訟担当―遺言執行者（最判昭和 51 年 7 月 19 日民集 30 巻 7 号 706 頁）」別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選〔第 5 版〕28-31 頁
・コメント「「ワンストップ執行（仮称）制度の提案」に寄せて」銀行法務 21 第 796 号 18-19 頁
・巻頭言・労働委員会の窓から「調査手続での双方当事者の同席について」中央労働時報 1200 号 3 頁
・注釈書分担執筆「会社法 900 条」森本滋・山本克己編『会社法コンメンタール第 20 巻・雑則（2）』（商事法務）160-161 頁
● 平成 28 年度
・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1492 号『平成 27 年度重要判例解説』115-120 頁

・判例評釈「株主代表訴訟の被告側への会社の補助参加の可否（最決平成 13 年 1 月 30 日民集 55 巻 1 号 30 頁）」別冊ジュリスト・会社法判例百選〔第 3 版〕142-143 頁
・寄稿「法教育の仕事で－ホウリス君誕生秘話」新堂幸司編集代表『日本法の舞台裏』（商事法務）316-319 頁

● 平成 29 年度
・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1505 号『平成 28 年度重要判例解説』（共編書）130-135 頁
・共編書『私法判例リマークス 55 号』（日本評論社）
・巻頭言「民事模擬裁判のすすめ」法と教育 7 号 1 頁
・書評「関東弁護士会連合会編『わたくしたちの社会と法―学ぼう・法教育』」法と教育 7 号 118 頁
・判例評釈「弁護士法 23 条の 2 第 2 項に基づく照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法行為の成否（消極）（最判平成 28 年 10 月 18 日民集 70 巻 7 号 1725 頁）」金融法務事情 2073 号 74-77 号
・座談会「事業再生と倒産手続利用の拡充に向けて」法律時報 89 巻 12 号 37-55 頁
・共編書『私法判例リマークス 56 号』（日本評論社）
・判例評釈「債務者の債務超過は無償行為否認の要件ではない（最判平成 29 年 11 月 26 日金法 2084 号 62 頁）」金融法務事情 2085 号 16-23 頁
・判例評釈「占有の訴えに対する本権に基づく反訴（最判昭和 40 年 3 月 4 日民集 19 巻 2 号 197 頁）」別冊ジュリスト・民法判例百選 I 〔第 8 版〕142-143 頁

● 平成 30 年度
・書評「三木浩一『民事訴訟による集合的権利保護の立法と理論』」書斎の窓 658 号 34-38 頁
・共編書『私法判例リマークス 57 号』（日本評論社）
・判例評釈「じん肺管理区分の管理一該当との決定を受けたのに対し、管理四該当と主張する原告が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合に、労働者災害補償保険法 11 条 1 項に規定する遺族が訴訟を承継するか（最判平成 29 年 4 月 6 日民集 71 巻 4 号 637 頁）」私法判例リマークス 57 号 116-119 頁
・対談「裁判手続の IT 化をめぐって」ジュリスト 1524 号 ii - v，50-61 頁
・共編書『私法判例リマークス 58 号』（日本評論社）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・近畿弁護士会連合会消費者保護委員会夏期研修会（消費者被害救済の実効性確保）において総括コメント
・報告「遺産確認訴訟における確定判決の既判力の主体的範囲」日本民事訴訟法学会関西支部研究会
・パネリスト・京都弁護士会民事調停制度シンポジウム「最高裁の改革案の検証とあるべき民事調停制度」

● 平成 27 年度
・講演「労働委員会での和解について」全国労働委員会労働者側委員連絡協議会（労委労協）近畿ブロック労働者委員研修会〔月刊労委労協 709 号（平成 27 年 8 月））2-20 頁所収〕
・報告「法科大学院の教育内容等について」司法研修所教官セミナー
・報告「命令例について」近畿ブロック労委労協命令研究会
・講義「知的財産と紛争解決」独立行政法人国際協力機構（JICA）研修（一般財団法人比較法研究センター受託）「直接投資を促すための知財制度整備に向けて」コース
・講義「知財紛争制度と裁判制度」独立行政法人国際協力機構（JICA）研修（一般財団法人比較法研究センター受託）「日墨戦略的グローバルパートナーシップ研修計画「知的財産権（短期）」コース
・パネリスト・平成 27 年度家事法制シンポジウム「相続関連紛争の解決はいかにあるべきか」（日本弁護士連合会）
・講師「現代の民事訴訟における審理運営の在り方について」（司法研修所平成 27 度裁判官特別研究会・現代社会における法と裁判）
・報告「法教育について」自由民主党司法制度調査会ヒアリング

● 平成 28 年度
・講師「労働法制をめぐる近時の動きと労働紛争について」（公益社団法人京都工業会・人事労務問題懇話会）
・講義「知的財産と紛争解決」独立行政法人国際協力機構（JICA）研修（一般財団法人比較法研究センター受託）「直接投資を促すための知財制度整備に向けて」コース
・講演「民事訴訟の争点整理手続における諸問題」（大阪地方裁判所民事部研究会）
・講義「知財紛争制度と裁判制度」独立行政法人国際協力機構（JICA）研修（一般財団法人比較法研究センター受託）「日墨戦略的グローバルパートナーシップ研修計画「知的財産権（短期）」コース

● 平成 29 年度
・講師「企業取引と経験則」（司法研修所平成 29 年度裁判官金融・経済実務研究会）
・パネリスト「民事訴訟法施行 20 年記念シンポジウム・民事訴訟法施行 20 年を迎えて～争点整理等における現状と課題、あるべき姿～」（大阪弁護士会）判例タイムズ 1447 号 5-24 頁所収

● 平成 30 年度
・シンポジウム取りまとめ・司会「強制執行法制の改正問題」（第 88 回日本民事訴訟法学会大会）民事訴訟雑誌 65 号 87-149 頁
・講師「裁判手続等の IT 化を考える」（京都弁護士会四一会）
・講師「民事裁判手続の IT 化について」（大阪弁護士会法曹同志会）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度～30 年度

・「民事執行法研究会」（代表者：増田勝久・苗村博子、平成 25 年度～27 年度）
・「日本民事訴訟法学会シンポジウム『当事者論の現代的課題』準備研究会」（代表者：山本弘、平成 26 年度～27 年度）
・「日本民事訴訟法学会シンポジウム『民事訴訟法と隣接科学』準備研究会」（代表者：菅原郁夫、平成 26 年度～28 年度）
・「日本民事訴訟法学会シンポジウム『強制執行法制の改正問題』準備研究会」（代表者：笠井正俊、平成 28 年度～30 年度）
・「行政訴訟抜本改革研究会」（代表者：中川丈久、平成 29 年度～）
・「裁判手続等の IT 化検討会」（内閣官房、座長・山本和彦、平成 29 年度）
・「民事裁判手続等 IT 化研究会」（公益社団法人商事法務研究会、座長・山本和彦、平成 30 年度～）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・民事手続法 2A（前期 2 単位）：民事訴訟法上の立法論的課題を研究した。
・民事手続法 2B（後期 2 単位）：差止請求手続等について研究した。
・民事手続法研究 2A（前期 2 単位）：民事訴訟法上の立法論的課題を研究した。
・民事手続法研究 2B（後期 2 単位）：差止請求手続等について研究した。

（法曹養成専攻）

・民事訴訟法の基礎（後期 2 単位）：民事訴訟の第一審判決手続について、学生が基本事項の理解を得られるように、講義形式と双方向・多方向形式を組み合わせた授業を実施した。
・民事訴訟法総合 1-②（後期 2 単位）：民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体及び客体並びに審理手続の部分について、具体的な判例や事例問題を素材として、双方向・多方向方式の授業を実施した。
・民事訴訟法総合 2-①（前期 2 単位）：民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟及び上訴・再審、並びに、民事執行手続及び民事保全手続に関して、具体的な判例や事例問題を素材として、双方向・多方向方式の授業を実施した。
・倒産処理法 1（前期 2 単位）：破産手続・破産実体法について規律内容や主要な問題に関する判例や学説を詳細に分析・検討した。
・民事訴訟法理論演習（前期 2 単位）：民事訴訟法上の立法論的課題について、受講者の報告に基づいて討論し、研究した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・民事手続法 2A（前期 2 単位）：民事手続における審尋請求権及び手続保障等について研究した。
・民事手続法 2B（後期 2 単位）：民事手続における審尋請求権及び手続保障等について研究した。
・民事手続法研究 2A（前期 2 単位）：民事手続における審尋請求権及び手続保障等について研究した。
・民事手続法研究 2B（後期 2 単位）：民事手続における審尋請求権及び手続保障等について研究した。

（法曹養成専攻）

・民事訴訟法の基礎（後期 2 単位）：民事訴訟の第一審判決手続について、学生が基本事項の理解を得られるように、講義形式と双方向・多方向形式を組み合わせた授業を実施した。
・民事訴訟法総合 1-②③（後期各 2 単位）：民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体及び客体並びに審理手続の部分について、具体的な判例や事例問題を素材として、双方向・多方向方式の授業を実施した。
・民事訴訟法総合 2-①（前期 2 単位）：民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟及び上訴・再審、並びに、民事執行手続及び民事保全手続に関して、具体的な判例や事例問題を素材として、双方向・多方向方式の授業を実施した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

（法学部）

・民事訴訟法（前期 4 単位）：民事訴訟法に関する基本的な事項と主要な問題点について、主要な判例・学説を踏まえて講義した。

● 平成 30 年度

（法学部）

・特別講義「破産法」（後期 2 単位）：破産法に関する基本的な事項と主要な問題点について、主要な判例・学説を踏まえて講義した。
・法学入門Ⅱ（後期 2 単位、共同担当）：司法制度と民事裁判手続の概要について講義した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  京都家庭裁判所 家事調停委員
  裁判手続等の IT 化検討会委員
  人事院 国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）（行政）試験専門委員（民事訴訟法）
  法務省 司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法）
  文部科学省 中央教育審議会専門委員（大学分科会）
  京都府 労働委員会公益委員（会長）
  公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 仲裁人候補者
  公益財団法人民事紛争処理研究基金 選考委員
  法科大学院協会 常務理事
- 平成 30 年度
  京都家庭裁判所 家事調停委員
  人事院 国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）（行政）試験専門委員（民事訴訟法）
  法務省 司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法）
  京都府 労働委員会公益委員（会長）
  公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 仲裁人候補者
  公益財団法人民事紛争処理研究基金 選考委員
  法科大学院協会 常務理事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本民事訴訟法学会会員（理事）
  日本私法学会会員
  仲裁 ADR 法学会会員（理事）
  法と教育学会会員（副理事長）
- 平成 30 年度
  日本民事訴訟法学会会員（理事）
  日本私法学会会員
  仲裁 ADR 法学会会員（理事）
  法と教育学会会員（副理事長）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

現在の研究課題について研究を継続し、成果を発表していきたい。その際、裁判官としての実務経験をも生かし、学理と裁判実務を架橋するような仕事ができればと考えている。

唐渡　晃弘

KARATO Teruhiro　　教　授　　政治史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

研究の主要なテーマは国民国家論であり、その研究における要点は、国民をめぐる言説の生成とその変化を、実証的な歴史研究として跡付けていくことである。具体的な研究は、国民国家を規範視する見解が次第に広がっていったケースとして、フランス第二帝政期から第三共和政期を対象とし、国民概念をめぐる政治過程を検討することである。特に、外国人の存在を契機とする政治問題を通じて、様々な法規範を生み出していく過程において、具体的な国民像が形成されるが、その場における言説の展開と、制度の変遷の背後にある思想に留意しながら研究を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 27 年度

「保守主義レジーム・フランスの状況」新川敏光編著『福祉レジーム』ミネルヴァ書房

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

基盤研究（A)「労働の国際移動」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

政治史（通年 4 単位）/政治史研究（通年 4 単位）：Jean Baubérot. Les sept laïcités françaises, Éditions de la Maison des sciences de l'homme, 2015 の購読を通じて、フランスのライシテ概念の諸側面を検討した。

（公共政策大学院）

ヨーロッパ政治（後期 2 単位）：ヨーロッパ諸国における主権と国家との関係について、各国の歴史的背景を含めて、比較検討した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

政治史（通年 4 単位）/政治史研究（通年 4 単位）：Pierre-André Taguief, La revanche du nationalisme : néopopulistes et xénophobes à l'assaut de l'Europe, Presses Universitaires de France, 2015.の購読を通じてフランスにおける移民と人種主義の問題について検討した。

（公共政策大学院）

英語情報分析（前期 2 単位）：英米のメディアに掲載されたヨーロッパ諸国の直近の選挙に関する記事を取り上げ、メディアの比較と報道について検討し、ディスカッションを行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・政治史（前期 4 単位）：19 世紀から 20 世紀前半のヨーロッパ史について、特に民族と国家の問題に力点をおきながら講義を行った。

・政治史演習（前期 2 単位、後期 2 単位）前期は 1848 年革命の各国比較を通じてナショナリズムの問題をについて、後期は第一次世界大戦の原因論について検討した。

● 平成 30 年度

・政治史（前期 4 単位）：19 世紀から 20 世紀前半のヨーロッパ史について、特に民族と国家の問題に力点をおきながら講義を行った。

・政治史演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：前期はパリ講和会議と戦後秩序について、後期は戦間期の欧米諸国の外交について比較検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

大阪大学法学部非常勤講師、関西学院大学法学部・法学研究科非常勤講師

● 平成 30 年度

大阪大学法学部非常勤講師、関西学院大学法学部・法学研究科非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本政治学会会員
  日本国際政治学会会員
  日本比較政治学会会員
- 平成 30 年度
  日本政治学会会員、理事
  日本国際政治学会会員
  日本比較政治学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

フランスの第三共和政期における国民という資格に関する様々な法制化を通じて、国民像が形成されていく政治過程の研究を継続し公表する。この研究は、共和主義的理念にそった国民全体の均質化を図る政策と、移民問題の社会化・政治化に端を発した国民の利益保護をはかる政策とが相関してゆく過程に注目するもので、フランスの国民創出について再検討するものである。

川濵　　昇　KAWAHAMA Noboru　教　授　経済法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法、企業結合と独占禁止法の全般についての解釈論・立法論を法と経済学の手法も利用しつつ展開している。また、独禁法関連分野として知的財産権と競争政策の関係や電気通信等のネットワーク産業における競争促進のための規律のあり方、デジタルプラットフォームをめぐる多様な問題群などについても研究を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  （共著）『ベーシック経済法　第 4 版』（有斐閣）
  （共著）『独占禁止法　第五版』（弘文堂）
- 平成 28 年度
  （共著）『論点解析　経済法　第 2 版』（商事法務）
  （共著）『独禁法審判決の経済分析』（東大出版）
- 平成 30 年度
  （共著）『独占禁止法　第六版』（弘文堂）

② 論文

- 平成 26 年度
  「法と経済学の現状と課題」亀本洋編『岩波講座・現代法の動態　第六巻』（岩波書店）
  「近時の優越的地位の濫用規制について」公正取引 769 号
- 平成 27 年度
  「改正「流通・取引慣行ガイドライン」の位置づけ－規制の明確化と再販の「正当な理由」－」公正取引 776 号
- 平成 28 年度
  「経済学の発展と独禁法－理論と実証を両輪として」ビジネス法務 16 巻 7 号
  「最近の競争法と経済学」公正取引 794 号
  「流通・取引慣行と競争政策の在り方」公正取引 797 号
- 平成 29 年度
  「単独効果の理論的基礎－水平的企業結合規制の再検討」金井貴詞他編『経済法の現代的課題』（有斐閣）
  「「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正について」公正取引 803 号

● 平成 30 年度
「流通・取引慣行に対する独禁法の規制枠組み－競争阻害効果の発生機序を中心に－」経済法学会年報 39 号
「共通株主（common ownership）の競争問題」尾崎安央・川島いずみ・若林泰伸編『上村達男先生古稀記念論文集　公開会社法と資本市場の法理』（商事法務　2019 年）
「反トラストポピュリズムに関する覚え書き」法学志林 116 巻 2・3 号 105－126 頁（2019）

③ その他

● 平成 26 年度
「JASRAC 事件審決取消訴訟判決について」法学教室 402 号 64-69 頁
● 平成 27 年度
「公正取引委員会に期待すること」公正取引 783 号
「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1479 号
「標準規格必須特許問題への競争法的アプローチ」RIETI ディスカッションペーパー（15-J-043）
● 平成 28 年度
「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1492 号
● 平成 29 年度
「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI ディスカッションペーパー（17-J-032）（武田邦宣大阪大学教授との共著）
「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1505 号
● 平成 30 年度
「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1518 号

(2) 学会報告・講演等

● 平成 30 年度
川濵昇「流通・取引慣行に対する独禁法の規制枠組み」日本経済法学会

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 25－26 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
● 平成 27 年度
経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 27－28 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加経済産業研究所ファカルティフェロー
● 平成 28 年度
経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 27－28 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
経済産業研究所ファカルティフェロー
● 平成 29 年度
経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 29－30 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
● 平成 30 年度
経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 29－30 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
経済法 A（前期 2 単位）：米国反トラスト法判例を素材にした法と経済学研究
経済法 B（後期 2 単位）：EU 競争法の判例を素材とした法と経済学研究
先端経済法（前期 2 単位）：イノベーションとプラットフォームの競争政策
（法曹養成専攻）
経済法 1（前期 2 単位）：市場支配力分析を中心とした独禁法の概説
経済法 2（後期 2 単位）：不公正な取引方法を中心とした独禁法の概説と知的財産
（公共政策大学院）
競争法総論（前期 2 単位）：市場支配力分析を中心とした独禁法の概説
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
経済法 A（前期 2 単位）：廃城広域性の欧米比較法研究
経済法 B（後期 2 単位）：企業結合規制の欧米比較法研究
先端経済法（前期 2 単位）：競争政策の法と経済学
（法曹養成専攻）
経済法 1（前期 2 単位）：市場支配力分析を中心とした独禁法の概説
経済法 2（後期 2 単位）：不公正な取引方法を中心とした独禁法の概説と知的財産

（公共政策大学院）
競争法総論（前期 2 単位）：市場支配力分析を中心とした独禁法の概説

Ⅱ－2　学　部

- 平成 29 年度
  経済法（後期 4 単位）：競争政策と独禁法の概説
  経済法演習（前期 2 単位）：経済法の基礎
  経済法演習（後期 2 単位）：独禁法のケース・スタディ
- 平成 30 年度
  経済法（後期 4 単位）：競争政策と独禁法の概説
  経済法演習（前期 2 単位）：経済法の基礎
  経済法演習（後期 2 単位）：独禁法のケース・スタディ

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  なし
- 平成 30 年度
  なし

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  経済産業研究所ファカルティフェロー
  競争政策センター客員研究員
  情報通信行政・郵政行政審議会委員
  独占禁止懇話会委員
- 平成 30 年度
  経済産業研究所ファカルティフェロー
  競争政策センター客員研究員
  情報通信行政・郵政行政審議会委員
  独占禁止懇話会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本経済法学会（理事）
  国際経済法学会（理事）
  法と経済学会（理事）
  私法学会
  工業所有権法学会
  日本消費者法学会
- 平成 30 年度
  日本経済法学会（理事長）
  国際経済法学会（理事）
  法と経済学会（理事）
  私法学会
  工業所有権法学会
  日本消費者法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで経済法全般について学際的な研究を行ってきた。独占禁止法の多くの基本的問題点について法理論的な議論を展開してきた。経済分析に基礎をおいた研究と法理論的研究とを融合させた上で体系的な独占禁止法（競争法）解釈論の構築につとめてきた。歴史的に形成されてきた独占禁止法の法理論的枠組みの中に経済学に基づく今日の競争政策の標準的手法を取り込むという基礎理論を構築する作業は概ね完成しつつあり、それを著書としてまとめる段階にあり、準備を進めている。国際的に問題となっているがわが国ではほとんど論じられていない共有株主問題をわが国の事例に則して検討するなど、上記の基礎理論を先端的課題に適用する研究も進めている。

北村　雅史　KITAMURA Masashi　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

私の研究の中心テーマは、会社法制の下でコーポレート・ガバナンスのあり方を検討することである。具体的には、株式会社の機関設計と役員の義務・責任の両面について、会社法、金融商品取引法さらには自主規制機関によるルール等に配慮しながら、ルールのあるべき姿を模索し、役員の行為規範および責任規範を理論的に究明することを課題としている。

以上のテーマについては、すでに複数の論文、コンメンタール等の公表や学会シンポジウム報告によって、私の研究成果を発信しているところである。今後、引き続き解明が十分でない論点を検証するとともに、数年後には、会社法全般に関する体系書を執筆したいと考えている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
- 『現代会社法入門（第 4 版）』（有斐閣）［柴田和史・山田純子と共著］1-25, 50-56, 141-231, 270-278, 365-370 頁
- 『プライマリー会社法（第 4 版）』［藤田勝利と共編］（法律文化社）135－166 頁
- 『会社法コンメンタール第 9 巻』［岩原紳作編］（商事法務）326－337 頁
- 『金融商品取引法コンメンタール第 2 巻』［神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編］（商事法務）1016－1026 頁
- 『現代商法入門（第 9 版）』［近藤光男編］（有斐閣）1－62 頁

● 平成 27 年度
- 『会社法事例演習教材（第 3 版）』［前田雅弘・洲崎博史と共著］（有斐閣）1-252 頁

● 平成 28 年度
- 『事例研究会社法』［小林量と共編著］（日本評論社）97-108, 140-152, 200-215, 269-282, 332-346 頁
- 『金融商品取引法コンメンタール第 1 巻』（商事法務）［神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編］（商事法務）566-574, 590-595, 817-821 頁
- 『会社法実務問答集Ⅰ上』［前田雅弘と共著］（商事法務）
- 『会社法実務問答集Ⅰ下』［前田雅弘と共著］（商事法務）

● 平成 29 年度
- 『会社法実務問答集Ⅱ』［前田雅弘と共著］（商事法務）

● 平成 30 年度
- 『スタンダード商法Ⅰ—商法総則・商行為法』［編］（法律文化社）
- 『プライマリー商法総則・商行為法（第 4 版）』［藤田勝利と共編］（法律文化社）106－126 頁
- 『現代商法入門（第 10 版）』［近藤光男編］（有斐閣）1－62 頁

② 論文

● 平成 26 年度
- 「利益相反取引に関与した取締役の任務懈怠責任」関西商事法研究会編『会社法改正の潮流』（新日本法規）35－54 頁
- 「会社分割等における債権者の保護」金融・商事判例 1461 号 102－109 頁
- 「親会社株主の保護」法律時報 87 巻 3 号 37－42 頁

● 平成 27 年度
- 「詐害的会社分割と債権者の保護」田邊光政編集代表『今中利昭先生傘寿記念　会社法・倒産法の現代的課題』（民事法研究会）251－268 頁

● 平成 28 年度
- 「コーポレートガバナンス・コード＜理論編＞」日本取引所金融商品取引法研究第 6 号 85－141 頁

● 平成 29 年度
- 「一般社団法人の機関制度の検討」NBL1104 号 29－35 頁

● 平成 30 年度
- 「一般社団法人の機関制度の検討——株式会社との比較研究のための覚書き」徳本穣ほか編『森淳二朗先生退職記念論文集　会社法の到達点と展望』（法律文化社）121－142 頁
- 「株主総会の電子化」商事法務 2175 号 5－16 頁

③ その他

● 平成 26 年度
- 「判例批評・名古屋高決平成 25 年 6 月 10 日：招集通知記載の会議の目的として解任の対象となる取締役の特定を欠く株主総会招集手続の瑕疵および株主総会決議の効力停止の仮処分」私法判例リマークス 50 号 86－89 頁

・「判例批評・東京地判平成 23 年 5 月 26 日：株主総会決議無効確認請求が訴権の濫用に当たるとされた事例」商事法務 2059 号 84－89 頁
・「判例解説・最判昭和 44 年 3 月 27 日：隠れた取立委任裏書と訴訟信託」神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選（第 7 版）』120－121 頁
・「判例の動き――商法」法学教室別冊付録判例セレクト 2014［Ⅱ］13－14 頁

● 平成 27 年度
・「『台湾における企業情報の開示制度の概要』に対するコメント」アジア・太平洋会社情報提供制度研究会編『アジア地域における会社情報提供制度の実情と課題』（商事法務）94－108 頁

● 平成 28 年度
・「判例解説・東京地判平成 27 年 10 月 2 日：譲渡会社の標章等の続用と会社法 22 条 1 項の類推適用」法学教室 430 号 138 頁
・「判例解説・東京地判平成 27 年 9 月 7 日：定款変更の形式によらない残余財産の分配に関する属人的定め」法学教室 430 号 139 頁
・「判例解説・最決平成 28 年 7 月 1 日：公開買付け後に行われる全部取得条項付種類株式の取得価格」法学教室 434 号 163 頁
・「判例の動き――商法」法学教室 435 号 167－168 頁
・「判例解説・静岡地沼津支決平成 28 年 10 月 7 日：特別支配株主による株式等売渡請求における売買価格」法学教室 438 号 137 頁

● 平成 29 年度
・「判例解説・最決平成 29 年 2 月 21 日：取締役会設置会社である非公開会社における株主総会決議により代表取締役を定める旨の定款規定の効力」法学教室 442 号 126 頁
・「判例解説・大阪高判平成 28 年 10 月 13 日：ホテル内に出店するマッサージ店の施術の過誤に関する会社法 9 条の類推適用に基づくホテル運営会社の責任」法学教室 445 号 149 頁
・「判例の動き――商法」法学教室 447 号 139－140 頁
・「判例解説・東京地決平成 29 年 9 月 26 日：株主総会に取締役解任議案を提出することを取締役会で決議する場合における対象取締役の特別利害関係」法学教室 450 号 140 頁

● 平成 30 年度
・「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」［飯島奈絵と共著］アジア・太平洋会社法実務研究会、法務省法務総合研究所国際協力部編『東南アジア 4 か国のコーポレート・ガバナンス』（ぎょうせい）118－129 頁
・「判例解説・東京地判平成 29 年 10 月 24 日：屋号の続用と会社法 22 条 1 項の類推適用の可否」法学教室 453 号 140 頁
・「判例解説・大阪高決平成 29 年 11 月 29 日：株式併合における反対株主の株式買取請求と『公正な価格』」法学教室 457 号 133 頁
・「判例の動き――商法」法学教室 459 号 141－142 頁
・「金融商事の目：株主総会の『電子化』の新たな展開――電子株主総会の可能性」金融・商事判例 1559 号 1 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「『社外性』要件の見直しと取締役・監査役の責任限定」
・学会報告・法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター共催「会社情報提供制度シンポジウム～コーポレートガバナンス改革の有効な手段として～」［近藤光男＝李孝慶＝川口恭弘＝齋藤暁＝daniel William Puchniak＝中東正文＝池田裕彦＝林國全＝石田眞得＝Nguyen Ba Son＝行澤一人と報告］
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「会社分割等における債権者の保護」
・講演・大阪弁護士会「平成 26 年会社法改正について」

● 平成 27 年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「平成 26 年会社法改正の全体像と近時の動き」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「最近の会社法制をめぐる動きと株主総会」

● 平成 28 年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「役員報酬を巡る法的課題の整理と今後の展開」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「コーポレートガバナンスのゆくえと取締役会・株主総会の課題」

● 平成 29 年度
・学会報告・日本私法学会（第 81 回大会）シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」［佐久間毅＝横山美夏＝松元暢子＝山下純司＝橋本佳幸と報告］報告テーマ「一般社団法人の機関制度の検討」
・学会報告・法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター共催「東南アジア 4 か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナム・カンボジア・ミャンマー・インドネシア」［国谷史朗＝ファン・ドウック・ヒエウ＝川島裕理＝古川朋雄＝ポティム・ユン＝石田眞得＝豊島ひろ江＝チー・チャイ・ニェイン＝児玉実史＝林秀樹＝エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ＝飯島奈江と報告］
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「次期会社法改正に向けての議論の全体像」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「企業統治のゆくえと株主総会の課題」

● 平成 30 年度
・学会報告・日本私法学会（第 82 回大会）シンポジウム「株主総会の変容と会社法制のあり方」［前田雅弘＝村田敏一＝伊藤靖史＝松尾健一＝武井一浩と報告］報告テーマ「株主総会の電子化」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「株主総会の電子化」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「企業統治等に関する会社法改正－株主総会と取締役に関する規律の見直しを中心に」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金（基盤研究（C））「企業結合関係における利益相反取引規制・競業規制のあり方」（研究代表者：北村雅史）
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化」（研究代表者：横山美夏）
● 平成 27 年度
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化」（研究代表者：横山美夏）
● 平成 28 年度
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化」（研究代表者：横山美夏）
● 平成 29 年度
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「私法の基本原則と信託の法理―その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究（C））「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）
● 平成 30 年度
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究（B））「私法の基本原則と信託法の法理―その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究（C））「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・商法 3A（前期 2 単位）：会社法に関する判例を研究し、日本法と中国法との比較検討を行った。
・先端商法 2（後期 2 単位）：平成 26 年会社法改正と次期会社法改正問題についての検討を行った。
（法曹養成専攻）
・商法総合 1（前期 2 単位）商法に関する紛争をいかに解決するかという観点から、会社法・商法総則・手形法の重要問題について、検討を行った。
・商法総合 2（後期 2 単位）：大企業の企業法務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心に検討を行った。
・企業法務 1（前期 2 単位）企業法務に関する実務的論点について検討を行った。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・商法 3A（前期 2 単位）：会社法に関する判例を研究し、日本法と中国法との比較検討を行った。
・先端商法 1（後期 2 単位）：次期会社法改正問題についての検討を行った。
（法曹養成専攻）
・商法総合 1（前期 2 単位）商法に関する紛争をいかに解決するかという観点から、会社法・商法総則・手形法の重要問題について、検討を行った。
・商法総合 2（後期 2 単位）：大企業の企業法務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心に検討を行った。
・企業法務 1（前期 2 単位）企業法務に関する実務的論点について検討を行った。
・現代商取引法（前期 2 単位）企業取引の現代的課題について検討を行った。

Ⅱ－2　学　部

- 平成 29 年度
  ・商法演習（前期 2 単位・後期 2 単位）：会社法の主要論点について、事例形式で検討した。
- 平成 30 年度
  ・商法演習（前期 2 単位・後期 2 単位）：会社法の主要論点について、事例形式で検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  大阪市立大学法学部非常勤講師
- 平成 30 年度
  大阪市立大学法学部非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員
  法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会委員
  法務総合研究所　アジア・太平洋会社法実務研究会委員
- 平成 30 年度
  司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員
  法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会委員
  法務総合研究所　アジア・太平洋会社法実務研究会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本私法学会
  日本空法学会（理事：22.6.1～）
  日本海法学会
- 平成 30 年度
  日本私法学会
  日本空法学会（理事：22.6.1～）
  日本海法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

会社法の解釈問題については、機関関係を中心に検討をすすめてゆき、計画的に論文等を公表することができている。今後も個別論点について、段階的に論文・判例研究を執筆するとともに、数年計画で体系書を執筆したい。

株主総会のあり方についての研究が近年企業統治関係の重要論点になっており、株主総会の電子化を中心としてこの問題に関する論文を引き続き執筆する予定である。

木南　　敦　KINAMI Atsushi　教　授　英米法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の主たる研究テーマは、アメリカ合衆国憲法と取引法である。前者に関しては、アメリカ合衆国憲法により樹立された政府の構造、特に連邦制度を含む政府の構造と個人の権利および自由の保障との関わりが主要な研究対象である。これまで合衆国の司法権と州の主権免除理論、通商条項が連邦制にとって持つ意義、執行権と大統領、司法権と裁判所やアメリカ行政法、州裁判官の選挙制度について研究を進め、現在合衆国の法律を根拠と

して州法の適用を排除するプリエンプションについて研究をしている。後者に関しては、アメリカ合衆国諸州の商取引法の統一と改革をはかろうとする統一商法典の内容と、信託法と金融取引法が主要な研究対象である。統一商法典の内容については、流通証券、資金移動、証券決済、担保取引等について研究を進めている。また、アメリカ合衆国における法学教育制度の展開および大学入学者選抜の展開を研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 25 年 4 月～30 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「遺言代用における受取人指定の離婚による撤回とプリエンプション」法学論叢 176 巻 5・6 号（京都大学法学会、平成 27 年 3 月）
- 平成 28 年度
  - 「人口減少と高大接続改革の行方」、東北大学高度教養教育・学生支援機構編『高大接続改革にどう向き合うか』（東北大学出版会、平成 28 年 5 月）
- 平成 29 年度
  - 「アメリカの信託法における判例法と制定法」、能見ほか編『信託法制の新時代』（弘文堂、平成 29 年 11 月）
  - 「アメリカ合衆国における第三者訴訟融資の動向について」、法学論叢 182 巻 4・5・6 号（京都大学法学会、平成 20 年 3 月）
  - 「州立大学学士課程入学者決定プロセス」、東北大学高度教養教育・学生支援機構編『個別大学の入試改革』（東北大学出版会、平成 30 年 3 月）

③ その他

- 平成 26 年度
  - 判例評釈、最近の判例「合衆国最高裁判所 2012 年 10 月開廷期の preemption を扱う 6 判決」アメリカ法 2014-1（日米法学会、平成 26 年 11 月）
- 平成 30 年度
  - 判例評釈、最近の判例「Coventry Health Care of Mo., Inc. v. Nevils, 137 S.Ct 1190 (2017)」アメリカ法 2014-1（日米法学会、平成 30 年 11 月）

(2) 学会報告・講演等

- 平成 26 年度
  - 「Hillman v. Maretta, 133 S.Ct. 1943 (2013)」、平成 26 年 9 月 20 日、日米法学会判例研究会（東京大学本郷キャンパス山上会館で開催）
- 平成 27 年度
  - 「入学者選抜と特色入試」、平成 27 年 9 月 2 日、第 19 回京都大学全学教育シンポジウム『京大流・未来を拓く人の育て方』（京都大学桂船井哲良記念講堂で開催）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成 26 年度
  - 公益財団法人トラスト 60（現在、公益財団法人トラスト未来フォーラム）関西信託研究会研究委員（平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月まで）
- 平成 27 年度
  - 公益財団法人トラスト 60（現在、公益財団法人トラスト未来フォーラム）関西信託研究会研究委員（平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月まで）
- 平成 28 年度
  - 公益財団法人トラスト 60（現在、公益財団法人トラスト未来フォーラム）関西信託研究会研究委員（平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月まで）
  - 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）
  - 公益財団法人トラスト未来フォーラム関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）
- 平成 29 年度
  - 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）
  - 公益財団法人トラスト未来フォーラム関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）
- 平成 30 年度
  - 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）
  - 公益財団法人トラスト未来フォーラム関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻修士課程・博士後期課程）

・英米法（通年 4 単位）／英米法研究（通年 4 単位）：アメリカ合衆国で出版された論文を教材として、具体例を通してアメリカ法の諸問題を扱った。

（法政理論専攻博士後期課程）

・英米法概論（前期 1 単位）：アメリカ合衆国の法制度を理解するのに必要とされる、英米法のなりたちやアメリカ法のなりたちを概説し、アメリカ法に関する文献調査の方法を扱った。

（法曹養成専攻専門職学位課程）

・アメリカ法 A（前期 2 単位）：裁判例を教材として利用し、アメリカ合衆国の法制度に関する理解を深めた。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻修士課程・博士後期課程）

・英米法（通年 4 単位）／英米法研究（通年 4 単位）：アメリカ合衆国で出版された論文を教材として、具体例を通してアメリカ法の諸問題を扱った。

（法政理論専攻博士後期課程）

・英米法概論（前期 1 単位）：アメリカ合衆国の法制度を理解するのに必要とされる、英米法のなりたちやアメリカ法のなりたちを概説し、アメリカ法に関する文献調査の方法を扱った。

（法曹養成専攻専門職学位課程）

・アメリカ法（前期 2 単位）：裁判例を教材として利用し、アメリカ合衆国の法制度に関する理解を深めた。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・英米法概論（前期 4 単位）：アメリカ合衆国の法制度、特にアメリカ合衆国憲法によって樹立された政府の構想と構造を具体例として取り上げ、英米法の基本事項を扱った。

・英米法概論演習（前期 2 単位）：アメリカのロースクールで使用される不法行為法のケースブックの一部を教材として用い、アメリカの契約法の基本とされる種々の事項を扱った。

・英米法概論演習（後期 2 単位）：。アメリカのロースクールで使用される不法行為法のケースブックの一部を教材として用い、アメリカの契約法の基本とされる種々の事項を扱った。

● 平成 30 年度

・英米法概論（前期 4 単位）：アメリカ合衆国の法制度、特にアメリカ合衆国憲法によって樹立された政府の構想と構造を具体例として取り上げ、英米法の基本事項を扱った。

・英米法概論演習（前期 2 単位）： アメリカのロースクールで使用される不法行為法のケースブックの一部を教材として用い、アメリカの契約法の基本とされる種々の事項を扱った。

・英米法概論演習（後期 2 単位）：アメリカのロースクールで使用される不法行為法のケースブックの一部を教材として用い、アメリカの契約法の基本とされる種々の事項を扱った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度

・経済学部 英米法概論（授業担当）

● 平成 30 年度

・経済学部 英米法概論（授業担当）

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

京都大学主催の高等学校との交流会に出席し、入学者選抜について説明し、高等学校教諭と意見を交換した。

● 平成 30 年度

京都大学主催の高等学校との交流会に出席し、入学者選抜について説明し、高等学校教諭と意見を交換した。

ミシガン大学ロースクール客員教授（2018 年秋学期）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度

公益財団法人村田海外留学奨学会理事

Vanderbilt Journal of Transnational Law の Board of Advisors の構成員

● 平成 30 年度

公益財団法人村田海外留学奨学会理事

Vanderbilt Journal of Transnational Law の Board of Advisors の構成員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日米法学会、比較法学会、信託法学会、金融法学会、国際法学会、国際法協会（日本支部）、アメリカ学会の会員
  学会役員等
  日米法学会代表理事、同雑誌アメリカ法編集委員
  信託法学会常務理事
  金融法学会理事
- 平成 30 年度
  日米法学会、比較法学会、信託法学会、金融法学会、国際法学会、国際法協会（日本支部）、アメリカ学会の会員
  学会役員等
  日米法学会代表理事、同雑誌アメリカ法編集委員
  信託法学会常務理事
  金融法学会理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでの成果に基づき、合衆国憲法における連邦制度を合衆国憲法の政府の構造と関連させ、その中でもプリエンプションについて研究を進める。これまで進めてきた信託法の日米比較研究を引き続き進める。さらに、アメリカ合衆国における法学教育制度の展開を対象とする研究および大学入学者選抜方法の研究を進める。そのうえで、以上の研究を一層教育に還元するようにつとめる。

小久保　孝雄　KOKUBO Takao　教　授　民事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟実務の観点から民事訴訟手続全般を研究している。法科大学院教育は，理論と実務との架橋としての役割を期待されているところ，長く民事裁判実務に携わった実務家教員として，学生に対し，要件事実，事実認定，訴訟・保全・執行の各手続などについて，現在の実務の実相を的確に，かつできるだけわかりやすく伝えて，法の原理・理論が実務運営にどのように活かされているかについての理解を深められるように努めている。とりわけ，民事紛争の基本的な成り立ちや構造を解明する上で，民事実体法の理論がどのように働き，機能しているかを分析・検討する「要件事実」に関する思考方法は，民事訴訟手続を運用する際に基本的かつ重要なものであることから，実践的な視点を重視して伝授している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 山本克己・小久保 孝雄・中井康之編「新基本法コンメンタール　破産法」（日本評論社）
- 平成 27 年度
  - 山本克己・小久保 孝雄・中井康之編「新基本法コンメンタール　民事再生法」（日本評論社）
  - 小久保 孝雄・徳岡由美子編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 14　建築訴訟」（青林書院）

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「破産手続の機関及び債権者その他の利害関係人の手続関与」破産法大系第Ⅰ巻　破産手続法, 243-268 頁
- 平成 30 年度
  - 「一実務家から見た最近の民事調停事件の実務的な課題―民事調停のさらなる活用を目指して」木内道祥先生　古稀・最高裁判事退官記念論文集「家族と倒産の未来を拓く」, 281-298 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・「調停のこころ、知識、技法—よりよい調停手続を実践するための留意点」香川調停協会連合会主催の民事・家事調停委員合同自主研修会（講演）（平成 28 年 12 月・高松）
・「司法の役割を考える一民事裁判官の職務を例にとって」第 76 回広島大学講演会（講演）（平成 29 年 3 月・広島）

● 平成 29 年度
・「裁判の実際—裁判官が大切にしていること」第 11 回広島大学ホームカミングデー企画　法科大学院講演会（講演）（平成 29 年 11 月・広島）
・「民事紛争解決に対する専門家の関わり方—土地家屋調査士の職務に関連して」京都土地家屋調査士会「平成 29 年度 ADR 研修会及び第 3 回土地境界鑑定講座」（基調講演）（平成 30 年 1 月・京都）
・「信頼される裁判外紛争解決手続を実現するための留意点」第 15 回民間総合調停センター研修（講演）（平成 30 年 3 月・大阪）

● 平成 30 年度
・「土地家屋調査士が民事紛争に関わる際の心構えーADR の調停員に求められるものー」「境界問題相談センターおおさか」研修会（講演）（平成 30 年 9 月・大阪）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・民事訴訟実務の基礎（前期 2 単位）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定等について基礎的な知識や技能を習得させる。
・民事裁判演習（後期 2 単位）：模擬記録に基づいて，民事訴訟手続全般を演習形式で検討し，証人尋問等を実演して，民事訴訟手続の理解を確実なものにする。
・民事法文書作成（通年 2 単位）：民事事件を素材として，裁判官又は弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行う。教員 6 名による共同担当。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 30 年度
・特別講義「現代社会と裁判」（前期 2 単位）：裁判制度について基礎的な知識を付与し，現代社会において裁判制度が果たしている機能や法曹の役割について理解させる。教員 3 名の担当。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 30 年度
・ILAS セミナー・民事・家事紛争の解決方法（前期 2 単位）：民事・家事紛争の基本的な成り立ちや構造を分析し，それを解決するための基礎的な知識・理解を修得させる。
・裁判制度入門（後期 2 単位）：司法制度改革後の裁判制度全般の実情を理解させ，その課題を展望する。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本民事訴訟法学会会員

● 平成 30 年度
日本民事訴訟法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

上記研究活動を推し進めるとともに，新しい民事裁判実務の動向を踏まえながら，より効果的な実務教育を目指し，既存教材の改訂や新教材の作成に取り組みたい。

近藤　正基　KONDO Masaki　教　授　政治過程論

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

メルケル政権期のドイツの福祉国家の展開について、比較福祉国家・政治理論を用いて研究を進めている。特に、政党政治、労使関係、団体政治に焦点を当てており、これまで、政党、労組、福祉団体へのインタビューや資料調査を進めてきた。その成果は、『大統領制化の比較政治学』（ミネルヴァ書房）などにおいて随時発表される予定である。

家族政策、ポピュリズム、福祉財政の国際比較についてそれぞれ共同研究を進めている。調査はほぼ終わっており、その成果の一部は 2019 年度に発表される予定である。

ヨーロッパ政治、ドイツ政治、比較政治経済学に関してそれぞれ教科書の執筆を進めている。その一部はまもなく刊行される予定である。

戦後のドイツと日本における福祉国家発展・変容の比較研究を進めており、中期的には著書を刊行したいと考えている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - ・西田慎・近藤正基編『現代ドイツ政治－統一後の 20 年』ミネルヴァ書房、1－368 頁。
- 平成 29 年度
  - ・阪野智一・近藤正基編『刷新する保守－保守政党の国際比較』弘文堂、1－352 頁。
- 平成 30 年度
  - ・松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房、1-496 頁。

② 論文

- 平成 26 年度
  - ・「メルケル政権の福祉政治」『海外社会保障研究』186 号、4-15 頁。
- 平成 27 年度
  - ・「保守主義レジームから変化するドイツ」新川敏光編『福祉レジーム』ミネルヴァ書房、59-70 頁。
  - ・「集権化する連邦制？－ドイツにおける第一次連邦制改革の効果と政治的要因」秋月謙吾・南京兌編『地方分権の国際比較』慈学社、152－173 頁。
  - ・Sozialpolitische Entscheidungen in Deutschland und Japan–Die Sozialstaatsreformen der Regierungen Schroeder und Koizumi, Journal of Intercultural Studies No.43, pp.1-20.
- 平成 28 年度
  - ・「ドイツにおける憲法改正の政治」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』弘文堂、237-268 頁。
  - ・「排外主義政党の誕生―「ドイツのための選択肢」の発展と変容」新川敏光編『国民再統合の政治』ナカニシヤ出版、179-210 頁。
  - ・「コール政権と改革の停滞」「シュレーダー政権と政策の刷新」「ハルツ改革」「メルケル政権」森井裕一編『ドイツの歴史を知るための 50 章』明石書店、325-360 頁。
  - ・「メルケル政権下でのドイツ福祉国家の変容」『ドイツ研究』第 50 号、109－118 頁。
- 平成 29 年度
  - ・「ドイツのための選択肢と欧州懐疑主義」井上典之・吉井昌彦編『EU の揺らぎ』勁草書房、103-126 頁
  - ・Arbeitnehmerparteien und Gewerkschaften in Japan: Historische Analyse im Vergleich zu Deutschland, Journal of Intercultural Studies No.48, pp.49-76.

③ その他

- 平成 29 年度
  - ・「『ドイツの政治』を読む」『UP』12 月号、5-9 頁（書評）。

(2) 学会報告・講演等

- 平成 26 年度
  - ・「統一後 25 年のドイツ政治」ドイツ・ヨーロッパ研究センターセミナー、於東京大学（1 月 26 日）。
- 平成 27 年度
  - ・“LDP und CDU/CSU im Vergleich”, Symposium: Major Parties’ Influence on the Process of Political Opinion Making in Germany and Japan, Kobe University (11 月 19 日）.
  - ・「メルケル政権の福祉政策と政治」日本ドイツ学会、於東京大学（6 月 20 日）。
  - ・「ドイツ政党制のなかの「ドイツのための選択肢」」日本比較政治学会、於上智大学（6 月 27 日）。
  - ・「現代ドイツ政治――統一後の 20 年」中部政治学会、於名古屋大学（8 月 2 日）。

・「ドイツにおける憲法改正の政治過程」、慶應義塾大学法学部主催シンポジウム「憲法改正の比較政治学」、於慶應義塾大学（2 月 6 日）。

● 平成 28 年度

・“Kultursoziologische Aspekte der Arbeitnehmervertretung in Japan und Europa”, Symposium: Kultursoziologische Unterschiede in der Unternehmensführung am Beispiel Japan versus deutschsprachige Länder Europas, Integrated Research Center of Kobe University（10 月 26 日）.

● 平成 29 年度

・「ドイツのための選択肢（AfD）の発展と変容」於名城大学、中部ドイツ史研究会（9 月 30 日）。

● 平成 30 年度

・「増税の政治学―ドイツにおける付加価値税改革の政治過程」於関西大学、日本政治学会（10 月 13 日）。

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・「ドイツにおける地方分権改革」地方分権の原因と効果に関する多国間比較研究（科学研究費補助金・基盤研究（B）2013～2016 年、研究代表者：秋月謙吾）の定例研究会での報告（9 月 12 日）。

● 平成 28 年度

・「ドイツキリスト教民主／社会同盟の変容」保守政党の国際比較（科学研究費補助金・基盤研究（C）2014～2017 年、研究代表者：阪野智一）の定例研究会での報告（11 月 27 日）。

● 平成 29 年度

・「ドイツにおける付加価値税改革の政治過程」福祉国家の変容と中間層からの支持調達：政治学と財政学との協働による国際比較分析（科学研究費補助金・基盤研究（B）、2016～2019 年、研究代表者：高端正幸）の定例研究会での報告（10 月 29 日）。

● 平成 30 年度

・「ドイツにおける右翼・左翼ポピュリズム」ポピュリズム政党の総合的分析ー政策・党構造・支持層の国際比較（科学研究費補助金・基盤研究（C）、2018～2021 年、研究代表者：福島都茂子）の定例研究会での報告（5 月 19 日）。

・「ドイツの家族政策と税制」家族政策の比較政治学（科学研究費補助金・基盤研究（C）、2017～2020 年、研究代表者：近藤正基）の定例研究会での報告（9 月 15 日）。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

なし

（法曹養成専攻）

なし

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・政治過程論（前期 4 単位）

・日本及びヨーロッパの福祉国家発展に関する文献（M.Estevez-Abe、Streeck、田中拓道の著書）を輪読し、各国の福祉政治の多様性について考察した。

・政治過程論研究（通年 4 単位）

・日本及びヨーロッパの福祉国家発展に関する文献を輪読し、各国の福祉国家及び政治の多様性について考察した。

（法曹養成専攻）

なし

（公共政策大学院）

・政策決定過程論（前期 2 単位）

ドイツなどヨーロッパ諸国及び日本における福祉、家族、脱原発、憲法改正等の政策決定過程に関する講義。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

なし

● 平成 30 年度

・政治過程論（前期 4 単位）

・政治過程の理論について講義した後、その理論を用いて個別の事例（福祉、家族、脱原発、憲法改正等）を解説した。

・外国文献研究（ドイツ語）（前期 2 単位）

・ドイツの戦後政治史に関する M.G.Schmidt の著書・論文の輪読。特に戦後直後の憲法制定過程について検討した。

・演習（政治過程論）（後期 2 単位）
・戦後ドイツ政治や比較福祉国家論に関する文献を輪読し、比較の観点からドイツや日本の事例を検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
なし
● 平成 30 年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
西宮市営住宅等指定候補者選定委員会　委員
● 平成 30 年度
日本学術振興会　特別研究員等審査会専門委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本政治学会文献委員（政治史・比較政治（西欧・北欧）担当）、日本比較政治学会、日本社会政策学会、ドイツ現代史研究会、Deutsche Vereinigung für Politikwissenschaft
● 平成 30 年度
日本政治学会、日本比較政治学会企画委員、日本社会政策学会、ドイツ現代史研究会研究雑誌『ゲシヒテ』査読委員、Deutsche Vereinigung für Politikwissenschaft

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ドイツ政治・福祉国家研究については順調に進んでおり、これから随時公表される予定である。共同研究の成果も現在出版段階に入っており、2020年度の出版が見込まれている。ドイツ政治や比較政治経済学の教科書も2020年度内にいくつか刊行される予定である（『政治経済学』等）。日独の福祉国家発展・変容の比較については、現地調査や文献の読み込みを進めている段階である。

齊藤　真紀　SAITO Maki　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

主たる研究領域は、会社法の比較法的検討である。企業結合の総合的規律を研究対象とし、主にヨーロッパ諸国の法制を調査し、我が国における法制の在り方を探っている。各論的検討について、順次成果を公表している。また、近年は，会社の機関設計にかかる法規制の在り方に関する比較法的検討のほか、我が国における商取引および法務部の活動の実態調査も行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 26 年度
・「不公正な合併に対する救済としての差止めの仮処分」神作裕之＝中島弘雅＝松下淳一＝阿多博文＝髙山崇彦編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務、2014）
● 平成 27 年度
・「企業集団内部統制」神田秀樹編『平成 26 年改正会社法』（商事法務、2015）

● 平成 28 年度

・Unendliche Suche nach passender Kleidung für japanische Unternehmen – Gesellschaftsrechtsreform 2014 und zukünftige Aufgaben des Rechtsvergleiches, in Hess/Hopt/Sieber/Starck (Hrsg.)“ Unternehmen im globalen Umfeld – Aufsicht, Unternehmensstrafrecht, Organhaftung und Schiedsgerechtsbarkeit in Ostasien und Deutschland “ (Carl Hyenmans Verlag, 2017)

● 平成 29 年度

・「ある現地法人法務課長の体験が語るもの−米国住友商事事件」法律時報 89 巻 4 号（2017）

● 平成 30 年度

・Toward Open Shareholders’ Meeting, in Li-Jiuan Chen-Rabich (ed.), The Trend of Corporate Social Responsibility in the EU (Tamkang University Press, 2018)

③ その他

● 平成 26 年度

・（判例解説）「組合の手形署名」『手形小切手判例百選（第 7 版）』（別冊ジュリスト 222 号）（2014）

● 平成 27 年度

・（判例解説）「代表訴訟により追及できる役員の責任の範囲」（ジュリスト増刊号）平成 26 年度重要判例解説（2015）

・（随筆）「心ある法務部長を支えるためにできること」ビジネス法務 15 巻 7 号（2015）

・（座談会）（前田重行＝神田秀樹＝神作裕之＝田路至弘＝吉原朋成＝齊藤真紀）「時代を彩った商事判例を振り返る」神田秀樹監修、岩田合同法律事務所編著『時代を彩る商事判例』（商事法務、2015）

・（判例評釈）「不成功に終わった MBO におけると対象会社取締役の対第三者責任−シャルレ損害賠償請求事件−」商事法務 2095 号（2016）

● 平成 28 年度

・（判例評釈）「子会社管理にかかる親会社取締役の責任（福岡魚市場株主代表訴訟事件控訴審判決）」商事法務 2100 号（2016）

● 平成 29 年度

・（座談会）（齊藤真紀＝木村孝行＝苗村博子）「《鼎談》企業法務の視点−2017 年第 1 四半期の話題−」商事法務 2137 号（2017 年）

・（座談会）（齊藤真紀＝木村孝行＝苗村博子）「《鼎談》企業法務の視点−2017 年第 2 四半期の話題−」商事法務 2145 号（2017 年）

● 平成 30 年度

・（判例解説）「提訴期間経過後提訴された新株発行無効の訴え」（ジュリスト増刊号）平成 29 年度重要判例解説（2018）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 29 年度

・“Shareholder-Aktivismus und die Rechtslage in Japan”, Achtes deutsch-japanisches Rechtssymposium, “Unternehmen im globalen Umfeld – Aufsicht, Unternehmensstrafrecht, Organhaftung und Schiedsgerichtsbarkeit in Ostasien und Deutschland”、2017（平成 29）年 9 月 19 日-20 日、東京大学

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・”Who makes corporate law in Japan ?“, at the Workshop,“Transformations of Law in the age of Globalization“, December 13-14, 2014, Doshisha Univesity, Kyoto

● 平成 27 年度

・“Unendliche Suche nach passender Kleidung für japanische Unternehmen – Gesellschaftsrechtsreform 2014 und zukünftige Aufgaben des Rechtsvergleiches”, Fünftes Internationales Thyssen-Symposion, Unternehmen im globalen Umfeld – Aufsicht, Unternehmensstrafrecht, Organhaftung und Schiedsgerichtsbarkeit in Ostasien und Deutschland, 24.- 27. September 2015, Thyssen-Stiftung, Köln

● 平成 30 年度

・“Towards an open shareholders' meeting - Discussion on legal reform concerning the general shareholders’ meeting of listed companies in Japan “, The Trend of Corporate Social Responsibility in the EU, 12-13 April, 2018, Graduate Institute of European Studies, Tamkang University

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・「商法研究 1A」（前期）比較会社法に関する文献講読

・「商法研究 1B」（後期）ドイツ会社法の諸問題の検討

・「商法研究演習 1B」（後期）同上

（法曹養成専攻）
・「商法総合 1」（前期 2 単位）：商法（会社法・総則・手形小切手法）にかかるケースを素材に、法的紛争の解決方法を検討する。
・「商法総合 2」（後期 2 単位）：会社法にかかるケースを素材に、紛争予防にかかわる企業法務の在り方を検討する。
・「民事法文書作成」（通年 2 単位、後期から）：民事系科目にかかる総合問題に取り組み，実務家法曹としての文書作成能力を高める。
・「商法理論演習」（前期 2 単位）比較会社法に関する文献講読

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・「商法研究 1A」（前期）比較会社法に関する文献講読
・「商法研究演習 1A」（前期）同上
・「商法研究 1B」（後期）ドイツ会社法の諸問題の検討
・「商法研究演習 1B」（後期）同上
（法曹養成専攻）
・「商法総合 1」（前期 2 単位）：商法（会社法・総則・手形小切手法）にかかるケースを素材に、法的紛争の解決方法を検討する。
・「商法総合 2」（後期 2 単位）：会社法にかかるケースを素材に、紛争予防にかかわる企業法務の在り方を検討する。
・「商法理論演習」（前期 2 単位）比較会社法に関する文献講読

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・学部ゼミ（前期）重要な裁判例を素材に、判例および学説の状況を整理し、議論する。
・「商法第一部」（後期）商法総則および手形小切手法の諸問題の検討

● 平成 30 年度
・学部ゼミ（前期）重要な裁判例を素材に、判例および学説の状況を整理し、議論する。
・「商法第一部」（後期）商法総則および手形小切手法の諸問題の検討

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
「商法第一部」（後期）経済学部　商法総則および手形小切手法の諸問題の検討

● 平成 30 年度
「商法第一部」（後期）経済学部　商法総則および手形小切手法の諸問題の検討

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会幹事（平成 29 年 4 月～平成 31 年 2 月）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会
日独法学会（理事）

● 平成 30 年度
日本私法学会
日独法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、企業および企業結合のガバナンスにつき、とりわけコンプライアンスの観点につき研究を進める。また、商取引や企業法務の実態調査も進め、そこにおける法規制の意義にかかる考察も深めていく。

酒井　啓亘　SAKAI Hironobu　教　授　国際法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

国連の平和維持活動（PKO）の変容を確認するための事例研究を行いつつ、地域的機関の平和維持機能の実施状況や国連と地域的機関との関係、国連 PKO や多国籍軍の活動への一般国際法規則の適用問題などを視野に入れ、国連平和維持機能を包括的に評価する作業を行っている。

また研究会や共同プロジェクトにおける国際司法裁判所の判例研究を通じて、国際裁判の手続的制度的展開とその法的意義のほか、国際判例を通じた国際法の実体法上の発展・法形成などにも注目し考察を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 『国際裁判と現代国際法の展開』三省堂（浅田正彦・加藤信行との共編）
- 平成 27 年度
  - *"L'être situé," Effectiveness and Purposes of International Law, Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida*, Brill (co-edited with S.Hamamoto & A.Shibata)
- 平成 29 年度
  - 『ビジュアルテキスト国際法』有斐閣（加藤信行・植木俊哉・森川幸一・真山全・立松美也子との共著）

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「国際司法裁判所における「適切な裁判運営」概念―付随手続での機能を手がかりとして―」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』三省堂、57-93 頁
  - 「原子力安全とピア・レビュー制度」『原子力安全に係る国際取決めと国内実施―平成 22～24 年度エネルギー関係国際取決めの国内実施方式検討班報告書―』日本エネルギー法研究所、31-57 頁
- 平成 27 年度
  - "New Relationship between the United Nations and Regional Organizations in Peace and Security: A Case of the African Union," in S.Hamamoto, H.Sakai & A.Shibata (eds.), *"L'être situé", Effectiveness and Purposes of International Law, Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida*, Brill, pp.165-189.
  - 「国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）と日本」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践 小松一郎大使追悼』信山社、25-43 頁
- 平成 28 年度
  - "After the Whaling in the Antarctic Judgment: Its Lessons and Prospects from a Japanese Perspective," M.Fitzmaurice & D.Tamada (eds.), *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment*, Brill, pp.308-345
  - 「国連平和活動と日本の国際平和協力の今後―「9 条－PKO 活動原則体制」の下での課題―」『国際問題』No.654、17-28 頁
  - 「国連海洋法条約における大陸棚限界委員会（CLCS）の役割と機能―国際捕鯨委員会科学委員会（IWC-SC）との比較の観点から―」松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智朗編『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、376-397 頁
- 平成 29 年度
  - 「国際司法裁判所と「国際立法」―グローバル化時代の国際社会におけるその意義―」『法律時報』第 89 巻 10 号 27-32 頁
  - 「パイプラインによるエネルギー輸送と GATT 第 5 条―第 3 次ロシア・ウクライナ間天然ガス紛争（2014 年）との関連で―」『エネルギーをめぐる国内外の法的問題の諸相―2013～2015 年度エネルギーに関する国際問題検討班報告書―』日本エネルギー法研究所、87-124 頁
- 平成 30 年度
  - 「「被許可型」軍事活動における関係当事者の同意の意義―平和活動型多国籍軍の実効的実施に向けて―」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム－小寺彰先生追悼論文集』有斐閣、679-701 頁

③ その他

- 平成 26 年度
  - 「ベナン＝ニジェール国境紛争事件」杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例 50［第 2 版］』三省堂、54-57 頁
- 平成 28 年度
  - 「オーストラリア」「ニュージーランド」「カナダ」「ギリシャ」「アルゼンチン」「ドイツ」「オーストリア」国際法事例研究会『戦後賠償』ミネルヴァ書房、87-92、93-95、96-102、126-135、136-139、216-227、228-236 頁

・「日本をめぐる国際制度の展開と国内受容のメカニズム―特集にあたって―」『論究ジュリスト』第 19 号、4-6 頁（濵本正太郎・森肇志との共著）
・「日米防衛協力のための指針（日米ガイドライン）は条約ではない？――非拘束的な合意を結ぶ意義」森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤澤巌・北村朋史編『国際法で世界がわかる－ニュースを読み解く 32 講－』岩波書店、12-22 頁
・「国連平和維持活動（PKO）と「駆け付け警護」」『国際法学会エキスパート・コメント』No.2016-9 (2016 年 11 月 15 日）

● 平成 29 年度
・「（判例研究）人種差別撤廃条約適用事件（ジョージア対ロシア）」『国際法外交雑誌』第 116 巻 1 号、69-98 頁
・「「グローバルな公共空間」における法の役割――特集にあたって」『論究ジュリスト』第 23 号、4-7 頁（濵本正太郎・森肇志との共著）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・“After the Whaling Case: Its Lessons from a Japanese Perspective”, Whaling in the Antarctic: The ICJ Judgment and its Implications, 31 May 2014, Kobe University
・“Revisiting the Roles and Functions of the CLCS under UNCLOS: From the Comparative Perspective on the SC of the IWC”, International Workshop on the Legal Aspects of the Establishment of the Outer Limits of the Continental Shelf, IWCS 2015, 26 March 2015, Tokyo

● 平成 29 年度
・「国連の平和維持活動（PKO）と日本」「東京で学ぶ 京大の知」シリーズ 27「国際社会の中の日本－日本の果たす役割－」（2018 年 3 月 1 日 於「京大アカデミアフォーラム」in 丸の内）

● 平成 30 年度
・「国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能」国際法学会 2018 年度研究大会（2018 年 9 月 3 日 於札幌コンベンションセンター）
・「東アジアにおける領土・海洋問題と国際法」日本国際問題研究所・同志社大学シンポジウム「東アジアの領土・海洋をめぐる情勢とその起源」（2019 年 3 月 2 日 於同志社大学室町キャンパス寒梅館）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

以下のほか、京都国際法研究会、日本海洋法研究会、国際法事例研究会、国際司法裁判所判例研究会などに参加し、適宜報告を行っている。

● 平成 26 年度
・科研費補助金基盤研究（A）「国際法の訴訟化への理論的・実践的対応」（研究代表者坂元茂樹神戸大学教授）
・科研費補助金基盤研究（B）「グローバル公法理論構築に向けて」（研究代表者濵本正太郎京都大学教授）
・科研費補助金基盤研究（B）「海洋法秩序の現代的発展過程に関する研究－法史的・理論的研究を踏まえて」（研究代表者植木俊哉東北大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギー関係国際取決めの国内実施方式の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本水路協会「大陸棚延長に関する国際情報発信およびネットワーク構築事業研究委員会」（研究代表者栗林忠男慶応義塾大学名誉教授）

● 平成 27 年度
・科研費補助金基盤研究（A）「国際法の訴訟化への理論的・実践的対応」（研究代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・科研費補助金基盤研究（B）「海洋法秩序の現代的発展過程に関する研究－法史的・理論的研究を踏まえて」（研究代表者植木俊哉東北大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギー資源確保に関する国際問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）

● 平成 28 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギー資源確保に関する国際問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）

● 平成 29 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギーに関する国際取決めの法的問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）

● 平成 30 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギーに関する国際取決めの法的問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・国際法 2（通年 4 単位）／国際法研究 2（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。
（法曹養成専攻）
・国際法 1（前期 2 単位）：主として国際法の総論的部分と、国家の地位及び国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を扱った。
・国際法 2（後期 2 単位）：主として海洋法を含む国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱った。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・国際法 1（通年 4 単位）／国際法研究 1（通年 4 単位）：条約法に関する外国文献を検討した。
（法曹養成専攻）
・国際法 1（前期 2 単位）：主として国際法の総論的部分と、国家の地位及び国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を扱った。
・国際法 2（後期 2 単位）：主として海洋法を含む国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・国際法第二部（前期 4 単位）：正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割を扱った。
・国際法演習（前期 2 単位）：国際法に関連する国内外の裁判例の検討を行った。
・法学入門Ⅱ（後期 2 単位）：リレー講義で国際法分野を 2 回分担当した。
● 平成 30 年度
・外国文献研究（英）（前期 2 単位）：国際司法裁判所に関する英文文献を講読し検討した。
・国際法第一部（後期 4 単位）：国際法の総論部分と、国家管轄権の空間的配分・規制にかかわる部分を扱った。
・国際法演習（後期 2 単位）：国際法に関連する国内外の裁判例の検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
同志社大学大学院総合政策科学研究科　嘱託講師
同志社大学政策学部　嘱託講師
● 平成 30 年度
同志社大学大学院総合政策科学研究科　嘱託講師
同志社大学政策学部　嘱託講師

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
法科大学院協会司法試験等検討委員会委員
● 平成 30 年度
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
国際法学会会員（理事；エキスパート・コメント委員会委員長）
世界法学会会員（理事）
国際法協会（ILA）会員（日本支部研究企画委員会委員；Japanese Yearbook of International Law 編集委員）

米国国際法学会会員、欧州国際法学会会員、アジア国際法学会日本協会会員

- 平成 30 年度
  国際法学会会員（理事；エキスパート・コメント委員会委員長）
  世界法学会会員（理事）
  国際法協会（ILA）会員（理事；日本支部研究企画委員会委員；Japanese Yearbook of International Law編集委員）
  米国国際法学会会員、欧州国際法学会員、アジア国際法学会日本協会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

最近の国連平和維持活動の展開については検討をほぼ終えつつあるので、これを近いうちにまとめることにしたい。学術的な関心から出発したこの問題の考察とその結果を、日本の安全保障に関係する法制度の状況に照らして、社会に還元することが具体的な課題となる。また国際裁判に関する研究も、特に国際司法裁判所の手続的制度的問題について体系的な整理を目標としている。

佐々木　健　SASAKI Takeshi　教　授　ローマ法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

訴訟による利益実現について、古代ローマの法実践を素材として研究している。占有保護手段としての妨害排除命令が、私人による所有を観念できない公有地上の占有を出発点とした点を踏まえつつ、公道の往来や補修工事の保全にも保護手段が拡大した過程を跡付ける著書を公刊した。同時に、その枠組みが私人作成遺言の文書提出命令にも見出されることから、相続法と占有保護との関連にも視野を拡げた。その結果、遺産共有に基づく農場交互貸借、相続財産に含まれるかが争われた占有訴訟について論文を執筆、公表した。いずれも、所属する国際学会での研究報告と討議に基づき論点を深化させた成果である。

最近は、そうした訴訟や裁判上の命令が依拠した社会的背景を深く理解すべく、西洋史及び考古学（都市史・建築史）との協働を進めつつある。公道を不法占拠し中空に渡し架けた私的建築物の法的性格を物権法の観点から再検討すべく、遺跡調査にも参画している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 28 年度
  - 『古代ローマ法における特示命令の研究』、日本評論社

② 論文

- 平成 28 年度
  - 「古代ローマの（共有・隣接）農場交互貸借と「使用交換」『法学論叢』第 180 巻第 5・6 合併号 481-500 頁
- 平成 29 年度
  - 「古代ローマ占有訴訟における「慣習による駆逐 moribus deductio」(Cic. *pro Caecina*, 27)と暴力〔不動産占有回復〕unde vi 特示命令」『法学論叢』第 182 巻第 4・5・6 合併号 288-317 頁

③ その他

- 平成 26 年度
  - トーマス・フィンケナウアー（佐々木健訳）「問答契約による直接代理？（一）（二）（三・完）」『法学論叢』第 175 巻第 1 号 103~123 頁、同第 4 号 113~131 頁、及び同第 5 号 77~108 頁
  - （共同執筆：松本英実＋佐々木健＋松本尚子＋小室輝久）「2014 年学界回顧：西洋法制史」『法律時報』2014 年 12 月号（通巻 1080 号）326~331 頁〔担当部分：326-328 頁〕
  - （書評）「砂田徹「スッラの退役兵植民とエトルリアの騒擾―ファエスラエの事例を中心に」（『北海道大学文学研究科紀要』一四〇）」『法制史研究』第 64 巻 473-475 頁
- 平成 27 年度
  - （共同執筆：松本英実＋佐々木健＋屋敷二郎＋苑田亜矢）「学界回顧：西洋法制史」『法律時報』2015 年 12 月号（通巻 1093 号）326~331 頁〔担当部分：328-330 頁〕

・（書評）「吉原達也「キケロ『カエキーナ弁護論』における争点に関する一考察」（『日本法学』八〇-一）」『法制史研究』第 65 巻 319-321 頁

● 平成 28 年度

・（共同執筆：松本英実・佐々木健・屋敷二郎・苑田亜矢）「学界回顧：西洋法制史」『法律時報』2016 年 12 月号（通巻 1106 号）235-240 頁〔担当部分：235-236 頁〕

・（書評）「砂田　徹著「同盟市戦争後のケンスス（戸口調査）と文書行政の進展」（『北海道大学文学研究科紀要』一四七）」『法制史研究』第 66 巻 431-433 頁

● 平成 29 年度

・（書評）「南雲泰輔著『ローマ帝国の東西分裂』」『西洋史研究』263 号 89-91 頁

・（共同執筆：屋敷二郎・佐々木健・水野浩二・苑田亜矢）「学界回顧 2017：西洋法制史」『法律時報』2017 年 12 月号（通巻 1119 号）237-242 頁〔担当部分：238-239 頁〕

・ウルリケ・バビュジョー（田中実／佐々木健訳）「トーピクと法学―パピニアヌス『質疑録』（D.35.1.72）における立論の構造―」『南山法学』第 41 巻第 2 号 315-338 頁

・（書評）「川島　翔著「中世学識法訴訟手続における litis contestatio――訴訟成立要件としての当事者の意思」（『一橋法学』一五-一）同「アゾ『質疑録』第 12 質疑――中世学識法における仲裁法史の一断面」（同一五-三）」『法制史研究』第 67 巻 478-481 頁

● 平成 30 年度

・（書評）「宮坂渉著「usucapio pro suo のオントロジー」、森光著「usucapio libertatis のオントロジー」、出雲孝著「近世自然法論における usucapio のオントロジー――グロチウスからカントまでの取得時効論――」（津野義堂編著『オントロジー法学』中央大学出版部、二〇一七年、所収）」『法制史研究』第 68 巻 321-326 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・D.48,19,25 pr.:l'imputato fermato e la durata della pena nel diritto penale romano, 68ème Session de la Société internationale pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Napoli, 17 Septembre 2014.

・「D.19.2.35.1 に見る古代ローマ共有農場の相互賃貸借：「古典期法学」批判を視野に」第 13 回古代史研究会大会（平成 26 年 12 月 21 日、於京都大学）

・「ローマ共和政（史）研究とその「退潮」」比較国制史研究会（平成 27 年 1 月 10 日、於一橋大学）

・「D.19,2,35,1：古代ローマ共有農場の相互賃貸借」ローマ法研究会（平成 27 年 3 月 14 日、於京都大学）

● 平成 27 年度

・D. 10.4.9.8 (Ulp. 24 ad ed.): <<minoris erit quam res erit>> nell'azione esibitoria, 69ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Istanbul, 8-12 Septembre 2015.

・Roman-Japanese Legacy with the Appointment of second Degree Successor : an Analysis of the second petty Bench's Judgement (Japanese Supreme Court) on 18th, March, 1983, Messages from the Antiquity. How can Roman Law contribute to the Current Debates in Law? (The 10th Annual Kyushu University Law Conference), Kyushu-University, Fukuoka, 13 February 2016.

● 平成 28 年度

・「法学「古典期」と「使用交換」―ローマ法学者の専門知」比較国制史研究会（平成 28 年 7 月 3 日、於専修大学）

・D.19.2.35.1 (Africanus 8 quaest.) et "l'échange d'emploi", 70ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Paris, 14 [13-17] Septembre 2016.

・「提示訴権における『物が有する額を下回る minoris erit quam res erit』: D. 10.4.9.8 (Ulp. 24 ad ed.)」ローマ法研究会（平成 29 年 3 月 12 日、於京都大学）

● 平成 29 年度

・「慣習による駆逐 moribus deductio / deduci (Cic. Pro Caecina, 27; 32; 95）と暴力〔不動産占有回復〕unde vi 特示命令」ローマ法研究会（平成 29 年 7 月 28 日、於上智大学）

・moribus deductio (Cic. pro Caecina, X, 27) e l'interdictum unde vi, 71ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Bologna [Bologna-Ravenna], 15 [12-16] Septembre 2017.

・「Polia (D.21.1.38.14)：馬飼育場か飼育場の馬か」日本ローマ法研究会第 1 回大会（平成 30 年 3 月 18 日、於京都大学）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・Accademia Romanistica Costantiniana, tavola rotonda, Spello, 27-28 giugno 2014.

・68ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité « Regulae iuris. Radici fattuali e giurisprudenziali, ricadute applicative / Racines factuelles et jurisprudentielles, retombées pratiques », Napoli, 16-20 settembre 2014.

● 平成 27 年度

・Accademia Romanistica Costantiniana, XXII Convegno internazionale: Frontiere della romanità nel mondo tardoantico. II Questioni della terra (società economia normazioni prassi), Spello, 25-27 giugno 2015.

・69ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Istanbul, 8-12 Septembre 2015.

● 平成 28 年度

・41 Rechtshistorikertag, Saarbrücken, 11-14 September 2016.

・70ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Paris, 13-17 Septembre 2016.

● 平成 29 年度

・Accademia Romanistica Costantiniana, XXIII Convegno internazionale: Mestieri e professioni della tarda antichita: Organizzazione Lessico Norme, Spello, 22-24 giugno 2017.

・71ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Bologna-Ravenna, 12-16 Septembre 2017.

● 平成 30 年度

・Accademia Romanistica Costantiniana, tavola rotonda, Spello, 22-23 giugno 2018.

・72ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Krakow, 11-15 Septembre 2018.

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・「ローマ法」（通年 4 単位）：学説彙纂 Digesta を精読し、悪意訴権・支配人訴権などを検討した。

（法曹養成専攻）

・「ローマ法の現在」（後期 2 単位）：古代法と対比させて、日本の公法裁判例を検討し双方向で議論した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・「ローマ法」（通年 4 単位）：学説彙纂 Digesta を精読し、相続訴訟などを検討した。

（法曹養成専攻）

・「ローマ法の現在」（後期 2 単位）：古代法と対比させて、日本の民事法裁判例を検討し双方向で議論した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・「ローマ法」（前期 4 単位）：最新の教科書に基づき、国制から家族法・財産法、刑事法、公法などを講述した。

・「法学部基礎演習」（後期 2 単位）：プラトン『法律』を講読した。

● 平成 30 年度

・「ローマ法」（前期 4 単位）：最新の教科書に基づき、古代ローマの国制、家族法・財産法、刑事法、公法などを講述した。

・「演習（ローマ法）」（前期 2 単位）（後期 2 単位）：古代から中世に至るローマ法の実相と受容とを検討した。

・「法学部基礎演習」（後期 2 単位）：ベッカリーア『犯罪と刑罰』を講読した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度

・「法学入門 II」（後期 2 単位）：リレー講義のうち、西洋法制史部分を担当した。

● 平成 30 年度

・「法学」（前期 2 単位）：理系向けとして医・薬・生物・物理・宇宙・国際関係などに関する法や裁判の関係を論じた。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

（同志社大学）

大学院特殊講義「ローマ法の諸問題」（前期2単位）：国制・奴隷・商事法・雇用・刑事法などを講義した。

● 平成 30 年度

（同志社大学）

大学院「西洋法史演習」（前期2単位）：古代ローマ法を概観した上で物権法に関する事件史料を読解した。

学部講義「西洋法史II」（前期2単位）：古代ギリシアから近世ドイツまで、事件を素材に通史的に講じた。

（名古屋大学）

学部講義「ローマ法」（後期2単位）：史料に伝わる事案を素材に古代ローマの国制・家族法・物権・債権・民事訴訟（保全法）・刑事法・財政法を講じた。

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・滋賀県個人情報保護審議会第 12 期委員（会長指名職務代理者）
● 平成 30 年度
・滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員、同個人情報保護部会長、同審査部会第二分科会長

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・法制史学会（ホームページ運営委員）
・日本西洋古典学会
・日本西洋史学会
・日本ローマ法研究会（事務局担当）
・Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité
● 平成 30 年度
・法制史学会（理事、ホームページ運営委員）
・日本西洋古典学会
・日本西洋史学会
・日本ローマ法研究会（事務局担当）
・Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、遺跡調査など考古学・建築史の観点を取り入れた法社会史的研究を進める。立法や告示が如何なる実践を伴っていたか、史料の豊富な古代ローマ社会に注目して現代との対話可能な論点を抽出する。これにより、単なる法規の比較を超えた、歴史社会学的手法による法制史学として「ローマ法」を語り提示することが可能となろう。

同時に、経済状況を踏まえた法の運用実態を探る手法も彫琢する予定である。

塩見　淳　SHIOMI Jun　教　授　刑　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

刑法の解釈論上の重要テーマを取りあげた著書について、新たな見解や私見への批判が提起されている現状を踏まえ、演習の教材に利用するなどを通して検証を進めている。なかでも、正当防衛における先行事情の評価の問題に関しては、法制史の知見を取り入れる手法を用い、また中国法との比較研究を行う研究会において報告を行うなど多様な視座からその解明に取り組んでいる。さらに、最高裁の重要判例が出たことを契機に、とくに未遂犯の領域において新たな視点に立った理論分析を試み、なお継続している。各論の分野では、改正された性犯罪処罰規定の解釈について整理するとともに、最高裁判例を契機に、改正の対象に入らなかった強制わいせつ罪等も視野に入れた性犯罪の理解についてこれを再構築する可能性を模索している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・塩見淳『刑法の道しるべ』有斐閣　総頁 261 頁
● 平成 28 年度
・岩間康夫・塩見淳・小田直樹・橋田久・高山佳奈子・安田拓人・齊藤彰子・小島陽介著『ケースブック刑法（第 3 版）』有斐閣　119-135 頁、309-324 頁、325-341 頁
● 平成 29 年度
・甲斐克則編『日中刑法総論・各論の先端課題』成文堂「喧嘩と正当防衛」119-137 頁

② 論文

● 平成 29 年度
・「共同研究の趣旨とまとめ　特集『作為義務』の各論的検討」刑法雑誌 56 巻 2 号 129-134 頁
・「喧嘩争闘と正当防衛－喧嘩両成敗の法理を手がかりとして」法学論叢 182 巻 1･2･3 号 109-159 頁

● 平成 30 年度
・「企画趣旨　小特集　性犯罪に関する刑法の一部改正」法律時報 90 巻 4 号 54 頁
・「強制わいせつ罪における『性的意図』－最高裁平成 29 年 11 月 29 日大法廷判決を契機として－」刑事法ジャーナル 56 号 33-38 頁
・「特殊詐欺事案で見えてきた解釈問題－2 つの最高裁判例を手がかりに」法学教室 461 号 49-54 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・平成 28 年 5 月 21 日／日本刑法学会第 94 回大会　於：名古屋大学
共同研究・作為義務の各論的検討「分科会の趣旨」
● 平成 29 年度
・平成 29 年 9 月 17 日／第 6 回日中刑事法シンポジウム（9 月 16 日・17 日開催）於：中華人民共和国・東南大学（江蘇省・南京市／無錫市）「喧嘩と正当防衛」
・平成 30 年 3 月 19 日／最高裁判所刑事調査官研修　於：最高裁判所「喧嘩争闘と正当防衛」
● 平成 30 年度
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 29 年度
・平成 29 年 9 月 17 日／第 6 回日中刑事法シンポジウム　於：中華人民共和国・東南大学（江蘇省・南京市／無錫市）「喧嘩と正当防衛」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・刑法 2B／後期 2 単位：ドイツ刑法に関する論文を購読し、犯罪論の基本問題に検討を加えた。
（法曹養成専攻）
・刑法総合 1（前期 2 単位）：法科大学院 2 年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法総論（共犯の部分を除く）の重要問題について多角的な検討を加えた。
・刑法総合 2（後期 2 単位）：法科大学院 2 年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法各論（総論の共犯の部分を含む）の重要問題について多角的な検討を加えた。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・刑法 2A（前期 2 単位）〔法曹養成専攻との共通科目〕：ドイツ刑法と英米刑法の比較法に関する英語文献を購読し、刑法の重要問題について多角的な検討を加えた。
・ドイツ法文献読解（塩見）（前期 1 単位）：ドイツ刑法の教科書を購読し、その概要を理解するとともに、ドイツ語文献の読み方等を教授した。
（法曹養成専攻）
・刑法総合 1（前期 2 単位）：法科大学院 2 年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法総論（共犯の部分を除く）の重要問題について多角的な検討を加えた。
・刑法理論演習（前期 2 単位）〔法政理論専攻との共通科目〕：ドイツ刑法と英米刑法の比較法に関する英語文献を購読し、刑法の重要問題について多角的な検討を加えた。
・刑法総合 2（後期 2 単位）：法科大学院 2 年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法各論（総論の共犯の部分を含む）の重要問題について多角的な検討を加えた。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学入門Ⅰ（前期 2 コマ）：法学部の 1 回生に向けて、刑法に関する導入的な解説を行った。
・刑法第 2 部（後期 4 単位）：刑法各論を担当し、個別の処罰規定に関わる解釈論上の基本問題について講義した。
・刑法演習（前期 2 単位）：橋爪隆「刑法各論の悩みどころ（1）-（11）」に検討を加えることを通して、解釈論上の諸問題について理解を深めた。
● 平成 30 年度
・刑法第 1 部（前期 4 単位）：刑法総論を担当し、犯罪の一般的成立要件に関わる解釈論上の基本問題について講義した。
・刑法演習（後期 2 単位）：橋爪隆「刑法各論の悩みどころ（12）-（21）」等に検討を加えることを通して、解釈論上の諸問題について理解を深めた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  - ・法科大学院認証評価委員会専門委員（平成29年4月30日まで）
  - ・京都弁護士会懲戒委員会委員（平成29年11月18日まで）
  - ・日本学術振興会科学研究費委員会専門委員（平成29年11月30日まで）
  - ・平成29年司法試験考査委員（刑法）（平成29年11月30日まで）
  - ・平成29年司法試験予備試験考査委員（刑法）（平成29年11月30日まで）
  - ・平成30年司法試験考査委員（刑法）（平成29年11月1日から）
  - ・平成30年司法試験予備試験考査委員（刑法）（平成29年11月1日から）
  - ・中央教育審議会専門委員〔大学分科会〕（平成29年11月1日から）
- 平成 30 年度
  - ・中央教育審議会専門委員〔大学分科会〕（平成31年2月14日まで）
  - ・平成30年司法試験考査委員（刑法）（平成30年11月30日まで）
  - ・平成30年司法試験予備試験考査委員（刑法）（平成30年11月30日まで）
  - ・令和元年司法試験考査委員（刑法）（平成30年11月1日から）
  - ・令和元年司法試験予備試験考査委員（刑法）（平成30年11月1日から）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  - ・日本刑法学会会員（平成18年5月より理事、同24年5月より常務理事）
- 平成 30 年度
  - ・日本刑法学会会員（平成30年5月より理事長）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Ⅰ－1で掲げた個別テーマの研究・解明を行うことと併行して、刑法の全体を体系的にまとめる方向での研究も進めたいと考えている。現実に生起する問題の適切な解決を、精緻な理論構成や分析に基づいて導き出すことができるような体系書の執筆を目指す。

潮見　佳男　SHIOMI Yoshio　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

① 契約責任論の再構築
ヨーロッパ契約法原則の公表、ユニドロワ国際商事契約原則の公表、ドイツ債務法の現代化、わが国における債権法改正の動きといった流れの中で、わが国の契約責任・履行障害の法理を現代化するうえで不可欠となる民事責任の基本構造の再構築をめざした研究である。さらに、法制審議会民法（債権関係）部会に幹事として参加した知見を踏まえ、債権法のさらなる現代化に向けたベースラインの研究をしている。

② 国際物品売買契約条約・ヨーロッパ契約法原則・ヨーロッパ私法共通参照枠草案における民法法理の研究
ヨーロッパ契約法原則（PECL）について、その翻訳を共同出版したほか、ヨーロッパ私法共通参照枠草案（DCFR）の共訳作業の成果を基礎にした債権法・契約法の現代化のありかたを研究している。

③ 不法行為法の現代化
わが国の不法行為法の制度・規定を現代化するべく、現代社会に生起する不法行為現象を踏まえて、民法制定から 110 年間の学説・判例の動向、比較法研究等を解析している。

④ 相続法の現代化
法制審議会民法（相続関係）部会に研究者委員として関与し、相続法制の現代化に向けた理論的知見を提供した。また、成立した相続法の解釈論の深化を目指した研究を行っている。

⑤ 改正された債権法に関する理論の究明・普及
2017 年 5 月 26 日に成立した民法（債権関係）の改正法につき、個々の論点に関する理論の進化を進めるとともに、実務界・社会に対して改正法の正しい理解のための普及活動をしている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 22 年 4 月～27 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 24 年度
・『プラクティス民法　債権総論［第 4 版］』（信山社）1-682 頁

● 平成 25 年度
・『相続法（第 5 版）』（弘文堂）1-391 頁
・『クリスチャン・フォン・バールほか「ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則」』（共同監訳）1-498 頁

● 平成 26 年度
・『判例ハンドブック親族・相続（第 2 版）』（二宮周平と共編）
・『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案』（金融財政事情研究会）1-252 頁

● 平成 27 年度
・『民法（債権関係）改正法案の概要』（金融財政事情研究会）1-326 頁

● 平成 28 年度
・『基本講義債権各論Ⅱ　不法行為法［第 2 版増補版］』（新世社）1-260 頁

●平成 29 年度
・新債権総論Ⅰ（信山社）1-848 頁
・基本講義債権各論Ⅰ〔第 3 版〕（新世社）1-390 頁
・民法（全）（有斐閣）1-698 頁
・新債権総論Ⅱ（信山社）1-805 頁
・民法（債権関係）改正法の概要（きんざい）1-260 頁
・基本講義債権各論Ⅱ〔第 3 版〕（新世社）1−256 頁

●平成 30 年度
・プラクティス民法　債権総論〔第 5 版〕（信山社）1-704 頁
・民法（全）［第 2 版］（有斐閣）1-721 頁
・詳解相続法（弘文堂）1-594 頁

② 論文

● 平成 24 年度
・「特許権侵害による損害賠償請求と民法；不当利得返還請求等」専門訴訟講座 6　特許訴訟・上（民事法研究会）342 頁-352 頁、397 頁-408 頁
・「アナログチューナー非搭載 DVD 録画機の「特定機器」該当性」NBL974 号 32 頁-39 頁
・「家族法と財産法」法学セミナー689 号 22 頁-25 頁
・「相続分指定・特別受益と遺留分減殺」金融法務事情 1952 号 63 頁-73 頁
・「適合性の原則に対する違反を理由とする損害賠償」民事判例 V6 頁-27 頁
・「有価証券報告書等の不実表示に関する責任について」法学セミナー695 号 18 頁-21 頁
・「資産運用に関する投資家の自己決定権侵害と損害賠償の法理」松本恒雄先生還暦記念論文集 513 頁-540 頁

● 平成 25 年度
・「相殺の担保的機能をめぐる倒産法と民法の法理」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集 267-325 頁

● 平成 26 年度
・「損害賠償（特集　債権法改正と契約法理）」法律時報 86 巻 1 号 58-63 頁
・「民法改正要綱仮案原案の解説――債務引受と契約譲渡の実務と理論」金融法務事情 62 巻 15 号 48-57 頁
・「借り手の情報提供義務（特集　シンジケート・ローンをめぐる問題点）」ジュリスト 1471 号 18-23 頁
・「包括遺贈と相続分指定――立法的課題を含む」ジュリスト 10 号 105-111 頁
・「日本債権法的修改与合意原則」SJTU Law Review（上海交通大学）3 巻 62-75 頁
・「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築（上）（下）」法律時報 86 巻 11 号 100-105 頁、12 号 128-133 頁
・「売買・請負の担保責任：契約不適合構成を介した債務不履行責任への統合・一元化」NBL 1045 号 7-20 頁

● 平成 27 年度
・「遺留分法の立法的課題」公証法学 45 号 1-28 頁
・「民法（債権関係）の改正に関する要綱試案と『遺贈の担保責任』」水野紀子＝窪田充見編
・『財産管理の理論と実務』（日本加除出版）397-420 頁
・「不法行為法の改正に向けた立法のベースラインの提示」NBL1056 号 4-9 頁
・「責任主体への帰責の正当化：帰責原理と立法のベースライン」NBL1056 号 10-16 頁
・「債権法改正と『債務不履行の帰責事由』」法曹時報 68 巻 3 号 633-663 頁
・「追完請求権に関する法制審議会民法（債権関係）部会審議の回顧」星野英一先生追悼論文集『日本民法学の新たな時代』（有斐閣）671-713 頁

・「解除要件の現代化－日本民法（債権関係）法の改正と国際的モデル準則の比較研究」川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社）171-190 頁

● 平成 28 年度

・「預貯金債権の共同相続に関する大法廷決定の意義と課題」金融法務事情 65 巻 2 号 17-20 頁

● 平成 29 年度

・「預金の共同相続」金融法務事情 65 巻 15 号 48-57 頁
・「遺留分減殺請求権」法律時報 89 巻 11 号 54-62 頁
・「不法行為法を俯瞰する」月刊司法書士 549 号 4-12 頁
・「交通事故損害賠償における責任論」藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系 1 巻』（ぎょうせい）26-43 頁
・「交通事故損害賠償における損害論――民法の「損害論」からの乖離と接合」交通事故損害額算定基準 26 訂版（日弁連交通事故相談センター）421-455 頁
・「遺産の帰属面から見た遺産共有の二元的構造」法学論叢 182 巻 1-3 号 1-24 頁

● 平成 30 年度

・「民法 94 条 2 項の適用と類推適用：善意者保護の構造」法学教室 451 号 67-73 頁
・「意思能力と行為能力制度」法学教室 452 号 69-75 頁
・「動機錯誤（行為基礎事情の錯誤）と表示」法学教室 453 号 70-77 頁
・「錯誤と原始的不能・契約不適合：制度間競合」法学教室 454 号 82-89 頁
・「売買契約の無効・取消しと不当利得（その 1）」法学教室 455 号 94-100 頁
・「売買契約の無効・取消しと不当利得（その 2）」法学教室 456 号 92-99 頁
・「成年後見実務のための民法改正の概要」実践成年後見 76 号 58-66 頁
・「「裁判上の催告」の理論のゆくえ」法学教室 457 号 72-78 頁
・「契約の不当性・反社会性：公序良俗・暴利行為」法学教室 458 号 82-89 頁
・「消費者契約・定型約款における不当条項規制」法学教室 459 号 75-81 頁
・「復代理・復委任・履行補助」法学教室 460 号 86-93 頁
・「民法 110 条の「法意」・「類推適用」・「趣旨の類推適用」」法学教室 461 号 95-103 頁
・「社団の「法人格」」法学教室 462 号 91-99 頁

③ その他

● 平成 24 年度

・「契約の一方当事者が契約の締結に先立ち信義則上の説明義務に違反して契約の締結に関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合の債務不履行責任（最高裁平成 23 年 4 月 22 日第一小法廷判決）」金融判例研究 22 号 75 頁-78 頁

● 平成 25 年度

・「民法（債権法）の改正について：債務不履行と瑕疵担保法の改正」近畿大学法科大学院論集 9 号 175-207 頁
・「中島肇著『原発賠償　中間指針の考え方』を読んで」NBL1009 号 40-47 頁
・「銀行が取引先の開設した預金口座を凍結した場合において当該取引先に対する債務不履行責任ないし不法行為責任を負わないとした第 1 審判決が控訴審において是認された事例［東京高裁平成 24．4．26 判決］」金融判例研究 23 号 7-10 頁

● 平成 26 年度

・「共同相続された委託者指図型投資信託の受益権および個人向け国債は、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはないとされた事例［最高裁第三小法廷平成 26．2．25 判決］」金融判例研究 24 号 7-10 頁

● 平成 27 年度

・委託者指図型投資信託の受益権の共同相続開始後に元本償還金等が発生し預り金として同受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合に、共同相続人の 1 人が自己の相続分に相当する金員の支払を請求することの可否［最高裁第二小法廷平成 26．12．12 判決］金融判例研究 25 号 55-58 頁

● 平成 28 年度

・銀行の預金取引約款の暴力団排除条項の有効性および預金契約締結後に取引約款に追加した暴力団排除条項に基づく預金契約の解除の有効性［福岡地裁平成 28．3．4 判決］金融判例研究 26 号 74-77 頁

●平成 29 年度

・「銀行による誤送金によって生じた株式の信用取引の強制決済による建玉の喪失と顧客による損害賠償請求の可否［東京高裁平成 28．9．14 判決］」金融判例研究 27 号 55-58 頁
・「子の友人による飲酒運転［最高裁第二小法廷平成 20．9．12 判決］」交通事故判例百選［第 5 版］20-21 頁
・「未成年当時にした行為についての法定追認の成否［大審院大正 12 年 6 月 11 日判決］」民法判例百選 I［第 8 版］80-81 頁
・「種類債権の特定――制限種類債権の場合［最高裁昭和 30 年 10 月 18 日第三小法廷判決］」民法判例百選 II［第 8 版］4-5 頁

●平成 30 年度
・「(座談会) 債権法改正と実務上の課題 (05) 保証」ジュリスト 1519 号 84-101 頁
・「(座談会) 民法 (債権関係) 改正と裁判実務 (民法 (債権関係) 改正と裁判実務)」法の支配 190 号 5-48 頁
・「(座談会) 改正相続法の金融実務への影響 」金融法務事情 66 巻 20 号 6-29 頁
・「譲渡禁止特約付債権の譲渡の無効を譲渡人の破産管財人が主張することの可否［大阪高裁平成 29. 3. 3 判決］」金融判例研究 28 号 18-21 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 24 年度
・第一東京弁護士会倒産法部会で、「相殺の担保的機能をめぐる倒産法と民法の法理」について講演 (平成 24 年 7 月)
・全国証券問題研究会で、「適合性の原則・説明義務に関する近時の動向」について講演 (平成 24 年 9 月)
・近畿大学法科大学院で、「債権法の改正――履行障害・瑕疵担保」について講演 (平成 24 年 10 月)
・大阪弁護士会で、「債権法の改正――債権譲渡・相殺」について講演 (平成 24 年 10 月)
・大阪高裁審理充実研究会で、「債権法の改正――中間論点整理」について講演 (平成 24 年 12 月)

● 平成 25 年度
・World Tort Law Society (中国) で、”Product Liability – Japanese Submission”を講演 (平成 25 年 9 月)
・韓国民事法学会 (韓国) で、「債務不履行の成立要件――債務不履行の要件をめぐる日本民法理論と債権法改正――」を講演 (平成 25 年 10 月)
・東アジア民事法学シンポジウムで、「金融取引における特約」を講演 (平成 25 年 12 月)
・第 1 回原子力損害賠償シンポジウム「原子力損害賠償の現状と課題」で、「原子力損害賠償とわが国の不法行為法」を報告 (平成 26 年 2 月)

● 平成 26 年度
・日本私法学会シンポジウムで、「包括遺贈と相続分指定」を報告 (平成 26 年 10 月)
・金融法学会で、「民法改正要綱仮案原案の解説――債務引受と契約譲渡の実務と理論」を報告 (平成 26 年 10 月)

● 平成 27 年度
・日本公証法学会で、「遺留分法の立法的課題」を報告 (平成 27 年 6 月)
・日本私法学会シンポジウムで、「企画の趣旨」・「責任主体への帰責の正当化」を報告 (平成 27 年 10 月)

● 平成 29 年度
・日本私法学会拡大ワークショップ「契約責任法の新たな展開―瑕疵担保責任から契約不適合責任へ」で、コメンテーターを担当 (平成 29 年 10 月)
・日本家族＜社会と法＞学会シンポジウム「家族・社会の変容と相続制度」で、企画趣旨の説明及び総括報告を担当

● 平成 30 年度
・日本法律家協会で「現代社会の変容と相続法改正」を講演 (平成 30 年 6 月)

(3) 共同プロジェクトへの参加 (国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

● 平成 24 年度
・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」(代表　潮見佳男)

● 平成 25 年度
・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」(代表　潮見佳男)

● 平成 26 年度
・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」(代表　潮見佳男)

● 平成 27 年度
・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」(代表　潮見佳男)

● 平成 28 年度
・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」(代表　潮見佳男)

● 平成 29 年度
・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表　潮見佳男)

● 平成 30 年度
・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表　潮見佳男)

Ⅱ　教 育 活 動 (平成 29・30 年度)

Ⅱ－1　大学院

● 平成 27 年度
(法政理論専攻)
・民法 4 (通年 4 単位)：債権法改正に関する論点をとりあげ、また、DCFR の動産担保の箇所を輪読した。
(法曹養成専攻)
・民法総合 2 (後期 2 単位)：原状回復・不法行為法について、ケースを用いて双方向他方向型授業をした。

● 平成 28 年度
（法政理論専攻）
・民法 3A（前期 2 単位）：債権法に関係する最近の判例をとりあげ、共同討議をした。
・民法 3B（前期 4 単位）：債権法に関係する最近の研究論文をとりあげ、共同討議をした。
（法曹養成専攻）
・民法総合 2（後期 2 単位）：原状回復・不法行為法について、ケースを用いて双方向他方向型授業をした。
● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
民法 2A［2 単位］
債権法改正に関する共同文献講読を実施した。
民法 2B［2 単位］
法人制度に関する共同文献講読を実施した。
先端民法 2［2 単位］
債権法改正の重要問題を共同で検討した。
（法曹養成専攻）
民法総合 2［2 単位；1 クラス］
原状回復・不法行為法について、ケースを用いて双方向他方向型授業をした。
（公共政策大学院）
なし
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
民法 1A［2 単位］
債権法・契約法における理論と実務の交錯問題を検討した。
民法 1B［2 単位］
債権回収・担保に関する文献を共同講読する。
（法曹養成専攻）
民法総合 2［2 単位；2 クラス］
原状回復・不法行為法について、ケースを用いて双方向他方向型授業をする。
（公共政策大学院）
なし

Ⅱ－2　学　部

● 平成 27 年度
・民法第三部（4 単位）：債権総論に関する講義をした。
・演習（4 単位）：前期・後期とも、債権法改正に関する事例演習・文献研究をした。
● 平成 28 年度
・民法第三部（4 単位）：債権総論に関する講義をした。
・演習（4 単位）：前期・後期とも、債権法改正に関する事例演習・文献研究をした。
● 平成 29 年度
・民法 1 部［4 単位］
民法総則・親族に関する講義をした。
・演習［4 単位］
前期・後期を通じて、改正前の債権法に関する法理の到達点を検討した。
● 平成 30 年度
・民法 1 部［4 単位］
民法総則・親族に関する講義をした。
・演習［4 単位］
前期・後期を通じて、改正後の債権法に関する法理の到達点を検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 27 年度
日本銀行金融法委員会委員
法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員・運営連絡会議委員

- 平成 28 年度
  日本銀行金融法委員会委員
  法務省法制審議会民法（相続関係）部会委員
  大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員・運営連絡会議委員
  中央教育審議会専門委員（大学分科会）
- 平成 29 年度
  法務省法制審議会民法（相続関係）部会委員
  大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価専門委員
  中央教育審議会専門委員（大学分科会）
  日本銀行金融法委員会委員
- 平成 30 年度
  大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価専門委員
  中央教育審議会専門委員（大学分科会）
  日本銀行金融法委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 27 年度
  比較法学会会員
  日本私法学会会員
  日本家族＜社会と法＞学会会員
  金融法学会会員
- 平成 28 年度
  比較法学会会員
  日本私法学会会員
  日本家族＜社会と法＞学会会員
  金融法学会会員
- 平成 29 年度
  金融法学会常務理事
  日本家族＜社会と法＞学会理事
  日本私法学会
- 平成 30 年度
  金融法学会常務理事
  日本家族＜社会と法＞学会理事
  日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

・全国銀行学術研究振興財団「財団賞」（平成 27 年 12 月）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

平成 30 年 4 月より京都大学副学長に就任し、大学の法務・コンプライアンスを担当しているが、研究についても、科研基盤研究 A の着実な遂行をはじめとして、直近に改正が実現した債権法・相続法の理論の深化に向けた質の高い研究を実施していく予定である。

島田　幸典　SHIMADA Yukinori　教　授　比較政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

近代国家の国制について、とくにヨーロッパ諸国を対象としつつ、比較論的・歴史的見地に基づいて考察することが、私の研究テーマである。そのさい社会と政治の連関に焦点を定め、〈近代化〉によって生じる諸変動が国制の発展・分化にとってもつ意義を提示することが基本的方法となる。

近年はこうした研究から得た知見を、とくに現代イギリスにおける今日的な政治課題とそれにたいする対応についての分析に活用する試みを行っている。福祉国家やポピュリズムにかんする諸動向のもつ意義について、国家の歴史的発展過程の特性を踏まえつつ、民主主義やナショナリズムをめぐる理論的観点から検討するかたちで研究を進めており、その成果の一部は随時共著等の刊行によって公表されている。

同時に、明治維新を端緒とする日本の政治的近代化をめぐる共同研究に、欧州政治を専門とする比較政治学研究者として参加するなど、研究のいっそうの展開と充実を図っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・（共著）『福祉レジーム』新川敏光編、ミネルヴァ書房（担当箇所：第九章「イギリス「自由主義」レジームの変容と持続」）

● 平成 29 年度
・（共著）『国民再統合の政治―福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間』新川敏光編、ナカニシヤ出版（担当箇所：第二章「現代イギリスにおける移民の〈包摂〉―ポスト多文化主義・就労福祉・権利の条件化」）

② 論文

● 平成 26 年度
・「極右擡頭におけるイギリス〈例外主義〉の考察―英国国民党（BNP）をめぐって―」『法学論叢』第 176 巻 5・6 号

③ その他

● 平成 26 年度
・（書評）「「立憲的動作」の逆説―伏見岳人著『近代日本の予算政治 1900-1914―桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』」『レヴァイアサン』55 号

● 平成 30 年度
・（書評）「田中拓道『福祉政治史―格差に抗するデモクラシー』勁草書房、2017 年」『年報政治学 2018- Ⅰ 政治と司法』

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・日本政治学会研究大会（早稲田大学）「移民政策と福祉再編の政治」（10 月 12 日）における報告「再編期自由主義レジームにおける福祉国家と移民―英国を事例として」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・平成 23 年度～平成 26 年度科学研究費補助金（基盤研究（A））「労働の国際移動が福祉国家政策および政治に与える影響に関する比較研究」（最終年度）に参加：研究分担者

● 平成 28 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」（新規）に参加：研究分担者

● 平成 29 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」（継続）に参加：研究分担者

● 平成 30 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」（継続）に参加：研究分担者
・その他、イギリス政治研究会・関西政治史研究会に随時参加

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・比較政治学（通年 4 単位）／比較政治学研究（通年 4 単位）：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究にかんする英語文献の講読。
（公共政策大学院）
・英語情報分析（前期 2 単位）：現代ヨーロッパ政治にかんする英文記事をめぐる多角的検討。
・政策課題研究（後期 6 単位）：特定の政策課題にかんしてリサーチ・ペーパーを作成する学生の指導・助言。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・比較政治学（通年 4 単位）／比較政治学研究（通年 4 単位）：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究にかんする英語文献の講読。
（公共政策大学院）
・ヨーロッパ政治（前期 2 単位）：ヨーロッパ諸国の国家－社会関係について考察した諸論文をめぐる多角的検討。
・政策課題研究（後期 6 単位）：特定の政策課題にかんしてリサーチ・ペーパーを作成する学生の指導・助言。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・比較政治学（後期 4 単位）：英独両国の議会制民主主義の発展について比較史的観点から考察。
・政治学入門 I（前期 2 単位）：理論的・思想史的観点からみた政治学の基礎をめぐる講義。
・比較政治学演習（前期 2 単位）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。
・比較政治学演習（後期 2 単位）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。

● 平成 30 年度

・比較政治学（後期 4 単位）：英独両国の議会制民主主義の発展について比較史的観点から考察。
・政治学入門 I（前期 2 単位）：理論的・思想史的観点からみた政治学の基礎をめぐる講義。
・比較政治学演習（前期 2 単位）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。
・比較政治学演習（後期 2 単位）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度

・日本の政治文化：日本政治の文化的特徴をめぐる双方向的講義。
・歴史の中の政治と人間（前期 2 単位）：理論的・思想史的観点からみた政治学の基礎をめぐる講義。

● 平成 30 年度

・歴史の中の政治と人間（前期 2 単位）：理論的・思想史的観点からみた政治学の基礎をめぐる講義。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

京都女子大学法学部非常勤講師

● 平成 30 年度

京都女子大学法学部非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度

日本政治学会会員
日本比較政治学会会員・理事
関西政治史研究会会員
イギリス政治研究会会員

● 平成 30 年度

日本政治学会会員
日本比較政治学会会員・理事
関西政治史研究会会員
イギリス政治研究会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

新たな知見を獲得し、より多角的・発展的に検討することで、従来とり組んできた研究のいっそうの充実を図る。民主政治をとりまく現代的課題について引きつづき研究を進めるとともに、ヨーロッパ諸国の近代化の経験をめぐる比較史的研究をさらに展開し、近代日本の国制の歴史的発展について、比較論的見地からその特性と世界史における意義について検討する予定である。

洲崎　博史　SUZAKI Hiroshi　教　授　商　法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

近年は、保険契約法および保険監督法を主たる研究領域としており、なかでも、前者に関しては自動車保険を、後者に関しては保険募集規制を最近の主要研究対象としている。このほか、会社法分野では、新株発行に関する研究を引き続き行っている。ただし、平成 25 年 10 月～平成 27 年 9 月に法曹養成専攻長を務めた後、法学研究科長・法学部長に就任し（平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月）、研究に充てられる時間が減少した。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
- 神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編『金融商品取引法コンメンタール 2（第 28 条～第 66 条の 49）』（共著、平成 26 年 9 月、商事法務）
- 『保険法〔第 3 版補訂版〕』（山下友信・竹濱修・山本哲生と共著、平成 27 年 3 月、有斐閣）

● 平成 28 年度
- 『会社法事例演習教材〔第 3 版〕』（前田雅弘・北村雅史と共著、平成 28 年 3 月、有斐閣）

● 平成 29 年度
- 藤村和夫＝伊藤文夫＝高野真人＝森富義明編『実務交通事故訴訟大系 第 2 巻 責任と保険』（共著、平成 29 年 11 月、ぎょうせい）

② 論文

● 平成 26 年度
- 「ライツ・オファリングは株主利益に資するのか」Marr234 号（平成 26 年 4 月）
- 「ライツ・オファリング」商事法務 2041 号 12-26 頁（平成 26 年 8 月）
- 「署名後意思によらずに流通した手形と署名者の責任」手形小切手法判例百選〔第 7 版〕18-19 頁（平成 26 年 11 月）
- 「保険業法逐条解説　施行規則第 234 条第 1 項第 4 号・第 5 号・第 6 号」生命保険論集 190 号 156-172 頁（平成 27 年 3 月）

● 平成 27 年度
- 「保険募集人に対する規制の整備―乗合代理店を中心に」ジュリ 1490 号 27-32 頁（平成 28 年 2 月）
- 「新株予約権の行使条件変更の効力と行使条件に違反する行使に基づく新株発行の効力」商事法務 2092 号 47-53 頁（平成 28 年 2 月）
- 「保険業法逐条解説　第 307 条・第 308 条」生命保険論集 194 号 336-355 頁（平成 28 年 3 月）

● 平成 28 年度
- 「取締役の第三者に対する責任の法意」会社法判例百選〔第 3 版〕144-145 頁（平成 28 年 9 月）
- 「平成 26 年金融商品取引法改正（2）―投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度」日本取引所金融商品取引法研究第 5 号 53-74 頁（平成 28 年 10 月）
- 「道路法 58 条 1 項に基づく原因者負担金の支払責任が対物共済約款上の「法律上の損害賠償責任」に含まれるとされた事例」損害保険研究 78 巻 3 号 153-175 頁（平成 28 年 11 月）
- 「非公開会社における株主割当てによる新株発行の無効が認められた事例」私法判例リマークス 54 号 90-93 頁（平成 29 年 2 月）
- 「対加害者訴訟と対人傷社訴訟―人身傷害補償保険に関する一考察―」法学論叢 180 巻 5・6 号 205-246 頁（平成 29 年 3 月）

● 平成 29 年度
- 「人身傷害保険における保険代位の範囲」交通事故判例百選〔第 5 版〕220-221 頁（平成 29 年 10 月）

③ その他

● 平成 26 年度
- 講演録「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について～金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の概要～」生命保険論集 187 号 1-38 頁（平成 26 年 6 月）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
- 日本私法学会シンポジウム「新株発行等・新株予約権発行の法規制をめぐる諸問題」（平成 26 年 10 月 12 日、中央大学）において、「ライツ・オファリング」について報告した。

● 平成 27 年度
・JPX 金融商品取引法研究会において、「平成 26 年金融商品取引法改正（2）－投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度」というテーマで報告を行った（平成 27 年 9 月 25 日、大阪証券取引所）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・平成 26 年度科学研究費補助金基盤研究（C）「自動車保険における損害額算定基準の在り方」（代表者：洲崎博史）
・平成 26 年度科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計」（代表者：高木光）に研究分担者として参加
● 平成 27 年度
・平成 27 年度科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計」（代表者：高木光）に研究分担者として参加
● 平成 28 年度
・平成 28 年度科学研究費補助金基盤研究（C）「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」（代表者：洲崎博史）
● 平成 29 年度
・平成 29 年度科学研究費補助金基盤研究（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（代表者：前田雅弘）に研究分担者として参加
・平成 29 年度科学研究費補助金基盤研究（C）「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」（代表者：洲崎博史）
● 平成 30 年度
・平成 30 年度科学研究費補助金基盤研究（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（代表者：前田雅弘）に研究分担者として参加
・平成 30 年度科学研究費補助金基盤研究（C）「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」（代表者：洲崎博史）

〔研究集会等への参加〕
生保・金融法制研究会（座長）（（公財）生命保険文化センター）、JPX 金融商品取引法研究会（日本取引所グループ）、京都大学商法研究会（前田雅弘教授・北村雅史教授と共同で座長）、関西損害保険研究会（竹濱修教授と共同で座長）（東京海上研究所）、損害保険判例研究会（（公財）損害保険事業総合研究所）、京都法制研究会（座長）（明治安田生命相互保険会社）に定期的に出席し、適宜報告を行なっている。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・企業法研究（通年 4 単位）：保険募集法制に関するドイツ語文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・保険法（前期 2 単位）：保険法の重要問題について概説した。
・商法の基礎（後期 4 単位）：商事法の基礎的事項について概説した。
・民事法文書作成（通年 2 単位）：主として会社法に関連する法文書の作成の指導を担当した。
・法律基礎科目演習 A（通年 2 単位）：主として商法に関連する基礎的法文書の作成の指導を担当した。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・企業法研究（通年 4 単位）：保険募集法制に関するドイツ語文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・保険法（前期 2 単位）：保険法の重要問題について概説した。
・商法の基礎（後期 4 単位）：商事法の基礎的事項について概説した。
・民事法文書作成（通年 2 単位）：主として会社法に関連する法文書の作成の指導を担当した。
・法律基礎科目演習 A（通年 2 単位）：主として商法に関連する基礎的法文書の作成の指導を担当した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・演習（商法・前期 2 単位）：会社法の重要問題を演習方式で検討した。
・演習（商法・後期 2 単位）：会社法の重要問題を演習方式で検討した。
・生命保険の実務と法（後期 2 単位）：リレー講義の一部を担当し、生命保険法の基礎的事項について概説した。

● 平成 30 年度
・演習（商法・前期 2 単位）：会社法の重要問題を演習方式で検討した。
・生命保険の実務と法（後期 2 単位）：リレー講義の一部を担当し、生命保険法の基礎的事項について概説した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・生命保険の実務と法（後期 2 単位・法学部と共通）：リレー講義の一部を担当し、生命保険法の基礎的事項について概説した。

● 平成 30 年度
なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 27・28 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
日本海法会評議員
日本損害保険協会自賠責運用益使途選定委員会委員
日本損害保険協会「お客さまの声・有識者諮問会議」委員
損害保険事業総合研究所理事

● 平成 30 年度
日本海法会評議員
日本損害保険協会自賠責運用益使途選定委員会委員
日本損害保険協会「お客さまの声・有識者諮問会議」委員
損害保険事業総合研究所理事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会会員・理事
日本海法学会会員・理事
日本保険学会会員・理事
日本空法学会会員
金融法学会会員
日本経済学会連合評議員

● 平成 30 年度
日本私法学会会員・理事（10 月まで）
日本海法学会会員・理事
日本保険学会会員・理事
日本空法学会会員
金融法学会会員
日本経済学会連合評議員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

近年の主要研究テーマとしてきた自動車保険制度の改革、保険募集監督の在り方、新株発行規制についての研究を継続するとともに、保険法の体系書の執筆にも取りかかりたいと考えている。学内外での諸役職としての活動に相当の時間をとられることは回避しがたいため、その中でなんとか研究時間を確保して効率的に研究を進めることが今後の課題となる。

鈴木　秀光　SUZUKI Hidemitsu　教　授　東洋法史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在は大きく二つのテーマについて研究を行っている。

第一に、清代中国の刑事裁判制度の解明である。これらは従来の研究テーマであり、これまで中央レベルの事例を分析して個別の諸制度を解明することを通じて、先行研究が描き出すシステマティックな制度像とは異なる特徴を明らかにしてきた。最近の研究では、地方の現場レベルで用いられた裁判文書を検討することで、中央レベルの事例からは明らかにできなかったことを考察するとともに、地方から中央に繋がる裁判制度について、地方の現場から見てどのように機能しているのかについて考察している。

第二に、民事的事象に対する国家的規制の検討である。こちらは科研費を得て最近になって始めた研究テーマであるが、基本的には国家制定法による規制の枠外におかれた民事的事象に対して国家がいかなる形で規制を加え得たのかにつき、個別具体的な事例からの考察を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 26 年度

・鈴木秀光「清代嘉慶・道光期における盗案の裁判」（『専修法学論集』121 号、1-48 頁、2014 年）

・铃木秀光（黄琴唐译）「锁带铁杆、锁带石礅与清代后期的刑事审判」（『法律史译评（2013 年卷）』中国政法大学出版社、284-326 頁、2014 年）

● 平成 27 年度

・铃木秀光（孟烨译）「关于清代刑事裁判中州县官的应对方式的考察——以淡新档案中的盗案科刑案件为例」（『法律史译评（2014 年卷）』中国政法大学出版社、303-345 頁、2015 年）

● 平成 28 年度

・铃木秀光（郑民欽等译）「清末就地正法考」（杨一凡、寺田浩明主编『日本学者中国法制史论著选（明清卷）』中华书局、435-467 頁、2016 年）

● 平成 29 年度

・铃木秀光（魏敏译）「“治人”之下的制度：再论清代复审制」（『法律史译评（第五卷）』中西书局、191-210 頁、2017 年）

・鈴木秀光「清代刑事裁判における覆審制の再検討に関する一試論——軽度命案を例に——」（『法学論叢』182 巻 4,5,6 号、155-197 頁、2018 年）

● 平成 30 年度

・铃木秀光（李冰逆译）「论清代嘉庆、道光时期的盗案裁判」（『法律史评论』第 11 卷、3-25 頁、2018 年）

・铃木秀光（赵崧译）「清代刑事裁判中的“从重”」（『法律史评论』第 11 卷、26-46 頁、2018 年）

③ その他

● 平成 26 年度

・（書評）「中村正人著「清代初期における過失殺事例の紹介と若干の検討」（『法制史研究』64 号、388-390 頁、2015 年）

● 平成 27 年度

・（報告要旨）「〈報告〉論語に見る伝統中国の犯罪概念」（『専修大学法学研究所所報』51 号、84-98 頁、2015 年）

・（書評）「佐藤淳平著「宣統年間の預算編成と各省の負担」・同「袁世凱政権期の預算編成と各省の財政負担」」（『法制史研究』65 号、248-252 頁、2016 年）

● 平成 28 年度

・（書評）「小野達也他著「『巴県檔案』に見る清代社会と地方行政」」（『法制史研究』66 号、335-340 頁、2017 年）

● 平成 29 年度

・（書評）「張本照「論清代“就地正法”之制的産生時間」（『法史学研究会会報』21 号、248-255 頁、2018 年）

● 平成 30 年度

・（書評）「久保茉莉子著「南京国民政府時期における刑事訴訟法改正と自訴制度」・同「南京国民政府時期における刑事上訴制度」（『法制史研究』68 号、263-266 頁、2019 年）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・専修大学法学研究所「学生と市民のための公開講座」での講演「『論語』に見る伝統中国の犯罪概念」(2015 年 1 月 10 日、専修大学)

● 平成 28 年度
・法制史学会第 68 回総会「ミニシンポジウム・経済史学と法制史学――経済秩序をめぐる対話の試み」における、黒田明伸報告「貨幣の多元性と市場の多層性――「工業化前」中国、日本、イングランドを中心に」へのコメント(2016 年 6 月 11 日、東京大学)
・専修大学法学部主催 140 回講演会での講演「法や裁判に見る前近代中国の家族関係の諸相――清代を中心に――」(2016 年 10 月 21 日、専修大学)

● 平成 29 年度
・第 36 回東洋法制史研究会での報告「「治人」の下の制度――清代覆審制の再検討――」(2017 年 8 月 22～24 日、いろはや旅館)
・京都大学基礎法研究会での報告「清代刑事裁判における覆審制の再検討に関する一試論――軽度命案を例に――」(2018 年 2 月 10 日、京都大学)

● 平成 30 年度
・京都大学法学会秋季学術講演会での講演「清代の裁判制度に関する一考察――近年の研究動向を踏まえて――」(2018 年 12 月 13 日、京都大学)

(3) 共同プロジェクトへの参加(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

● 平成 28 年度
・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者

● 平成 29 年度
・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者(継続)
・「法律與歷史的交滙:「台灣法律史二十年」」國際研討會での講演「州県檔案を用いた伝統中国「刑事裁判」研究の可能性――『淡新檔案』の就地正法を例として――」(2017 年 11 月 30 日～12 月 1 日、中央研究院法律學研究所)

● 平成 30 年度
・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者(継続)
・「面対西方法:東亜法的歴史与現実」国際学術研討会での講演「州県檔案に見る清代覆審制度――自盡事案を例として――」(2018 年 9 月 25 日、中国政法大学)

Ⅱ 教 育 活 動(平成 29・30 年度)

Ⅱ－1 大学院

● 平成 29 年度
(法政理論専攻)
・東洋法史/東洋法史研究(通年 4 単位):前期は『福恵全書』、後期は「淡新檔案」を講読した。
(法曹養成専攻)
なし

● 平成 30 年度
(法政理論専攻)
・東洋法史/東洋法史研究(通年 4 単位):「淡新檔案」を講読した。
(法曹養成専攻)
・伝統中国の法と裁判(前期 2 単位):前半は清代の刑事法や民事慣行を、後半は清代の裁判について講義した。

Ⅱ－2 学 部

● 平成 29 年度
・東洋法史(後期 4 単位):前半は帝制の基本構造や清代の刑事法、民事慣行を、後半は清代の裁判として聴訟と断罪に関して講義した。
・演習(東洋法史)(後期 2 単位):清代契約文書を講読した。
・法学部基礎演習(後期 2 単位):『鹿洲公案』を題材に報告と討論を行った。
・法学入門Ⅱ(後期 2 単位、10「中国法史」の部分):伝統中国の刑罰観を講義した。

● 平成 30 年度
・東洋法史(後期 2 単位):前半は帝制の基本構造や清代の刑事法、民事慣行を、後半は清代の裁判として聴訟と断罪に関して講義した。

・演習（東洋法史）（後期 2 単位）：清代の胥吏缺に関する契約文書を講読した。
・法学部基礎演習（後期 2 単位）；『鹿洲公案』を題材に報告と討論を行った。
・法学入門Ⅱ（後期 2 単位、10「中国法史」の部分）：伝統中国の刑罰観を講義した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・外国文献講読（法・英）Ⅰ（前期 2 単位）：Madeleine Zelin“A Critique of Rights of Property in Prewar China”（2004）を講読した。

● 平成 30 年度
・外国文献講読（法・英）Ⅰ（前期 2 単位）：Anne Osborne“Property,Taxes,and State Protection of Right”（2004）を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
法制史学会（会員）、中国社会文化学会（会員・評議員）

● 平成 30 年度
法制史学会（会員・理事）、中国社会文化学会（会員・評議員）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

現在の二つの研究テーマに関して、第一については、史料の読解・分析を順次進めるとともに、研究成果の一部を講演や論文等で公表している。今後は、地方の史料の特性たる地域性を考慮し、相互比較の視点を取り入れることを考えている。第二については、研究成果について論文として未だ公表していないため、早急にそれを行うこととする。またその成果を踏まえて、研究を次の段階に進めたい。

鈴木　基史　SUZUKI Motoshi　教　授　国際政治経済分析

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

近年の個人研究は、次の 2 つのテーマを中心に展開されている。 第一のテーマは、日本学術振興会科学研究費補助金基盤（A）「国際制度の衰微と再生の政治経済分析」（代表：鈴木基史）に関わるものであり、国際ガバナンス体系に内在するふたつの問題―①どの国がその規範体系に参加するのかという「提携形成」の問題、②参加国の間でどのような義務と権利を構築・配分するのかという「制度設計」の問題―を解明することを目指す。具体的には、貿易、通貨、金融、環境などの政策レジームにおいて、相互に連関する提携形成と制度設計の問題の実相を、政治経済学的手法を通じて詳細に分析し、効果的なガバナンスの実践に必要な政治・制度条件を解明する。第二のテーマは、第一のテーマの関連で、グローバル化の渦中におかれている日本が直面している国際経済レジームの受容・履行という問題を、政治・行政・社会という文脈で分析するものである。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 月 4 月～平成 31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・*Globalization and the Politics of Institutional Reform in Japan* (Edward Elgar, March 2016).

● 平成 28 年度
・*Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017) (edited with Akira Okada).

● 平成 29 年度
・鈴木基史『グローバル・ガバナンス論講義』東京大学出版会、2017 年。

② 論文

● 平成 26 年度
・鈴木基史「パワーシフトの動向と対応―過去、現在、未来」『学術の動向』2014-1、14-19 頁。
・鈴木基史「民主主義と立憲主義の合理的選択論―選好構造操作と現代日本政治」『公共選択』62 号、2014 年、109-127 頁。

● 平成 27 年度
・鈴木基史「レトリックの政策決定ゲーム」『国際政治』181 号、2015 年、15-30 頁。

● 平成 28 年度
・Motoshi Suzuki, "A Rational Approach to the Study of International Relations in Asia," in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 1-30.
・Motoshi Suzuki, "Analyzing Developmental Loan Markets with Rival Lenders," in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 227-248.
・Motoshi Suzuki, Globalism and Regionalism: The East Asian Currency Crisis and Institutional Building," in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 249-270.

● 平成 30 年度
・Motoshi Suzuki. "The Promise and Peril of Multilevel Surveillance in East Asia." Leading by Design: Lessons from CMIM-AMRO for the Global Financial Safety Net," Policy Note, Boston University Center for Global Development Policy, Boston, March 1, 2019, pp. 1-12.

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 27 度
・学会報告 "Analyzing Developmental Loan Markets with Rival Lenders," at the Annual Meeting of the International Studies Association, Atlanta, Georgia, March 16-19, 2016 (with Keisuke Iida and Shohei Doi).

● 平成 28 年度
・学会報告 "Spatial Correlates of Carbon Diffusion in an Interdependent World," Berlin Conference on Global Environmental Change, May 23-24, 2016 (with Azusa Uji)

● 平成 29 年度
・学会報告 "The Politics and Institutions of Developmental Aid Competition in Asia." 日本国際政治学会、神戸国際会議場、10 月 27 日。

● 平成 30 年度
・講演 Motoshi Suzuki. "The Politics and Institutions of Developmental Finance in East Asia: China-Japan Competition and Collaboration," SOAS, University of London, November 28, 2018.
・学会報告 Motoshi Suzuki (with Azusa Uji). "Effective Allocation Strategies and Distributional Conflict in Foreign Aid," presented at 12th PEIO meetings at the University of Salzburg, Austria, February 7-9, 2019.
・学会報告 Motoshi Suzuki. "Effective Allocation Strategies and Decentralized Cooperation in Foreign Aid, the Annual Meetings of the International Studies Association, Toronto, Canada, March 27-30, 2019.

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 26～29 年度）（新規）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「経済と安全保障の交錯」（代表：飯田敬輔　東京大学法学政治学研究科教授、平成 25～27 年度）研究分担者として参加。（継続）

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 26～29 年度）（継続）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「経済と安全保障の交錯」（代表：飯田敬輔　東京大学法学政治学研究科教授、平成 25～27 年度）研究分担者として参加。（継続）

● 平成 28 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 26～29 年度）（継続）

● 平成 29 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 26～29 年度）（継続）

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国際制度の衰微と再生の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 30～33 年度）（新規）

・科学研究費補助金基盤研究（C）「グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として」（代表：鈴木基史、平成 30～32 年度）（新規）
・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））「開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析」（代表：鈴木基史、平成 30 年度～令和 3 年度）（新規）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・国際政治経済分析（通年 4 単位）：国際政治経済研究に必要な理論および分析法を習得し、国際制度、国際ガバナンス、グローバル化などという今日的争点について検討した。
・国際政治経済分析研究（通年 4 単位）：最近の研究動向を把握する一方、論文作成に不可欠な分析法について研鑽を積みながら、履修者の個人研究の進捗を確認し、支援した。
（公共政策大学院）
・国際政治経済分析（前期 2 単位）：経済政策諸領域おけるグローバル・ガバナンスの制度的態様を吟味しつつ、日本の関連政策について分析した。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・国際政治経済分析（通年 4 単位）：国際政治経済研究に必要な理論および分析法を習得し、国際制度、国際ガバナンス、グローバル化などという今日的争点について検討した。
・国際政治経済分析研究（通年 4 単位）：最近の研究動向を把握する一方、論文作成に不可欠な分析法について研鑽を積みながら、履修者の個人研究の進捗を確認し、支援した。
（公共政策大学院）
・国際政治経済分析（前期 2 単位））：経済政策諸領域おけるグローバル・ガバナンスの制度的態様を吟味しつつ、日本の関連政策について分析した。
・政策分析の量的方法（前期 2 単位））：コンピュータ・ソフトと量的データを用いながら、政策分析に有用な計量分析方法の実践能力を涵養した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・国際政治経済分析（後期 4 単位）：現代国際関係研究の諸理論を概説し、貿易、通貨、金融、開発、環境などという国際経済領域の制度、権力構造、認識構造を分析し、ガバナンスの向上を図る方途について考察した。
・国際政治経済分析演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：貿易・通貨・金融などの国際経済領域の規律を日本がどのように受容・遵守しているのか、その政治的実態をケーススタディとグループ討論を通じて探究した。
● 平成 30 年度
・国際政治経済分析（後期 4 単位）：現代国際関係研究の諸理論を概説し、貿易、通貨、金融、開発、環境などという国際経済領域の制度、権力構造、認識構造を分析し、ガバナンスの向上を図る方途について考察した。
・国際政治経済分析演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：貿易・通貨・金融などの国際経済領域の規律を日本がどのように受容・遵守しているのか、その政治的実態をケーススタディとグループ討論を通じて探究した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 28 年度・29 年度
日本学術会議連携委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 28 年度
日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
日本公共選択学会会員
日本公共政策学会会員
日本選挙学会会員
American Political Science Association, International Studies Association,

● 平成 29 年度
日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
日本公共選択学会会員
日本公共政策学会会員
日本選挙学会会員
American Political Science Association, International Studies Association,

● 平成 30 年度
日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
日本公共選択学会会員
日本公共政策学会会員
日本選挙学会会員
American Political Science Association, International Studies Association,

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Ⅰ－1 で記したふたつの研究計画は、1－2 (3)で記した複数の共同プロジェクトと歩調を合わせながら推進する。これらの研究では、国際関係学、比較政治学、国際法などの複数の学問領域を有機的に連携させることとなり、包括的な研究成果が創出されると期待している。研究成果は適宜国内外の学会で発表し、論文や著書として公刊することを予定している。

曽我　謙悟　SOGA Kengo　教　授　行政学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究テーマは，現代日本の官僚制に関する理論的，実証的研究である．種々の数量データを用いながら，各国比較の中で，一般性の高い理論予測を行いながら，日本の官僚制の特徴を明らかにすることが，そのねらいである．研究成果は，2016 年度に単著としてまとめた他，2018 年度にも小論を公表した．また，この系譜の研究として，文部科学省の実態調査を行った共同研究も進めた．

主たる研究テーマと関連を持つ派生的なテーマとして，選挙ガバナンスや，グローバル化と国内政治の関連についても，研究成果を公表した．これらはいずれも，他の研究者との共同研究の成果である．

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・曽我謙悟. 2016. 『現代日本の官僚制』東京大学出版会，iv+282 頁.

② 論文

● 平成 27 年度
・曽我謙悟．2015.「選挙アカウンタビリティの構造：数理モデルによる解明」高橋百合子（編）『アカウンタビリティの政治学』有斐閣，57-82.
・曽我謙悟．2016.「縮小都市をめぐる政治と行政：政治制度論による理論的検討」加茂利男・徳久恭子（編）『縮小都市の政治学』岩波書店，159-182.

● 平成 28 年度
・Kengo SOGA. 2016. “Responses of the Central Government to the Great East Japan Earthquake.” in Keiichi Tsunekawa ed., *Five Years After: Assessing Japan’s Responses to the Earthquake, Tsunami, and the Nuclear Disaster*. University of Tokyo Press, pp. 33-56.
・曽我謙悟．2016.「官僚制研究の近年の動向：エージェンシー理論・組織論・歴史的制度論（上）（下）」『季刊行政管理研究』154：3-15，156：4-15.
・曽我謙悟．2016.「東日本大震災に対する中央府省の対応」辻中豊（編）『政治過程と政策』〔大震災に学ぶ社会科学第 1 巻〕東洋経済新報社，27-53.

● 平成 29 年度
・曽我謙悟．2017.「協力的ガバナンスの諸形態とその選択：理論的検討と東日本大震災の実態分析から」大西裕（編）
・『災害に立ち向かう　自治体間連携：東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』ミネルヴァ書房，32-56.
・曽我謙悟．2018.「『日本の地方政治』再訪：尖度と分位点回帰を用いた政策変化の量的把握」日本政治学会（編）『年報政治学 2017-II　政治分析方法のフロンティア』木鐸社, 96-121.
・曽我謙悟．2018.「「埋め込まれた自由主義」の再検討：福祉レジームとの関係を視野に入れながら」『法学論叢』182(4/5/6): 104-127.
・曽我謙悟．2018.「選挙管理委員会事務局の能力・専門性・自律性」大西裕（編）『選挙ガバナンスの実態　日本編』ミネルヴァ書房, 57-76.
● 平成 30 年度
・曽我謙悟．2018．曽我謙悟．2018.「『安倍一強』のデータ分析　内閣人事局は何を変えたのか」『中央公論』132(6): 50-59.
・曽我謙悟．2019.「サーベイに見る文部科学省官僚の認識と行動」青木栄一（編）『文部科学省の解剖』東信堂，19-52.

③ その他

● 平成 27 年度
・曽我謙悟．2014.「日本学術振興会賞を受賞して」『凌霜』403 号
・曽我謙悟．2014.「スポーツのルール・政治のルール」「選挙のルール：誰が誰を選ぶのか」「政治のルールは誰が決めるのか」『兵庫県高齢者放送大学』38(6), (7), (8).
・曽我謙悟. 2014-2015.「先行研究を読むとはいかなる営みなのか: 大学院新入生への 1 つのアドバイス（上）（中）（下）」『書斎の窓』635, 636, 637 号.
● 平成 28 年度
・曽我謙悟．2015.「着任のご挨拶」『有信会誌』62.
● 平成 29 年度
・曽我謙悟．2017．曽我謙悟．2017.「『現代日本の官僚制』に至る道程』『有信会誌』66.
・曽我謙悟．2017.「経済教室　政官関係の課題（上）官僚，専門性・透明性高めよ」『日本経済新聞』2017/7/24 朝刊.
・曽我謙悟．2017.「『現代日本の官僚制』のあとがきのあとがき」『UP』46 (5): 1-6.
・青木栄一・伊藤正次・河合晃一・北村亘・曽我謙悟・手塚洋輔・村上裕一．2017.「2016 年度文部科学省幹部職員調査基礎集計」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』66 (1): 177-96.
・青木栄一・伊藤
● 平成 30 年度
・曽我謙悟．2018.「特集のねらい　政府中枢の変化をめぐる国際比較」日本行政学会（編）『年報行政研究』53: 2-6.
・曽我謙悟．2019.「現代日本社会と公共政策大学院」『公共空間』19: 31-5.
・曽我謙悟．2018.

⑵ 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・2014/10：日本政治学会（早稲田大学）司会「公選首長と地方議会」（国際交流委員会企画，使用言語：英語）
● 平成 27 年度
・2015/10：日本政治学会（千葉大学）司会「政府と市場」
● 平成 28 年度
・2016/6：ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主催シンポジウム『災害時における広域連携支援のあり方』（神戸市ラッセホール）報告：「自治体間連携の現状と課題：東日本大震災の分析から」
・2016/10：日本政治学会（立命館大学）討論「政治過程」
・2017/2：大阪大学法学会セミナー（大阪大学）応答「書評会『現代日本の官僚制』」
・2017/3：関西学院大学法学部政治学研究会（関西学院大学）報告「『現代日本の官僚制』著者による解題」
・2017/3：慶應義塾大学学事振興基金（慶應義塾大学）応答「書評会『現代日本の官僚制』をめぐって」
・2017/3：関西大学法学研究所シンポジウム（関西大学）報告「『現代日本の官僚制』著者による解題」
● 平成 29 年度
・2017/5：日本行政学会（関西大学）司会「執政強化と行政中枢の国際比較」
・2017/9：日本政治学会（法政大学）討論「ノンキャリア官僚の人事システム」
● 平成 30 年度
・2018/4：京都大学法学会学術講演会（京都大学）報告「行政学から見た文部科学省」
・2018/5：日本行政学会（東京大学）司会「国際交流分科会」（英語）
・2018/10：日本政治学会（関西大学）報告「サーヴェイ調査に見る文部科学省官僚の認識と行動」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

科学研究費補助金研究分担者

・基盤研究（B）「大規模災害時における復旧・復興ガバナンスの比較研究」代表者：室崎益輝（ひょうご震災記念 21 世紀研究機構），13〜15 年度.

・基盤研究（B）「グローバル化をめぐる国内政治過程の分析:計量分析から事例分析へ」代表者：久米郁男（早稲田大学），12〜15 年度.

・基盤研究（A）「選挙ガバナンスの比較研究（23243022）」代表者：大西裕（神戸大学），11〜14 年度.

・基盤研究（A）「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」代表者：手嶋豊（神戸大学），11〜14 年度.

● 平成 27 年度

科学研究費補助金研究分担者

・基盤研究（A）「積極的投票権保障の展開と効果に関する研究」代表者：大西裕（神戸大学），2015〜18 年度.

・基盤研究（B）「議員交代比率の要因と帰結に関する比較研究」代表者：建林正彦（京都大学），2015〜18 年度.

・基盤研究（B）「中央省庁等改革後の教育・科学技術政策の変容：文部科学省の組織・人事分析からの解明」代表者：青木栄一（東北大学），2015〜18 年度.

● 平成 28 年度

科学研究費補助金研究代表者

・基盤研究（C）「多国間比較の中の日本の行政：ゲーム理論・計量分析・歴史叙述を

・用いて」2016-18

・科学研究費補助金研究分担者

・挑戦的萌芽「江戸幕藩体制の計量分析」代表者：久米郁男（早稲田大学）2016-18

・基盤研究（C）「日仏の都市計画法制における一般利益と個別利益との関係に関する研究」代表者：内海麻利（駒澤大学）2016-18

・基盤研究（A）「日本とアジアにおけるローカルガバナンス（国家・市民社会関係）の比較実証研究」代表者：辻中豊（筑波大学）2016-19

● 平成 29 年度

科学研究費補助金研究分担者

・基盤研究（B）「自由貿易と国内政治基盤：埋め込まれた自由主義の再検討」代表者：久米郁男（早稲田大学）2017-19

● 平成 30 年度

科学研究費補助金研究分担者

・挑戦的萌芽「タイムユーズサーベイを応用した官僚の行動分析の革新（18K18556）」代表者：青木栄一（東北大学）2018-20

・基盤研究（B）「実証政治分析の基盤構築のための官僚の選好の総合的解明（18H00815）」代表者：北村亘（大阪大学）2018-21

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・行政学・行政学研究（通年 4 単位）：政治学方法論についての文献講読と計量分析についての分析手法の解説を提供した。

（法曹養成専攻）

なし

（公共政策大学院）

・行政システム（前期 2 単位）：標準的な行政学の教科書を用いて，行政学の基礎の解説を行った.

・比較行政分析（後期 2 単位）：京都府ないし京都府内の市町村を分析対象として，実証分析に対する指導を行った.

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・行政学・行政学研究（通年 4 単位）：政治学方法論についての文献講読と計量分析についての分析手法の解説を提供した。

（法曹養成専攻）
なし
（公共政策大学院）
・行政システム（前期 2 単位）：標準的な行政学の教科書を用いて，行政学の基礎の解説を行った．
・比較行政分析（後期 2 単位）：日本の自治体についての比較実証分析に対する指導を行った．

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・行政学（前期 4 単位）：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。
・行政学演習（後期 2 単位）：現代日本政治・行政に関する学術論文の文献を題材としながら、学術研究がいかなる営みなのかを会得させることを目指した．

● 平成 30 年度
・行政学（前期 4 単位）：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。
・行政学演習（後期 2 単位）：現代日本政治・行政に関する学術論文の文献を題材としながら、学術研究がいかなる営みなのかを会得させることを目指した．

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
（全学共通科目）
・外国文献講読（後期 2 単位）：官僚制と経済発展に関する学術雑誌に掲載された論文を解説し，学術論文にはどのような要素が盛り込まれているのかを理解させようとした．

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
京都市　事務事業評価委員会　委員長
総務省　広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会　委員
日本学術振興会　科学研究費委員会　特設分野研究部会　紛争研究小委員会　委員
文部科学省　学術調査官（科学研究費補助金担当）

● 平成 30 年度
京都市　事務事業評価委員会　委員長
文部科学省　学術調査官（科学研究費補助金担当）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本行政学会（企画委員）、日本政治学会（2019 年度書評委員）、日本比較政治学会、日本公共政策学会（学会賞選考委員会小委員長）

● 平成 30 年度
日本行政学会（理事・企画委員長）、日本政治学会（2019 年度書評委員）、日本比較政治学会、日本公共政策学会（学会賞選考委員会小委員長）

Ⅲ－4　受賞の状況

● 平成 29 年度
2017 年 6 月　2017 年度日本公共政策学会賞・著作賞（『現代日本の官僚制』に対して）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

この数年は，中央省庁の分析に軸足を置いてきたので，今度は地方自治体の分析に重点を移したい．これまで行ってきた，地方政府の政治と行政に関する研究をまとめる形で，著作として公表することを行う予定である．

政治学の理論化や実証分析の種々の方法的革新についても，改めて摂取を行い，中央省庁の分析についても，水準をさらに高めたい．そのためにも，研究チームを組織し，若手研究者に機会を提供することにも注力したいと考えている．

曽我部　真裕　SOGABE Masahiro　教　授　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究テーマは，憲法と情報法の交錯する領域について、諸問題の考察を行っている。近年は、学外での活動を通じた研究成果の社会還元にも力を入れている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 25 年 4 月～30 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 25 年度
・曽我部真裕『反論権と表現の自由』（有斐閣，2013 年）

● 平成 26 年度
・憲法判例研究会（淺野博宣・尾形健・小島慎司・宍戸常寿・曽我部真裕・中林暁生・山本龍彦）編『判例プラクティス憲法（増補版）』（信山社，2014 年）
＊人権の主体，表現の自由（2）（3）（4），参政権（1）の各章の合計 60 件に加え，「補遺」3 件を担当。
・園田寿・曽我部真裕（編）『改正児童ポルノ禁止法を考える』（日本評論社，2014 年）
＊第 6 章（条例による児童ポルノ単純所持規制の試みが残した教訓）およびコラム（児童ポルノサイトへのアクセス遮断〔ブロッキング〕）執筆，第 9 章（性的空想に法的制限を設けるべきか?/ スヴェトラーナ・ミンチェバ）翻訳を担当。

● 平成 27 年度
・曽我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』（弘文堂，2016 年）

● 平成 28 年度
・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅰ　総論・統治機構』（日本評論社，2016 年）
＊第 2 章（日本憲法史），第 3 章（平和主義），第 12 章（司法権の観念と限界），第 13 章（違憲審査制・憲法訴訟）を担当。
・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅱ　人権』（日本評論社，2016 年）
＊第 1 章（人権総論），第 7 章（表現の自由（1）総論）、第 8 章（表現の自由（2）各論）、第 12 章（人身の自由）を担当。
・宍戸常寿・曽我部真裕・山本龍彦（編著）『憲法学のゆくえ：諸法との対話で切り拓く新たな地平』（日本評論社、2016 年）
・曽我部真裕・見平典（編）『古典で読む憲法』（有斐閣，2016 年）

● 平成 29 年度
・曽我部真裕・横山真紀（編）『スタディ憲法』（法律文化社、2018 年）
・山尾志桜里『立憲的改憲 憲法をリベラルに考える 7 つの対論』（ちくま新書、2017 年）
＊第 5 章「求められる統治構造改革 2.0」で山尾氏と対論。

② 論文

● 平成 25 年度
・「通信の秘密の憲法解釈論」Nextcom16 号（2013 年）14-23 頁
・「フランスにおける違憲審査制度改革」比較憲法学研究 25 号（2013 年）31-55 頁
・「ジャーナリズムと『表現・報道の自由』問題を通して、報道のあり方を考える」Journalism 2013 年 10 月号（281 号）82-89 頁
・「裁判員制度と報道　NHK スペシャル尼崎事件再現映像番組から再考する」新聞研究 746 号（2013 年）43-47 頁
・「公正取引委員会の合憲性について」伊藤眞ほか（編）『経済社会と法の役割（石川正先生古稀記念論文集）』（商事法務，2013 年）5-35 頁
・「検討課題として残された独立規制機関」放送メディア研究 10 号（2013 年）159-183 頁
・「執政・行政・国民―フランス原子力安全規制を素材として」奥平康弘・樋口陽一（編）『危機の憲法学』（弘文堂，2013 年）117-142 頁
・「ヨーロッパ人権裁判所判例を通してみた『表現の自由と制度』の一断面」小谷順子ほか（編）『現代アメリカの司法と憲法』（尚学社，2013 年）62-74 頁

● 平成 26 年度
・「『情報法』の成立可能性」長谷部恭男ほか（編）『法の生成／創設（岩波講座 現代法の動態第 1 巻）』（岩波書店，2014 年）123-144 頁
・「表現の自由（21 条）」法学教室 405 号（2014 年）25-27 頁
・「フランスにおける表現の自由の現在――「記憶の法律」をめぐる最近の状況を題材に」憲法問題 25 号（2014 年）75-86 頁

・「ジャーナリズムの新たな挑戦に期待――取材規制や過剰反応にはあらためて注意を」新聞研究 754 号（2014 年）8-12 頁
・「NHK 経営委員・会長の政治的中立性問題 - 資質批判を越えて」世界 855 号（2014 年）29-32 頁
・「インターネット選挙運動の解禁：初の実践例を経て見えてきたもの」法学セミナー708 号（2014 年）8-13 頁

● 平成 27 年度
・「司法の独立についての覚書」全国憲法研究会（編）『日本国憲法の継承と発展』（三省堂，2015 年）240-254 頁
・「共同規制　携帯電話におけるフィルタリングの事例」ドイツ憲法判例研究会（編）『憲法の規範力とメディア法（講座・憲法の規範力第 4 巻』（信山社，2015 年）87-105 頁
・「濫用的な情報公開請求について」法学論叢 176 巻 2・3 号（2014 年）305-327 頁
・「ジャーナリズムの基盤は読者の信頼：『自律性』が生む落とし穴に注意を（新聞の信頼回復に向けて)」新聞研究 762 号（2015 年）8-11 頁
・「時の問題 フランスの「反アマゾン法」と書籍再販制度」法学教室 412 号（2015 年）40-46 頁
・「『情報法』の成立可能性」長谷部恭男ほか（編）『法の生成／創設（岩波講座 現代法の動態第 1 巻)』（岩波書店，2014 年）123-144 頁
・「表現の自由（21 条)」法学教室 405 号（2014 年）25-27 頁
・「フランスにおける表現の自由の現在――「記憶の法律」をめぐる最近の状況を題材に」憲法問題 25 号（2014 年）75-86 頁
・「ジャーナリズムの新たな挑戦に期待――取材規制や過剰反応にはあらためて注意を」新聞研究 754 号（2014 年）8-12 頁
・「NHK 経営委員・会長の政治的中立性問題 - 資質批判を越えて」世界 855 号（2014 年）29-32 頁

● 平成 28 年度
・「フランスにおけるヘイトスピーチ規制　宗教冒涜にも触れつつ」辻村みよ子（編集代表)『社会変動と人権の現代的保障（講座 政治・社会の変動と憲法 フランス憲法からの展望』（信山社、2017 年）
・「『検索結果削除』で最高裁が初判断 表現の自由を尊重、検索事業者の義務は限定的に」新聞研究 789 号（2017 年）56-59 頁
・「2016 年マスコミ関係判例回顧：実名報道、取材手法問われる --企業の信用めぐり賠償が高額化」新聞研究 787 号（2017 年）56-61 頁
・宍戸常寿、上原哲太郎、実積寿也、鈴木正朝、曽我部真裕、森田朗「特別座談会 情報法制の現在と未来」論究ジュリスト 20 号（2017 年）170-194 頁
・「日本における「忘れられる権利」に関する裁判例および議論の状況」江原法學 49 号（2016 年）1-23 頁
・「『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に（特集・相模原事件の匿名報道を考える)」Journalism317 号（2016 年）83-90 頁
・「人権訴訟における民事訴訟の意義　ヘイト・スピーチ裁判を例として」自由と正義 67 巻 6 号（2016 年）13-19 頁
・「司法制度―司法制度改革と裁判所・裁判官像の転換」大石眞（監修)、縣公一郎 ・笠原英彦（編著)『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか 憲法学・政治学・行政学からのアプローチ』（ミネルヴァ書房）127-154 頁
・「情報法に関するフランス憲法院判例の最近の動向」堀部政男（編著)『情報通信法制の論点分析（別冊 NBL No.153)』（商事法務，2015 年）281-295 頁
・「ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリスト 14 号（2015 年）152-158 頁
・長谷部恭男，川岸令和，駒村圭吾，宍戸常寿，曽我部真裕「表現の自由（日本国憲法研究 16)」論究ジュリスト 14 号（2015 年）159-175 頁

● 平成 29 年度
・「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス」論究ジュリスト 25 号（2018 年）47-53 頁
・「市民の表現の自由」宍戸常寿・林知更（編)『総点検 日本国憲法の 70 年』（岩波書店、2018 年）
・「個人情報保護と医療・医学研究（特集 医療における個人情報の保護と利活用のあり方：次世代医療基盤法成立をうけて)」論究ジュリスト 24 号（2018 年）109-114 頁
・「2017 年マスコミ関係判例回顧: 最高裁が受信料制度合憲の判断 --検索事業者への検索結果削除請求でも重要判例」新聞研究 799 号（2018 年）64-69 頁
・「任務は権力監視、独立性が生命線 不偏不党から「客観報道原則」へ」Journalism328 号（2017 年）42-47 頁
・「『個人情報保護法制と取材・報道の自由』の問題が示唆するもの --行政機関個人情報保護法を中心に--」Nextcom31 号（2017 年）14-23 頁
・「モバイル・インターネットにおける青少年保護対策の新しい動きについて」情報法制研究 1 号（2017 年）78-87 頁

● 平成 30 年度
・「『個人情報保護法制と取材・報道の自由』の問題が示唆するもの --行政機関個人情報保護法を中心に--」Nextcom31 号（2017 年）14-23 頁
・「任務は権力監視、独立性が生命線 不偏不党から「客観報道原則」へ」Journalism328 号（2017 年）42-47 頁

・「2017 年マスコミ関係判例回顧：最高裁が受信料制度合憲の判断 --検索事業者への検索結果削除請求でも重要判例」新聞研究 799 号（2018 年）64-69 頁
・「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス」論究ジュリスト 25 号（2018 年）47-53 頁
・「消費者問題アラカルト 青少年インターネット環境整備法改正」国民生活（ウェブ版）70 号（2018 年）11-13 頁
・「オープンな場で筋の通った検討を――ブロッキングの法的な問題点（特集・海賊版サイトへのブロッキングを巡って）」新聞研究 804 号（2018 年）50-53 頁
・「監視社会と『二つの憲法論』 憲法学から見た監視社会の問題点」日本弁護士連合会 第 60 回人権擁護大会シンポジウム第二分科会実行委員会（編）『監視社会をどうする？「スノーデン」後のいま考える、私たちの自由と社会の安全』（日本評論社、2018 年）63-72 頁
・「医師法 17 条による医業独占規制と憲法―タトゥー彫師訴追事件に即した検討」毛利透・須賀博志・中山茂樹・片桐直人（編）『比較憲法学の現状と展望（初宿正典先生古稀祝賀）』（成文堂、2018 年）749-767 頁
・「自己情報コントロール権は基本権か」憲法研究 3 号（2018 年）71-78 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「衆議院議員選挙無効訴訟と将来効判決（広島高判平成 25･3･25）」判例セレクト 2013［I］（法学教室 401 号別冊付録）（2014 年，有斐閣）8-8 頁
・「プライバシー侵害と表現の自由――「石に泳ぐ魚」事件」（最三小判 2002 年 9 月 24 日）長谷部恭男ほか（編）『憲法判例百選 I （第 6 版）』（2014 年，有斐閣）142-143 頁

● 平成 28 年度
・「（経済教室）憲法改正を考える（上）論議の共通土台出発点に／普遍的原理の否定、避けよ」日本経済新聞 2016 年 6 月 9 日

● 平成 29 年度
・「（経済教室）憲法改正の論点を探る（上）統治構造改革の議論必須／国に継続的な議論の場を」日本経済新聞 2018 年 2 月 6 日

● 平成 30 年度
・「受信料制度の合憲性」（最大判 2017 年 12 月 6 日）長谷部恭男ほか（編）『メディア判例百選（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）200-201 頁
・「裁判官がツイッター上で投稿をしたことについて戒告がなされた事例」（最大決 2018 年 10 月 17 日）新・判例解説 Watch 憲法 no.151

(2) 学会報告・講演等

● 平成 25 年度
・「児童ポルノ規制に関する条例比較解説」（NPO 法人うぐいすリボン主催講演会・2013 年 5 月 17 日〔参議院議員会館〕）
・「フランスにおける表現の自由の現在」（全国憲法研究会秋季研究総会・2013 年 10 月 14 日〔龍谷大学〕）

● 平成 28 年度
・「フランスにおけるヘイトスピーチ」（比較憲法学会・2016 年 10 月 23 日〔立教大学〕）

● 平成 30 年度
・「憲法論議の視点（5）統治機構」（日本記者クラブ・2018 年 3 月 20 日）
・Is Right to Control Personal data a Constitutional Right ?（The 10th World Congress of Constitutional Law 2018 Seoul・2018 年 6 月 19 日〔成均館大学〕）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 25 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」（研究代表者）

● 平成 26 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」（研究代表者）
・科研費研究「日中両国における西欧立憲主義の継受主体に見る受容の態様」（研究分担者）
・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）

● 平成 27 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」（研究代表者）
・科研費研究「日中両国における西欧立憲主義の継受主体に見る受容の態様」（研究分担者）
・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）

● 平成 28 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）
・科研費研究「日中両国における西欧立憲主義の継受主体に見る受容の態様」（研究分担者）

・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）
● 平成 29 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）
・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）
● 平成 30 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・憲法 3A，B（前期 2 単位，後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 2－③（後期 2 単位）：憲法訴訟に関する判例や学説を双方向方式で検討した。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・憲法 3A，B（前期 2 単位，後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 3－（前期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説を双方向方式で検討した。
・人権の基礎理論（後期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説の基礎的内容を講義した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・演習（前期・後期各 2 単位）：前期は「憲法と情報法の交錯」を、後期は「憲法判例から見る日本」をテーマとして行った。
・憲法第 2 部（後期 4 単位）：憲法の人権規定に関する解釈論を講義した。
● 平成 30 年度
・演習（前期・後期各 2 単位）：前期は「憲法判例から見る日本」を、後期は「憲法の現代的課題」をテーマとして行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
（全学教育科目）
・日本国憲法（前期 2 単位）：憲法の概要や主要概念について講義した。
● 平成 30 年度
（全学教育科目）
・日本国憲法（前期 2 単位）：憲法の概要や主要概念について講義した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
・同志社大学嘱託講師（法学部・フランス法）、京都女子大学非常勤講師（法学部・情報法）、慶應義塾大学（法務研究科・情報法）
● 平成 30 年度
・同志社大学嘱託講師（法学部・フランス法）、慶應義塾大学（法務研究科・情報法）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会委員
総務省情報通信政策研究所　特別上級研究員
総務省青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース委員
大阪市行政不服審査会委員
大阪市個人情報保護審議会委員
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）諮問委員会委員
京都市情報公開・個人情報保護審査会委員
放送倫理・番組向上機構（BPO）放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）委員
一般社団法人セーファーインターネット協会アドバイザリーボード委員

司法試験・司法試験予備試験考査委員
京都地方裁判所裁判所委員会委員

- 平成 30 年度
  京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会委員
  総務省情報通信政策研究所　特別上級研究員
  総務省青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース委員
  総務省放送事業の基盤強化に関する検討分科会委員大阪市行政不服審査会委員
  大阪市情報公開審査会委員
  一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）諮問委員会委員
  京都市情報公開・個人情報保護審査会委員
  京都市公正職務執行審議会委員
  放送倫理・番組向上機構（BPO）放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）委員
  一般社団法人セーファーインターネット協会アドバイザリーボード委員
  司法試験・司法試験予備試験考査委員
  京都地方裁判所裁判所委員会委員
  大阪府犯罪被害者等支援条例懇話会委員
  大阪府青少年健全育成審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 28 年度
  日本公法学会会員、比較憲法学会会員、全国憲法研究会会員、日仏法学会会員、関西憲法判例研究会会員、情報法制学会代表
- 平成 29 年度
  日本公法学会会員、比較憲法学会会員、全国憲法研究会会員、日仏法学会会員、関西憲法判例研究会会員、情報法制学会代表

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

インターネットの構造を踏まえた表現の自由の検討を進める。より具体的な主要テーマとしては、インターネット時代のジャーナリズムのあり方、公共放送のあり方、ヘイトスピーチの規制、プラットフォーム規制のあり方などを考えている。

髙木　　光　TAKAGI Hikaru　教　授　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

平成 29 年度前期は特別研究期間の後半であり、ドイツへの短期出張を行いつつ、引き続きドイツにおけるエネルギー政策転換の法的諸問題を検討した。

同年度後期及び 30 年度は、京都大学に赴任した平成 19 年 4 月以降に執筆した論稿のうち、実体法的な法理に係るものを取りまとめる作業を行い、論文集『法治行政論』を公刊した。

平成 28 年度から開始した「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」に関する基盤研究（A）において、平成 29 年度および 30 年度も引き続き、研究代表者として全体の調整にあたった。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 27 年度
  ・高木光＝常岡孝好＝橋本博之＝櫻井敬子『行政救済法（第 2 版）』（弘文堂・2015）
  ・高木光『行政法』（有斐閣・2015）
- 平成 29 年度
  ・高木光＝常岡孝好＝須田守『条解行政手続法（第 2 版）』（弘文堂・2017）
- 平成 30 年度
  ・高木光『法治行政論』（弘文堂・2018）

② 論文

● 平成 26 年度
・髙木光「認可＝補充行為説の射程（上）」自治研究 90 巻 5 号 3-15 頁（2014）
・髙木光「認可＝補充行為説の射程（下）」自治研究 90 巻 6 号 3-15 頁（2014）
・髙木光「国家無答責の法理の克服――イギリス国家賠償制度の名誉回復」自治研究 90 巻 7 号 3-17 頁（2014）
・髙木光「省令制定権者の職務上の義務」自治研究 90 巻 8 号 3-17 頁（2014）

● 平成 27 年度
・高木光「原発訴訟における自治体の原告適格」自治研究 91 巻 9 号 3－22 頁（2015）
・高木光「原発訴訟における民事法の役割―大飯 3・4 号機差止め判決を念頭において」自治研究 91 巻 10 号 17－39 頁（2015）
・高木光「法治主義と信頼保護―教員採用の職権取消を素材とした一考察」芝池義一先生古稀記念論文集『行政法理論の探求』61－78 頁（2016）

● 平成 28 年度
・高木光「公害防止協定と比例原則―摂津市対 JR 東海事件を素材とした一考察」小早川光郎先生古稀記念論文集『現代行政法の構造と展開』653－666 頁（2016）

● 平成 29 年度
・高木光「行政法規の解釈における参照事項―放送法 64 条 1 項を素材とした一考察」法曹時報 69 巻 6 号 1-31 頁（2017）
・高木光「仮処分による原発の運転差止―2 つの高裁決定を素材として」自治研究 93 巻 6 号 3-19 頁（2017）
・高木光「ドイツ脱原発法一部違憲判決―原子力政策における裁判所の役割」自治研究 93 巻 12 号 79-90 頁（2017）

③ その他

● 平成 26 年度
・髙木光「行政事件と司法権の範囲」髙木光＝宇賀克也編『行政法の争点』108-109 頁（2014）
・髙木光「仮処分の排除」髙木光＝宇賀克也編『行政法の争点』140-141 頁（2014）

● 平成 27 年度
・高木光「法律時評：仮処分による原発再稼働の差止め」法律時報 2015 年 7 月号 1－3 頁（2015）

● 平成 28 年度
・高木光「自治体法務の学び方」自治実務セミナー652 号 2-5 頁(2016)

● 平成 30 年度
・高木光「伊方原発訴訟――科学問題の司法審査」大塚直＝北村喜宣編『環境法判例百選（第 3 版）』195－198 頁（2018）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者・高木光）

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者・高木光）

● 平成 28 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）

● 平成 29 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・行政法 3B（後期 2 単位）／行政法研究 3（後期 2 単位）：行政契約論及び民営化に関する論文ないし判例の分析

（法曹養成専攻）
・公法総合 2-①（後期 2 単位の前半 1 単位）:「行政法総論」に関する判例法理の分析
・公法総合 2-②（後期 2 単位の前半 1 単位）:「行政法総論」に関する判例法理の分析
・行政法の基礎（後期 2 単位）行政法総論及び行政組織法・行政救済法の基本事項の検討

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・行政法 3A・3B（前期 2 単位・後期 2 単位）/行政法研究 3（通年 4 単位）: 行為形式論に関する論文ないし判例の分析
（法曹養成専攻）
・公法総合 1－③（前期 2 単位）:「行政救済法」に関する判例法理の分析
・環境政策と法（前期 2 単位）: 環境行政法に関する判例法理その背景をなす環境政策の分析
・公法総合 2-①（後期 2 単位の前半 1 単位）:「行政法総論」に関する判例法理の分析
・公法総合 2-②（後期 2 単位の前半 1 単位）:「行政法総論」に関する判例法理の分析
・行政法の基礎（後期 2 単位）行政法総論及び行政組織法・行政救済法の基本事項の検討

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・行政法演習（後期 2 単位）: 行政法重要判例の分析

● 平成 30 年度
・行政法演習（前期 2 単位）: 中原茂樹『基本行政法』の輪読

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 30 年度
同志社大学法学研究科：行政法特殊講義（前期 2 単位、後期 2 単位）

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本公法学会会員
租税法学会会員

● 平成 30 年度
日本公法学会会員
租税法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

平成 31 年度は、原子力訴訟の問題に引き続き取り組む。年度末の定年退職後は、これまで検討の必要性を感じながらも時間の関係で見送ってきたいくつかのテーマに取り組むとともに、概説書の補訂ないし改訂を行いたいと考えている。

髙山　佳奈子　TAKAYAMA Kanako　教　授　刑事法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

国際刑法に関する研究成果を少しずつ公刊しているが、この分野における実務の展開が急速であるために研究が追いつかず、まとまった著作を出版できていない。最近では、刑事管轄権の問題だけでなく、国際刑事手続にも関心を持っている。

他の分野としては、科学技術と刑法との関係にかかわる研究を実施する機会が複数あり、総論では罪刑法定主義、各論では医事刑法・経済刑法等に関連する論考を発表した。

これらと並行して、他大学の若手研究者と共同してドイツとの学術交流活動を続けている。特に、若手法学研究者の共同研究の成果をいくつか出版できたことは有意義であった。

国際刑法に関するこれまでの論文・講演等を整理し、できるだけ早期に単行本として出版したいと考える。また、これまでおろそかにしていた刑法各論、特に財産犯の研究に取り組みたい。国際的な学術交流は今後も続け、特にアジア諸国の刑法学者と共同研究を進める予定である。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 25 年 4 月～30 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - ・髙山佳奈子=島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』
- 平成 29 年度
  - ・髙山佳奈子『共謀罪の何が問題か』（岩波ブックレット）
- 平成 30 年度
  - ・山元一=横山美夏=髙山佳奈子編『グローバル化と法の変容』（日本評論社）

② 論文

- 平成 26 年度
  - ・「高齢犯罪者の実態と特質」刑法雑誌 53 巻 3 号（2014 年 4 月）48-62 頁
  - ・「将来世代の法益と人間の尊厳」町野朔先生古稀祝賀論文集上巻（信山社、2014 年 6 月）5-31 頁
  - ・「ドイツ刑法における性犯罪の類型と処罰」刑法雑誌 54 巻 1 号（2014 年 8 月）30-48 頁
  - ・「風営法『ダンス』規制の問題性」生田勝義先生古稀祝賀論文集（2014 年 9 月）155-176 頁
  - ・「所持規制の刑法上の論点」園田寿=曽我部真裕編『改正児童ポルノ禁止法を考える』（日本評論社、2014 年 10 月）63-78 頁
  - ・「違法性と責任の区別について」川端博先生古稀記念論文集上巻（成文堂、2014 年 10 月）47-66 頁
  - ・Public Opinion and Punishment in Japan, in: Luis Arroyo Zapatero / William Schabas / Kanako Takayama (eds.), Death Penalty: A Cruel and Inhuman Punishment, pp. 57-67 (October 2014).
  - ・「『感情』法益の問題性――動物実験規制を手がかりに――」髙山佳奈子=島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』（2014 年 11 月）1-35 頁
  - ・Opinión pública y castigo en Japón (Traducción de Ana María Garrocho Salcedo), in: Luis Arroyo / Adán Nieto / William Schabas (eds.), Pena de muerte: una pena cruel e inhumana y no especialmente disasoria (Ediciones de la Universidad de Castilla-La Mancha), ps. 267-278
  - ・Zunahme und Schwierigkeiten der Altersdelinquenz in Japan, in: Martin Gebauer / Tamotsu Isomura / Hiroyuki Kansaku / Martin Nettesheim (Hrsg.), Alternde Gesellschaften im Recht. Japanisch-deutsches Symposium in Tübingen vom 3. bis 4. September 2012, S. 191-197
- 平成 27 年度
  - ・「経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト――総説――」刑法雑誌 55 巻 1 号（2015 年 11 月）1-11 頁
- 平成 28 年度
  - ・Kanako Takayama, Der fortbestehende Einfluss der klassischen Verbrechenslehre in Japan, in : Gunnar Duttge/Makoto Tadaki (Hrsg.), Aktuelle Entwicklungslinien des japanischen Strafrechts im 21. Jahrhundert (Februar 2017, Mohr Siebeck), S. 3-13.
  - ・Kanako Takayama, Mängel beim Embryonenschutz, in: Jan C. Joerden / Andrzej J. Szwarc, Strafrechtlicher Reformbedarf. Materialien einer deutsch-japanisch-polnisch-türkischen Tagung im Jahre 2015 in Rzeszów und Kraków (Polen), 2016 (Wydawnictwo Nauka i Innowacje, ISBN 978-83-64864-67-4), S. 205-213.
  - ・「相場操縦罪における追徴額の量定」山口厚・佐伯仁志・今井猛嘉・橋爪隆編『西田典之先生献呈論文集』481-500 頁（2017 年 3 月、有斐閣）
  - ・「裁判員裁判と量刑改革における『共感』の意義」文明と哲学 9 号 92-102 頁（2017 年 3 月、こぶし書房）
- 平成 29 年度
  - ・「消費者証券取引における欺罔行為」山中敬一先生古稀祝賀論文集（下巻）（2017 年 4 月、成文堂）245-263 頁
  - ・Rückwirkung der geänderten Rechtsprechung und Vertrauensschutz in Japan, in: Hans-Peter Marutschke (Hrsg.), Rechtsvergleichung mit Japan - 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen (Carl Heymanns Verlag, April 2017), S. 59-66.
  - ・Zur Bedeutung der Rechtsvergleichung im japanischen Strafrecht, in: Hans-Peter Marutschke (Hrsg.), Rechtsvergleichung mit Japan - 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen (Carl Heymanns Verlag, April 2017), S. 179-188.
  - ・「共謀罪の何が問題か」（特別企画　いまこそ立憲主義の意義を問う）法律時報 89 巻 10 (1116)号（2017 年 9 月）76-81 頁

・「『共謀罪法』は何が危険か」人権と部落問題 906 号（2017 年 12 月）21-28 頁
・「アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題――刑法・比較法の視点から――」日本スポーツ法学会年報 24 号（2017 年 12 月）18-29 頁
・「共謀罪立法と死刑制度」身同 37 号（2017 年 12 月）103-113 頁
・「医学研究規制における人と動物の区別」文明と哲学 10 号（2018 年 3 月、こぶし書房）208-216 頁

● 平成 30 年度
・Über die Problematik der "Advance Directives" in Japan - Patientenverfügung und ärztliche Behandlung am Lebensende, in: Christian Schwarzenegger/Makoto Ida (Hrsg.), Autonomie am Lebensende – Kultur und Recht, Die aktuelle Diskussion in der Schweiz und in Japan, Dike Verlag (Juni 2018), S. 125-133.
・Zunahme und Schwierigkeiten der Altersdelinquenz in Japan, in: Wolfgang Mazal/Takashi Muranaka （Hrsg.), Österreich - Japan. Alt und Jung: Diversität in Aging Societies (März 2019), S. 21-29.

③ その他

● 平成 26 年度
・「自招防衛」山口厚=佐伯仁志編『刑法判例百選 I 総論［第 7 版］』54-55 頁（2014 年 8 月）
・「無銭飲食・宿泊」山口厚=佐伯仁志編『刑法判例百選 II 各論［第 7 版］』106-107 頁（2014 年 8 月）
・「仲道祐樹著『行為概念の再定位――犯罪論における行為特定の理論――』（成文堂、2013）を読んで」理論刑法学の探究 7 号（2014 年 6 月）217-241 頁
・小畑郁=高山佳奈子=藤谷武史=横山美夏=山元一「グローバル化による法の変容」〔座談会〕法律時報 1078 (2014 年 10 月）号 76-89 頁
・「越智萌『移行期正義における刑事司法の多元的な取組み――旧ユーゴスラヴィア地域における国際・半国際・国内的な戦争犯罪等訴追の 20 年』」（書評）法律時報 87 巻 1 号（2015 年 1 月）118-120 頁
・「平成 26 年版犯罪白書を読んで――特集部分に関して」（特集「窃盗事犯者と再犯」）法律のひろば 68 巻 1 号（2015 年 1 月）13-21 頁
・Landesreferat zum Thema des strafrechtlichen Umgangs mit Produktgefahren in Japan, in: Georg Freund / Frauke Rostalski (Hrsg.), Strafrechtliche Verantwortlichkeit für Produktgefahren. Internationales Symposium vom 18.-20. Juli 2013 an der Philipps-Universität Marburg mit Beiträgen aus China, Deutschland, Japan, Spanien, Taiwan und der Türkei (Peter Lang), Februar 2015, S. 73-81

● 平成 27 年度
・「メディアとしてのドイツ法」文明と哲学（日独文化研究所年報）7 号（2015 年 4 月）155-159 頁
・（書評）グンター・アルツト「見えすいた大量欺罔による詐欺」立命館法学 359 (2015 年 1）号（2015 年 6 月）356-362 頁

● 平成 28 年度
・「政治家によるメディアへの圧力は犯罪とならないのか」世界 2016 年 5 月号 78-81 頁
・「『休暇』から日本の死刑制度を視る」京都にんじんの会編『死刑映画・乱反射』8-13 頁（2016 年 5 月、インパクト出版会）
・「グローバル化社会における法学教育」法律時報 88 巻 8 (2016 年 7 月）号 52-57 頁
・「一審判決事実認定を前提とする意見書」稲田龍示編『ある為替デリバティブ裁判の記録』（2016 年 8 月、展転社）276-286 頁
・「風営法裁判と法益保護の原則」浅田和茂先生古稀祝賀論文集（上巻）839-857 頁（2016 年 9 月、成文堂）
・「放火及び失火の罪」西田典之=山口厚=佐伯仁志編『注釈刑法第 2 巻　各論（1)』172-238 頁（2016 年 12 月、有斐閣）

● 平成 29 年度
・「国際刑事法と国内法の関係」（刑法学会ワークショップ記録）刑法雑誌 56 巻 3 号（2017 年 7 月）500-504 頁

● 平成 30 年度
・「共謀罪に関する罪刑法定主義上の問題点」小池振一郎・米倉洋子・山田大輔編『共謀罪コンメンタール――組織犯罪処罰法 6 条の 2 の徹底解説と対応策』（現代人文社、2018 年 6 月）209-215 頁
・「グローバル化社会における法学教育」山元一・横山美夏・高山佳奈子編『グローバル化と法の変容』（2018 年 7 月、日本評論社、全 292 頁）223-236 頁
・Prof. Bassiouni and International Criminal Law in Japan, in: José-Luis de la Cuesta/Raynald Ottenhof/Jean-François Thony (eds.), Cherif Bassiouni (1937-2017). Cherif's Friends. In Memoriam. (September 2018, The Siracusa International Institute for Criminal Justice and Human Rights), pp. 91-92.
・「海外へのアップロードと日本の刑法の適用」メディア判例百選（第 2 版）（2018 年 12 月）248-249 頁
・「刑法学の立場から」（シンポジウム「凶悪犯罪の発生を防ぐことはできるか」指定討論）犯罪心理学研究 56 巻特別号 223 頁（2019 年 3 月）
・「事後的保安監置の可否――服役後有罪とされた犯罪事実に基づき、監置の継続を決定する制度は条約 5 条に違反する」小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二編『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』（2019 年 3 月）234-238 頁

(2) 学会報告・講演等

- 平成 26 年度
  - ・日本刑法学会関西部会にて報告「経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト」（甲南大学、2014 年 7 月 27 日）
  - ・ゲッティンゲン大学比較刑法シンポジウムにて報告「Warum ist in Japan die klassische Verbrechenslehre immer noch einflussreich?」（2014 年 8 月 19 日）
  - ・チューリッヒ大学医事刑法シンポジウムにて報告「Über die Problematik üder „Advance Directives" in Japan Patientenverfügung und ärztliche Behandlung am Lebensende」（2015 年 3 月 20 日、慶應義塾大学）
- 平成 27 年度
  - ・華中科技大学にて招待講演「科学技術と刑事規制」（2015 年 9 月 9 日）
  - ・武漢大学にて招待講演「犯罪論体系と比較法研究」（2015 年 9 月 10 日）
  - ・独日ポーランド・トルコ刑法シンポジウムにて報告「Mangel am Embryonenschutz」（2015 年 9 月 17 日、クラコフ大学）
  - ・台湾更生保護 50 周年記念シンポジウムにて報告「Japan's Trend and Development on Rehabilitation and Protection」（2015 年 11 月 12 日、台湾更生保護会）
  - ・同志社大学・ハーゲン通信大学シンポジウムにて報告「Rückwirkung der geänderten Rechtsprechung und Vertrauensschutz in Japan」（2015 年 11 月 21 日）
  - ・カンボジア比較法学会にて報告「Theoretical and Practical Approaches to Corporate Criminal Liability in Japan」（2016 年 2 月 20 日）
- 平成 28 年度
  - ・ヴュルツブルク大学刑法シンポジウムにて報告「Sexualstrafrecht. die Diskussionslage in Japan」（2016 年 9 月 9 日）
  - ・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Hasskriminalität und Japan」（2016 年 9 月 14 日）
  - ・日蘭法学研究集会にて報告「The Fourth Industrial Revolution and Japan」（2016 年 10 月 17 日、京都大学）
  - ・日本スポーツ法学会大会にて報告「アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題――刑法・比較法の視点から――」（2016 年 12 月 17 日、東洋大学）
  - ・日本フンボルト会関西支部総会記念シンポジウム報告「遺伝子編集とドーピングの背景にある人間改造に対する倫理問題――法学からの問題提起――」（2017 年 2 月 12 日、同志社大学）
- 平成 29 年度
  - ・ハンブルク大学・京都大学シンポジウムにて報告「Corporate Compliance and Criminal Law」（2017 年 6 月 7 日、ハンブルク大学）
  - ・全国憲法研究会にて報告「共謀罪の何が問題か」（2018 年 7 月 1 日、日本大学）
  - ・日本学術会議「法学分野における国際交流のあり方を考える分科会」にて報告「アジア諸国の動向と比較刑法学のグローバル化」（2018 年 7 月 15 日、慶應義塾大学）
  - ・台湾大学法学部にて講演「日本における古典的体系の意義」（2018 年 3 月 12 日、台湾大学）
  - ・輔仁大学法学部にて講演「日本の共謀罪立法とグローバル監視社会」（2018 年 3 月 14 日、輔仁大学、台湾）
  - ・台湾大学法学部にて講演「刑罰目的論と刑罰・量刑制度」（2018 年 3 月 14 日、台湾大学）
  - ・台湾司法院にて講演「TATTOO は医師法違反か」（2018 年 3 月 15 日、台湾司法院）
  - ・台湾大学法学部にて講演「現代的な犯罪類型と保護法益」（2018 年 3 月 15 日、台湾大学）
  - ・台湾大学法学部にて講演「外国・国際法と刑事立法」（2018 年 3 月 16 日、台湾大学）
  - ・台湾大学法学部にて講演「日本における私事への刑事的規制の拡大」（2018 年 3 月 17 日、台湾大学）
  - ・台湾死刑廃止連盟にて講演「日本における死刑の諸問題と近年の取組み」（2018 年 3 月 17 日、台湾死刑廃止連盟）
- 平成 30 年度
  - ・ボーフム大学シンポジウムにて報告「Herausforderungen der Betrugsstrafbarkeit in einer vernetzten Gesellschaft」（ボーフム大学、2018 年 7 月 6 日）
  - ・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Strafrechtlicher Schutz von Betriebs- und Geschäftsgeheimnissen」（ウィーン大学、2018 年 9 月 11 日）
  - ・京都大学・ハンブルク大学シンポジウムにて報告「Transnationally Induced Criminal Law Reform: Pitfalls and Challenges」（京都大学、2018 年 10 月 10 日）
  - ・日独文化研究所公開シンポジウムにて報告「持続可能な法秩序の構築」（2018 年 11 月 25 日、京都教育文化センター）
  - ・鹿児島大学法学会にて講演「共謀罪立法と憲法・国際法の諸原則」（2018 年 12 月 13 日、鹿児島大学法文学部）
  - ・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Regulierung der Genom-Editierung an menschlichen Embryonen」（ウィーン大学、2019 年 3 月 25 日

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成 26 年度
  - ・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「複数人・組織の関わる過失不作為犯における問責対象の特定に関する総合的検討」研究代表者・塩見淳（課題番号 25285023、平成 25 年度～平成 27 年度）に研究分担者として参加

・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 24530070、平成 24 年度～平成 26 年度）に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」研究代表者・山元一（課題番号 24530031、平成 24 年度～平成 26 年度）に研究分担者として参加
・（研究集会）アジア犯罪学会「東アジアの経済刑法」セッションに指定討論者として参加（大阪商業大学、2014 年 6 月 29 日）
・（研究集会）第 19 回国際刑法会議第 2 セクションに日本報告者として参加（リオデジャネイロ法曹会館、2014 年 8 月 31 日～9 月 6 日）
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに報告者として参加（ウィーン大学、2014 年 9 月 15～17 日）
・（研究集会）日中経済刑法研究会を主催（京都大学、2014 年 11 月 8 日）
・（研究集会）チューリッヒ大学医事刑法シンポジウムに報告者として参加（2015 年 3 月 20 日、慶應義塾大学）

● 平成 27 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「複数人・組織の関わる過失不作為犯における問責対象の特定に関する総合的検討」研究代表者・塩見淳（課題番号 25285023、平成 25 年度～平成 27 年度）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と刑事制度の変容」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 15K03172、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究代表者・山元一（課題番号 15H03304、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究分担者として参加
・（研究集会）武漢大学法学院・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2015 年 9 月 10 日）
・（研究集会）独日ポーランド・トルコ刑法シンポジウムに報告者として参加（クラコフ大学、2015 年 9 月 14～15 日）
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに報告者として参加（京都大学、2015 年 9 月 15～16 日）
・（研究集会）台湾更生保護 50 周年記念シンポジウムにて報告「Japan's Trend and Development on Rehabilitation and Protection」（2015 年 11 月 12～13 日、台湾更生保護会）
・（研究集会）同志社大学・ハーゲン通信大学シンポジウムにて報告「Rückwirkung der geänderten Rechtsprechung und Vertrauensschutz in Japan」（2015 年 11 月 21 日）
・（研究集会）カンボジア比較法学会にて報告「Theoretical and Practical Approaches to Corporate Criminal Liability in Japan」（2016 年 2 月 20～21 日）

● 平成 28 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と刑事制度の変容」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 15K03172、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究代表者・山元一（課題番号 15H03304、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究分担者として参加
・（研究集会）華東政法大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2016 年 5 月 6 日）
・（研究集会）ヴュルツブルク大学刑法シンポジウムにて報告者として参加（2016 年 9 月 7～9 日）
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに報告者として参加（ウィーン大学、2016 年 9 月 12～14 日）
・（研究集会）第 20 回国際刑法会議第 2 セクション準備会に討論者として参加（北京師範大学、2016 年 9 月 23～24 日）
・（研究集会）日蘭法学研究集会に報告者として参加（京都大学、2016 年 10 月 17～19 日）
・（研究集会）日本スポーツ法学会第 24 回大会シンポジウムに報告者として参加（中央大学、2016 年 12 月 17 日）
・（研究集会）東アジア法律家会議に討論者として参加（立命館大学、2017 年 3 月 24～25 日）

● 平成 29 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と刑事制度の変容」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 15K03172、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究代表者・山元一（課題番号 15H03304、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究分担者として参加
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに司会・通訳・討論者として参加（京都大学、2017 年 9 月 11～13 日）
・（研究集会）武漢大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2017 年 9 月 30 日）

・（研究集会）華東政法大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2017 年 11 月 11 日

● 平成 30 年度

・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 18K01313、平成 30 年度～令和 2 年度）に研究代表者として参加

・（研究集会）日本刑法学会第大会ワークショップ「風営法の刑事規制と社会への影響」にオーガナイザーとして参加（関西大学、2018 年 5 月 27 日）

・（研究集会）比較刑事法コロキウム「Impact of International Exchange on National Criminal Law – Recent Development in Asia –」を主催（福岡ガーデンパレス、2018 年 7 月 25 日）

・（研究集会）日本犯罪心理学会第 56 回大会全体シンポジウム「凶悪犯罪の発生を防ぐことはできるか」に指定討論者として参加（2018 年 12 月 8 日、奈良県文化会館）

・（研究集会）日本学術会議公開シンポジウム「伝統文化と科学・学術の新たな出会い」に運営委員として参加（2018 年 12 月 22 日、京都府立大学歴彩館）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・刑法 2B（後期 2 単位）／刑法研究 2B（後期 2 単位）：ドイツ語文献を用いて、ドイツの刑法総論および刑罰論における主要な問題を検討した。

（法曹養成専攻）

・刑法総合 1-②（前期 2 単位）刑法総論（未遂犯論まで）の解釈論上または実務上特に重要な問題を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

・刑法総合 2-③（後期 2 単位）：刑法総論（共犯論・罪数論）および刑法各論の解釈論上または実務上特に重要な問題を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

・刑法の基礎 1（前期 2 単位）：刑法総論（未遂犯論まで）に関する基本的な解釈論および実務の状況を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

・刑法の基礎 2（後期 2 単位）：刑法総論（共犯論・罪数論）および刑法各論に関する基本的な解釈論および実務の状況を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・刑法 1（通年 4 単位）／刑法研究 1（通年 4 単位）：ドイツにおける最近の議論を参考にして、犯罪論の基本的問題を検討した。

（法曹養成専攻）

・刑法総合 1-①（前期 2 単位）刑法総論（未遂犯論まで）の解釈論上または実務上特に重要な問題を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

・刑法総合 2-②（後前期 2 単位）：刑法総論（共犯論・罪数論）および刑法各論の解釈論上または実務上特に重要な問題を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・外国文献研究（前期 2 単位、ドイツ語）：ドイツ連邦共和国基本法（憲法）に関する一般市民向け原典テキストの講読を通じて、日本法との比較検討を行った。

・刑法演習（後期 2 単位）：新しい論点や興味深い事実関係を含む最近の判例をとり上げて発展的・先端的な議論を学ばせるとともに、理論的な対立の背景や狙いの相違を検討した。

● 平成 30 年度

・法学入門 I（前期 2 単位、オムニバス講義）：刑法の基本的な考え方と制度に関する導入および実際のケースの紹介を行った。

・刑法演習（後期 2 単位）：刑法総論の重要な論点に関する最近の最高裁判例を取り上げて検討した。

・刑法第二部（後期 4 単位）：刑法典第 2 編および主な特別刑法に規定された犯罪の成立要件に関する解釈を検討した。

・法学部基礎演習（後期 2 単位、佐々木健教授と合同）：イェーリング『権利のための闘争』（村上淳一訳）の輪読を通して、歴史的および現代の法制度の考え方を比較検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  名古屋大学非常勤講師
  兵庫県阪神シニアカレッジ講師
  京都府「子どもの知的好奇心をくすぐる体験授業」講師
- 平成 30 年度
  名古屋大学非常勤講師
  兵庫県阪神シニアカレッジ講師
  京都府「子どもの知的好奇心をくすぐる体験授業」講師

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  日本学術会議会員
  文部科学省　科学技術・学術審議会臨時委員
  経済産業省　産業構造審議会臨時委員
  京都府青少年健全育成審議会委員
- 平成 30 年度
  日本学術会議会員
  文部科学省　科学技術・学術審議会臨時委員
  京都府青少年健全育成審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本刑法学会会員（理事：21.5.30～）
  日独法学会会員（理事：21.10.31～）
  日本フンボルト協会会員（理事：23.6.29～、常務理事：27.7.1～）
  国際刑法学会会員（本部事務総長補佐：16.9.19～）
  国際社会防衛学会会員（事務総長アジア担当補佐：24.11.23～）
  比較法国際アカデミー準会員（23.6～）
  ドイツ比較法学会連携会員（28.6.～）
  国際人権法学会会員（28.11～）
- 平成 30 年度
  日本刑法学会会員（理事：21.5.30～）
  日独法学会会員（理事：21.10.31～）
  日本フンボルト協会会員（理事：23.6.29～、常務理事：27.7.1～）
  国際刑法学会会員（本部事務総長補佐：16.9.19～）
  国際社会防衛学会会員（事務総長アジア担当補佐：24.11.23～）
  比較法国際アカデミー準会員（23.6～）
  ドイツ比較法学会連携会員（28.6.～）
  国際人権法学会会員（28.11～）

Ⅲ－4　受賞の状況

- 平成 30 年度
  フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞

Ⅳ　今後の研究計画と展望

従来の研究テーマについて、業績をできるだけ早くまとまった形で整理して公刊したい。また、医事刑法等に関する保護法益論、および、企業活動にかかわる一定の犯罪類型について、それぞれ日本とドイツでいくつかの論文を公刊する予定である。

ドイツ刑法の影響を受けているアジアを中心とした諸国の若手刑事法研究者との国際学術交流を開始しており、今後も拡大して進めたいと考えている。

建林　正彦　TATEBAYASHI Masahiko　教　授　政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

マルチレベルの政治制度と政党組織の関係に関して、比較政治の観点から研究してきた。また日本において、国政と地方の執政制度、選挙制度の組み合わせがいかなる政治的帰結をもたらすかについて、特にそれらが政党組織と議員行動に及ぼす効果について、議員調査等、様々なデータを用いつつ分析してきた。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
・『政党政治の制度分析―マルチレベルの政治競争アリーナにおける政党組織』千倉書房.

② 論文

● 平成 27 年度
・「政権交代と国会議員の政策選択 ： 2012 年選挙における自民党議員の政策選好」『選挙研究』30 (2), 19－34 頁.

● 平成 28 年度
・「マルチレベルの政治競争アリーナにおける議員と政党」『公共選択』66, 26-48 頁.
・「政党研究における自民党というモデル」『法学論叢』179 (4), 1-21 頁.

● 平成 30 年度
・「比較議員研究への一試論：京都大学・読売新聞共同議員調査の分析を通じて」『レヴァイアサン』63 号 42－65 頁.

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・報告「自民党議員の政策指向に見る連続と変化」日本選挙学会・共通論題「自民党政治における連続と変化」（2014 年 5 月 17 日、早稲田大学）

● 平成 27 年度
・報告「政党研究における自民党というモデル」日本政治学会・分科会 A-2「自民党政治の現在―多様なアプローチからの考察」（2015 年 10 月 10 日、千葉大学）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「選挙ガバナンスの比較研究」（代表者　大西　裕）の研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「議事運営と議会活性化に関する研究」（代表者　待鳥聡史）の研究分担者

● 平成 27 年度～平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（B）「議員交代比率の要因と帰結に関する比較研究」（代表者）

● 平成 29 年度～平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「支援・再分配政策がもたらす外部効果の政治経済分析」（代表者　河野勝）の研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）
・政治学演習（通年 4 単位）Gary Cox の著作を中心に講読し、政党研究の発展を研究者の研究戦略と併せて検討した。

（公共政策大学院）
・公共政策論 A（前期 2 単位）公共選択論、社会科学の方法論、制度論政治学への導入を、グループ実習を交えて行った。
・政党と選挙（前期 2 単位）政党政治、選挙政治に関連する最新の研究論文を講読し、内容と方法について検討を加えた。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・政治学演習（通年 4 単位）John Carey, Scott Morgenstern の著作を中心に講読し、政党研究の発展を研究者の研究戦略と併せて検討した。
（公共政策大学院）
・公共政策論 A（前期 2 単位）公共選択論、社会科学の方法論、制度論政治学への導入を、グループ実習を交えて行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・政治原論（後期 4 単位）：日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。
・政治原論演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：現代日本政治分析に関する諸論文を手掛かりとして、各自のテーマ設定、研究報告を行った。
● 平成 30 年度
・政治原論（後期 4 単位）：日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。
・政治原論演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：現代日本政治分析に関する諸論文を手掛かりとして、各自のテーマ設定、研究報告を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 30 年度
・日本の法と政治（全学共通科目）（前期 2 単位を 3 人でリレー講義）
日本の政党政治、選挙政治に関する紹介を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本選挙学会
日本政治学会
日本比較政治学会
● 平成 30 年度
日本選挙学会
日本政治学会
日本比較政治学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

政治制度の組み合わせが政治家に及ぼすインセンティブとその帰結について、様々な角度から分析を続けていきたい。従来の研究では、政治制度の組み合わせには一定のパターンがある（多数決型かコンセンサス型か）という考え方が有力であったが、そうした類型化による議論を克服するような研究進展を目指す。

土井　真一　DOI Masakazu　教　授　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

第1に、司法権の本質、付随的違憲審査制、違憲審査基準論及び憲法判断の範囲・方法について、法の支配の観点から考察し、その成果をまとめる方向で研究を進めている。第2に、基本的人権の基礎理念としての個人の尊重原理について検討するとともに、生命、自由及び幸福追求に対する権利や適正手続の保障などについて考察している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・長谷部恭男編・川岸令和・駒村圭吾・阪口正二郎・宍戸常寿・土井真一著『注釈日本国憲法（2)』(有斐閣) 63－160 頁

● 平成 30 年度
・土井真一編著『憲法適合的解釈の比較研究』(有斐閣) 213－272 頁

② 論文

● 平成 26 年度
・「法曹養成制度の理念と司法試験予備試験の在り方」法の支配 174 号 93－107 頁

● 平成 27 年度
・「中教審高大接続答申から考える―大学入学者選抜制度の改革を着実に実現するために」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『高大接続改革にどう向き合うか』(東北大学出版会) 7-31 頁

● 平成 29 年度
・「法の支配」宍戸常寿・林知更『総点検日本国憲法の 70 年』(岩波書店) 28－39 頁

● 平成 30 年度
・「憲法改正規定の改正について―清宮四郎教授の所説を中心に―」初宿正典先生古稀祝賀『比較憲法学の現状と展望』(成文堂) 241－270 頁

③ その他

●平成 28 年度
・「座談会　特別活動で育む社会参画の態度について考える」初等教育資料 942 号 52－59 頁
・「憲法教育・法教育の視点から考える主権者教育」福井県法教育推進協議会編著『法教育のフロンティア―『学力全国トップクラス』福井からの発信』(日本文教出版) 94－101 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 26 年度
・「これからの社会と学校教育」平成 26 年度第 2 回近畿地区高等学校校長協会連絡協議会講演（平成 27 年 1 月、大津）

●平成 27 年度
・「立憲主義教育―憲法の基礎を学ぶ」全国公民科・社会科教育研究会全国研究大会講演（平成 27 年 7 月、東京都）

●平成 28 年度
・「『主権者教育』を考える」京都弁護士会法教育センター設立記念シンポジウム（平成 28 年 9 月、京都市）
・「政治的教養を育む教育（主権者教育）を考える」京都市中学校教育研究会社会科部会研究会（平成 29 年 2 月、京都市）

●平成 29 年度
・「新科目『公共』の基本構想について」全国公民科・社会科教育研究会全国研究大会（平成 29 年 6 月、東京都）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 26 年度
・科学研究費基盤研究（C）（一般）「憲法適合的解釈の国際比較－「日本型違憲審査制」の構築にむけて－」
・科学研究費基盤研究（B）〔一般〕「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「法・心理・教育研究者協同による小学生の発達段階に対応する法教育プログラム開発」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

● 平成 27 年度
・科学研究費基盤研究（C）（一般）「憲法適合的解釈の国際比較－「日本型違憲審査制」の構築にむけて－」
・科学研究費基盤研究（B）〔一般〕「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代中・高生の『法認識』の実態に調整する法教育プログラムの開発」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

● 平成 28 年度
・科学研究費基盤研究（C）（一般）「憲法適合的解釈の国際比較－「日本型違憲審査制」の構築にむけて－」
・科学研究費基盤研究（B）〔一般〕「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」

・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代中・高生の『法認識』の実態に調整する法教育プログラムの開発」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

● 平成 29 年度
・科学研究費基盤研究（C）（一般）「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」
・科学研究費基盤研究（B）〔一般〕「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代中・高生の『法認識』の実態に調整する法教育プログラムの開発」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

● 平成 30 年度
・科学研究費基盤研究（C）（一般）「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」
・科学研究費基盤研究（B）（一般）「現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・憲法 1A（前期 2 単位）：アメリカにおける司法判断適合性と救済に関する文献を講読した。
・憲法研究 A（前期 2 単位）：司法判断適合性と救済の関係について検討を行った。
・外国法文献読解（前期 1 単位）：アメリカ最高裁判例の読み方について検討を行った。
（法曹養成専攻）
・公法総合 3（前期 2 単位×2）：基本的人権と憲法訴訟に関する発展的な課題について検討を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・憲法 1B（後期 2 単位）：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する文献を講読した。
・憲法研究 B（後期 2 単位）：Intellectual Privacy の保障について検討を行った。
（法曹養成専攻）
・公法総合 2（後期 1 単位）：憲法訴訟の基本問題について検討を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・憲法第 1 部（前期 4 単位）：憲法総論及び統治機構に関する基本問題について講義を行った。

● 平成 30 年度
・憲法第 2 部（後期 4 単位）：基本的人権に関する基本問題について講義を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
文部科学省　中央教育審議会臨時委員（初等中等教育分科会・大学分科会）
滋賀県教育委員会委員
京都府　個人情報保護審議会会長
関西広域連合情報公開審査会・個人情報保護審議会委員
日本土地家屋調査士会連合会　学術顧問

● 平成 30 年度
文部科学省　中央教育審議会臨時委員（初等中等教育分科会・大学分科会）
文部科学省　国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議委員
滋賀県教育委員会委員
日本土地家屋調査士会連合会　学術顧問

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本公法学会会員（理事）
  法と教育学会会員
- 平成 30 年度
  日本公法学会会員（理事）
  法と教育学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

法の支配と司法権に関する問題及び適正手続の保障について重点をおいて研究を行うとともに、憲法の体系的な解釈をまとめるように努力をしたい。

中西　　寛　　NAKANISHI Hiroshi　　教　授　　国際政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

20 世紀以降の国際政治の諸側面に様々な角度からアプローチしている。特に、第一次世界大戦からパリ講和会議にかけて生まれた国際政治観に関する研究、1950 年代のアジア・太平洋地域の国際関係の文脈の中での日米安保体制の形成、現在の日本の安全保障を巡る諸問題に重点を置いている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 28 年度
  - （五百旗頭真との共編著）『高坂正堯と戦後日本』（中央公論新社、2016）
- 平成 29 年度
  - 伊藤之雄・中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち　明治維新から敗戦後の秩序変容まで』（京都大学学術出版会、2018）

② 論文

- 平成 26 年度
  - "Japan in Transition in the 2010: From a Civilizational Perspective," Akio Watanabe ed., Japan under the Power Shift: Its security in the 2010s, (the National Institute for Defense Studies, 2014), pp.31-48
  - 「再臨、あるいは失われた可能性の時代」『アステイオン』080、2014 年、12-35 ページ
  - 「2010 年代　世界と日本の位置――文明論の視角から」渡邊昭夫・秋山昌廣編著『日本をめぐる安全保障　これから 10 年のパワー・シフト　その戦略環境を探る』（亜紀書房、2014）、58－78 ページ
  - 「日本の国家安全保障――歴史的条件から考える」遠藤誠治・遠藤乾責任編集『安全保障とは何か』（岩波書店、2014),91-120 ページ
- 平成 27 年度
  - 「グローバル・カオス――複雑化する国際政治の構造」『ブリタニカ国際年鑑 2015 年版』(2015、ブリタニカ・ジャパン)、pp.122-126
  - "Reorienting Japan? Security Transformation under the Second Abe Cabinet," Asian Perspective Vol.39, No.3, (2015), 405-421
  - "The Structural Change and Future of Japan-South Korea Relations: A Japanese Perspective," EAF Policy Debate No.34, PUBLISHER: East Asia Foundation DATE: September 15th, 2015
  - 「戦後 70 年のアジアと日本」『東亜』No.581（2015 年 11 月号）、10-19 ページ
  - "Military Cooperation and Territorial Disputes: The Changing Face of Japan's Security Policy," Frank Baldwin and Anne Allison eds., Japan: The Precarious Future, SSRC and New York University Press, 2015, pp.236-260
- 平成 28 年度
  - 「権力政治のアンチノミー」五百旗頭真・中西寛編『高坂正堯と戦後日本』（中央公論新社、2016）189-225 ページ
  - 「現代国際政治の思想的背景－京都学派の世界像からの示唆」東郷和彦・森哲郎・中谷真憲編『日本発の「世界」思想　哲学／公共／外交』（藤原書店、2017）pp.262-283

● 平成 29 年度
・「世界秩序の再構成と日米同盟の役割」田中明彦・日本経済研究センター編『提言日米同盟を組み直す　東アジアリスクと安全保障改革』（日本経済新聞出版社、2017）、59-85
・(with Takuya Sasaki),"The 1950s: Pax Americana and Japan's Postwar Resurgence," Makoto Iokibe and Tosh Minohara (English translation), The History of US-Japan Relations: From Perry to the Present, (Palgrave Macmillan, 2017), pp.127-148
・「融解する戦後秩序の来歴と課題」『Research Bureau 論究』第 14 号 (2017.12)pp.12-19
・「戦後秩序の動揺と日本外交の課題」『国際問題』No.668（2018 年 1，2 月号）、pp.18-27
・「近代国家日本の軌跡ーー「文明標準」とその解体の中で」伊藤之雄・中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち　明治維新から敗戦後の秩序変容まで』（京都大学学術出版会、2018/3）7－28 ページ
● 平成 30 年度
・「加速化する国際秩序の変動と日本外交の課題」『治安フォーラム』2018 年 10 月号(24 巻 10 号）pp.30-38
・「変動する東アジア情勢と日本の役割」『東亜』No.617 2018 年 11 月号、pp.10-19
・「日本外交における『自由で開かれたインド太平洋』」『外交』52 号（2018/11-12）、pp.12-19

③ その他

● 平成 26 年度
・（対談　高坂節三）「教育」京都新聞社編『日本人の忘れもの　京都、こころ、ここに』（京都新聞出版センター、2014）、pp.170-173
・「（揺らぐ国際秩序（中））第 1 次大戦前　不吉な相似 」『日本経済新聞』「経済教室」2014 年 4 月 16 日
・「日本の安全保障－改革と課題－」『治安フォーラム』2014 年 6 月号、pp.42-51
・「半歩遅れの読書術」『日本経済新聞』2014 年 5 月連載（4 回）
・「帝国主義の幻影を追う国と恐れる国」『中央公論』2014 年 8 月号、pp.76-81
・「高坂正堯先生の日本への思い」上廣倫理財団編『わが師・先人を語る 1』（弘文堂、2014）、149-180 ページ
・「国際政治の激変と日本の外交・安全保障政策」『防衛学研究』第 51 号（2014 年 9 月）、3-18 ページ
・「救われ、励まされた思い出（粕谷一希氏追悼）」『環』59 巻（2014 年秋）、pp.108-9
・「変動する国際政治と日本の安全保障」『木曽教育』90 号（2015 年 3 月）、pp.30-68
・『毎日新聞：時代の風』連載：「国際政治の宣伝戦」2014 年 4 月 13 日、「ゴジラの夏」201 年 8 月 31 日、「軍事力だけでは勝てぬ」2014 年 10 月 5 日
・『産経新聞：正論』寄稿「東アジア変わりて日朝関係動く」2014 年 7 月 17 日、「構造改革こそが選挙後の課題だ」2014 年 12 月 9 日
・『週刊エコノミスト』書評：『暴露　スノーデンが私に託したファイル』（2014 年 7 月 8 日）、『現代日本政治史――政治改革と政権交代』（2014 年 10 月 27 日）、『ビッグ・データの罠』（2015 年 1 月 20 日）
● 平成 27 年度
・『現在の国際情勢をどう見るか』『ぐんま経済』（講演録）No.382、2015 年 4 月号、pp.8-17
・「勢力圏競争が抱え込む不確実性：超カオス時代の大国間政治」『中央公論』2015 年 6 月号、pp.88-93
・「救われ、励まされた思い出（粕谷一希氏追悼）」藤原書店編集部編『名伯楽　粕谷一希の世界』（藤原書店、2015)）136－7 ページ
・「国際社会における日本のあり方」公益財団法人世界人権問題研究センター『創立 20 周年記念式典・シンポジウム』(20151022)
・「2010 年代国際秩序の転換期における日本の課題」『公明』2016 年 1 月号、32-39 ページ
・「安保法制論議に見る憲法解釈問題の意義」『修親』（2016 年 2 月号）、pp.6-9
・「日本外交『収穫』のとき」『外交』Vol.35, (Jan.2016)、pp.14-16
・『産経新聞　正論』「高まるアジアの「国際秩序」競争」2015.4.30、「大国間戦争を回避する集団防衛」2015.7.3、「力の誇示に頼る中国外交の限界」2015.10.7、「北朝鮮「水爆実験」悪行は断ち切れるか」2016.1.13、「日常生活で人工知能は人間と協働できるのだろうか」2016.3.29
・『毎日新聞　時代の風』連載：「戦後 70 年」2015/8/16、「失敗続く五輪準備」2015/9/20、「指導力発揮するドイツ」2015/10/25、「パリ同時テロ」2015/11/29、「日本の家族像」2016/1/10、「政治経済、揺らぐ自信」2016/2/14、「東日本大震災から 5 年」2016/3/20
● 平成 28 年度
・「プラハから広島へーー「核なき世界」は近づいたのか」『中央公論』2016 年 7 月号、pp.80-86
・「日本と国連－京都から世界平和を願って」パネリスト神余隆博編『本と国連－京都から世界平和を願って』（関西学院大学出版会、2016）pp.23-66
・『当代日本中国研究（第 5 辑政治対外关系）』社会科学文献出版社、2016-03-01、pp.215-6
・「世界が備えるべきシナリオとは何か　不確実性はさらに高まる」『中央公論』2017 年 1 月号　80-83 ページ
・「現代世界の見方と日本文化の力」『国際文化研修』2017 冬　Vol.94、pp.6-11
・「復刊にあたって」高坂正堯『外交感覚　時代の終わりと長い始まり』（千倉書房、2017/2）pp.iii-vi

・「空洞化する戦後秩序～米大統領選を背景として～」『木曽教育』92 号(2017 年 3 月）p.30
・『産経新聞　正論』:「オバマ氏広島訪問にかすむ「伊勢志摩サミット」」2016.5.25、「「保守分裂」が招いた英離脱」2016.7.5、「露中韓、G20、アフリカ…活発外交も楽観戒め正念場へ備えよ」2016.9.2、「「回り回って」米の国益につながる」2016.11.18、「日米関係に過度な楽観は禁物」2017.3.8、「マクロン氏は「救世主」となるか」2017.5.11
・『毎日新聞　時代の風』連載 :「オバマ大統領のレガシー」2016/5/1、「参議院の役割」2016/6/12、「「生前退位」報道」2016/7/24、「オリンピックが映す国際政治」2016/9/4、「迫る大統領選」2016/10/16,「トランプ氏勝利」2016/11/27、「流動化する北朝鮮　国際環境変化に備えを」2017/02/26

● 平成 29 年度
・「シリーズ憲法 70 年「護憲」「改憲」ーー9 条を考える　対談　中西寛・京都大教授、石川健治・東京大教授」『毎日新聞』2017 年 5 月 3 日
・朝日新聞社文化くらし報道部編『朝日書評大成 2001-2008』（三省堂、2017）
・「”戦後秩序の危機” の時代にどう向き合うか～歴史的な観点から考える」がんばろう日本『日本再生』第 460 号 2017 年 9 月 1 日（インタビュー）
・「北朝鮮問題は総選挙の争点か？」朝日新聞 Webronza20171017 掲載
（http://webronza.asahi.com/politics/articles/2017101500001.html?returl=http://webronza.asahi.com/politics/articles/2017101500001.html&code=101WRA）
・「新たな変革期に入った戦後秩序」『ディフェンス』（隊友会）55 号（2017/10）、p.11-18
・「戦後秩序の危機の時代にどう向き合うか～国際協調の再構築は可能か」『日本再生』第 464 号（2018 年 1 月 1 日）、pp.15-18
・「二〇一八年国際政治の展望」『國民會舘だより』32 号（2018 年 1 月 26 日）、pp.2-3
・『日本経済新聞「経済教室」』「トランプ氏とサミット　自由貿易を巡る議論焦点」（2017 年 5 月 29 日）
・『毎日新聞』「時代の風」「シリア攻撃が示す混迷」（2017 年 4 月 9 日）、「人工知能の未来」（5 月 21 日）「米パリ協定離脱が映す日本」（7 月 2 日）、「首相権力の担保と抑制」（8 月 13 日）、「深刻化するロヒンギャ問題」(9 月 24 日）「大国指導者が語る夢」（11 月 5 日）、「平成時代の終わりに」（12 月 17 日）、「平昌オリンピック　政治と祭典、矛盾直視を」（2 月 4 日）、「明治 150 年「疑獄」に学ぶ「対抗権力」（2018 年 3 月 18 日）、
・『産経新聞　正論』「マクロン氏は「救世主」となるか」（2017 年 5 月 11 日）「与党圧勝でも不満鬱積の恐れ」（10 月 6 日）、「貿易問題重視、中国の影響力拡大容認」（11 月 29 日）、「大国間競争は「細部」が左右する」（2018 年 2 月 3 日）

● 平成 30 年度
・「下村治　日本は江戸時代のような姿になるのがいい」『週刊文春　シリーズ昭和 7　完結篇　未来と人生を変える賢人 50 の予言』（文藝春秋、2018/4）pp.114-5
・「巻頭言　現代において戦略的思考は可能かーー国際政治の視点から」『戦略研究』22(2018)、pp.3-4
・「鼎談激変する安保環境 9 条といかに向き合うか」（大沼保昭・木村草太）『中央公論』2018 年 5 月号、pp.30-41
・「『国際文化研修』100 号発刊に寄せて」『国際文化研修』Vol.100 (2018Summer) p.7
・（対談）佐伯啓思・待鳥聡史「場当たり的対応をやめ、ポスト平成の青写真を描け」『中央公論』2018 年 10 月号、pp.26-37
・「解説　海を知りつくした提督の描く海洋地政学」ジェイムズ・スタヴリディス『海の地政学：海軍提督が語る歴史と戦略』（早川文庫、2018）pp.377-383
・「不透明さを増す国際政治と未来への展望」『愛』（公益財団法人アジア福祉教育財団）（2018.12）第 42 号、pp.3-7
・『毎日新聞　時代の風』「日英、現実認識は健全か　二つの島国「自己欺瞞症」」2019 年 02 月 24 日、「無意識の壁を取り払う「国語」と「日本語」の間」2019 年 01 月 13 日「英 EU 離脱協定案　政治無関心、皮肉な逆説」2018 年 11 月 25 日、「構造化する大国間の対立「米中冷戦」に備えを」2018 年 10 月 14 日、「防災から見た 9・11 テロ「技術の限界」自覚が必要」 2018 年 09 月 02 日、「新幹線で続く事件や異常　それは「文明のきしみ」か」2018 年 07 月 22 日、「警句から見る日本政治「大うそ」と「統計」の悪用」2018 年 06 月 10 日、「金正恩外交の勝利　恐怖後の「希望」に警戒を」2018 年 04 月 29 日
・『産経新聞　正論』「新防衛大綱の策定議論は十分か」2018/07/25、「終わりを迎えた「冷戦後」の時代」2018/12/26、「破局へと自らを導く英国政治」2019/02/08

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・6 月 10 日　"What we can read from the Ukrainian crisis about world politics," presentatation at the 12th Japan-Canada Symposium on Peace and Security Cooperation, June 9-10, 2014, pp.52-55

・9 月 3 日　“Opportunities and Challenges in the US-Japan Alliance”　U.S.-Japan Research Institute/The National Bureau of Asian Research　held at Washington DC

● 平成 27 年度

・"Reorienting Japan? Security Transformation under the Second Abe Cabinet," paper presented for the GSIS conference, Yonsei University, "Contested Regional International Order and the Abe Shinzo Effect," held on June 4th, 2015, at Yonsei University Graduate School of International Studies
国際法学会 2015 年度研究大会　2015/09/19「安全保障における現代的課題」部会「安全保障環境の変化と武力行使ーー国際政治の視点から」

● 平成 28 年度

・9 月 9 日　京大大阪クラブ講演「世界情勢をどう見るか――アメリカ大統領選を中心として」

● 平成 29 年度

・1 月 13 日　京都葵の会講演「2018 年の国際情勢の展望」
・10 月 21 日　京都大学法学部 ELCAS 講義

● 平成 30 年度

・11 月 2 日　国際政治学会 2018 年大会トランスナショナル I 分科会「＜書評会＞『「国際政治学」は終わったのか』（ナカニシヤ出版、2018 年 11 月刊行予定。以下、本書）から、日本の国際政治学の過去・現在・将来をグローバルな視野から考える」討論者
・11 月 5 日　京都大学丸ノ内交流会講演「国際政治の地殻変動と文明的変化」
・11 月 9 日　“Japan’s Indo-Pacific strategy: its origins and implications,” 中華民国国際関係学会（台湾）報告 Nov. 9, 2018
・1 月 14 日　”Japan’s policy in the age of US-China confrontation,” ベトナム外務省・東アジア・ASEAN 経済研究センター共催　ROUNDTABLE on “US -China Trade tensions: Impacts and Implications for Viet Nam”報告
・1 月 28 日　“The emergence of a liberal order and the limits of the Versailles Treaty,” 日本国際問題研究所・戦略問題研究所（仏）共催 Asia and Europe from the Versailles Treaty to the Present” 報告

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・笹川平和財団「日米同盟プロジェクト」安全保障分科会座長
・日本国際フォーラム「スマートパワー時代の日米同盟」研究会委員

● 平成 27 年度

・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・日本国際フォーラム「積極的平和主義の時代の日米同盟」研究会委員

● 平成 28 年度

・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・日本国際フォーラム「積極的平和主義の時代の日米同盟」研究会委員

● 平成 29 年度

・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・国際日本文化研究所共同研究会「東西文明論 ― 日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」メンバー
・日本国際問題研究所「領土・主権・歴史事業」

● 平成 30 年度

・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・国際日本文化研究所共同研究会「東西文明論 ― 日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」メンバー

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）
・国際政治学（通年 4 単位）：第一次世界大戦原因論に関して文献講読と討論を行った。
・国際政治学研究（通年 4 単位）：法政理論所属学生の研究論文の報告と意見交換を行った。

（公共政策大学院）
・安全保障概論（前期 2 単位）：安全保障の理論と政策についての講義形式の授業を行った。
・政策課題研究（後期 2 単位）：リサーチペーパー執筆のための研究倫理、調査方法、論文執筆等について演習形式で授業を行った。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）
・国際政治学（通年 4 単位）：　朝鮮半島をめぐる国際政治に関して文献講読と討論を行った。
・国際政治学研究（通年 4 単位）：法政理論所属学生の研究論文の報告と意見交換を行った。

（公共政策大学院）
・安全保障概論（前期 2 単位）：安全保障の理論と政策についての講義形式の授業を行った。
（法科大学院）
・国際政治の中の日本外交（前期 2 単位）：戦後国際政治と日本外交について演習形式の授業を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・国際政治学（後期 4 単位）：国際政治学の理論的分析と国際政治の諸問題を概観を講じた。
・国際政治学演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：3，4 回生を対象に、現代国際政治に関する文献講読、英語論文紹介、参加者の論文報告を行った。

● 平成 30 年度
・国際政治学（後期 4 単位）：国際政治学の理論的分析と国際政治の諸問題を概観を講じた。
・国際政治学演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：3，4 回生を対象に国際政治の現状に関する文献講読、参加者の論文報告を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
（公）國民會館理事
（財）平和・安全保障研究所理事
（財）日本国際フォーラム参与
（公）大学基準協会公共政策系専門職大学院認証評価分科会委員
（株）都市出版「外交」編集委員会委員長
全国市町村国際文化研修所教科問題懇談会委員

● 平成 30 年度
（公）國民會館理事
（財）平和・安全保障研究所理事
（財）日本国際フォーラム参与
（株）都市出版「外交」編集委員会委員長
全国市町村国際文化研修所教科問題懇談会委員
北海道大学公共政策大学院外部評価委員会委員
防衛省防衛施設中央審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
一般財団法人日本国際政治学会会員（評議員）
日本防衛学会会員（理事）
国際安全保障学会会員
日本政治学会会員
日本国際法学会会員

● 平成 30 年度
一般財団法人日本国際政治学会会員（評議員）
日本防衛学会会員（理事）
日本法律政治学会員（理事）
国際安全保障学会会員
日本政治学会会員
日本国際法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

2018 年 3 月をもって公共政策連携研究部長・教育部長の任期が終了し、これまでの公表論文の整理と、安全保障、吉田茂に関する人物評伝等の執筆を行う予定だったが、2019 年 4 月より法学研究科副研究科長を拝命し、行政面での用務に時間を割かざるを得ない状況となっている。

中西　　康　NAKANISHI Yasushi　教　授　国際私法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

最近の研究テーマは第 1 に，研究開始当初からの長期的なテーマである、外国判決の承認と準拠法選択の関係など、渉外的法律関係を規律する各種手法の比較検討である。この関連で，外国で裁判所による決定がない単なる「状況」の承認とよばれる新たな問題にも関心を有して検討している。

第 2 のテーマはより短中期的なもので，国際民事手続法，とりわけ国際裁判管轄について，当事者の意思の役割とその限界の視点から検討している。

第 3 に，以上の研究テーマを補完するものとして，平成 30 年人訴法等改正により国際私法のほぼ全分野につき完結した現代化のための法改正について、わが国の判例学説を整理して、解釈論を展開している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - ・中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』（有斐閣，2014）（共著）
- 平成 27 年度
  - ・高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典』（第 5 版、有斐閣、2016）（共著。一部項目執筆）
- 平成 30 年度
  - ・中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法〔第 2 版〕』（有斐閣，2018）（共著）

② 論文

- 平成 27 年度
  - ・「リスボン条約後の EU の黙示的対外権限―ハーグ子奪取条約に関する裁判所意見（EU 法判例研究 5)」法律時報 88 巻 1 号（2016）111-114 頁
  - ・「準拠法の適用（特集　国際私法を鳥瞰する)」法学教室 424 号（2016）33-38 頁
- 平成 28 年度
  - ・「外国判決を承認する義務？―国際私法に対する人権の影響の一側面」山本克己ほか編『民事手続法の現代的課題と理論的解明』425-445 頁（徳田和幸先生古稀祝賀論文集、弘文堂、2017）
- 平成 29 年度
  - ・「EU 競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄（EU 法判例研究 14)」法律時報 89 巻 8 号（2017）113-116 頁
- 平成 30 年度
  - ・「商品の自由移動―数量制限と同等の効果の措置　カシス・ド・ディジョン事件」中村民雄＝須網隆夫編『EU 法基本判例集〔第 3 版〕』（日本評論社、2019）155-160 頁

③ その他

- 平成 28 年度
  - ・判例評釈「不貞行為に関連してなされた名誉・信用毀損の準拠法」東京地裁平成 26 年 9 月 5 日判決・平成 27 年度重要判例解説（ジュリスト 1492 号）302-303 頁（2016）
  - ・判例評釈「不法行為に関する訴えに係る外国確定判決の承認要件」最高裁平成 26 年 4 月 24 日判決・民商法雑誌 152 巻 2 号 137-159 頁
  - ・判例評釈「ロシア連邦の裁判所への国際裁判管轄の合意の有効性及び専属性」東京地裁平成 27 年 3 月 27 日判決・私法判例リマークス 54 号（2017）146-149 頁

(2) 学会報告・講演等

- 平成 27 年度
  - ・報告「リスボン条約後の EU の黙示的対外権限―ハーグ子奪取条約に関する裁判所意見 Opinion 1/13, ECLI:EU:C:2014:2303」（EU 法研究会、早稲田大学、2015 年 7 月）
- 平成 28 年度
  - ・報告「Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Evonik Degussa GmbH and Others, ECLI:EU:C:2015:335　EU 競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」（EU 法研究会、早稲田大学、2017 年 1 月）
- 平成 30 年度
  - ・報告「Case C-673/16, Coman, EU:C:2018:385（2004／38 号指令 2 条の「配偶者」には、受入国が同性婚を認めていなくても、同性婚の配偶者は入るから、構成国国民の家族として派生的居住権が認められる。また、その国が同性婚を認めていないことは、正当化事由の、公序や国民的アイデンティティにならない。とした事例)」（EU 法研究会、早稲田大学、2019 年 1 月）

・報告「EU 市民の同性婚配偶者である第三国国民の EU 法上の居住権に関する EU 司法裁判所 Coman 事件先決裁定（Case C-673/16, EU:C:2018:385）について―国際私法的 側面にもふれつつ―」（関西国際私法研究会、大阪大学、2019 年 3 月）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・国際私法 A（前期 2 単位）：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・国際私法 B（後期 2 単位）：国際私法に関する英仏語の論文・判例の輪読
・国際私法研究（通年 4 単位）：国際私法に関する外国語の論文・判例の検討

（法曹養成専攻）

・国際私法 1（前期 2 単位）：国際私法の導入、総論の基本問題，国際民事手続法の概要、国際財産法
・EU 法（後期 2 単位）：授業のうち後半部分、域内市場法を中心とする EU 実体法の検討を担当
・国際私法 2（後期 2 単位）：国際私法総論の複雑問題、国際家族法
・国際私法理論演習（前期 2 単位）：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・国際私法 A（前期 2 単位）：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・先端国際私法 2（後期 2 単位）：企業法務における国際民事手続法上の問題を、裁判例を素材に検討
・国際私法研究 A（前期 2 単位）：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討

（法曹養成専攻）

・国際私法 1（前期 2 単位）：国際私法の導入、総論の基本問題，国際民事手続法の概要、国際財産法
・EU 法（後期 2 単位）：授業のうち後半部分、域内市場法を中心とする EU 実体法の検討を担当
・国際民事手続法（後期 2 単位）：国際裁判管轄、外国判決の承認執行を中心とする、国際民事手続法の諸問題の検討
・国際私法理論演習（前期 2 単位）：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・国際私法（前期 4 単位）：国際私法の基本的概念を理解させるため、広義の国際私法全体にわたり講義した上で，重要な問題点について詳しく検討した。
・演習（国際私法）（前期 2 単位）：国際私法・国際民事手続法の諸問題。国際裁判管轄と外国判決の承認執行を中心に検討。
・法学入門 I（前期 2 単位）：1 回を分担し、国際私法・国際取引法の概要を説明。

● 平成 30 度

・国際私法（前期 4 単位）：国際私法の基本的概念を理解させるため、広義の国際私法全体にわたり講義した上で，重要な問題点について詳しく検討した。
・演習（国際私法）（前期 2 単位）：国際私法・国際民事手続法の諸問題。財産法関係を中心に検討。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

龍谷大学法学部非常勤講師（国際私法）

● 平成 30 年度

龍谷大学法学部非常勤講師（国際私法）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度

判決プロジェクト研究会（法務省）委員

● 平成 30 年度

判決プロジェクト研究会（法務省）委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度

国際私法学会（29 年 6 月まで：監事、研究企画委員会委員、ホームページ運営委員会委員。29 年 6 月以降：理事、会計主任）

国際法学会（会員委員会委員（幹事））
国際法協会（International Law Association）日本支部
日本民事訴訟法学会
日本 EU 学会

● 平成 30 年度
国際私法学会（理事、会計主任）
国際法学会（30 年 9 月まで：会員委員会委員（幹事）。30 年 9 月から：研究振興委員会委員）
国際法協会（International Law Association）日本支部
日本民事訴訟法学会
日本 EU 学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

研究テーマ 1 については，長期的に引き続き研究を進める。
テーマ 2 については，今後精力的に検討を進めて成果を公表する予定である。
テーマ 3 については，国際私法全体にわたる 2014 年に刊行した教科書（共著）を，上記の研究成果も取り入れてアップデートして 2018 年に第 2 版を刊行したが，さらにその後の判例・学説をフォローし，また研究動向・教育動向に応じて再検討を行い，引き続き改善を図っていく予定である。

仲野　武志　NAKANO Takeshi　教　授　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

取消訴訟等の対象となる行為については、大田区ごみ焼却場の定式から、内部行為でなく外部行為、私法的行為でなく公法的行為、事実行為でなく法行為、一般的行為でなく個別的行為といったメルクマールを読み取り、これに則って判別するという立場が主流となっている。しかしながら、これらのメルクマールの意味するところは必ずしも明確でない。この問題に取り組むためには、公権力の行使に当たる行為の意義、公権力の行使に当たる行為が設けられる理由及び取消訴訟等が設けられる理由にまでさかのぼった上、これらのメルクマールの意味するところを正確に明らかにする必要がある。このような問題意識から、「公権力の行使と抗告訴訟の対象」という論文を近々公表する予定である。また、公法学界では、皇室制度の研究はきわめてわずかしかない。この欠を補うべく、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法について」という論文を近々公表する予定である。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・『国家作用の本質と体系 I』（有斐閣）本文 437 頁

● 平成 29 年度
・『法治国原理と公法学の課題』（弘文堂）本文 422 頁

② 論文

● 平成 27 年度
・「法律事項論」法学論叢 176 巻 2・3 号 240～304 頁
・「行政事件における訴訟要件の意義」行政法研究 9 号 81～104 頁
・「取消訴訟の存在理由」自治研究 91 巻 12 号 101～127 頁

● 平成 28 年度
・「公物と私所有権（1）」自治研究 92 巻 5 号 56～81 頁
・「公物と私所有権（2）」自治研究 92 巻 6 号 40～64 頁
・「帝国憲法・現憲法下の官吏責任・国家責任」自治研究 92 巻 7 号 76～100 頁
・「公物と私所有権（3）」自治研究 92 巻 8 号 65～78 頁
・「公物と私所有権（4）」自治研究 92 巻 9 号 41～56 頁
・「公物と私所有権（5・完）」自治研究 92 巻 10 号 62～78 頁

● 平成 29 年度
・「武力行使・武器使用の法的規制（1）」自治研究 93 巻 9 号 73～93 頁
・「武力行使・武器使用の法的規制（2）」自治研究 93 巻 10 号 49～70 頁
・「武力行使・武器使用の法的規制（3・完）」自治研究 93 巻 11 号 24～43 頁
● 平成 30 年度
・「公権力の行使に当たる事実上の行為論（1）」自治研究 94 巻 10 号 89～108 頁
・「公権力の行使に当たる事実上の行為論（2）」自治研究 94 巻 11 号 98～115 頁
・「公権力の行使に当たる事実上の行為論（3・完）」自治研究 94 巻 12 号 101～122 頁
・「行政上の計画論（1）」自治研究 95 巻 1 号 61～79 頁
・「行政上の計画論（2）」自治研究 95 巻 2 号 68～91 頁
・「行政上の計画論（3）」自治研究 95 巻 3 号 93～113 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・日本公法学会総会（中央大学）で報告（「行政事件における訴訟要件の意義」）
● 平成 30 年度
・日本公法学会総会（専修大学）で憲法学者の報告に対するコメント

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・行政法理論演習（通年 4 単位）：行政法総論に関する古典的な外国語文献を取り上げ、講読した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 1（前期 2 単位）：行政救済法に関する諸判例のテクストに通底するコンテクストを可視化し、これを内在的に批判して自説を組み立てる訓練を行った。
・公法総合 2（後期 2 単位の前半部分）：行政法総論に関する諸判例のテクストに通底するコンテクストを可視化し、これを内在的に批判して自説を組み立てる訓練を行った。
・現代の行政法制（後期 2 単位）：近時大きな改正のあった実定行政法を選んで、逐条的に読解し、行政法総論を行政法各論に応用する訓練を行った。
（公共政策大学院）
・行政法各論（後期 2 単位）：近時大きな改正のあった実定行政法を選んで、逐条的に読解し、行政法総論を行政法各論に応用する訓練を行った。
● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・現代の行政法制（後期 2 単位）：近時大きな改正のあった実定行政法を選んで、逐条的に読解し、行政法総論を行政法各論に応用する訓練を行った。
（公共政策大学院）
・行政法各論（後期 2 単位）：近時大きな改正のあった実定行政法を選んで、逐条的に読解し、行政法総論を行政法各論に応用する訓練を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・行政法演習（後期 2 単位・前期 2 単位）：最新の重要な行政事件の判例を取り上げ、担当学生の報告を基に、集団討論の訓練を行った。
● 平成 30 年度
・行政法第一部（前期 4 単位）：行政法総論と行政法総論とを架橋し、初見の個別行政法を読みこなす能力を培うことを目標に、実定法に即した総論体系を教授した。
・行政法第二部（後期 4 単位）：判例理論の統一的な把握を前提として、判例理論と学説との生産的な対話を中心に、最新判例を踏まえた救済法の体系を教授した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  京都府参与
- 平成 30 年度
  京都府参与

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本公法学会
- 平成 30 年度
  日本公法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後は、公権力の行使に当たる事実上の行為のうち理論的な研究がいまだ必ずしも蓄積されていない行政上の公表のうち、危険回避を目的とするものと制裁を目的とするものそれぞれにつき、立法史的な分析を深めるとともに、公法上の法律関係について、公法上の当事者訴訟と呼び抗告訴訟との関係に即した網羅的研究を進めてゆく予定である。

奈良岡　聰智　NARAOKA Sochi　教　授　日本政治外交史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

大正期の政党政治の研究から出発したが、近年は第一次世界大戦期の日本外交を中心に研究を行っている。

政党政治に関しては、大正末・昭和初期の二大政党政治の形成過程について分析した研究書を公刊した後、その展開過程にも視野を拡げつつ、研究を進めている。また、戦前期の政党政治の実態をより深く考究するため、政治家の邸宅や華族社会などについても研究を行っている他、各種憲政史料の発掘・整理・分析にも取り組んでいる。

第一次世界大戦については、加藤高明の外交指導、日英関係、日中関係、外交と世論の関わり、ヨーロッパ在住日本人の動向、日本海軍の活動などに焦点を当てて、研究を進めてきた。平成23-24年度、27-28年度に、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）で在外研究を行い、これらのテーマに関する調査・研究を深化させることができた。その成果を踏まえ、平成24年度に在ドイツ日本人の抑留問題についての研究書を、平成26年度に対華二十一ヵ条要求についての研究書を公刊した。最近は、各種国際共同研究プロジェクトに参加し、英語での研究成果の発信にも力を入れている。

この他新たな研究テーマとして、明治維新の記憶をめぐる問題や公文書管理問題にも取り組んでいる。

平成27年度以降、重要な史料集や日本政治外交史のテキスト（いずれも共編著）を刊行できたのは、大きな成果であった。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 奈良岡聰智監修『新日本　復刻版』（柏書房、平成 26 年～刊行中）
  - 『対華二十一ヵ条要求とは何だったのか―第一次世界大戦と日中対立の原点』（名古屋大学出版会、平成 27 年）
- 平成 27 年度
  - 尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 1［昭和二十年～昭和二十二年］』（信山社、平成 27 年）。

・尚友倶楽部・奈良岡聰智・小川原正道・柏原宏紀編『岡部長景巣鴨日記』（芙蓉書房出版、平成 27 年）。
・簑原俊洋・奈良岡聰智編『ハンドブック近代日本外交史　黒船来航から占領期まで』（ミネルヴァ書房、平成 28 年）。

● 平成 28 年度
・尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 2［昭和二十三年～昭和二十六年］』（信山社、平成 29 年）。

● 平成 29 年度
・尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 3［昭和二十七年～昭和二十九年］』（信山社、平成 30 年）。

● 平成 30 年度
・尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 4［昭和三十年～昭和三十二年］』（信山社、平成 31 年）。
・五百旗頭薫・奈良岡聰智『日本政治外交史』（放送大学教育振興会、平成 31 年）

② 論文

● 平成 26 年度
・「第一次世界大戦初期の日本外交—参戦から二十一ヵ条要求まで」（山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点　第一次世界大戦』 第一巻、岩波書店、平成 26 年）
・「第一次世界大戦と原敬の外交指導　一九一四～二一年」（伊藤之雄編『原敬と政党政治の確立』千倉書房、平成 26 年）
・「原敬をめぐる「政治空間」—芝本邸・盛岡別邸・腰越別荘」（同）
・”A New Look at Japan’s Twenty-One Demands: Reconsidering Katō Takaaki’s Motives in 1915” in Tosh Minohara, Tze-ki Hon and Evan Dawley eds., *The Decade of the Great War:Japan and the Wider World in the 1910s*, Brill, 2014
・「雑誌『新日本』と大隈重信」（奈良岡聰智監修『新日本　復刻版』柏書房、平成 26 年）
・「第一次世界大戦初期における日本の外交世論—参戦と二十一ヵ条要求をめぐって—」（三・完）（『法学論叢』175 巻 2 号、平成 26 年 5 月）
・「イギリス議会文書館・図書館の概要」（上田健介と共著、『Reserch Bureau 論究』11 号、平成 26 年 12 月）
・「二十一ヵ条要求提出の背景—日露戦後の日中関係と加藤高明」（『法学論叢』176 巻 2・3 号、平成 26 年 12 月）
・「アングロファイルの英国論」（加藤高明『滞英偶感』中公文庫、平成 27 年）
・「議場構造論—「ひな壇」廃止論をめぐる攻防を中心として—」（御厨貴・井上章一編『建築と権力のダイナミズム』岩波書店、平成 27 年）
・「二十一ヵ条要求の策定過程—第五号をめぐる加藤高明外相の外交指導」（『法学論叢』第 176 巻 5・6 号、平成 27 年 3 月）

● 平成 27 年度
・「岡部長景日記（昭和二〇～二二年）」（尚友倶楽部・奈良岡聰智・小川原正道・柏原宏紀編『岡部長景巣鴨日記：附岡部悦子日記、観堂随話』芙蓉書房出版、平成 27 年）
・「河井弥八と戦後日本の出発」（尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 1［昭和二十年～昭和二十二年］』信山社、平成 27 年）
・“Japan's First World War-Era Diplomacy, 1914-1915,” in Oliviero Frattolillo and Antony Best eds., *Japan and the Great War*, Palgrave Macmillan, 2015
・「モリソンと対華二十一ヵ条要求」（斯波義信編『モリソンパンフレットの世界Ⅱ　近代アジアとモリソンコレクション』、東洋文庫、平成 28 年）。
・”Sir Horace Rumbold and Japan (1909-1913),” (with Haruna Asonuma) in STICERD (Suntory and Toyota International Centres for Economics and Related Disciplines) International Studies Paper Series with number 2016/586, LSE (London　School of Economics), March 2016

● 平成 28 年度
・「日記が語る近代史」（倉本一宏編『日本人にとって日記とは何か』、臨川書院、平成 28 年）
・「イギリスの政党文書館の概要—保守党文書館を中心に—」（『法学論叢』180 巻 5・6 号、平成 29 年 3 月）
・“Japan's Twenty-One Demands and Anglo-Japanese Relations” in Antony Best ed., *Britain’s Retreat from Empire in East Asia, 1905-1980*, Routledge, 2016

● 平成 29 年度
・「吉野作造の第一次世界大戦論」（『吉野作造研究』13 号、平成 29 年）
・「加藤高明－二大政党政治の扉」（筒井清忠編『昭和史講義 3—リーダーを通して見る戦争への道—』筑摩書房、平成 29 年）
・「よりよき公文書管理制度のために：イギリスとの比較に基づいて」（『アスティオン』86 号、平成 29 年）
・「二十一ヵ条要求とモリソン」（公益財団法人東洋文庫監修・岡本隆司編『G・E・モリソンと近代東アジア：東洋学の形成と東洋文庫の蔵書』勉誠出版、平成 29 年）
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」（一）（『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』43 号、平成 29 年 11 月、梶原克彦氏との共著）
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」（二）（『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』44 号、平成 30 年 2 月、梶原克彦氏との共著）

・「岩崎弥太郎－三菱と日本海運業の自立」（筒井清忠編『明治史講義【人物編】』筑摩書房、平成 30 年）
・「木内重四郎と岩崎家」（『三菱史料館論集』19 号、平成 30 年）
・「第一次世界大戦初期の日本における政党系新聞の外交論―大戦勃発から青島占領まで―」（『法学論叢』182 巻 4・5・6 号、平成 30 年）

● 平成 30 年度
・「「明治五〇年」と「明治一〇〇年」のあいだ」（『吉野作造研究』14 号、平成 30 年 4 月、21－29 頁）
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」（三）（『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』45 号、平成 30 年 9 月、梶原克彦氏との共著）
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」（四・完）（『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』46 号、平成 31 年 2 月、梶原克彦氏との共著）

③ その他

● 平成 26 年度
・（書評）「大津留厚『捕虜が働くとき：第一次世界大戦・総力戦の狭間で』（人文書院、2013 年）」（梶原克彦と共著、『西洋史学』254 号、平成 26 年 9 月）
・「日本と第一次世界大戦－開戦百年によせて」（『公研』52 巻 1 号（605 号）、平成 26 年 1 月）
・「第一次世界大戦と私たちの今」（岡田暁生氏・藤原辰史氏との対談、『公研』52 巻 8 号（612 号）、平成 26 年 8 月）

● 平成 27 年度
・「国立公文書館新館建設によせて」（『京大広報』No.712, 平成 27 年 6 月）。
・「七十年目の新発見〝A 級戦犯〟幻の肉声」「抄録　岡部長景「巣鴨日記」」『文藝春秋』平成 27 年 9 月号）
・「「日中対立の原点」としての対華二十一ヵ条要求」（『中央公論』平成 27 年 9 月号）
・「解説」（猪木正道『日本の運命を変えた七つの決断』文春学藝ライブラリー、平成 27 年）

● 平成 28 年度
・「第一次世界大戦と日本」（『アスティオン』第 84 号、平成 28 年）。
・「解説―「憲政の神様」から見た憲政史」（尾崎行雄『民権闘争七十年　咢堂回想録』、講談社学術文庫、平成 28 年）。
・「英国の国立公文書館・大英図書館における私文書の閲覧体制―利用者の視点から―」（『カレントアウェアネス』No.329、平成 28 年）。
・「日本人抑留者の手記」（藤原辰史編『第一次世界大戦を考える』、共和国、平成 28 年）。
・「第一次世界大戦の目撃者としての藤田」（藤田嗣治著・林洋子監修・加藤時男校訂『藤田嗣治　妻とみへの手紙 1913-1916』下巻、人文書院、平成 28 年）。
・「「アーカイブズ」の国イギリス」（『公研』54 巻 5 号、平成 28 年 5 月）
・「還暦を迎えた遠洋練習航海」（『公研』54 巻 11 号、平成 28 年 11 月）
・『読売新聞』書評欄に書評 26 本を執筆（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

● 平成 29 年度
・「青島訪問記」（『公研』55 巻 5 号（645 号）、平成 29 年）
・「ウラジオストク訪問記」（『公研』55 巻 11 号（651 号）、平成 29 年）
・「明治維新はどのように日本社会を変えたのか？」（清水唯一朗氏との対談、『公研』56 巻 1 号（653 号）、平成 30 年）
・「マルタと日本、知られざる交遊」（『文藝春秋』95 巻 8 号、平成 29 年）

● 平成 30 年度
・「公文書管理について思う」（『公研』56 巻 5 号、平成 30 年 5 月）
・「大久保利通の実像」（『Wedge』30 巻 6 号、平成 30 年 6 月）
・「官僚叩きをする前に必要な公文書管理制度の検証：公文書の管理・公開制度を見直し公益を守れ」（『Wedge』30 巻 7 号、平成 30 年 7 月）
・「建築から見える日本の近代史。」（門井慶喜氏との対談、『潮』715 号、平成 30 年 9 月）
・「サハリン訪問記」（『公研』56 巻 11 号、2018 年 11 月）
・「大磯の別荘建築がもつ現代的意義。」（門井慶喜氏との対談、『潮』719 号、平成 31 年 1 月）
・「北方領土交渉とサハリン」（『文藝春秋』97 巻 3 号、平成 31 年 3 月）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・講演「日本にとって第一次世界大戦とは何だったのか」（日本国史学会「第一次世界大戦 100 周年シンポジウム」、平成 26 年 4 月 20 日、スター貸会議室御茶の水駅前）
・Rethinking Japan’s Entry into the First World War: the Outbreak of the War and Kato Takaaki’s Leadership, the 14th Annual EAJS (European Association for Japanese Studies) Conference, 29 Aug 2014, University of Ljubljana (Slovenia)
・報告「対華二十一ヵ条要求とイギリス」（東アジア近代史学会第 19 回大会シンポジウム「第一次世界大戦と東アジア世界の変容―第一次世界大戦勃発 100 年にあたって―」、平成 26 年 6 月 22 日、麗澤大学）
・講演「第一次世界大戦と原敬の外交指導―開戦 100 年に寄せて―」（平成 26 年度原敬を想う会講演会、平成 26 年 6 月 28 日、サンセール盛岡）

・講演「第一次世界大戦中のドイツにおける日本人抑留者の運命」（日本語、ベルリン独日協会主催講演会、平成 26 年 9 月 2 日、ベルリン独日協会）
・講演「第一次世界大戦中のドイツにおける日本人抑留者の運命」（日本語、リューネブルク独日協会主催講演会、平成 26 年 9 月 3 日、リューネブルク市公会堂）
・報告 The Japanese who heard the “Guns of August”: the Outbreak of the First World War and Japanese Internees in Germany, international conference “ (in Japanese) The East Asian Dimension of the First World War: The German-Japanese War and China, 1914-1919”, 6 September 2014, Ruhr University Bochum (Germany)
・報告「第一次世界大戦と日中関係－二十一ヵ条要求を中心として」（日本国際政治学会 2014 年度研究大会・部会 3「第一次世界大戦とアジアー日本・中国・インドと国際秩序の変容」、平成 26 年 11 月 14 日、福岡国際会議場）
・報告 Shaping the Diet (with Yuichiro Shimizu), Australian Political Studies Association Annual Meeting, September 29, 2014, University of Sydney (Australia)

● 平成 27 年度
・講演「一次史料による砂防史の試み～「河井弥八日記」の発見と活用に向けて～」（内藤一成・奈良岡聰智・岡本正男・原義文、平成 27 年度砂防学会研究発表会、平成 27 年 5 月 20 日、栃木県総合文化センター）
・講演「近現代日本における二大政党制の展開」（日本国史学会「55 年体制 60 周年シンポジウム」、平成 27 年 7 月 18 日、同志社大学）
・講演「普通選挙法を成立させた総理大臣“加藤高明”」（平成 27 年 7 月 23 日、昭和生涯学習センター、名古屋市）
・講演 The First World War and Japan, November 2, 2015, Ca' Foscari University of Venice (Italy)
・講演「第一次世界大戦と日本」（日本語、The ERC (European Research Council) Project "The Dissolution of the Japanese Empire and the Struggle for Legitimacy in Postwar East Asia"招待講演、平成 27 年 11 月 27 日、ケンブリッジ大学）
・講演 Japan’s First War World Diplomacy : The Issuing of the “21 Demands” to China 1915, February 4, 2016, Centre for War Studies with the Centre for Asian Studies, Trinity College Dublin (Ireland)
・講演 Japan’s First World War-Era Diplomacy: The issuing of the '21 Demands' in 1915 – A Critical Revision based on New Sources, February 24, 2016, KU Leuven (Belgium)
・講演 Japanese Diplomacy during the First World War and the Origins of the Dispute regarding the Interpretation of World War History in East Asia, March 10, 2016, Seminar ”Challenges of Japan’s Foreign Policy in Asia Pacific,” at CIDOB (the Barcelona Centre for International Affairs, Spain)
・講演 Space and Politics: Politician's Private Villas and Parliamentary Chambers in the Political History of Japan, March 15, 2016, KU Leuven (Belgium)
・講演 World War I, the Twenty-One Demands to China and Britain, March 16, 2016, International workshop: Representations of China in a Changing World Order: New Research Perspectives in Italy and Japan, Ca' Foscari University of Venice (Italy)

● 平成 28 年度
・講演 Space and Politics: Politician's Private Villas in modern Japan, August 5, 2016, Kyoto Summer School Program (East Asia), Kyoto University
・講演 Japan’s Twenty-One Demands and their impact on Sino-Japanese relations, 1914–23: new research on British sources, August 26, 2016, Panel 'China in a Shifting World Order, 1895–1937: Diplomacy and Public Opinion at Work‘ at 21st EACS (European Association for Chinese Studies) Conference, University of St. Petersburg
・講演「第一次世界大戦と日本 －日本海軍の地中海派遣 100 周年によせて」（平成 28 年 8 月 29 日、平成 28 年度海上自衛隊遠洋練習航海、於マルタ）
・講演「吉野作造の第一次世界大戦論」（2016 年 9 月 3 日、第 10 回吉野ネットワーク交流事業人材育成研修会）
・講演「第一次世界大戦と日本―国際協調外交の起点」（日本語、”Japan Library” Lecture Event ”Road to the Pacific War in Recent Historiography,” 2016 年 11 月 3 日、ペンシルベニア大学）
・講演「第一次世界大戦と日本―国際協調外交の起点」（日本語、”Japan Library” Lecture Event ”Road to the Pacific War in Recent Historiography,” 2016 年 11 月 3 日、ジョージ・ワシントン大学）
・講演 WWI and Japan---the Starting point of International Cooperation Diplomacy, November 8, 2016, Ohio State University
・講演 The First World War and Japan, December 19, 2016, Mirai Program, Kyoto University
・講演「岡部長景－ある華族政治家の軌跡」（平成 29 年 3 月 14 日、岸和田健老大学）

● 平成 29 年度
・報告 The First World War and Japan: From Territorial Expansionism to International Cooperation, June 19, 2017, The International Conference “Officers, Adventurers and Statesmen: Reconsidering Militarism in 20th Century” at Hebrew University of Jerusalem, Jerusalem, Israel
・報告 Japan’s Twenty-One Demands and Their International Impact: New Research on British Sources, September 2, 2017, EAJS2017 15th International Conference of the European Association for Japanese Studies at New University of Lisbon (Universidade NOVA de Lisboa), Lisbon, Portugal

・講演 Japan and Historical Issues in East Asia: Meiji 150th, WWI 100th, September 4, 2017, Public Lecture Event: Series "A World in Transformation": a vision from Japan at Casa Asia, Barcelona, Spain
・講演 From “Antagonism” to “Friendship” :Rethinking of Russo-Japanese Relations after the Russo-Japanese War, October 16, 2017, Far Eastern Federal University, Vladivostok, Russia
・講演 From “Antagonism” to “Friendship” :Rethinking of Russo-Japanese Relations after the Russo-Japanese War, October 17, 2017, Institute of History, Archaeology and Ethnography of the Peoples of the Far-East, Far- Eastern Branch of the Russian Academy of Sciences (RAS), Vladivostok, Russia
・講演「明治維新とは何だったのか」（2017 年 11 月 21 日、ボン大学日本学科）
・講演 The First World War and Japan :from a new perspective, November 23, 2017, University of Warsaw, Warsaw, Poland
・講演 The First World War and Japan: from a new perspective, November 24, 2017, University of Heidelberg, Heidelberg, Germany
・講演 Guardians of the Mediterranean: the Japanese Navy in Malta during the First World War, November 27, 2017, University of Malta, Malta
・講演「地中海の守護神－第一次世界大戦期の第二特務艦隊の活動とその意義」（平成 30 年 1 月 17 日、海上自衛隊佐世保基地）
・報告 Historiography of POW and Civilian Internees in Japan, March 17, 2018, The International Workshop “Prisoners of War and Civilian Internees from the Viewpoint of East Asia” at University of Cambridge, Cambridge, UK

● 平成 30 年度
・講演「地中海の守護神－第一次世界大戦期の第二特務艦隊の活動とその意義」（平成 30 年 6 月 6 日、海上自衛隊舞鶴基地）
・講演「明治維新とその記憶」「北東アジアの領土再編と日清戦争、日露戦争」「第一次世界大戦と「日露同盟」の時代」（サハリン国立大学（ロシア）、平成 30 年 9 月 18 日）
・講演 The Meiji Restoration as Memory: Shifting from "Meiji 50th" to "Meiji 150th" Anniversary, November 21, 2018, Heidelberg University
・講演「記憶としての明治維新：「明治 50 年」から「明治 150 年」へ」（2018 年 11 月 28 日、ルーヴェン・カトリック大学（KU Leuven、ベルギー））
・講演「第一次世界大戦と日本―対華二十一ヵ条要求、在欧居留民の動向を中心に―」（リール大学（フランス）、2018 年 11 月 29 日）
・講演「大正デモクラシーの立役者・吉野作造の「明治」研究」（第 66 回けいはんな「ゲーテの会」、国際高等研究所、2018 年 12 月 21 日）
・講演「記憶としての明治維新－「明治 50 年」と「明治 150 年」のあいだで－」（「東京で学ぶ京大の知」シリーズ 30「明治 150 年－明治の歩みを考える－」、「京都アカデミアフォーラム」in 丸の内、2019 年 1 月 31 日）
・報告「日本とマルター第一次世界大戦期を中心に－」「第二次世界大戦後のサハリンで監視生活に置かれた残留日本人について」March 18-19, 2019, The International Workshop: "Prisoners of War and Civilian Internees from the viewpoint of East Asia" at University of Malta, Malta
・講演 "Guardians of the Mediterranean : the Japanese Navy during the First World War,“ March 20, 2019, at Dipartimento Istituto Italiano di Studi Orientali (ISO) di Sapienza Università di Roma, Italy
・講演"Guardians of the Mediterranean : the Japanese Navy during the First World War,“ March 21, 2019, at Università degli Studi di Napoli "L'Orientale", Italy
・講演"Guardians of the Mediterranean : the Japanese Navy during the First World War,“ March 22, 2019, at Dipartimento di Scienze Politiche, Università Roma Tre, Italy

⑶ 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・二〇世紀と日本研究会
・憲法史研究会
・科研費・基盤研究 A「第一次世界大戦と現代世界の変貌についての総合的研究」研究分担者（代表者：山室信一、平成 24～26 年度）
・科研費・基盤研究 A「未公開資料群に基づく二院制の比較憲法史的研究－議院運営実務と議会官僚の衡量過程」研究分担者（代表者：大石眞、平成 24～26 年度）
・科研費・基盤研究 B「日本の第一次世界大戦経験の全体像の解明―未公開新史料を活用した学際的分析」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 24～26 年度）
・科研費・基盤研究 B「議事運営と議会活性化に関する研究」研究分担者（代表者：待鳥聡史、平成 24～26 年度）
・科研費・若手研究 B「日英同盟の衰退過程に関する実証的研究－国際的要因・世論要因・経済要因の連関－」研究代表者（平成 24～26 年度）
・サントリー文化財団研究助成金「第一次世界大戦とアジア－国際秩序の変容とナショナリズム－」研究代表者（平成 26 年度）
・一般社団法人全国治水砂防協会研究助成「「河井弥八文書」にみる戦後砂防事業に関する実証的研究」研究代表者（平成 26 年度）

● 平成 27 年度
・二〇世紀と日本研究会
・憲法史研究会
・科研費・基盤研究 B「近代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて」研究代表者（平成 27～29 年度）
・科研費・挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する研究：アジア・欧州間関係を中心に」研究代表者（平成 27～29 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」共同研究者（代表者：瀧井一博、平成 27～29 年度）
● 平成 28 年度
・二〇世紀と日本研究会
・科研費・基盤研究 B「近代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて」研究代表者（平成 27～29 年度）
・科研費・挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する研究：アジア・欧州間関係を中心に」研究代表者（平成 27～29 年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28～31 年度）
・科研費・特別研究員奨励費「日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年」受入研究者（外国人特別研究員 Mahon Murphy、平成 28 年 11 月～31 年 3 月）
・サントリー文化財団研究助成金「1990 年代の統治機構改革の再検討 －戦前・戦後の比較分析とオーラル・ヒストリーを通じて」研究代表者（平成 28 年度）
・クリタ水・環境科学振興財団国内研究助成「戦中・戦後期における治山治水政策の研究：防災論の観点から」研究代表者（平成 28 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」共同研究者（代表者：瀧井一博、平成 27～29 年度）
・北九州市立大学特別研究推進費「山県有朋意見書の再校訂による研究基盤の再構築」共同研究者（代表者：小林道彦、平成 28 年度）
● 平成 29 年度
・二〇世紀と日本研究会
・科研費・基盤研究 B「近代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて」研究代表者（平成 27～29 年度）
・科研費・挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する研究：アジア・欧州間関係を中心に」研究代表者（平成 27～29 年度）
・科研費・基盤研究 B「山県有朋・山県系官僚閥の内外史料分析による日本近代の再検討」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 29～31 年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28～31 年度）
・科研費・特別研究員奨励費「日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年」受入研究者（外国人特別研究員 Mahon Murphy、平成 28 年 11 月～31 年 3 月）
・国際日本文化研究センター共同研究「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」共同研究者（代表者：瀧井一博、平成 27～29 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「東西文明論―日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」共同研究者（代表者：Dick Stegewerns、平成 29～30 年度）
● 平成 30 年度
・科研費・基盤研究 B「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋」研究代表者（平成 30～32 年度）
・科研費・基盤研究 B「山県有朋・山県系官僚閥の内外史料分析による日本近代の再検討」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 29～31 年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察―その遺産の再考―」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28～31 年度）
・科研費・基盤研究 B「近現代議会資料「河井弥八関係文書」の総合的研究」研究分担者（代表者：小林和幸、平成 30～32 年度）戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化 および国民的受容過程に関する歴史的分析
・国際日本文化研究センター共同研究「東西文明論―日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」共同研究者（代表者：Dick Stegewerns、平成 29～30 年度）
・旭硝子財団研究助成金「戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化および国民的受容過程に関する歴史的分析」研究代表者（平成 30～31 年度）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・「日本政治外交史研究」（通年 4 単位）：①『昭和天皇実録第 2 巻』の輪読、②近代の政治家の書状（「木内重四郎書簡」「牧野伸顕関係文書」Edward Grey 文書）の解読、③論文執筆に関する指導を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・「日本政治外交史研究」（通年 4 単位）：①『原敬日記第 4 巻』の輪読、②近代の政治家の書状（「牧野伸顕関係文書」Kimberley 文書）の解読、③論文執筆に関する指導を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
「日本政治外交史」（前期 4 単位）
：近代日本の政治・外交を通史的に検討した。東アジア国際関係における日本、日本の国内政治システムの変容、政治家のリーダーシップなどを講義の柱とした。
「日本政治外交史演習」（前後期各 2 単位）
：東アジアの領土問題・歴史問題に関する様々なトピックを取り上げ、議論を行った。

● 平成 30 年度
「日本政治外交史」（前期 4 単位）
：近代日本の政治・外交を通史的に検討した。東アジア国際関係における日本、日本の国内政治システムの変容、政治家のリーダーシップなどを講義の柱とした。
「日本政治外交史演習」（前後期各 2 単位）
：近代日本の戦争に関わる様々なトピックを取り上げ、議論を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
（公共政策大学院）
「日本政治外交」（後期 2 単位）
：領土問題・歴史問題に関する様々なトピックを取り上げ、東アジアの歴史認識問題について議論を行った。

● 平成 30 年度
（公共政策大学院）
「日本政治外交」（後期 2 単位）
：領土問題・歴史問題に関する様々なトピックを取り上げ、東アジアの歴史認識問題について議論を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
同志社大学大学院嘱託講師（前後期各 2 単位、政治史担当）

● 平成 30 年度
同志社大学大学院嘱託講師（前後期各 2 単位、政治史担当）
ハイデルベルク大学非常勤講師（集中講義"Wars and History Issues in Modern Japan"担当）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
国際日本文化研究センター　共同研究員
内閣官房国家安全保障局顧問
内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室アドバイザリーボードメンバー
読売新聞読書委員

● 平成 30 年度
国際日本文化研究センター　共同研究員
内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室アドバイザリーボードメンバー

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
東アジア近代史学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

第 27 回アジア・太平洋賞大賞（平成 27 年、著書『対華二十一ヵ条要求とは何だったのか』に対して）
第 37 回サントリー学芸賞（平成 27 年、思想・歴史部門、著書『対華二十一ヵ条要求とは何だったのか』に対して）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

平成 27 年 3 月に研究書を公刊し、対華二十一ヵ条要求問題に関する研究に一区切りをつけることができた。その後、同年 8 月～平成 29 年 3 月にロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）で在外研究を行ったのを機に、同問題を含む第一次世界大戦期の日本外交について、欧州の研究者に対して英語で発信し、意見交換を行う機会に多く恵まれた。一連の経験により、従来の日本政治外交史研究が、国際的視野、海外史料の活用、英語での成果発信などの点で、多くの問題を抱えていることを痛感し、帰国後も、研究成果の英語での発信や海外史料の発掘・活用に積極的に取り組んでいる。海外の共同研究に参画し、最新の議論を摂取できる、日本では知られていない一次史料を発掘できるなど、研究活動を一部英語で行うことのメリットは非常に大きいと感じている。しかし、これにより、日本語での研究成果の公表のペースが鈍ったのも否めず、目下日本語・英語の研究活動のバランスをどう取るか模索中である。

具体的な研究テーマとしては、①対華二十一ヵ条要求以降の東アジア国際秩序の変動を、世論の動向・影響を視野に入れつつ検討すること、②第一次世界大戦期の捕虜・抑留者の待遇問題を、第二次世界大戦期までを見通しながら検討すること、③第一次世界大戦期の在欧州日本人の動向を明らかにすること、を主な課題としており、それぞれのテーマに係る調査・分析を、さまざまな共同研究プロジェクトに参加しながら並行して進めている。その成果はまだ個別論文として公表している段階であるが、今後数年以内に著書や編著として刊行する予定である。

従来から取り組んできた政党政治研究についても、引き続き研究を行っていく。また、政治家の邸宅、戦前期の華族社会、各種憲政史料に関しては、既発表の成果を研究書、評伝や史料集として公刊する作業が残っており、できるだけ早く取りまとめたい。この他、近年取り組み始めた明治維新の記憶、公文書管理制度に関する研究も鋭意進めていきたい。

西谷　祐子

NISHITANI Yuko　　教　授　　国際取引法・国際私法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

グローバル化の中での法規範の多元化と国際私法の方法論の変容に関心をもっており，主として国際私法と国際法の交錯，一方主義と普遍主義の相剋，国際家族法における個人のアイデンティティーの尊重，国家法と宗教規範の交錯，非国家主体による規範形成と紛争処理，及び私法統一の現状と課題について研究している。これらの研究の理論的基盤として，法理学，法社会学及び法人類学における法多元主義について考察を深めているほか，各国の移民政策及び国民国家のメンバーシップについても，国家と個人の信認関係（フィデューシャリー）の観点から検討を進めている。また，国際的な子の奪取に関するハーグ条約の日本及び各国での運用について比較法的検討を行っているほか，ハーグ国際私法会議の判決プロジェクト及び親子関係・代理懐胎の検討作業に携わる中で，各々のテーマについて研究してきた。現在は，技術革新と国際私法の方法論の変容にも関心があり，インターネット上の知的財産権侵害やデータ保護，国際私法と AI についても研究を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

Yuko Nishitani (ed.), *Treatment of Foreign Law — Dynamics towards Convergence?* (Springer, 2017).

② 論文

● 平成 26 年度

・“The Legal Status of Transsexual and Transgender Persons in Japan”, in: Jens M. Scherpe (ed.), *The Legal Status of Transsexual and Transgender Persons* (Cambridge 2015), pp. 363-390.

・“Global Citizens and Family Relations”, in: *Erasmus Law Review,* Vol. 7, Issue 3 (2014) (“The Role of Private International Law in Contemporary Society: Global Governance as a Challenge”), pp. 134-146.

・“Familienrecht in Ostasien — Tradition und Moderne in Japan und der Republik Korea —”, in: Witzleb *et al.* (ed.), *Festschrift für Dieter Martiny zum 70. Geburtstag* (Tübingen 2014), pp. 1179-1200.

・“Kindschaftsrecht in Japan — Geschichte, Gegenwart und Zukunft — ”, in: *ZJapanR/J. Jap. L.* 37 (2014), pp. 77-108.

● 平成 27 年度

・“Lawmaking in Japan”, in: Jürgen Basedow/Holger Fleischer/Reinhard Zimmermann (eds.), *Legislators, Judges, and Professors* (Tübingen 2016), pp. 3-26.

・「国際家族法における個人のアイデンティティー（1）（2・完）」民商法雑誌 152 巻 3 号 231-256 頁，4=5 号 370-395 頁（2015 年）。

・「当事者自治の現代的意義――『国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則』をめぐって』――」国際私法年報 17 号（2015 年）2-40 頁。

● 平成 28 年度
・「国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則」NBL1072 号（2016 年）23-34 頁。
・「グローバル化社会と国際私法――国際家族法の視点から――」法律時報 1103 号（2016 年）70-77 頁。
・「レークス・メルカトーリアと自主規制」法学論叢 180 巻 5・6 号（2017 年）341-373 頁。
・“Party Autonomy in Contemporary Private International Law — The Hague Principles on Choice of Law and East Asia —”, in: *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 59 (2016), pp. 300-344.
・“Einfluss der Rechtskultur auf das ‚Lawmaking‘ in Japan”, in: Hans-Peter Marutschke (ed.), *Rechtsvergleichung mit Japan — 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen. Zu allgemeinen Rechtsbegriffen und zur Bedeutung der Rechtsvergleichung (*Köln 2017), pp. 117-142.
・“Aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht Japans”, in: *ZJapanR/J. Jap. L.* 43 (2017), pp. 21-50.
・“Proof of and Information about Foreign Law”, in: Martin Schauer/Bea Verschraegen (eds.), *General Reports of the XIXth Congress of the International Academy of Comparative Law (*Springer, 2017), pp. 165-194.
● 平成 29 年度
・「子奪取条約の運用に関する比較法的検討」ケース研究 329 号（2017 年）4-68 頁。
・「法統一の展開と非国家法の意義」民商法雑誌 153 巻 5 号 652-675 頁，同 6 号 101-116 頁（2017 年）。
・「グローバルな秩序形成のための課題――国際法と国際私法の協働をめざして――」論究ジュリスト 23 号（2017 年）43-50 頁。
・「『文化の衝突』と国際人権」国際人権 28 号（2017 年）60-66 頁。
・“Treatment of Foreign Law - Dynamics towards Convergence?: General Report”, in: Yuko Nishitani (ed.), *Treatment of Foreign Law — Dynamics towards Convergence?* (Springer, 2017), pp. 3-60.
・“Reformüberlegungen zum japanischen Familienrecht”, in: Martin Gebauer/Stefan Huber (ed.), *Gestaltungsfreiheit im Familienrecht* (Tübingen 2017), pp. 103-133.
・“Cross-Border Assignment of Receivables — Conflict of Laws in Secured Transactions —”, Uniform Law Review 22 (2017), pp. 826-841.
● 平成 30 年度
・“Lex Mercatoria and Self-Regulation in Transnational Perspective”, in: Harald Baum/Moritz Bälz/Marc Dernauer (eds.), Self-Regulation in Private Law in Japan and Germany (Köln 2018), pp. 213-243.
・「グローバル化社会と国際私法――国際家族法の視点から――」山元一・横山美夏・髙山佳奈子編著『グローバル化と法の変容』（2018 年，日本評論社）138-158 頁。
・“Treatment of and Access to Foreign Law in Japan”, in: ZJapanR/J. Japan. L. 46 (2018), pp. 69-84.
・「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄等に関する新法制（1）～（2・完）」法曹時報 71 巻 3 号 489-532 頁，同 4 号 715-762 頁（2019 年）。

③ その他

● 平成 26 年度
・「非訟事件の国際裁判管轄に関する調査研究報告書」（EU，ドイツ，オーストリアに関する比較法並びに準拠法と外国非訟裁判の承認執行の箇所を執筆担当）（2014 年：法務省ウェブサイトにて公表：http://www.moj.go.jp/content/000119005.pdf）。
● 平成 28 年度
・判例評釈「詐害行為取消権の準拠法」ジュリスト 1492 号（2016 年）（平成 27 年度重要判例解説）296-297 頁。
・巻頭言「価値の相対性と普遍性」ケース研究 326 号（2016 年）1-3 頁。
● 平成 30 年度
・判例評釈「米国から日本への子の連れ去りと返還を命じた終局決定の変更」（最決平成 29 年 12 月 21 日）戸籍時報 770 号（2018 年）46-53 頁。
・「比較法的視点からみた法と文化」（ブータン紀行）ヒマラヤ学誌 20 号（2019 年）47-53 頁。

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・2015 年 1 月 23 日第 1 回グローバル私法フォーラム（東京大学法学部にて開催）での報告「ハーグ国際私法会議の活動について」。
● 平成 27 年度
・2015 年 4 月 28 日サンパウロ大学（ブラジル）にて講演「Hague Principles on Choice of Law in International Commercial Contracts — Their Significance and Impact on Cross-Border Business Transactions —」（英語）。
・2015 年 5 月 5 日リオ・グランジ・ド・スル大学（ブラジル）にて講演「Party Autonomy in International Contracts」（英語）。
・2015 年 11 月 21 日ハーゲン大学における日本法研究 25 周年記念シンポジウム「ヨーロッパとアジアの法文化の表現としての一般的法概念と立法」（同志社大学にて開催）にて講演「„Lawmaking“ – Einfluss der Rechtskultur auf die Gesetzgebung」（ドイツ語）。
・2015 年 12 月 17 日アジア国際私法原則委員会（同志社大学にて開催）会合にて報告“Asian Principles on Private International Law: Marriage & Divorce”（英語）。

・2015 年 12 月 19 日国際シンポジウム「アジアにおける国際取引とハーグ国際私法会議」（同志社大学にて開催）にて報告“Hague Principles and Party Autonomy in International Contracts”（英語）。
・2016 年 1 月 30 日家族法フォーラム（京都大学にて開催）にて報告「国境を越えた代理出産と親子関係」。
・2016 年 2 月 10 日東京家庭裁判所にて講演「子奪取条約における返還拒否事由について」。
・2016 年 2 月 24 日大阪家庭裁判所にて講演「子奪取条約の運用に関する比較法的検討」。

● 平成 28 年度

・2016 年 9 月 11 日国際法学会（静岡グランシップにて開催）パネル公募分科会『国際的な法統一の展開と法形成における政策目的』にて報告「法統一の展開と非国家法の意義」。
・2016 年 11 月 12・13 日国際人権法学会・研究大会（法政大学にて開催）にて報告「『文化の衝突』と国際人権」。
・2016 年 12 月 8 日京都大学法学会講演「グローバル化の中での国際私法」。
・2016 年 12 月 10 日国際私法フォーラム・学習院大学にて報告「ハーグ国際私法会議・親子関係及び代理懐胎プロジェクトについて」。

● 平成 29 年度

・2017 年 12 月 16 日関西国際私法研究会（京都大学にて開催）にて「ハーグ判決プロジェクトの現状と展望」。
・2017 年 12 月 26 日グローバル私法フォーラム「HCCH 家事調停プロジェクト等について」。
・2018 年 2 月 2 日カナダ大使館セミナー“Family Separation — Placing Children First”にて「Access in Cross-Border Family Separation — A Comparative View between Canada and Japan —」(Keynote Address)。
・2018 年 2 月 16 日大阪弁護士会・子奪取条約研究会にて「子の常居所の概念について」。
・2018 年 3 月 31 日渉外家事事件判例研究会（大阪大学）にて判例評釈「米国から日本への子の連れ去りと返還を命じた終局決定の変更（最決平成 29 年 12 月 21 日）」。

● 平成 30 年度

・2018 年 7 月 30-31 日担保法シンポジウム・西村あさひ法律事務所にて開催（“Tokyo Conference on Secured Transactions Law Reform: Globally and in Japan”）にて「Cross-Border Assignment of Receivables in Private International Law」。
・2018 年 10 月 10 日第 2 回京都大学及びハンブルク大学合同シンポジウム（京都大学にて開催）にて「Global Governance and Children’s Rights in Cross-Border Surrogacy」。
・2018 年 10 月 29 日外務省ハーグ条約室主催・研究者と弁護士会ハーグ WG との研究会にて「常居所地国の判断基準と傾向」。
・2018 年 11 月 10 日国際経済法学会（岡山大学）・共通論題セッション『知的財産保護の国際的実現における現代的課題』にて「知的財産保護と私法によるエンフォースメント」。
・2018 年 11 月 11 日法哲学会・共通セッションにて「グローバル法多元主義と国際私法の意義—— 近藤圭介先生のご報告に対するコメント——」。
・2018 年 12 月 4 日京都大学大学院経済学研究科主催・ニューキャッスル大学（オーストラリア）との合同セミナーにて「Introduction to Japanese Law — Challenges of Multiculturalism」。
・2019 年 2 月 10 日京都大学・グローバル化と法に関する研究会にて「国際私法における多文化主義」。
・2019 年 2 月 12 日第 1 回京都大学ブータン友好フォーラム——京都大学とブータンとの 60 余年にわたる交流——にて「比較法的視点からみた法と文化」。
・2019 年 2 月 18-19 日台湾・法官学院にて「国際離婚——裁判手続及び準拠法に関する諸問題」「国境を越えた子の奪い合い——1980 年子の奪取に関するハーグ条約をめぐって」「比較法的視点からみた同性カップルの保護」。
・2019 年 2 月 19 日台湾・国立台湾大学にて「国際離婚——裁判手続及び準拠法に関する諸問題」。
・2019 年 2 月 20 日台湾・静宜大学にて「比較法的視点からみた同性カップルの保護」。
・2019 年 2 月 21 日大阪弁護士会にて「子の常居所地の判断基準と各国の動向」。
・2019 年 2 月 23 日京都大学ワークショップにて“Gender and Culture in Private International Law”。

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・2014 年 7 月 25 日第 19 回国際比較法学会ウィーン大会にて（19th International Congress of Comparative Law, Vienna）「外国法に関する証明及び情報収集」部会総括報告「General Report: Proof of and Information about Foreign Law」（英語）。

● 平成 27 年度

・「国際的な私法秩序の実効的形成のための理論構築：『私法統一』の先へ」（科研費・基盤研究（A）：北海道大学・曽野裕夫教授研究代表）研究分担者（～平成 30 年度〔係属中〕）
・「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」（科研費・基盤研究（B）：慶應義塾大学・山元一教授研究代表）研究分担者（～平成 29 年度）
・「グローバル私法フォーラム」メンバー（～平成 30 年度〔継続中〕）
・2015 年 9 月 11 日ドイツ比較法学会（Gesellschaft für Rechtsvergleichung）第 35 回大会「Religion, Werte und Recht」（バイロイト大学にて開催）にて報告「Familienrechtliche Freiräume, ihre Grenzen und kultu- reller Wandel — Bericht über die japanische Rechtsordnung —」（ドイツ語）。
・2015 年 9 月 22 日日韓国際私法学会・交流協定締結記念・学術大会（中央大学〔ソウル〕にて開催）にて報告「財産関係非訟の国際裁判管轄」（日本語）。

・2015 年 12 月 4-5 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム„Legislators, Judges, and Professors“にて報告: “Lawmaking Today in Japan”（英語）。
・2016 年 3 月 21 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム (Veranstaltungsreihe: „Aktuelle Entwicklungen im japanischen Recht”) “Space Activity Law, aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht und verfassungswidriges Wiederverheiratungs- verbot für Frauen in Japan“にて報告: “Aktuelle Entwickungen im internationalen Familienrecht Japans”（ドイツ語）。

● 平成 28 年度

・法学研究科とマックスプランク比較私法及び国際私法研究所との二国間共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」研究参加者（学術振興会及び DAAD 助成・山本敬三教授代表）（～平成 29 年度）
・2016 年 6 月 3 日ハイデルベルク大学比較及び国際私法・経済法研究所 100 周年記念シンポジウムにて報告：“Kulturelle Identität und Menschenrechte im Internationalen Privatrecht”（ドイツ語）。
・2016 年 11 月 4・5 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム„Self-regulation in Private Law in Japan and Germany“ (German-Japanese Symposium to Celebrate the 20th Anniversary of the Founding of the Journal of Japanese Law) にて報告：„Self-regulation in Transnational Perspective (1): Lex mercatoria as Autonomous Non-state Law“（英語）。
・2017 年 3 月 15-17 日国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）第 4 回担保取引国際コロキウムにて報告：“The Law Applicable to Proprietary Effects of Assignments of Receivables in Japan”（英語）。
・2017 年 3 月 17-18 日リヨン大学日仏シンポジウム「Colloque Droit japonais, droit français, quelle réforme ?」にて報告：“L’avenir du principe de la nationalité en droit international privé de la famille”（フランス語）。
・2017 年 3 月 20 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム(Veranstaltungsreihe: „Aktuelle Entwicklungen im japanischen Recht”) 「Japan: Modernization of Payment Systems, Amendment of the Insurance Business Act, spezialisierte Spruchkörper, Family Law in Asia」にて報告：„Family Law in Asia in Comparative Perspective“（英語）。

● 平成 29 年度

・「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（科研費・基盤研究（A）潮見佳男教授研究代表）研究分担者（～平成 30 年度〔継続中〕）。
・2017 年 6 月 19 日英国国際法及び比較法研究所（BIICL）にて「ADR in Family Relations and Religious Courts」（英語）。
・2017 年 7 月 3-6 日ハーグ国際私法会議アジア・パシフィック・ウィーク（韓国ソウル）にて報告「Child Protection and Child Support」,「Reform of Korean Jurisdiction Rules from a Japanese Perspective」「Hague Judgments Project — Universality and Feasibility —」（英語）。
・2017 年 9 月 22-23 日中国外務省・国際私法学会及びハーグ国際私法会議共催シンポジウム“Global Forum on Private International Law Cooperation for Common Progress：Evolving Role of Private International Law”（中国武漢大学にて開催）にて報告「Enforcement of Choice of Court Agreements in Comparative Perspective — The 2005 Hague Convention in the Asia-Pacific —」（英語）。
・2017 年 12 月 19 日中国人民大学（北京）セミナー“Recognition and Enforcement of Judgments between China, Japan and South Korea in the New Era”にて報告「Coordination of Legal Systems by Recognition of Judgments — Rethinking Reciprocity in Sino-Japanese Relationships —」（英語）。
・2018 年 3 月 1 日アントワープ大学（ベルギー）にて報告「Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in East Asia — Rethinking Reciprocity in Sino-Japanese Relationships —」（英語）。
・2018 年 3 月 5-7 日ルーバン・カトリック大学（ベルギー）にて報告「Family Law in East Asia in Comparative Perspective」「The Hague Judgement Convention: A Worldwide Project on Recognition and Enforcement. A View from the Inside」「Global Citizens and Global Families」（英語）。

● 平成 30 年度

・2018 年 4 月 18 日香港大学にてセミナー開催「Implications of the Hague Choice of Court Convention in the Asia-Pacific」（英語）。
・2018 年 4 月 18-20 日ハーグ国際私法会議 125 周年記念シンポジウム（香港大学にて）「The Role of the HCCH I – Challenges and Opportunities: Presentations」のセッションにて「Challenges and Opportunities for the HCCH」（英語）。
・2018 年 7 月 5-6 日ボッフム大学（ドイツ）シンポジウム„Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society“にて「Schutz der Privatsphäre in einer vernetzten Welt」（ドイツ語）。
・2018 年 7 月 24 日国際比較法アカデミー大会にて「Setting a Framework for Litigation in Asia: The Hague Choice of Court Convention and Beyond」（英語）。
・2018 年 9 月 28 日香港大学（中国）シンポジウム“Multi-tier Approaches to the Resolution of International Disputes: A Comparative Study”にて「The Use of Med-Arb in Japan — Multi-tier Dispute Resolution in Cross-Border Transactions —」（レイエス氏によるペーパー代読）（英語）。
・2018 年 11 月 15-16 日 New York University (NYU) Conference “The Continuing Relevance of Private International Law and its Challenges”（米国ニューヨークにて）「Foreign Law in Domestic Courts — Challenges and Future Developments —」（英語）。
・2018 年 11 月 22 日 Joint Symposium: Jigme Singye Wangchuck School of Law and Kyoto University “Promoting a Culture of Academic Research – Lessons from Kyoto for Bhutan’s First Law School”（ブータン開催）にて「Law and Culture in a Comparative Perspective」（英語）。

・2018 年 12 月 9 日 Journal of Private International Law: Asia-Pacific Session シンポジウム“Current Issues in Private International Law”（同志社大学にて）「Multiculturalism in Private International Family Law」（英語）。
・2019 年 3 月 4 日ハーグ国際私法会議マルタ・プロセス会合（在オランダ・カナダ大使館開催）にて「Mediation in Cross-Border Child Abduction – Experience in East Asia –」（英語）。
・2019 年 3 月 11 日グローバル私法フォーラム・東京大学にて「HCCH 親子関係・代理懐胎プロジェクト＆マルタ・プロセスについて」（英語）。
・2019 年 3 月 26 日スイス・チューリッヒ仲裁人協会（Swiss Arbitration Association）にて“Cross-border Dispute Resolution in Japan and its Recent Developments”（英語）。
・2019 年 3 月 27 日オランダ・ティルブルク大学にて“The Rise and Fall of Nation States in Private International Law”（英語）。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
国際取引法・国際取引法研究（グローバル化と国際私法に関する英語文献購読）
先端国際企業法（国際租税法の基本問題について検討）
（法曹養成専攻）
国際取引法（国際取引法の基本問題について解説）
国際民事手続法（国際民事手続法の基本問題について解説）
（公共政策大学院）
国際企業法務（国際企業法務の基本問題について解説）
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
国際取引法・国際取引法研究（国際取引法及び国際私法に関する基本文献購読）
（法曹養成専攻）
国際取引法（国際取引法の基本問題について解説）
国際家族法（国際家族法の基本問題について解説）
（公共政策大学院）
国際企業法務（国際企業法務の基本問題について解説）

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
国際取引法（国際取引の基本的な仕組みと重要な法準則について解説）
国際企業取引の実務と法（住友商事寄付講義の 2 回目に国際取引の法準則について解説）
● 平成 30 年度
国際取引法（国際取引の基本的な仕組みと重要な法準則について解説）
国際企業取引の実務と法（住友商事寄付講義の 2 回目に国際取引の法準則について解説）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
・同志社大学法学部・非常勤（Special Course in Japanese Law [Private International Law in Comparative Perspective] を担当）
● 平成 30 年度
・同志社大学法学部・非常勤（Special Course in Japanese Law [Private International Law in Comparative Perspective] を担当）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29・30 年度
・ハーグ国際私法会議「判決プロジェクト」特別委員会政府代表（起草委員）及び法務省研究会メンバー
・ハーグ国際私法会議「『親子関係・代理懐胎プロジェクト』フィージビリティ検討部会・日本代表」

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29・30 年度
・国際法学会・理事
・国際私法学会・研究企画委員会委員

・日本国際経済法学会・理事及び研究企画委員会委員
・ハーグ国際法アカデミー理事会（Curatorium）メンバー
・その他の所属学会：日本私法学会，比較法学会，国際商取引学会，海法学会，空法学会，International Law Association, International Academy of Comparative Law, European Law Institute, Wissenschaftliche Vereinigung für Familienrecht, Deutsche Gesellschaft für Internationales Recht, Wissenschaftliche Vereinigung für Internationales Verfahrensrecht

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

実定法に関する精緻な解釈論を立てる努力をするとともに，今後は，グローバル化の中での法の変容を見据えながら，新しい国際私法体系の構築をめざして，法理学，国際法及び家族法のほか，政治学，社会学，文化人類学，移民政策学，心理学などの他分野の成果も吸収しながら，理論的観点からの考察を深めたいと考えている。

二ノ丸　恭平

KYOHEI Ninomaru　　教　授　　刑事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

刑事訴訟に関する著作

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

なし

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 29 年度
・京都府立医科大学において医療事故の捜査及び刑事裁判について講演
● 平成 30 年度
・京都府立医科大学において医療事故の捜査及び刑事裁判について講演

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法曹養成専攻）
・刑事訴訟実務の基礎（前期 2 単位）刑事訴訟実務の基礎的知識・考え方を講義
・検察実務演習（前期 2 単位）主として検察官の視点から刑事手続に関する問題を検討
・経済刑法（後期 2 単位）財政経済事件に関する諸問題を検討
● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・刑事訴訟実務の基礎（前期 2 単位）刑事訴訟実務の基礎的知識・考え方を講義
・検察実務演習（前期 2 単位）主として検察官の視点から刑事手続に関する問題を検討
・経済刑法（後期 2 単位）財政経済事件に関する諸問題を検討

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  同志社大学法科大学院客員教授
- 平成 30 年度
  同志社大学法科大学院客員教授

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

なし

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き，刑事訴訟における実務的問題全般の研究を進めていきたい

二本松　利忠　NIHOMMATSU Toshitada　教　授　民事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

実務家（裁判官）出身教員として，実務経験を踏まえて，民事司法制度，民事訴訟の運営等に関する諸問題について研究するとともに，法科大学院生・一般学生に対する効果的な実務教育（理論と実務の架橋）の在り方について研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

- 平成 30 年度
  - 「子どもの養育支援に資する家事調停に対する期待」家庭の法と裁判 18 号 1－5 頁

③ その他

- 平成 27 年度
  - 「家事調停の過去・現在・未来」調停時報 192 号 39-54 頁

(2) 学会報告・講演等

- 平成 27 年度
  - 京都司法書士会研修会で民事司法の動向について講演
  - 長野調停協会研修会で家事調停について講演
- 平成 29 年度
  - 熊本県人吉・八代ブロック調停協会研修会で民事・家事調停について講演
  - 福岡県田川・飯塚・直方ブロック調停協会研修会で民事・家事調停について講演
- 平成 30 年度
  - 鳥取調停協会研修会で民事・家事調停について講演
  - 京都家事調停協会研修会で家事調停について講演

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法曹養成専攻）

・民事訴訟実務の基礎②（前期 2 単位）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定について基礎的な知識や技能を修得させる。

・民事裁判演習②（後期 2 単位）：民事訴訟実務の諸問題について，模擬記録を使用しながら演習形式で検討し，制度や具体的な訴訟手続についての理解を確実なものとする。

・民事法文書作成（通年 2 単位）：民事事件を素材として，裁判官又は弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行う。教員 5 名の共同担当。

・裁判官倫理（全 1 回）：法曹倫理（後期 2 単位）の一こまとして裁判官倫理の講義を担当した。

・法科大学院開講前集中講座「司法制度の概要 1～3」：法学未修者（1 年生）に対し，開講前に司法制度に関する基礎的な知識を修得させる。

● 平成 30 年度

（法曹養成専攻）

・民事訴訟実務の基礎②（前期 2 単位）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定について基礎的な知識や技能を修得させる。

・民事裁判演習②（後期 2 単位）：民事訴訟実務の諸問題について，模擬記録を使用しながら演習形式で検討し，制度や具体的な訴訟手続についての理解を確実なものとする。

・民事法文書作成（通年 2 単位）：民事事件を素材として，裁判官又は弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行う。教員 5 名の共同担当。

・法科大学院開講前集中講座「司法制度の概要 1～3」：法学未修者（1 年生）に対し，開講前に司法制度に関する基礎的な知識を修得させる。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・特別講義「現代社会と裁判」（前期 2 単位）：現代社会において裁判が果たしている機能や裁判官の役割について基本的な理解を得る。実務家教員 3 人の共同担当で，そのうちの民事裁判を担当。

● 平成 30 年度

・特別講義「現代社会と裁判」（前期 2 単位）：現代社会において裁判が果たしている機能や裁判官の役割について基本的な理解を得る。実務家教員 3 人の共同担当で，そのうちの民事裁判を担当。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度

・ILAS セミナー民事手続の基礎（前期 2 単位）：身近な民事紛争の事例を取り上げて，討論や法律関係文書を作成する作業などを通じて，様々な紛争解決方法の仕組みや利害得失を理解させるとともに，事案を分析して論証する力を身につける一助とする。

・民事裁判入門（後期 2 単位）：民事裁判の果たす役割及び特質を理解するとともに，民事訴訟の第一審手続の概要と基本原則を修得する。

● 平成 30 年度

・ILAS セミナー民事手続の基礎（前期 2 単位）：身近な民事紛争の事例を取り上げて，討論や法律関係文書を作成する作業などを通じて，様々な紛争解決方法の仕組みや利害得失を理解させるとともに，事案を分析して論証する力を身につける一助とする。

・民事裁判入門（後期 2 単位）：民事裁判の果たす役割及び特質を理解するとともに，民事訴訟の第一審手続の概要と基本原則を修得する。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度

民事調停委員（大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所）

● 平成 30 年度

民事調停委員（大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

なし

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

民事裁判実務の動向を踏まえ，引き続き民事司法制度や民事訴訟の運営等に関する諸問題について検討を加えるとともに，より実効性の高い裁判実務教育の在り方について研究を重ねてきている。法曹養成専攻の「民事訴訟実務の基礎」及び「民事裁判演習」に関しては，民法（債権法）改正に対応させて教材の修正・レベルアップに努めている。全学共通科目の ILAS セミナー「民事手続の基礎」及び「民事裁判入門」に関しては，これまで講義のつど配付していたレジュメを集大成して事前配付できる教材にまとめる作業をしている。

橋本　佳幸

HASHIMOTO Yoshiyuki　　教　授　　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

不法行為法を対象に、3 つの視角から研究を行っている。まず、責任原因面に関しては、加害構造の類型ごとに独自の責任要件・構造を備えた責任類型を構築するという基本構想を、特徴的な場面に即して具体的に展開している。次に、保護法益面に関しては、被侵害法益ないし法益侵害の内実の吟味を通じて、法益・侵害の特性に相応した責任判断および法益保護の構造を探究している。さらに、責任範囲面に関しても、競合原因を組み入れた結果帰属の構造を分析することにより、割合的責任限定の判断枠組みを析出している

この 5 年間では、事業補助者・事業財産による加害に対する事業主体の責任の構造、物の欠陥・瑕疵をめぐる責任判断、被害者側の過失といった問題を、具体的素材として取り上げた。また、テキスト・注釈書の執筆作業や共同研究における立法論的検討を通じて、不法行為法の全体を俯瞰し、その体系的把握と再構築を図る機会を得た。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 28 年度
  - 「709 条 A・B」窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）§§697～711』（有斐閣）259 頁

② 論文

- 平成 27 年度
  - 「損害賠償額の割合的調整――原因競合事例を中心に」NBL1056 号 39 頁
  - 「損害賠償額の割合的調整――原因競合事例を中心に」現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題〔別冊 NBL No. 155〕』197 頁
  - 「『法人自体の不法行為』の再検討――総体としての事業組織に関する責任規律をめぐって」『論究ジュリスト 16 号〔2016 年冬号〕』50 頁
- 平成 28 年度
  - 「信託における不法行為責任」信託法研究 41 号 41 頁
- 平成 29 年度
  - 「非営利法人と不法行為責任」NBL1104 号 36 頁
- 平成 30 年度
  - 「被害者側の過失」法学教室 456 号 38 頁

③ その他

- 平成 26 年度
  - 「通常有すべき安全性（イレッサ薬害訴訟）・最判平成 25 年 4 月 12 日民集 67 巻 4 号 899 頁」中田裕康ほか編『民法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕』（有斐閣）168 頁
  - 「過失相殺の要件・最判昭和 39 年 6 月 24 日民集 18 巻 5 号 854 頁」中田裕康ほか編『民法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕』（有斐閣）202 頁
- 平成 27 年度
  - 「安全配慮義務違反を理由とする損害賠償における過失相殺・最判平成 26 年 3 月 24 日労判 1094 号 22 頁」『平成 26 年度重要判例解説』（有斐閣）73 頁
- 平成 29 年度
  - 「共同暴走行為と過失相殺・最判平成 20 年 7 月 4 日交民集 41 巻 4 号 829 頁」新美育文ほか編『交通事故判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣）164 頁
- 平成 30 年度
  - 「法人の代表」などの 10 項目　沖野眞巳ほか編『民法演習サブノート 210 問』（弘文堂）

・「事故被害者が傷害の症状等について不実の申告をして賠償金の支払を受ける行為による不法行為責任・広島地判平成 29 年 2 月 28 日判タ 1439 号 185 頁」私法判例リマークス 57 号 60 頁
・「迷惑メールの大量送信――NTT ドコモ仮処分申立事件・横山地決平成 13 年 10 月 29 日」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選〔第 2 版〕』（有斐閣）216 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・「日本民法における法人の不法行為責任」第 2 回 京都大学－国立台湾大学 共催シンポジウム 2014（平成 26 年 9 月 1 日、京都大学吉田キャンパス）
・「認知症高齢者による加害事故と民事責任」千葉大学・慶應大学共催シンポジウム『高齢化社会を支える社会システム創成に向けた課題と展望』（平成 26 年 9 月 9 日、慶應大学三田キャンパス）

● 平成 27 年度
・「損害賠償額の割合的調整－－原因競合事例を中心に」私法学会（第 79 回大会）シンポジウム（平成 27 年 10 月 11 日、立命館大学衣笠キャンパス）

● 平成 28 年度
・「信託における不法行為責任」信託法学会（第 41 回）（平成 28 年 6 月 12 日、キャンパスプラザ京都）

● 平成 29 年度
・「非営利法人と不法行為責任」私法学会（第 81 回大会）シンポジウム（平成 29 年 10 月 8 日、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成」（研究代表者 佐久間毅）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」（研究代表者 瀬川信久）

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成」（研究代表者 佐久間毅）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」（研究代表者 瀬川信久）

● 平成 28 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成」（研究代表者 佐久間毅）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 瀬川信久）

● 平成 29 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 瀬川信久）

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 大塚直）

Ⅱ 教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1 大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・民法 4A（前期 2 単位）：法人法に関して、ドイツ法の体系書を訳読するとともに、日本の論文も素材に含めて、非営利法人法をめぐる理論問題を議論した。
・民法 4B（後期 2 単位）：ドイツの債権総論に関する概説書のうち、損害賠償に関する部分を訳読し，関連する問題を検討した。
（法曹養成専攻）
・民法総合 3（前期 2 単位）：債権の回収・管理・保全の分野に関して、長文の事例問題を予習課題とし、双方向形式による授業を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・民法 3A（前期 2 単位）：ドイツの債権各論に関する概説書のうち、不当利得法に関する部分を訳読し，関連する問題を検討した。
・民法 3B（後期 2 単位）：ヨーロッパの契約法に関する英語文献から、契約の解除および錯誤に関する部分を訳読し、対応する日本法上の問題について議論した。
（法曹養成専攻）
・民法総合 3（前期 2 単位）：債権の回収・管理・保全の分野に関して、長文の事例問題を予習課題とし、双方向形式による授業を行った。
・財産法の基礎 2（前期 4 単位の後半。共同担当）：債権各論に置かれた諸制度の具体的内容や実際の機能場面につき、予習課題に基づく双方向形式による授業を行った。
・民法理論演習（後期 2 単位）：民法 3B（法政理論専攻）と共通。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・民法第二部（後期 4 単位）：物権法の諸制度を取り上げて、具体的な制度内容、実際の機能場面について解説した。
・演習（民法）（前期 2 単位、後期 2 単位）：各回ごとに、財産法の重要問題を取り上げ、担当者による報告に基づいて議論・検討を行った。
● 平成 30 年度
・民法第三部（前期 2 単位）：債権総論および相続法の諸制度を取り上げて、具体的な制度内容、実際の機能場面について解説した。
・演習（民法）（前期 2 単位、後期 2 単位）：各回ごとに、財産法の重要問題を取り上げ、担当者による報告に基づいて議論・検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）（行政、法律）試験専門委員
京都府個人情報保護審議会委員
京都府公害審査会委員
宇治市情報公開審査会委員（会長）
● 平成 30 年度
国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）（行政、法律）試験専門委員
京都府個人情報保護審議会委員（会長）
京都府公害審査会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・日本私法学会会員・監事
・信託法学会会員
● 平成 30 年度
・日本私法学会会員・監事
・信託法学会会員・理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

不法行為法につき、「現在の研究テーマと最近の活動」に述べた基本構想・分析視角を、個別問題に即してさらに展開するとともに、テキストや注釈書の分担執筆の過程で獲得した問題意識も踏まえて、基本問題を広く取り上げて検討したい。さらには、共同研究を通じて、立法論的研究にも貢献したい。そのほか、不法行為法研究を通じて獲得した視角を道具として、財産法の他の領域の研究にも取り組みたいと考えている。

服部　高宏

HATTORI Takahiro　　教　授　　ドイツ法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

ドイツ法研究に関しては、依然として、統治機構に関する研究に加えて、自分の守備範囲を拡げることに力を最も力を注いでいる。生命倫理と法に関する研究では、ドイツにおける最近の議論状況について検討を進め、その一部を公表しているほか、他分野の研究者とともに学内で臨床倫理学入門・応用コースに講師・ファシリテーターとして参加したりして、自己の見解を深めている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成26年4月～31年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成27年度

・服部高宏「連邦法律に対する州の離反立法（1）――ドイツ連邦制改革による大綱的立法の廃止とその帰結――」『法学論叢』178巻4号、1～19頁

● 平成28年度

・服部高宏「ドイツ連邦制と生命倫理法制」角田猛之・市原靖久・亀本洋編著『法理論をめぐる現代的諸問題：法・道徳・文化の重層性』（晃洋書房）126～135頁

③ その他

● 平成29年度

・服部高宏「統一テーマ「ケアの法　ケアからの法」について」『ケアの法　ケアからの法　法哲学年報2016』（有斐閣、2017年）1～7頁

・服部高宏「シンポジウムの概要」『ケアの法　ケアからの法　法哲学年報2016』（有斐閣、2017年）108～118頁

● 平成30年度

・連邦法律制定過程の図（ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅳ』（信山社、2018年）446～448頁、所収）

・服部高宏・横山美夏「大陸法のススメ――他国の法の実相を知り，自国の法を問い直す」『法学教室』463号（2019年）4～6頁

・服部高宏「書評：関谷昇「アルトジウスの人民主権論とその思想的源流」『法制史研究68』（成文堂、2019年3月）341～343頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成28年度

・服部高宏「（講演）ケアと正義―専門職と法・倫理―」（講演後のパネルディスカッションにもパネリストとして参加）第8回倉敷権利擁護支援フォーラム（平成28年9月17日、於：ライフパーク倉敷大ホール）

・服部高宏「統一テーマ「ケアの法　ケアからの法」について」（2017年日本法哲学会学術大会統一テーマ「ケアの法　ケアからの法」大会委員長として企画趣旨説明（平成28年11月13日、於：立教大学））

● 平成29年度

・服部高宏「看護におけるケアとチーム医療――法と倫理の観点から――」、2018年3月27日、京都大学医学部付属病院看護師長対象倫理研修（於：京大病院外来棟5階会議室A）

● 平成30年度

・第3回主権者教育教材作成ワークショップ（平成31年1月26日・27日、於：京都大学法経本館東棟4階大会議室）にて講演「主権者教育のために―法哲学と比較法からの話題提供―」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成26年度

・国際高等研究所研究プロジェクト「設計哲学―俯瞰的価値理解に基づく、人工財の創出と活用による持続可能社会を目指して―」（東京大学大学院工学系研究科　梅田靖教授　代表）参加研究者（平成28年度まで継続参加）

・第1回臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成27年3月5日・6日、於：京都大学文学部講義室）に講師・ファシリテーターとして参加

● 平成27年度

・国際高等研究所研究プロジェクト「領域横断型の生命倫理プラットフォームの形成に向けて」（京都大学大学院文学研究科　児玉聡准教授　代表）参加研究者（平成29年度まで継続参加予定）

・第 1 回臨床倫理学応用コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成 27 年 10 月 10 日、於：京都大学吉田泉殿）に講師・ファシリテーターとして参加

● 平成 28 年度

・「持続可能な公共財としての原子力システムの可能性」（研究代表者：高木光京都大学大学院法学研究科教授）研究分担者（平成 31 年度まで継続参加予定）

・第 2 回 臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成 28 年 8 月 5 日・6 日、於：京都大学法経本館大会議室）に講師・ファシリテーターとして参加

● 平成 29 年度

・第 3 回 臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成 29 年 8 月 10 日・11 日、於：京都大学法経本館大会議室）に講師・ファシリテーターとして参加

● 平成 30 年度

・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））「東アジアにおける終末期医療の倫理的・法的問題に関する国際共同研究」（代表：児玉聡京都大学文学研究科准教授）研究分担者（平成 35 年度まで継続参加予定）

・第 4 回 臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成 30 年 8 月 2 日・3 日、於：京都大学法経本館大会議室）に講師・ファシリテーターとして参加

・応用倫理学コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター・京大オリジナル株式会社主催、平成 31 年 2 月 18 日、於：京都大学吉田キャンパス内国際科学イノベーション棟 1 階ラウンジ）に講師・ファシリテーターとして参加

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・ドイツ法 A（前期 2 単位）：Christoph Möllers, Braucht das öffentliche Recht einen neuen Methoden- und Richtungsstreit? 等 3 論文を講読し、意見交換を行った。

・ドイツ法 B（後期 2 単位）: Michael Germann, Dynamische Grundrechtsdogmatik von Ehe und Familie?, VVDStRL 73 (2014) 等を講読し、同性婚につき意見交換を行った。

・ドイツ法研究（博士後期課程、通年 4 単位）：文献講読および研究指導を行った。

・ドイツ法概論（前期 1 単位）：ドイツの法令・判例・立法資料・法学文献等の特徴と調べ方について説明した。

（法曹養成専攻）

・現代ドイツ法政理論（前期 2 単位）：ドイツの連邦制、政権樹立と政権交代、連邦議会選挙の制度、連邦憲法裁判所の役割について制度の概略と問題点を講義形式で解説した

・生命倫理と法（後期 2 単位）：生命倫理と法をめぐる主要問題について講義形式で解説した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・ドイツ法 A（前期 2 単位）：Roman Herzog, Stellung des Bundesrates im demokratischen Bundesstaat 等 2 論文を講読し、意見交換を行った。

・ドイツ法 B（後期 2 単位）：Tatjana Hörnle, Straftheorien を講読し、刑罰の正当化根拠について意見交換を行った。

・ドイツ法研究（博士後期課程、通年 4 単位）：文献講読および研究指導を行った。

・ドイツ法概論（前期 1 単位）：ドイツの法令・判例・立法資料・法学文献等の特徴と調べ方について説明した。

（法曹養成専攻）

・現代ドイツ法政理論（前期 2 単位）：ドイツの連邦制、政権樹立と政権交代、連邦議会選挙の制度、連邦憲法裁判所の役割について制度の概略と問題点を講義形式で解説した。

・生命倫理と法（後期 2 単位）：生命倫理と法をめぐる主要問題について講義形式で解説した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・ドイツ法（前期 2 単位）：ドイツの法制度の仕組みについて解説した。具体的には、基本法を中心に、行政の仕組みや EU 法との関係、刑法を概観した。

・ドイツ法演習（前期 2 単位）：ドイツの歴史・憲法・刑法・難民問題等に関する日本語文献をいくつか講読して、意見交換を行った。

● 平成 30 年度

・ドイツ法（前期 2 単位）：ドイツの法制度の仕組みについて解説した。具体的には、基本法を中心に、行政の仕組みや EU 法との関係、刑法を概観した。

・ドイツ法演習（前期 2 単位）：ドイツの青少年向け冊子 fruter. Was geht und was nicht Thema: Recht を講読し、ドイツの法の現況について意見交換を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・法学（前期 2 単位）：法・法的思考の基本的性質と、各法分野の概要につき解説した。
・統合科学：生命と社会（後期 2 単位（3 教員によるオムニバス授業。服部は 4 回の授業を単独で担当）：具体的な事例に即して生命倫理の問題について法的な観点から解説した。

● 平成 30 年度
・統合科学：生命と社会（後期 2 単位（3 教員によるオムニバス授業。服部は 4 回の授業を単独で担当）：具体的な事例に即して生命倫理の問題について法的な観点から解説した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
同志社大学法学部非常勤講師（ドイツ法（前期 2 単位））
関西学院大学大学院司法研究科非常勤講師（生命倫理と法（後期 2 単位））

● 平成 30 年度
同志社大学法学部非常勤講師（ドイツ法（前期 2 単位））
関西学院大学大学院司法研究科非常勤講師（法哲学（後期 2 単位）、生命倫理と法（後期 2 単位））

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
独立行政法人日本学術振興会 科学研究費委員会専門委委員（平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日）
京都弁護士会資格審査予備委員（平成 29 年 11 月 19 日～）

● 平成 30 年度
京都弁護士会資格審査予備委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日独法学会会員（理事：18.10.31～）
日本法哲学会会員（理事：21.11.14～）
法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）日本支部会員

● 平成 30 年度
日独法学会会員（理事：18.10.31～）
日本法哲学会会員（理事：21.11.14～）
法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）日本支部会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ドイツ法関連では、残念ながら停滞気味になっているドイツ連邦制に関する研究を進めたいと考えている。

濵本　正太郎　HAMAMOTO Shotaro　教　授　国際機構法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

二つの活動を研究を継続的に行っている。一つは、国際法における無効概念について、国際機構法の行為、および、領域併合とその承認を素材として研究を進めている。

もう一つは、投資法・ヨーロッパ法・スポーツ法（ドーピング規制）を題材としつつ、国際法秩序と国内法秩序との間に見られる相互影響と「融合」現象について、現象の網羅的整理を行い、それを基礎として理論的枠組みの構築を進めることである。

併せて、国際裁判における弁護活動や国際機構における交渉等にも積極的に参加し、実務的知見を得て、研究活動に還元させる努力もしている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 27 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・Shotaro Hamamoto, Akiho Shibata & Hironobu Sakai eds., *"L'être situé", Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in honour of Professor Ryuichi Ida*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2015.

② 論文

- 平成 26 年度
  - "Protection of the Investor's Legitimate Expectations: Intersection of a Treaty Obligation and a General Principle of Law", in Wenhua Shan & Jinyuan Su eds., *China and International Investment Law*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2014, pp. 141-169.
  - « Méthodologie extraordinaire pour trouver le sens ordinaire ? : Le sens ordinaire pour les tribunaux compétents en matière d'investissement », *Unité et diversité du droit international : Ecrits en l'honneur du Professeur Pierre-Marie Dupuy*, Leiden, Nijhoff, 2014, pp. 689-707.
  - 濵本正太郎「投資家対国家仲裁は『仲裁』ではない――仲裁人の独立性・不偏性からの考察」浅田正彦ほか（編）『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014 年）143-166 頁。
  - "Parties to the 'Obligations' in the Obligations Observance（'Umbrella') Clause", ICSID Review-Foreign Investment Law Journal, vol. 30, 2015, pp. 449-464.
- 平成 27 年度
  - « L'État situé dans le droit international de l'investissement », in Shotaro Hamamoto, Akiho Shibata & Hironobu Sakai eds., *"L'être situé", Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in honour of Professor Ryuichi Ida*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2015, pp. 3-22.
  - "Compensation Standards and Permanent Sovereignty over Natural Resources", in Marc Bungenberg & Stephan Hobe eds., *Permanent Sovereignty over Natural Resources*, Cham, Springer, 2015, pp. 141-154.
- 平成 28 年度
  - "From the Requirement of Reasonableness to a 'Comply and Explain' Rule: The Standard of Review in the Whaling Judgment", in Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada eds., *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2016, pp. 38-52.
  - "Domestic Review of Treaty-Based International Investment Awards: Effects of the Metalclad Judgment of the British Columbia Supreme Court", in Machiko Kanetake & André Nollkaemper eds., *The Rule of Law at the National and International Levels: Contestations and Deference*, Oxford,Hart Publishing, 2016, pp. 99-113.
- 平成 29 年度
  - "Is investment arbitration inimical to the human right to water?"（co-authored with Miharu Hirano (first author), in Julien Chaisse ed., *Charting the Water Regulatory Future*, Cheltenham, Elgar, 2017, pp. 145-166.
  - "From the Requirement of Reasonableness to a 'Comply and Explain' Rule: The Standard of Review in the Whaling Judgment", in Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada eds., *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2016, pp. 38-52.
  - "Paradoxical Role of Experts in the Whaling in the Antarctic Case", *Japanese Yearbook of International Law*, vol. 59 [2016], 2017, pp. 345-359.
- 平成 30 年度
  - "Status of Unrecognised Subjects: Recent Practice of "Collective Recognition": Admission to or Granting a Status in an International Organisation", in Władysław Czapliński, Agata Kleczkowska (eds.), *Unrecognised Subjects in International Law*, Scholar Publishing House Ltd., Warsaw, 2019, pp. 125-146.
  - "The Genesis of the 'Due Regard' Obligations in the United Nations Convention on the Law of the Sea", *International Journal of Marine and Coastal Law*, vol. 34, 2019, pp. 7-24.

③ その他

- 平成 26 年度
  - 「課税権の濫用による収用の成立 Hulley/Yukos/Veteran v. Russia」JCA ジャーナル 62 巻 3 号（2015 年）64-73 頁。
  - 「『海外進出を行う日本企業が知るべき国際投資協定仲裁』セミナー（上）（中）（下）：第 1 部講演「国際投資条約・投資仲裁を利用した紛争解決」、第 2 部インタビュー形式ディスカッション＆質疑応答」JCA ジャーナル 61 巻 2 号 8-23 頁、3 号 10-20 頁、4 号 3-18 頁（2014 年）。
- 平成 27 年度
  - 「中国が当事国たる BIT がマカオに適用されるかどうかにつき異なる判断が示された例 Sanum v. Laos」JCA ジャーナル 62 巻 9 号（2015 年）16-23 頁。
  - "Economic Partnership Agreements Concluded by Japan", *European Yearbook of International Economic Law 2015*, pp. 191-209.
  - 「国家管轄圏外における海洋生物多様性――その保全と利用――」柳井俊二・村瀬信也（編）『国際法の実践　小松一郎大使追悼』（信山社、2015 年）495-517 頁。
  - "Recent Anti-ISDS Discourse in the Japanese Diet: A Dressed-Up But Glaring Hypocrisy", *Journal of World Investment & Trade*, vol. 16, 2015, pp. 931-951.
  - 「国会審議に見る投資条約仲裁の虚像と実像」法律時報 87 巻 4 号（2015 年）43-48 頁。
- 平成 28 年度
  - 「慣習国際法上の最低待遇（公正衡平待遇）基準の判断につき、世界中の諸国が置かれた状況を見るべきとした（傍論）例 Al Tamimi v. Oman」JCA ジャーナル 63 巻 5 号（2016 年）12-19 頁。

・「南シナ海仲裁判断の射程」外交 Vol.39（2016 年）23-29 頁。
・「第 11 章 投資条約仲裁」谷口安平・鈴木五十三（編著）『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016 年）489-543 頁。
・"Debates in Japan over Investor-State Arbitration with Developed States", *CIGI Investor-State Arbitration Series*, Paper No. 5, 2016, pp. 1-24.
・« Le Règlement de la CNUDCI sur la transparence dans l'arbitrage entre investisseurs et États fondé sur des traités et la Convention de Maurice sur la transparence », *Journal du droit international* (Clunet), t. 143, 2016, pp. 1-59.

● 平成 29 年度
・"Japanese Digest of International Law: Territorial Status of the Northern Territories", *Japanese Yearbook of International Law*, vol. 60 [2017], pp. 350-378.
・「『グローバル法』をめぐる正統性問題――エリート支配は『忘れられた人々』を生み出すか」論究ジュリスト 23 号（2017 年）14-19 頁。
・「常設投資裁判所構想について――ヨーロッパ連合による提案を中心に――（その 1～その 7・完）」JCA ジャーナル 64 巻（2017 年）8 号 3-9 頁、9 号 33-41 頁、10 号 23-30 頁、11 号 10-17 頁、12 号 16-23 頁、65 巻（2018 年）1 号 44-51 頁、2 号 16-22 頁。
・「国際法から見たトランプ政権の国際経済政策」経済セミナー2017 年 6・7 月号 43-47 頁。
・"Articles 220, 270-277; Annex V", in Alexander Proelß ed., *The United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, München, Beck; Oxford, Hart Publishing, 2017.
・「TPP 研究フォーラム連載を終えて（1）・（2）――Brexit・トランプ政権誕生の後の自由貿易体制の行方」（早川吉尚・川瀬剛志・上野達弘・卜部晃史共著）JCA ジャーナル 64 巻 4 号 3-11 頁、5 号 3-13 頁（2017 年）。
・「裁判所は誰に語るのか――日本の裁判所における国際法・外国法の（不）参照」法律時報 89 巻 2 号（2017 年）76-81 頁。

● 平成 30 年度
・「国連海洋法条約と BBNJ――海洋遺伝資源利益配分に関する制度構想――」国際問題 674 号（2018 年 9 月号）38-46 頁。
・「なぜ条約が憲法に優位するのか――ベルギーとルクセンブルクの実践」法律時報 90 巻 12 号（2018 年）66-70 頁。
・"Mitigation and Remediation of Environmental Damage", Yann Aguila and Jorge E. Viñuales, *A Global Pact for Environment - Legal Foundations*, E-EENRG Report 2019-1, Cambridge University Press, 2019, pp. 79-84.

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・「アジア・太平洋地域のメガ FTA における投資仲裁」アジア国際法学会日本協会第 5 回研究大会（午後の部「メガ FTA 時代の到来と多角的貿易体制のあり方」）、2014 年 6 月 15 日、中央大学市ヶ谷キャンパス。
・"Procedural Questions in the Whaling Judgment: Admissibility, Intervention and Use of Experts", The Honorable Shigeru Oda Commemorative Lectures, ICJ Judgment on Whaling in the Antarctic: Its Significance and Implications, Annual Meeting of the Japanese Society of International Law, Niigata, Japan, 19 September 2014.
・"UNCITRAL Rules and Convention on Transparency in Treaty-based Investor-State Arbitration", 2014 UNCITRAL Japan Seminar, The Development of Investor State Dispute Settlement from a viewpoint of Asia (国際商取引学会 2014 年全国大会), Doshisha University, Kyoto, 25 October 2014.
・"Standard of Review in the Whaling Judgment", International Symposium on the Whaling in the Antarctic Case, May 31 - June 1, 2014, Kobe University, Kobe, Japan.
・"Investor-state arbitration as a means and not an end", Transparency in Investor-State Arbitration: The Way Forward, Hong Kong Arbitration Week, 15 October 2014, Hong Kong International Arbitration Centre, Hong Kong.
・"Japan and the Whaling Judgment of the ICJ", Enforcing Judgments & Decisions of International Judicial Bodies: With Particular Reference to the ICJ, ECJ & WTO, 2014 SNU Law Research Institute International Conference, Seoul National University, Republic of Korea, 14 November 2014.
・"Session 2: Transparency in Investment Arbitration, Comparison with other rules and IIA provisions regarding transparency", UNICTRAL, Ministry of Justice (Republic of Korea), Korea Commercial Arbitration Board, 3rd Asia-Pacific ADR Conference, Korea Chamber of Commerce and Industry, Seoul, Republic of Korea, 17 November 2014.
・"Session 2: Investment Arbitration: Perspective of Practitioners" (moderator), Energy Charter Treaty Forum, Media Hall, Plaza Heisei, Tokyo International Exchange Center, Tokyo, 21 November 2014.
・"Exceptions to the Obligation of Non-recognition: How Strict Can the Doctrine Be Applied?", The Case of Crimea in the Light of International Law: Its Nature and Implication, Instytut Nauk Prawnych/Centrum Polsko-Rosyjskiego Dialogu i Porozumienia, Warsaw, 19-20 March 2015.
・"A Critical Approach to Investment Awards on Water-related Issues", International Conference "Managing the Globalization of Sanitation and Water Services: 'Blue Gold' Regulatory and Economic Challenges", The Chinese University of Hong Kong, Hong Kong, 23-24 March 2015.

- 平成 27 年度
  - "Intellectual Property Rights and Marine Genetic Resources of the Areas beyond National Jurisdiction", Segment 3: Marine Biological Diversity beyond Areas of National Jurisdiction, International Law for the Resources of the Sea: 2nd International Symposium on the Law of the Sea, Tokyo, 16-17 February 2016.
  - ギャラリーセッション 2「紛争下における国際人道法の役割」（赤十字国際委員会・京都大学大学院法学研究科主催）、戦後 70 年特別展「人間らしく、戦争を生き抜く」（赤十字国際委員会・京都大学総合博物館主催）、京都大学総合博物館、2015 年 12 月 17 日。
  - "Transparency in Investor-State Arbitration", Fifth Meeting of the Asia-Pacific Foreign Direct Investment (FDI) Network, ESCAP, Bangkok, Thailand, 2 November 2015
  - "Reaction to Investor-State Arbitration in Asia: Japan", Investor State Arbitration between Developed Democracies: A Policy under Challenge, Centre for International Governance innovation, Ottawa, Ontario, Canada, 25 September 2015.
  - 「海外進出企業を依頼者にもつ弁護士が知っておくべき国際投資協定・仲裁」大阪弁護士会渉外実務研究会、大阪弁護士会館、2015 年 7 月 22 日。
  - "Sustainable development & new generation IIAs", Expert Roundtable on International Investment Law and Sustainable Development, Centre de Recherche en Economie et Droit, Université Panthéon-Assas (Paris II), Paris, 10 July 2015.
  - “The Law of International Investment", Pearl River Delta Academy of International Trade and Investment Law (PRAIA) 2015, Macau Cultural Centre, Macau SAR, 6 July 2015.
- 平成 28 年度
  - "The South China Sea Award and its impact on the Rule of Law at Sea"; "Aligning national interests with the Rule of Law - Japanese experience -", Navigating Towards the Free and Open Seas of Asia: The Rule of Law and International Cooperation, Hanoi, Vietnam, 29 November 2016.
  - "Peaceful Settlement of International Disputes and Japan", 2016 DILA Academy and Workshop, Meiji Gakuin University, Tokyo, 6 November 2016.
  - 「第 9 章 投資」環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東京三弁護士会国際セミナー、弁護士会館、2016 年 9 月 28 日
  - "The Necessity of International Law of the Sea for Peace and Stability in the Asian Region: the Philippines-China Arbitration as an Example", Asian International Symposium: The Contemporary Maritime Security Issues in the Asian Region: Challenges and Opportunities for Peace, Stability and Sustainability, Center for Southeast Asian Studies, Jakarta, Indonesia, 22 August 2016.
  - "The Role of Public International Law in Investment Arbitration: Unlawful annexation and investment treaties", Seminar on ISDS: 2016 FDI Moot Court Competition in Seoul: Balancing Sovereignty and Foreign Investor Protection in International Investment Arbitration: New Challenges and New Proposals, Seoul International Dispute Resolution Center, Republic of Korea, 16 August 2016.
  - 「投資家対国家仲裁改革に関する諸提案」JETRO/RIETI/WEF/ICTSD 今後の国際通商制度と投資セミナー、東京、2016 年 7 月 12 日。
  - "The Law of International Investment - An historical introduction and overview -", Pearl River Academy of International Trade and Investment Law (PRAIA), Macau Cultural Centre, Macau SAR, PRC, 28 June 2016.
  - "The EU proposal on the Investment Court System -seen from a Japanese perspective", Lecture series: The European Union as a Global International Actor, Université du Luxembourg, 6 June 2016.
- 平成 29 年度
  - "External Counsel Perspective", Role of the Agent in International Law Disputes, Centre for International Law, National University of Singapore, 7 February 2018.
  - "Genesis of the 'due regard' obligations in UNCLOS", Pacific and Military Uses of the Exclusive Economic Zone: Exploring Coastal and Non-Coastal States' Obligation to Have "Due Regard" to Rights and Duties of Other States in the UN Convention on the Law of the Sea, IREDIES, Université de Paris I Panthéon-Sorbonne, 29 January 2018.
  - "Transboundary Marine Pollution", Session III: In quest of a regional regime on transboundary air and marine pollution - A Northeast Asian perspective, Transboundary Air and Marine Pollution in Northeast Asia: Challenges and Responses, Korea National Diplomatic Academy, Seoul, ROK, 10 November 2017.
  - "Trends in Europe: Proposed Permanent Court and Brexit", Investor-State Dispute Settlement (ISDS) in the Trump and Brexit Era, 30th LAWASIA Conference, Hotel New Otani, Tokyo, 19 September 2017.
  - "Setting up an International Investment Court?", Prospects of Japanese Trade and Investment Policy, 2017 UNCITRAL Japan Seminar, Nagoya University Tokyo Seminar Office, 8 September 2017.
  - "Should foreign investments be screened?", Japan-Europe Dialogue on Investment and Security, Bundesverband der Deutschen Industrie / Stiftung Wissenschaft und Politik, Berlin, 8-9 June 2017.
  - "Participation by non-disputing treaty parties (Third Session: Investment protection standards under the Energy Charter Treaty, is there a need to clarify?)", Brussels International Energy Charter Forum: Mobilising Investments for a Sustainable Energy Future, International Energy Charter, Bruxelles, 12 May 2017.
  - "Collective Recognition/Non-recognition – Practice of International Organizations", Workshop on the Status of Unrecognized Subjects, The Institute of Law Studies of the Polish Academy of Sciences, Warszawa, 8-9 May 2017.

・"Japanese Practice in International Investment Law", Investment Protection for Japanese Companies Post-Trump?, White & Case LLP, Tokyo, 5 April 2017.

● 平成 30 年度

・"Overcoming the Modern: Japanese International Laywers and the 'Greater East Asia Co-Prosperity Sphere' Project", International Lawyers and Human Dignity: On the Recurrence of 80 Years from the Racial Laws in Italy, Plazzo Bo, Padova, Italia, 23-24 November 2018.

・"Monitoring, reporting and review in the new ILBI", Session 3: Environmental Impact Assessments, International Symposium on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction, organized by the Ministry of Natural Resources, Xiamen, China, 16-17 October 2018.

・"CJEU's 'Europe first!' jurisprudence: or real danger to the international legal order does not (necessarily) exist 'outre Atlantique'", Transjudicial and transnational dialogues – transnational elements in legislation, doctrine and jurisprudence, 2nd Kyoto University-Universität Hamburg Symposium 2018, Kyoto University, 10 October 2018.

・"Perspectives on the Lack of Predictability, Correctness and Coherence", Part I: Regional Perspective on ISDS Reform, Trade Law Forum, Incheon, ROK, 10 September 2018.

・"Intellectual Property Regime under a Future ILBI", 2018 International Workshop on BBNJ, Center for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University, Taipei, ROC (Taiwan), 25 July 2018.

・"The Case of Asia, with Particular Emphasis upon Japan", The Refugee Admission: How Do the National Legal Systems Respond?, Congrès général Fukuoka, Académie internationale de droit comparé, Kyushu University, Fukuoka, Japan, 24 July 2018.

・"The Ongoing UNCITRAL Discussion on the Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement and the EU's Proposal to Create a Multilateral Investment Court", What Future for Investment Arbitration?, Congrès général Fukuoka, Académie internationale de droit comparé, Kyushu University, Fukuoka, Japan, 23 July 2018.

・"The Ongoing UNCITRAL Discussion on the Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement", International Economic Law in the Age of Anti-Globalization: Implications on Asia-Pacific States, School of Law, Seoul Nationa University, Seoul, ROK, 8 June 2018.

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

・平成 22 年度～26 年度科学研究費補助金基盤（B）「グローバル公法秩序理論構築に向けて」研究代表者

・平成 24 年度～26 年度科学研究費補助金萌芽「私的自治規範を基盤とする国際公秩序形成――ドーピング規制を例に」研究代表者

・平成 26 年度～科学研究費補助金基盤（B）「ヨーロッパにおける多元的秩序の調整メカニズム――制度設計と裁判官対話」（代表者・東京大 伊藤洋一）の研究分担者

・平成 27 年度～科学研究費補助金基盤（C）「ヨーロッパ『小国』国内法秩序における国際法の地位――『グローバル法理論』に向けて」研究代表者

・国際法研究会、投資協定仲裁判断例研究会（平成 20 年度～）、International Law Association, Committee on Recognition/Non-recognition（平成 22 年度～）、International Law Association, Study Group on Socially Responsible Investment（平成 25 年度～）、International Law Association, Committee on Procedure of International Courts and Tribunals（平成 26 年度～）などに参加し、適宜報告を行っている。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・国際機構法演習（通年 4 単位）：法の一般原則に関する基礎的フランス語文献の講読を行った。

（法曹養成専攻）

・国際経済法（前期 2 単位）：国際経済法の事例を用い、裁判・仲裁手続においてどのような法的主張を展開すべきかを議論した。

・EU 法（後期 2 単位。中西康教授と分担）：EU 法の基礎について、EU 裁判所の判例を中心に議論した。濵本は前半の制度法部分を担当した。

（公共政策大学院）

・国際経済法：上記法曹養成専攻「国際経済法」との共通講義。

・国際行政制度（後期 2 単位）：国際行政の観点から国際機構の活動を分析検討した。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・国際機構法演習（通年 4 単位）：法秩序間関係に関する基礎的フランス語文献の講読を行った。

（法曹養成専攻）

・国際人権法（前期 2 単位）：国際人権法の事例を用い、裁判手続等においてどのような法的主張を展開すべきかを議論した。

・EU 法（後期 2 単位。中西康教授と分担）：EU 法の基礎について、EU 裁判所の判例を中心に議論した。濵本は前半の制度法部分を担当した。

（公共政策大学院）
・国際人権法：上記法曹養成専攻「国際人権法」との共通講義。
・国際行政論（後期 2 単位）：国際行政の観点から国際機構の活動を分析検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・国際機構法（後期 4 単位）：国際社会の組織化の法的分析のため、歴史の検討に力点をおいて議論した。
・国際機構法演習（前期 2 単位）：FDI Moot（国際投資仲裁模擬仲裁）に向けて準備し、アジア太平洋予選に参加した。
・国際機構法演習（後期 2 単位）：各自テーマを選び、論文を執筆した。

● 平成 30 年度
・国際機構法（後期 4 単位）：国際社会の組織化の法的分析のため、歴史の検討に力点をおいて議論した。
・国際機構法演習（前期 2 単位）：FDI Moot（国際投資仲裁模擬仲裁）に向けて準備し、アジア太平洋予選に参加した。
・国際機構法演習（後期 2 単位）：各自テーマを選び、論文を執筆した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

特になし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

特になし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
外務省　海洋政策研究会委員
国連国際商取引委員会日本政府代表

● 平成 30 年度
外務省　海洋政策研究会委員
国連国際商取引法委員会日本政府代表

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
国際法学会会員（研究企画委員会幹事）
世界法学会会員
アメリカ国際法学会会員
フランス国際法学会会員
国際法協会会員（International Law Association）（国際裁判所手続委員会共同議長、承認・不承認部会代理委員、社会的責任ある投資研究グループ委員）
アジア国際法学会会員

● 平成 30 年度
国際法学会会員（（8 月まで）研究企画委員会幹事、（8 月から）会計部長）
世界法学会会員
アメリカ国際法学会会員
フランス国際法学会会員
国際法協会会員（International Law Association）（国際裁判所手続委員会共同議長、承認・不承認部会代理委員、社会的責任ある投資研究グループ委員）
アジア国際法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

国際法における無効概念研究については、承認論との関係につき更に研究を進め、総合的な研究をまとめることを目指す。

国際法秩序と国内法秩序との間に見られる相互影響と「融合」現象については、投資仲裁における判例法形成やヨーロッパ法などにおける「裁判官対話」に付いての研究を進める。

国際裁判や国際機構における実務活動も継続的に行っていきたい。

原田　大樹　HARADA Hiroki　教　授　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

国家作用が私人や国際機構等に拡散する時代における行政法学のあり方を一貫して研究してきた。最近の研究は，以下の 2 つに大別される。

第 1 は，伝統的には国家作用と考えられてきた諸作用の複線化・多層化に対応した公法の基礎理論の模索である。まず，民営化に代表される公的任務遂行の複線化に対応する法理論として，公共部門法論・国家の枠組設定責任・多元的法関係論を提示した。そして，これらの考え方がグローバル化の文脈における多層化にも対応しうるものであることをドイツ法（Internationales Verwaltungsrecht）やアメリカ法（global administrative law）の知見も踏まえて実証した。

第 2 は，制度設計論の観点からの行政法学の再構築である。一定の社会問題を解決する法技術の蓄積の場として行政法学を位置付けることができないか模索中である。その方法として，さまざまな参照領域の法制度や法的課題に積極的にアクセスし，行政法学との対話可能性を探る取り組みを継続的に行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 『公共制度設計の基礎理論』（弘文堂・2014 年）
  - 『演習 行政法』（東京大学出版会・2014 年）
  - 「集団的消費者利益の実現と行政法の役割――不法行為法との役割分担を中心として」千葉恵美子他編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務・2014 年）52-75 頁
  - 「適合性評価の消費者保護機能」千葉恵美子他編『集団的消費者利益の実現と法の役割』（商事法務・2014 年）514-531 頁
- 平成 27 年度
  - 『行政法学と主要参照領域』（東京大学出版会・2015 年）
  - 浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大「グローバル化と法学の課題」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『グローバル化と公法・私法関係の再編』（弘文堂・2015 年）1-13 頁
  - 「グローバル化時代の公法・私法関係論」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『グローバル化と公法・私法関係の再編』（弘文堂・2015 年）17-46 頁
  - 「国際消費者法への展望」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『グローバル化と公法・私法関係の再編』（弘文堂・2015 年）282-300 頁
- 平成 29 年度
  - 『現代実定法入門―人と法と社会をつなぐ』（弘文堂・2017 年）
  - 『グラフィック行政法入門』（新世社・2017 年）
- 平成 30 年度
  - 「【総論】損害」宇賀克也=小幡純子編『条解 国家賠償法』（弘文堂・2019 年）145-150 頁

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「『生活保護法』の適用」法学教室 408 号（2014 年）29-34 頁
  - 「グローバル化と行政法」高木光＝宇賀克也編『行政法の争点』（有斐閣・2014 年）12-13 頁
  - 「団体訴訟の制度設計――特定商取引法を具体例として」論究ジュリスト 12 号（2015 年）150-155 頁
  - Die Zukunft der japanischen Atomenergiepolitik: Glück oder Unglück für Japan?, in: Gisela Trommsdorff/Wolfgang R. Assmann (Hrsg.), Forschung fördern, 2015, S.183-200.
  - Establishing Partnership between Public and Private Law in Globalized Policy-Making and Enforcement Process, 57 Japanese Yearbook of International Law217-227 (2014).
  - 「議会留保理論の発展可能性」法学論叢（京都大学）176 巻 2=3 号（2014 年）328-347 頁
- 平成 27 年度
  - 「人口減少時代における政策実現手法の展開」レファレンス 782 号（2016 年）3-16 頁
- 平成 28 年度
  - 「自治体クラウド活用に向けた法的課題」NBL1071 号（2016 年）13-23 頁
  - 「情報通信技術と政府間関係」都市問題 107 巻 7 号（2016 年）44-52 頁
  - 「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」法学教室 432 号（2016 年）39-45 頁
  - 「本案審理の充実に向けて」判例時報 2308 号（2016 年）13-18 頁
  - 「政策実現過程のグローバル化と EU 法の意義」EU 法研究 2 号（2016 年）29-62 頁
  - 御手洗潤＝原田大樹「ドイツ BID 最新状況報告」新都市 71 巻 2 号（2017 年）61-71 頁

・「街区管理の法制度設計―ドイツ BID 法制を手がかりとして」法学論叢（京都大学）180 巻 5=6 号（2017 年）434-480 頁

● 平成 29 年度

・「行政の概念」法学教室 439 号（2017 年）50-57 頁
・「行政法と民事法」法学教室 440 号（2017 年）78-85 頁
・「法律と条例」法学教室 441 号（2017 年）58-66 頁
・坂東暁＝御手洗潤＝原田大樹「ドイツ BID（Business Improvement District）の実地調査報告」Urban Study64 巻（2017 年）101-119 頁
・「行政行為論と行為形式論」法学教室 442 号（2017 年）68-75 頁
・「行政裁量」法学教室 443 号（2017 年）76-85 頁
・「行政行為の分類」法学教室 444 号（2017 年）80-88 頁
・「契約と行政行為」法学教室 445 号（2017 年）94-102 頁
・「行政訴訟と民事訴訟」自治研究 93 巻 11 号（2017 年）44-63 頁
・「行政行為の効力」法学教室 446 号（2017 年）72-81 頁
・「グローバル化の課題」行政法研究 20 号（2017 年）1-15 頁
・「公共空間のグローバル化と国内行政法の変容―銀行監督を手がかりとして」論究ジュリスト 23 号（2017 年）51-59 頁
・「行政行為の無効と取消」法学教室 447 号（2017 年）62-69 頁
・「行政行為の取消と撤回」法学教室 448 号（2018 年）70-79 頁
・「行政立法と行政基準」法学教室 449 号（2018 年）60-69 頁
・「行政上の義務履行確保」法学教室 450 号（2018 年）58-68 頁
・「特集『政策実現過程のグローバル化と法理論』序」社会科学研究（東京大学）69 巻 1 号（2018 年）1-4 頁
・「投資協定仲裁と行政救済法理論」社会科学研究（東京大学）69 巻 1 号（2018 年）177-201 頁

● 平成 30 年度

・「国家賠償」法学教室 451 号（2018 年）90-99 頁
・「損失補償」法学教室 452 号（2018 年）60-67 頁
・「所有権の内在的制約（上）」NBL1122 号（2018 年）28-38 頁
・「行政審判」法学教室 453 号（2018 年）60-69 頁
・「所有権の内在的制約（下）」NBL1124 号（2018 年）58-66 頁
・「平等原則と比例原則」法律時報 90 巻 8 号（2018 年）16-21 頁
・「当事者訴訟」法学教室 454 号（2018 年）72-80 頁
・「地域自治の法制度設計」地方自治 848 号（2018 年）2-32 頁
・「取消訴訟の審理と判決効」法学教室 455 号（2018 年）84-93 頁
・「行政法解釈と社会保障制度」社会保障法研究 8 号（2018 年）43-66 頁
・「取消訴訟の訴訟要件」法学教室 456 号（2018 年）82-91 頁
・「仮の救済」法学教室 457 号（2018 年）62-71 頁
・「行政委員会」法学教室 458 号（2018 年）72-80 頁
・「道州制と圏域構想」法学教室 459 号（2018 年）66-74 頁
・「独立行政法人論と行政主体論」法学教室 460 号（2019 年）76-85 頁
・「公物と私法秩序」法学教室 461 号（2019 年）84-94 頁
・「社会福祉サービス提供と個人情報保護」都市問題 110 巻 2 号（2019 年）73-80 頁
・「総括コメント【個別行政法からみた行政争訟制度のあり方（2）】」自治研究 95 巻 3 号（2019 年）27-34 頁
・「行政法各論と参照領域論」法学教室 462 号（2019 年）82-90 頁

③ その他

● 平成 26 年度

・「まちづくり」条例政策研究会編『行政課題別条例実務の要点』（第一法規・1998 年）7001-7030 頁

● 平成 27 年度

・「判批（市街地再開発の結果，同一建物内に病院と薬局が隣接することとなった場合について，保険薬局指定拒否処分が取り消された事例）」判例時報 2250 号（判例評論 675 号）（2015 年）112 (2)-117 (7)頁
・「法・政策・行政法学」パブリッシャーズ・レビュー35 号（2015 年）7 頁
・「日本における議会留保理論」『国会による行政統制』（国立国会図書館調査及び立法考査局・2015 年）43-50 頁
・ハンス・クリスティアン・レール（原田大樹訳）「国際性と学際性による公法の方法論の開放」自治研究 91 巻 11 号（2015 年）42-75 頁

● 平成 28 年度

・「保険医療機関指定拒否処分と憲法 22 条」岩村正彦編『社会保障判例百選［第 5 版］』（有斐閣・2016 年）24-25 頁
・「まちづくり」条例政策研究会編『行政課題別条例実務の要点』（第一法規・1998［2016］年）7001-7030 頁

● 平成 29 年度

・「国民健康保険の保険料と租税法律主義」宇賀克也他編『行政判例百選Ⅰ［第 7 版］』（有斐閣・2017 年）48-49 頁
・「租税関係と信義則」宇賀克也他編『行政判例百選Ⅰ［第 7 版］』（有斐閣・2017 年）50-51 頁

● 平成 30 年度
・「じん肺管理区分決定の法的性格」行政法研究 24 号（2018 年）139-151 頁
・「新聞折込チラシと消費者契約法の『勧誘』」メディア判例百選［第 2 版］（2018 年）134-135 頁
・「消費者行政法の発展可能性」消費者法ニュース 116 号（2018 年）3 頁
・「原子力規制委員会・その後」日本エネルギー法研究所月報 253 号（2018 年）1-3 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 27 年度
・「人口減少時代における政策実現手法の展開」国立国会図書館説明聴取会，2015 年 11 月 20 日，国立国会図書館（東京）
・「グローバル化時代の行政法」九州大学法学部東京同窓会平成 27 年度総会，2015 年 11 月 21 日，学士会館（東京）
・「グローバル化と公法学の課題」京都大学法学会平成 27 年度秋季学術講演会，2015 年 12 月 10 日，京都大学法学部（京都）
・「公共制度設計論の課題」国際高等研究所研究プロジェクト「設計哲学――俯瞰的価値理解に基づく人工財の創出と活用による持続可能社会を目指して」 第 6 回研究会，2015 年 12 月 11 日，グランフロント大阪　大阪大学環境イノベーションデザインセンター（大阪）
・「人口減少時代における政策実現手法の展開」国立国会図書館政策セミナー「行政における政策実現手法の新展開」，2016 年 3 月 9 日，国立国会図書館東京本館（東京）
・Globalization and the Issues for Public Law, 科研基盤 B「グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築」国際ワークショップ，2016 年 3 月 28-29 日，同志社大学大学院法務研究科（京都）

● 平成 28 年度
・「政策実現過程のグローバル化」日本銀行金融研究所セミナー，2016 年 6 月 13 日，日本銀行金融研究所（東京）
・「政策実現過程のグローバル化と EU 法の意義」第 9 回一橋 EU 法研究会，2016 年 6 月 25 日，一橋大学大学院法学研究科（国立）
・「本案審理の動向と課題」第 16 回行政法研究フォーラム，2016 年 7 月 30 日，立命館大学大学院法務研究科（京都）
・「街区管理の法制度設計――ドイツ BID 法制を手がかりに」第 3 回 21 世紀地方自治制度研究会，2016 年 12 月 16 日，総務省（東京）

● 平成 29 年度
・「ドイツ BID 法制の特色と課題」第 8 回官民連携まちづくり研究会，2017 年 4 月 28 日，京都大学経営管理大学院（京都）
・Finanzmarktaufsicht unter Internationalisierung, Achtes deutsch-japanisches Rechtssymposium "Wie viel Offenheit - wie viel Ordnung? Staat, Recht und Gesellschaft nach dem Verlust des (neo-) liberalen Marktglaubens", 2017 年 9 月 19 日，東京大学大学院法学政治学研究科（東京）

● 平成 30 年度
・「人口減少時代の条例制定支援」自治立法に関する総合研修・基調講演，2018 年 6 月 18 日，日本弁護士連合会（東京）
・「自主規制の意義」第 4 回消費者法におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ，2018 年 6 月 25 日，消費者委員会（東京）
・「総括コメント」個別行政法からみた行政争訟制度のあり方，2018 年 6 月 30 日，九州大学大学院法学研究院（福岡）
・「行政法学からみた法多元主義」日本法哲学会 2018 年度学術大会，2018 年 11 月 11 日，東京大学大学院法学政治学研究科（東京）
・「行政訴訟の現状と展望―グローバル化時代の行政救済法」最高裁判所講演会，2019 年 1 月 22 日，最高裁判所（東京）
・「グローバル化と裁判所」ICU 講演会，2019 年 1 月 23 日，国際基督教大学教養学部（東京）
・Globalization on Policy Materialization and the Future of the Japanese Law, International Workshop on Globalization in Enforcement and Dispute Resolution from the Perspective of Legal Theory, 2019 年 3 月 5 日，同志社大学大学院法務研究科（京都）
・Reform der Verwaltungsrechtsdogmatik angesichts der Reduzierung des demographischen Saldos, Fortentwicklung des Verwaltungsrechts, 2019 年 3 月 15-16 日，コンスタンツ大学（ドイツ）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費 基盤研究 C・代表
自由貿易体制の進展に対応する国内行政法理論の構築：公益事業と社会保障を中心として
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：藤谷武史・東京大学准教授）
グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築――消費者法・社会保障領域を中心に
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計

・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
現代行政の多様な展開と行政訴訟制度改革
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：寺本振透・九州大学教授）
クラウド・コンピューティング時代の情報群の法的保護と管理の探求
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
変容する現代所有概念の再構築――所有概念の多元的モデル化

● 平成 27 年度
・科学研究費 基盤研究 C・代表
自由貿易体制の進展に対応する国内行政法理論の構築：公益事業と社会保障を中心として
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：藤谷武史・東京大学准教授）
グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築――消費者法・社会保障領域を中心に
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
現代行政の多様な展開と行政訴訟制度改革
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：寺本振透・九州大学教授）
クラウド・コンピューティング時代の情報群の法的保護と管理の探求
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
変容する現代所有概念の再構築――所有概念の多元的モデル化

● 平成 28 年度
・科学研究費 基盤研究 B・代表
政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
変容する現代所有概念の再構築――所有概念の多元的モデル化
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
トランスナショナル・ローの法理論―多元的法とガバナンス
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

● 平成 29 年度
・科学研究費 基盤研究 B・代表
政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
トランスナショナル・ローの法理論―多元的法とガバナンス
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

● 平成 30 年度
・科学研究費 基盤研究 B・代表
政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
・野村財団 社会科学助成（国際交流助成（研究者の招聘））
政策実現過程のグローバル化と法執行・紛争解決の法理論
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
トランスナショナル・ローの法理論―多元的法とガバナンス
・科学研究費 基盤研究 B・分担
持続可能な社会の「所有」モデル―財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整―
・科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

Ⅱ 教育活動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1 大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・行政法研究 3A/3B（前期・後期各 2 単位）：ドイツの行政法理論の最新動向
（法曹養成専攻）
・公法総合 1（前期 2 単位×1 クラス）：行政救済法の基礎的内容

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・行政法研究 3A/3B（前期・後期各 2 単位）：ドイツの行政法理論の最新動向
（法曹養成専攻）
・公法総合 1（前期 2 単位×2 クラス）：行政救済法の基礎的内容
・行政法理論演習（前期 2 単位）：ドイツの行政法理論の最新動向
・公法総合 2（後期 2 単位［前半 1 単位担当］×2 クラス）：行政法総論の発展的内容

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・行政法第一部（前期 4 単位）：行政法総論
・行政法第二部（後期 4 単位）：行政救済論
● 平成 30 年度
・演習（行政法）（前期 2 単位）：地方自治行政の現代的課題
・演習（行政法）（後期 2 単位）：社会問題から考える行政法総論

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 30 年度
学習院大学法学部（非常勤講師）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
情報公開審査会委員（京都府）
消費者保護審議会委員（大阪府）
情報公開審査会委員（宇治市）
第一行政不服審査会委員（京都市）
個人住民税検討委員会委員（総務省）
21 世紀地方自治制度研究会委員（総務省）
地域自治組織のあり方に関する研究会委員（総務省）
京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議委員（京都市）
司法試験考査委員（法務省）
● 平成 30 年度
情報公開審査会委員（京都府）
消費者保護審議会委員（大阪府）
情報公開審査会委員（宇治市）
第一行政不服審査会委員（京都市）
基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会委員（総務省）
個人住民税検討委員会委員（総務省）
司法試験考査委員（法務省）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本公法学会
日本消費者法学会（理事）
● 平成 30 年度
日本公法学会
日本消費者法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

公共部門の複線化・多層化の影響を，規範定立・広義の法執行（エンフォースメント）・紛争解決の観点から分析し，その法的課題の全体像を整序することに取り組みたい。さらに，中長期的には，これらの成果を反映した行政法学の体系書を執筆し，行政法学の理論的フォーメーションの改革に概観性を与える作業を行いたい。

船越　資晶　FUNAKOSHI Motoaki　教　授　法社会学

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

批判法学を中心とした法社会理論について研究している。とくに、近年は、各論的なテーマへの展開を図っている。また、批判法学を経験的研究に応用すべく、新制度論についても研究を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

- 平成 26 年度
  - 船越資晶「ネオ・マルクス主義的法モデル再論」和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹・船越資晶編『法の観察―法と社会の批判的再構築に向けて』（法律文化社）3-18 頁
- 平成 27 年度
  - 船越資晶「批判法学はジェンダーの法理論に何をもたらすか？」法社会学 82 号 40-57 頁
- 平成 28 年度
  - 船越資晶「リアリズム法学の再検討のために―公私二元論批判」法学論叢 180 巻 3 号 1-22 頁
  - 船越資晶「「法の帝国」を再想像する」法律時報 89 巻 2 号 100-105 頁
  - 船越資晶「批判法学の実用化のために―錯誤論再論」法学論叢 180 巻 5=6 号 374-408 頁
- 平成 29 年度
  - 船越資晶「批判法学のマルクス」法学論叢 182 巻 4=5=6 号 128-154 頁
- 平成 30 年度
  - 船越資晶「裁判理論の熟議／闘技民主主義―新制度論研究ノート」法学論叢 184 巻 1 号 1-53 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

- 平成 26 年度
  - 「A Genealogy of Japanese Legal Thought」ワークショップ「Transformations of Law in the Age of Globalization」（同志社大学）
- 平成 27 年度
  - 「批判法学はジェンダーの法理論に何をもたらすか？」日本法社会学会学術大会（首都大学東京）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成 26 年度
  - 科学研究費補助金　基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者・高木光）の研究分担者（平成 24～27 年度）
  - 科学研究費補助金　基盤研究（C）「ポストモダンの法的思考―批判法学の実用化」の研究代表者（平成 24～27 年度）
  - 「June 2014 IGLP Conference: Global Legal Thought: The Legacies of Heterodoxy」（Harvard Law School）にて討論参加
- 平成 27 年度
  - 科学研究費補助金　基盤研究（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」（研究代表者・山元一）の研究分担者（平成 27～29 年度）
  - 科学研究費補助金　基盤研究（C）「ポストモダンの法的思考―批判法学の実用化」の研究代表者（平成 24～27 年度）
- 平成 28 年度
  - 科学研究費補助金　基盤研究（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」（研究代表者・山元一）の研究分担者（平成 27～29 年度）
- 平成 29 年度
  - 科学研究費補助金　基盤研究（B）「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」（研究代表者・山元一）の研究分担者（平成 27～29 年度）
  - 科学研究費補助金　基盤研究（C）「ジェンダー法学の実用化―批判法学の汎用性」の研究代表者（平成 29～32 年度）
- 平成 30 年度
  - 科学研究費補助金　基盤研究（C）「ジェンダー法学の実用化―批判法学の汎用性」の研究代表者（平成 29～32 年度）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・法社会学（通年 4 単位）／法社会学研究（通年 4 単位）：法と社会変動

（法曹養成専攻）

・法政策分析（後期 2 単位）：「法の政治化」現象の諸相

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・法社会学（通年 4 単位）／法社会学研究（通年 4 単位）：法と社会変動

（法曹養成専攻）

・法解釈の方法（後期 2 単位）：法解釈方法論の史的展開

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・法社会学（前期 4 単位）：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

・法社会学演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：「法の支配」の諸相

・法学入門Ⅱ（後期 2 単位）：第 13・14 回（法理学・法社会学の一般的特徴）

● 平成 30 年度

・法社会学（前期 4 単位）：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

・法社会学演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：法的思考の系譜

・法学入門Ⅱ（後期 2 単位）：第 13・14 回（法理学・法社会学の一般的特徴）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 30 年度

・京都女子大学非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度

・日本法社会学会（理事）

・法と経済学会

・Law and Society Association

● 平成 30 年度

・日本法社会学会（理事）

・法と経済学会

・Law and Society Association

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

批判法学について、より包括的に研究を進めていく。また、引き続き学部・大学院での教育活動を通じて、法社会理論全般について体系的な議論の構築を行っていきたい。

堀江　慎司　HORIE Shinji　教　授　刑事訴訟法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

従来からの主要研究テーマである刑事証拠法、刑事手続と被害者、訴因制度に加え、捜査法にも研究対象を広げている。平成 28 年改正刑訴法に関しても理論的分析を行っており、刑事手続の各段階相互間、及び既存の手続と新しい手続との間の関係を総合的に分析・考察することを心掛けている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
- 『刑事訴訟法（LEGAL QUEST）［第 2 版］』（有斐閣）〔宇藤崇・松田岳士と共著〕
- 『ケースブック刑事訴訟法［第 5 版］』（有斐閣）〔井上正仁ほかと共著〕

② 論文

● 平成 26 年度
- 「訴因の明示・特定について―再論」研修 793 号 3-22 頁
- 「被告人の証人適格論」法律時報 86 巻 10 号 53-58 頁
- 「取調べの録音・録画制度」論究ジュリスト 12 号 55-64 頁

● 平成 29 年度
- 「『包括的差押え』について」法学論叢 182 巻 1～3 号 181-201 頁

● 平成 30 年度
- 「刑事訴訟法二二〇条一項二号による無令状捜索の空間的範囲」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』（有斐閣）385-407 頁

③ その他

● 平成 26 年度
- 「刑事訴訟法学習の手引き」法学教室 404 号 38-43 頁
- 「類似事実による被告人と犯人の同一性の推認」平成 25 年度重要判例解説（ジュリスト 1466 号）194-195 頁

● 平成 27 年度
- 『法律学小辞典［第 5 版］』（有斐閣）〔分担執筆〕

● 平成 28 年度
- 「同意書面・合意書面」「証明力を争う証拠」「写真・録音テープ・ビデオテープ」椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法［第 2 版］』（ミネルヴァ書房）184-189 頁

● 平成 29 年度
- 「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選［第 10 版］』（有斐閣）34-37 頁
- 「GPS 捜査に関する最高裁大法廷判決についての覚書」論究ジュリスト 22 号 138-147 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
- 日本刑法学会第 94 回大会ワークショップ「令状によらない捜索」〔オーガナイザー：池田公博〕にて話題提供（平成 28 年 5 月 22 日・名古屋大学）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
- 大阪地裁「大阪刑事実務研究会」
- 警察庁「警察の法政策に関する関西研究会」
- 科学研究費補助金若手研究（B）「新時代の刑事手続における『事実解明』の意義に関する総合的研究」研究代表者

● 平成 27 年度
- 科学研究費補助金基盤研究（C）「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

● 平成 28 年度
- 科学研究費補助金基盤研究（C）「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

● 平成 29 年度
- 科学研究費補助金基盤研究（C）「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（C）「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・刑事手続法 A（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法研究 A（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法 B（後期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法研究 B（後期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
（法曹養成専攻）
・刑事訴訟法の基礎（前期 2 単位）：刑事手続全般についての基礎的知識の修得と基本的諸原理の理解を目標とした授業を行った。
・刑事訴訟法理論演習（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事訴訟法総合 2－①②③（後期 2 単位・3 クラス）：主に起訴後の段階における刑事訴訟法解釈論上の諸問題につき、裁判例や設例を素材として問答式による討論を行った。
・エクスターンシップ（前期 2 単位、後期 2 単位）：法律事務所における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・刑事手続法 A（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法研究 A（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法 B（後期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事手続法研究 B（後期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
（法曹養成専攻）
・刑事訴訟法理論演習（前期 2 単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
・刑事訴訟法総合 1－①②③（前期 2 単位・3 クラス）：主に起訴前の段階における刑事訴訟法解釈論上の諸問題につき、裁判例や設例を素材として問答式による討論を行った。
・エクスターンシップ（後期 2 単位）：法律事務所における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・演習（刑事訴訟法）（前期 2 単位）：刑事手続に関する主要なトピックについて、受講生の発表に基づき討論を行った。
・法学入門Ⅱ（後期 2 単位）：第 4・5 回（刑事手続の概要等）の授業を担当した。

● 平成 30 年度
・演習（刑事訴訟法）（前期 2 単位）：刑事手続に関する主要なトピックについて、受講生の発表に基づき討論を行った。
・刑事訴訟法（後期 4 単位）：刑事手続全般についての基礎的知識の修得と基本的諸原理の理解を目標とした授業を行った。
・法学入門Ⅱ（後期 2 単位）：第 4・5 回（刑事手続の概要等）の授業を担当した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
（国際交流センター（日本語・日本文化研修プログラム））
・日本の刑法（全 1 回）：海外からの留学生を対象に、日本の刑事手続について講義した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・法務省　平成 29 年司法試験考査委員

・法務省 平成 30 年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・最高裁判所 刑事規則制定諮問委員会幹事
・京都弁護士会 綱紀委員会委員
・法科大学院協会 常務委員

● 平成 30 年度
・法務省 平成 30 年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・法務省 平成 31 年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・法務省 裁判員制度の施行状況等に関する検討会委員
・最高裁判所 刑事規則制定諮問委員会幹事
・法科大学院協会 常務委員

Ⅲ－3 所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・日本刑法学会会員

● 平成 30 年度
・日本刑法学会理事

Ⅲ－4 受賞の状況

なし

Ⅳ 今後の研究計画と展望

研究時間の確保に努めながら、Ⅰ－1 で述べた研究をさらに推進し、その成果を教育面にも積極的に反映させ、教育と研究の両面が相互に寄与しあうような形で活動するよう努める。

前田 雅弘

MAEDA Masahiro　教 授　商 法

Ⅰ 研 究 活 動

Ⅰ－1 現在の研究テーマと最近の活動

わが国における株式会社の適正な管理運営のあり方を、特にアメリカ法における制度を素材として研究している。最近は、次期会社法制の見直しに向けた議論にも関心を有し、研究を続けている。

Ⅰ－2 最近 5 年間（平成 26 月 4 月～平成 31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・『会社法事例演習教材［第 3 版］』（有斐閣）〔洲崎博史・北村雅史と共著〕

● 平成 28 年度
・『会社法実務問答集Ⅰ（上）（下）』（商事法務）〔北村雅史と共著〕

● 平成 29 年度
・『会社法大要［第 2 版］』（有斐閣）〔龍田節と共著〕
・『会社法実務問答集Ⅱ』（商事法務）〔北村雅史と共著〕

② 論文

● 平成 26 年度
・「企業統治」ジュリスト 1472 号 18 頁
・「ライツ・オファリングに係る制度整備」金融商品取引法研究会編『金融商品取引法制の潮流』（日本証券経済研究所）1 頁

● 平成 27 年度
・「企業統治」岩原紳作ほか編『平成 26 年会社法改正』（有斐閣）27 頁
・「（研究報告）平成 26 年会社法改正－企業統治関係（1）」日本取引所金融商品取引法研究（日本取引所グループ）4 号 1 頁
・「（研究報告）インサイダー取引規制と自己株式」、金融商品取引法研究会研究記録（日本証券経済研究所）51 号 1 頁

● 平成 28 年度
・「コーポレート・ガバナンスと社外取締役の位置づけ」ジュリスト 1495 号 21 頁

・「インサイダー取引規制と自己株式」金融商品取引法研究会編『金融商品取引法制に関する諸問題（上）』（日本証券経済研究所）178 頁

● 平成 29 年度

・「Web 開示制度から新たな電子提供制度へ－Web 開示一覧から得られる示唆」資料版商事法務 403 号 6 頁

● 平成 30 年度

・「（研究報告）会社法制の見直し―『会社法研究会報告書』公表 とその後の動向」日本取引所金融商品取引法研究 11 号 2 頁

③ その他

● 平成 26 年度

・「（逐条解説）金融商品取引法 66 条～66 条の 6」神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 2（業規制）』945 頁

・「判例解説・受取人欄の変造と裏書の連続（最判昭和 49 年 12 月 24 日）」手形小切手判例百選［第 7 版］104 頁

・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）739 号 44 頁

・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）741 号 56 頁

・「改正会社法に関する諸問題－親子会社等に関する改正を中心に－」会報（大阪株式懇談会）743 号 105 頁

・「（編修）会社法 431 条～574 条・743 条～979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 27 年版）』（三省堂）

● 平成 27 年度

・「株主総会に関する諸問題Ⅱ－株主総会参考書類を中心に－」会報（大阪株式懇談会）746 号 99 頁

・「株主総会の事例研究Ⅰ～コーポレートガバナンス・コード対応を含む」会報（大阪株式懇談会）748 号 74 頁

・「取締役会および監査役会の運営等に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）750 号 57 頁

・「株主総会に関する法的諸問題Ⅰ～コーポレート・ガバナンス報告書提出後の対応を含む－事業報告を中心に－」会報（大阪株式懇談会）753 号 94 頁

・「（編修）会社法 431 条～574 条・743 条～979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 28 年版）』（三省堂）

● 平成 28 年度

・「（逐条解説）金融商品取引法 18 条～20 条」神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 1（定義・開示制度）』423 頁

・「判例解説・全部取得条項付種類株式の価格決定（東京地決平成 27 年 3 月 25 日）」ジュリスト 1492 号（平成 27 年度重要判例解説）111 頁

・「判例解説・従業員持株制度と退職従業員の株式譲渡義務（最判平成 7 年 4 月 25 日）」会社法判例百選［第 3 版］44 頁

・「株主総会当日および総会後の実務に関する諸問題」会報（大阪株式懇談会）755 号 43 頁

・「コーポレートガバナンス・コード導入後の取締役会運営上の諸問題」会報（大阪株式懇談会）757 号 3 頁

・「役員報酬に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）759 号 70 頁

・「（編修）会社法 431 条～574 条・743 条～979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 29 年版）』（三省堂）

● 平成 29 年度

・「判例評釈・責任追及の訴え提起についての監査委員の善管注意義務」私法判例リマークス 55 号 44 頁

・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）762 号 63 頁

・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）766 号 57 頁

・「（編修）会社法 431 条～574 条・743 条～979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 30 年版）』（三省堂）

● 平成 30 年度

・「判例評釈・株主総会決議による代表取締役の選定」ジュリスト 1518 号 104 頁

・「（逐条解説）金融商品取引法 18 条～20 条」神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 1（定義・開示制度）〔第 2 版〕』440 頁

・（日本私法学会シンポジウム資料）株主総会の変容と会社法制のあり方「はじめに」商事法務 2175 号 4 頁

・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）771 号 92 頁

・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）775 号 51 頁

・「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）777 号 68 頁

・「株式会社法概論」日本証券業協会編『平成 31 年版・外務員必携』第 3 巻 1 頁〔龍田節と共著〕

・「（編修）会社法 431 条～574 条・743 条～979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 31 年版）』（三省堂）

(2) 学会報告・講演等

- 平成 26 年度
  - ・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 26 年 4 月 18 日）
  - ・日本監査役協会主催、「本年の株主総会への対応」と題して講演（平成 26 年 5 月 2 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演（平成 26 年 5 月 19 日）
  - ・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 26 年 5 月 21 日、家近正直と共同講演）
  - ・京都大学法科大学院同窓会主催、「会社法改正について」と題して講演（平成 26 年 6 月 28 日）
  - ・日本監査役協会主催、「会社法改正－企業統治関係を中心に－」と題して講演（平成 26 年 8 月 5 日、広島会場）
  - ・日本監査役協会主催、「会社法改正－企業統治関係を中心に－」と題して講演（平成 26 年 8 月 6 日、高松会場）
  - ・近鉄グループ常勤監査役会議主催、「改正会社法施行に向けての監査役の対応」と題して講演（平成 26 年 8 月 29 日）
  - ・京都株式事務研究会主催、「会社法改正－企業統治関係を中心に－」と題して講演（平成 26 年 9 月 17 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演（平成 26 年 10 月 20 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「改正会社法に関する諸問題－親子会社等に関する改正を中心に－」と題して講演（平成 27 年 1 月 19 日）
  - ・近鉄グループ常勤監査役会議主催、「改正会社法および同施行規則の施行に伴う監査役の対応について」と題して講演（平成 27 年 2 月 20 日）
- 平成 27 年度
  - ・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 27 年 4 月 17 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会に関する諸問題Ⅱ－株主総会参考書類を中心に－」と題して講演（平成 27 年 4 月 20 日）
  - ・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 27 年 5 月 18 日、家近正直と共同講演）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅰ～コーポレートガバナンス・コード対応を含む」と題して講演（平成 27 年 9 月 28 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「取締役会および監査役会の運営等に関する法的諸問題」と題して講演（平成 27 年 11 月 24 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会に関する法的諸問題Ⅰ～コーポレート・ガバナンス報告書提出後の対応を含む－事業報告を中心に－」と題して講演（平成 28 年 3 月 15 日）
- 平成 28 年度
  - ・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 28 年 4 月 15 日）
  - ・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 28 年 5 月 16 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する諸問題」と題して講演（平成 28 年 5 月 23 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「コーポレートガバナンス・コード導入後の取締役会運営上の諸問題」と題して講演（平成 28 年 10 月 17 日）
  - ・全国株懇連合会主催、「会社法制の次期見直しに向けた論点」と題して講演（平成 28 年 10 月 21 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「役員報酬に関する法的諸問題」と題して講演（平成 29 年 1 月 30 日）
- 平成 29 年度
  - ・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 29 年 4 月 12 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演（平成 29 年 4 月 17 日）
  - ・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 29 年 5 月 19 日）
  - ・関西経済連合会主催「会社法改正の動向について」と題して講演（平成 29 年 6 月 2 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演（平成 29 年 10 月 16 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」と題して講演（平成 30 年 1 月 22 日）
- 平成 30 年度
  - ・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 30 年 4 月 13 日）
  - ・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演（平成 30 年 4 月 16 日）
  - ・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 30 年 5 月 18 日）
  - ・京都株式事務研究会主催「次期会社法改正の動向について」と題して講演（平成 30 年 8 月 22 日）
  - ・近鉄グループホールディングス常勤監査役会議主催「次期会社法改正の動向について～株主総会に関する規律の見直しを中心に～」と題して講演（平成 30 年 8 月 31 日）
  - ・日本私法学会シンポジウム（商法）「株主総会の変容と会社法制のあり方」において報告責任者および司会（平成 30 年 10 月 14 日）

・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演（平成 30 年 10 月 29 日）
・関西経済連合会主催「会社法制の見直しに関する要綱案について」と題して講演（平成 31 年 1 月 11 日）
・大阪株式懇談会主催、「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」と題して講演（平成 31 年 1 月 21 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

・京都大学商法研究会（京都大学、昭和 62 年～現在）、金融商品取引法研究会（日本取引所グループ、昭和 62 年～現在）、金融商品取引法研究会（日本証券経済研究所、平成 4 年～平成 29 年）、会社法研究会（商事法務研究会、平成 28 年～29 年）など、学内外の研究会に定期的に参加している。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・商法 2A（前期 2 単位）／商法 2B（後期 2 単位）：会社法の重要問題についての検討。
（法曹養成専攻）
・商法総合 1-①（前期 2 単位）：紛争解決事例を素材とした会社法制の検討。
・商法総合 2-②（後期 2 単位）：紛争予防のための会社法制の検討。
（公共政策大学院）
・企業制度論（後期 2 単位）：会社法制の主要問題についての検討。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・商法 2A（前期 2 単位）／商法 2B（後期 2 単位）：会社法の重要問題についての検討。
（法曹養成専攻）
・商法総合 1-①（前期 2 単位）：紛争解決事例を素材とした会社法制の検討。
・商法総合 2-②（後期 2 単位）：紛争予防のための会社法制の検討。
（公共政策大学院）
・企業制度論（後期 2 単位）：会社法制の主要問題についての検討。
・コーポレート・ガバナンス論（後期 2 単位）：コーポレート・ガバナンス問題の検討。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・商法第二部（前期 4 単位）：会社法の基本問題の解説。
・（特別講義）アセット・マネジメントの実務と法（後期 2 単位）：金融商品取引法の概要についての解説（リレー講義）。

● 平成 30 年度
・商法第二部（前期 4 単位）：会社法の基本問題の解説。
・（特別講義）アセット・マネジメントの実務と法（後期 2 単位）：金融商品取引法の概要についての解説（リレー講義）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・法制審議会会社法制部会委員

● 平成 30 年度
・法制審議会会社法制部会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・日本私法学会

● 平成 30 年度
・日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

株式会社の適正な管理運営のあり方についての研究を続け、発展させるとともに、それらをとりまとめなければならない。またこれと並行して、金融商品取引法等の隣接領域についても、研究を進めていきたい。

待鳥　聡史　MACHIDORI Satoshi　教　授　アメリカ政治

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

研究上の関心は、現代アメリカ政治を比較政治学の対象として位置づけることにある。すなわち、現代のアメリカ政治について、他国との比較や時系列比較により把握すること、それによって現代アメリカ政治の全体像を描き出すことを目指している。その過程で、現代日本政治も研究の対象となり、現在は日米両国に実質的な領域はまたがっている。

具体的なアプローチとして、比較政治制度論と呼ばれる分析枠組みを重視している。これは、執政部門（内閣、大統領）と立法部門（議会）の関係および議会内における議員と所属政党執行部の関係について、多様な制度配置相互間の比較分析を進めるものである。また、現代アメリカの大統領・議会関係や議会内政党について、歴史的に形成されてきた政治理念や代表観、政党間競争や部門間協調のパターンと関係づけながら把握することにも努めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 27 年度
  - 『政党システムと政党組織』東京大学出版会
  - 『代議制民主主義―「民意」と「政治家」を問い直す』中公新書
- 平成 28 年度
  - 『「憲法改正」の比較政治学』（共編）弘文堂
  - 『アメリカ大統領制の現在―権限の弱さをどう乗り越えるか』NHK ブックス
- 平成 30 年度
  - 『民主主義にとって政党とは何か―対立軸なき時代を考える』ミネルヴァ書房
  - 『社会のなかのコモンズ―公共性を超えて』（共編）白水社

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「アメリカ大統領制への今日的視座」『法学論叢』第 176 巻 5/6 号　187-207 頁
  - 「政党の一体性はいかにして確保されるのか―政治制度分析による日韓比較―」（田眞英との共著）康元澤・浅羽祐樹・高選圭（編著）『日韓政治制度比較』（慶應義塾大学出版会）13-41 頁
- 平成 27 年度
  - “The Last Two Decades in Japanese Politics: Lost Opportunities and Undesirable Outcomes.” In Yoichi Funabashi and Barak Kushner (eds.), *Examining Japan's Lost Decades* (London: Routledge), pp.135-157.
  - 「官邸権力の変容―首相動静データの包括的分析を手がかりに―」『選挙研究』第 31 巻 2 号　19-31 頁
  - 「大都市との一体化による縮小都市生き残りの可能性―フランス、ル・アーヴル市」（玉井亮子との共著）加茂利男・徳久恭子（編）『縮小都市の政治学』（岩波書店刊）51-77 頁
- 平成 28 年度
  - 「社会科学者としての高坂正堯―1960 年代におけるアメリカ学派―」五百旗頭眞・中西寛（編）『高坂正堯と戦後日本』（中央公論社刊）73-99 頁
  - 「政治学から見た「憲法改正」」駒村圭吾・待鳥聡史（編）『「憲法改正」の比較政治学』（弘文堂刊）2-18 頁
  - “Intellectual Origins of Post-1990 Political Reforms in Japan.” In Kazuhiro Takii (ed.), *The Lost Two Decades and the Transformation of Japanese Society* (Kyoto: International Research Center for Japanese Studies), pp. 211-221.
- 平成 29 年度
  - 「アメリカにおける大規模災害と協力的ガバナンス―連邦緊急事態管理庁（FEMA）の役割に注目して―」五百旗頭真（監修）大西裕（編著）『災害に立ち向かう自治体間連携―東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態―』（ミネルヴァ書房刊）170-190 頁
  - 「保守本流の近代主義―政治改革の知的起源と帰結についての試論―」アンドルー・ゴードン・瀧井一博（編）『創発する日本へ―ポスト「失われた 20 年」のデッサン―』（弘文堂刊）235-260 頁
  - 「ポピュリズムと政治制度」『法学論叢』第 182 巻 4/5/6 号　78-103 頁

● 平成 30 年度
・「コモンズとしての政党」待鳥聡史・宇野重規（編）『社会のなかのコモンズ―公共性を超えて』（白水社刊）163-168 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「時評論文・「政策の季節」から「選挙の季節」へ」『中央公論』2015 年 1 月号　34-37 頁
・「時評論文・構造変化踏まえた政治報道を」『新聞研究』2015 年 2 月号　56-59 頁
● 平成 28 年度
・「分野解説・代議制民主主義と政治参加」『Research Bureau 論究』第 13 号　15-22 頁
・「時評論文・アメリカ大統領制の中のトランプ」『生活経済政策』第 242 号
● 平成 29 年度
・「時評論文・地方議会改革の文脈を再考する」『地方自治』2017 年 11 月号
● 平成 30 年度
・「分野解説・トランプ政権とアメリカ政治」佐々木毅（編）『現代民主政とポピュリズム』（筑摩書房刊）116-136 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・（報告）“International Spread of Chamber Designs and Their Effects in the Asia-Pacific.”（co-author with Chao-Chi Lin) The 2014 Australian Political Studies Association Annual Meeting（於シドニー大学）
・（報告）「政治改革以後の政治過程」日本政治学会研究会・共通論題（於早稲田大学）
● 平成 27 年度
・（報告）「官邸権力の変容」日本選挙学会研究会・共通論題（於熊本市民会館崇城大学ホール）
・（報告）"Intellectual Origins of Post-1990 Political Reforms in Japan." NBK-Harvard Symposium: The Lost Two Decades and the Transformation of Japanese Society（於ハーヴァード大学）
● 平成 28 年度
・（報告）“Japanese Domestic Politics and U.S.-Japan Relations.” SMU Tower Center Sun & Star Symposium: U.S.-Japan Relations and Security in Asia-Pacific: Challenges and Hopes（於慶應義塾大学）
・（報告）“The Impact on Japanese Politics.” Lecture Series: U.S. Presidential Election: The View from Japan（於コロンビア大学）
● 平成 29 年度
・（報告）“Unexpectedly Small Impact?: Considering the Trump Administration's Social and Economic Policies from the Institutional Analysis of U.S. Politics.” Symposium: Donald Trump, Japan and Canada（於ブリティッシュ・コロンビア大学）
● 平成 30 年度
・（報告）「地域に寄り添わないで地域政治を教える―事例としての相対化の追求―」日本比較政治学会研究会・自由企画（於東北大学）
・（報告）“Understanding the Transformation of Japanese Policymaking Process from Open Sources.” The 2018 International Political Science Association World Conference（於オーストラリア・ブリスベン市）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・平成 24 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B　研究代表者
・平成 22 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 25 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：室崎益輝・ひょうご震災記念 21 世紀研究機構参与）研究分担者
・平成 26 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者
● 平成 27 年度
・平成 22 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 25 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：室崎益輝・ひょうご震災記念 21 世紀研究機構参与）研究分担者
・平成 26 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者
・平成 27 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：建林正彦・本研究科教授）研究分担者
● 平成 28 年度
・平成 26 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者

・平成 27 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：建林正彦・本研究科教授）研究分担者
・平成 28 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者

● 平成 29 年度
・平成 26 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者
・平成 27 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：建林正彦・本研究科教授）研究分担者
・平成 28 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 29 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 C　研究代表者

● 平成 30 年度
・平成 28 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 29 年度～　日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 C　研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29～30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・アメリカ政治（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。文献の内容やリサーチデザインの把握とともに、自分がこのテーマで論文を書くとすればどうするか、ということを出席者に考えるよう促した。
（公共政策大学院）
・現代アメリカ政治（後期 2 単位）：日本語文献によるセミナーだが、現代アメリカ政治を体系的に学修できる内容とした。最終回には参加学生による調査発表を行った。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・アメリカ政治（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。文献の内容やリサーチデザインの把握し、的確に批判できる能力を身につけるとともに、自分がこのテーマで論文を書くとすればどうするか、ということを出席者に考えるよう促した。
（公共政策大学院）
・現代アメリカ政治（後期 2 単位）：日本語文献によるセミナーだが、現代アメリカ政治を体系的に学修できる内容とした。最終回には参加学生による調査発表を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・アメリカ政治（前期 4 単位）：政治史の概観と比較政治学の観点からの政治制度の説明を中心に講義を行った。今日のアメリカ政治を相対化して理解できるよう促した。
・アメリカ政治演習（後期 2 単位）：ロバート・パットナム『われらの子ども』、J・D・ヴァンス『ヒルビリー・エレジー』などを講読し、現代アメリカ社会について考えるよう促した。

● 平成 30 年度
・アメリカ政治（前期 4 単位）：政治史の概観と比較政治学の観点からの政治制度の説明を中心に講義を行った。今日のアメリカ政治を相対化して理解できるよう促した。
・アメリカ政治演習（前期 2 単位）：ダグラス・C・ノース＝ジョン・ジョセフ・ウォリス＝バリー・R・ワインガスト『暴力と社会秩序　制度の歴史学のために』、G・ジョン・アイケンベリー『リベラルな秩序か帝国か（上）（下）』を講読し、アメリカが中心的役割を果たしてきた近現代における秩序のあり方について考えるよう促した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・政治学入門 I（前期 2 単位）：現代政治分析の基礎概念について、初学者にも理解が深まりやすいよう、日本政治を主たる具体例として取り上げて講義を行った。
・法学部基礎演習（後期 2 単位）：村上弘・佐藤満（共編）『よくわかる行政学』を講読し、現代政治や行政についての基礎的な考え方を理解するよう促した。

● 平成 30 年度
・政治学入門 II（後期 2 単位）：現代政治分析の基礎概念について、初学者にも理解が深まりやすいよう、日本政治を主たる具体例として取り上げ講義を行った。
・外国文献講読（後期 2 単位）：Charles O. Jones, *The American Presidency: A Very Short Introduction* (second edition) (Oxford University Press, 2016) の全篇を講読し、アメリカ大統領職に関する標準的な理解と専門的な英語文献を読み通す経験を得させた。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29～30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度　なし
- 平成 30 年度　関西大学法学部「政治過程論 2」非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  政策研究大学院大学　政策研究センター　運営調査委員・客員研究員
  雑誌『アステイオン』編集委員
  政治学専門誌『レヴァイアサン』書評委員
  サントリー学芸賞（政治・経済部門）選考委員
  総務省「町村議会のあり方に関する研究会」委員
- 平成 30 年度
  政策研究大学院大学　政策研究センター　運営調査委員・客員研究員
  雑誌『アステイオン』編集委員
  政治学専門誌『レヴァイアサン』書評委員
  サントリー学芸賞（政治・経済部門）選考委員
  総務省「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本政治学会会員・理事
  日本選挙学会会員
  日本比較政治学会会員・理事
  日本アメリカ学会会員・理事
- 平成 30 年度
  日本政治学会会員・理事
  日本選挙学会会員
  日本比較政治学会会員・理事
  日本アメリカ学会会員・理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ここ数年間進めてきた、政党や議会といった現代民主主義の基本的要素についての原理的考察については、成果としてまとめることができた。今後は、現代アメリカ政治や現代日本政治についての比較政治学的検討と経験分析を継続し、著作として公表するとともに、アメリカ政治を歴史的かつ体系的に把握するための準備作業に着手したいと考えている。

松本　芳希　MATSUMOTO Yoshiki　教　授　刑事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

刑事手続の実務において、刑法、刑事訴訟法等の刑事関係法規がどのように解釈・運用されているか、その主要問題について分析・研究し、刑事手続の到達目標である正確な事実認定と適正な量刑を、適正手続の保障の下、迅速、的確に実現していくためには、どのような訴訟運営の形態・手続が望ましいのか、考究に努めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 24 年 4 月～30 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

「強制採尿のための留め置きに関する裁判例の検討」刑事法ジャーナル 62 号 59 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度

・司法研修所・平成 28 年度刑事実務研究会（平成 29 年 2 月 21 日開催）
講演「勾留及び保釈について」

● 平成 29 年度

・台湾法官学院（裁判官研修所）（平成 30 年 3 月 15 日・16 日開催）
講演「日本における公判前整理手続の運営と審理計画の策定―裁判員事件を中心に」
「公判審理の在り方―集中審理や公判中心主義、直接主義の理念を反映した証拠調べの方法」
「裁判員裁判の評議における裁判官の役割」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29，30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度、平成 30 年度

（法曹養成専攻）

・刑事訴訟実務の基礎（前期 2 単位）：刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と，既に学習した刑事実体法及び刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力とを修得させ，刑事実務への導入の基礎を教示する。具体的な記録教材を利用して、捜査から第一審公判まで幅広く対象として取り扱い，捜査，公判準備、公判手続，証拠，事実認定の各分野について，それぞれの関連性を意識させつつ，刑事手続全体についての理解を深めさせる。

・刑事裁判演習（後期 2 単位）：刑事実体法及び刑事手続法に関する重要問題について，それらが実務上，訴訟手続の具体的場面で，どのような形で取り上げられ，解決されるべきかを，記録教材等を基にして，主として裁判官の視点から，学説や判例理論を踏まえて検討させる。レポート作成や報告・討論を通じて、実務家にとって不可欠な，事案の分析能力，問題点の発見抽出能力，主張や判断の構成，表現能力等を涵養し、実務的な応用力を培う。裁判員裁判の運営，公判前整理手続における争点・証拠の整理，争点に集中した審理の在り方，適正な事実認定などについて、裁判所や当事者が果たすべき役割を意識させながら、実践的に修得させる。

・刑事模擬裁判（後期 2 単位）：刑事訴訟に関する基礎的理解を前提に，事例教材を用い，学生が訴訟関係人（裁判官，検察官，弁護人）の役割を分担して訴訟活動を実践し、講評を受けることで，刑事手続法の実際の機能と役割を生きた形で体得し，証拠に基づく事実認定，証人尋問の実施，各種訴訟行為等の実務の運用についての理解をより確実なものにする。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度、平成 30 年度

・現代社会と裁判（前期 2 単位）：裁判制度の概要、民事裁判・刑事裁判の仕組みと運用、その担い手である法曹が現実に果たしている役割について基本的な理解を得る。講義は、裁判制度、民事裁判、刑事裁判の三部構成とし、それぞれ実務家（裁判官）出身教員が、裁判の仕組みがどのようなもので、どのように運用されているか、また、その課題は何かといった問題について、自らの体験を踏まえて講義する。「刑事裁判」の分野を担当。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

（全学共通科目）

● 平成 29 年度、平成 30 年度

・刑事手続の基礎（前期 2 単位）：犯罪者の処遇のあり方等についても関心を向けつつ，裁判員制度を含む刑事手続の全体像に関する基礎的知識を得させる。初学者が対象であるので、講義による基礎的知識の付与とともに、学生自身が報道等で目にした刑事裁判に関する最新の話題について報告、討論させ、具体的事例についてその処理方法を検討させるなど、ゼミナール形式を生かした授業の進行を行う。

・刑事裁判入門（後期 2 単位）：マスメディア等で日々報じられる犯罪捜査や刑事裁判に関する最新の話題にも言及しつつ、刑事訴訟手続の概要を説明する。我が国における犯罪の現状、犯罪捜査・刑事裁判に関する手続、矯正施設における処遇の実情等について幅広く取り上げ、理解と関心を高めることを目標とする。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29，30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

・平成 29 年 4 月
公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価委員会委員（現在に至る）

・平成 30 年 4 月
同上第 4 分科会主査

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

日本刑法学会に所属

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

施行後 10 年を経た裁判員裁判の運用の実情と課題について検討しつつ、録音・録画の義務付けや合意・刑事免責制度を盛り込んだ平成 28 年刑訴法改正が刑事司法にもたらす新たな影響をも視野に入れて、刑事関係法規が実務において果たすべき役割・機能についての研究を更に深めていくこととする。

村中　孝史　MURANAKA Takashi　教　授　労働法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

公正な労働条件の決定方法に関する基礎理論的な検討を行うとともに、労働紛争の公正且つ効率的な解決方法に関する検討を行っている。近年は、経済社会のグローバル化により、労働法が従来用意してきた仕組みがうまく機能しない場面が増加している。従来の枠組みは、19 世紀以降の労働運動に支えられた労働立法に由来するところ、技術の進展や経済のグローバル化の結果、産業構造、労働実態、労使関係といった前提条件が著しく変化し、従来の枠組みがうまく機能しなくなったと言える。他方、労働者の要保護性がなくなったわけではなく、かえってその内容も変化し、多様な属性をもつ労働者が参加するようになるなど、従来の労働法の枠組みは根本的な見直しを求められている。そうした観点から、具体的には、集団的労使関係法の再検討、労働契約法理の展開による公正な労働条件の実現、公正な紛争解決を通じた労働者の保護、労働者の多様化への対応といった問題を検討している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』（共編著）（2015 年 3 月、有斐閣）（「第 2 章　正社員になれない若者－職業教育・訓練をめぐる問題を手がかりに」（24 - 42 頁）執筆）

● 平成 29 年度
・『講座労働法の再生　第 1 巻　労働法の基礎理論』（共編著）（2017 年 5 月、日本評論社）（第 9 章「個別労働紛争解決制度の展開と課題」（181 - 204 頁）執筆）

● 平成 30 年度
・Alt und Jung : Diversität in Aging Societies“（共編著）（2019 年 1 月、Neuer Wissenschaftlicher Verlag）（Die Bedeutung der Erziehung/Ausbildung für die Beschäftigung in Japan（111 - 121 頁）執筆）

② 論文

● 平成 27 年度
・「近時の労働をめぐる法整備と動向：労働契約法を中心に」法律のひろば 68 巻 5 号（2015 年）

③ その他

● 平成 28 年度
・共編著『労働判例百選　第 9 版』別冊ジュリスト 52 巻 4 号（2016 年 11 月）（「98　ロックアウト―丸島水門事件」（200-201 頁）執筆）

● 平成 29 年度
・「国際高等教育院の設置について－主に組織・制度的観点から－」京都大学国際高等教育院紀要 1 号（2018 年 3 月）1-82 頁
・鼎談「働き方改革と法の役割」ジュリスト 1513 号（2017 年 12 月）14-33 頁
● 平成 30 年度
・「遊筆：就職活動の日程について」労働判例 1189 号（2019 年 1 月）2 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・講演「労働立法の動向と労基法改正案」日本労働ペンクラブ関西支部総会（2016 年 6 月 12 日）
・講演「労働法整備の現状と今後の課題」京都労働基準協会総会（2016 年 6 月 15 日）
● 平成 29 年度
・講演「近時の労働立法の展開と働き方改革」京都府社会保険労務士会（2017 年 11 月 7 日）
● 平成 30 年度
・講演「Grundriß des japanischen Arbeitsrecht」ウィーン大学法学部（2018 年 3 月 25 日・26 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Bildung und Ausbildung：Basis für die Zukunft」（2014 年 9 月 15 日～17 日）於ウィーン大学法学部
● 平成 27 年度
・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Prekäre Arbeit」（2015 年 9 月 14 日～16 日）於京都大学大学院法学研究科
● 平成 28 年度
・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Gleichbehandlung：Grundfragen und Anwendungsprobleme」（2016 年 9 月 12 日～14 日）於ウィーン大学法学部
● 平成 29 年度
・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Einzelfragen der Ungleichbehandlung」（2017 年 9 月 10 日～12 日）於京都大学大学院法学研究科
● 平成 30 年度
・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Digitalisierung – Rechtliche Aspekte」（2018 年 9 月 10 日～12 日）於ウィーン大学 Kapelle Altes AKH

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・労働法 A（前期 2 単位）：債権法改正の労働法への影響を検討するとともに、英米等における解雇規制に関して検討した。
・労働法 B（後期 2 単位）：労働法の最新判例を検討した。
・労働法研究（通年 4 単位）：我が国及び諸外国における労働法判例・学説の動向を検討した。
（法曹養成専攻）
・労働法 2（後期 2 単位）：応用的な事項も含む労働法の事例を用いて双方向形式で授業を行った。
・労働法理論演習（後期 2 単位）：最新の労働判例を素材に労働法の重要論点について検討した。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・労働法 A（前期 2 単位）：技術革新がもたらす労働法への影響に関するドイツにおける議論を検討した。
・労働法 B（後期 2 単位）：最新労働判例について検討した。
・労働法研究（通年 4 単位）：我が国及び諸外国における労働法判例・学説の動向を検討した。
（法曹養成専攻）
・労働法 2（後期 2 単位）：応用的な事項も含む労働法の事例を用いて双方向形式で授業を行った。
・労働法理論演習（後期 2 単位）：最新の労働判例を素材に労働法の重要論点について検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・労働法（前期 4 単位）：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。
・労働法演習（後期 2 単位）：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。
● 平成 30 年度
・労働法（前期 4 単位）：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。
・労働法演習（後期 2 単位）：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

（経済学部）

- 平成 29 年度
  - ・労働法（4 単位）：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。
- 平成 30 年度
  - ・労働法（4 単位）：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度

  厚生労働省 労働政策審議会労働条件分科会臨時委員
  （独）大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会委員
  京都労働地方審議会委員・同会長
  豊中市 個別労働関係紛争調査委員会委員
- 平成 30 年度

  厚生労働省 労働政策審議会労働条件分科会臨時委員
  （独）大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会委員
  京都労働地方審議会委員・同会長
  豊中市 個別労働関係紛争調査委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度

  日本労働法学会会員・理事（理事：19.2.1～）
  日本社会保障法学会会員
  国際労働法社会保障法学会会員
  日独労働法協会会員
- 平成 30 年度

  日本労働法学会会員・理事（理事：19.2.1～）
  日本社会保障法学会会員
  国際労働法社会保障法学会会員
  日独労働法協会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

I-1 で述べたテーマについて研究を継続する予定であるが、とりわけ集団的労働関係法に関する問題に関して重点的に取り組みたいと考えている。また、今までの研究により蓄積した知見を、今まで以上に社会に還元する方法について検討を行い、順次実施してきたいと考えている。

毛利　透　MORI Toru　教　授　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この 2 年間の研究は、あまり体系だったものではなかった。まず、2017 年度までの科研費で研究代表者を務めた世代間正義と民主主義の関係についての研究につき、一応のまとめとなる論文を執筆し、初宿正典先生の古稀記念論文集中で公表した（ただ、同論文中で、Wolfgang Kahl 教授の名前の綴りを誤って表記してしまったのは、痛恨の極みである。下記のドイツでのシンポジウムで同教授にお会いした際、お詫び申し上げた。）。これと並行して、2017 年度に「判例時報」誌上で「憲法訴訟の実践と理論」と題する共同連載企画に参加し、具体的な判決を契機としつつ人権問題についての考察を深める 3 本の論文を執筆した。たった 3 本であるが、要した労力はかなりのものであった。

2018 年度からは、「公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求」という研究課題で、個人研究の科研費（基盤研究（C））をいただけることになった。これと同時に、京都市にある世界人権問題研究センターからの依頼を受け、プロジェクトチーム 1「インターネットと人権」のチームリーダーを引き受けることになった。同チームには、本研究科の曽我部教授など、この分野での優れた研究者に加わっていただき、研究会を重ねている。今後、このテーマでの研究成果を示していきたいと考えている。

さらに、2017 年 7 月より「法律時報」の編集委員を務めることになり、2018 年・19 年各々の 5 月号の憲法特集の企画を考え、自ら各 1 本ずつ論文を執筆した。特集企画は、同誌および学界全体のトレンドをにらみつつ考案するもので、自分の研究計画には必ずしも沿うものではないが、だからこそかえって得るものも多かったと思う。

憲法理論上の研究としては、ケルゼン研究からの流れで、その法実証主義を克服すると自称するロバート・アレクシーの理論をケルゼンと比較しつつ検討する論文を執筆した。この論文は、もともと、ドイツ語でのアレクシー関連論文集の企画に誘われて執筆したものであるが、残念ながらドイツ語の論文集は本欄執筆時にまだ刊行に至っていない。自分で日本語に翻訳した論文の方が先に刊行された。さらに、この論文のためにアレクシーの諸業績を改めて集中的に読んだことから、その比例原則理解に疑問を持つに至り、この問題点について検討する論文を執筆することになった（2019 年に刊行された）。

2017 年・18 年には、「公法研究」誌「学界展望」欄の憲法総論の箇所も担当し、多くの文献を読む機会に恵まれた。時間をとられる仕事であったが、こういう機会がなければ読むことを怠っていたであろう文献も多数あるから、有意義であったと思う。

2017 年 6 月には、ソウル大学での韓国憲法 30 周年記念シンポジウムに招かれ、先方からの希望に応じて、日本の 8 月革命説について報告した。ただし、報告の多くは自国の憲法制定史についてのものであり、私はほぼ傍観者にとどまったが、自分たちで民主的憲法を作り上げたという熱気のこもった討論には、日本との違いを感じずにはいられなかった。2019 年 3 月には、高木教授が研究代表者を務められる科研費の事業としてドイツで開催された行政法シンポジウムに参加し、世代間正義と憲法の関係について改めて考察したところを報告した。前号でも述べたように、このような国際シンポジウムでの外国語による報告には大変な労力を要するが、国際交流も職責の一つだと考え、できるだけ協力していこうと思っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 『統治構造の憲法論』（岩波書店、2014 年）xxi＋378＋4 頁
  - 『グラフィック憲法入門』（新世社、2014 年）viii＋236 頁
- 平成 27 年度
  - 『グラフィック憲法入門　補訂版』（新世社、2016 年）viii＋244 頁
- 平成 29 年度
  - 毛利透ほか『憲法Ⅰ　総論・統治（第 2 版）』、『憲法Ⅱ　人権（第 2 版）』（有斐閣、2017 年）

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「戦前憲法学における二重法律概念と法治行政」『日中における西欧立憲主義の継受と変容』75－92 頁（高橋和之編、岩波書店、2014）
  - 「「旧ヨーロッパ的」あるいは「実存主義的」ケルゼン　－　ホルスト・ドライアーのケルゼン研究に依りつつ」石川健治編『学問／政治／憲法　－　連関と緊張』55－88 頁（岩波書店、2014）
  - 「ヘイトスピーチの法的規制について　－　アメリカ・ドイツの比較法的考察」法学論叢 176 巻 2・3 号 210－239 頁（2014）
  - Internetfreiheit versus Regulierungsbedarf. Diskussionen über die Haftung des Host-Providers, in: Klaus Stern (Hrsg.), Wirtschaftlicher Wettbewerb versus Staatsintervention (Carl Heymann, 2014), S.119-138.
  - Redistribution by the State and Changes in Public Law in Japan, in International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers 87-96 (2015) (http://hdl.handle.net/2433/196204)
  - Die Grenzen der Demokratie aus der Sicht der Generationengerechtigkeit, in: Martin Gebauer u.a. (Hrsg.), Alternde Gesellschaften im Recht (Mohr Siebeck, 2015), S.73-82
- 平成 27 年度
  - 「憲法の前提としての国家と憲法による国家統合」『憲法の基底と憲法論　高見勝利先生古稀記念』93－113 頁（信山社、2015）
  - 「ケルゼンを使って「憲法適合的解釈は憲法違反である」といえるのか」法律時報 87 巻 12 号 93－98 頁（2015）
  - 「法曹実務にとっての近代立憲主義〔第一回〕　表現の自由①　初回は大きな話から」判例時報 2275 号 4－11 頁(2016)
- 平成 28 年度
  - 「表現の自由と選挙権の適切な関連づけのために」法律時報 88 巻 5 号 22－27 頁（2016）
  - Die Rolle von Verfassungsrecht – bei Rawls, Habermas, und in Japan, Jahrbuch des öffentlichen Rechts, N.F. 64 (2016), S.795-813
  - 「萎縮効果論と公権力による監視」法学セミナー742 号 57－61 頁（2016）

● 平成 29 年度
・「インターネット上の匿名表現の要保護性について　―　表現者特定を認める要件についてのアメリカの裁判例の分析」『憲法の尊厳　奥平憲法学の継承と展開』187－214 頁（樋口陽一ほか編、日本評論社、2017）
・「表現の自由と民主政　萎縮効果論に着目して」『なぜ表現の自由か　－　理論的視座と現況への問い』26－48 頁（阪口正二郎ほか編、法律文化社、2017）
・Die Rolle von Verfassungsrecht – bei Rawls, Habermas, und in Japan, in: Matthias Jestaedt und Hidemi Suzuki (Hrsg.), Verfassungsentwicklung I, Mohr Siebeck, 2017, S.3-26（前年の同名論文の拡大・修正版）
・「憲法の役割―ロールズ、ハーバーマス、日本」『憲法の発展 I　―　憲法の解釈・変遷・改正』5－27 頁（鈴木秀美ほか編、信山社、2017）
・「アレクシーとケルゼンはどう異なるのか　－　法学における視点選択の意義について」『戸波江二先生古稀記念　憲法学の創造的展開　上巻』31-54 頁（工藤達朗ほか編、信山社、2017）
・「議院内閣制と行政権」『総点検　日本国憲法の 70 年』221－230 頁（宍戸常寿・林知更編、岩波書店、2018）
● 平成 30 年度
・「参議院の存在意義」法律時報 90 巻 5 号 18－24 頁（2018）
・「世代間正義と民主主義」『比較憲法学の現状と展望　初宿正典先生古稀祝賀』161－179 頁（毛利透ほか編、成文堂、2018）

③ その他

● 平成 27 年度
・共訳：トーマス・ヴェスティング『法理論の再興』（毛利透ほか訳、成文堂、2015）
・「結社の季節に」判例時報 2272 号 146 頁（2015）
● 平成 28 年度
・「内閣法制局と最高裁判所－　―憲法研究者からのコメント」法律時報 88 巻 12 号 93－96 頁（2016）
● 平成 29 年度
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 1 回〕－　ヘイトデモ禁止仮処分命令事件」判例時報 2321 号 3－9 頁（2017）
・「特定秘密保護法と表現の自由」『なぜ表現の自由か　－　理論的視座と現況への問い』193－198 頁（阪口正二郎ほか編、法律文化社、2017）
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 5 回〕－　アンケート調査による個人情報取得とプライバシー権・表現の自由」判例時報 2334 号 138－146 頁（2017）
・「≪学界展望≫憲法　一　憲法総論」公法研究 79 号 258－267 頁（2017）
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 9 回〕－　投票価値較差訴訟の現状と課題」判例時報 2354 号 134－144 頁（2018）
・「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」レファレンス 805 号 3－12 頁（2018）
● 平成 30 年度
・「≪学界展望≫憲法　一　憲法総論」公法研究 80 号 230－239 頁（2018）
・「意見書　―　裁判官の品位と表現の自由」判例時報 2392 号 107―110 頁（2019）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・日本政治思想学会（2014 年 5 月 24・25 日、関西大学）での報告「憲法の前提としての国家と憲法による国家統合」（24 日）
・大阪弁護士会での講演（2014 年 7 月 16 日）「ヘイトスピーチとデモ規制」
・International Symposium on Roles of the State in the Non-Profit Transfers (2014 年 10 月 7・8 日　京都大学）での報告 “Redistribution by Public Sectors and the Change of the Public Law in Japan”（8 日）
・京都女子大学法学部公開講座（2014 年 11 月 15 日）「憲法改正について」
● 平成 27 年度
・憲法理論研究会ミニ・シンポジウム（2015 年 7 月 18 日、早稲田大学）での報告「ドイツ憲法から考えるヘイトスピーチ規制」
・1. Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch „Verfassungsentwicklung – Auslegung, Wandlung und Änderung der Verfassung“（2015 年 9 月 14－15 日　慶應義塾大学）での報告　„Die Rolle von Verfassungsrecht – bei Rawls, Habermas und in Japan“（14 日）
● 平成 28 年度
・「東京で学ぶ　京大の知」　シリーズ 22「立憲民主主義の国際化と日本国憲法　－公布 70 年の今－」（2016 年 5 月 12 日　京都大学東京オフィス）
・日本法社会学会 2016 年度学術大会　ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」でコメント（2016 年 5 月 28 日　立命館大学）
・The 2nd KYOTO-SWISS Symposium 2016（京都大学　2016 年 10 月 31 日―11 月 1 日)での報告 “Legal Problems of Defamatory Speech on the Internet – From the Perspective of Japanese Law”（11 月 1 日）
● 平成 29 年度
・Democratization and Constitution in East Asia（国立ソウル大学　2017 年 6 月 9 日）での報告 “Disputes about the Legitimacy of the “New” Democratic Constitution in Postwar Japan”
・大阪弁護士会での講演「表現の自由と選挙―ヘイトスピーチを素材として」（2017 年 11 月 13 日）

● 平成 30 年度
・京都大学法科大学院同窓会総会での講演「近時の憲法判例の動向と憲法改正の試みについて」（2018 年 6 月 2 日、京都大学）
・Japanisch-Deutsche Tagung an der Universität Konstanz „Fortentwicklung des Verwaltungsrechts“（2019 年 3 月 15・16 日）での報告 „Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit für das Verfassungsrecht“（16 日）
・世界人権問題研究センター・人権大学講座での講演「インターネットと人権－その関係の両義性」（2018 年 11 月 13 日、ハートピア京都）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計」（代表・高木光教授）同年の上記国際シンポジウムで報告
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）研究会（2015 年 3 月 24 日、京都大学）で報告「2014 年にケルゼンについて勉強したこと」
・科学研究費・基盤研究（B）「ドイツ公法学における「ケルゼン・ルネッサンス」の検討」　代表・高田篤教授

● 平成 27 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）

● 平成 28 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）

● 平成 29 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）研究会（2018 年 3 月 28 日、京都大学）で報告「世代間正義と民主主義」
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究―グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・2. Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch „Verfassungsentwicklung II―Verfassungsentwicklung durch Verfassungsgerichte（2017 年 9 月 19 - 21 日、ドイツ・フライブルク大学）に参加

● 平成 30 年度
・科学研究費・基盤研究（A）持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性（代表・高木光教授）2019 年 3 月の上記国際シンポジウムで報告
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究―グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム 1「インターネットと人権」（毛利がチームリーダー）研究会（2018 年 6 月 23 日）で報告「インターネット上の匿名表現の要保護性について」
・国際日本文化研究センターでの共同研究「日本における法・政治・宗教の相互関係」（代表・苅部直教授）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・憲法 2A／国法学研究 A（前期 2 単位）：Adolf Merkl, Das Recht im Lichte seiner Anwendung (1917)を輪読した。
・憲法 2B／国法学研究 B（後期 2 単位）：法曹養成専攻の憲法理論演習と合同で、近年の憲法判例・学説について、学生の報告をもとに討論した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 3-①（前期 2 単位）：判例を主な素材としつつ、人権論を具体的事例においてどのように展開すべきか考えながら、双方向の授業をおこなった。
・公法総合 2-①②（後期 2 単位）：授業の後半を担当し、違憲審査制の理論と判例の動向について、学生との討論をおこないつつ検討した。
・人権の基礎理論（前期 2 単位）：法科大学院の未修者一年生向けに、対話式授業によりつつ、人権論の基礎を教えた。
・憲法理論演習（後期 2 単位）：近年の憲法判例・学説について、学生に深い検討を行う研究報告を求め、それに基づいて討論した。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・憲法 2A／国法学研究 A（前期 2 単位）: Peter M. Huber, Regierung und Opposition, in: Handbuch des Staatsrechts, Band III, 3. Aufl. (2005) を輪読した。
・憲法 2B／国法学研究 B（後期 2 単位）：法曹養成専攻の憲法理論演習と合同で、近年の憲法判例・学説について、学生の報告をもとに討論した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 3-③（前期 2 単位）：判例を主な素材としつつ、人権論を具体的事例においてどのように展開すべきか考えながら　双方向の授業をおこなった。
・公法総合 2-①②（後期 2 単位）：授業の後半を担当し、違憲審査制の理論と判例の動向について、学生との討論をおこないつつ検討した。
・憲法理論演習（後期 2 単位）：近年の憲法判例・学説について、学生に深い検討を行う研究報告を求め、それに基づいて討論した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・憲法演習（前期 2 単位）:『論点探求　憲法（第 2 版）』（小山剛・駒村圭吾編、弘文堂、2013）を用いつつ、憲法の理論的諸問題について参加者に深い検討を求め、その報告をもとに討論した。
・憲法演習（後期 2 単位）：近年の重要憲法判例につき、「重要判例解説」を参考にして学生に報告を求め、それをもとに討論した。
● 平成 30 年度
・憲法第一部（前期 4 単位）：憲法総論・統治機構につき、毛利透ほか『憲法 I　総論・統治（第 2 版）』（有斐閣、2017）を教科書として用いて講義した。
・憲法演習（後期 2 単位）:『なぜ表現の自由か』（阪口正二郎ほか編、法律文化社、2017）を用いて、表現の自由の理論的諸問題と時事性のある問題双方につき、学生の報告をもとに議論した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 30 年度
・日本語・日本文化研修留学生向けの全学共通科目「日本の法と政治」のうち、6 回分を担当した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
京都市情報公開・個人情報保護審議会委員（会長）
宇治市行政不服審査会委員（会長）
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）
大阪府人権施策推進審議会委員
● 平成 30 年度
宇治市行政不服審査会委員（会長）
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）
大阪府人権施策推進審議会委員
世界人権問題研究センター第 1 部研究部長
京都府土地収用事業認定審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本公法学会会員・理事、日本法哲学会会員、全国憲法研究会会員、憲法理論研究会会員、比較法学会会員・理事
● 平成 30 年度
日本公法学会会員・理事、日本法哲学会会員、全国憲法研究会会員、憲法理論研究会会員、比較法学会会員・理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

憲法の基礎理論についての考察をまとめる機会をもちたいと考えている。同時に、科研費や世界人権問題研究センターでのプロジェクトチームの研究課題である、インターネット上で生じる諸人権問題についての考察も深めていきたい。

森川　輝一　MORIKAWA Terukazu　教　授　政治思想史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

アーレントの政治思想研究を基軸に、ハイデガーとの影響関係の多角的検討により哲学と政治(学)の対抗関係とその思想史的意味を考察し、また、アーレントが現代政治思想に大きな影響を与えることになった理由の批判的検討を通じて現代における政治的なものの輪郭を浮き彫りにすることを試み、それらの成果の一端を論文や学会報告等で発表している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
- 『講義　政治思想と文学』、堀田新五郎、森川輝一（編）、ナカニシヤ出版、総頁 383（担当部分「メルヴィルを読む――空間と力の政治思想」、237-276 頁）

② 論文

● 平成 26 年度
- 「アーレントのソポクレス解釈――ハイデガーとの対向のなかで」、『法学論叢』176 巻 5-6 号、208-235 頁

● 平成 27 年度
- 「自然」、古賀啓太（編）『政治概念の歴史的展開・第八巻』、晃洋書房、143-166 頁
- “Hannah Arendt’s Concept of ‘Natality’ and the Vision of Political Solidarity as an ‘On-going Process’”, 名城大学法学会『名城法学』第 65 号第 1・2 合併号、53-76 頁

● 平成 28 年度
- 「ハンナ・アーレントと現代民主主義の隘路」、韓国政治思想学会編『政治思想研究』22-2、韓国政治思想学会、123-174 頁
- 「幸福の政治をめぐって――政治的なるものの現在」、『社会と倫理』31 号、南山大学社会倫理研究所、83-100 頁

● 平成 29 年度
- 「引かれ者の小唄――「大陸系」政治哲学が語ろうとすること、「分析系」政治哲学が語らないこと」、『Νύζ（ニュクス）』4 号、堀之内出版、262-275 頁
- 「ハイデガーからアーレントへ――ハイゼンベルク「不確定性原理」との対向を手がかりに」、実存思想協会（編）『アーレントと実存思想　実存思想論集 XXXII』、理想社、29-55 頁
- 「アーレントの「活動」論再考――「評議会」論を手がかりに」、川崎修・萩原能久・出岡直也（編）『アーレントと二〇世紀の経験』、慶應義塾大学出版会、3-28 頁

● 平成 30 年度
- 「民主主義とは何か――政治思想史的考察」『松山大学総合研究所 所報』105 号、2019、91-111 頁）

③ その他

● 平成 26 年度
- （書評）「パトリシア・オーウェンズ『戦争と政治の間』岩波書店」、『図書新聞』第 3178 号

● 平成 27 年度
- 「建築と政治、制作と活動――山本理顕『権力の空間／空間の権力』によせて」、『政治思想学会会報』第 41 号、1-6 頁

● 平成 28 年度
- 「山本理顕氏のリプライに寄せて」、『政治思想学会会報』第 42 号、13-14 頁

● 平成 29 年度
- 「全体主義と個」、『學鐙』114 巻 4 号、丸善出版、2-5 頁
- （書評）「政治の固有性をめぐって」、『人文学報』110 号、京都大学人文科学研究所、371-376 頁
- 「解題」、福島清紀『寛容とは何か――思想史的考察』、森川・他（編）、工作舎、2018、342-353 頁

● 平成 30 年度
- （書評）「神崎繁『内乱の政治哲学』」、『社会と倫理』33 号、南山大学社会倫理研究所、2018、219-220 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
- 「アーレントの活動論再考――事実と規範の間」、シンポジウム「実証的研究の文脈におけるハンナ・アレント」（慶應義塾大学、平成 27 年 3 月 9 日）

● 平成 27 年度
- 「政治的なるものの行方」、京都大学法学会学術講演（京都大学、平成 27 年 4 月 16 日）

・「法と政治の間――空間と力をめぐるアーレントの省察」、2015 韓日政治思想学会・共同学術会議『法と政治』（成均館大学（韓国・ソウル）、平成 27 年 12 月 19 日）
・「『現代思想と政治』をめぐって」、『現代思想と政治――資本主義・精神分析・哲学』公開合評会（京都大学人文科学研究所、平成 28 年 3 月 20 日）

● 平成 28 年度
・「実存と政治――ハイデガーからアーレントへ」、実存思想協会第 32 回大会（高千穂大学、平成 28 年 6 月 25 日）

● 平成 29 年度
・「批判的現実主義の可能性――政治的思考の再生のために」、日韓共同フォーラム『東アジアにおける「批判的言説」のパラダイム転換に向けて』（日本大学、平成 29 年 5 月 20 日）
・「亡命知識人のアメリカ観：アーレントとモーゲンソーを中心に」、日本政治学会（法政大学、平成 29 年 9 月 24 日）
・「現代民主主義の隘路――アーレント研究の視角から」、松山大学所報研究助成研究会（松山大学、平成 29 年 12 月 25 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 25～27 年度
・科学研究費補助金基盤研究（C）「幸福と時間性に関する政治思想史的研究」（課題番号 25370083）の研究代表者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「アメリカ政治思想における共和主義と立憲主義」（課題番号 25285039）の分担研究者
・科学研究費補助金基盤研究（C）「幸福概念の理論的基盤の再構築」（課題番号 25370026）の分担研究者

● 平成 29～31 年度
・科学研究費補助金基盤研究（C）「根源的批判としての哲学の再構築――世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究」（課題番号 17K02166）の研究代表者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「アメリカ思想における共和主義・立憲主義・リベラリズム：民主政を制御する諸構想」（課題番号 17H02479）の分担研究者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・政治思想史演習（通年 4 単位）：John Rawls, *Political Liberalism*, Columbia U. P., 1996 を講読し、リベラリズムをめぐる政治思想史的・政治哲学的考察を行った。
（公共政策大学院）
・現代規範理論（前期 2 単位）：現代の規範的政治理論について講義を行った。
・政治哲学古典講読（前期 2 単位）：トクヴィルの著作を講読し、民主主義の特質と問題について検討した

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・政治思想史演習（通年 4 単位）：William Connolly, *The Terms of Political Discourse*, Blackwell, 1993 を講読し、現代政治理論について考察した。
（公共政策大学院）
・現代規範理論（前期 2 単位）：現代の規範的政治理論について講義を行った。
・政治哲学古典講読（前期 2 単位）：シュミット、ケルゼン、カッシーラーの著作を講読し、民主主義の特質と問題について検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・政治思想史（後期 4 単位）：古典古代から近代までの西洋政治思想史について講義した。
・政治思想史演習（前期 2 単位）：ヴォルテールやミルの著作を講読し、政治的寛容について検討した。
・政治思想史演習（後期 2 単位）：前半でシュミットやケルゼンの著作を講読し、後半はゼミ生の個別報告、ゼミ論指導にあてた。

● 平成 30 年度
・政治思想史（後期 4 単位）：西洋政治思想史における「民主主義」概念の変遷を考究しつつ、全体主義の問題を中心に現代政治思想を考察した。
・政治思想史演習（前期 2 単位）：プラトンの著作を講読し、政治における真理の問題について検討した。
・政治思想史演習（後期 2 単位）：前半でヘーゲルの著作を講読し、後半はゼミ生の個別報告、ゼミ論指導にあてた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

- 平成 29 年度
  神戸大学国際文化学部「近代政治思想論」（前期 2 単位）：近代政治思想について講義を行った。
  北海道大学法学部「西洋政治思想史」（前期 4 単位）：近現代の西洋政治思想史について講義を行った。

Ⅲ－2　各種学外委員

- 平成 29 年度
  なし
- 平成 30 年度
  なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  政治思想学会会員（理事）
  社会思想史学会会員（常任幹事）
  日本政治学会会員
- 平成 30 年度
  政治思想学会会員（理事）
  社会思想史学会会員（常任幹事）
  日本政治学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでの研究成果を踏まえ、引き続きアーレントを中心とする二十世紀の政治思想研究を進め、現代における「政治」の位相を明らかにすることを目指す。アーレントやシュトラウスのように近代自由主義をラディカルに批判しながら古典古代の政治哲学の再評価に向かった思想家たちと、ロールズに代表される近代自由主義を再構築しようとする現代政治哲学の潮流が、資本主義と科学技術の支配による政治的なものの衰退に対する二通りの応答であることを解き明かし、現在におけるリベラルデモクラシーの精神史的位置を探りたい。また、こうした状況が、戦間期すなわち全体主義出現前夜の時代の反復という性格をもち、そこに、ハイデガーやシュミットといった思想家が今なお参照され続ける理由があることについても独自の光を当てられれば、と考えている。

安田　拓人　YASUDA Takuto　教　授　刑　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

これまでの研究の中心は、責任能力の本質およびその判断基準を理論的に解明することにあったが、それについては、学位論文にまとめ、一応の完結をみた。現在は、これを踏まえ、裁判員制度を視野にいれ、精神医学者や実務家との共同研究により、具体的な判断枠組みを提示することを 1 つの継続的課題としている。

また、平成 27 年度より、新たな科研費による共同研究として、精神の障害が一定の影響を与えた場合における量刑判断のあり方等を、司法精神医学者、裁判実務家との意見交換を行いながら、比較法的研究を基礎として、鋭意検討を進めたいと考えている。

そのほか、わが国を代表するコンメンタールで緊急避難の項目を割り当てられたことを契機として、これに関する基礎的研究を精力的に進めているほか、法学教室判例セレクトの隔月での執筆の機会をいかして、刑法上の重要問題につき広く検討を行い、その成果を公表している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  ・井田良ほか・共著『刑法事例演習教材［第 2 版］』（有斐閣）
- 平成 27 年度
  ・安田拓人・島田聡一郎・和田俊憲『ひとりで学ぶ刑法』（有斐閣）共著
- 平成 28 年度
  ・塩見淳ほか『ケースブック刑法［第 3 版］』（有斐閣）共著
  ・只木誠編『刑法演習ノート―刑法を楽しむ 21 問―［第 2 版］』（弘文堂）分担執筆

② 論文

● 平成 26 年度
・安田拓人「町野教授の責任能力論について」岩瀬徹ほか編『刑事法・医事法の新たな展開・上巻・町野朔先生古稀記念』（信山社）185-210 頁
・安田拓人ほか「故意と責任能力」刑事法ジャーナル 41 号 68-98 頁

● 平成 27 年度
・安田拓人「故意・責任能力について（特集 裁判員裁判と刑法理論）」刑法雑誌 55 巻 2 号 333-345 頁

● 平成 28 年度
・安田拓人「一般予防論の現在と責任論の展望」法律時報 88 巻 7 号 6-14 頁
・安田拓人「責任能力の意義」法学教室 430 号 14-21 頁
・安田拓人「要保護性ある法益の有責的毀損とその刑法的保護の時間的拡張の可能性について：いわゆる「生前の占有の継続的保護」を中心として」研修 821 号 3-18 頁
・安田拓人「実行行為開始後の責任能力低下について―3 つの解決策とその役割分担」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集［上巻］』321-341 頁

● 平成 29 年度
・安田拓人「同時傷害の特例の存在根拠とその適用範囲について」井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集［下巻］』（成文堂）81−98 頁
・安田拓人「措置入院制度の法的問題」精神科臨床サービス 17 巻 3 号 295-300 頁
・安田拓人「精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断のあり方に関する序論的考察」法学論叢 182 巻 1=2=3 号 160−180 頁
・安田拓人「裁判員裁判制度のもとでの責任能力判断および精神鑑定のあり方」司法精神医学 13 巻 1 号 30−38 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・安田拓人「責任能力の認定（判例研究）」山口厚ほか編『刑法判例百選 I 総論［第 7 版］』72〜73 頁
・安田拓人「不動産侵奪罪における『占有』の意義」山口厚ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論［第 7 版］』74〜75 頁
・安田拓人「第 14 章・罰則」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社）626〜647 頁

● 平成 27 年度
・安田拓人「心神喪失者等医療観察法 42 条 1 項 3 号の同法による医療を行わない旨の決定に対する同法 64 条 2 項の抗告の可否（判例研究）」判例評論 678 号 38−43 頁
・安田拓人「第 15 章・罰則」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール民事再生法』日本評論社）621−637 頁
・安田拓人「責任能力の具体的判断（判例研究）」法学教室 425 号別冊付録判例セレクト 2015［1］28 頁

● 平成 28 年度
・安田拓人「37 条　緊急避難」大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法［第 3 版］第 2 巻』682-715 頁
・安田拓人「自傷行為を阻止するための暴行と正当防衛の成否（判例研究）」法学教室 430 号 148 頁
・安田拓人「傷害致死の事案に関する同時傷害の特例における暴行と傷害の因果関係（判例研究）」法学教室 430 号 150 頁
・安田拓人「女性器アート・3D データのわいせつ性（判例研究）」法学教室 431 号 144 頁
・安田拓人「公務に対する威力業務妨害罪の成否（判例研究）」法学教室 433 号 159 頁
・安田拓人「意図的過剰と防衛の意思（判例研究）」法学教室 435 号 179 頁
・安田拓人「振り込め詐欺における騙されたふり作戦と不能犯との区別（判例研究）」法学教室 437 号 146 頁

● 平成 29 年度
・安田拓人「公務執行妨害罪における公務性・適法性の判断（判例研究）」法学教室 439 号 128 頁
・安田拓人「騙されたふり作戦が実行された特殊詐欺への受け子としての承継的関与と共同正犯の成否（判例研究）」法学教室 441 号 126 頁
・安田拓人「不作為の死体遺棄罪における犯罪の終了時期（判例研究）」法学教室 443 号 140 頁
・安田拓人「JR 福知山線脱線事故最高裁決定（判例研究）」法学教室 445 号 151 頁
・安田拓人「図利加害目的の判断方法（判例研究）」法学教室 447 号 153 頁
・安田拓人「精神の障害が量刑に及ぼす影響（判例研究）」法学教室 450 号 152 頁

● 平成 30 年度
・安田拓人「特殊詐欺において「だまされたふり作戦」が実行された後に,共謀のうえ受け子として加担した者についての詐欺未遂罪の共同正犯の成否（判例研究）」法学教室 451 号 153 頁
・安田拓人「被害者を連れ去る意図がなかった事案における未成年者略取（未遂）罪の成否（判例研究）」法学教室 453 号 141 頁
・安田拓人「被告人への妄信状態を利用した殺人の間接正犯の成否（判例研究）」法学教室 455 号 144 頁
・安田拓人「強姦・強制わいせつの犯行の様子を隠し撮り・録画したデジタルビデオカセットの犯罪供用物件としての没収の可否（判例研究）」法学教室 457 号 134 頁
・安田拓人「被害者を殺害後に姦淫する意思であった場合における(旧)強盗強姦未遂罪の成否（判例研究）」法学教室 459 号 154 頁
・安田拓人「危険運転致死傷罪の共同正犯の成否（判例研究）」法学教室 461 号 160 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・日本刑法学会・ワークショップ「故意と責任能力」でオーガナイザー
・ワークショップ「反社会性－哲学・心理学・法学から考える－」（オーガナイザー・鈴木貴之）の「哲学＋法学のセッション」で報告「刑罰の対象となる人・ならない人、それは何が違うのか」

● 平成 27 年度
・日本刑法学会・共同研究「裁判員裁判と刑法理論」で報告「故意・責任能力について」

● 平成 28 年度
・司法研修所教官セミナー「殺意について」（平成 28 年 9 月 29 日）

● 平成 29 年度
・第 13 回司法精神医学会大会教育講演「裁判員裁判制度のもとでの責任能力判断および精神鑑定のあり方」（平成 29 年 6 月 2 日）

● 平成 30 年度
・日本刑法学会・共同研究「精神の障害と責任能力・量刑の判断」でオーガナイザー

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・国立精神・神経医療研究センター受託研究「司法精神医療の均てん化の促進に資する診断、アセスメント、治療の開発と普及に関する研究」（研究代表者：岡田幸之・精神保健研究所司法精神医学研究部部長）研究分担者（平成 26 年度まで）
・科学研究費基盤研究（B）「複数人・組織の関わる過失不作為犯における問責対象の特定に関する総合的検討」（研究代表者：塩見淳教授）研究分担者（平成 27 年度まで）

● 平成 27 年度
・科学研究費基盤研究（B）「複数人・組織の関わる過失不作為犯における問責対象の特定に関する総合的検討」（研究代表者：塩見淳教授）研究分担者（平成 27 年度まで）
・科学研究費基盤研究（B）「精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究」研究代表者（平成 29 年度まで）

● 平成 28 年度
継続

● 平成 29 年度
継続

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・刑法 2B／刑法研究 2B
ドイツ語の刑法の基礎理論に関する重要論文の講読を行った。
（法曹養成専攻）
・刑法総合 1（前期 2 単位）：刑法総論の共犯を除く部分につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。
・刑法総合 2（後期 2 単位）：共犯および刑法各論につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・刑法 1／刑法研究 1：中止犯に関するドイツのコンメンタールの該当部分の講読を行った。
（法曹養成専攻）
・刑法の基礎 1（前期 2 単位）：刑法総論につき、学部講義の内容をさらに精選した内容に基づくレジュメに従い、レクチャー形式を中心に講義を実施した。
・刑法の基礎 2（後期 2 単位）：刑法各論につき、学部講義の内容をさらに精選した内容に基づくレジュメに従い、レクチャー形式を中心に講義を実施した。
・刑法総合 1（前期 2 単位）：刑法総論の共犯を除く部分につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。
・刑法総合 2（後期 2 単位）：共犯および刑法各論につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・刑法第一部（総論）：刑法総論の諸問題につき、主に故意作為犯を念頭に置いて、構成要件論、違法性論、責任論、未遂論、共犯論の順に、詳細なレジュメに基づき講義を行った。
・演習

● 平成 30 年度
・演習

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
担当せず
● 平成 30 年度
担当せず

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師
大阪大学大学院高等司法研究科スプリングスクール講師
名古屋大学大学院法学研究科（実務法曹養成専攻（法科大学院））非常勤講師
● 平成 30 年度
大阪大学大学院高等司法研究科スプリングスクール講師
名古屋大学大学院法学研究科（実務法曹養成専攻（法科大学院））非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度・平成 30 年度
大阪府立精神医療センター 医療観察法外部評価会議委員
司法試験考査委員（刑法・採点）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本刑法学会会員（理事）
法と精神医療学会会員（理事）
● 平成 30 年度
日本刑法学会会員（常務理事（総務担当））
法と精神医療学会会員（副理事長）

Ⅲ－4　受賞の状況

● 平成 29 年度・平成 30 年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

責任論については、責任能力論に関する理論の一層の精緻化を目指しつつ、量刑論等への広がりも視野に入れた研究を推進していく。

また、裁判実務家との共同研究にも力を注ぎ、判例上重視されている考慮ファクターに関する理論的分析等を通じて、わが国の裁判実務の質的向上に寄与しうる理論的実践を行っていくことも考えている。

山田　　文　YAMADA Aya　教　授　民事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事紛争解決手続・制度における，当事者の自律性と手続主宰者（裁判所等）の役割との関係性を中心的な問題意識として，これらが現実化する側面を規範論と実態論から分析・研究している。具体的には，たとえば，職権探知主義の意義，各種訴訟契約の範囲と意義，民事執行手続における授権決定の意義などである。また，仲裁・調停手続における法の意義，ADR法の改正，ADRと裁判との関係，調整型手続における契約関係の規律，ADR和解の執行等についても研究を継続しているが，これは，同手続の体系化の一つの軸となる予定である。

さらに，実務家や他専攻の研究者を交えた共同研究の形式で，民事訴訟手続・利用の実態分析，訴訟上の和解過程の分析，医療紛争解決手続のありかたなど制度論の検討も行ってきた。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法（第 2 版）』（日本評論社）（共著）

● 平成 28 年度
・梶村太市＝徳田和幸編『家事事件手続法（第 3 版）』（有斐閣）（共著）
・『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（徳田和幸先生古稀祝賀）（弘文堂）（共編）
● 平成 29 年度
・『Law Practice 民事訴訟法（第 3 版）』（商事法務）（共著）
● 平成 30 年度
・『ロースクール民事訴訟法（第 5 版）』（有斐閣）（共著）

② **論文**

● 平成 26 年度
・「シンポジウム ADR 法の改正課題」仲裁と ADR9 号
・「訴訟係属後の ADR 手続の利用について―裁判と ADR の連携の試み」河野正憲先生古稀記念『民事手続法の比較法的・歴史的研究』（慈学社）
・「ADR の現状と課題」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座（第 3 期）第 1 巻』（日本評論社）
・「第 238 条」「第 239 条」「第 240 条」「第 241 条」「第 242 条」「第 243 条」「第 244 条」山本克己＝小久保孝雄＝中井康之編『新基本法コンメンタール　破産法』（日本評論社）
・「家事事件手続法の特質と今後の課題」『家族＜社会と法＞ 家事事件手続法の 1 年』（vol.30）
● 平成 27 年度
・「民事調停における錯誤に関する一試論」徳田和幸ほか編『民事手続法制の展開と手続原則』（松本博之先生古稀祝賀）（弘文堂）
● 平成 28 年度
・「文書提出命令の理論的意義」山本和彦ほか編著『文書提出命令の理論と実務（第 2 版）』（民事法研究会）
・「家事調停不成立後の家事審判への移行」共編『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（徳田和幸先生古稀祝賀）（弘文堂）
・「ADR 研究からの訴訟上の和解への示唆（シンポジウム 民事訴訟への隣接諸科学の応用 : 和解、心証形成、事実認定を契機に)」民訴雑誌 63 号 139 頁
● 平成 29 年度
・「民事訴訟法　第 249 条」高田裕成ほか編著『注釈　民事訴訟法　第 4 巻』（有斐閣）
・Family Court Conciliation: Some Topics from the Recent Law Amendment, in: 38 JCAA Newsletter 6
・「家事事件手続法下の調停と審判の関係」金子修ほか編著『講座　実務家事事件手続法　下巻』（日本加除出版）
・「調停に代わる決定の手続的規律に係る総論的検討」『民事訴訟法の理論』（高橋宏志先生古稀祝賀）（有斐閣）
・「労働審判の未来：その評価と民事訴訟制度への示唆」論究ジュリスト 24 号 73 頁
・「民間型 ADR の利用と裁判所の関係」『和解は未来を創る』（草野芳郎先生古稀祝賀）（信山社）

③ **その他**

● 平成 26 年度
・「海外学界事情 国際民事手続法学会（IAPL）アテネ大会について」民事訴訟雑誌 60 号
● 平成 27 年度
・解説「明示の一部請求と残部の消滅時効の中断［最高裁平成 25.6.6 判決］」法学教室 422 号 4 頁
・解説「当事者の主張の要否」民事訴訟法判例百選（第 5 版）（有斐閣）
・高橋和之ほか編『法律学小辞典』（第 5 版）（有斐閣）分担執筆
・座談会（司会・伊藤眞）『ADR のいっそうの活性化に向けて』法の支配 178 号 10 頁
● 平成 28 年度
・「熱望の人」新堂幸司編『日本法の舞台裏』（商事法務）
・「民間 ADR の利用促進のために：日本 ADR 協会の取組みから」NBL1092 号 44 頁
・解説「公害調停における調停打切りと裁量権逸脱の有無（最一小判平成 27・3・5）」重要判例解説平成 27 年度（有斐閣）
● 平成 29 年度
・「民間 ADR の利用促進のために：日本 ADR 協会の取組みから」NBL1092 号 44 頁
● 平成 30 年度
・講演「透過 ADR 所成立之和解及其執行力」台湾法学雑誌 360 号 3-22 頁
・講演「日本訴訟外紛争解決機制研習会（2）需専業知能処理之紛争輿専業 ADR」台湾法学雑誌 361 号 44-60 頁
・講演「日本訴訟外紛争解決機制研習会（3）ADR 輿裁判」台湾法学雑誌 362 号 26-41 頁

(2) **学会報告・講演等**

● 平成 26 年度
・仲裁 ADR 法学会大会において，シンポジウム「ADR 法の改正課題」の取りまとめ及び報告
その他，福岡土地家屋調査士会において講演など。
● 平成 28 年度
・民事訴訟法学会大会シンポジウム「民事訴訟への隣接諸科学の応用：和解，心証形成，事実認定を契機に」において，報告「ADR 研究からの訴訟上の和解への示唆」

● 平成 29 年度
・京都府行政書士会シンポジウムにて，基調講演「国際家事調停と ADR」
・「国際商事調停にかんする最近のトピックス」上智大学国際商事仲裁 ADR セミナーにて講演
● 平成 30 年度
・東京弁護士会主催　研究会での講演（2019 年 3 月）
・千葉県弁護士会主催　ADR 講演（2019 年 1 月）
・台湾法官学院での講演（2018 年 11 月）
・関東弁護士連合会研修　講演（2018 年 8 月）
・民訴研での研究報告　2018 年 6 月
・法社会学会での研究報告　2018 年 5 月
・民事訴訟法学会関西支部での研究報告　2019 年 2 月

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・JST/RISTEX 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「医療の質の地域格差是正に向けたエビデンスに基づく政策形成の推進」
・関西民事訴訟研究会において，「家事紛争解決手続における当事者性と職権性」を報告
● 平成 27 年度
・JICA プロジェクトモンゴル調停制度強化プロジェクトにおいて在ウランバートルの法曹・大学教員に対する講演及びシンポジウムのパネリスト
● 平成 28 年度
・国際法社会学会（Law and Society Association）ニューオーリンズ大会での報告 “Judicial Mediation in Japan”
・仲裁人協会において，「国際商事調停和解の執行に関する検討」を報告（平成 29 年 1 月）
・関西民事訴訟法研究会において，「国際商事調停和解の執行に関する検討―UNCITRAL 作業部会の審議と日本法への影響―」を報告
・日本弁護士連合会主催・第 20 回仲裁センター連絡協議会シンポジウムにおいて，シンポジストとして参加
・東北大学民事訴訟法研究会において，コメンテーターとして参加
・民訴学会シンポジウムのための共同研究（隣接研）
● 平成 29 年度
・「民事訴訟利用者研究会」における研究分担者
・民事訴訟利用者調査（2016）2 次分析研究分担者
・日本 ADR 協会主催シンポジウム「ADR による紛争解決―到達点と可能性～ADR 法施行 10 年を迎えて～」の司会
● 平成 30 年度
・民事訴訟利用者調査（2016）2 次分析研究分担者としての共同研究と報告（上記）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・民事手続法 3A（前期 2 単位）／民事手続法研究 3A（前期 2 単位）：民事訴訟法の理論的問題を取り上げ，学生に報告をさせ，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事手続法 3B（後期 2 単位）／民事手続法研究 3B（後期 2 単位）：民事手続法の理論的問題について比較法の視点から検討した。
・先端民事手続法（前期 2 単位）：国際商事調停の規律に係る国際的な議論の検討と日本法制への影響を検討した。
（法曹養成専攻）
・民事訴訟法総合 1（後期 2 単位）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事訴訟法総合 2（前期 2 単位）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事執行・保全法（後期 2 単位）：民事執行および民事保全手続の基礎的な理解を目指し，詳細なレジュメを用いて，主として講義形式で授業を行った。
・法曹倫理（後期 2 単位、3 クラス）：法曹倫理の総論について，詳細なレジュメを使って講義を行った。
・エクスターンシップ（前期 2 単位、後期 2 単位）：学外での法律事務経験による学修を目的として，事前指導，研修報告・レポート等の評価を行った。
・ADR と法（後期 2 単位）：比較的少人数の学生を対象として，ADR・仲裁の理論的問題についての双方向の議論と調停のロールプレイを使った実践的教育を行った。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・民事手続法 3A（前期 2 単位）／民事手続法研究 3A（前期 2 単位）：民事訴訟法・国際民事訴訟法の理論

的課題を取り上げ，学生に報告をさせ，双方向の議論形式で授業を行った。
・先端民事訴訟法（前期 2 単位）：国際商事調停の新たな規律についての国際的な議論を検討した。
・民事手続法 3B（後期 2 単位）／民事手続法研究 3B（後期 2 単位）： 比較法の視点から，民事手続法の理論的検討を行う。
（法曹養成専攻）
・民事訴訟法総合 1（後期 2 単位）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事訴訟法総合 2（前期 2 単位）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行う。
・民事執行・保全法（後期 2 単位）：民事執行および民事保全手続の基礎的な理解を目指し，詳細なレジュメを用いて，主として講義形式で授業を行う。
・法曹倫理（後期 2 単位、3 クラス）：法曹倫理の総論について，詳細なレジュメを使って講義形式で授業を行う。
・エクスターンシップ（前期 2 単位）：学外での法律事務経験による学修を目的として，研修中の指導，研修報告・レポート等の評価を行った
・ADR と法（後期 2 単位）：比較的少人数の学生を対象として，ADR・仲裁の理論的問題についての双方向の議論と調停のロールプレイを使った実践的教育を行う。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・民事執行・保全法：民事執行・民事保全手続の基本的な理解を目指し，詳細なレジュメを使って講義を行った。
● 平成 30 年度
・民事訴訟法演習（後期 2 単位）：民事訴訟法・制度に関する理論的な問題を演習方式で扱う。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
一財日本 ADR 協会理事，ADR 調査企画委員会委員長
日米研究インスティテュート運営アドバイザー
大学改革支援・学位授与機構　法科大学院認証評価委員会専門委員
日本学術振興会　特別研究院等書面審査員・書面評価員
法務省認証審査参与員
法務省　法制審議会民事執行法部会臨時委員及び幹事
滋賀県情報公開審査会委員
京都市土地利用調整審査会委員
京都市大規模小売店舗立地審議会委員
独立行政法人国際協力機構 JICA 法整備支援案件に係る国内支援委員
UNCITRAL 作業部会 II　日本代表として年 2 回の会議に出席（～現在にいたる）
● 平成 30 年度
一財日本 ADR 協会理事，ADR 調査企画委員会委員長
最高裁判所裁判の迅速化に係る検証に関する検討委員会委員
京都簡易裁判所判事推薦委員
法務省　法制審議会民事執行法部会臨時委員及び幹事
法務省認証審査参与員
独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員
京都市土地利用調整審査会委員
滋賀県情報公開審査会委員
日米研究インスティテュート運営アドバイザー
大学改革支援・学位授与機構　法科大学院認証評価委員会専門委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本民事訴訟法学会会員（理事：28.5.1～）
仲裁 ADR 法学会会員（理事：22.7.1～）
日米法学会会員
日本法社会学会会員

● 平成 30 年度
日本民事訴訟法学会会員（理事：28.5.1～）
仲裁 ADR 法学会会員（理事：22.7.1～）
日米法学会会員
日本法社会学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

民事紛争解決手続・制度における，当事者の自律性と手続主宰者の役割との関係性について，これらが現実化する側面を規範論と実態論から分析・研究している。具体的には，たとえば，職権探知主義の意義，証拠制限契約の意義，倒産手続における機関論，仲裁・調停手続における法の意義と手続の規律などである。また，裁判外紛争解決手続の法化についても研究を継続しているが，これは，同手続の体系化の一つの軸となる予定である。

山本　克己　YAMAMOTO Katsumi　教　授　民事手続法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟における当事者論を中心に研究を進めているが、それと関連して、判決効論にも論文を執筆する予定である。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・（共編）新基本法コンメンタール『破産法』（日本評論社）
・（共著）高田裕成編著『家事事件手続法』（有斐閣）
● 平成 27 年度
・（共編）新基本法コンメンタール『民事再生法』（日本評論社）
● 平成 28 年度
・（共編）『会社法コメンタール（20）』（商事法務）
・（共編）徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）
● 平成 29 年度
・（共編）高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣）

② 論文

● 平成 26 年度
・「定期金賠償と民事訴訟法 246 条」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』（有斐閣）653-681 頁
● 平成 27 年度
・「兼子一『訴訟承継論』における実体法的思考と訴訟法的思考」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』（弘文堂）177-190 頁
● 平成 28 年度
・「家事審判手続と破産手続の開始」ケース研究 328 号 3-30 号
・「人事訴訟手続（離婚手続）と破産手続の開始」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）717-730 頁
・「財産的独立性についての覚書き」法学論叢 180 巻 5＝6 号 125-204 頁
● 平成 29 年度
・「破産管財人の法的地位と破産財団に属する財産の帰属」上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続法の法理』（弘文堂）631-650 頁
● 平成 30 年度
・「物権的請求権と口頭弁論終結後の承継人」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣）995-1014 頁

・「物権的請求権と既判力の作用」法学論叢 180 巻 1=2=3 号 25-37 頁
・「物権的請求権と確定判決の既判力・執行力についての覚書き」共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集『法の理論と実務の交錯』（法律文化社）283-294 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・（研究会）高田裕成（司会）「家事事件手続法（8・完）」論究ジュリスト 8 号 113-141 頁
・（座談会）深山卓也（コーディネーター）「法制審議会倒産法部会」田原睦夫編著『裁判・立法・実務』236-304 頁
・（注釈）会社法 516 条、517 条、519 条、520 条、521 条、522 条、533 条、534 条　松下淳一ほか編『会社法コンメンタール(10)』（商事法務）42-70 頁、101-106 頁
・（随想）「海外における債権回収と比較法」金融法務事情 1987 号 1 頁
・（注釈）破産法序説、第 1 章「総則」、破産法 1 条、2 条、52 条、60 条、61 条、第 6 章「破産財団の管理」、263 条、264 条　山本克己ほか編『新基本法コメンタール破産法』（日本評論社）3-22 頁、126 頁、143-144 頁、622-625 頁
・（研究会）畑瑞穂（司会）「非訟事件手続法(1)」論究ジュリスト 11 号 156-179 頁

● 平成 27 年度
・（判例批評）「賃料増減額確認請求訴訟の確定判決の既判力の範囲・最判平成 26 年 9 月 25 日（民集 68 巻 7 号 661 頁）」金融法務事情 2025 号（金融判例研究 25 号）67-70 頁
・（判例批評）「『遺産確認の訴え』の適否・最判昭和 61 年 3 月 13 日（民集 40 巻 2 号 389 頁）」民法判例百選Ⅲ親族・相続〔2015 年〕118-119 頁
・（判例批評）「口頭弁論終結後の承継人・最判昭和 48 年 6 月 21 日（民集 27 巻 6 号 712 頁）」民事訴訟法判例百選〔第 5 版〕184-185 頁
・（判例批評）「独立当事者参加訴訟における 2 当事者間での和解・仙台高判昭和 55 年 5 月 30 日（判タ 419 号 112 頁）」民事訴訟法判例百選〔第 5 版〕224-225 頁に再録）
・（研究会）畑瑞穂（司会）「非訟事件手続法（2）（3）（4）（5）」12 号 166-192 頁、13 号 159-185 頁、14 号 178-204 頁、15 号 170-196 頁
・（注釈）民事再生法序説、第 1 章「総則」、民事再生法 1 条、2 条、42 条、43 条、48 条、60 条、61 条、第 6 章「再生債務者の財産の調査及び確保」　山本克己ほか編『新基本法コメンタール破産法』（日本評論社）3-21 頁、102-111 頁、114-1154 頁、296 頁

● 平成 28 年度
・（研究会）畑瑞穂（司会）「非訟事件手続法（6）（7）（8・完）」論究ジュリスト 16 号 172-197 頁、17 号 174-191 頁、18 号 176-195 頁
・（注釈）会社法 892 条、895 条　森本滋ほか編『会社法コメンタール（20）』（商事法務）140-142 頁、145 頁
・（鼎談）「会社非訟の現状と課題」森本滋ほか編『会社法コメンタール（20）』（商事法務）付録 1-24 頁
・（追悼文）「田原睦夫先生を偲んで」事業再生と債権管理 152 号 5-7 頁
・（注釈）民事訴訟法 190 条、191 条 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法第 4 巻』（有斐閣）178-204 頁

● 平成 29 年度
・（注釈）民事訴訟法 190 条、191 条 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法第 4 巻』（有斐閣）178-204 頁

● 平成 30 年度
・（演習）「固有必要的共同訴訟」長谷部由起子ほか編『基礎演習民事訴訟法〔第 3 版〕』（弘文堂）230-239 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 27 年度
・「再生手続における別除権協定について」大阪弁護士会倒産実務研究会設立記念講演会

● 平成 28 年度
・「日本民事訴訟法学の動向」西南政法大学（中国）

● 平成 30 年度
・「日本の家事事件手続法」南京師範大学（中国）、河南大学（中国）、西北政法大学（中国）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・「民事手続法 1」　前半はドイツの強制執行法に関する論文を講読し、後半は日本の民事執行法の基本文献を講読した。

（法曹養成専攻）
・「民事訴訟法総合 2」（前期）　民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。
・「民事訴訟法総合 1」（後期）　民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。
・「倒産処理法 2」（後期）　企業再建手続、個人破産・再生手続、国際倒産処理手続などの骨格を理解させることに意を尽くした。
・「民事法文書作成」（通年）　具体的設例について法的な考察を行い、それを文章化する力を涵養した。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・「民事手続法 1A」（前期）　ドイツの民事訴訟の手続原則に関する論文を講読した。
（法曹養成専攻）
・「民事訴訟法総合 2」（前期）　民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・「法学入門 2」（後期）　裁判所組織や弁護士の地位などを講義した。

● 平成 30 年度
・「民事訴訟法」（前期）　民事判決手続の基本概念の理解を向上を図った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
法制審議会臨時委員（民法（相続関係）部会、民事執行法部会）
京都府情報公開審査会委員（会長）
京都市消費者保護審議会委員（会長）
最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事

● 平成 30 年度
法制審議会臨時委員（民法（相続関係）部会、民事執行法部会）
京都府情報公開審査会委員（会長）
京都市消費者保護審議会委員（会長）
最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本民事訴訟法学会（理事長）
日本私法学会
金融法学会
日仏法学会
日独法学会

● 平成 30 年度
日本民事訴訟法学会（理事長）
日本私法学会
金融法学会
日仏法学会
日独法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

平成 30 年度後期に研究専念期間を取得し、主として民事訴訟の当事者論とそれに関連する問題領域の研究を行った。令和元年度以降は、その成果を公表することを企図している。

山本　敬三　YAMAMOTO Keizo　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この十数年来の研究テーマは「法体系における私法の役割」であり、憲法をベースとした法体系の構造把握を手がかりとして、公法と私法の関係、ならびに契約法と不法行為法の再構成をこころみている。そのような検討から得られた契約規制に関する知見をもとにして、民法および消費者契約法の改正を素材とした具体的な検討を行い、現在、その成果を一連の書物にまとめる作業を進めている。また、それと平行して、民法の改正を踏まえた民法総則および契約法に関する教科書の改訂にも着手している。さらに、日本の損害賠償法に関する比較法的検討を進め、その成果として、ドイツ語による『日本損害賠償法鋼要』と題する書物をヨーロッパで公刊した。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
- 山本敬三『契約法の現代化Ⅰ ── 契約規制の現代化』（商事法務、2016 年）（全 425 頁）

● 平成 29 年度
- 山本敬三『民法の基礎から学ぶ民法改正』（岩波書店、2017 年）（全 171 頁）
- Keizo Yamamoto, Grundzüge des japanischen Schadenersatzrechts, Jan Sramek Verlag, 2018（全 220 頁）
- 潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅰ』（日本評論社、2018 年）（全 211 頁）

●平成 30 年度
- 潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018 年）（全 277 頁）
- 山本敬三『契約法の現代化Ⅱ ── 契約規制の現代化』（商事法務、2018 年）（全 471 頁）
- 山本敬三監修・栗田昌裕=坂口甲=下村信江=吉永一行著『ストゥディア民法 4 債権総論』（有斐閣）（304 頁）
- 大村敦志=道垣内弘人=森田宏樹=山本敬三『民法研究指引』（北京大学出版社、2018 年）（全 278 頁）
- Keizo Yamamoto/ Yuko Nishitani/ Harald Baum (Hrsg.), Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatautonomie in Japan und Deutschland, Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft 14, 2019（全 168 頁）

② 論文

● 平成 26 年度
- 山本敬三「『動機の錯誤』に関する判例の状況と民法改正の方向（上）（下）」NBL1024 号（2014 年）15-28 頁・1025 号（2014 年）37-46 頁
- Keizo Yamamoto, Grundfragen des Schadenersatzrechts aus japanischer Sicht, Helmut Koziol(Hrsg.), Grundfragen des Schadenersatzrechts aus rechtsvergleichender Sicht, Jan Sramek Verlag, Wien, 2014, S.575-749

● 平成 27 年度
- 山本敬三「民法の改正と意思能力の明文化 ── その意義と残された課題」水野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015 年）23-61 頁
- Keizo Yamamoto, Basic Questions of Tort Law from a Japanese Perspective, Helmut Koziol(ed.), Basic Questions of Tort Law from a Comparative Perspective, Jan Sramek Verlag, Wien, 2015, pp515-681
- Keizo Yamamoto, Rechtsverständnis und Rechtsvergleichung ― Die Erfahrungen der Rechtswissenschaft und Rechtspraxis in Japan, Stefan Grundmann/ Jan Thiessen (Hrsg.), Recht und Sozialtheorie ― Law in the Context of Disciplines, Mohr Siebeck, Tübingen, 2015, S.85-103
- 山本敬三「不法行為法における『権利又は法律上保護される利益』の侵害要件の立法的課題」NBL1056 号（2015 年）17-29 頁
- 山本敬三「『法の継受』の可能性と課題 ── 日本法の経験から」高翔龍ほか編『日本民法学の新たな時代』（有斐閣、2015 年）51-75 頁
- 山本敬三「不法行為法における『権利又は法律上保護される利益』の侵害要件の現況と立法的課題」現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題〔別冊 NBL155 号〕』（商事法務、2015 年）97-116 頁
- 山本敬三「民法改正と要件事実 ── 危険負担と解除を手がかりとして」自由と正義 67 巻 1 号（2016 年）33-47 頁
- 山本敬三「売主の『担保責任』に関する日本民法の改正」法学論叢（韓国全南大学校）36 巻 1 号（2016 年）199-220 頁

● 平成 28 年度
- 山本敬三「2016 年消費者契約法改正の概要と課題」法律時報 88 巻 12 号（2016 年）4-15 頁
- 山本敬三「民法の改正と不当利得法の見直し」法学論叢 180 巻 5=6 号（2017 年）247-340 頁
- 山本敬三「改正民法における『定型約款』の規制とその問題点」消費者法研究 3 号（2017 年）31-72 頁

・Keizo Yamamoto, Privatrechtsdogmatik im japanischen Recht － Entwicklung der Diskussion über die Zivilrechtsmethodik in Japan, in: Privatrechtsdogmatik im 21. Jahrhundert, Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 80. Geburtstag, De Gruyter, 2017, S.1221-1255
・山本敬三「基本権の保護と不法行為法の再構成」先物・証券取引被害研究 47 号（2017 年）2-25 頁

● 平成 29 年度
・山本敬三「日本における民法解釈方法論の変遷とその特質」民商法雑誌 154 巻 1 号（2018 年）1-35 頁
・山本敬三「『動機の錯誤』に関する判例法の理解と改正民法の解釈 ── 保証に関する判例法を手がかりとして」法学論叢 182 巻 1=2=3 号（2018 年）38-108 頁

● 平成 30 年度
・山本敬三「債権法改正と比較法」安永正昭=鎌田薫=能見善久監修『債権法改正と民法学 I 総論・総則』（商事法務、2018 年）223-257 頁
・山本敬三「民法第 3 条の 2（意思能力）」山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018 年）376-400 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・山本敬三「公序良俗と不法原因給付」千葉恵美子=潮見佳男=片山直也編『Law Practice 民法 I 総則･物権編』（商事法務、第 2 版、2014 年）49-55 頁
・Keizo Yamamoto, Besprechung: Meiko Dillmann, Der Schutz der Privatsphäre gegenüber Medien in Deutschland und Japan, UFITA Archiv für Urheber- und Medienrecht 2014/Ⅱ, 2014, 595-602
・山本敬三「人格権 ── 北方ジャーナル事件」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則･物権』（有斐閣、第 7 版、2015 年）10-11 頁
・山本敬三「公序良俗違反（2） ── 証券取引における損失保証契約」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則･物権』（有斐閣、第 7 版、2015 年）28-29 頁
・山本敬三「相続放棄と登記」水野紀子=大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族･相続』（有斐閣、第 7 版、2015 年）146-147 頁

● 平成 27 年度
・山本敬三「民法（債権関係）の改正に関する要綱と保険実務への影響」生命保険論集 191 号（2015 年）1-56 頁
・山本敬三「日常家事債務の連帯責任と表見代理」棚村政行=水野紀子=潮見佳男編『Law Practice 民法Ⅲ【親族・相続編】』（商事法務、2015 年）42-48 頁

● 平成 28 年度
・山本敬三「消費者契約法の制定と現代契約法研究会」新堂幸司編集代表『日本法の舞台裏』（商事法務、2016 年）150-153 頁
・山本敬三=新堂明子=米村滋人「鼎談：債権法改正の教え方・学び方」法学教室 438 号（2017 年）6-37 頁
・山本敬三「不法行為法の改正に向けて ── 検討の必要性と課題」先物・証券取引被害研究 47 号（2017 年）1 頁

● 平成 29 年度
・山本敬三「人格権 ── 北方ジャーナル事件」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則･物権〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）10-11 頁
・山本敬三「公序良俗違反（2） ── 証券取引における損失保証契約」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則･物権〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）28-29 頁
・山本敬三「相続放棄と登記」水野紀子=大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族･相続〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）146-147 頁
・山本敬三「判例解説：最判昭和 52 年 2 月 22 日」潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法 I』（日本評論社、2018 年）46 頁

● 平成 30 年度
・山本敬三「判例解説：最判昭和 52 年 2 月 22 日」潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018 年）46 頁
・山本敬三「判例解説：最判昭和 37 年 7 月 20 日」潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018 年）47 頁
・Keizo Yamamoto, Einführung in die Übersetzung des novellirten Zivilgesetzes 2020, Zeitschrift für Japanisches Recht, Bd.45(2018) S.177-182
・Hiroyuki Kansaku/ Atsuko Kimura/ Gabriele Koziol/ Maximilian Lentz/ Fumihiro Nagano/ Mizuho Nakamura/ Torsten Spiegel/ Anna Katharina Suzuki-Klasen/ Hiroshi Tanaka/ Katsuyuki Wada unter der Leitung von Keizo Yamamoto, Übersetzung des novellierten Zivilgesetzes 2020, Zeitschrift für Japanisches Recht, Bd.45(2018) S.183-305
・山本敬三「公序良俗」潮見佳男=千葉恵美子=片山直也=山野目章夫編『詳解改正民法』（商事法務、2018 年）1-11 頁
・山本敬三「公序良俗と不法原因給付」千葉恵美子=潮見佳男=片山直也編『Law Practice 民法 I 総則･物権編〔第 3 版〕』（商事法務、2018 年）66-72 頁
・山本敬三「『債権法改正立法資料集成』連載にあたって」民商法雑誌 154 巻 4 号（2018 年）194-195 頁
・山本敬三=深山雅也=山本健司「座談会：定型約款〔債権法改正と実務上の課題第 11 回〕」ジュリスト 1525 号（2018 年）86-102 頁
・山本敬三「意見広告と反論文掲載請求権 ── サンケイ新聞事件」長谷部恭男=山口いつ子=宍戸常寿編『メディ

ア判例百選〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）146-147 頁
・山本敬三=沖野眞巳=河上正二=長谷川雅巳=山本健司「座談会：消費者契約法の改正と課題」ジュリスト 1527 号（2019 年）14-45 頁
・Keizo Yamamoto, Kommentar zum allgemeinen Teil des Symposiums ”Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatoautonomie in Japan und Deutschland", Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft 14 (2019), S41-46

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・講演「『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案』の概要」（2014 年 9 月 9 日、経営法友会・商事法務研究会「『民法（債権関係）改正に関する要綱仮案』に関する定例解説会」）
・講演「『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案』の概要」（2014 年 10 月 22 日、大阪弁護士会「民法改正要綱仮案に関する研修会」）
・講演「請負をめぐる『民法（債権改正）の改正に関する要綱仮案』の概要」（2014 年 10 月 28 日、司法研修所共同研究「建築関係訴訟をめぐる実体法上の諸問題」）
・講演「『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案』の概要 ── 錯誤・契約責任を中心として」（2014 年 11 月 26 日、大阪地方裁判所）
・講演「民法（債権関係）の改正に関する要綱と保険実務への影響」（2015 年 3 月 20 日、生命保険文化センター）
・講演「民法（債権関係）改正を知る」（2015 年 3 月 25 日・26 日、有斐閣民法改正セミナー）
・講演「『民法（債権関係）の改正に関する要綱』の概要 ── 錯誤・定型約款・契約責任・売買における契約不適合を中心として」（2015 年 3 月 28 日、沖縄弁護士会）

● 平成 27 年度
・講演「民法と民法改正を知る ── 民法の大切さと 120 年ぶりの大改正のめざすもの」（2015 年 5 月 30 日、公益財団法人海の星学寮第 4 回公開講演会）
・講演「契約責任法の改正 ── 『民法（債権関係）の改正に関する法律案』の概要」（2016 年 1 月 15 日、司法研修所教官セミナー）
・講演「『民法（債権関係）の改正に関する法律案』の概要 ── 契約責任法の改正を中心として」（2016 年 2 月 26 日、京都司法書士会）

● 平成 28 年度
・講演「基本権の保護と私法の役割」（2016 年 6 月 2 日、最高裁判所調査官室・司法研修所合同セミナー）
・講演「特定物売買における契約の解釈と錯誤」（2016 年 6 月 14 日、日弁連法務研究財団・債権法改正十番勝負その 1・福岡研修会）
・講演「契約責任法の改正 ── 『民法（債権関係）の改正に関する法律案』の概要」（2016 年 7 月 1 日、岡山大学法学会）
・講演「Akutuelle Gesetzgebungen zur Diskriminierung der Behinderten in Japan」（2016 年 9 月 12 日、ウィーン大学・京都大学日墺比較法セミナー（ウィーン大学））
・講演「基本権の保護と私法の役割」（2016 年 11 月 15 日、弁護士非行に対する責務等、弁護士会の職業倫理的当為の研究会）

● 平成 29 年度
・講演「基本権の保護と不法行為法の再構成」（2017 年 4 月 21 日、先物取引被害全国研究会）
・講演「法学部からみた大学の今と将来 ── 中高生に求めたいもの」（2017 年 6 月 17 日、大阪教育大学附属中・高等学校公開セミナー）
・講演「私人間における障害を理由とする差別の禁止とその違反の判断構造」（2017 年 11 月 24 日、東北大学）

● 平成 30 年度
・講演「Regelung der irreführenden Internetwerbung im japanischen Verbraucherrecht」（2018 年 7 月、RUB International Science Days 2018 in Cooperation with Partner Universities in Japan “Society 5.0 – Opportunities and Risks of Digital Transformation and the Role and Responsibility of Universities”（ドイツ連邦共和国ボッフム大学））
・講演「日本における契約自由と消費者保護（Vertragsfreiheit und Verbraucherschutz in Japan）」（2018 年 11 月 2 日、Symposium aus Anlass des dreißigjährigen Bestehens der Deutsch-Japanischen Juristenvereinigung (DJJV)）
・講演「特定物売買における契約の解釈と錯誤」「改正民法における定型約款の規制 ── その意義と課題」（2018 年 12 月 6 日、大阪弁護士会民法（債権法）改正講演）
・講演「債権法改正と契約責任 ── 履行請求・損害賠償・解除・危険負担を中心として」（2019 年 2 月 28 日、司法研修所平成 30 年度民事通常専門研究会 4（債権法改正 2））

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者　高木光）
・ウィーン大学・京都大学日墺比較法セミナー「Bildung und Ausbildung – Basis für Zukunft」（平成 26 年 9 月 15 日～16 日、オーストリア共和国ウィーン大学）に参加

・European Centre of Tort and Insurance Law「The Basic Questions of Tort Law from a Comparative Perspective」（研究代表者 Helmut Koziol）

● 平成 27 年度

・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者　高木光）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者　窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者　山本敬三）
・European Centre of Tort and Insurance Law「The Basic Questions of Tort Law from a Comparative Perspective」（研究代表者 Helmut Koziol）

● 平成 28 年度

・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者　高木光）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現 ── 法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者　窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者　山本敬三）
・日本学術振興会・二国間交流事業共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表者　山本敬三）
・平成 28 年度総長裁量経費「法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題」（研究代表者　山本敬三）
・ウィーン大学・京都大学日墺比較法セミナー「Diskriminierung」（平成 28 年 9 月 12 日～14 日、オーストリア共和国ウィーン大学）に参加

● 平成 29 年度

・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現 ── 法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者　窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者　山本敬三）
・日本学術振興会・二国間交流事業共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表者　山本敬三）
・平成 29 年度総長裁量経費「現代法における自律の尊重と規制の役割に関する比較法的研究」（研究代表者　山本敬三）

●平成 30 年度

・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者　潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現―法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者　窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者　山本敬三）
・平成 30 年度総長裁量経費「技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際共同研究」（研究代表者　西谷祐子）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・民法研究 3（通年 4 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法 3A（前期 2 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法 3B（後期 2 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。

（法曹養成専攻）

・民法総合 1（前期 2 単位、2 クラス）：契約法に関する主要な問題について事例分析を行った。
・民法理論演習（前期 2 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民事法文書作成（通年 4 単位）：即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って法文書を作成する指導を行った。
・法律基礎科目演習 A（前期 2 単位）：1 年次・2 年次の法学未修者を対象として、財産法の基礎 1 に係る事例問題を出題し、法文書作成の基礎を指導した。
・ビジネス法務調査とプレゼンテーション（後期 2 単位）：児島幸良弁護士とともに、ビジネス法務において求められる調査及びプレゼンテーションの基礎と応用に関する指導を行った。

●平成 30 年度
（法政理論専攻）
・民法研究 2B（通年 4 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法 2B（後期 2 単位）：民法（債権関係）の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
（法曹養成専攻）
・民法総合 1（前期 2 単位、1 クラス）：契約法に関する主要な問題について事例分析を行った。
・民事法文書作成（通年 4 単位）：即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って法文書を作成する指導を行った。
・ビジネス法務調査とプレゼンテーション（後期 2 単位）：児島幸良弁護士とともに、ビジネス法務において求められる調査及びプレゼンテーションの基礎と応用に関する指導を行った。
（公共政策大学院）
・私法秩序論（前期 2 単位）：民法（債権関係）の改正を取り上げ、私法秩序の根幹をなす民法の意義とその現代的な課題について検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・金融法と銀行実務（後期 2 単位）：銀行法務の専門家と共同して金融法と銀行実務に関する基礎から先端に関する講義を行うもの
・民法演習（前期 2 単位）：財産法（民法総則・物権法）に関する演習
民法演習（後期 2 単位）：財産法（債権法）に関する演習
● 平成 30 年度
・現代社会と弁護士（後期 2 単位）：弁護士と共同して現代社会における弁護士の役割に関する講義を行うもの
・民法第二部（後期 4 単位）：物権に関する講義
・民法演習（前期 2 単位）：財産法（民法総則・物権法）に関する演習
民法演習（後期 2 単位）：財産法（債権法）に関する演習

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
法制審議会信託法部会委員
産業構造審議会臨時委員
消費者委員会専門委員
中央教育審議会専門委員
● 平成 30 年度
法制審議会信託法部会委員
産業構造審議会臨時委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会会員
日本私法学会理事
日独法学会会員
日本フンボルト協会理事
International Academy of Comparative Law 会員
Editorial Advisory Board, Journal of European Tort Law (JETL)
Fellow of the European Law Institute (ELI)
Österreichische Akademie der Wissenschaft 外国会員
● 平成 30 年度
日本私法学会会員
日本私法学会理事
日独法学会会員
日本フンボルト協会理事
International Academy of Comparative Law 会員
Editorial Advisory Board, Journal of European Tort Law (JETL)

Fellow of the European Law Institute (ELI)
Österreichische Akademie der Wissenschaft 外国会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

「法体系における私法の役割」に関する研究の成果をまとめた一連の書物を完成させることが今後の課題である。また、民法全体の教科書についても順次準備を進めており、民法改正を踏まえた全面改訂を行うほか、事務管理・不当利得・不法行為法の教科書を公表することを目標としている。

横山　美夏　YOKOYAMA Mika　教　授　フランス法 民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

所有に関わる諸問題について、フランス法と比較に基づいた研究を行っている。具体的には、まず、財の法に関わる理論的な問題として、財と主体との関係、財の性質がその法的規律にどのような影響を及ぼしうるか、財のまとまりとしての patrimoine 概念の効用などについて、フランス法との比較研究および、日本法への応用可能性を検討する論文公表や、学会報告等を行っている。また、最近は、財の利用と保全との調整に関連して、現在の利害関係者間の利害調整のみならず、将来世代の利益を視野に入れた利害調整の可能性について、研究を始めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 24 年 4 月～29 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・（共著）(Dir.) Mastapha MEKKI, L'avenir du Notariat, LexisNexis, 2016, pp.281-286.
・（共著）*Droit du Japon*, Bibliothèque de l'Association Henri Capitant, LGDJ, 2016, pp.63-69

● 平成 30 年度
・（共著）山元一・横山美夏・高山佳奈子編著『グローバル化と法の変容』（日本評論社），125 頁-137 頁

② 論文

● 平成 26 年度
・「契約の解除」法律時報（日本評論社）86 巻 12 号 30 頁-35 頁
・「区分所有法 59 条による所有権の剥奪」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務・2014）688 頁−711 頁

● 平成 27 年度
・「グローバル化と法の変容 ： グローバル化による法学研究の変容と学問共同体の課題(8)グローバル化時代の市民生活と民法学」法律時報（日本評論社）88 巻 7 号 78 頁-83 頁

● 平成 28 年度
・「物概念の現代的課題」民事法学（韓国民事法学会）77 号 349 頁=360 頁

● 平成 29 年度
・「公益法人制度の意義 ： フランス法との比較法的考察」NBL（商事法務）1104 号 6 頁-12 頁
・「学校のいじめ」浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会 編『早稲田民法学の現在 ： 浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集』（成文堂・2017）25 頁-48 頁
・ Droit d'accès à la terre commune, dit « Iriaiken » au Japon, in Mélange en l'honneur de François Collart Dutilleul, Dalloz, 2017, pp. 699-706.

● 平成 30 年度
・「NHK 放送受信契約の締結をめぐる諸問題 ： 最大判平成 29 年 12 月 6 日の検討」ジュリスト（有斐閣）1519 号 39-44 頁
・「契約締結過程における情報提供義務」安永正昭・鎌田薫・能見善久監修『債権法改正と民法学 II 債権総論・契約（1）』（商事法務・2018）377-408 頁
・「所有権の比較法的考察−フランス法の所有（propriété）概念」法律時報 91 巻 2 号 63-67 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・座談会 ：「グローバル化による法の変容」法律時報 86 巻 11 号（日本評論社）76 頁-89 頁

● 平成 28 年度
・解説：「義務違反行為の停止（1）（東京地立川支判平 22・5・13）」鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』122 頁−123 頁
・解説：「義務違反行為の停止（2）（東京地判平 17・6・23）」鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』122 頁−123 頁 124 頁-125 頁
・座談会「不動産登記制度の 10 年とこれから」ジュリスト（有斐閣）1502 号 14 頁-33 頁
● 平成 29 年度
・解説「相続人に対する遺贈と民法 1034 条の目的の価額」別冊ジュリスト（有斐閣）239 号民法判例百選 III 親族・相続 194-195 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 29 年度
・（学会シンポジウム報告）「公益法人制度の意義 ： フランス法との比較法的考察」（日本私法学会シンポジウム報告〔10 月 8 日・関西学院大学〕
● 平成 30 年度
・（学会シンポジウム報告）「所有権の比較法的考察−フランス法の所有（propriété）概念」（第 11 回基礎法学総合シンポジウム報告〔7 月 21 日・日本学術会議講堂〕
・（学会シンポジウム報告）「財産法からみた夫婦財産をめぐる理論的課題」（日本家族＜社会と法＞学会シンポジウム報告〔11 月 10 日・金沢大学〕

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化−」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成−健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して（研究代表者　佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者　山元一教授）に研究分担者として参加
● 平成 27 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化−」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成−健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して（研究代表者　佐久間毅教授）研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者　山元一教授）に研究分担者として参加
・（国際研究集会）“ La formation du contrat, Réforme de Droit des Oblogations” （アンリカピタン協会日仏韓債務法改正コロークで報告〔8 月 28 日・ソウル大学〕）
● 平成 28 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「変容する現代所有概念の再構築-所有概念の多元的モデル化−」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成−健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して（研究代表者　佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者　山元一教授）に研究分担者として参加
・（国際研究集会）「物概念の現代的課題」（東アジア国際民法シンポジウム報告〔10 月 15 日・福建師範大学〕
● 平成 29 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「私法の基本原理と信託の法理−その相互作用」（研究代表者　佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者　山元一教授）に研究分担者として参加
● 平成 30 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「持続可能な社会の『所有』モデル-財の利用

と保全に関する共時的・通時的な利害調整-」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者　潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「私法の基本原理と信託の法理−その相互作用」（研究代表者　佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国際研究集会）「総括コメント報告」（日仏担保法コロック報告〔3 月 10 日・大阪大学〕

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・フランス法 A（前期 2 単位）：フランス契約法改正と判例について検討を行った。
・フランス法 B（後期 2 単位）：フランス担保法の検討を行った。
・フランス法研究（通年 4 単位）：フランスにおける最近の論文の検討を通じて日本法との比較検討を行った。
・フランス法概論（前期 1 単位）:フランス法のしくみおよび研究方法に関する授業を行った。
（法曹養成専攻）
・フランス法（前期 2 単位）：フランス法の歴史および現代的課題について検討を行った。
・財産法の基礎 1（前期 2 単位）：物権法に関する基本的学説・判例を扱った。
・民法総合 3（前期 2 単位）：金融・担保の分野に関して、事例問題を素材として、双方向形式による授業を行った。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・フランス法 A（前期 2 単位）:フランス所有権法の検討を行った。
・フランス法 B（後期 2 単位）:フランス担保法の検討を行った。
・フランス法研究（通年 4 単位）:フランスにおける最近の論文の検討を通じて日本法との比較検討を行った。
・フランス法概論（前期 1 単位）:フランス法のしくみおよび研究方法に関する授業を行った。
（法曹養成専攻）
・フランス法（前期 2 単位）：フランス法の歴史および現代的課題について検討を行った。
・民法総合 3（前期 2 単位）：：金融・担保の分野に関して、事例問題を素材として、双方向形式による授業を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・民法演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。
● 平成 30 年度
・フランス法（後期 2 単位）：フランス法の歴史およびその基本構造に関する授業を行った。
・民法演習（前期 2 単位、後期 2 単位）：財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・法学入門（2）（後期 2 単位）：外国法に関する授業を 2 回にわたって行った。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
京都府男女参画審議会委員
経済産業省産業構造審議会委員
舞鶴市男女共同参画審議会委員（会長）
京都弁護士会懲戒委員会委員
● 平成 30 年度
京都都府男女参画審議会委員
経済産業省産業構造審議会委員
舞鶴市男女共同参画審議会委員（会長）
京都弁護士会懲戒委員会委員
国土交通省社会資本整備審議会産業分科会不動産部会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

- 平成 29 年度
  日本私法学会（監事）
  日本比較法学会（理事）
  日仏法学会（理事）
- 平成 30 年度
  日本私法学会
  日本比較法学会（理事）
  日仏法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

所有に関する研究を引き続き継続し、順次研究成果を公表する。グローバル化の影響についても具体的な課題を設定して研究を進める。

吉政　知広　YOSHIMASA Tomohiro　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

財産法の中でも、主に契約法に関する諸問題に関心をもって研究を進めている。契約法は、市場における財の交換を支える最も基本的な法技術であるが、洗練された当事者によって契約のドラフティングが行なわれる取引（事業者間契約）と、そのようなことをおよそ期待できない消費者との取引（消費者契約）への分化、さらには、国際レベルで形成されるルールの国内法への浸透など、多層化、分散化というべき様相を呈している。こうした動向を把握するための法学的な理論枠組みはどのようなものであるべきかという問題関心をもって研究に取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

- 平成 26 年度
  - 『事情変更法理と契約規範』（有斐閣、2014 年）（単著）
- 平成 29 年度
  - 大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017 年）（共著）（第 2 章第 6 節「解除」・第 7 節「危険負担」・第 15 節「契約の成立」（135 - 166 頁・362-372 頁）執筆）
- 平成 30 年度
  - 山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018 年）（共著）（1 条 2 項「信義誠実の原則」（131 - 180 頁）執筆）

② 論文

- 平成 26 年度
  - 「契約の改訂と仲裁」名古屋大学法政論集 254 号 433-457 頁（2014 年）
- 平成 27 年度
  - 「被害者の意思的な関与による不法行為規範の変容――契約における不法行為責任に関する規律、被害者の同意、危険の引受け」現代不法行為法研究会編『不法行為法の立法的課題』別冊 NBL 155 号（2015 年）59-70 頁
- 平成 28 年度
  - 「FRAND 宣言のされた特許権の侵害を理由とする損害賠償請求――交渉促進規範の観点からの検証」名古屋大学法政論集 270 号 249-260 頁（2017 年）
  - ”Primary Purpose of Civil Procedure - A Perspective from the Japanese Civil Code”, in: Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.), Realization of Substantive Law through Legal Proceedings, Mohr Siebeck, 2017, pp. 25-32.
- 平成 29 年度
  - ”Preventive Measures in Contract Law – Recent Debate over “Duty to Mitigate” in Japan”, in: Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.), Preventive Instruments of Social Governance, Mohr Siebeck, 2017, pp. 43-50.
  - 「ウィーン売買条約（CISG）における証明責任の規律をめぐって――グローバル市場における契約の規制と制御」社会科学研究 69 巻 1 号 73-89 頁（2018 年）

● 平成 30 年度
・「事情変更の法理」安永正昭＝鎌田薫＝能見善久監修『債権法改正と民法学 II 債権総論・契約（1)』（商事法務、2018 年）449-471 頁
・”The Reform of Japanese Contract Law and the Principle of Self-responsibility”, in: Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatautonomie in Japan und Deutschland, Zeistschrift für Japanisches Recht Sonderheft 14 (2019), pp. 27-39.

③ その他

● 平成 26 年度
・「事情変更の原則」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 2 版〕』（商事法務、2014 年）15-19 頁
・「安全配慮義務違反」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 2 版〕』（商事法務、2014 年）30-35 頁
・「書評：松井和彦『契約の危殆化と債務不履行』（民法学のあゆみ）」法律時報 86 巻 5 号 149-153 頁（2014 年）
● 平成 27 年度
・「公務員に対する国の安全配慮義務（最判昭和 50 年 2 月 25 日）」中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選 II 債権〔第 7 版〕』（有斐閣、2015 年）6-7 頁
・「不特定物の売買と瑕疵担保（最判昭和 36 年 12 月 15 日）」中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選 II 債権〔第 7 版〕』（有斐閣、2015 年）108-109 頁
● 平成 28 年度
・「書評：山城一真『契約締結過程における正当な信頼』（民法学のあゆみ）」法律時報 88 巻 5 号 125-129 頁（2016 年）
● 平成 29 年度
・「事情変更の原則」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 3 版〕』（商事法務、2017 年）15-19 頁
・「安全配慮義務違反」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 3 版〕』（商事法務、2017 年）30-35 頁
● 平成 30 年度
・「賃貸借・使用貸借（2）――契約の効力・転貸借・敷金」潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解 改正民法』（商事法務、2018 年）469-483 頁
・「事情変更の原則」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 4 版〕』（商事法務、2018 年）11-15 頁
・「サブリースと賃料増減額請求権」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 4 版〕』（商事法務、2018 年）111-117 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・「信義則をめぐる近時の議論動向とその意義」（司法研修所教官セミナー、2014 年 10 月、司法研修所）
● 平成 27 年度
・”Primary Purpose of Civil Procedure - A Perspective from Japanese Civil Code”（フライブルク大学＝名古屋大学共同シンポジウム、2015 年 9 月、名古屋大学）
・「解除・危険負担」（名古屋民事実務研究会、2015 年 10 月、名古屋地方裁判所）
● 平成 28 年度
・”Comment on Prof. Mathias Siems, The Curious Case of Overfitting Legal Transplants”（京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業研究会（法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題）研究会、2016 年 7 月、京都大学）
・”Preventive Measures in Contract Law – Recent Debate over “Duty to Mitigate” in Japan”（FRIAS IAR Nagoya Research Project ”Social Governance by Law” Symposium in Freiburg、2016 年 9 月、フライブルク大学）
・「売買・賃貸借」（名古屋民事実務研究会、2016 年 12 月、名古屋地方裁判所）
● 平成 29 年度
・”The Reform of the Law on Remedies for Breach of Contract in Japan”（フライブルク大学＝名古屋大学共同シンポジウム”Reactive Instruments of Social Governance”、2017 年 9 月、名古屋大学）
・「『日本的取引慣行』の実態と変容・コメント」（日本私法学会第 81 回大会シンポジウム、2017 年 10 月、関西学院大学）
・”The Reform of the Japanese Contract Law: From the Perspective of Self-responsibility”（京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所 二国間交流事業（法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題）国際ワークショップ、2018 年 1 月、京都大学）
・”Outline of the Japanese Consumer Contract Law”（立命館大学法科大学院京都セミナー、2018 年 2 月、立命館大学朱雀キャンパス）
● 平成 30 年度
・「傷害保険契約、損害保険契約における偶然性の主張・立証責任をめぐって――契約の履行請求に関する要件事実論からの視点」（民法からみる生命保険研究会、2018 年 6 月、日本生命本店）

・“Comment on Antonios Karaiskos, Die Haftung von Online-Plattformen in Japan“ (Ruhr-Universität Bochum Japan Science Days 2018 „Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society 5.0 (Shaping the Law for a Society 5.0)、2018 年 7 月、ボーフム大学）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・現代不法行為法研究会
・科学研究費・基盤（A）「知的財産法と競争法分野における国際的な統合と分散化を調整するフレームワークの構築」（研究代表者・鈴木將文）（～平成 27 年度）

● 平成 28 年度
・科学研究費・基盤（B）「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」（研究代表者・原田大樹）（～平成 30 年度）

● 平成 29 年度
・科学研究費・基盤（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者・潮見佳男）（～平成 34 年度（予定））

● 平成 30 年度
・「会社・株主間契約の実務と理論」研究会（田中亘・石綿学代表）
・科学研究費・基盤（B）「消費者信用法制の新段階の検証――法規制の態様・存在形式・内容の総合的検討の試み」（研究代表者・丸山絵美子）（～平成 34 年度（予定））

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・民法 5A（前期 2 単位）：契約法に関する英語文献（Gregory Klass et al. eds., Philosophical Foundations of Contract Law）の購読を行なった。
・民法 5B（後期 2 単位）：契約法に関する英語文献の購読を行なった。
（法曹養成専攻）
・民法総合 1（前期 2 単位）：契約法に関する主要な問題を扱う講義である。詳細な事例問題を受講者と共に検討した。
（公共政策大学院）
・私法秩序論（前期 2 単位）：財産法を中心に民法の規律の全体像を概観した上で、近時の重要な問題について受講者全員で検討を行なった。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・民法 4A（前期 2 単位）：契約法に関する英語文献の購読を行なった。
・民法 4B（後期 2 単位）：契約法に関する英語文献の購読を行なった。
（法曹養成専攻）
・民法総合 1（前期 2 単位・2 クラス）：契約法に関する主要な問題を扱う講義である。2017 年の民法（債権法）改正を踏まえて、詳細な事例問題を受講者と共に検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・民法第 4 部（後期 4 単位）：講学上、債権各論と称される領域について、判例・学説の状況、および、2017 年の民法（債権法）改正の内容を整理、分析する講義を行なった。

● 平成 30 年度
・民法第 4 部（後期 4 単位）：講学上、債権各論と称される領域について、判例・学説の状況、および、2017 年の民法（債権法）改正の内容を整理、分析する講義を行なった。
・民法演習（通年 4 単位）：2017 年の民法（債権法）改正の主要な論点について、受講者の報告、議論を通じて検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
なし

● 平成 30 年度
宇治市情報公開審査会委員
平成30年司法試験考査委員（民法）
京都市消費生活審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会
● 平成 30 年度
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後、契約法の多層化、分散化というべき現象に法学がどのように対応するべきかという観点から、事業者間契約の分析（契約内容確定論など）、消費者契約の分析（消費者ルールの形成過程の分析など）を進めるほか、国際的な取引ルールの分析も深めたいと考えている。さらに、より長期的には、契約法全体を新たな理論枠組みから再検討する書物を著したいという構想をもっている。実現へ向けて力を尽くしたい。

稲谷　龍彦　INATANI Tatsuhiko　准教授　刑事学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究は，近代刑事司法の限界をめぐる二つの問題領域についてのものである。

一つは，巨大化・グローバル化する企業犯罪への適切かつ効果的な対応のあり方についてであり，もう一つは，日々発展・浸透する人工知能の開発・利用をめぐる刑事責任のあり方についてである。

これらの問題領域においては，罪刑法定主義，国家による刑事司法の実現，国家主権の至高性，さらには自由意志を持った自律的な存在たる人間への刑罰による働きかけといった，近代刑事司法の基盤及びその背景をなしてきた思想そのものが揺さぶられつつある。そのため，哲学・経済学・認知科学等の様々な隣接諸科学の成果を取り込んだ学際的アプローチを通じて，近代刑事司法の基礎に遡って根本的に反省しつつ，その枠組みにとらわれない創造的解決を提言できるよう，日々研鑽を重ねている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
（共同執筆者）大沢秀介=大林啓吾編『確認憲法用語』
● 平成 29 年度
（単著）『刑事手続におけるプライバシー保護−熟議による適正手続の実現を目指して』

② 論文

● 平成 27 年度
・「警察における個人情報の取扱い」大沢秀介監修『入門・安全と情報』1 頁（成文堂）
● 平成 28 年度
・「技術の道徳化と刑事法規制」松尾陽編著『アーキテクチャと法』93 頁（弘文堂）
・「英国訴追延期合意制度の背景・概要と日本企業への示唆」旬刊商事法務 2120 号 23 頁（荒井喜美氏と共著）
・「企業犯罪対応の現代的課題—DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト—（一）」法学論叢 180 巻 4 号 40 頁
● 平成 29 年度
・「企業犯罪対応の現代的課題—DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト—（二）」法学論叢 181 巻 3 号 22 頁
・「試論：公共政策としての刑事司法」社会安全・警察学 4 号 99 頁
・「身分秘匿捜査の法的規律について−捜査活動の最適化の観点から」法学論叢 182 巻 1・2・3 号 274 頁
● 平成 30 年度
・「企業犯罪対応の現代的課題−DPA/NPA の近代刑事司法に対するインパクト（三）−（五）・（未完）」法学論叢 183 巻 1 号 1 頁−184 巻 5 号 1 頁

・「企業犯罪に対する刑事手続の対応：アメリカ法における DPA・NPA を中心に」刑事法ジャーナル 58 号 69 頁
・「フランス共和国における検察官の訴追裁量の活用状況について：配偶者等暴力事案を中心に」社会安全・警察学研究 5 号 149 頁

③ その他

● 平成 29 年度
・「刑訴法 316 条の 17 と自己に不利益な供述の強要」『刑事訴訟法判例百選［第 10 版］』
・「GPS 捜査の法的性質」『平成 29 年度重要判例解説』

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・日蘭法学研究集会・研究報告 “The IT Revolution and Criminal Investigation”
● 平成 29 年度
・日本刑法学会関西部会・研究報告「企業犯罪における取引的刑事司法」
・日墺比較法研究会・研究報告 “Three Discriminations and Domestic Violence in Japan”
・情報ネットワーク法学会・研究報告「なじみ社会における刑事法規制のあり方」
・RISTEX・HITE 領域シンポジウム「人と AI が共進化する社会のデザイン–人文・社会科学の自然科学への関与」・鼎談「AI 時代の『責任・主体』を心理学・法学・哲学の観点から検討する」
● 平成 30 年度
・日墺比較法研究会・研究報告 “Legal Regulation on AI”
・ザールランド大学情報技術と法サマースクール・招待講演 “Legal Regulation on AI”
・トウェンテ大学人工知能と倫理ワークショップ・招待講演 “Composite Intentionality & Criminal Law of Human-Machine Interaction”
・第一回共生知能国際シンポジウム・招待講演 “Regulating AI Industry through Prosecution”

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・ハーバード大学 IGLP ドーハ、ハーバード大学 IGLP ケンブリッジ、パリ政治学院法科大学院 SDI、日墺比較法セミナー、Asylum/Prison プロジェクト
● 平成 27 年度
・RISTEX「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による他機関連携の推進」
● 平成 28 年度
・RISTEX「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による他機関連携の推進」
・フランス刑事司法セミナー於京都大学
● 平成 29 年度
・RISTEX「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による他機関連携の推進」
・RISTEX・HITE「自律性の検討を通じたなじみ社会における法的電子人格」
● 平成 30 年度
・RISTEX・HITE「自律性の検討を通じたなじみ社会における法的電子人格」
・JSPS 先導的人文学・社会科学研究推進事業「工学・脳科学をエビデンスとした社会的基盤概念の価値と創生」
・RISTEX・HITE 領域シンポジウム・パネルディスカッション「理性から情動へ〜AI ＆ データ時代，選択を委ねる人間たち」

Ⅱ 教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1 大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・刑事学（法と経済学の基礎的文献についての文献講読）
（法曹養成専攻）
・刑事制度論（最新の実務的問題についての刑事学的分析）
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・刑事学（フーコーの刑罰論に関する基本文献についての文献講読）
（法曹養成専攻）
・刑事制度論（最新の実務的問題についての刑事学的分析）

Ⅱ－2 学 部

● 平成 29 年度
・刑事学（刑事学についての基本的知見の講義）

● 平成 30 年度
・刑事学（刑事学についての基本的知見の講義）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本刑法学会、法と経済学会
● 平成 30 年度
日本刑法学会，法と経済学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

企業犯罪対応の現代的課題については，科学研究費の助成を基に，国内外の実務家及び研究者と密接に協力しながら研究を進め，国内学会報告及び各種論文の公表を通じて成果を発信している。人工知能の開発・利用をめぐる刑事責任の研究については，RISTEX の助成を基にして，国内外の人工知能研究者・ロボット研究者・認知科学者・哲学者・経済学者・法学者・法実務家等と緊密に連携をとりながら，理論的にも実務的にも高いレベルの国際研究プロジェクトを推進しており，その成果について論文の公表及び各種国内外研究集会における報告などの形で発信している。近代刑事司法制度の限界を克服しうる，新たな刑事司法制度のあり方について，これまで以上に学際的なアプローチを用いて，グローバルな観点から検討を進めたいと考えている。

カライスコス アントニオス　KARAISKOS Antonios　准教授　民法、消費者法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

最近取り組んできている主なテーマは、①EU 法との比較法的な検討を通じた、日本における不公正取引方法の規制と私法理論に関する分析、②日本およびヨーロッパにおける広告規制の在り方、③EU におけるオンライン・プラットフォームの規制に関する展開と日本法の在り方、である。

前記のうち、③のテーマは、内閣府消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」のオブサーバーを務め、同調査会でこれに関する報告をしたことを機会により関心が強まったものである。また、②は、従来からの研究をより深め、範囲を拡大したものである。①についても、以前から研究してきているが、平成 30 年度より研究代表者として科学研究費若手研究の助成を受けていることを記しておきたい。

上記に加えて、ギリシャのマンション法の現状およびその起源に関する研究も継続している。また、アジアにおける広告法および消費者法の研究も行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・奈良輝久＝山本浩二＝宮坂英司編『交渉の場としての相続』（青林書院、2014 年）
①セットアップ　前提：準備事項、②相続欠格、廃除（民 891 条・892 条）、③遺留分減殺請求　を担当
● 平成 28 年度
・川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社、2016 年）

①ヨーロッパ契約法――ヨーロッパ共通売買法（CESL）への道、それを超えて、②ドイツ債務法現代化の経験――日本民改正への示唆を得るために　を担当

・中田邦博＝鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』（日本評論社、2016 年）
①クリスタ・トブラー著　リスボン条約と消費者法へのその影響（翻訳）、②ルクセンブルクにおける訪問販売の規制――訪問販売お断りステッカーを中心に、③諸外国における Do-Not-Call 制度と日本法への示唆――電話勧誘拒否登録制度の導入への議論に向けて（薬袋真司弁護士との共著）、④ハンス - W. ミクリッツ著　ヨーロッパにおける集合訴訟（翻訳）、⑤Recent Developments in the Regulation of Unfair Contract Terms in Japan　を担当

・鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』（勁草書房、2017 年）
① 74 教団施設としてのマンションの専有部分の使用と賃貸借契約の解除および専有部分の引渡請求（横浜地裁平成 12 年 9 月 6 日判決）、② 75 騒音・振動等の迷惑行為とマンションの引渡請求・競売申立請求等（東京地裁平成 17 年 9 月 13 日判決）を担当

● 平成 29 年度

・欧州私法研究班『欧州私法の新たなる潮流Ⅱ』（関西大学法学研究所、2018 年）
「消費者市民」概念に関する一考察　を担当

● 平成 30 年度

・道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学（下巻）』近江幸治先生古希記念論文集（成文堂、2019 年）
「事業者」概念と「消費者」概念の境界――ヨーロッパ共通売買法規則提案における中小企業概念を素材として――　を担当

・Maren Heidemann and Joseph Lee (eds.), The Future of the Commercial Contract in Scholarship and Law Reform: European and Comparative Perspectives, Springer, 2018
Civil Code Reform in Japan: Is the New Regulation of Standard Contract Terms a Desirable One?　を担当

・近江幸治＝椿寿夫編著『強行法・任意法の研究』（成文堂、2018 年）
ヨーロッパ契約法における強行法　を担当

② 論文

● 平成 26 年度

・「ルクセンブルクにおける訪問販売の規制――訪問販売お断りステッカーを中心に――」消費者法ニュース 101 号 91-93 頁（2014 年）

・「諸外国における Do-Not-Call 制度と日本法への示唆――電話勧誘拒否登録制度の導入への議論に向けて――」（薬袋真司弁護士との共著）現代消費者法 26 号 80-86 頁（2015 年）

・Recent Developments in the Regulation of Unfair Contract Terms in Japan, Kansai University Review of Law and Politics, no. 36, P.85-P.100 (2015)

● 平成 27 年度

・「ギリシャ区分所有法の概要」マンション学 51 号 166-169 頁（2015 年）
・「アメリカの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 36 号 17-18 頁（2015 年）
・「インドの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 37 号 16-17 頁（2015 年）
・「シンガポール消費者協会（CASE）」消費者法ニュース 105 号 182-184 頁（2015 年）
・「フランス、イタリアの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 41 号 15-17 頁（2015 年）
・「消費者法の今後の発展の行方――イギリスの 2015 年消費者権利法の制定を契機として――」消費者法ニュース 106 号 216-218 頁（2016 年）
・「ノルウェー、デンマークの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 42 号 16-18 頁（2016 年）
・「ベルギー、オランダの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 43 号 16-18 頁（2016 年）
・「アイルランドの Do-Not-Call 制度」ウェブ版国民生活 44 号 18-19 頁（2016 年）
・「ヨーロッパの広告規制⑫　ギリシャ（1）」REPORT JARO 494 号 18-19 頁（2016 年）

・Mobile Telecommunications and Consumer Protection in Japan: Evaluating the Validity of Cancellation Fee Clauses, Kansai University Review of Law and Politics, no. 37, P.1-P.27 (2016)

● 平成 28 年度

・「ヨーロッパの広告規制⑬　ギリシャ（2）」REPORT JARO 495 号 18-19 頁（2016 年）
・「アメリカの Do-Not-Knock 制度」ウェブ版国民生活 46 号 18-19 頁（2016 年）
・「ルクセンブルクの Do-Not-Knock 制度」ウェブ版国民生活 47 号 18-19 頁（2016 年）
・「フランスの新たな Do-Not-Call 制度が始動」ウェブ版国民生活 48 号 19 頁（2016 年）
・「フランスの Do-Not-Call 制度『ブロクテル（Bloctel）』の運用開始」消費者法ニュース 108 号 151-153 頁（2016 年）
・「ギリシャにおける広告規制」現代消費者法 32 号 76-81 頁（2016 年）
・「国家財政と消費者保護」消費者法ニュース 109 号 3 頁（巻頭言）（2016 年）
・「ドイツにおける不招請勧誘規制の在り方」消費者法ニュース 110 号 202-206 頁（2017 年）
・「オーストラリアにおける不当条項規制――規制の概要と小規模事業者への保護の拡張――」（本間亜紀弁護士、伊吹健人弁護士との共著）消費者法ニュース 110 号 151-155 頁（2017 年）

・Regulation of Unrequested Solicitation in Japan: The Way Toward a Do-Not-Call and Do-Not-Knock System?, Kansai University Review of Law and Politics, no. 38, P.21-P.48 (2017)

・「ヨーロッパの広告規制㉔ルクセンブルク（1）」REPORT JARO 506 号 18-19 頁（2017 年）

● 平成 29 年度
・「EU 消費者法におけるエシカル消費の位置づけ」社会科学研究年報 48 号 195-206 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㉕ルクセンブルク（2）」REPORT JARO 507 号 17-18 頁（2017 年）
・「クロアチア消費者保護法と Do-Not-Call 制度」（薬袋真司弁護士との共著）消費者法ニュース 111 号 43-44 頁（2017 年）
・「ニュージーランドにおける不当条項規制」（横藪達広弁護士、森貞涼介弁護士との共著）消費者法ニュース 111 号 209-214 頁（2017 年）
・「ヨーロッパの広告規制㉖ベルギー（1）」REPORT JARO 508 号 18-19 頁（2017 年）
・「ヨーロッパの広告規制㉗ベルギー（2）」REPORT JARO 509 号 18-19 頁（2017 年）
・「カナダにおける訪問勧誘の規制（上）――オンタリオ州とケベック州の規制を中心に――」（薬袋真司弁護士との共著）消費者法ニュース 112 号 149-151 頁（2017 年）
・「ヨーロッパの広告規制㉚アイルランド（1）」REPORT JARO 512 号 18-19 頁（2017 年）
・「カナダにおける訪問勧誘の規制（下）――オンタリオ州とケベック州の規制を中心に――」（薬袋真司弁護士との共著）消費者法ニュース 113 号 79-82 頁（2017 年）
・「ヨーロッパの広告規制㉛アイルランド（2）」REPORT JARO 513 号 18-19 頁（2017 年）
・Consumer Disputes and Consumer Dispute Resolution in Japan, Malaysian Journal of Law and Society, vol. 21, P.1-P.14 (2018)
・「フランスの電話勧誘拒否登録制度――実施状況の評価を中心に――」消費者法ニュース 114 号 85-89 頁（2018 年）
● 平成 30 年度
・「成年後見制度と意思決定サポートシステム（5）高齢者の消費生活の安全と法的支援」判時 2392 号 136-143 頁（2019 年）
・「法学の視点から見た消費者市民社会」消費者法ニュース 115 号 55-58 頁（2018 年）
・「裁判例からみるインフォームド・コンセントの現状」法律のひろば 71 巻 4 号 15-21 頁（2018 年）
・「日本の消費者（法）の特徴とあるべき姿――EU との比較から考えられること」消費者教育研究 191 号 7-9 頁（2018 年）
・「ギリシャのマンション法」（鎌野邦樹教授との共著）マンション管理センター通信 396 号 20-23 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊽　ヨーロッパ広告基準連合（2）」REPORT JARO 530 号 18-19 頁（2019 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊼　ヨーロッパ広告基準連合（1）」REPORT JARO 529 号 18-19 頁（2019 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊻　デンマーク（2）」REPORT JARO 528 号 18-19 頁（2019 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊺　デンマーク（1）」REPORT JARO 527 号 18-19 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊹　キプロス（2）」REPORT JARO 526 号 18-19 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊸　キプロス（1）」REPORT JARO 525 号 18-19 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊷　マルタ（2）」REPORT JARO 524 号 18-19 頁（2018 年）
・「ヨーロッパの広告規制㊶　マルタ（1）」REPORT JARO 523 号 18-19 頁（2018 年）

③ その他

● 平成 26 年度
・「被相続人と相続人でない者との死後委任契約（高松高判平成 22・8・30）」金融・商事判例 1436 号 124-127 頁（2014 年）
・ユルゲン・バーゼドー著「ヨーロッパ契約法――ヨーロッパ共通売買法（CESL）への道、それを超えて――」（翻訳）民商法雑誌 151 巻 1 号 1-43 頁（2014 年）
・ドイツ債務法現代化の経験（1）――日本民法改正への示唆を得るために――関西大学法学論集 64 巻 5 号 381-451 頁（資料、分担執筆：383-423 頁を担当）（2015 年）
・ドイツ債務法現代化の経験（2）――日本民法改正への示唆を得るために――関西大学法学論集 64 巻 6 号 258-317 頁（資料、分担執筆：264-304 頁を担当）（2015 年）
● 平成 27 年度
・クリスタ・トブラー著「リスボン条約と消費者法へのその影響」（翻訳）関西大学法学論集 65 巻 2 号 150-164 頁（2015 年）
・「早稲田大学との合同ゼミを終えて」（資料）関西大学法学會誌 60 号 46-49 頁（2015 年）
● 平成 28 年度
・「後見開始決定取消しの審判から 2 ヵ月経過していない女性高齢者に対する投資信託や EB 債等の勧誘・販売に関する、適合性原則違反、説明義務違反等による不法行為の成立(積極)（大阪高判平成 25・2・22）」金融・商事判例 1511 号 76-79 頁（2017 年）
・「仕組債の勧誘・販売における適合性の原則違反・説明義務違反（消極）（広島高判平成 23・11・25）」金融・商事判例 1511 号 84-87 頁（2017 年）
・「イギリスの 2015 年消費者権利法――デジタル・コンテンツ関連部分の概説と翻訳」（翻訳）消費者法研究創刊第 1 号 107-123 頁（2016 年）
・「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」（寺川永教授、馬場圭太教授との共訳）関西大学法学論集 66 巻 2 号 197-226 頁（2016 年）
・「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」（寺川永教授、馬場圭太教授との共訳）関西大学法学論集 66 巻 3 号 314-334 頁（2016 年）

・ユルゲン・バーゼドー著「イギリスの EU 離脱（Brexit）と私法・経済法」（翻訳）法学セミナー743 号 6-9 頁（2016 年）

● 平成 29 年度

・「2005 年 5 月 11 日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令（2005/29/EC）」（中田邦博教授との共訳）社会科学研究年報 47 号 195-206 頁（2017 年）

・ルス・M.マルティネス・ヴェレンコソ著「平準化されたヨーロッパ私法およびアキ・コミュノテールの EU 加盟国法へのインパクト――大陸法とコモン・ローの調和――」（翻訳）ノモス 40 号 33-67 頁（2017 年）

・ルス・M.マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㉟スペイン(1)」（翻訳）REPORT JARO 517 号 18-19 頁（2018 年）

・ルス・M.マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㊱スペイン(2)」（翻訳）REPORT JARO 518 号 18-19 頁（2018 年）

● 平成 30 年度

・ルス M.マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㊲　スペイン(3)」（翻訳）REPORT JARO 519 号 18-19 頁（2018 年）

・「外国人からみた日本の暮らし」ウェブ版国民生活 69 号 1-3 頁（2018 年）

・カトリーヌ・ピシェ著「ケベックにおけるクラス・アクション――ユニークな手続のハイライト――」（翻訳）同志社法学 401 号 295-316 頁（2018 年）

・マティアス・M・ジームス著「法の移植の過剰適合という現象」（翻訳）民商法雑誌 154 巻 2 号 225-246 頁（2018 年）

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・日本弁護士連合会主催のシンポジウムでの基調講演「Do-Not-Call 制度の世界的広がり　～諸外国の制度の紹介」（2015 年 2 月 7 日）

● 平成 27 年度

・日本マンション学会 2015 年広島大会 5 分科会での報告「ギリシャ区分所有法の概要」（広島工業大学、2015 年 4 月 26 日）

・消費者支援機構福岡第 6 回（2015 年度）定時総会での記念講演「諸外国の消費者団体の活動や役割」（2015 年 6 月 27 日）

・近畿弁護士会連合会消費者保護委員会夏期研修会での講演「アメリカにおける勧誘拒否制度と司法判断～Do-Not-Knock 制度を中心に」（2015 年 8 月 29 日）

・消費者支援機構関西（KC's）10 周年記念シンポジウムでの講演「消費者被害拡大防止と回復 : 海外の制度・団体について」（2015 年 12 月 5 日）

● 平成 28 年度

・日本ギリシャ協会の 2016 年総会での講演「ギリシャ憲法の過去、現在そして未来」（2016 年 6 月 17 日）

・兵庫県弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における不招請勧誘規制の現状と成果」（2016 年 8 月 21 日）

・京都弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における訪問勧誘・電話勧誘による消費者被害の予防制度」（2017 年 3 月 18 日）

● 平成 29 年度

・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）西日本支部主催のつどいでの講演「よくわかる、消費者市民社会の仕組み　～先進国ヨーロッパを中心に～」（2017 年 6 月 18 日）

・日本弁護士連合会・奈良弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における訪問勧誘・電話勧誘による消費者被害の予防制度」（2017 年 10 月 14 日）適格消費者団体

・NPO 法人ひょうご消費者ネット主催のシンポジウムでの講演「迷惑勧誘防止に関する法律の現状と今後について」（2017 年 11 月 18 日）

・日本弁護士連合会主催のシンポジウムでの講演「法学の視点からみた消費者市民社会」（2017 年 12 月 14 日）

● 平成 30 年度

・消費者庁・京都市・京都府主催の「エシカル・ラボ in 京都」で対談「DO YOU ETHICAL? 京都からの発信」のコーディネーター（2019 年 3 月 9 日）

・NACS（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）西日本支部主催「第 13 回 自主研究会発表大会」講評者（2019 年 2 月 23 日）

・日本消費者教育学会・独立行政法人国民生活センター主催（消費者庁、文部科学省後援）の「消費者教育学生セミナー」での講義「ここが特異だよ、日本の消費者～海外比較から～」（2018 年 9 月 6 日）

・内閣府消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」での報告「EU 消費者法における民事・行政・刑事的執行の位置づけおよびフランス消費者法におけるその連携」（2018 年 5 月 24 日）

・消費者庁主催「消費者月間シンポジウム」でパネルディスカッション「SDGs の達成に向けた消費者政策のあり方とステークホルダーの役割」のコーディネーター（2018 年 5 月 28 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成 26 年度
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（B）「EU 法の展開と消費者法の再構築」（研究代表者：鹿野菜穂子）
- 平成 27 年度
  - ・科学研究費補助金・若手研究（B）「『事業者』概念からみた『消費者』概念の再定義」（研究代表者：カライスコス　アントニオス）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（B）「EU 法の展開と消費者法の再構築」（研究代表者：鹿野菜穂子）
  - ・関西大学法学研究所の第 65 回総合研究会（関西大学、2015 年 7 月 25 日）での、欧州私法研究班の研究員としての報告「Do-Not-Call 制度の世界的広がり～諸外国の制度の紹介～」
  - ・European Law Institute (ELI) の年次総会（オーストリア・ウィーン、2015 年 9 月 7 日-9 日）への参加
- 平成 28 年度
  - ・科学研究費補助金・若手研究（B）「『事業者』概念からみた『消費者』概念の再定義」（研究代表者：カライスコス　アントニオス）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（B）「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利――消費者法の体系化へ向けて」（研究代表者：鹿野菜穂子）
  - ・European Law Institute (ELI) の年次総会（イタリア・フェラーラ大学、2016 年 9 月 7 日-9 日）への参加
  - ・ウィーン大学・京都大学共同セミナー “Gleichbehandlung – Grundfragen und Anwendungsprobleme”（オーストリア・ウィーン大学、2016 年 9 月 12 日-14 日）への参加
  - ・マレーシア国立大学で開催された研究会での報告“Current Development of the Japanese Consumer Law”（2017 年 2 月 15 日）および同大学での講演 “Consumer Disputes & Consumer Dispute Resolution in Japan”（同月 16 日）
  - ・学術セミナー「民法典編纂――日中の視角」（中国・山東大学、2017 年 3 月 27 日）での報告「日本における民法改正と約款規制」
  - ・DAAD 東アジア法律家会議（立命館大学、2017 年 3 月 24 日-26 日）での、韓国および台湾からの参加者の報告に対するコメント
- 平成 29 年度
  - ・科学研究費補助金・若手研究（B）「『事業者』概念からみた『消費者』概念の再定義」（研究代表者：カライスコス　アントニオス）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（B）「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利――消費者法の体系化へ向けて」（研究代表者：鹿野菜穂子）
  - ・タイ国立タマサート大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動（2017 年 8 月 23 日-9 月 20 日）
  - ・ヨーロッパ消費者法研究会主催の講演会「事業者間における約款規制」（2017 年 10 月 23 日）での、マテオ・フォルナゼーア氏（マックス・プランク外国私法・国際私法研究所主任研究員）の講演に対するコメント
  - ・ヨーロッパ私法・消費者法研究会主催の講演会「ドイツにおける消費者紛争解決」（2017 年 11 月 2 日）での、ペーター・ゴットバルト氏（レーゲンスブルク大学名誉教授）の講演に対するコメント
  - ・国際シンポジウム「債権法改正と中国民法総則制定」（早稲田大学、2018 年 2 月 23 日）での、パネリストとしての登壇
- 平成 30 年度
  - ・科学研究費補助金・若手研究（B）「不公正な取引方法の規制と私法理論」（研究代表者：カライスコス　アントニオス）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）
  - ・科学研究費補助金・基盤研究（B）「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利――消費者法の体系化へ向けて」（研究代表者：鹿野菜穂子）
  - ・タイ国立タマサート大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動（2018 年 9 月 8 日-9 月 27 日）
  - ・イタリア私立スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動（2019 年 3 月 10 日-4 月 3 日）
  - ・国際シンポジウム「消費者保護法の比較法的検討―キプロス、アメリカ合衆国、日本」（キプロス・ヨーロッパ大学、2019 年 3 月 28 日）での講演「日本の消費者法」
  - ・特別セミナー「日本と EU におけるオンライン・プラットフォームの規制――議論と展開」（イタリア、スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学、2019 年 3 月 21 日）講師
  - ・学術セミナー「AI in the Financial Markets: Innovation, Law, and New Ecosystems」（イギリス・エクセター大学、2018 年 11 月 9 日）での報告「AI and FinTech in Japanese Law」
  - ・国際シンポジウム「Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society 5.0」（2018 年 7 月 6 日）での報告「Die Haftung von Online-Plattformen in Japan」
  - ・ヨーロッパ契約法・消費者法研究会主催の講演会「Anti-Discrimination Law and Private Law From a Transnational Perspective」（2017 年 11 月 2 日）での、イザベル・ロリヴェ氏（ベルギー自由大学教授）の講演に対するコメント

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法曹養成専攻）
・Introduction to European Private Law（後期 2 単位）：EU 法の基礎知識についての双方向の講義を行った上で、EU 私法の平準化に関するテーマにつき学生による報告を基に検討した。

● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・Introduction to European Private Law（後期 2 単位）：EU 法の基礎知識についての双方向の講義を行った上で、EU 私法の平準化に関するテーマにつき学生による報告を基に検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 30 年度
・Introduction to European Law-E2（前期 2 単位）：EU 法、EU における法の平準化および比較法ついて双方向の講義を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・Law and Culture in Japan-E2（前期 2 単位）：日本法と、これにみることのできる文化的側面について双方向の講義を行った。
・ILAS Seminar-E2: Contracts and Law in Modern Society（前期 2 単位）：日本と EU における契約法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの契約法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・Jurisprudence-E2（後期 2 単位）：憲法、刑事訴訟法、刑法、民法、民事訴訟法および会社法の基礎知識について双方向の講義を行った。
・ILAS Seminar-E2: Consumer Society and Law（後期 2 単位）：日本と EU における消費者法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの消費者法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。

● 平成 30 年度
・Law and Culture in Japan-E2（前期 2 単位）：日本法と、これにみることのできる文化的側面について双方向の講義を行った。
・ILAS Seminar-E2: Contracts and Law in Modern Society（前期 2 単位）：日本と EU における契約法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの契約法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・Jurisprudence-E2（後期 2 単位）：憲法、刑事訴訟法、刑法、民法、民事訴訟法および会社法の基礎知識について双方向の講義を行った。
・ILAS Seminar-E2: Consumer Society and Law（後期 2 単位）：日本と EU における消費者法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの消費者法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
・関西大学法学部非常勤講師（通年「専門演習Ⅱ」（4 単位）担当）：民法の重要判例や重要論点等についてより深く解説し、学生による報告を基に検討した。
・関西大学政策創造学部非常勤講師（前期「国際公共政策」（2 単位）担当）：EU 法の基礎知識について講義し、学生による報告を基に検討した。

● 平成 30 年度
・関西大学政策創造学部非常勤講師（前期「国際公共政策」（2 単位）担当）：EU 法の基礎知識について講義し、学生による報告を基に検討した。

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 30 年度
・内閣府消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」オブサーバー

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会会員、日本消費者法学会会員、日本公証法学会会員、European Law Institute 会員

● 平成 30 年度
日本私法学会会員、日本消費者法学会会員、日本公証法学会会員、European Law Institute 会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ここ数年間、ヨーロッパにおける消費者概念、事業者概念や不公正取引方法の規制について様々な側面から研究を進めているが、後者についてまとめの作業を完了して公表することを予定している。また、ヨーロッパとの比較法的な観点から研究を試みてきたアジアにおける消費者法について、より詳細に分析を行うことを目指している。研究を通じて得た成果については、従来と同じように、日本語および外国語での論文の執筆、および国内外での報告等を通じて積極的に発信していきたい。

木村　敦子　KIMURA Atsuko　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

実親子関係の成否に関する制度、養子制度、親権について、親子法・家族制度の意義の再検討もふまえながら、ドイツ法を比較対象とした研究を行っている。

また、相続法分野について個別具体的な問題の検討・分析を行うとともに、より幅広く信託などもふまえた家族間における財産承継のあり方に着目した研究に取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 26 年度

・「法律上の親子関係の構成原理――ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして――（六）」法学論叢 176 巻 4 号（2015 年）1 - 20 頁

● 平成 27 年度

・「任意認知者による認知無効」法律時報 87 巻 11 号（2015 年）71 - 78 頁

・「婚外子相続分違憲決定に関する一考察」水野紀子編『相続法の立法的課題』（有斐閣・2016 年）81 - 113 頁

・「法律上の親子関係の構成原理――ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして――（七）」法学論叢 178 巻 6 号（2016 年）1－34 頁

● 平成 28 年度

・「親子関係不存在確認訴訟」法学教室 429 号（2016 年）21－27 頁

・「法律上の親子関係の構成原理――ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして――（八）」

・法学論叢 180 巻 4 号（2016 年）1－39 頁

・「再婚禁止期間と嫡出推定に関する解釈論・立法論的検討」法学論叢 180 巻 5＝6 号（2017 年）543 - 600　頁

● 平成 29 年度

・「『推定の及ばない子』に関する検討――平成 26 年判決が残した課題を中心として」道垣内弘人＝松原正明『家事法の理論・実務・判例 1』（勁草書房・2017 年）47－87 頁

・「法律上の親子関係の構成原理――ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして――（九）」

・法学論叢 181 巻 6 号（2017 年）1－18 頁

● 平成 30 年度

・「親子関係と公的介入」法律時報 90 巻 11 号（2018 年）24－30 頁

・“Privatautonomie aus der Sicht des Erbrechts”, ZJapanR (Sonderheft), 14, 49-70

・「法律上の親子関係の構成原理――ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして――（十）」法学論叢 184 巻 6 号（2019 年）1－24 頁

③ その他

● 平成 26 年度

・「法律上の父子関係と DNA 鑑定に関する一考察：子の福祉の観点から：DNA 鑑定で血縁関係がないと判明した場合、法律上の父子関係を無効にできるかどうかが争われた事案［最高裁第一小法廷平成 26.7.17 判決］」法律のひろば 67 巻 12 号（2014 年）62 - 68 頁

・「推定の及ばない嫡出子の範囲」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』（別冊ジュリスト 225 号）56-57 頁

・「虚偽の嫡出子出生届等と認知の効力」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』（別冊ジュリスト 225 号）60-61 頁
・「生物学上の父子関係の不存在が科学的証拠により明らかであるときの民法 772 条の推定（最判平成 26・7・1）」法学教室 314 号（別冊付録判例セレクト）20 頁

● 平成 27 年度
・「嫡出推定」棚村政行＝水野紀子＝潮見佳男編『Law PracticeⅢ　親族・相続法編』（商事法務・2015 年）106 - 113 頁
・「親としての配慮・保佐・後見（七）――ドイツ家族法注解」民商法雑誌 152 巻 6 号（2015 年）84 - 115 頁

● 平成 28 年度
・松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール　相続』（日本評論社・2016 年）「900－905 条」54-107 頁

● 平成 29 年度
・「再婚禁止期間に関する民法 733 条の憲法適合性」平成 28 年度重要判例解説（ジュリスト 1505 号）86 - 88 頁
・「推定の及ばない嫡出子の範囲」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 2 版〕』（別冊ジュリスト 239 号）58 - 59 頁
・「虚偽の嫡出子出生届等と認知の効力」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 2 版〕』（別冊ジュリスト 239 号）62 - 63 頁

⑵ 学会報告・講演等

● 平成 27 年度
・平成 24 年度 - 平成 27 年度科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」最終シンポジウム（2016 年 2 月 23 日、於：京都大学法学部）家族の変容と家族モデルの再検討――家族関係における財の移転を検討する手がかりとして」
・京都大学大学院教育学研究科教育実践コラボレーションセンター・公開シンポジウム「新しい家族のかたちを考える――家族を問い直す子どもたち――」（2016 年 3 月 27 日、於：京都大学）：「新しい家族のかたちを考える――家族を問い直す子どもたち――（法学の観点から）」

● 平成 28 年度
・京都大学人権に関する研修会（2017 年 12 月 2 日、於：京都大学）「個人の尊厳・平等と家族法――近時の最高裁判例を素材として――」

● 平成 29 年度
・京都家庭裁判所自庁研修において講演（2018 年 7 月 12 日、於：京都家庭裁判所）：「親権、面会交流に関する比較法的検討」
・京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」ワークショップにおいて報告（2018 年 1 月 29 日・39 日、於：京都大学）「Privatautonomie aus der Sicht des Erbrechts（相続法にみる私的自治」

● 平成 30 年度
・大阪家庭裁判所自庁研修において講演（2019 年 10 月 15 日、於：大阪家庭裁判所堺支部）：「面会交流に関する比較法的検討」
・日墺比較法セミナー“Technologischer Forschritt und das Familienrect im Wandel”（2019 年 3 月 25 日、於：ウィーン大学）

⑶ 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者：高木光）研究分担者
・科学研究費補助金若手研究（B）「法的親子関係の構成枠組み――生殖補助医療を中心として――」研究代表者

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者：高木光）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金若手研究（B）「法的親子関係の構成枠組み――生殖補助医療を中心として――」研究代表者

● 平成 28 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）
・研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究（C）「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」（研究代表者：道垣内弘人）
・科学研究費補助金若手研究（B）「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
・トラスト未来フォーラム「資産の管理・運用・承継と信託に関する研究」（研究代表者：佐久間毅）研究メンバー
・京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表：山本敬三）研究メンバー

● 平成 29 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「私法の基本原理と信託の法理――その相互作用――」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金基盤研究（C）「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」（研究代表者：道垣内弘人）
・科学研究費補助金若手研究（B）「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
・トラスト未来フォーラム「資産の管理・運用・承継と信託に関する研究」（研究代表者：佐久間毅）研究メンバー
・京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表：山本敬三）研究メンバー
・商事法務研究会「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」研究会メンバー

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」
（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「私法の基本原理と信託の法理――その相互作用――」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金基盤研究（C）「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」（研究代表者：道垣内弘人）
・科学研究費補助金若手研究（B）「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
・トラスト未来フォーラム「資産の管理・運用・承継と信託に関する研究」（研究代表者：佐久間毅）研究メンバー
・商事法務研究会「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」研究会メンバーこのほか、京都大学民法研究会、ドイツ家族法研究会、家族と法研究会、家族法フォーラム研究会、 京都家庭裁判所・京都大学大学院教育学研究科共同研究会、京都弁護士会相続法研究会、生命保険に関する研究会に参加し、研究報告をしている。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法曹養成専攻）
・家族法の基礎（前期 2 単位）：1 年次未修者を対象として、家族法に関する基本的な学説・判例を扱い、基礎的知識の習得を目的とした授業を行った。
（法政理論専攻）
・民法演習 3A（前期 2 単位）・3B（後期 2 単位）／民法研究演習 3（通年 4 単位）：民法（債権関係）改正法案を素材として、民法の改正問題に関する検討を行った。また、後期には定期的にドイツ語文献（Nils Jansen, Deliktsrecht: Allgemeines und lex Aquilia, in Jürgen Basedow, Klaus J. Hopt, Reinhard Zimmermann(eds.), Handwörterbuch des Europäischen Privatrechts, Band1, 2009）の講読も行った。

● 平成 30 年度
（法曹養成専攻）
・財産法の基礎（前期 4 単位）前半：1 年次未修者を対象として、民法総則に関する基本的な学説・判例を扱い、基礎知識の習得を目的とした授業を行った。
・家族法の基礎（前期 2 単位）：1 年次未修者を対象として、家族法に関する基本的な学説・判例を扱い、基礎的知識の習得を目的とした授業を行った。
（法政理論専攻）
・民法演習 2A（前期 2 単位）・2B（後期 2 単位）／民法研究演習 2（通年 4 単位）：ドイツ語文献の講読（Karl Larenz, Manfred Wolf, Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts, 2004）や日本語文献の書評を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・家族と法（1 回生対象・後期 2 単位）：家族法について、基礎的な講義を行った。
・法学部基礎演習（後期・2 単位）：民法の中の財産法関係・家族法関係の（裁）判例を取り上げて検討した。
● 平成 30 年度
・家族と法（1 回生対象・後期 2 単位）：家族法について、基礎的な講義を行った。
・法学部基礎演習（後期・2 単位）：民法の中の財産法関係・家族法関係の（裁）判例を取り上げて検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・外国文献講読（2 回生配当・後期 1 単位）：Family forms and parenthood : theory and practice of Article 8 ECHR in Europe, Andrea Büchler, Helen Keller (eds), intersentia 2016 から、Dagmer Coester- Waltjen, Family Forms and Parenthood in Germany を取り上げて、講読した。
・家族と法（1 回生対象・後期 2 単位）：家族法について、基礎的な講義を行った。
● 平成 30 年度
・外国文献講読（2 回生配当・後期 1 単位）：Same-Sex Relationships and Beyond,Gender Matters in the EU, Fully revised 3rd editon, Katharina Boele-Woelki/ Angelika Fuchs (eds) , intersentia 2017 から、Samuel Fulli - Lemaire, Legal recognition of same-sex relationships in central Europe: steady progress から、Dagmer Coester- Waltjen, Family Forms and Parenthood in Germany を取り上げて、講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・法務省・戸籍制度に関する研究会・研究会委員
・法務省・法制審議会（戸籍法部会）・幹事
● 平成 30 年度
・法務省・法制審議会（戸籍法部会）・幹事
・法務省・法制審議会（特別養子部会）・幹事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会
● 平成 30 年度
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

主たる研究テーマである親子関係法について、改正提案の内容などもふまえつつ、これまで取り組んできた研究成果を公表できるよう努めたい。また、親族法のみならず、相続法や財産法に関する研究も積極的に進めて行きたいと考えている。

コツィオールガブリエーレ　KOZIOL Gabriele　准教授　ヨーロッパ法、民法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この数年間、知的財産ライセンスの担保化を手がかりに、知的財産法と物権法の関係、物権法・担保物権法における公示の原則の位置づけ、債権的権利と物権的権利の違いといった問題について、ドイツ法、オーストリア法および日本法を相互に比較しながら研究を行ってきた。最近は、ドイツと日本の信託法について検討を行い、それを通じてあらためて債権法と物権法の関係について考察する作業を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度

・Austrian Private Law. An Overview in Comparison with German Law and with References to English and French Law, Wien: Jan Sramek Verlag, 2017, xiii + 119 pp. (together with Helmut Koziol, in cooperation with Andrew Bell und Samuel Fulli-Lemaire).

● 平成 30 年度

・奥地利民法概论：与德国法相比较　北京大学出版社（张玉东訳、Helmut Koziol と共著）

② 論文

● 平成 26 年度

・Japan, in: Kirchsteiger-Meier/Baumgartner (ed.), Global Food Legislation, Weinheim: Wiley-VCH, 2014, pp. 143-175 (together with Moritz Bälz).

・Book Review: Deutschland und Japan: Zwei Ökonomien im rechtlichen Dialog, Japanese Yearbook of International Law, 57 (2014) 450-453.

● 平成 27 年度

・Der gesetzliche Erbteil nichtehelicher Kinder, ZJapanR/J.Japan.L. 39 (2015) 233-259 (gemeinsam mit Atsuko Kimura).

● 平成 28 年度

・「価値追跡と信託――ドイツおよびオーストリアにおける議論を素材として――」法学論叢第 2017 年 180 巻第 5・6 号 601-621 頁

● 平成 29 年度

・Wilburgs Thesen zu „Gläubigerordnung und Wertverfolgung“, in: Festschrift 150 Jahre Wiener Juristische Gesellschaft, Wien: Manz, 2017, S. 197-216 (gemeinsam mit Helmut Koziol).

・Überblick über wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2016, ZJapanR/J.Japan.L. 44 (2017) 251-275.

・Überblick über den Zwischenentwurf von 2016 zur Reform des Erbrechts in Japan, ZJapanR/J.Japan.L. 44 (2017) 113-142 (gemeinsam mit Mika Aotake).

・Befristetes Wiederverheiratungsverbot für Frauen und Verbot der Führung getrennter Nachnamen für Ehepartner – Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, ZJapanR/J.Japan.L. 43 (2017) 51-74.

● 平成 30 年度

・Fremdsprachige Rechtsbegriffe und Auslegung von internationalen Verträgen, in: Ars docendi et scribendi. Essays in honour of Johan Scott, Pretoria: Pretoria University Press, 2018, S. 60-73.

③ その他

● 平成 26 年度

・Übersetzung: Yamamoto, Keizô, Grundfragen des Schadenersatzrechts aus japanischer Sicht, in: Koziol, Helmut (Hrsg.), Grundfragen des Schadenersatzrechts aus rechtsvergleichender Sicht, Wien: Jan Sramek Verlag, 2014, S. 575-749.

● 平成 27 年度

・Übersetzung: Yamamoto, Keizô, Rechtsverständnis und Rechtsvergleichung – Die Erfahrungen der Rechtswissenschaft und Rechtspraxis in Japan, in: Grundmann/Thiessen (Hrsg.), Recht und Sozialtheorie im Rechtsvergleich – Law in the Context of Disciplines, Tübingen: Mohr Siebeck, 2015, S. 85-104

● 平成 29 年度

・Tagungsbericht: Information Duties under Japanese and German Private Law, ZJapaR/J.Japan.L. 43 (2017) 279-282.

・Übersetzung: Yamamoto, Keizo, Privatrechtsdogmatik im japanischen Recht – Entwicklung der Diskussion über die Zivilrechtmethodik in Japan, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 80. Ge-burtstag Berlin: De Gruyter, 2017, S. 1221-1255.

・Übersetzung: Yamamoto, Keizo, Grundzüge des japanischen Schadenersatzrechts, Wien: Jan Sramek Verlag, 2018, xxv + 220 S.

● 平成 30 年度

・Übersetzung des novellierten Zivilgesetzes 2020 (Allgemeiner Teil, Schuldrecht), ZJapanR 45 (2018) 183-305 (gemeinsam mit Hiroyuki Kansaku / Atsuko Kimura / Maximilian Lentz / Fumihiro Nagano / Mizuho Nakamura / Torsten Spiegel / Anna Katharina Suzuki-Klasen / Hiroshi Tanaka / Katsuyuki Wada, unter der Leitung von Keizo Yamamoto).

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・「ヨーロッパにおける言語と契約解釈―準拠法と異なる言語による契約の解釈をめぐって」関西大学法学研究所第 121 回特別研究会（2014 年 11 月 28 日、関西大学）

● 平成 28 年度

・Befristetes Wiederverheiratungsverbot für Frauen und Verbot der Führung getrennter Nachnamen für Ehepartner – Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, Symposium „Space Activity Law, aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht und verfassungswidriges Wiederverheiratungsverbot für Frauen in Japan“, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg, 21. März 2016.

● 平成 29 年度

・Wertungsgleichklang bei Auflösung des Vertrages im deutschen und österreichischen Recht?, Aktuelle Stunde, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privat-recht, Hamburg, 30. November 2017.

● 平成 30 年度

・Methodenlehre in Japan, Jahrestreffen der Freunde des Hamburger Max-Planck-Instituts für ausländisches und internationales Privatrecht e.V. „Methodenlehre“, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg, 30. Juni 2018.

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者：高木光）

● 平成 27 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者:高木光）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」

● 平成 28 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」

● 平成 29 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」

● 平成 30 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・現代ヨーロッパ法／現代ヨーロッパ法特別演習（通年 4 単位）：参加者が関心を有するヨーロッパ法上の諸問題につき、ドイツ語による議論・検討を行った。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度

・特別講義 Introduction to European Law（前期 2 単位）：EU の組織とその法、ヨーロッパ諸国の法体制およびヨーロッパにおける法の統一といったヨーロッパ法上の諸問題について英語で解説した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

・全学共通科目　特別講義 Introduction to European Law（前期 2 単位）：EU の組織とその法、ヨーロッパ諸国の法体制およびヨーロッパにおける法の統一といったヨーロッパ法上の諸問題について英語で解説した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度

なし

● 平成 30 年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
なし
● 平成 30 年度
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
Deutsch-Japanische Juristenvereinigung
● 平成 30 年度
Deutsch-Japanische Juristenvereinigung

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後は、信託法についての研究を取りまとめるとともに、講演・報告等を通じてヨーロッパ法をめぐる動向や議論状況について発信していきたい。

近藤　圭介　KONDO Keisuke　准教授　法理学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

研究の主たる関心事は、グローバル化した今日の世界における法の秩序形成のあり方を記述し、説明するための概念モデルの設定にある。この目的を達成するために、この問題に関係する近時の議論、とりわけグローバル立憲主義やグローバル行政法などをめぐる議論を中心にサーヴェイを重ねるとともに、この概念モデルの設定をめぐる方法論上の問題にも同時に検討を加えることを試みる。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 26 年度
・近藤圭介「グローバル化した世界で、法秩序をいかにして語るか――あるイタリアからの眺め――」『法学論叢』176 巻 5・6 号 381-97 頁。
● 平成 29 年度
・近藤圭介「グローバルな公共空間の法哲学――その構築の試み」『論究ジュリスト』23 号 36-42 頁。
● 平成 30 年度
・近藤圭介「法哲学の問題としてのグローバル化――その方法論上の含意について」山元一・横山美夏・高山佳奈子（編）『グローバル化と法の変容』（日本評論社 2018 年）
・近藤圭介「宇宙資源の採掘に関する道徳的懸念――制度設計に向けて理論構築できるか――」伊勢田哲治・神崎宣次・呉羽真（編）『宇宙倫理学』（昭和堂 2018 年）199-214 頁。
・近藤圭介「ニール・マコーミックにおけるヨーロッパ――その理論的考察と実践的活動をめぐって――」『法学論叢』183 巻 5 号 1-34 頁。

③ その他

● 平成 28 年度
・Keisuke Kondo, ‘Rescuing Legal Philosophy: Comment on Tamanaha’, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie,* Beifeht Bd. 152, 2017, pp. 105-113.

● 平成 29 年度

・呉羽真・伊勢田哲治・磯部洋明・大庭弘継・近藤圭介・杉本俊介・玉澤春史「将来の宇宙探査・開発・利用がもつ倫理的・法的・社会的含意に関する研究調査報告書」京都大学 SPIRITS :「知の越境」融合チーム研究プログラム・学際型プロジェクト「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・Keisuke Kondo, 'Much Ado about Nothing: Tamanaha on Two Types of General Jurisprudence' (IVRJ Kyoto Seminar 'Re-examining Jurisprudence: The Potentiality and Scope of Social Legal Theory' 7 June 2014 Doshisha University)

・近藤圭介「法理学の問題としての「グローバル化」――問題設定の試み」（日本法哲学会 2014 年度学術大会　2014 年 11 月 8 日　京都大学）

● 平成 28 年度

・近藤圭介「宇宙の資源は誰のもの？」（第 10 回宇宙ユニットシンポジウム「宇宙に広がる人類文明の未来――宇宙における持続可能な社会基盤の構築――2017」2017 年 2 月 12 日　京都大学）

● 平成 29 年度

・Keisuke Kondo, 'Global Constitutionalism and Human Rights: Comment on Prof. Kumm from a Viewpoint of Legal Philosophy' ('Global Constitutionalism in Challenging Times: Lectures on Global Constitutionalism by Professor Mattias Kumm' 21 January 2018 Ritsumeikan University)

● 平成 30 年度

・Keisuke Kondo, 'Comparative Legal Philosophy? - A Proposal for a New Methodology for the Research of Legal Philosophy' (CLSGC Ad Hoc Seminar, 24 April 2018, Queen Mary University of London)

・Keisuke Kondo, 'Rethinking Democracy in the Context of Globalization' (ICON-S Conference 2018 Identity, Security, Democracy: Challenges for Public Law, 25 June 2018, University of Hong Kong)

・近藤圭介「法多元主義における法的推論の問題 ―「関係性」を視野に収めた理論をめぐる試論」（日本法哲学会 2018 年度学術大会　2018 年 11 月 11 日　東京大学）

・Keisuke Kondo, 'Justice and Natural Resources beyond the Earth: Setting the Scene' (11th International Conference on Applied Ethics, 16 December 2018, Kyoto University)

・Keisuke Kondo, 'Standing on the Shoulders of Giants: Kelsen, Hart and Global Legal Pluralism' (Advanced Seminar of Jurisprudence, 19 March 2019, Stockholm University)

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「ドイツ公法学における「ケルゼン・ルネッサンス」の検討」（研究代表者：高田篤）研究分担者

● 平成 28 年度

・京都大学「知の越境」融合チーム研究プログラム（SPIRITS）「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」（研究代表者：呉羽真）研究分担者

● 平成 29 年度

・京都大学「知の越境」融合チーム研究プログラム（SPIRITS）「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」（研究代表者：呉羽真）研究分担者

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」（研究代表者：興津征雄）研究分担者

・科学研究費補助金・若手研究（B）「制度理論の再検討-グローバル法秩序の構造把握の試み」（研究代表者：近藤圭介）研究代表者

● 平成 30 年度

・科学研究費補助金・基盤研究（A）「国境を越える立憲主義の成立可能性と国際法・憲法の基本概念」（研究代表者：須網隆夫）研究分担者

・科学研究費補助金・基盤研究（B）「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」（研究代表者：興津征雄）研究分担者

・科学研究費補助金・挑戦的研究（開拓）「宇宙科学技術の社会的インパクトと社会的課題に関する学際的研究」（研究代表者：呉羽真）研究分担者

・科学研究費補助金・若手研究（B）「制度理論の再検討-グローバル法秩序の構造把握の試み」（研究代表者：近藤圭介）研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・法哲学演習（通年 4 単位）Derek Parfit, On What Matters (OUP 2011) の講読。

● 平成 30 年度
なし（在外研究期間中につき）

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法理学（前期 4 単位）法理学の基本的な論点を講義した

● 平成 30 年度
なし（在外研究期間中につき）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本法哲学会会員
法哲学社会哲学国際学会連合日本支部会員

● 平成 30 年度
日本法哲学会会員
法哲学社会哲学国際学会連合日本支部会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

近年は、以前から継続して取り組んできたグローバル化の問題についての研究が行き詰まったことに加えて、宇宙開発問題や法思想史など新しい分野での研究を必要に迫られて着手したため、思うように成果を出すことができなかったが、平成 28 年度以降は少しづつ改善の兆しを見せつつある。今後は、この行き詰まりの時期に着想した幾つかの構想を発展させる方向で、グローバル化の問題を軸にして、研究を進展させていきたい。

佐藤　　団　　SATO Dan　　准教授　　西洋法制史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

中世中・東欧の都市法、とくにマクデブルク都市法について研究している。近年、マクデブルク法の研究は、新たに EU に加盟した中・東欧諸国との関係で注目されており、とくにその伝播史について研究が盛んであるが、同法を支えたマクデブルクの参審人という制度については解明されていない点が多いというのが実情である。その参審人制度の解明が現在の研究テーマである。マクデブルク法の担い手であった参審人が当時の社会の中で有していた役割、またその後の法学の展開において重要となってくる中部ドイツ地域の諸大学との関係といった点も考察の対象としている。

こうした考察の基礎となる作業として、関係する地域の文書館等での一次史料の調査とその分析・紹介・校訂などに現在取り組んでいる。

また、比較法制史的観点から、日本ではほとんど紹介されていない中・東欧地域の法制史研究についての史・資料収集も行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
・佐藤団、『ハレ参審人文書 校訂』、京都大学学術出版会 2018.

② 論文

● 平成 27 年度

・Der Sachsenspiegel in der japanischen Froschung, in: Heiner Lück (Hg.), Von Sachsen-Anhalt in die Welt. Der Sachsenspiegel als europäische Rechtsquelle (= SIGNA IVRIS 14), Halle 2015, S. 1-22.

● 平成 28 年度

・「1549 年のマクデブルク参審人団廃止――新史料による再検討――（1）～（五）・完」、『法学論叢』179 巻 3 号（2016）、1-16 頁、179 巻 5 号（2016）、1-19 頁、179 巻 6 号（2016）、1-18 頁、180 巻 1 号（2016）、1-19 頁、180 巻 2 号（2016）、1-22 頁。

● 平成 29 年度

・「マクデブルク参審人判決と都市法および法実務――アルスレーベン市文書の検討――（1）～（3）・完」、『法学論叢』181 巻 3 号（2017）、1-21 頁；181 巻 4 号（2017）、1-30 頁；181 巻 5 号（2017）、1-45 頁。

・「法制史学と都市文書」、『法学論叢』182 巻 4･5･6 号（2018）318-362 頁。

③ その他

● 平成 28 年度

・Herger Csabáné (transl.), A modern japán jog megteremtése, in: JURA. A Pécsi Tudományegyetem Állam- és Jogtudományi Karának tudományos lapja 22-2 (2016), pp. 327-332.

● 平成 29 年度

・（翻訳）「『都市法はラント法を破る』初期近代における法源の競合について」、ヤン・シュレーダー（著）、石部雅亮（編訳）、ドイツ近現代法学への歩み、信山社 2017、141-160 頁。

● 平成 30 年度

・Die Rechtsmodernisierung in Japan: unter besonderer Berücksichtigung der mitteleuropäischen Einflüsse, in: Journal on European history of law 9-2 (2018), S. 260-265.

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度

・Dlaczego także w Japonii studiuje się historię prawa europejskiego? Krótkie wprowadzenie do prawa japońskiego, (AMU Poznań, Poland), 2016.05.06.

・Historischer Einblick in das moderne japanische Recht, (Pécs, Hangary), 2016.04.15.

・Warum forscht man europäisches Recht in Japan? (Pécs, Hangary), 2016.04.13.

● 平成 29 年度

・Modernisierung des Staats- und Rechtssystems in der Habsburgermonarchie und ihre Auswirkung. Die Rechtsmodernisierung in Japan. Zum Gedenken an 150 Jahre Meiji, (Pécs, Hangary), 2018.3.22.

● 平成 30 年度

・Sicht von außen. Erwartungen der internationale Forschungen. (Ivs saxonico-maidebvrgense in oriente. Das sächsisch-magdeburgische Recht als kulturelles Bindeglied zwischen den Rechtsordnungen Ost- und Mitteleuropas. Bestandaufnahme und Perspektiven der Forschung. Leipzig), 2019/11/14.

・中世都市研究と法史料（法制史学会 第 70 回総会、青山学院大学）2018.07.15.

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 29 年度

・Modernisierung des Staats- und Rechtssystems in der Habsburgermonarchie und ihre Auswirkung. Konferenz der Dezso-Márkus-Forschungsgruppe für Vergeleichende Rechtsgeschichte und der Arbeitskommission für Rechtsdogmatik der Pécser Akademischen Kommission mit Unterztützung der Ernő-Tárkány-Szücs-Forschungsgruppe für Juristische Volkskunde (Pécs, 22.-23. März 2018).

● 平成 30 年度

・Ivs saxonico-maidebvrgense in oriente. Das sächsisch-magdeburgische Recht als kulturelles Bindeglied zwischen den Rechtsordnungen Ost- und Mitteleuropas. Bestandaufnahme und Perspektiven der Forschung. (Leipzig, 13.-15.Nov.2019).

Ⅱ 教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1 大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）

・西洋法史演習（通年 8 単位）：西洋法制史の概説書の講読。

（法曹養成専攻）

・西洋法制史（前期 2 単位）：大陸法を中心とする通史的概観。

● 平成 30 年度

（法政理論専攻）

・西洋法史演習（通年 8 単位）：西洋法制史の概説書の講読。

（法曹養成専攻）

・西洋法制史（前期 2 単位）：大陸法を中心とする通史的概観。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・西洋法制史講義（後期 4 単位）：大陸法を中心とする通史的概観。
● 平成 30 年度
・西洋法制史講義（後期 4 単位）：大陸法を中心とする通史的概観。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・法学部基礎演習（後期 2 単位）：法学古典文献の講読。
● 平成 30 年度
・法学部基礎演習（後期 2 単位）：法学古典文献の講読。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
・新潟大学法学部（西洋法制史講義）（夏季集中 2 単位）：西洋法史概観。
・京都女子大学法学部（西洋法制史講義）（後期 2 単位）：西洋法史概観。
● 平成 30 年度
・京都女子大学法学部（西洋法制史講義）（後期 2 単位）：西洋法史概観。

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本法制史学会
● 平成 30 年度
日本法制史学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで行ってきたザクセン＝マクデブルク法研究に関して、同法の伝播地域における法史料の解明を進めることと並んで、この地域における参審人団の活動の実態解明や比較研究を進めることを考えている。そのための史料調査を今後も継続的に行う予定である。また、これまでの研究は比較的比重がドイツ語圏にあったが、今後はより中・東欧地域へと調査・検討の範囲を拡充していく予定である。これによって、その重要性にも拘わらずわが国の法制史学では従来ほとんど等閑視されてきた東・中欧の法制史について研究を進めていく土台としたい。

島田　裕子

SHIMADA Yuko　　准教授　　労働法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

労働契約の内容に関する限界について、主にドイツ法を比較対象として研究を行っている。労働者間の平等という観点から、労働者の平等な取り扱いの意義や差別禁止法理のあり方について研究を行うほか、使用者・労働者間における公平性の観点からも、労働契約・就業規則に対する規制のあり方について研究を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 25 年度～平成 27 年度
・「平等な賃金支払いの法理――ドイツにおける労働法上の平等取扱い原則を手掛かりとして――（一）～（六・完）」法学論叢 174 巻 2 号 31-60 頁、174 巻 3 号 27-52 頁、175 巻 1 号 1-33 頁、175 巻 3 号 1-29 頁、178 巻 1 号 1-32 頁、178 巻 4 号 20-58 頁
● 平成 26 年度
・「ジンツハイマーと労働の法体系」季刊労働法 247 巻 203-215 頁

● 平成 28 年度
・「最新裁判例に見る企業内賃金格差の違法性」季刊労働法 256 号 2−12 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「均等待遇」ジュリスト増刊・労働法の争点 〔第 4 版〕24-25 頁
・「対象者選別基準の説明不足により雇止めを無効とした例」民商法雑誌 151 巻 2 号 181−192 頁
● 平成 27 年度
・「フィールド・アイ 自転車泥棒とドイツ（ドイツから 1)」日本労働研究雑誌 659 号 138-139 号
・「フィールド・アイ インターンと最低賃金法（ドイツから 2)」日本労働研究雑誌 660 号 117-118
・「フィールド・アイ ドイツのミュージアム従業員の賃金（ドイツから 3)」日本労働研究雑誌 659 号 138−139 頁
● 平成 28 年度
・「男女の昇進差別とその救済――兼松事件」別冊ジュリスト 230 号（労働判例百選〔第 9 版〕）32−35
・「Das japanische Arbeitsrecht und seine Globalisierung」Pécsi Munkajogi Közlemények 5-12 頁
● 平成 29 年度
・「著作権法違反の行為を理由になされた教員の懲戒免職処分が取り消された例」判例時報 2353 号 168-173 頁
・「労契法 20 条の不合理性判断と損害額の割合的認定」法律時報 90 巻 5 号 148−151 頁
● 平成 30 年度
・「パートタイム・有期雇用労働法の成立と実務への影響：長澤運輸事件／ハマキョウレックス事件最高裁判決をうけて」ジュリスト 1523 号 74-79 頁
・「労契法 20 条で比較対象となる無期契約労働者の範囲」民商法雑誌 154 巻 4 号 790-801 頁
・「パートタイム・有期労働法の制定・改正の内容と課題」日本労働研究雑誌 701 号 17−29 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・「Japanisches Arbeitsrecht im Wandel」2016 年 4 月 15 日、於 Pécsi Tudományegyetem, Hungary
・「The Japanese employment praxis in the globalization」2016 年 5 月 6 日、於 Adam Mickiewicz University, Poland
・「Japanische Arbeitsbeziehungen im Wandel und Reaktionen des Arbeitsrecht」2016 年 7 月 27 日、於 Georg-August-Universität, Germany
・「Verbot der Benachteiligung von atypischen Beschäftigten」日墺比較法セミナー、2016 年 9 月、於ウィーン大学法学部
● 平成 29 年度
・「Ausgewählte Fragen des japanischen Arbeits- und Sozialrechts」2018 年 3 月 16 日、19 日、20 日、於ウィーン大学法学部

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・日墺比較法セミナー
● 平成 28 年度
・日墺比較法セミナー
● 平成 29 年度
・日墺比較法セミナー
● 平成 30 年度
・日墺比較法セミナー

Ⅱ 教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ−1 大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
労働法研究演習（前期 2 単位）：イギリス労働法に関する文献を購読した。
労働法研究演習（後期 2 単位）：近年の重要な裁判例について検討した。
先端労働法（前期 2 単位）：近年の法改正の動きや裁判例について検討した。
労働法 1（法科大学院、前期 2 単位）：労働法の基本的な論点、裁判例について検討した。
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
労働法研究演習（前期 2 単位）：近年の重要な裁判例について検討した。
労働法研究演習（後期 2 単位）：ヨーロッパ労働法に関する文献を購読した。
先端労働法（前期 2 単位）：近年の法改正の動きや裁判例について検討した。
労働法 1（法科大学院、前期 2 単位）：労働法の基本的な論点、裁判例について検討した。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
法学入門（前期 2 単位）：（1 回）労働法の基本的な論点について紹介した。
● 平成 30 年度
法学入門（前期 2 単位）：（1 回）労働法の基本的な論点について紹介した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・法学部基礎演習（後期 2 単位）：裁判例を読み、労働法の基礎知識について解説した。
● 平成 30 年度
・法学政治学英語 II（後期 2 単位）：アメリカにおける差別禁止法理に関する英語文献を購読した。
・法学部基礎演習（後期 2 単位）：裁判例を読み、労働法の基礎知識について解説した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 29 年度
・京都女子大学現代社会学部　非常勤講師（労働法）
● 平成 30 年度
・京都女子大学現代社会学部　非常勤講師（労働法）

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 30 年度
・京都市大規模小売店舗立地審議会

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本労働法学会会員
● 平成 30 年度
日本労働法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

沖永賞（平成 29 年度）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでは、主に労働者間の平等という観点から、労働契約内容の限界に関する研究を進めてきたが、今後は、使用者・労働者間の公平性という観点からも研究を進める予定である。

須田　　守　　SUDA Mamoru　　准教授　　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

行政の決定過程の法的統御に関する研究に取り組んでいる。主に二つの側面から作業を進めている。

第一に、行政決定の「過程」を裁判で統制することの意義を、研究者としての最初の課題に設定した。訴訟手続における事案解明の要素や行政決定の理由の役割に注目しつつ、諸解釈論の理論的基礎を探っている。第二に、行政による調査のあり方をめぐる研究を開始した。「調査」の要素を観念することが諸論点に与えうる影響の測定、および具体的な法制度に現れる調査のあり方の理論的把握を試みている。

平成 29 年夏より在外研究に従事している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
・髙木光＝常岡孝好＝須田守『条解行政手続法＜第 2 版＞』（弘文堂、2017 年）672 頁（1 - 215、592 - 612 頁の改訂）

② 論文

● 平成 27 年度
・「取消訴訟における『完全な審査』（1）」法学論叢 178 巻 1 号（2015 年）33 - 57 頁
・「取消訴訟における『完全な審査』（2）」法学論叢 178 巻 2 号（2015 年）37 - 78 頁
・「取消訴訟における『完全な審査』（3）」法学論叢 178 巻 3 号（2015 年）1 - 24 頁
・「取消訴訟における『完全な審査』（4）」法学論叢 178 巻 5 号（2016 年）27 - 68 頁
・「取消訴訟における『完全な審査』(5・完)」法学論叢 178 巻 6 号（2016 年）34 - 67 頁

● 平成 28 年度
・「理由提示と処分理由（1）」法学論叢 179 巻 1 号（2016 年）1 - 42 頁
・「理由提示と処分理由（2）」法学論叢 179 巻 2 号（2016 年）1 - 37 頁
・「理由提示と処分理由（3）」法学論叢 179 巻 3 号（2016 年）17 - 41 頁
・「理由提示と処分理由（4・完)」法学論叢 179 巻 4 号（2016 年）22 - 50 頁

● 平成 29 年度
・「行政行為の理由づけと適法性（1）」法学論叢 181 巻 1 号（2017 年）33 - 67 頁
・「行政行為の理由づけと適法性（2)」法学論叢 181 巻 2 号（2017 年）35 - 74 頁

● 平成 30 年度
・「行政行為の理由づけと適法性（3）」法学論叢 183 号 2 号（2018 年）1 - 22 頁
・「行政行為の理由づけと適法性（4）」法学論叢 183 号 4 号（2018 年）1 - 27 頁
・「行政調査論の基礎的構成」行政法研究 25 号（2018 年）109 - 167 頁
・「処分全自動発布手続と調査義務」法学論叢 184 巻 4 号 1 - 41 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「判批：大阪地判平成 24 年 2 月 3 日判時 2160 号 3 頁」自治研究 90 巻 4 号（2014 年）138 - 147 頁

● 平成 29 年度
・「判例解説 審決取消訴訟における審理範囲の制限」行政判例百選 II〔第 7 版〕（有斐閣、2017 年）394 - 395 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 27 年度
・取消訴訟における「完全な審査」――ドイツ法の分析、関西行政法研究会、2015 年 11 月 22 日、大阪学院大学（吹田）
・ドイツ取消訴訟における事案の成熟性、東北大学公法判例研究会、2015 年 12 月 19 日、東北大学（仙台）
・地下水の公共性をめぐって――秦野市地下水保全条例事件を素材として、国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計・最終シンポジウム、2016 年 2 月 23 日、京都大学（京都）

● 平成 28 年度
・国際職務共助手続の法構造、政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築・第 2 回研究会、2017 年 1 月 22 日、同志社大学（京都）

● 平成 30 年度
・行政手続の自動化と事案解明、先端技術と規制――リスク対応とガバナンスの構造――、2018 年 9 月 4 日、ザールラント大学（ザールブリュッケン、ドイツ連邦共和国）
・行政行為の全自動発布手続をめぐって、新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方・研究会、2019 年 1 月 8 日、京都大学（京都）
・Kooperation und Verständigung im Verwaltungsverfahren, Fortentwicklung des Verwaltungsrechts, 17.3.2019, Universität Konstanz (Konstanz, Deutschland)

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 27 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授） 国家による「非営利型移転」の支援と公共サービスの設計

● 平成 28 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授） 持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

● 平成 29 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授） 持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授） 新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方

● 平成 30 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授） 持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授） 新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・行政法演習 3A：行政組織法及び行政手続法に関する文献を講読し、研究の手法を検討する
・行政法研究演習 3A：行政組織法及び行政手続法に関する文献を講読し、研究の手法を検討する

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学入門 I（前期 2 単位）：行政法の回（1 回）を担当し、規制行政の基礎的な仕組みを検討する

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・法学政治学英語 I（前期 2 単位）：行政行為の基本的な考え方に関する英語文献の講読

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

日本公法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Ⅰ－1 で言及した第一の課題については、基本的な研究成果を公にすることができた。今後はそれをまとめつつ、具体的な提言をなすための作業に従事する。第二の課題については、在外研究における取組を通じて基本的な視点を獲得しつつある。今後はより具体的な素材に焦点を合わせながら研究を展開させる。

在外研究終了後は教育面でも主要な役割を担うことになるため、タスク管理に留意しつつ研究教育活動に励みたい。

髙谷　知佳　TAKATANI Chika　准教授　日本法制史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

日本中世の法社会は、成文法が乏しく、法や司法機関のヒエラルキー、人的・領域的管轄、強制執行などが明確ではない。このような社会において、人々は、多元的な法や先例を選択的に規範として、あるときは自らの権利を主張し、あるときは相互の対話をはかる。都市という場は、法文化の先端であり、多様な人々が流動的に行き来し、利害対立や紛争が多発することから、前近代の法社会の最も先鋭的なあり方を示す。そのため、首都京都・権門都市奈良を中心として比較都市法研究を行う。

特に、時代や地域を問わず規範として挙げられる公共性・宗教性・先例の尊重・儀礼などが、それぞれの時代に「具体的に」どのような内容として観念されていたか、また、法や裁判を実質的に担保するものとして、文化・儀礼・ネットワーク・交渉チャンネルなどがどのような役割を果たしていたかなど、前近代特有の問題点に着目する。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・『中世の法秩序と都市社会』塙書房

● 平成 28 年度
・『怪異の政治社会学』講談社選書メチエ
● 平成 29 年度
・共編著『日本法史から何がみえるか』有斐閣

② 論文

● 平成 26 年度
・「日本中世都市史と法」『法制史研究』64、143-169 頁
・「中近世移行期の都市社会と怪異」『法学論叢』176－2・3、397-427 頁
・「『酒飯論絵巻』の三者と室町期の権力構造」伊藤信博, クレール=碧子・ブリッセ, 増尾伸一郎 編.『『酒飯論絵巻』影印と研究』、臨川書店
● 平成 27 年度
・「契約・誓約・盟約をめぐる比較史」酒井紀美編『生活と文化の歴史学 6　契約・誓約・盟約』竹林舎
● 平成 29 年度
・「室町期奈良の都市機能と室町幕府」中世都市研究会編『「宗教都市」奈良を考える』山川出版社
・「侍所洛中制札の系譜」『法学論叢』182－1・2・3 号　202－226 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・「新刊紹介　高橋慎一朗『武士の掟』」『年報都市史研究』21
・「フォーラム」『比較都市史研究』33－1
・「研究会報告　公共機能と日本中世都市史」『比較都市史研究』33－2
・「網野善彦主要著作 10 冊を読む『中世の風景』」『現代思想 2015 年 2 月増刊号　網野善彦』
● 平成 27 年度
・「書評　小特集「中世貨幣」の成立（『日本史研究』622、2014）中島圭一「「中世貨幣」成立期における朝廷の渡来銭政策の再検討」伊藤啓介「中島圭一氏の「中世貨幣」論と中世前期貨幣史研究」」『法制史研究』65
● 平成 28 年度
・「コメント　ピーター・クラーク教授講演会」『比較都市史研究』35－1、14－17 頁
・「書評と紹介　仁木宏編『日本古代・中世都市論』『日本歴史』825、92－94 頁
・「書評　特集「日本中世の契約と取引慣行」（『歴史学研究』928）」『法制史研究』66
● 平成 30 年度
・「書評と紹介　長澤伸樹『楽市楽座令の研究』」『日本歴史』846、102－104 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・比較都市史研究会第 431 回例会報告「公共機能と日本中世都市史」（平成 26 年 6 月 28 日）
● 平成 27 年度
・関西比較中世都市研究会　報告「中世都市の法圏」（平成 27 年 4 月 24 日）
・Prof. Peter Clerk 来日セミナーコメント「Cities in East and West」（平成 27 年 10 月 31 日）
● 平成 28 年度
・中世都市研究会奈良大会　報告「室町期奈良の都市機能と法」（平成 28 年 9 月 3 日・4 日）
・日本史研究会 11 月例会「中世都市論のこれまでとこれから」コメント（平成 28 年 11 月 27 日）
・立教大学日本学研究所公開シンポジウム「前近代東アジアにおける怪異と社会」報告「日本中世都市の秩序と怪異」（平成 28 年 12 月 10 日）
● 平成 29 年度
・法制史学会近畿部会・関西中世史研究会 合同研究会「中世都市の法実践をめぐって：『訴える人びと―イタリア中世都市の司法と政治』を題材に」（平成 29 年 12 月 16 日）
● 平成 30 年度
・関西比較中世都市研究会　報告「中世京都の恩赦」（平成 31 年 1 月 11 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・国際日本文化研究センター共同研究「人文諸学の科学史的研究」（研究代表　井上章一）
● 平成 27 年度
・国際日本文化研究センター共同研究「人文諸学の科学史的研究」（研究代表　井上章一）
● 平成 29 年度
・『課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業』（領域開拓プログラム）「失われた飲食文化の復活と現代に問いかけるその意義」
● 平成 30 年度
・『課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業』（領域開拓プログラム）「失われた飲食文化の復活と現代に問いかけるその意義」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・日本法制史（博士後期課程）：スクーリング　指導する院生の史料読解トレーニング
● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・日本法制史（博士後期課程）：スクーリング　指導する院生の史料読解トレーニング

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学部基礎演習　前近代における「伝統」の形成過程をめぐる比較史
● 平成 30 年度
・法学部基礎演習　前近代における「伝統」の形成過程をめぐる比較史

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・「前近代日本の法と社会」：日本の前近代法制史および社会史の概観
・「法学政治学英語Ⅰ」比較史をテーマとする英語論文の精読
・「法学政治学英語Ⅱ」近代化をテーマとする英語論文の精読
● 平成 30 年度
・「前近代日本の法と社会」：日本の前近代法制史および社会史の概観
・「法学政治学英語Ⅰ」比較史をテーマとする英語論文の精読
・「法学政治学英語Ⅱ」近代化をテーマとする英語論文の精読

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
比較都市史研究会幹事・法制史学会会員・日本史研究会会員
● 平成 30 年度
比較都市史研究会幹事・法制史学会会員・日本史研究会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

著書二作の刊行を終え、中世後期都市史研究については一応の見通しを得た。これを踏まえ、法制史と社会史の相互の連関を重視しつつ、都市史研究のミッシングリンクである中世前期と後期の橋渡しをする広いスパンでの研究を進めてゆく。

髙橋　陽一　TAKAHASHI Yoichi　准教授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

会社役員の責任制度に関する基礎的な研究に取り組んでいる。特に最近は、会社役員の対第三者責任制度・会社補償制度・D&O 保険制度について研究している。そのほか、会社法・商法・金融商品取引法上の諸問題、信託法上の受託者の義務と責任についても研究を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 26 年度
・単著『多重代表訴訟制度のあり方――必要性と制度設計』（商事法務）

② 論文

● 平成 27 年度
・「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか？―両損害包含説の問題性と直接損害限定説の再評価（一）（二・完）」法学論叢 177 巻 6 号 1-37 頁・178 巻 2 号 1-36 頁

● 平成 28 年度
・「グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割」私法 78 号 181-188 頁

③ その他

● 平成 26 年度
・判例研究「インサイダー取引規制における『公開買付け等を行うことについての決定』の意義――村上ファンド事件最高裁決定」商事法務 2062 号 78-84 頁

● 平成 27 年度
・判例研究「株主代表訴訟における詐害行為取消権の行使の可否」商事法務 2078 号 69-75 頁

● 平成 28 年度
・判例評釈「他人名義により株式の引受けがなされた場合の株主権の所在」平成 27 年重要判例解説 93-94 頁
・判例解説「Appendix28, 29, 31, 32, 37」会社法判例百選第 3 版 227-232 頁

● 平成 29 年度
・翻訳「比較法とそのクライアントたち（1）（2・完）」民商法雑誌 153 巻 2 号 238-262 頁
・判例評釈「弁護士賠償責任保険における『他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為』の意義」判例時報 2327 号 169-174 頁（判例評論 700 号 23-28 頁）
・判例研究「証券取引所が取引参加者に対して負う義務と免責条項における重過失の意義―ジェイコム株誤発注事件控訴審判決」旬刊商事法務 2139 号 51-56 頁
・判例解説「オリンパス 590 億円賠償命令にみる会社に対する役員責任の範囲」ビジネス法務 17 巻 11 号 80-84 頁

● 平成 30 年度
・判例研究「有価証券届出書の虚偽記載に対する課徴金賦課の要件」旬刊商事法務 2169 号 46－51 頁
・「平成 29 年度会社法関係重要判例の分析（上）（中）（下）」旬刊商事法務 2176 号 4－15 頁、2177 号 3－45 頁、2178 号 27－31 頁
・判例研究「毎月分配型投資信託の販売に際しての説明義務と目論見書の虚偽記載等」旬刊商事法務 2182 号 62－67 頁
・判例評釈「公募増資の不公正発行該当性―出光興産新株発行差止仮処分申立事件」私法判例リマークス 58 号 86－89 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 27 年度
・「グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割」日本私法学会第 79 回大会個別報告

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・京都大学商法研究会

● 平成 27 年度
・京都大学商法研究会

● 平成 28 年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」

● 平成 29 年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」
・科研費基盤（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」

● 平成 30 年度
・京都大学商法研究会

・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・会社法改正研究会（西村高等法務研究所）
・大阪地裁商事法研究会
・JSDA キャピタルマーケットフォーラム
・科研費基盤（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・商法演習 2A／2B
会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法研究演習 2A／2B
会社法に関する論文の講読およびディスカッション。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学部基礎演習
会社法に関する判例の分析・ディスカッション
・法学入門 I （リレー講義）
商法・会社法に関する入門講義
● 平成 30 年度
・法学部基礎演習
会社法に関する判例の分析・ディスカッション
・法学入門 I （リレー講義）
商法・会社法に関する入門講義

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・外国文献講読（法・英） I
会社法に関する英語文献の購読。
・外国文献講読（法・英） II
会社法に関する英語文献の購読。
● 平成 30 年度
・外国文献講読（法・英） I
会社法に関する英語文献の購読。
・外国文献講読（法・英） II
会社法に関する英語文献の購読。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・司法試験予備試験考査委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
・日本私法学会（運営懇談会委員）
● 平成 30 年度
・日本私法学会（運営懇談会委員）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、会社役員の責任制度についての基礎的な研究を進めていきたい。また、金融商品取引法分野における諸問題についても研究を進めていく予定である。

長野　史寛　NAGANO Fumihiro　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

数年来，不法行為法の効果に関する基礎的研究として，不法行為に基づく損害賠償責任の内容がどのようなルールに基づき定められるべきかという問題に取り組み、その成果を著書として公表した。さらに、最近は不当利得や契約責任論、消滅時効などその他の領域についても研究を進めつつある。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度
・『不法行為責任内容論序説』（有斐閣）

② 論文

● 平成 26 年度
・「不法行為法における責任内容確定規範の考察（五～七）」法学論叢 175 巻 4 号 1-42 頁、6 号 1-40 頁、176 巻 1 号 1-38 頁

● 平成 27 年度
・「不法行為法における責任内容確定規範の考察（八・完）」法学論叢 177 巻 1 号 1-56 頁
・「賠償額算定規定の立法論に向けた論点整理――近時の改正草案・モデル準則を手がかりとして」別冊 NBL155 号 181-196 頁

● 平成 28 年度
・「相続預金の払戻拒絶と弁護士費用賠償――大阪高判平 26.3.20 を中心に―」金融法務事情 2052 号 6-17 頁
・「知的財産権侵害における不当利得返還請求――侵害利得と不法行為が交錯する一場面―」法学論叢 180 巻 5=6 号 622-689 頁

● 平成 30 年度
・Haftung für Handlungen von Familienmitgliedern. Neue Entwicklungen im japanischen Recht, ZJapanR 46, 19-52

③ その他

● 平成 26 年度
・二宮周平＝潮見佳男編『新・判例ハンドブック【親族・相続】』（日本評論社）〔114〕～〔118〕
・「権利の濫用（2）――信玄公旗掛松事件（大判大正 8.3.3 民録 25-356）」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ　総則・物権［第 7 版］』別冊ジュリスト 223 号 6-7 頁

● 平成 28 年度
・ヘルムート・コツィオール（長野史寛訳）「ヨーロッパ製造物責任法――比較法の見地から見た基本問題」民商法雑誌 151 巻 2 号 113-131 頁

● 平成 29 年度
・「宅建業法に基づく営業保証金還付請求権の消滅時効の起算点――同法 30 条の取戻公告が行われなかった場合（最判平成 28.3.31 民集 70-3-969）」『平成 28 年重要判例解説』ジュリスト 1505 号 71-72 頁
・「中古車（最判昭和 49.4.15 民集 28-3-385）」新美育文=山本豊=古笛恵子編『交通事故判例百選［第 5 版］』別冊ジュリスト 233 号 130−131 頁
・Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht, Ritsumeikan Law Review 35, 185-192
・「損害賠償の範囲と予見可能性・過失相殺・損害賠償額の予定」潮見佳男ほか編『Before／After 民法改正』（弘文堂）124-129 頁
・潮見佳男=山野目章夫=山本敬三=窪田充見編『新・判例ハンドブック【債権法Ⅰ】』（日本評論社）〔33〕～〔35〕
・「権利の濫用（2）――信玄公旗掛松事件（大判大正 8.3.3 民録 25-356）」潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ　総則・物権［第 8 版］』別冊ジュリスト 237 号 6-7 頁

● 平成 30 年度
・「債務不履行による損害賠償（2）―損害賠償の範囲」潮見佳男=千葉惠美子=片山直也=山野目章夫編『詳解　改正民法』（商事法務）158-166 頁
・ペーター・A・ヴィンデル（長野史寛訳）「法的人格と人格権」民商法雑誌 154 巻 2 号 247-270 頁
・Pharmaceuticals products liability in Japan, Pharmaceuticals Policy and Law 20, 59–74 (Antonios Karaiskos と共著)
・「第 1 部　ドイツ法・オーストリア法」商事法務研究会編「各国の親子法制（養子・嫡出推定）に関する調査研究業務報告書」1-90 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・The Basic Questions of Tort Law from a Comparative Perspective (20 Oct. 2014 at the University of Graz): Japanese National Report

● 平成 28 年度
・東アジア法律家会議（2017 年 3 月 24-26 日、於：立命館大学）：“Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht“
● 平成 29 年度
・World Tort Law Society (15-18 Nov. 2017 at the University of Wake Forest): “Debate on the Foundations of Tort Law: Causation. Asian Perspective” and Japanese National Report
● 平成 30 年度
・Japan Symposium (19 Apr. 2018, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Germany): “Haftung für Handlungen von Familienmitgliedern － Neue Entwicklungen im japanischen Recht”
・Juristische Kommentare: Literaturformen in rechtsvergleichender Perspektive (29-30 Mar. 2019 at the University of Münster, Germany): ”Japan”

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
● 平成 27 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究――日本法の再定位を目指して」（研究代表者：中原太郎）研究分担者
● 平成 28 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究――日本法の再定位を目指して」（研究代表者：中原太郎）研究分担者
● 平成 29 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究――日本法の再定位を目指して」（研究代表者：中原太郎）研究分担者
● 平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者：潮見佳男）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」（研究代表者：山本敬三）研究分担者
・科学研究費補助金基盤研究（A）「現代独仏民事責任法の融合研究――日本法の再定位を目指して」（研究代表者：中原太郎）研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・民法演習 2A／民法研究演習 2A（前期 2 単位）：参加者が関心を有する民法上の問題点につき検討を行った。
● 平成 30 年度
なし

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学入門 I（前期 2 単位のうち 3 回）：法学の基礎的事項および民法（財産法）を概観した。

● 平成 30 年度
なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●平成 29 年度
・外国文献購読（法・英）I-E1（前期 2 単位）：Margaret Davies, The Ethos of Pluralism, 27 Sydney L. Rev. 87 (2005) を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会会員
● 平成 30 年度
なし

Ⅲ－4　受賞の状況

● 平成 29 年度
第 13 回商事法務研究会賞

Ⅳ　今後の研究計画と展望

2年間の在外研究で取り組んだテーマについて、成果を論文の形で順次まとめていく予定である。

西内　康人　NISHIUCHI Yasuhito　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

団体としてくくられる分野で、契約法との比較で現れる特殊性を明らかにすべく研究を行っている。とりわけ、団体契約の一種である組合契約につき、ドイツ法とアメリカ法の比較法を通じて、契約法からの特殊性を明らかにすることを行った。その成果として、『新注釈民法』の組合部分を執筆した。

同時に、契約法を経済学の観点から考察することを行っている。その成果として、『消費者契約の経済分析』と題した単著を刊行した。また、経済分析の手法を、債務不履行に基づく損害賠償の範囲確定基準を定めるために用いた研究を行い、その成果を学会で報告するとともに、論文として公刊した。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
・西内康人『消費者契約の経済分析』（有斐閣、2016 年）
● 平成 29 年度
・潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正』（弘文堂、2017 年）（共著：「契約総則の規定の不適用」「組合員の 1 人の意思表示の無効・取消し」「組合債権者による権利行使可能性」「組合員債権者による権利行使可能性」）
● 平成 30 年度
・潮見佳男ほか編著『詳解　改正民法』（商事法務、2018 年）（共著：「組合」）
・千葉恵美子ほか編著『Law Practice 民法Ⅰ　総則・物権編〔第 4 版〕』（商事法務、2018 年）（共著：「組合の法律関係」）
・山本豊編『新注釈民法（14）債権（7）』（有斐閣、2018 年）（共著：「組合」）

② 論文

● 平成 26 年度
・西内康人「信託法の無効・取消基準―ドイツ組合法に照らした信託の特質の検討―」信託研究奨励金論 35 号 75-94 頁
・西内康人「判批　最判昭和 48・10・9 民集 27・9・1129（権利能力なき社団の取引上の債務）」別冊ジュリスト 223 号 20-21 頁

● 平成 27 年度
・西内康人「判批　最判平成 26・2・27 民集 68・2・192（権利能力なき社団の構成員全員に帰属する不動産についての所有権移転登記請求権）」ジュリスト 1479 号 67-68 頁

● 平成 28 年度
・西内康人「組合における脱退制限とその根拠の検討」法学論叢 180 巻 5･6 号 501-542 頁

● 平成 29 年度
・西内康人「行動経済学が契約法に受容されるまで」ビジネス法務 17 巻 6 号 137－141 頁
・西内康人「約款規制を支える現象と価値」私法 79 号 98-99 頁
・西内康人「組合契約で非営利活動を営む場合の法的諸論点」NBL1104 号 53-60 頁
・西内康人「反社事例との対比からみた中小企業者性喪失事例における錯誤の判断枠組み―最一判平 28.12.19 の検討―」金融法務事情 2081 号 46-55 頁
・西内康人「判批　最判昭和 48・10・9 民集 27・9・1129（権利能力なき社団の取引上の債務）」別冊ジュリスト 237 号 20-21 頁
・西内康人「約款規制を支える現象と価値」法学論叢 182 巻 1=2=3 号 227-273 頁

● 平成 30 年度
・西内康人「担保責任の賠償範囲に関する一試論―数量指示売買に関する判例の経済分析の観点から」民商法雑誌 154 巻 1 号 112-132 頁
・西内康人「判批　大阪高判平成 28・12・9（権利能力なき社団たるマンション管理組合と各区分所有者との関係についての民法 645 条の類推適用）」私法判例リマークス 57 号 30-33 頁
・西内康人「契約の成立と『書面』」法学教室 456 号 18-21 頁
・宍戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎＝岡田仁志＝西内 康人「契約と取引の未来―スマートコントラクトとブロックチェーン」論究ジュリスト 27 号 152-169 頁

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 28 年度
・西内康人「約款規制を支える現象と価値」日本私法学会ワークショップ

● 平成 29 年度
・西内康人「数量指示売買に関する判例の分析」法と経済学会個別報告

● 平成 30 年度
・西内康人「約款の経済分析（アメリカ法との比較を中心に）」日本銀行金融研究所セミナー
・西内康人「行動経済学と法」法と経済学会シンポジウム

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度
（法政理論専攻）
・民法演習 4A：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。
・民法演習 4B：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。
・民法研究演習 4A：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。
・民法研究演習 4B：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。
（法曹養成専攻）
・財産法の基礎 2：未修者向け債権法の授業。
・法律科目基礎演習 B：未修者向けの起案演習。

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・民法演習 1A：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。
・民法演習 1B：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。
・民法研究演習 1A：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。

・民法研究演習 1B：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。
（法曹養成専攻）
・民法総合 2：既修者向け民法の事例演習の授業。
・財産法の基礎 2：未修者向け債権法の授業。
・法律科目基礎演習 A：未修者向けの起案演習。

Ⅱ－2　学　部

● 平成 29 年度
・法学部基礎演習：法学部新入生向けの法的思考の導入演習。
● 平成 30 年度
・法学部基礎演習：法学部新入生向けの法的思考の導入演習。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度
・外国文献講読（法・英）2：専門的、学術的な英語文献の講読。
● 平成 30 年度
・外国文献講読（法・英）1：専門的、学術的な英語文献の講読。
・外国文献講読（法・英）2：専門的、学術的な英語文献の講読。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

● 平成 29 年度
・「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」委員（消費者庁）
● 平成 30 年度
・「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」委員（消費者庁）
・「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」委員（消費者庁）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度
日本私法学会会員
● 平成 30 年度
日本私法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

● 平成 29 年度
・第 3 回津谷裕貴・消費者法学術実践賞　学術賞

Ⅳ　今後の研究計画と展望

団体での契約法の限界事象については、今後も主としてドイツ法やアメリカ法を参考にしつつ、考察を行っていく予定である。

また、契約法の経済分析については、これまでが比較的基礎理論的な考察にとどまっているため、こうした基礎理論、特に行動経済学を具体例に当てはめた場合の分析を行う予定である。

ヒジノ　ケンビクター　レオナード　HIJINO Ken Victor Leonard　准教授　地方政治論

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

I have three main research projects ongoing. The first is a cross-national analysis of regional strongholds for statewide parties to better explain why territorial factors persist in electoral competition. The second is a research program trying to explain populism and identity politics at the local level in Japan, particularly focused on Osaka, Tokyo and Okinawa prefectures. The third is an investigation into recent local governance reforms in Japan by analyzing the conceptions of local democracy used to justify and rationalize local assembly reform.

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 27 年度
単著
・*日本のローカルデモクラシー*　葦書房

● 平成 28 年度
編著
・"Selling the Idea of Local Power: Decentralization Reforms Since the 1990s" in *Power in Contemporary Japan (*pp. 219-238) Palgrave Macmillan, London.
・"Regional Inequality in 2014: Urgent Issue, Tepid Election" in Pekkanen R.J., Reed S.R., Scheiner E. (eds) *Japan Decides 2014*. Palgrave Macmillan, London

● 平成 29 年度
単著
・Local Politics and National Policy: Multi-level Policy Conflicts in Japan and Beyond. Routledge, Abingdon.

● 平成 30 年度
編著
・*"Intergovernmental Relations in Japan: Local Government Participation in National Policy Making" in Farazmand, A. (ed.) Global Encyclopedia of Public Administration, Public Policy, and Governance (2018) Springer Link.*

② 論文

● 平成 27 年度
・Hijino, KVL. "Bamboo shoots and new roots: Organizational expansion of new parties in Japan." Japanaese Journal of Political Science. 16(3) 270-295.査読有
・Hijino, KVL. "Local Politics in Japan: The Old Guard Strikes Back." Asian Survey, Vol. 56 No. 5, September/October 2016; (pp. 879-904) 査読有

● 平成 30 年度
・Hijino, KVL. "Party Ideologies and Regional Inequality: An Analysis of Party Manifestos in Japan" co-authored with Winkler, C. Asian Studies Review. Vol 42.4. September 2018. (pp. 586-606) 査読有

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・学会報告　Campaigning against Tokyo: Multi-level Intra-party Policy Conflicts in the LDP Association of Asian Studies Conference　Chicago 2015, March 29th

● 平成 29 年度
・学会報告　"Local Politics and National Policy" Nordic Association of Japanese Studies, Stockholm 2017, May 15th
・学会報告 "Legislative turnover and multilevel party organizations: Canada as an outlier" 日本比較政治学 2017, June 17th
・学会報告 "Local Politics and National Policy in Japan: Mulitlevel Policy Conflicts between Governors and Governments, 1990-2015" European Association of Japanese Studies, Lisbon 2017, September 2nd

● 平成 30 年度
・学会報告　" 'Nationalizing' Local Elections and 'Localizing' National Elections: Japanese Candidate Manifestos in a Multilevel Context" 日本行政学会 Tokyo 2018, May 26th,
・学会報告"Identity Politics in Okinawan Elections: The Emergence of Regional Populism", co-presented with Gabriel Vogt. International Political Science Association Brisbane 2018, July 25th
・研究会報告 "Competing Conceptions of Local Democracy Reform" German Institute of Japanese Studies seminar Tokyo 2018, October 20th
・講演　"Designing Local Democracy: Institutional Reform Proposals for Local Elections and Assemblies in Japan" VSJF Conference "Social Science Research and Society in Japan and Germany: Impact, Institutions and Perspectives" Berlin 2018, November 24th
・研究会報告 "The Disruptive Effects of Local Presidents on Partisan Unity: Vertical and Horizontal Manifesto Coordination around Governors in Japan" JSPS-FNRS Joint-Seminar 2019, Brussels March 9th

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金 研究活動スタート支援「Ideational Analysis of Decentralization in Developed Democracies」（研究代表者：ヒジノケン、L）

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金 基盤 B「議員交代率の国際比較」（研究代表者：建林、研究分担者：ヒジノケン、L）

● 平成 29 年度
・科学研究費補助金 基盤 C「A cross-national analysis of regional strongholds for statewide parties」（研究代表者：ヒジノケン、L）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 28 年度
（法政理論専攻）
・English Presentation (developing skills for both academic and non-academic presentations)
・Professional Writing (developing skills for academic writing)
（法曹養成専攻）
・English Presentation (developing skills for both academic and non-academic presentations)
・Professional Writing (developing skills for academic writing)
（公共政策大学院）
・English Presentation (developing skills for both academic and non-academic presentations)
・Professional Writing (developing skills for academic writing)

● 平成 30 年度
（法政理論専攻）
・Professional Writing (developing skills for academic writing)
（法曹養成専攻）
・Professional Writing (developing skills for academic writing)
（公共政策大学院）
・Professional Writing (developing skills for academic writing)

Ⅱ－2　学　部

● 平成 28 年度
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

● 平成 29 年度
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

● 平成 30 年度
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 28 年度
・Japan’s Political Economy (survey of issues in post-war Japan’s political economy)
・Modern Classics in Comparative Politics (close reading of classic texts in political science)
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

● 平成 29 年度
・Japan’s Political Economy (survey of issues in post-war Japan’s political economy)
・Modern Classics in Comparative Politics (close reading of classic texts in political science)
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

● 平成 30 年度
・Japan’s Political Economy (survey of issues in post-war Japan’s political economy)
・Modern Classics in Comparative Politics (close reading of classic texts in political science)
・Japanese Politics (introductory course on Japanese politics and political institutions)

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

● 平成 28 年度
・非常勤講師　慶應義塾大学システムデザインマネージメント研究科　集中講義　Comparative Political Institutions (2016, October – November)

● 平成 29 年度
・非常勤講師　慶應義塾大学システムデザインマネージメント研究科　集中講義　Comparative Political Institutions (2017, October – November)

● 平成 30 年度
・非常勤講師　慶應義塾大学システムデザインマネージメント研究科　集中講義　Comparative Political Institutions (2018, December)

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 28 年度
・日本選挙学会　学会会員

・日本比較政治学会　学会会員
・Association of Asian Studies　学会会員
・Nordic Association of Japanese Studies　学会会員

● 平成 29 年度
・日本選挙学会　学会会員
・日本比較政治学会　学会会員
・Association of Asian Studies　学会会員
・Nordic Association of Japanese Studies　学会会員
・European Association of Japanese Studies　学会会員

● 平成 30 年度
・日本選挙学会　学会会員
・日本比較政治学会　学会会員
・European Consortium for Political Research　学会会員
・Nordic Association of Japanese Studies　学会会員
・European Association of Japanese Studies　学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

I am into the third year of a three-year JSPS-funded project (kaken C) on a cross-national study of regional strongholds.　I am completing my data collection and currently preparing two working papers, one of which will be presented at the ECPR general conference in 2019.

A paper on identity politics in Okinawa (co-authored with Gabriele Vogt from Hamburg University) has been accepted by Japan Forum and will be published within the year. A paper on multilevel manifestos (co-authored with Ishima Hideo) is being resubmitted to another peer-reviewed journal after reconfiguration.

Beside academic output, I have made comments for the general media (Kyoto Shimbun, Economist) as well as written an article for Nippon.com on local assembly reform. I have also completed a chapter on local-level populism in Japan for a research project funded by the AP Initiative think tank and this will be published within the year.

マーフィー　マハン　MURPHY Mahon　准教授　国際関係史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

日本学術振興会外国人特別研究員として平成 28 年 11 月から京都大学に所属し、平成 30 年 12 月に准教授に採用されました。私の研究テーマは「第一次世界大戦中および戦後の日本の国際関係における規範の変化（英語で Normative changes in Japan's international relations during and after the First World War）」で、修士論文のテーマで扱った日本における捕虜待遇の研究を、第一次世界大戦後にまで時期を拡大するとともに、捕虜待遇の背景にあった日本政府の規範意識の変化について考察を行っています。私は、こうした新しい研究に取り組む傍ら、修士論文・博士論文の成果を単著にまとめる作業を続け、平成 29 年にケンブリッジ大学出版会から著書「第一次世界大戦期における帝国の虜囚：抑留とドイツ帝国の崩壊、1914－1919 年」を刊行しています。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

・*Colonial Captivity during the First World War: Internment and the Fall of the German Empire 1914 -1919*, (Cambridge University Press, Cambridge, 2017). (Paperback 2019)

② 論文

● 平成 26 年度
・'Brücken, Beethoven und Baumkuchen: German and Austro-Hungarian Prisoners of War and the Japanese home front', in Barth-Scalmani/Bürgschwentner/Egger, (eds) *Other Fronts, Other Wars? First World War Studies on the Eve of the Centennial* (Brill, Leiden, 2014).

● 平成 28 年度
・'German East Africa, Internment and the Global First War' in *Bulletin of the German Historical Institute* Issue 56, Spring 2016.

● 平成 30 年度

・'The *Hole-y City*: British Soldier's Perceptions of Jerusalem during its Military Occupation 1917-1920', in Clarke, Joseph and Horne John (eds), *Peripheral Visions, European Soldiers and Cultural Encounters in the Long Nineteenth Century* (Palgrave, London, in press, 2018).

③ その他

なし

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度

・26 September: International Committee for the Red Cross, Geneva, Switzerland. Paper Title: 'Law as an Ideal? Internment in the extra-European Theatre of the First World War'.

・6 September: Ruhr-Universität Bochum, Germany. Internationale Konferenz "Die ostasiatische Dimension des Ersten Weltkriegs: Der 'Deutsch-Japanische Krieg' und China, 1914-1919. Paper Title: 'Die Behandlung deutscher Kriegsgefangener in Japan im globalen Kontext des Ersten Weltkrieges'.

● 平成 27 年度

・13 May: Imperial War Museum North, Manchester, UK. 'Internment during the First World War: A Mass Global Phenomenon'. Paper Title: 'Caught Among Three Empires: German Colonial settlers in West Africa in British, French and Spanish Internment'

● 平成 28 年度

・4 October: University of Limerick, Ireland. Limerick History Research Seminar Series. Guest Lecture: 'Militarized Cultural Encounters: British Soldiers in Jerusalem'.

・30 September: Trinity College Dublin, Ireland. Probe European Researchers' Night: 'Mapping the Global First World War'.

・1 August: Kyoto University, Japan. Graduate School of Law, Guest Lecture: 'Colonial Captivity during the First World War'.

・4 June: Trinity College Dublin, Ireland. Peripheral Visions: European Soldiers and Cultural Encounters in the Long Nineteenth Century. Paper Title: 'The 'Hole-y City': British Soldiers' Perceptions of Jerusalem During its Occupation, 1917-1920'.

・5 March: Vanderbilt, Nashville, USA. Society for French Historical Studies Annual Conference. Paper Title: 'Cultural Encounters and Cultural Clashes: Britain and France in Jerusalem 1917-1920'.

・11 February: Faculty of History, Oxford University, UK. Guest Lecture: 'Internment and the End of Empire 1914-1920'.

・21 January: King's College London, UK. Cultural Encounters During Global War 1914-1918, Traces, Spaces Legacies. Paper Title: 'The British Military Occupation of Jerusalem 1917-1920: Soldiers as Tourists and Pilgrims?'

・19 January: Freie Universität Berlin, Germany. Guest Lecture: 'The British Military Occupation of Jerusalem 1917-1920'.

● 平成 29 年度

・8 November: Tezukayama High-School, Nara, Japan. JSPS Science Dialogue: 'Japan and the First World War'.

・19 October: The University of Haifa and Tel Aviv University, Israel. Military and Civilian Internment in World War I. Paper Title: The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.

・12 October: University College Dublin, Ireland. Centre for War Studies Research Seminar. Guest Lecture: 'Der Krieg ist Kein Afternoon Tea!: The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.

・3 September: Central European University, Budapest, Hungary. Fifth European Congress on World and Global History. Panel chair and commentator: 'Revisiting 1919 from within East Asia'.

・1 September: St Antony's College, Oxford, UK: Rethinking the World Order: International Law and International Relations at the End of the Great War. Paper Title: 'Taisho Japan and the International Order'.

・27 June: Tokyo University, Japan: Japan History Group. Guest Lecture: 'Isolated Internationalists? Taisho Era Japan and the Global Order'.

● 平成 30 年度

・21 June: Waseda University, Japan, Public Lecture 第一次世界大戦期のアフリカ・アジアにおけるドイツのプロパガンダ (Propaganda in Africa and Asia during the First World War).

・22 March: Kyoto University, Japan, International Conference: 第二次世界大戦におけるアフリカ・アジア植民地の動員—兵士・労働者・女性— (Colonial Mobilization in Africa and Asia during the Second World War: Soldiers, Labourers and Women). Commentator

・16 March: Department of History, Cambridge University, UK. International History and Prisoners of War Workshop, Keynote address: 'The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.

・20 February: École Française d'Extrême-Orient and the Italian School of East Asian Studies, Kyoto, Japan. Guest Lecture: 'Japan of the World: Japan, Peace and Internationalism in the Wake of the First World War'.

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 27 年度から平成 28 年度

・Trinity College Dublin, Ireland. Humanities Europe Research Area: "Making War Mapping Europe Militarized Cultural Encounters 1792-1920".

・京都大学 SPIRITS 'International Collaboration Project for Understanding the Experiences of POWs and Civilian Internees in Modern Japan' 2017- 2019

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

なし

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 30 年度

・British Journal of Military History の地域編集者 www.bjmh.org.uk

・International Society for First World War Studies のメンバーhttps://www.firstworldwarstudies.org/

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

私の現在の研究テーマ「第一次世界大戦中および戦後の日本の国際関係における規範の変化」は、日本学術振興会研究活動スタート支援の研究費のおかげで順調に進んでいます。今はこの研究のケーススタディとして「平明丸事件」に着目して史料収集を行い、論文を書いています。令和 2 年度からユニバーシティ・カレッジ・ダブリンと京都大学の国際研究プロジェクトにも参加します。

山下　徹哉　YAMASHITA Tetsuya　准教授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

第一に、会社法について、株主の地位・権限に関する諸問題を中心に研究している。会社法の基本ルールとされる株主平等の原則が株主間の利害調整のために果たし得る機能と原則に違反するか否かを裁判所が判断する際の判断枠組み・考慮要素の検討のほか、コーポレート・ガバナンスにおける株主の役割およびそれに関連する法制度のあり方などについて研究を進めている。

第二に、保険法について、傷害保険における「傷害」概念をめぐる解釈論、責任保険の諸問題などについて研究を進めている。

平成 29 年 8 月から令和元年 8 月までの 2 年間は、アメリカ合衆国およびヨーロッパにおける会社法制上の株主の地位および株主権のあり方などについて調査、研究するため、ペンシルベニア大学（アメリカ）およびマックス・プランク外国私法・国際私法研究所（ドイツ）にて在外研究を行った。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 28 年度

・小林量＝北村雅史編著『事例研究 会社法』（日本評論社）［共著］

② 論文

● 平成 26 年度

・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（五）」法学論叢 175 巻 5 号 1 頁-38 頁

● 平成 27 年度

・「発行可能株式総数に係る規律・株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由」商事法務 2065 号 28 頁-37 頁

・「発行可能株式総数に係る規律・株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由」神田秀樹編『論点詳解　平成 26 年改正会社法』（商事法務、2015）295 頁-314 頁

・「コーポレートガバナンスにおける経営理念・企業風土の意義―現状の分析と今後の課題について―」ビジネス法務 15 巻 12 号 105 頁-109 頁

・「保険募集に係る業法規制について―平成 26 年保険業法改正を中心に―」生命保険論集 193 号 71 頁-102 頁

・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（六）」法学論叢 178 巻 5 号 1 頁-26 頁

・「ドイツにおける株主提案権制度」一般財団法人比較法研究センター『株主提案権の在り方に関する会社法上の論点の調査研究業務報告書』85 頁-128 頁

● 平成 28 年度

・「ドイツにおける株主総会決議の効力を争う訴訟の現状に関する覚書」早川勝＝正井章筰＝神作裕之＝高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』（中央経済社）193 頁-222 頁

・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（七）」法学論叢 180 巻 3 号 23 頁-60 頁

・「非上場会社の株式買取請求に係る買取価格決定における非流動性ディスカウントの可否―最一小決平 27.3.26 を中心に―」金融法務事情 2059 号 42 頁-54 頁

● 平成 29 年度

・「非営利法人の理事の対第三者責任の意義と機能に関する一考察」NBL1104 号 61 頁-68 頁

・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（八）」法学論叢 181 巻 6 号 19 頁-35 頁

● 平成 30 年度

・「重複保険における保険者間の法律関係に関する一考察」保険学雑誌 641 号 1 頁-30 頁

・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（九・未完）」法学論叢 184 巻 3 号 1 頁-23 頁

③ その他

● 平成 26 年度

・（判例解説）「平成 25 年度会社法関係重要判例の分析〔上〕〔下〕」商事法務 2039 号 4 頁-16 頁、2040 号 52 頁-66 頁

・（判例評釈）「第三者のためにする生命保険契約における保険契約者による保険金請求権に対する質権設定と保険金受取人の承諾の要否」商事法務 2040 号 105 頁-110 頁

・（判例評釈）「災害関係特約における『不慮の事故』と軽微な外因」保険事例研究会レポート 281 号 12 頁-21 頁

・（判例解説）「裏書の連続のある手形による請求と権利推定の主張」神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選〔第 7 版〕（別冊ジュリスト 222 号）』（有斐閣、2014）106 頁-107 頁

● 平成 27 年度

・（判例解説）「平成 26 年度会社法関係重要判例の分析〔上〕〔下〕」商事法務 2074 号 4 頁-16 頁、2075 号 85 頁-99 頁

● 平成 28 年度

・（判例解説）「施設送迎車からの降車時の負傷と自動車保険の搭乗者傷害特約における運行起因性」法学教室 430 号 143 頁

・（判例評釈）「人身傷害条項に基づく支払いにより保険会社が代位取得する請求権の範囲」商事法務 2106 号 50 頁-55 頁

・（判例評釈）「地震および津波の到来後に火災が発生した場合の地震免責条項の適用」損害保険研究 78 巻 2 号 275 頁-298 頁

・（判例解説）「A34　基準日後取得株主による価格決定申立て」「A35　名義書換未了株主による株式交換無効の訴えの提起」「A36　会社分割と否認」「A38　買収防衛策としての新株予約権の株主割当ての差止め」「A39　事前警告型買収防衛策の発動を争う方法」岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第 3 版〕（別冊ジュリスト 229 号）』（有斐閣、2016）230 頁-233 頁

・（判例解説）「会計帳簿等の閲覧謄写請求における請求理由の具体性および閲覧謄写の対象範囲の限定」法学教室 433 号 156 頁

・（判例解説）「株主による提訴請求に対する監査委員会の不提訴判断と監査委員の任務懈怠責任」法学教室 436 号 140 頁

● 平成 29 年度
・（判例解説）「虚偽記載のある有価証券届出書に関する元引受金融商品取引業者等の民事責任」法学教室 441 号 125 頁
・（判例評釈）「弁護士賠償責任保険の免責条項における「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」の意義」私法判例リマークス 55 号 98 頁-101 頁
・（判例評釈）「簡易生命保険契約において保険契約者が保険金受取人を指定せず、かつ「遺族」に当たる者がいないときの旧簡易生命保険法 55 条の適用の可否」保険事例研究会レポート 306 号 12 頁-25 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・（講演）「会社法をめぐる平成 25 年度重要商事判例の要点」（平成 26 年 10 月 23 日、経営法友会月例講演会）
● 平成 27 年度
・（講演）「会社法をめぐる平成 26 年度重要商事判例の要点」（平成 27 年 10 月 30 日、経営法友会月例講演会）
● 平成 28 年度
・（学会報告）「重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討」（平成 28 年 10 月 30 日、日本保険学会平成 28 年度全国大会自由論題報告、於・立命館大学法学部）
● 平成 30 年度
・（学会報告）「Recent Corporate Governance Reforms in Japan Under the Global Market Pressure」（平成 30 年 6 月 2 日、IGLP: The Conference 2018、於・Harvard Law School）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費助成事業・若手研究（B）「重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成―健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して」（研究代表者：佐久間毅）研究分担者
・公益財団法人生命保険文化センター・生命保険に関する研究助成「保険募集に係る業法規整のあり方に関する研究」研究代表者
・一般社団法人信託協会・信託研究奨励金制度「複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討」研究代表者
● 平成 27 年度
・科学研究費助成事業・若手研究（B）「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成―健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して」（研究代表者：佐久間毅）研究分担者
・一般社団法人信託協会・信託研究奨励金制度「複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討」研究代表者
● 平成 28 年度
・科学研究費助成事業・若手研究（B）「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成―健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して」（研究代表者：佐久間毅）研究分担者
・一般社団法人信託協会・信託研究奨励金制度「複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討」研究代表者
・Workshop “2016 Summer Institute in Law and Economics: Research methods in Law and Economics”（平成 28 年 7 月 11 日～22 日、アメリカ合衆国　シカゴ大学）に参加
・Conference “DIRECTORS' AND OFFICERS' (D&O) LIABILITY”（平成 29 年 3 月 28 日、オーストリア共和国ウィーン大学）に参加
● 平成 29 年度
・科学研究費助成事業・若手研究（B）「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）研究分担者
・Symposium “Bankruptcy’s New Frontiers”（平成 29 年 10 月 20 日～21 日、アメリカ合衆国　ペンシルベニア大学）に参加
・Conference “White and Williams LLP Coverage College 2017”（平成 29 年 10 月 26 日、アメリカ合衆国　ペンシルベニア・コンベンションセンター）に参加
・Workshop “First Annual Works in Progress Program on Blockchains and the Law”（平成 30 年 1 月 26 日、アメリカ合衆国　イェシーバー大学）に参加
・Symposium “A Chip Off the Old Block (chain): How Blockchain Technology is Changing Law and Business”（平成 30 年 2 月 3 日、アメリカ合衆国　ペンシルベニア大学）に参加
・Symposium “Penn/NYU Law and Finance Symposium”（平成 30 年 2 月 26 日～27 日、アメリカ合衆国　ペンシルベニア大学）に参加
● 平成 30 年度
・科学研究費助成事業・若手研究（B）「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者

・科学研究費助成事業・基盤研究（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）研究分担者
・Conference “Annual Meeting of the American Law and Economics Association”（平成 30 年 5 月 11 日～12 日、アメリカ合衆国　ボストン大学）に参加
・Workshop “2018 Northwestern-Duke Causal Inference Main Workshop”（平成 30 年 6 月 18 日～22 日、アメリカ合衆国　ノースウェスタン大学）に参加
・Workshop “University of London Postgraduate Laws Summer Course 2018”（平成 30 年 6 月 30 日～7 月 1 日、イギリス　ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン）に参加
・Workshop “2018 Summer Institute in Law and Economics: Research methods in Law and Economics”（平成 30 年 7 月 9 日～20 日、アメリカ合衆国　シカゴ大学）に参加
・Conference “Annual Conference on Empirical Legal Studies”（平成 30 年 11 月 9 日～10 日、アメリカ合衆国　ミシガン大学）に参加
・Symposium “Penn/NYU Law and Finance Symposium”（平成 31 年 2 月 22 日～23 日、アメリカ合衆国　ニューヨーク大学）に参加

※そのほか、京都大学商法研究会、損害保険判例研究会、京都企業法務研究会、生保・金融法制研究会、関西損害保険研究会、保険事例研究会（大阪）、関西信託研究会、関西金融法務懇談会、保険学セミナー（大阪）、民法からみる生命保険研究会、商法研究会、京都法制研究会、早稲田大学保険判例研究会に定期的に出席し、適宜報告を行っている。

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度

（法政理論専攻）
・商法演習 1A（前期 2 単位）：齊藤教授担当の「商法 1A」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。
・商法研究演習 1A（前期 2 単位）：齊藤教授担当の「商法研究 1A」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

（法曹養成専攻）
・民事法文書作成（通年 2 単位）：民事法に関する長文の事案について、弁護士または裁判官の立場に立った文章を即日起案させ、講評および指導を行った。

● 平成 30 年度

なし

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度

・外国文献購読（法・英）Ⅰ（全学共通科目・前期 1 単位）：会社役員賠償責任保険と株主代表訴訟の抑止効の関係に関する英語論文を購読した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度

日本私法学会会員
金融法学会会員
日本保険学会会員
信託法学会会員

● 平成 30 年度

日本私法学会会員
金融法学会会員
日本保険学会会員
信託法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

まずは、これまでの研究プロジェクトの成果で公表に至っていないものについて、順次論文として取りまとめ、早急に公表する。

次に、平成29年夏から2年間の在外研究の中で得られた研究成果を活かして、研究対象を会社法・保険法から資本市場法・金融法へと広げるとともに、研究成果の報告の場としても、国内のみならず、英語論文や国際学会での報告もチャレンジしていきたい。

和田　勝行　WADA Katsuyuki　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の主な研究テーマは、各種の動産・債権を担保として利用する資金調達取引のあり方を検討することである。例えば、企業の事業を構成する資産である動産・債権の担保化は、従来の不動産担保・個人保証に代わる新たな資金調達方法として近時注目を集めているが、それに伴う新たな法的問題への対応を検討する必要がある。特に、そのような問題の一つである担保提供者の倒産時における担保の効力につき、担保権者と一般債権者の利益をどのように調整すべきであるかという点に関心をもって研究を進めている。さらに、動産・債権担保法の領域は国際的にも様々なモデル法などが公表されている分野であるため、国際的動向も視野に入れつつ比較法的検討を行っている。

平成 27 年 9 月から平成 29 年 8 月までの 2 年間は、ドイツ及びヨーロッパにおける動産・債権担保法の動向などを調査することを目的として、ドイツ・ボン大学において在外研究を行った。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 26 年 4 月～31 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

- 平成 28 年度
  - 「破産・民事再生手続における（第三者）所有権留保の取り扱いに関する一考察」法学論叢 180 巻 5・6 号（2017）690-731 頁
- 平成 30 年度
  - 「信用状取引における動産譲渡担保と間接占有者による占有改定――最二小決平成 29.5.10 の検討――」金融法務事情 2091 号（2018）32～44 頁
  - 「債権譲渡の対抗要件としての債務者の承諾に関する覚書」法学論叢 183 巻 6 号（2018）1-38 頁
  - 「Numerus clausus-Prinzip im japanischen Sachenrecht」Zeitschrift fuer japanisches Recht/Journal of Japanese Law, Sonderheft Nr.14, 117-129

③ その他

- 平成 26 年度
  - 判例評釈：最高裁平成 21 年 3 月 10 日判決・民法判例百選Ⅰ〔第 7 版〕（有斐閣、2015）202-203 頁
- 平成 27 年度
  - 「譲渡人倒産時における将来債権譲渡担保の効力―ドイツの法状況を参考にして」私法 77 号（2015）151-158 頁
- 平成 28 年度
  - 「詐害行為取消権 ： 破産法上の否認権との比較から」法学セミナー61 巻 8 号（2016）20-25 頁
  - 「判例評釈：自動車割賦販売における第三者所有権留保において,登録所有名義を有しない留保所有権者が別除権を行使することの可否［札幌地裁平成 28.5.30 判決］」法学教室 435 号（2016）64-70 頁
- 平成 29 年度
  - 「将来債権譲渡担保の効力」「将来債権の譲受人に対する譲渡制限の意思表示の対抗」「債権譲渡の承諾と債務者の抗弁」潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正』（弘文堂、2017 年）268～273 頁。
  - 判例評釈：最高裁平成 21 年 3 月 10 日判決・民法判例百選Ⅰ〔第 8 版〕（有斐閣、2018 年）204～205 頁
  - 判例評釈：最高裁昭和 42 年 10 月 27 日判決・民法判例百選Ⅱ〔第 8 版〕（有斐閣、2018 年）56～57 頁
- 平成 30 年度
  - 判例解説：潮見佳男ほか編『新・判例ハンドブック債権法Ⅰ』（日本評論社、2018）145～151 頁
  - 「抵当権に基づく賃料債権への物上代位」千葉恵美子ほか編『Law Practice 民法Ⅰ【総則・物権編】〔第 4 版〕』（商事法務、2018 年）302～309 頁

(2) 学会報告・講演等

● 平成 26 年度
・学会報告「譲渡人倒産時における将来債権譲渡担保の効力―ドイツの法状況を参考にして」（日本私法学会第 78 回（2014 年度）大会、2014 年 10 月 11 日、中央大学法学部）

● 平成 29 年度
・学会報告「債権譲渡の効果――二重譲渡の場合の優劣決定基準を中心に」（第 7 回東アジア民事法学国際シンポジウム、2017 年 12 月 16 日、京都大学法学研究科）
・報告「日本法における物権法定主義」（京都大学大学院法学研究科・マックスプランク比較私法・国際私法研究所 二国間交流事業国際ワークショップ、2018 年 1 月 30 日、京都大学法学研究科）

● 平成 30 年度
・報告「Digitale Registerpublizität im Recht der Mobikiarsicherheiten – Diskussionen über die Registerpublizität der Abtretung in der Schuldrechtsreform」（RUB JAPAN SCIENCE DAYS 2018, Workshop [Shaping the Law for a Society 5.0], 2018 年 7 月 6 日，Ruhr-Universität BOCHUM）

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

● 平成 26 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）

● 平成 27 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）

● 平成 28 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者：潮見佳男）
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（代表者：山本敬三・Baum Harald）

● 平成 29 年度
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（代表者：山本敬三・Baum Harald）
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表者：潮見佳男）

● 平成 30 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表者：潮見佳男）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　大学院

● 平成 29 年度（後期のみ。前期はドイツで在外研究）
（法制理論専攻）
民法研究演習 1：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習

● 平成 30 年度
（法制理論専攻）
民法研究演習 3：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

● 平成 29 年度（後期のみ。前期はドイツで在外研究）
外国文献講読（後期 2 単位）：法学に関する英語文献を読み進め、読解に必要な知識等を解説した。
法学部基礎演習（後期 2 単位）：民法の身近な判例を取り上げ、演習形式で議論した。

● 平成 30 年度
外国文献講読（前期 2 単位）：法学に関する英語文献を読み進め、読解に必要な知識等を解説した。
法学部基礎演習（後期 2 単位）：民法の身近な判例を取り上げ、演習形式で議論した。

Ⅲ　学 外 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

● 平成 29 年度・30 年度
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

従来に引き続き、動産・債権担保に関わる幾つかの業績を公表することができた。また、国際的な研究集会でも報告を行い、留学の経験を活かすことができた。今後は、担保権の法的取扱いを手掛かりとして、平時における財貨帰属ルールと倒産時における財貨帰属ルールの関係といった、より一般性・抽象度の高い問題へと研究対象を広げていきたいと考えている。

2）特別教授の自己点検・評価

※ 本章では、平成 31 年 3 月 31 日現在在職の法学研究科の特別教授から下記項目について提出された原稿を、形式面での調整以外は行わず、各々五十音順で掲載している。

自己点検・評価フォーマット

Ⅰ　本務（現在の本務、例：弁護士（京都弁護士会所属））
Ⅱ　教育活動（平成 29・30 年度）
　Ⅱ—1　大学院
　Ⅱ—2　学　部
　Ⅱ—3　他学部・大学院、全学共通科目
Ⅲ　研究・学外活動
　Ⅲ—1　研究活動
　　(1)　公表された著作
　　(2)　学会報告・講演等
　　(3)　共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
　Ⅲ—2　学外活動
　　(1)　他大学非常勤講師・兼任教授等
　　(2)　各種学外委員
　　(3)　所属学会および学会役員等
　　(4)　その他の活動

目　次

国分　貴之……278
小林　章博……279
谷口　哲也……280
赫　　高規……281
平尾　嘉晃……282
増尾　　崇……283

国分　貴之　KOKUBUN Takashi　特別教授　裁判実務

Ⅰ　本　務

判事（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

● 平成 29 年度
なし

● 平成 30 年度
・医療訴訟の現状と課題（後期 2 単位）：医療訴訟の実体上・訴訟上の問題点を概説した上で，記録教材を基に主張整理・事実認定等の演習を行った。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度
裁判実務フロンティア家事事件手続（共著）

② 論文

なし

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

なし

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

小林　章博　KOBAYASHI Akihiro　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（京都弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

- 平成 29 年度
  - ・民事弁護実務演習④、⑩（前期 2 単位）：民事弁護士の実務において日常的に関与する具体的な事案を素材に弁護士としての事実の見方、法律構成の仕方、よりよい実務書面の作成などを指導する。
  - ・債権回収事例演習（後期 2 単位）：具体的事例をもとにして、適法かつ有効な「債権回収」を実現するために必要となる民法、商法、会社法等の実体法、破産法・民事再生法・会社更生法等の倒産法、民事執行法、民事保全法等の手続法の実践的理解が深められるよう指導している。
- 平成 30 年度
  - ・民事弁護実務演習④、⑩（前期 2 単位）：民事弁護士の実務において日常的に関与する具体的な事案を素材に弁護士としての事実の見方、法律構成の仕方、よりよい実務書面の作成などを指導する。
  - ・債権回収事例演習（後期 2 単位）：具体的事例をもとにして、適法かつ有効な「債権回収」を実現するために必要となる民法、商法、会社法等の実体法、破産法・民事再生法・会社更生法等の倒産法、民事執行法、民事保全法等の手続法の実践的理解が深められるよう指導している。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

なし

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

- 平成 29 年度

  近畿弁護士連合会業務改革委員会副委員長
  京都弁護士会業務推進委員会委員長
  第 21 回日弁連弁護士業務改革シンポジウム京都実行委員会副委員長
- 平成 30 年度

  近畿弁護士連合会業務改革委員会副委員長
  京都弁護士会業務推進委員会委員長
  第 21 回日弁連弁護士業務改革シンポジウム京都実行委員会副委員長

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

谷口　哲也　TANIGUCHI Tetsuya　特別教授　裁判実務

Ⅰ　本　務

判事（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

● 平成 29 年度

・民事訴訟実務の基礎③（前期 2 単位）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定について基礎的な知識や技能を修得させることを目的とする講義をした。（双方向形式）

・民事裁判演習③（後期 2 単位）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として，訴えの提起から判決までの民事第一審手続の各段階において民事訴訟手続上の諸問題を演習形式で検討するとともに，交互尋問を実演して，民事訴訟手続の理解を確実なものとする目的とした講義をした。（演習形式）

・民事模擬裁判（後期 2 単位）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として，訴状の作成から判決書の起案まで，書面の作成や争点整理手続，交互尋問を含めて民事第一審手続を実演し，民事訴訟手続のより実践的な理解を獲得させることを目的とする講義を行った。（演習形式）

● 平成 30 年度

・民事訴訟実務の基礎③（前期 2 単位）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定について基礎的な知識や技能を修得させることを目的とする講義をした。（双方向形式）

・民事裁判演習③（後期 2 単位）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として，訴えの提起から判決までの民事第一審手続の各段階において民事訴訟手続上の諸問題を演習形式で検討するとともに，交互尋問を実演して，民事訴訟手続の理解を確実なものとする目的とした講義をした。（演習形式）

・民事模擬裁判（後期 2 単位）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として，訴状の作成から判決書の起案まで，書面の作成や争点整理手続，交互尋問を含めて民事第一審手続を実演し，民事訴訟手続のより実践的な理解を獲得させることを目的とする講義を行った。（演習形式）

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

なし

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

なし

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

赫　高規　TERASHI Koki　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（大阪弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

● 平成 29 年度

・弁護士実務の基礎 1-②（後期 2 単位）：弁護士の日常業務につき，事例を素材として演習形式で行う。

● 平成 30 年度

・民事弁護実務演習③（前期 2 単位）：弁護士が日常扱うことが多いと思われる 13 の分野を取り上げ，学生に，訴状等の典型的な書類を起案させて，添削により実務的な書類の作成能力の向上を目指すとともに，実務の中で法理論がどのように生きているかを教えている。

・法曹倫理①（後期 2 単位）：弁護士倫理の部分（主に、事例問題を題材に受講生に報告をさせたうえ教員から実務の動向に配慮した解説を行っている。）

・弁護士実務の基礎②（後期 2 単位）：弁護士の日常業務につき，事例を素材として演習形式で行う。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

● 平成 29 年度

・Before/After 民法改正（共編著，弘文堂，2017 年）

・Q&A ポイント整理改正債権法（共著，弘文堂，2017 年）

・実務解説 改正債権法（日本弁護士連合会編，弘文堂，2017 年）

・実務解説 民法改正（大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編，民事法研究会，2017 年）

● 平成 30 年度

・倒産法実務大系（共著，民事法研究会，2018 年）

② 論文

● 平成 29 年度

・「改正債権譲渡禁止特約法制についての 4 つのありがちな誤解」事業再生研究機構編『債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生』163 頁（商事法務，2017 年）

・「将来債権譲渡や相殺範囲に関する改正法案が実務に与える影響」上記同書 25 頁

(2) 学会報告・講演等

近畿税理士会プロフェッショナルセミナー（2018 年 4 月 9 日、エル・おおさか）「民法（債権法）改正のポイント整理 ～ 税理士業務への影響も踏まえて」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

大阪市立大学法科大学院 非常勤講師

近畿大学法科大学院 兼任実務家教員（平成 29 年度以前）

(2) 各種学外委員

大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会 副委員長

大阪市人事監察委員会 退職管理部会 部会長

株式会社高速（東証一部上場）代表取締役会長

株式会社スーパーツール（東証 JASDAQ）社外取締役（平成 30 年度以降）

(3) 所属学会及び学会役員等

日本私法学会

日本民事訴訟法学会

(4) その他の活動

なし

平尾　嘉晃　HIRAO Yoshiaki　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（京都弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

● 平成 29 年度
・弁護士実務の基礎 2－①（後期 2 単位）：弁護士実務の基礎となる事情聴き取りの手法、それに基づいた書面作成、尋問における発問の仕方、刑事弁護の基本などを指導する。

● 平成 30 年度
・民事弁護実務演習①、②（前期 2 単位）：民事弁護士の実務において日常的関与する具体的な事案を素材に弁護士としての事実の見方、法律構成の仕方、よりよい実務書面の作成などを指導する。
・弁護士実務の基礎 2－①（後期 2 単位）：弁護士実務の基礎となる事情聴き取りの手法、それに基づいた書面作成、尋問における発問の仕方、刑事弁護の基本などを指導する。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

● 平成 30 年度
・原状回復費用特約、敷引特約、更新料特約の問題点と実務での現状（ジュリスト№1514）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

● 平成 29, 30 年度
・京都弁護士会・消費者保護員会（委員）
・日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会（委員）

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

増尾　崇　MASUO Takashi　特別教授　刑事裁判実務

Ⅰ　本　務

判事（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（平成 29・30 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

● 平成 29 年度

・刑事訴訟実務の基礎①（前期 2 単位）：刑事裁判において実務上要求される、刑事実体法・刑事手続法の知識を修得させる。

・刑事裁判演習②（後期 2 単位）：刑事実体法・刑事手続法の重要問題について、訴訟の具体的場面に則した解決の方法を学ばせる。

・刑事模擬裁判②（後期 2 単位）：公判前整理手続及び公判手続の実演を行うことを通じて、刑事実体法・刑事手続の理解を深めさせるとともに、尋問技術等の実務法曹にとって不可欠な能力の基礎を学ばせる。

● 平成 30 年度

・刑事訴訟実務の基礎①（前期 2 単位）：刑事裁判において実務上要求される、刑事実体法・刑事手続法の知識を修得させる。

・刑事裁判演習②（後期 2 単位）：刑事実体法・刑事手続法の重要問題について、訴訟の具体的場面に則した解決の方法を学ばせる。

・刑事模擬裁判②（後期 2 単位）：公判前整理手続及び公判手続の実演を行うことを通じて、刑事実体法・刑事手続の理解を深めさせるとともに、尋問技術等の実務法曹にとって不可欠な能力の基礎を学ばせる。

Ⅱ－2　学　部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　研究・学外活動（平成 29・30 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

① 著書

なし

② 論文

「死因の認定」〔実例を題材にした主張整理，事実認定等裁判所の訴訟運営，判断の在り方に関する研究［大阪刑事実務研究会］〕（共著・判例タイムズ 1450 号 10 頁）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

なし

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

13　講師・助教・特定助教・日本学術振興会特別研究員

1）講師

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間に在職した講師の氏名、採用年月日および研究テーマは以下の通りである。

辻井　　綾　（平成 17 年 4 月 1 日採用）「東アジアの比較政治経済」
上田　正基　（平成 29 年 4 月 1 日特定助教より昇任）「結果的加重犯の正統性」

2）助教・特定助教

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間に在職した助教・特定助教の氏名、採用年月日、所属する講座の教員および研究テーマは以下の通りである。

魏　　培軒　（平成 28 年 4 月 1 日採用、毛利教授）「「人的流動」をめぐる憲法秩序および人権体系の諸問題」
張　　智程　（平成 28 年 4 月 1 日採用、村中教授）「団体行動の目的の正当性に関する法理の再構成」
西山由理花　（平成 28 年 4 月 1 日採用、伊藤（之）教授）「松田正久と政党政治の発展―政治家の責任、地域性の克服と司法制度改革―」
南迫　葉月　（平成 28 年 4 月 1 日採用、堀江教授）「検察官の取引権限に対する裁判所の審査の在り方」
柳　　蕙琳　（平成 28 年 4 月 1 日採用、鈴木（基）教授）「FTA 政策の比較制度分析と制度の内生性」
李　　春　（平成 28 年 4 月 1 日採用、潮見教授）「譲渡禁止特約の譲受人に対する効力に関する比較研究―日本と韓国，そして中国を中心に―」
奥　　忠憲　（平成 29 年 4 月 1 日採用、曽我部教授）「公務労使関係法の憲法学的研究―日仏比較を中心として」
菊池　亨輔　（平成 29 年 4 月 1 日採用、近藤准教授）「法実務家の行う法的思考方法の探求」
木原　彩夏　（平成 29 年 4 月 1 日採用、洲崎教授）「合併対価が不公正である場合及び合併に合併承認決議の瑕疵以外の法令定款違反がある場合の株主の救済」
佐藤　　遼　（平成 29 年 4 月 1 日採用、近藤准教授）「法律関係論における権能」
崔　　佳榮　（平成 29 年 4 月 1 日採用、新川教授、曽我教授）「家族主義福祉レジームにおける保育政策をめぐる政治過程」
中村　知里　（平成 29 年 4 月 1 日採用、中西（康）教授）「抵触規則及び実質法の調和が国際裁判管轄に及ぼす影響―不法行為を中心に―」
中村　瑞穂　（平成 29 年 4 月 1 日採用、山本（敬）教授）「挫折した契約の清算と原状回復の不能」
安永　祐司　（平成 29 年 4 月 1 日採用、笠井教授）「民事差止請求訴訟を救済法から説明することの当否について」
楊　　名豪　（平成 29 年 4 月 1 日採用、淺田教授）「地域的漁業管理機関の非加盟国の法的地位について」
吉原　知志　（平成 29 年 4 月 1 日採用、松岡教授）「区分所有法第 26 条における管理者の権限について」
稲谷　信行　（平成 30 年 4 月 1 日採用、村中教授）「労働法における管理職労働者の法的責任の在り方に関する研究」
上條　諒貴　（平成 30 年 4 月 1 日採用、建林教授）「議員内閣制の動的モデル」
鈴木　崇弘　（平成 30 年 4 月 1 日採用、髙木教授）「行政組織上の契約及び委託契約の構造化」
住永　佳奈　（平成 30 年 4 月 1 日採用、岡村教授）「財産の移転における所得課税」
仲　　卓真　（平成 30 年 4 月 1 日採用、洲崎教授）「事前の事業承継対策のための会社法上の手段のあり方についての検討（1）―相続人等に対する株式の売渡請求制度についての検討―」
西村　真彦　（平成 30 年 4 月 1 日採用、中西（寛）教授）「重光訪米と日米安全保障体制」

3）日本学術振興会特別研究員

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 2 年間に在職した日本学術振興会特別研究員の氏名、採用年度、指導教員および研究テーマは以下の通りである。

越智　　萌　（平成 27・28・29・30 年度、濱本教授）「国際刑事実体法の体系的整理—管轄権・手続法的視点から」

北村理依子　（平成 27・28・29 年度、酒井教授）「国際法における信教の自由の保護」

土井　翔平　（平成 27・28・29 年度、鈴木（基）教授）「安全保障における経済的相互依存の機能と限界に関する動学的分析」

二杉　健斗　（平成 27・28・29 年度、濱本教授）「私人による国際責任の援用－投資条約仲裁における投資家の法的地位－」

Adebahr David　（平成 28・29・30 年度、中西（寛）教授）「「太平洋の世紀」における日米同盟の戦略的再編を背景とした日本の安全保障政策の動向」

伊藤　　遥　（平成 28・29 年度、浅田教授）「国際法上の共通利益保全における対世的義務の役割」

菅原　健志　（平成 28・29 年度、中西（寛）教授）「イギリスと日英同盟 1894 - 1930 年—帝国防衛と英米協調の相克—」

髙田陽奈子　（平成 28・29・30 年度、濱本教授）「国際人権条約機関による権限行使のあり方と「民主主義」との関係」

西村　真彦　（平成 28・29 年度、中西（寛）教授）「安保改定と東アジア地域の安全保障」

阿部　紀恵　（平成 29・30・31 年度、濱本教授）「一般国際法規則の認定による国際法体系への実質的価値の組み入れ」

大泉　陽輔　（平成 29・30・31 年度、伊藤（孝）教授）「明治期における特許法制の形成と展開—技術後進国の発明保護法制と産業発展」

張　　帆　（平成 29・30 年度、中西（寛）教授）「戦後日本国際政治思想における現実主義の台頭と成熟：講和論争からデタントまで」

鄭　　超　（平成 29・30 年度、髙山教授）「量刑論の再構築に関する検討ーー刑罰、責任、予防の関係を中心としてーー」

宇治　梓紗　（平成 29・30 年度、鈴木（基）教授）「水銀に関する水俣条約における三位一体の実現」

宍戸　　聖　（平成 29・30 年度、川濵教授）「競争法上の不当な排除の識別に関する日米欧比較研究」

齋藤　　暁　（平成 29・30 年度、毛利教授）「戦後憲法学における国家論の不在—日独憲法学説史研究を通じた国家論の意義と限界」

松本　和洋　（平成 29・30・31 年度、佐々木教授）「コモン・ロー法格言集におけるローマ法格言の利用と影響について」

井関　竜也　（平成 30・31・令和 2 年度、建林教授）「司法積極主義の比較政治学的研究—イタリア憲法裁判所を手掛かりに—」

石間　英雄　（平成 30・31 年度、建林教授）「政治的決定の多元性と政党組織:　ウェストミンスターモデル再考」

沼本　祐太　（平成 30・31 年度、毛利教授）「官僚制の憲法学的研究」

伊藤　　健　（平成 30 年度、土井教授）「違憲審査基準論における利益衡量の位置づけ」

中岡　　淳　（平成 30・31 年度、土井教授）「同性婚の憲法的保護の論拠とその解釈枠組みに関する比較法的研究」

藤山　一樹　（平成 30・31・令和 2 年度、中西（寛）教授）「大恐慌期の経済と外交——英米金融対立とヨーロッパ国際秩序の破綻、1931-35 年」

14　資　料

図表番号	図表の内容	頁数
表 1	法学研究科の組織	288
図 2-1	法学研究科の教育課程	288
表 2-1	法学研究科修士課程入学・博士後期課程入学（進学及び編入学）状況（外国人特別選抜は除く）	288
表 2-2	法学研究科修士課程・博士後期課程 外国人特別選抜入学状況	289
表 2-3	法政理論専攻授業科目等一覧（平成 30 年度）	290
表 2-4	修士・博士学位授与状況	292
表 2-5	法学研究科 日本学生支援機構奨学生数	292
表 2-6	法学研究科 大学院授業料免除出願者数及び免除者数	292
表 2-7	法政理論専攻修士課程進路状況	292
表 2-8	法政理論専攻博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況	293
表 2-9	法学研究科における科目等履修生・聴講生・研究生の募集状況	293
表 2-10	法曹養成専攻入学者選抜実施状況	293
表 2-11	法曹養成専攻授業科目等一覧（平成 30 年度）	294
表 2-12	法曹養成専攻修了者の進路状況	297
表 2-13	法学部入学者選抜の実施教科・科目等	297
表 2-14	法学部学生定員の充足と志願状況	298
表 2-15	外国学校出身者特別選考	298
表 2-16	外国学校出身者特別選考の実施状況	299
表 2-17	法学部における科目等履修生及び聴講生募集状況	299
表 2-18	法学部への転入、法学部からの転出の状況	299
表 2-19	第 3 年次編入学試験の状況	299
表 2-20	全学共通科目開講表（平成 30 年度　法学部提供分）	299
図 2-2	法学部コースツリー	300
表 2-21	法学部授業科目一覧（平成 30 年度）	300
表 2-22	法学部学生の学年別在学状況	303
表 2-23	法学部卒業者数及び大学院進学・就職状況	303
表 2-24	法学部 日本学生支援機構奨学生数	303
表 2-25	法学部 授業料免除出願者数・免除者数	303
図 3	法学論叢	303
表 4-1	教員定数の充足状況	304
表 4-2	教授・准教授就任状況	304
表 4-3	助教・特定助教採用一覧	304
表 4-4	法学研究科・法学部における非常勤講師の採用数	304
表 4-5	専任教員の出身大学及び大学院	304
表 4-6	研究者教員の出身大学及び大学院	305
表 4-7	専任教員の年齢構成	305
表 4-8	TA（ティーチング・アシスタント）採用数	305
表 4-9	RA（リサーチ･アシスタント）採用数	305
図 5	管理運営組織図	305
表 5-1	法学研究科委員会委員名簿	306
表 5-2	各種委員会委員名簿（全学委員会等）	308
表 6-1	国立大学法人事業費（法学研究科・法学部）	309
表 6-2	外部資金の種類と受入	310
表 6-3	奨学寄附金	311
表 6-4	科学研究費補助金	312

図表番号	図表の内容	頁数
表 6-5	研究拠点形成費等補助金、国立大学改革強化推進補助金、研究大学強化促進費補助金	314
表 6-6	総長裁量経費	314
表 6-7	法学部学術交流基金	314
表 6-8	京都大学法学部百周年記念基金	314
表 7-1	施設設備の現況	315
表 7-2	法学部基準面積	315
表 7-3	法学研究科研究室・事務室等現状	315
表 7-4	蔵書統計	316
表 7-5	受入雑誌種類数	316
表 7-6	法学研究科図書経費予算・決算書	316
表 7-7	図書室利用統計	317
表 7-8	閲覧利用統計（月別、図書・雑誌別）	317
表 9-1	部局間学術交流協定締結状況	317
表 9-2	教員の海外渡航状況一覧（私事渡航を除く）	318
表 9-3	教員の海外渡航先一覧（私事渡航を除く）	318
表 9-4	招へい外国人学者等の受入状況	318
表 9-5	法学部・法学研究科学生留学先一覧	319
表 9-6	法学部・法学研究科外国人留学生数	319
表 9-7	法学部・法学研究科外国人留学生入学試験実施状況	319
表 9-8	法学部・法学研究科外国人留学生国別一覧表	320
表 9-9	留学生の宿舎状況	320
表 9-10	チューター採用数	321
図 10-1	法学部・法学研究科概要	321
図 10-2	法科大学院リーフレット	321
図 10-3	FACULTY OF LAW 京都大学法学部	321
図 10-4	法学研究科・法学部ホームページ	321
図 11	京都大学有信会ホームページ	321

表 1　法学研究科の組織（平成 18 年度から）

専　攻　名	講　座　名	専　攻　分　野
法政理論専攻	法史学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史
	法理論	法理学、法社会学
	外国法	英米法、中国法、ドイツ法、フランス法
	公法	憲法、行政法、税法
	国際関係法	国際法、国際機構、国際私法、国際取引法
	民事法	民法、民事手続法、倒産処理法、裁判法務
	企業関係法	商法、企業法務、経済法、知的財産法
	社会法	労働法、社会保障法
	刑事法	刑法、刑事訴訟法、刑事法政策、刑事学
	政治史	政治思想史、政治史、日本政治外交史
	政治行政分析	政治学、国際政治学、比較政治学、行政学
	公共政策	国際政治経済分析、地域政治、政治過程論、公共政策
法曹養成専攻	法理論系	
	公法系	
	民事法系	
	刑事法系	
	法実務系	
	法臨床講座（協力講座）	

図 2-1　法学研究科の教育課程

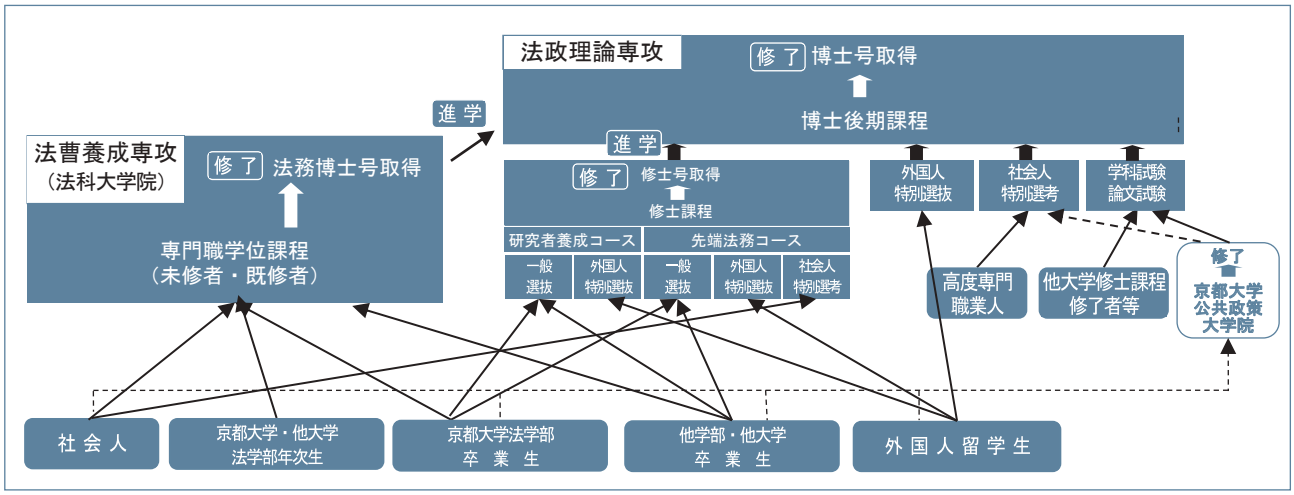

表 2-1　法学研究科修士課程入学・博士後期課程入学（進学及び編入学）状況（外国人特別選抜は除く）

（1）修士課程

【研究者養成コース】

入学年度	募集人員	志願者数			合格者数	入学者数							本学以外の出身大学
		本学	他大学	合計		本学	他大学	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 27 年度	15	5	38	43	6	1	4	5	1	4	0	0	金沢大学、同志社大学、中央大学、北海道大学
平成 28 年度	15	11	28	39	8	4	3	7	0	1	1	5	金沢大学、慶應義塾大学、早稲田大学
平成 29 年度	15	5	33	38	4	1	3	4	0	1	0	3	九州大学、同志社大学、早稲田大学
平成 30 年度	15	3	17	20	4	2	2	4	1	1	0	2	金沢大学、一橋大学
平成 31 年度	15	5	31	36	4	2	2	4	0	1	0	3	上智大学、同志社大学

【先端法務コース】

入学年度	募集人員	志願者数			合格者数	入学者数							本学以外の出身大学
		本学	他大学	合計		本学	他大学	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 28 年度	6	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 29 年度	6	3	6	9	3	1	2	3	0	2	1	0	名古屋大学、大阪大学
平成 30 年度	6	0	4	4	1	0	1	1	0	1	0	0	近畿大学
平成 31 年度	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	

先端法務コースは、平成 28 年度入試から実施。

(2) 博士後期課程

入学年度	募集人員	志願者数				入学者数					他大学からの編入学者の出身大学
		本学	他大学	合計	合格者数	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 27 年度	30	21	14	35	21	21	2	6	6	7	同志社大学、中央大学、兵庫教育大学、早稲田大学
		(7)	(14)	(21)	(8)	(8)	(0)	(3)	(1)	(4)	
平成 28 年度	24	17	19	36	23	22	3	8	7	4	金沢大学、青山学院大学、名古屋市立大学、同志社大学、慶應義塾大学、国立台湾大学、大阪市立大学
		(3)	(19)	(22)	(9)	(9)	(1)	(1)	(5)	(2)	
平成 29 年度	24	15	20	35	15	15	1	9	3	2	早稲田大学、筑波大学、法政大学
		(2)	(20)	(22)	(4)	(4)	(0)	(2)	(1)	(1)	
平成 30 年度	24	19	22	41	20	19	2	3	8	6	東京大学
		(1)	(22)	(23)	(3)	(3)	(0)	(1)	(1)	(1)	
平成 31 年度	24	15	14	29	17	16	0	6	5	5	大阪大学、千葉大学、東北大学
		(2)	(14)	(16)	(5)	(4)	(0)	(2)	(2)	(0)	

（　）内の数字は編入学で内数を示す。

表 2-2　法学研究科修士課程・博士後期課程 外国人特別選抜入学状況

（1）修士課程

【研究者養成コース】

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 27	22	15	15	中国 台湾 ギニア	 1	13 1
平成 28	27	15	15	中国 韓国 台湾 フィリピン	 2 1	9 1 2
平成 29	22	10	9	中国 韓国 ウルグアイ	1 1	 7
平成 30	20	11	10	中国 韓国 台湾	 1 	7 1 1
平成 31	20	9	9	中国 台湾	 	8 1

【先端法務コース】

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 28	2	1	1	中国		1
平成 29	3	0	0			
平成 30	3	2	2	中国		2
平成 31	2	1	0			

先端法務コースは、平成 28 年度入試から実施。

(2) 博士後期課程

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 27	2	0	0			
平成 28	5	4	4	台湾 ドイツ 南アフリカ	 1	2 1
平成 29	3	2	2	中国 台湾		1 1
平成 30	4	3	2	中国 台湾		1 1
平成 31	2	2	2	中国 台湾		1 1

表 2-3　法政理論専攻授業科目等一覧（平成 30 年度）修士課程

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	毎週時間数 後期	毎週時間数 通年	単位	備考
基礎法学	日本法史	伊藤（孝）教授			2	4	
	日本法史演習	髙谷准教授			2	4	
	西洋法史	佐藤准教授			2	4	
	西洋法史演習	佐藤准教授			2	4	
	ローマ法 A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法演習 A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法 B	佐々木教授		2		2	
	ローマ法演習 B	佐々木教授		2		2	
	東洋法史	鈴木（秀）教授			2	4	
	東洋法史演習	鈴木（秀）教授			2	4	
	法哲学						開講せず
	法哲学演習						
	法思想史						開講せず
	法思想史演習						
	法社会学	船越（資）教授			2	4	
	法社会学演習	船越（資）教授			2	4	
	英米法	木南教授			2	4	
	英米法演習	木南教授			2	4	
	ドイツ法 A	服部教授	2			2	
	ドイツ法演習 A	服部教授	2			2	
	ドイツ法 B	服部教授		2		2	
	ドイツ法演習 B	服部教授		2		2	
	フランス法 A	横山教授	2			2	
	フランス法演習 A	横山教授	2			2	
	フランス法 B	横山教授		2		2	
	フランス法演習 B	横山教授		2		2	
	中国法						開講せず
	中国法演習						
公法	憲法 1 A						開講せず
	憲法演習 1 A						
	憲法 1 B	土井教授		2		2	
	憲法演習 1 B	土井教授		2		2	
	憲法 2 A	毛利教授	2			2	
	憲法演習 2 A	毛利教授	2			2	
	憲法 2 B	毛利教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	憲法演習 2 B	毛利教授		2		2	
	憲法 3 A	曽我部教授	2			2	
	憲法演習 3 A	曽我部教授	2			2	
	憲法 3 B	曽我部教授		2		2	
	憲法演習 3 B	曽我部教授		2		2	
	行政法 1 A	高木教授	2			2	
	行政法演習 1 A	高木教授	2			2	
	行政法 1 B	高木教授		2		2	
	行政法演習 1 B	高木教授		2		2	
	行政法 2 A	仲野教授	2			2	
	行政法演習 2 A	仲野教授	2			2	
	行政法 2 B	仲野教授		2		2	
	行政法演習 2 B	仲野教授		2		2	
	行政法 3 A	原田教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	行政法演習 3 A	原田教授	2			2	
	行政法 3 B	原田教授		2		2	
	行政法演習 3 B	原田教授		2		2	
	租税法 A	岡村教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	租税法演習 A	岡村教授	2			2	
	租税法 B	岡村教授		2		2	
	租税法演習 B	岡村教授		2		2	
	国際法 1	酒井教授			2	4	
	国際法演習 1	酒井教授			2	4	
	国際法 2	淺田教授			2	4	
	国際法演習 2	淺田教授			2	4	
	国際機構法	濵本教授			2	4	
	国際機構法演習	濵本教授			2	4	
民刑事法	民法 1 A	潮見教授	2			2	
	民法演習 1 A	西内准教授	2			2	
	民法 1 B	潮見教授		2		2	
	民法演習 1 B	西内准教授		2		2	
	民法 2 A						開講せず
	民法演習 2 A						
	民法 2 B	山本（敬）教授		2		2	
	民法演習 2 B	木村准教授		2		2	
	民法 3 A	橋本教授	2			2	
	民法演習 3 A	和田准教授	2			2	
	民法 3 B	橋本教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	民法演習 3 B	和田准教授		2		2	
	民法 4 A	吉政教授	2			2	
	民法演習 4 A	木村准教授	2			2	
	民法 4 B	吉政教授		2		2	
	民法演習 4 B	吉政教授		2		2	
	民法 5 A						開講せず
	民法演習 5 A						
	民法 5 B						開講せず
	民法演習 5 B						
	商法 1 A	齊藤教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	商法演習 1 A	齊藤教授	2			2	
	商法 1 B	齊藤教授		2		2	
	商法演習 1 B	齊藤教授		2		2	
	商法 2 A	前田教授	2			2	
	商法演習 2 A	髙橋准教授	2			2	
	商法 2 B	前田教授		2		2	
	商法演習 2 B	髙橋准教授		2		2	
	商法 3 A	北村教授	2			2	
	商法演習 3 A	北村教授	2			2	
	商法 3 B						開講せず
	商法演習 3 B						
	経済法 A	川濵教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	経済法演習 A	川濵教授	2			2	
	経済法 B	川濵教授		2		2	
	経済法演習 B	川濵教授		2		2	
	知的財産法 A	愛知教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	知的財産法演習 A	愛知教授	2			2	
	知的財産法 B						開講せず
	知的財産法演習 B						
	労働法 A	村中教授	2			2	
	労働法演習 A	島田（裕）准教授	2			2	
	労働法 B	村中教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	労働法演習 B	島田（裕）准教授		2		2	
	社会保障法	稲森教授			2	4	
	社会保障法演習	稲森教授			2	4	
	民事手続法 1 A	山本（克）教授	2			2	
	民事手続法演習 1 A	山本（克）教授	2			2	
	民事手続法 1 B						開講せず
	民事手続法演習 1 B						
	民事手続法 2 A	笠井教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	民事手続法演習 2 A	笠井教授	2			2	
	民事手続法 2 B	笠井教授		2		2	
	民事手続法演習 2 B	笠井教授		2		2	
	民事手続法 3 A	山田教授	2			2	
	民事手続法演習 3 A	山田教授	2			2	
	民事手続法 3 B	山田教授		2		2	
	民事手続法演習 3 B	山田教授		2		2	
	国際私法 A	中西（康）教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	国際私法演習 A	中西（康）教授	2			2	
	国際私法 B						開講せず
	国際私法演習 B						
	国際取引法 A	西谷教授	2			2	
	国際取引法演習 A	西谷教授	2			2	
	国際取引法 B	西谷教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	国際取引法演習 B	西谷教授		2		2	
	刑法 1	安田教授			2	4	
	刑法演習 1	安田教授			2	4	
	刑法 2 A	塩見教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	刑法演習 2 A	塩見教授	2			2	
	刑法 2 B	高山教授		2		2	
	刑法演習 2 B	高山教授		2		2	
	刑事手続法 A	堀江教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	刑事手続法演習 A	堀江教授	2			2	
	刑事手続法 B	堀江教授		2		2	
	刑事手続法演習 B	堀江教授		2		2	
	刑事学	稲谷准教授			2	4	
	刑事学演習	稲谷准教授			2	4	
政治学	政治学	建林教授			2	4	
	政治学演習	建林教授			2	4	
	政治思想史	森川教授			2	4	
	政治思想史演習	森川教授			2	4	
	政治史	唐渡教授			2	4	
	政治史演習	唐渡教授			2	4	
	日本政治外交史	奈良岡教授			2	4	
	日本政治外交史演習	奈良岡教授			2	4	
	国際政治学	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治学演習	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治経済分析	鈴木（基）教授			2	4	
	国際政治経済分析演習	鈴木（基）教授			2	4	
	比較政治学	島田（幸）教授			2	4	
	比較政治学演習	島田（幸）教授			2	4	
	アメリカ政治	待鳥教授			2	4	
	アメリカ政治演習	待鳥教授			2	4	
	政治過程論	近藤（正）教授			2	4	
	政治過程論演習	近藤（正）教授			2	4	
	行政学	曽我教授			2	4	
	行政学演習	曽我教授			2	4	
	公共政策						開講せず
	公共政策演習						
特別科目	English Presentation	ヒジノ准教授	2			2	法曹養成専攻及び公共政策大学院との共通科目
	Professional Writing	ヒジノ准教授	2			2	
	現代ヨーロッパ法						開講せず
	国際政治学特殊講義	船越（健）客員教授	2			2	
	政治過程論特殊講義	西村客員教授	2			2	

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	毎週時間数 後期	毎週時間数 通年	単位	備考
先端法務	先端租税法 2	岡村教授	2			2	
	先端民法 1	山本（敬）教授	2			2	
	先端商法 1	北村教授		2		2	
	先端経済法 1	川濵教授	2			2	
	先端知的財産法 1	愛知教授		2		2	
	先端労働法 2	島田（裕）准教授		2		2	
	先端民事手続法 1	山田教授	2			2	
	先端国際私法 2	中西（康）教授		2		2	

博士後期課程

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
基礎法学	日本法史研究	伊藤（孝）教授			2	4	
	日本法史研究演習	髙谷准教授			2	4	
	西洋法史研究	佐藤准教授			2	4	
	西洋法史研究演習	佐藤准教授			2	4	
	ローマ法研究A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法研究演習A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法研究B	佐々木教授		2		2	
	ローマ法研究演習B	佐々木教授		2		2	
	東洋法史研究	鈴木（秀）教授			2	4	
	東洋法史研究演習	鈴木（秀）教授			2	4	
	法理学研究						開講せず
	法理学研究演習						
	法社会学研究	船越（資）教授			2	4	
	法社会学研究演習	船越（資）教授			2	4	
	英米法研究	木南教授			2	4	
	英米法研究演習	木南教授			2	4	
	ドイツ法研究	服部教授			2	4	
	ドイツ法研究演習	服部教授			2	4	
	フランス法研究	横山教授			2	4	
	フランス法研究演習	横山教授			2	4	
	中国法研究						開講せず
	中国法研究演習						
	東洋法史特別演習						開講せず
公法	憲法研究A						開講せず
	憲法研究演習A						
	憲法研究B	土井教授		2		2	
	憲法研究演習B	土井教授		2		2	
	国法学研究A	毛利教授	2			2	
	国法学研究演習A	毛利教授	2			2	
	国法学研究B	毛利教授		2		2	
	国法学研究演習B	毛利教授		2		2	
	立法学研究A	曽我部教授	2			2	
	立法学研究演習A	曽我部教授	2			2	
	立法学研究B	曽我部教授		2		2	
	立法学研究演習B	曽我部教授		2		2	
	行政法研究1A	高木教授	2			2	
	行政法研究演習1A	高木教授	2			2	
	行政法研究1B	高木教授		2		2	
	行政法研究演習1B	高木教授		2		2	
	行政法研究2A	仲野教授	2			2	
	行政法研究演習2A	仲野教授	2			2	
	行政法研究2B	仲野教授		2		2	
	行政法研究演習2B	仲野教授		2		2	
	行政法研究3A	原田教授	2			2	
	行政法研究演習3A	原田教授	2			2	
	行政法研究3B	原田教授		2		2	
	行政法研究演習3B	原田教授		2		2	
	租税法研究A	岡村教授	2			2	
	租税法研究演習A	岡村教授	2			2	
	租税法研究B	岡村教授		2		2	
	租税法研究演習B	岡村教授		2		2	
	国際法研究1	酒井教授			2	4	
	国際法研究演習1	酒井教授			2	4	
	国際法研究2	淺田教授			2	4	
	国際法研究演習2	淺田教授			2	4	
	国際機構法研究	濵本教授			2	4	
	国際機構法研究演習	濵本教授			2	4	
民刑事法	民法研究1A	潮見教授	2			2	
	民法研究演習1A	西内准教授	2			2	
	民法研究1B	潮見教授		2		2	
	民法研究演習1B	西内准教授		2		2	
	民法研究2A						開講せず
	民法研究演習2A						
	民法研究2B	山本（敬）教授		2		2	
	民法研究演習2B	木村准教授		2		2	
	民法研究3A	橋本教授	2			2	
	民法研究演習3A	和田准教授	2			2	
	民法研究3B	橋本教授		2		2	
	民法研究演習3B	和田准教授		2		2	
	民法研究4A	吉政教授	2			2	
	民法研究演習4A	木村准教授	2			2	
	民法研究4B	吉政教授		2		2	
	民法研究演習4B	吉政教授		2		2	
	民法研究5A						開講せず
	民法研究演習5A						
	民法研究5B						開講せず
	民法研究演習5B						
	商法研究1A	齊藤教授	2			2	
	商法研究演習1A	齊藤教授	2			2	
	商法研究1B	齊藤教授		2		2	
	商法研究演習1B	齊藤教授		2		2	
	商法研究2A	前田教授	2			2	
	商法研究演習2A	髙橋准教授	2			2	
	商法研究2B	前田教授		2		2	
	商法研究演習2B	髙橋准教授		2		2	
	商法研究3A	北村教授	2			2	
	商法研究演習3A	北村教授	2			2	

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
民刑事法	商法研究3B						開講せず
	商法研究演習3B						
	企業法研究	洲崎教授			2	4	
	企業法研究演習	洲崎教授			2	4	
	経済法研究	川濵教授			2	4	
	経済法研究演習	川濵教授			2	4	
	知的財産法研究A	愛知教授	2			2	
	知的財産法研究演習A	愛知教授	2			2	
	知的財産法研究B						開講せず
	知的財産法研究演習B						
	労働法研究	村中教授			2	4	
	労働法研究演習	島田（裕）准教授			2	4	
	社会保障法研究	稲森教授			2	4	
	社会保障法研究演習	稲森教授			2	4	
	民事手続法研究1A	山本（克）教授	2			2	
	民事手続法研究演習1A	山本（克）教授	2			2	
	民事手続法研究1B						開講せず
	民事手続法研究演習1B						
	民事手続法研究2A	笠井教授	2			2	
	民事手続法研究演習2A	笠井教授	2			2	
	民事手続法研究2B	笠井教授		2		2	
	民事手続法研究演習2B	笠井教授		2		2	
	民事手続法研究3A	山田教授	2			2	
	民事手続法研究演習3A	山田教授	2			2	
	民事手続法研究3B	山田教授		2		2	
	民事手続法研究演習3B	山田教授		2		2	
	国際私法研究A	中西（康）教授	2			2	
	国際私法研究演習A	中西（康）教授	2			2	
	国際私法研究B						開講せず
	国際私法研究演習B						
	国際取引法研究A	西谷教授	2			2	
	国際取引法研究演習A	西谷教授	2			2	
	国際取引法研究B	西谷教授		2		2	
	国際取引法研究演習B	西谷教授		2		2	
	刑法研究1	安田教授			2	4	
	刑法研究演習1	安田教授			2	4	
	刑法研究2A	塩見教授	2			2	
	刑法研究演習2A	塩見教授	2			2	
	刑法研究2B	髙山教授		2		2	
	刑法研究演習2B	髙山教授		2		2	
	刑事手続法研究A	堀江教授	2			2	
	刑事手続法研究演習A	堀江教授	2			2	
	刑事手続法研究B	堀江教授		2		2	
	刑事手続法研究演習B	堀江教授		2		2	
	刑事学研究	稲谷准教授			2	4	
	刑事学研究演習	稲谷准教授			2	4	
	刑事法政策研究						開講せず
	刑事法政策研究演習						
	刑事法特別演習	池田教授		2		2	
政治学	政治学研究	建林教授			2	4	
	政治学研究演習	建林教授			2	4	
	政治思想史研究	森川教授			2	4	
	政治思想史研究演習	森川教授			2	4	
	政治史研究	唐渡教授			2	4	
	政治史研究演習	唐渡教授			2	4	
	日本政治外交史研究	奈良岡教授			2	4	
	日本政治外交史研究演習	奈良岡教授			2	4	
	国際政治学研究	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治学研究演習	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治経済分析研究	鈴木（基）教授			2	4	
	国際政治経済分析研究演習	鈴木（基）教授			2	4	
	比較政治学研究	島田（幸）教授			2	4	
	比較政治学研究演習	島田（幸）教授			2	4	
	アメリカ政治研究	待鳥教授			2	4	
	アメリカ政治研究演習	待鳥教授			2	4	
	政治過程論研究	近藤（正）教授			2	4	
	政治過程論研究演習	近藤（正）教授			2	4	
	行政学研究	曽我教授			2	4	
	行政学研究演習	曽我教授			2	4	
	公共政策研究						開講せず
	公共政策研究演習						
	政治学特別演習	秋月教授	2			2	
	日本政治外交史特別演習						開講せず
特別科目	English Presentation 特別演習	ヒジノ准教授	2			2	
	Professional Writing 特別演習	ヒジノ准教授	2			2	
	現代ヨーロッパ法特別演習						開講せず
	英米法概論	木南教授	2			1	
	ドイツ法概論	服部教授	2			1	
	フランス法概論	横山教授	2			1	
	外国法文献読解	西谷教授	2			1	
	アメリカ法文献読解	笠井教授	2			1	
	ドイツ法文献読解	原田教授	2			1	
	ドイツ法文献読解	山本（敬）教授	2			1	
	ドイツ法文献読解	塩見教授	2			1	

表 2-4　修士・博士学位授与状況（人）

区分／年度	修士	博士		
		課程	論文	計
平成 21 年度	12	14	1	15
平成 22 年度	14	20	1	21
平成 23 年度	15	15(5)	5	20
平成 24 年度	11	11(6)	1	12
平成 25 年度	15	17(13)	4	21
平成 26 年度	12	14(10)	5	19
平成 27 年度	17	11(8)	4	32
平成 28 年度	19	16(13)	6	41
平成 29 年度	20	11(9)	3	14
平成 30 年度	18	16(12)	2	18

＊平成 23 年以降の（　）内は、「特に優れた研究」として表彰されたもので内数。

表 2-5　法学研究科 日本学生支援機構奨学生数

(1) 修士課程・博士後期課程（人）

区分	修士課程			博士後期課程			
	1 年次	2 年次	計	1 年次	2 年次	3 年次	計
平成 26 年度	6	2	8	3	0	2	5
平成 27 年度	3	7	10	6	3	0	9
平成 28 年度	2	3	5	8	6	3	17
平成 29 年度	2	2	4	3	5	6	14
平成 30 年度	1	2	3	0	1	3	4

(2) 専門職学位課程（人）

区分	1 年次	2 年次	3 年次	計
平成 26 年度	19	57	69	145
平成 27 年度	11	67	57	135
平成 28 年度	7	52	59	118
平成 29 年度	12	46	51	109
平成 30 年度	15	50	47	112

表 2-6　法学研究科 大学院授業料免除出願者数及び免除者数（人）（括弧内は私費留学生で内数）

年度	種別	前期				後期			
		修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	計	修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	計
平成 26 年度	出願者数	14(8)	98	20(8)	132(16)	13(7)	97	19(6)	129(13)
	全額免除	5(3)	41	8(4)	54(7)	6(3)	50	11(5)	67(8)
	半額免除	6(5)	32	7(2)	45(7)	4(4)	27	4(0)	35(4)
平成 27 年度	出願者数	22(15)	114	18(5)	154(20)	22(16)	108	21(6)	151(22)
	全額免除	4(0)	52	10(3)	66(3)	4(1)	42	14(6)	60(7)
	半額免除	16(15)	28	3(0)	47(15)	16(14)	37	4(0)	57(14)
平成 28 年度	出願者数	22(16)	108	30(10)	160(26)	23(17)	109	30(11)	162(28)
	全額免除	7(4)	64	18(6)	89(10)	6(4)	48	16(5)	70(9)
	半額免除	13(11)	21	6(1)	40(12)	16(13)	37	9(3)	62(16)
平成 29 年度	出願者数	13(9)	116	31(6)	160(15)	16(11)	113	31(7)	160(18)
	全額免除	4(2)	57	17(2)	78(4)	2(0)	47	18(2)	67(2)
	半額免除	6(6)	22	7(3)	35(9)	12(10)	31	8(4)	51(14)
平成 30 年度	出願者数	12(9)	104	32(9)	148(18)	14(11)	96	30(9)	140(20)
	全額免除	3(0)	64	21(0)	88(0)	3(0)	56	18(0)	77(0)
	半額免除	7(7)	2	8(8)	17(15)	10(10)	10	11(9)	31(19)

表 2-7　法政理論専攻修士課程進路状況（人）

(1) 平成 25 年度入学者（平成 26 年度末時点・外国人留学生を除く）

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	1	1	0	0	0	0
公　法	2	2	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政治学	4	2	1	0	1	0
計	7	5	1	0	1	0

(2) 平成 26 年度入学者（平成 27 年度末時点・外国人留学生を除く）

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	3	2	1	0	0	0
公　法	5	5	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政治学	2	1	1	0	0	0
計	10	8	2	0	0	0

(3) 平成 27 年度入学者（平成 28 年度末時点・外国人留学生を除く）

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	1	1	0	0	0	0
公　法	4	4	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政治学	0	0	0	0	0	0
計	5	5	0	0	0	0

(4) 平成 28 年度入学者（平成 29 年度末時点・外国人留学生を除く）

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	0	0	1	0	0
民刑事法	1	0	0	0	1	0
政治学	5	4	1	0	0	0
計	7	4	1	1	1	0

(5) 平成 29 年度入学者（平成 30 年度末時点・外国人留学生を除く）

【研究者養成コース】

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	1	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政治学	3	3	0	0	0	0
計	4	4	0	0	0	0

【先端法務コース】

分野＼進路等	入学者数合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	2	0	2	0	0	0
民刑事法	1	0	1	0	0	0
政治学	0	0	0	0	0	0
計	3	0	3	0	0	0

表 2-8　法政理論専攻博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況

年度	就職先等	人数	備　　考
平成26	法学研究科准教授	1	
	法学研究科特定助教	7	
	他大学	1	帝京大学助教(1)
	その他	8	弁護士(1)、留学(2)、未定(5)
平成27	法学研究科特定助教	9	
	他大学	4	名古屋経済大学准教授(1)、信州大学助教(1)、京都産業大学助教(1)、復旦大学教師(1)
	その他	7	弁護士(1)、税理士(2)、就職(1)、未定(3)
平成28	法学研究科特定助教	10	
	他大学	1	福島大学准教授(1)
	その他	7	就職(2)、未定(5)
平成29	法学研究科特定助教	6	
	他大学	1	岡山大学講師(1)
	その他	5	弁護士(1)、税理士(1)、学振特別研究員(1)、司法修習（1)、未定(1)
平成30	法学研究科特定助教	7	
	他大学	2	茨城大学准教授(1)、華東師範大学講師（中国）(1)
	その他	10	就職(7)、学振特別研究員(3)

表 2-9　法学研究科における科目等履修生・聴講生・研究生の募集状況（人）

区　分	科目等履修生		聴　講　生（括弧内は継続願出者の数で内数）		研　究　生（括弧内は継続願出者の数で内数）	
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
平成 27 年度募集	4	4	1(1)	1(1)	27(3)	27(3)
平成 28 年度募集	6	6	0	0	18(1)	18(1)
平成 29 年度募集	3	3	3(0)	3(0)	17(2)	17(2)
平成 30 年度募集	2	2	1(1)	1(1)	19(0)	19(0)
平成 31 年度募集	1	1	3(1)	3(1)	8(1)※	8(1)※

※平成 31 年度研究生は 4 月入学のみ掲載

表 2-10　法曹養成専攻入学者選抜実施状況（人）

入学年度	募集定員		志願者数		第一段階選抜合格者数		面接・論述試験受験者数		最終合格者		入学者	
	未修者（3 年）	既修者（2 年）	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者
平成 27 年度	160		455		455		415		166		156	
	35 名程度	125 名程度	74	381	74	381	65	350	35	131	32	124
平成 28 年度	160		391		390		362		167		155	
	35 名程度	125 名程度	61	330	61	329	57	305	32	135	28	127
平成 29 年度	160		412		380		333		164		157	
	35 名程度	125 名程度	110	302	78	302	74	259	35	129	29	128
平成 30 年度	160		386		365		339		166		158	
	35 名程度	125 名程度	89	297	68	297	65	274	36	130	31	127
平成 31 年度	160		510		455		404		168		151	
	35 名程度	125 名程度	154	356	99	356	95	309	36	132	28	123

表 2-11　法曹養成専攻授業科目等一覧（平成 30 年度）

（RP の欄に☆の印があるのはリサーチペーパーの対象科目）

	学科目名	単位数	平成 30 年度 配当学年	RP	教員名 前期	後期	通年	備考
基礎科目	統治の基本構造	2	1			曽我部		
	人権の基礎理論	2	1		中山			
	行政法の基礎	2	1			髙木		
	刑法の基礎 1	2	1		安田			
	刑法の基礎 2	2	1			安田		
	刑事訴訟法の基礎	2	1		池田（公）			
	財産法の基礎 1	4	1		木村（敦）・和田			
	財産法の基礎 2	4	1			橋本・西内		
	家族法の基礎	2	1		木村（敦）			
	商法の基礎	4	1			洲崎		
	民事訴訟法の基礎	2	1			笠井		
基幹科目	公法総合 1	2	2		原田			
		2	2		原田			
		2	2		髙木			
	公法総合 2	2	2			髙木・毛利		
		2	2			髙木・毛利		
		2	2			原田・土井		
	公法総合 3	2	3		曽我部			
		2	3		曽我部			
		2	3		毛利			
	刑法総合 1	2	2		髙山			
		2	2		安田			
		2	2		塩見			
	刑法総合 2	2	2			塩見		
		2	2			髙山		
		2	2			安田		
	刑事訴訟法総合 1	2	2		堀江			
		2	2		堀江			
		2	2		堀江			
	刑事訴訟法総合 2	2	2			池田（公）		
		2	2			池田（公）		
		2	2			池田（公）		
	民法総合 1	2	2		山本（敬）			
		2	2		吉政			
		2	2		吉政			
	民法総合 2	2	2			潮見		
		2	2			潮見		
		2	2			西内		
	民法総合 3	2	3		横山			
		2	3		横山			
		2	3		橋本			
	商法総合 1	2	2		前田			
		2	2		北村（雅）			
		2	2		齊藤			
	商法総合 2	2	2			齊藤		
		2	2			前田		
		2	2			北村（雅）		
	民事訴訟法総合 1	2	2			山田（文）		
		2	2			笠井		
		2	2			笠井		
	民事訴訟法総合 2	2	3		笠井			
		2	3		山田（文）			
		2	3		山本（克）			
	民事法文書作成	2	3				潮見・洲崎・山田（文）・吉政・二本松・小久保・他	
	刑事訴訟実務の基礎	2	3		増尾			
		2	3		二ノ丸			
		2	3		松本			
	民事訴訟実務の基礎	2	2		小久保			
		2	2		二本松			
		2	2		谷口			
	法曹倫理	2	2			山田（文）・赫		
		2	2			山田（文）・高橋（司）		
		2	2			山田（文）・清水		

	学科目名	単位数	平成 30 年度					
			配当学年	RP	教員名			備考
					前期	後期	通年	
基礎選択科目	法律基礎科目演習 A	2	1･2				髙木・洲崎・橋本・安田・中山・西内・木村（敦）・和田・他	平成 28 年度以降に入学した法学未修者
	法律基礎科目演習 B	2	1･2					平成 30 年度開講せず
実務選択科目	弁護士実務の基礎	2	2･3			徳田		科目名変更（平成 29 年度まで「弁護士実務の基礎 2」）
		2	2･3			赫		
		2	2･3			村上		
		2	2･3			平尾		
		2	2･3			池上		
		2	2･3			草地		
	刑事弁護実務演習	2	3		遠山・野田			隔週講義
	民事弁護実務演習	2	3		平尾			
		2	3		平尾			
		2	3		赫			
		2	3		小林			
		2	3		西出			
		2	3		藤田			
		2	3		飯島			
		2	3		中務			
		2	3		真田			
		2	3		小林			
	検察実務演習	2	3		二ノ丸			
		2	3		二ノ丸			
	会社法実務演習	2	3			渡辺		
	刑事裁判演習	2	3			松本		
		2	3			増尾		
	民事裁判演習	2	2･3			小久保		
		2	2･3			二本松		
		2	2･3			谷口		
	刑事模擬裁判	2	2･3			松本		
		2	2･3			増尾		
	民事模擬裁判	2	3			谷口		
	ビジネス法務調査とプレゼンテーション	2	2･3			山本（敬）・児島		
	エクスターンシップ 1	2	3		潮見・山田（文）			科目名変更（平成28 年度まで「エクスターンシップ」）
		2	3			北村（雅）・堀江		
	エクスターンシップ 2	1	3			北村(雅)・中西(康)		
選択科目Ⅰ	法解釈学の歴史と方法	2	2･3					平成 30 年度開講せず
	現代正義論	2	1･2･3			平野（仁）		
	法律家のための経済学入門	2	2･3		常木			
	法の経済分析	2	2･3					平成 30 年度開講せず
	法解釈の方法	2	1･2･3	☆		船越		
	法政策分析	2	1･2･3	☆				平成 30 年度開講せず
	近代日本の社会変動と法 1	2	1･2･3			伊藤（孝）		
	近代日本の社会変動と法 2	2	2･3	☆		伊藤（孝）		
	西洋法史	2	1･2･3	☆	佐藤			
	ローマ法の現在	2	1･2･3	☆		佐々木		
	伝統中国の法と裁判	2	1･2･3	☆	鈴木			
	アメリカ法	2	2･3		木南			
	現代ドイツ法政理論	2	2･3		服部			
	フランス法	2	2･3	☆		横山		
	EU 法	2	2･3	☆		濵本・中西（康）		公共政策大学院と共通
	国際政治の中の日本外交	2	1･2･3		中西（寛）			新設
	地方自治体における政策形成	2	1･2･3		秋月			
	都市・地域計画	2	1･2･3			古倉		隔週講義 公共政策大学院と共通
選択科目Ⅱ	生命倫理と法	2	2･3			服部		
	情報法	2	2･3			丸山		公共政策大学院と共通
	現代立法論	2	2･3			茅野		隔週講義 公共政策大学院と共通
	地方自治法制	2	2･3		吉田（悦）			公共政策大学院と共通
	現代の行政法制	2	2･3			仲野		公共政策大学院と共通
	環境政策と法	2	2･3		髙木			
	環境法	2	2･3			吉村		
	租税法 1	2	2･3		岡村			科目名変更（平成 28 年度まで「税法 1」） 公共政策大学院と共通
	租税法 2	2	2･3			岡村		科目名変更（平成 28 年度まで「税法 2」）
	国際法 1	2	2･3		酒井			
	国際法 2	2	2･3			酒井		

学科目名		単位数	平成 30 年度 配当学年	RP	教員名 前期	後期	通年	備考
選択科目Ⅱ	国際経済法	2	2･3					平成 30 年度開講せず
	国際人権法	2	2･3		濵本			公共政策大学院と共通
	経済刑法	2	3			二ノ丸		
	刑事制度論	2	2･3		稲谷			
	刑事司法・警察行政	2	2･3			勝丸・河合		隔週講義 公共政策大学院と共通
	消費者法	2	3		住田			
	現代契約法	2	3					平成 30 年度開講せず
	金融担保法	2	3					平成 30 年度開講せず
	医事法	2	3					平成 30 年度開講せず
	医療訴訟の現状と課題	2	2･3			国分		
	現代商取引法	2	3		北村（雅）			
	保険法	2	2･3		洲崎			
	証券取引の法規制	2	3					平成 30 年度開講せず
	金融サービス規制法	2	2･3		伊藤（哲）			隔週講義
	企業・金融取引と私法法制	2	3			犬島・藤原（総）		隔週講義
	経済法 1	2	2･3		川濵			公共政策大学院と共通
	経済法 2	2	2･3			川濵		
	競争政策と法	2	3			和久井		
	知的財産法 1	2	2･3		愛知			公共政策大学院と共通
	知的財産法 2	2	2･3			愛知		
	特許法特論	2	2･3					平成 30 年度開講せず
	倒産処理法 1	2	2･3		山本（克）			
	倒産処理法 2	2	2･3			中西（正）		
	民事執行・保全法	2	3			山田（文）		
	ADR と法	2	2･3	☆		山田（文）		
	国際私法 1	2	2･3		中西（康）			
	国際私法 2	2	2･3			西谷		
	国際民事手続法	2	2･3			中西（康）		
	国際取引法	2	2･3		西谷			公共政策大学院と共通
	労働法 1	2	2･3		島田（裕）			
	労働法 2	2	2･3	☆		村中		
	社会保障法	2	2･3		稲森			公共政策大学院と共通
	労災補償と労働者福祉	2	2･3			小畑		
	労使関係と法	2	3			鎌田		公共政策大学院と共通
	企業法務 1	2	2･3		北村（雅）・天野			隔週講義
	企業法務 2	2	2･3			松井		
	中国企業取引法	2	2･3		藤本			
	ファイナンスの法と理論	2	3			武井・有吉		隔週講義
	M&A 法制	2	3		内田・林			隔週講義
	信託法	2	3					平成 30 年度開講せず
	環境法事例演習	2	3			井奥		
	租税法事例演習	2	3			田中（晶）		科目名変更（平成 28 年度まで「税法事例演習」）
	債権回収事例演習	2	3			小林		
	知的財産法事例演習	2	3		雨宮			
		2	3			平野（惠）		
	特許法事例演習	2	3					平成 30 年度開講せず
	倒産処理法事例演習	2	3			木村（真）		
		2	3			密		
		2	3			中井		
	労働法事例演習	2	3			吉田（肇）		
		2	3			中村（和）		
		2	3			竹林		
	経済法事例演習	2	3		酒匂			
	渉外契約演習	2	3			藤本		
	憲法理論演習	2	3	☆		毛利		法政理論専攻と共通
	行政法理論演習	2	3	☆	原田			法政理論専攻と共通
	刑法理論演習	2	3	☆	塩見			法政理論専攻と共通
	刑事訴訟法理論演習	2	3	☆	堀江			法政理論専攻と共通
	民法理論演習	2	3	☆		橋本		法政理論専攻と共通
	商法理論演習	2	3	☆	齊藤			法政理論専攻と共通
	民事訴訟法理論演習	2	3	☆	笠井			法政理論専攻と共通
	租税法理論演習	2	3	☆	岡村			法政理論専攻と共通 科目名変更（平成 28 年度まで「税法理論演習」）
	経済法理論演習	2	3	☆	川濵			法政理論専攻と共通
	知的財産法理論演習	2	3	☆	愛知			法政理論専攻と共通
	国際私法理論演習	2	3	☆	中西（康）			法政理論専攻と共通
	国際取引法理論演習	2	3	☆		西谷		新設 法政理論専攻と共通
	労働法理論演習	2	3	☆		村中		法政理論専攻と共通
	English Presentation	2	2･3		ヒジノ			法政理論専攻及び 公共政策大学院と共通
	Professional Writing	2	2･3		ヒジノ			法政理論専攻及び 公共政策大学院と共通
	Introduction to European Private Law	2	2･3			カライスコス		

同志社大学との単位互換科目

学科目名		単位数	平成 30 年度 配当学年	RP	教員名 前期	教員名 後期	教員名 通年	備考
実務選択科目	海外エクスターンシップ	2	2･3			同志社大学教員		集中講義 同志社大学での科目名『外国法実地研修 B』
選択科目Ⅱ	外国法演習 3	2	2･3			ウィスコンシン大学教員		集中講義。同志社大学での科目名『外国法特別セミナー14』
	外国法演習 A	2	2･3			ミシガン州立大学教員		集中講義。同志社大学での科目名『外国法特別セミナー52』
	外国法演習 B1	1	3		ミシガン州立大学教員			集中講義。同志社大学での科目名『外国法特別セミナー53』
	外国法演習 B2	1	3		ミシガン州立大学教員			集中講義。同志社大学での科目名『外国法特別セミナー54』

表 2-12　法曹養成専攻修了者の進路状況（人）

就職先等＼修了年度	平成 26 年度修了者	平成 27 年度修了者	平成 28 年度修了者	平成 29 年度修了者	平成 30 年度修了者
法学研究科助教（助手）	0	0	0	0	1
博士後期課程進学	7	2	4	5	3
司法修習	1	2	0	1	1
司法試験準備	140	132	124	121	122
その他	0	3	5	2	6

表 2-13　法学部入学者選抜の実施教科・科目等（平成 31 年度入学者選抜）

学部・学科等名及び入学定員等	学力検査等の区分・日程	大学入試センター試験の利用教科・科目名 教科	科目名等	個別(第 2 次)学力検査等 教科等	科目名等	第 1 段階選抜	大学入試センター試験・個別(第 2 次)学力検査等の配点等 試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	論文	面接	論述	配点合計	その他の選抜方法等
法学部 330 人 前期 310 (外国学校出身者のための選考入学者 10 人以内を含む。) 後期 20	前期 2 月 25 日 26 日	国 地歴 公民 数 理 外	国語 世 B, 日 B, 地理 B } から 2 「倫, 政経」 【注参照】 「数Ⅰ・数 A」 「数Ⅱ・数 B」 物基, 化基, 生基, 地基から 2 英, 独, 仏, 中, 韓から 1 〔5 教科 8 科目〕 または〔6 教科 8 科目〕	国 地歴 数 外	国語総合･現代文 B･古典 B 世 B, 日 B, 地理 B から 1 数Ⅰ･数Ⅱ･数 A･数 B 英, 独, 仏, 中から 1	約 3.5 倍	センター試験	(200)	(200)		(200)	(100)	(200)				270 (900)	外国学校出身者 追加合格
							個別学力検査	150	100		150		150				550	
							計										820	
	後期 3 月 12 日			他	小論文	約 15 倍	センター試験	(200)	(200)		(200)	(100)	(200)				270 (900)	
							能力測定考査							100			100	
							計										370	

【注】「地理歴史、公民」について、「世界史 B」と「日本史 B」のうち少なくとも 1 科目が含まれるように、2 科目を選択。

表 2-14　法学部学生定員の充足と志願状況

入学年度［入学定員］	試験区分	募集人員	志願者数		第１段階選抜（第１次選考）合格者		受験者数	合格者数		入学者数	
平成 27 年度［330］	前期日程	330	746	(211)	746	(211)	736	331	(90)	330	(90)
	外国学校		22	(12)	19	(11)	14	5	(4)	5	(4)
	計		768	(223)	765	(222)	750	336	(94)	335	(94)
平成 28 年度［330］	前期日程	330	821	(224)	821	(224)	805	312	(85)	312	(85)
	後期日程		324	(72)	324	(72)	130	22	(5)	21	(5)
	外国学校		21	(14)	17	(12)	8	4	(2)	4	(2)
	計		1,166	(310)	1,162	(308)	943	338	(92)	337	(92)
平成 29 年度［330］	前期日程	330	779	(235)	779	(235)	769	311	(87)	311	(87)
	後期日程		487	(136)	340	(90)	91	23	(15)	23	(15)
	外国学校		12	(9)			9	5	(4)	5	(4)
	計		1,278	(380)	1,119	(325)	869	339	(106)	339	(106)
平成 30 年度［330］	前期日程	330	820	(211)	817	(210)	803	310	(75)	309	(75)
	後期日程		372	(86)	307	(62)	69	22	(7)	21	(6)
	外国学校		12	(9)			9	6	(5)	6	(5)
	計		1,204	(306)	1,124	(272)	881	338	(87)	336	(86)
平成 31 年度［330］	前期日程	330	773	(207)	773	(207)	759	311	(75)	311	(75)
	後期日程		514	(122)	345	(69)	79	22	(6)	22	(6)
	外国学校		16	(6)			11	4	(3)	4	(3)
	計		1,303	(335)	1,118	(276)	849	337	(84)	337	(84)

※ 19 年度入学の入試より、後期日程を廃止。28 年度入学の入試より、特色入試（後期日程）を開始。
※ 過去 5 年間の前期日程平均倍率（志願者数÷合格者数）は、約 2.5 倍。
※ 外国学校出身者入学試験は平成 29 年度から第 1 次選考を廃止。（計欄から除く。）
※ （　）内は女子で内数。

表 2-15　外国学校出身者特別選考（平成 31 年度学生募集）

経済・文化等各般にわたる国際的活動の拡大に伴って、海外在留邦人の子女で在住国の学校で教育を受けている者の数は飛躍的に増大しており、諸外国での教育や国際バカロレアのカリキュラムによる教育は、わが国の教育とは異なってはいても、すぐれた成果を挙げています。

このような状況の下で、諸外国で多様な文化に接触し、外国語も修得しつつ、基礎的学力を身につけた者に入学の機会を与えることは、一般学生に対する影響や、国際的に活躍しうる有為の人材養成の必要性をも含めて、種々の観点から緊要なものとなっています。

そこで、国際化時代における大学としてのあり方を考え、外国学校出身者に対して、国籍の制限なく、一般の入学者選抜方法とは別の方法で選考を行います。

実施学部	法　学　部
募集人員	10 人以内
出願要件	次の 1. 2. 3. 4. 5. 6. のいずれかに該当する者 1. 外国において、学校教育における 12 年の課程を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに修了した者、又は修了見込みの者。 上記の 12 年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 ※1. 大学入学資格として少なくとも 12 年の教育課程を基本とする国において、「飛び級」等により、通算教育年数 12 年に満たないで修了した者及び修了見込みの者を含む。 ※2.「外国において、学校教育における 12 年の課程」とは、当該外国において制度上正規の学校教育に位置づけられたものであることを要する。 2. 外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC，ACSI，CIS）から教育活動に係る認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに修了した者、又は修了見込みの者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。 上記の 12 年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 3. 外国において、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに上記「1」「2」以外の学校を卒業した者、又は卒業見込みの者であって、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの。 外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 4. 平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者で、外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。 5. 平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者で、外国において、ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。 6. 平成 31 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者で、外国において、フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。
選抜方法等	以下の 3 つの成績を総合評価して、基礎学力と日本語の熟達度を判定する。 1. 京都大学個別学力検査（前期日程）「国語（理系）」の成績 ※主として現代文を扱う問題に限って解答を求める。「国語（理系）」について、当日、一部の問題について解答しなくてよいものを指定することがある。 2. TOEFL-iBT の成績 3. 面接（日本語で実施し、出願書類も考慮する。）の成績

表 2-16　外国学校出身者特別選考の実施状況（人）

入学年度	志願者数			第 1 次選考合格者数			最終選考合格者数			入学者数		
	高校卒業	バカロレア	合　計	高校卒業	バカロレア	合計	高校卒業	バカロレア	合　計	高校卒業	バカロレア	合　計
平成 27 年度	17(9)	5(3)	22(12)	14(8)	5(3)	19(11)	1(1)	4(3)	5(4)	1(1)	4(3)	5(4)
平成 28 年度	16(9)	5(5)	21(14)	12(7)	5(5)	17(12)	3(1)	1(1)	4(2)	3(1)	1(1)	4(2)
平成 29 年度	8(6)	4(3)	12(9)				4(3)	1(1)	5(4)	4(3)	1(1)	5(4)
平成 30 年度	8(7)	4(2)	12(9)				3(3)	3(2)	6(5)	3(3)	3(2)	6(5)
平成 31 年度	12(5)	4(1)	16(6)				3(2)	1(1)	4(3)	3(2)	1(1)	4(3)

※過去 5 年間の平均志願者数は、20.8 人（13.8 人）、入学者数は 4.6 人（3.6 人）である。（　）内は女子で内数。

表 2-17　法学部における科目等履修生及び聴講生募集状況（人）

区　　分	科目等履修生		聴　講　生（括弧内は継続願出者の数で内数）	
	志願者	合格者	志願者	合格者
平成 27 年度募集	2	2	5 (3)	3 (3)
平成 28 年度募集	3	2	3 (3)	3 (3)
平成 29 年度募集	0	0	6 (2)	3 (2)
平成 30 年度募集	1	0	2 (1)	1 (1)
平成 31 年度募集	1	0	2 (1)	1 (1)

表 2-18 法学部への転入、法学部からの転出の状況（人）

転入・転出年度	転　入			転　出		
	計	文系	理系	計	文系	理系
平成 27 年度	1(1)	1(1)	0	4(1)	4(1)	0
平成 28 年度	3(1)	2(1)	1(0)	2(0)	1(0)	1(0)
平成 29 年度	2(1)	2(1)	0	4(1)	4(1)	0
平成 30 年度	2(1)	2(1)	0	3(0)	2(0)	1(0)
平成 31 年度	1(0)	1(0)	0	3(1)	2(1)	1(0)

（　）内は女子で内数。

表 2-19　第 3 年次編入学試験の状況（人）

編入学年度	志願者数	一次選考合格者数	欠席者数	受験者数	最終合格者数	入学者数
平成 27 年度	87	81	5	76	5	5
平成 28 年度	88	76	6	70	5	5
平成 29 年度	27		0	27	3	3
平成 30 年度	28		0	28	5	5
平成 31 年度	18		0	18	2	2

表 2-20　全学共通科目開講表（平成 30 年度 法学部提供分）

学科目名	単位数	配当学年	前・後期	教員名	備　考
日本国憲法	2	1～4	前期	土井	
法学	2	1～4	前期	佐々木(健)	
家族と法	2	1～4	後期	木村	◎
裁判制度入門	2	1～4	後期	小久保	
刑事裁判入門	2	1～4	後期	松本	
民事裁判入門	2	1～4	後期	二本松	
社会保障と法	2	1～4	前期	稲森	
前近代日本の法と秩序	2	1～4	後期	高谷	
政治学Ⅱ	2	1～4	後期	秋月	
現代政治分析への招待	2	1～4	後期	待鳥	◎〔政治学入門Ⅱ〕
歴史の中の政治と人間	2	1～4	前期	島田(幸)、奈良岡	◎〔政治学入門Ⅰ〕
Japan's Political Economy	2	主 1・2	前期	ヒジノ	
Modern Classics in Political Science	2	主 1・2	前期	ヒジノ	
Introduction to European Law	2	2～4	前期	カライスコス	◎
Japanese Politics	2	2～4	前期	ヒジノ	◎〔Japanese Politics from a Comparative Perspective〕
Law and Culture in Japan	2	主 1・2	前期	カライスコス	
Jurisprudence	2	主 1・2	後期	カライスコス	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	鈴木（秀）	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	愛知	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	高谷	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	西内	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	稲谷	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	島田（裕）	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	和田	
外国文献講読（法・英）Ⅰ	2	2～4	前期	高橋	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	秋月	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	待鳥	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	稲森	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	高谷	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	西内	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	木村	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	和田	
外国文献講読（法・英）Ⅱ	2	2～4	後期	高橋	
ILAS セミナー	2	1	前期	小久保	
ILAS セミナー	2	1	前期	二本松	
ILAS セミナー	2	1	前期	松本	
ILAS セミナー	2	主 1	前期	カライスコス	
ILAS セミナー	2	主 1	後期	カライスコス	

注：◎は専門科目で、〔　〕内は専門科目としての科目名を示す。

図 2-2　法学部コースツリー（平成 30 年度）

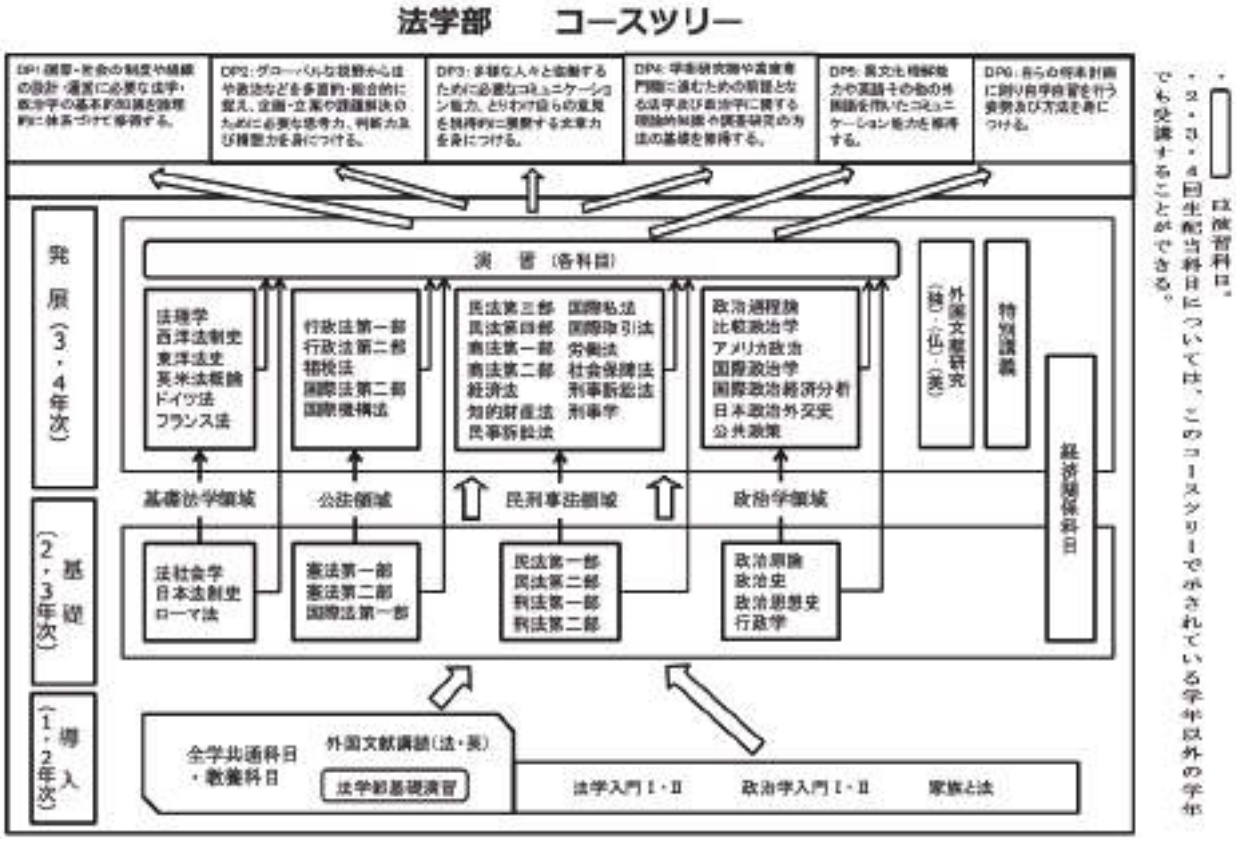

表 2-21　法学部授業科目一覧（平成 30 年度）

授業科目	担当教員	配当学年	毎週時間	単位	備　　考
法理学	平野(仁)講師	2・3・4	前期 4	4	立命館大学教授
法社会学	船越　教授	2・3・4	前期 4	4	
日本法制史	伊藤　教授	2・3・4	前期 4	4	
西洋法制史	佐藤　准教授	2・3・4	後期 4	4	
ローマ法	佐々木(健)教授	2・3・4	前期 4	4	
東洋法史	鈴木(秀)教授	2・3・4	後期 4	4	
英米法概論	木南　教授	3・4	前期 4	4	
ドイツ法	服部　教授	3・4	前期 4	4	
フランス法	横山　教授	3・4	後期 2	2	
憲法第一部	毛利　教授	2・3	前期 4	4	
憲法第二部	土井　教授	2・3	後期 4	4	
行政法第一部	仲野　教授	3・4	前期 4	4	
行政法第二部	仲野　教授	3・4	後期 4	4	
租税法	岡村　教授	3・4	後期 4	4	
国際法第一部	酒井　教授	2・3・4	後期 4	4	
国際法第二部	淺田　教授	3・4	前期 4	4	
国際機構法	濵本　教授	3・4	後期 4	4	
民法第一部	潮見　教授	2・3	前期 4	4	
民法第二部	山本(敬)教授	2・3・4	後期 4	4	
民法第三部	橋本　教授	3・4	前期 4	4	
民法第四部	吉政　教授	3・4	後期 4	4	
商法第一部	齊藤　教授	3・4	後期 4	4	
商法第二部	前田　教授	3・4	前期 4	4	
経済法	川濵　教授	3・4	後期 4	4	
知的財産法	愛知　教授	3・4	前期 4	4	
民事訴訟法	山本(克)教授	3・4	前期 4	4	
国際私法	中西(康)教授	3・4	前期 4	4	
国際取引法	西谷　教授	3・4	後期 2	2	
労働法	村中　教授	3・4	前期 4	4	
社会保障法	稲森　教授	3・4	後期 2	2	
刑法第一部	塩見　教授	2・3	前期 4	4	
刑法第二部	高山　教授	2・3・4	後期 4	4	
刑事訴訟法	堀江　教授	3・4	後期 4	4	
刑事学	稲谷　准教授	3・4	後期 4	4	

授業科目	担当教員	配当学年	毎週時間	単位	備　　考
政治原論	建林　教授	2・3・4	後期 4	4	
政治過程論	近藤(正)教授	2・3・4	前期 4	4	
比較政治学	島田(幸)教授	2・3・4	後期 4	4	
アメリカ政治	待鳥　教授	2・3・4	前期 4	4	
国際政治学	中西(寛)教授	2・3・4	後期 4	4	
国際政治経済分析	鈴木(基)教授	2・3・4	後期 4	4	
政治史	唐渡　教授	2・3・4	前期 4	4	
日本政治外交史	奈良岡　教授	2・3・4	前期 4	4	
政治思想史	森川　教授	2・3・4	後期 4	4	
行政学	曽我　教授	2・3・4	前期 4	4	
公共政策	久米　講師	2・3・4	前期 4	4	早稲田大学教授
法学入門Ⅰ	高山教授ほか	1	前期 2	2	
法学入門Ⅱ	濵本教授ほか	1	後期 2	2	
政治学入門Ⅰ	島田(幸)教授、奈良岡教授	1	前期 2	2	
政治学入門Ⅱ	待鳥教授	1	後期 2	2	
家族と法	木村　准教授	1	後期 2	2	
外国文献研究（独）	近藤(正)教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（仏）	西谷　教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（英）	酒井　教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（英）	伊藤　教授	3・4	後期 2	2	
外国文献研究（英）	土井　教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「破産法」	笠井　教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「日本政治思想史」	苅部　講師	3・4	後期集中 4	4	東京大学教授
特別講義「外交史」	君塚　講師	3・4	後期集中 4	4	関東学院大学教授
特別講義「Introduction to European Law」	カライスコス　准教授	2・3・4	前期 2	2	
特別講義「Japanese Politics from a Comparative Perspective」	ヒジノ　准教授	2・3・4	前期 2	2	
特別講義「International Criminal Law: An Introduction」	クレス　招へい教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「現代社会と裁判」	小久保教授ほか	2・3	前期 2	2	実務関連特別科目
特別講義「現代社会と弁護士」	山本(敬)教授ほか	2・3	後期 2	2	実務関連特別科目 大江橋法律事務所寄附講義
特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」	前田教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目 日本証券投資顧問業協会・投資信託協会寄附講義
特別講義「生命保険の実務と法」	洲崎教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目 日本生命寄附講義
特別講義「金融法と銀行実務」	潮見教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目 三井住友銀行寄附講義
特別講義「信託法の理論と実務」	橋本教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目 三井住友信託銀行寄附講義
特別講義「国際企業取引の実務と法」	西谷教授ほか	3・4	前期 2	2	実務関連特別科目 住友商事寄附講義
法学部基礎演習①	高山教授、佐々木(健)教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習②	高山教授、佐々木(健)教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習③	鈴木(秀)教授、高谷准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習④	鈴木(秀)教授、高谷准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑤	佐藤准教授、和田准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑥	佐藤准教授、和田准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑦	西内准教授、島田(裕)准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑧	西内准教授、島田(裕)准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑨	木村准教授、髙橋准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑩	木村准教授、髙橋准教授	1	後期 2	2	
法学部基礎演習⑪	建林教授、曽我教授	1	後期 2	2	
ミクロ経済学 1	小島　教授	2・3・4	前期 2	2	
ミクロ経済学 2	若井　教授	2・3・4	後期 2	2	
社会経済学 1	宇仁　教授	2・3・4	後期 2	2	
社会経済学 2	佐々木(啓)教授	3・4	前期 2	2	
財政学	諸富　教授	2・3・4	後期 2	2	
金融論	島本　教授	2・3・4	前期 2	2	
経済史 1	坂根　講師	2・3・4	前期集中 2	2	広島修道大学教授
経済史 2	渡辺　教授	2・3・4	後期 2	2	
世界経済論	岩本　教授	3・4	後期 2	2	
金融政策	翁　講師	3・4	前期 2	2	法政大学客員教授
経済政策論	黒澤　教授	3・4	後期 2	2	
経済統計学	矢野　教授	3・4	後期 2	2	
会計学 1	宮本　講師	3・4	前期 2	2	神戸学院大学教授
会計学 2	藤井　教授	3・4	後期 2	2	
経済学史	根井　教授	3・4	前期 2	2	
欧米経済史	坂出　准教授	3・4	後期 2	2	
社会政策論	久本　教授	3・4	前期 2	2	

注：本表、担当教員欄で講師とあるのは非常勤講師である。

（演習）

授業科目	担当教員	配当学年	毎週時間	単位	備　　考
演習（法社会学）	船越　教授	3・4	前期 2	2	
演習（日本法制史）	伊藤　教授	3・4	前期 2	2	
演習（ローマ法）	佐々木（健）教授	3・4	前期 2	2	
演習（英米法）	木南　教授	3・4	前期 2	2	
演習（ドイツ法）	服部　教授	3・4	前期 2	2	
演習（憲法）	曽我部　教授	3・4	前期 2	2	
演習（行政法）	高木　教授	3・4	前期 2	2	
演習（行政法）	原田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（租税法）	岡村　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際法）	浅田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際機構法）	濵本　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	潮見　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	山本（敬）教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	横山　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	橋本　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	吉政　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	洲崎　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	北村　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	齊藤　教授	3・4	前期 2	2	
演習（経済法）	川濵　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際私法）	中西（康）教授	3・4	前期 2	2	
演習（社会保障法）	稲森　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑法）	高山　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑法）	安田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑事訴訟法）	堀江　教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治原論）	建林　教授	3・4	前期 2	2	
演習（比較政治学）	島田（幸）教授	3・4	前期 2	2	
演習（アメリカ政治）	待鳥　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際政治学）	中西（寛）教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際政治経済分析）	鈴木（基）教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治史）	唐渡　教授	3・4	前期 2	2	
演習（日本政治外交史）	奈良岡　教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治思想史）	森川　教授	3・4	前期 2	2	
演習（法社会学）	船越　教授	3・4	後期 2	2	
演習（ローマ法）	佐々木（健）教授	3・4	後期 2	2	
演習（東洋法史）	鈴木（秀）教授	3・4	後期 2	2	
演習（英米法）	木南　教授	3・4	後期 2	2	
演習（憲法）	毛利　教授	3・4	後期 2	2	
演習（憲法）	曽我部　教授	3・4	後期 2	2	
演習（行政法）	原田　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際法）	酒井　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際機構法）	濵本　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	潮見　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	山本（敬）教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	横山　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	橋本　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	吉政　教授	3・4	後期 2	2	
演習（商法）	北村　教授	3・4	後期 2	2	
演習（経済法）	川濵　教授	3・4	後期 2	2	
演習（知的財産法）	愛知　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民事訴訟法）	山田　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際取引法）	西谷　教授	3・4	後期 2	2	
演習（労働法）	村中　教授	3・4	後期 2	2	
演習（刑法）	塩見　教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治原論）	建林　教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治過程論）	近藤（正）教授	3・4	後期 2	2	
演習（比較政治学）	島田（幸）教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際政治学）	中西（寛）教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治史）	唐渡　教授	3・4	後期 2	2	
演習（日本政治外交史）	奈良岡教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治思想史）	森川　教授	3・4	後期 2	2	
演習（行政学）	曽我　教授	3・4	後期 2	2	

表 2-22　法学部学生の学年別在学状況（人）

年　度	区　分	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	留年者	在学者合計
平成 26 年 4 月 1 日	在学者数	336	341	339	348	197	1,561
	休学者数	1	0	2	7	4	14
平成 27 年 4 月 1 日	在学者数	336	334	345	338	188	1,541
	休学者数	0	0	1	3	7	11
平成 28 年 4 月 1 日	在学者数	338	337	336	341	165	1,517
	休学者数	0	0	0	0	5	5
平成 29 年 4 月 1 日	在学者数	340	334	339	329	164	1,506
	休学者数	0	1	2	2	8	13
平成 30 年 4 月 1 日	在学者数	337	340	339	335	152	1,503
	休学者数	0	0	2	3	6	11

注：第 3 年次編入学生は該当回生に含める。休学者数は内数。

表 2-23　法学部卒業者数及び大学院進学・就職状況（人）

卒業年	卒業者数	大学院進学・就職者数								
		大学院進学	司法修習生	国家公務員	外交官	地方公務員	銀行	保険・証券	製造業	サービス他
平成 26 年度卒業	350(86)	108(19)	0	8(4)	2(2)	20(3)	31(7)	21(3)	37(10)	123(38)
平成 27 年度卒業	351(76)	101(17)	0	13(2)	0	10(5)	30(5)	12(5)	40(9)	145(33)
平成 28 年度卒業	336(96)	100(23)	0	21(11)	0	13(3)	37(10)	15(6)	32(10)	118(33)
平成 29 年度卒業	325(90)	80(24)	0	20(7)	0	13(4)	23(2)	24(6)	26(5)	139(42)
平成 30 年度卒業	329(91)	80(26)	0	22(12)	0	12(3)	22(4)	23(6)	24(4)	146(36)

注：（　）内は、女子で内数を示す。9 月卒業を含む。

表 2-24　法学部 日本学生支援機構奨学生数（人）

区　分	学部 1	学部 2	学部 3	学部 4	計
平成 26 年度	69	86	88	90	333
平成 27 年度	54	69	73	73	269
平成 28 年度	47	64	64	73	248
平成 29 年度	47	49	69	65	230
平成 30 年度	57	53	47	68	225

表 2-25　法学部 授業料免除出願者数・免除者数（人）

区　分	27 年度			28 年度			29 年度			30 年度		
	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計
出願者数	126	143	269	148	161	309	141	160	301	138	149	287
全額免除	81	68	149	85	85	170	79	78	157	105	88	193
半額免除	21	46	67	32	41	73	21	42	63	1	23	24

図 3　法学論叢

表 4-1　教員定数の充足状況

（各年度 5 月 1 日現在）

区　分		教授	准教授	講師	助教 助手	計	充足率 （%）
法人化前	16.3.31 定員	69	30	1	9	109	88.07
	現　員	55	17	2	22	96	
法人化後	16.4.1 定員	69	30	1	9	109	—
平成 28 年度	28.4.1 定員	65	28	1	3	97	94.84
	現　員	57(7)	17	3	15	92(7)	
平成 29 年度	29.4.1 定員	65	27	1	3	96	95.83
	現　員	56(7)	17	2	17	92(7)	
平成 30 年度	30.4.1 定員	65	26	1	3	95	90.52
	現　員	53(7)	15	1	17	86(7)	
平成 31 年度	31.4.1 定員	65	24	1	3	93	101
	現　員	55(7)	16	2	21	94(7)	

注 1：(　)内の数字は、博士後期課程の専任教員でもある公共政策大学院及び国際高等教育院の専任教員数を示し、内数。
注 2：平成 26 年度以降の助教・助手欄には、特定助教を含む。特定助教は定員を担保として雇用しているため、充足率が 100%を超える。

表 4-2　教授・准教授就任状況

職	氏　名	異動年月日	異動内容	前　職
教　授	鈴木　秀光	29.4.1	採　用	専修大学　教授
教　授	吉政　知広	29.4.1	採　用	名古屋大学　教授
教　授	二ノ丸　恭平	29.4.1	採　用	京都地方検察庁　検事
教　授	佐々木　健	30.4.1	昇　任	京都大学大学院法学研究科　准教授
教　授	近藤　正基	30.4.1	採　用	神戸大学　准教授
教　授	小久保　孝雄	30.4.1	採　用	高松高等裁判所　長官
教　授	池田　公博	30.10.1	採　用	神戸大学　教授
准 教 授	MURPHY, Mahon Stephen	30.12.1	採　用	日本学術振興会　外国人特別研究員

表 4-3　助教・特定助教採用一覧

（各年度 4 月 1 日現在）

区　分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
研究助教	学　卒	0	0	0	0
	院　修　了	13	14	15	16
	そ　の　他	0	0	0	0
特例助教		2	0	1	0

表 4-4　法学研究科・法学部における非常勤講師の採用数

区　分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
講 師 数	学 内	0	0	0	0
	学 外	93	109	114	130
計		93	109	114	130

表 4-5　専任教員の出身大学及び大学院（人）

（平成 31 年 5 月 1 日現在）

職　名	現員数	学部					大学院										備　考
							修士課程					博士課程					
		京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	
教授（男性）	49	39	7	0	3	0	25	3	0	0	3	24	2	0	0	2	
教授（女性）	6	3	2	0	1	0	2	1	0	1	0	2	0	0	1	0	
准教授（男性）	12	7	2	0	0	3	8〔5〕	0	0	0	3	4	0	0	1	2	〔　〕は法科大学院卒　内数
准教授（女性）	4	3	0	0	0	1	2〔2〕	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
講師（男性）	1	1	0	0	0	0	1〔1〕	0	0	0	0	1	0	0	0	0	〔　〕は法科大学院卒　内数
講師（女性）	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
助教・助手（男性）	13	7	1	0	2	3	11〔3〕	0	0	1	3	13	0	0	0	1	〔　〕は法科大学院卒　内数
助教・助手（女性）	8	6	0	0	1	1	6〔3〕	0	0	0	1	7	0	0	0	0	
計	94	67	12	0	7	9	55〔14〕	4	0	2	12	51	2	0	2	5	〔　〕は法科大学院卒　内数

注 1：本表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部及び国際高等教育院教授 7 名を含む。
注 2：教授 2 名、助教 1 名が、京都大学と外国大学の大学院修士課程の出身者であり、また、助教 1 名が、京都大学と外国大学の大学院博士課程の出身者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
注 3：京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 13 名である。
注 4：男女別割合は、男性 79%、女性 21%である。

表 4-6　研究者教員の出身大学及び大学院（人）　（平成 31 年 5 月 1 日現在）

職名	学部					大学院										備考
						修士課程					博士課程					
	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	
教授	39	8	0	4	0	27	3	0	1	3	26	2	0	1	2	
准教授	10	2	0	0	4	10〔7〕	0	0	0	4	4	0	0	1	2	〔 〕は法科大学院卒　内数
講師	1	0	0	0	1	1〔1〕	0	0	0	1	1	0	0	0	0	〔 〕は法科大学院卒　内数
助教・助手	13	1	0	3	4	17〔6〕	0	0	1	4	20	0	0	0	1	〔 〕は法科大学院卒　内数
計	63	11	0	7	9	55〔14〕	3	0	2	12	51	2	0	2	5	〔 〕は法科大学院卒　内数

注 1：本表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部及び国際高等教育院教授 7 名を含む。
注 2：教授 2 名、助教 1 名が、京都大学と外国大学の大学院修士課程の出身者であり、また、助教 1 名が、京都大学と外国大学の大学院博士課程の出身者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
注 3：京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 13 名である。

表 4-7　専任教員の年齢構成（人）（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	教授		准教授	講師	助教・助手	計
61 歳以上	8	(3)	0	0	0	8
56 歳～60 歳	15		0	1	0	16
51 歳～55 歳	6		0	0	0	6
46 歳～50 歳	13		0	0	0	13
41 歳～45 歳	11	(1)	1	0	1	13
36 歳～40 歳	2		8	0	4	14
31 歳～35 歳	0		7	0	2	9
26 歳～30 歳	0		0	1	14	15
25 歳以下	0		0	0	0	0
計	55	(4)	16	2	21	94

注：（　）内は、実務家教員数で内数。

表 4-8　TA（ティーチング・アシスタント）採用数（人）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
TA 採用数	専門科目	29	18	12	15	18
	全学共通科目	1	0	1	1	4

表 4-9　RA（リサーチ･アシスタント）採用数（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
RA 採用数	19	20	22	17	23

図 5　管理運営組織図

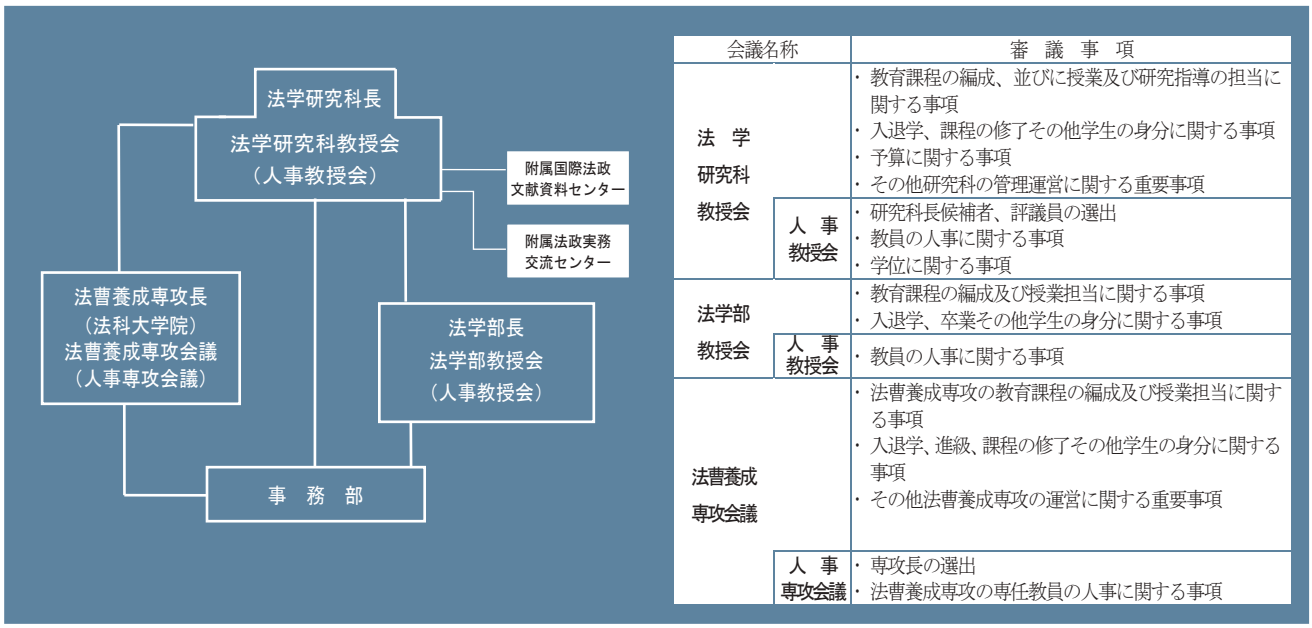

表 5-1　法学研究科委員会委員名簿　（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

委員会名	構　成	主任・幹事等		所管事項
		29 年度	30 年度	
研究科運営委員会	研究科長、副研究科長、制度委員会幹事、教務主任、経理主任	***	***	研究科の運営に関する事項
人事調整委員会	研究科長、副研究科長、教授 5 名	***	***	研究科の人事に関する事項
客員教授定員運用委員会	研究科長、副研究科長、法政実務交流センター長、教務主任、教授 2 名	***	***	客員教授定員に関する運用計画の作成
制度委員会	研究科長、副研究科長、前研究科長、専攻長、教務主任、教授 9 名	笠井	笠井	研究科・学部に関する諸規程の制定、改廃等に関する事項
研究科将来計画検討委員会	研究科長、副研究科長、教授 11 名	淺田	淺田	研究科の将来計画について審議
特色入試検証ワーキンググループ	全学特色入試実施委員会委員、教授・准教授 2 名	川濵	川濵	特色入試検証に関する事項
人文社会科学系分野の検討にかかる点検作業に関するワーキンググループ	将来計画検討委員会幹事、教務主任、教育制度委員会委員、法曹養成専攻教務主任、教授・准教授 6 名	淺田	淺田	人文社会科学系分野の検討にかかる点検作業に関する事項
3 つのポリシーの見直しに関するワーキンググループ	教務主任、教育制度委員会委員、法曹養成専攻教務主任、教授 1 名	伊藤孝	山本克	3 つのポリシーの見直しに関する事項
研究者養成推進ワーキンググループ	教授 4 名	橋本	橋本	研究者養成の推進についての検討
早期卒業制度等検討ワーキンググループ	教授 6 名	笠井	笠井	早期卒業制度等の検討
教科委員会	制度委員会委員、准教授委員 2 名	笠井	笠井	カリキュラム編成等について審議
法学研究科評価委員会	運営委員会委員、法曹養成専攻評価委員会主任、教授 2 名	毛利	毛利	自己点検・評価、内部評価に関する事項
敷地・建物計画委員会	研究科長、図書主任、教務主任、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任、教授 5 名	稲森	稲森	建築物・敷地その他の施設に関する基本計画並びに将来計画についての調査・立案
経理委員会	図書主任、法政実務交流センター長、法曹養成専攻財政検討委員会幹事、敷地・建物主任，教授 5 名	待鳥	待鳥	概算要求・予算配分・執行等について審議
図書委員会	教授、准教授 8 名	曽我部/服部	服部/奈良岡	図書の購入・選定・利用方法等図書室の管理運営に関する事項
外部評価実施委員会	教授 4 名	髙山	森川	教育・研究活動に関する外部評価の企画
教務委員会	法曹養成専攻教務委員会主任、公共政策大学院教務主任、全学 FD 研究検討委員、教授 4 名	酒井	酒井	時間割、カリキュラム、試験等教務全般
学部の FD のためのワーキング・グループ	教務主任、教務副主任、教務委員会委員 2 名	***	***	評価等の大きな課題に対処するための事項
留学支援ワーキンググループ	教務主任、准教授 2 名	***	***	
補導委員会	学生生活委員、前学生生活委員、学生生活委員（代理）、教授・准教授 5～6 名	酒井	中西康	学生補導に関する事項
部局人権委員会	研究科長、副研究科長 2 名、教授 8 名	***	***	同和・人権問題に関する調査
研究科国際交流委員会	教授 5 名	曽我部/西谷	西谷	大学院・学部の留学生問題及び全学委員会への対応について検討
ホームページ管理委員会	教授 2 名、ホームページ部局運用責任者	堀江	稲森	法学研究科ホームページの管理運用
広報委員会	教授 5 名	原田	原田	法学研究科・法学部の広報に関する事項
部局情報公開実施委員会	研究科長、教授 3 名	服部	服部	部局情報公開委員会の事項について実施
部局情報セキュリティ委員会	研究科長、教授 5 名、公共政策連携研究部長	安田	橋本	情報セキュリティに関する事項
部局情報セキュリティ技術責任者	教授 1 名	***	***	情報セキュリティに関する事項
就職支援等検討委員会	教授、准教授 4 名	西谷/前田	前田	
法政実務交流センター運営委員会	研究科長、センター長、センターの教授・准教授、特別教授、客員教授、教授・准教授 8 名	山本敬	山本敬	センターの予算、情報の収集・分析・提供、共同プロジェクトの組織・運営に関する事項
国際法政文献資料センター運営委員会	研究科長、附属図書館長、センター長、図書主任、教授 5 名	濵本	濵本	センターの予算、文献、資料の収集、利用等管理運営に関する事項

委員会名	構　成	主任・幹事等		所管事項
		29 年度	30 年度	
部局安全衛生委員会	評議員（選挙選出）、敷地・建物計画委員会幹事、補導委員会幹事、経理主任、衛生管理者若干名	淺田	淺田	部局長に助言等を行うための安全衛生に関する事項
特定助教雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長､プロジェクトを構成する教授又は准教授 2 名	***	***	プロジェクトに係る助教雇用に関する事項
外部資金特定助教雇用計画委員会	研究科長 1 名、副研究科長 1 名、プロジェクト長 1 名、教授 4 名	－－	***	
特別研究員雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長､プロジェクトを構成する教授又は准教授 2 名	***	***	プロジェクトに係る研究員雇用に関する事項
法政理論専攻教育課程委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、教授 9 名	塩見	塩見	法政理論専攻の教育課程に関する事項
機能強化経費プロジェクトチーム	教務主任、教授 8 名	***	***	
京都大学博士後期課程特別進学支援制度奨学生候補者選考委員会	副研究科長 1 名、教授 3 名	－－	淺田	特別進学支援制度奨学生の選考に関する事項
男女共同参画推進委員会	教授 3 名、准教授 2 名	山田	山田	
研究員雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長､プロジェクトを構成する教授又は准教授	***	***	
特定研究学生選考委員会	研究科長、副研究科長、教授 6 名	***	***	
研究データ保存等管理委員会	教授 5 名	曽我	曽我	
ELCAS 実施委員会	教授・准教授 5 名	船越	船越	
法曹養成専攻制度委員会	専攻長、副専攻長、教授 4 名	橋本／中西康	中西康	法曹養成専攻（法科大学院）の諸規程の制定・改廃に関する事項
法曹養成専攻制度委員会法科大学院公的見直し強化・加算プログラム検討ワーキンググループ	教授・准教授 4 名	－－	中西康	
法曹養成専攻人事委員会	専攻長、副専攻長、教務主任、教授 4 名	***	***	法曹養成専攻（法科大学院）の人事に関する事項
法曹養成専攻財政検討委員会	専攻長、教務主任、施設・設備・情報委員会主任、教授 3 名	髙山／伊藤孝	伊藤孝	法曹養成専攻（法科大学院）の予算要求・配分・執行等に関する事項
法曹養成専攻教務委員会	制度委員会委員、担任委員会主任、教授・准教授 2 名	橋本／中西康	中西康	法曹養成専攻（法科大学院）の時間割、カリキュラム、試験等の教務全般に関する事項
法曹養成専攻教務委員会法科大学院支援・連携ワーキンググループ	専攻長、副専攻長、教務主任、教授 6～7 名	橋本／中西康	中西康	
法曹養成専攻担任委員会	教授・准教授 5 名	山田	髙山	法曹養成専攻（法科大学院）の未修・既修 3 年次生出願枠入学学生の学習・生活指導に関する事項
法曹養成専攻臨床教育実施委員会	教授・准教授 5 名	北村	北村	法曹養成専攻（法科大学院）の臨床教育の実施に関する事項
法曹養成専攻施設・設備・情報委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 4 名	伊藤孝／安田	安田	法曹養成専攻（法科大学院）の施設、設備に関する計画・立案等に関する事項
法曹養成専攻評価委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 3 名	堀江	堀江	法曹養成専攻（法科大学院）の外部評価等に関する事項
法曹養成専攻広報委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 5 名	稲森／髙山	髙山	法曹養成専攻（法科大学院）の広報活動等に関する事項
法曹養成専攻電子データ処理委員会	教務主任、入学者選抜委員会 WG 主任教授・准教授 3 名	服部	服部	法曹養成専攻（法科大学院）の入試データの処理・管理に関する事項
法曹養成専攻実務基礎教育・理論教育連携委員会	教務主任、教授 8 名（うち実務家教員 3 名）、特別教授 1 名	橋本／中西康	中西康	法曹養成専攻（法科大学院）の実務基礎教育・理論教育の連携に関する事項
法曹養成専攻学生・修了者支援委員会	専攻長、副専攻長、教務主任、教授・准教授 6～7 名	笠井	笠井	法曹養成専攻（法科大学院）の就職支援にかかる制度に関する事項
法曹養成専攻学生・修了者支援委員会　未修者支援ワーキンググループ	専攻長、教務主任、担任委員会主任、教授・准教授 1～2 名	齊藤	齊藤	

表 5-2　各種委員会委員名簿（全学委員会等）　（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

委員会等名称	任期	委員及び任期終了年月日等
京都大学人権委員会委員	2 年	伊藤孝(29.4.1-31.3.31)、北村(29.4.1-31.3.31)
京都大学人事審査委員会委員	2 年	塩見(28.4.1-30.3.31)、村中(29.4.1-31.3.31)、川濵(30.4.1-32.3.31)
広報委員会	2 年	曽我部(29.4.1-31.3.31)
京都大学労働時間短縮推進委員会委員	***	村中
京都大学大学文書館運営協議会	***	研究科長　奈良岡(29.4.1-31.3.31)
環境安全保健委員会	2 年	研究科長
京都大学同窓会役員	2 年	服部(29.4.1-31.3.31)
京都大学ホームページ部局運用責任者	***	岡村(9.12.1-)
京都大学学術出版会社員	2 年	伊藤孝(29.4.1-31.3.31)
本部等構内交通委員会	***	岡村(21.4.1-)
京都大学企画委員会	2 年	研究科長
京都大学大学評価委員会	***	研究科長　橋本(26.10.1-)
京都大学大学評価委員会　点検・評価実行委員会	2 年	毛利(29.4.1-31.3.31)
教員活動評価委員会	***	洲崎(29.5.1-31.3.31)
京都大学百二十五年史編集委員会	***	奈良岡(29.4.1-　)
学生の安全対策検討ワーキンググループ委員	***	塩見
学生生活委員会	2 年 (1 年)	笠井(27.4.1-28.3.31)、酒井(28.4.1-29.3.31) 中西康(29.4.1-30.3.31)、安田(30.4.1-31.3.31)
学生生活委員会（代理）	2 年 (1 年)	酒井(27.4.1-28.3.31)、中西康(28.4.1-29.3.31) 安田(29.4.1-30.3.31)、山田(30.4.1-31.3.31)
京都大学教職教育委員会	2 年	原田(29.4.1-31.3.31)
京都大学教職教育委員会教職科目連絡小委員会	1 年	横山(29.4.1-30.3.31)、横山(30.4.1-31.3.31)
教務事務電算管理運営委員会	2 年	森川(29.4.1-30.3.31)、髙木(30.4.1-R2.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会	2 年	濵本(28.10.1-30.9.30)森川(30.10.1-R2.9.30)
国際高等教育院企画評価専門委員会　哲学・思想部会	1 年	船越(28.5.1-29.4.30)、船越(29.5.1-30.3.31)、森川(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　地域・文化部会	1 年	鈴木(28.5.1-29.4.30)、待鳥(29.5.1-30.3.31)、待鳥(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　情報学部会	1 年	中西康(28.5.1-29.4.30)、中西康(29.5.1-30.3.31)、建林(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　数学部会	1 年	川濵(28.5.1-29.4.30)、川濱(29.5.1-30.3.31)、川濵(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　物理学部会	1 年	建林(28.5.1-29.4.30)、建林(29.5.1-30.3.31)、鈴木秀(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　英語部会	1 年	唐渡(28.5.1-29.4.30)、唐渡(29.5.1-30.3.31)、斉藤(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　初修外国語部会	1 年	横山(28.5.1-29.4.30)、横山(29.5.1-30.3.31)、横山(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　データ科学部会	1 年	川濵(28.5.1-29.4.30)、川濱(29.5.1-30.3.31)、川濱(30.4.1-31.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　統合科学部会	1 年	服部(28.5.1-29.4.30)、服部(29.5.1-30.3.31)、服部(30.4.1-31.3.31)
FD 研究検討委員会委員	2 年	髙山(29.4.1-31.3.31)
オープンキャンパス委員会	1 年	建林(29.1.1-29.12.31)、髙山(30.1.1-30.12.31)
高等教育研究開発推進センター協議員会	2 年	木南(29.4.1-31.3.31)
高等教育研究開発推進センター教育コンテンツ活用推進委員会	2 年	原田(29.4.1-31.3.31)
教育制度委員会	2 年	伊藤孝(28.4.1-30.3.31)、山本克(30.4.1-31.3.31)
補導会議	***	研究科長
全学共通教育実施体制等特別委員会	***	学部長
大学院共通・横断教育実施体制検討委員会	***	研究科長
学生総合支援センター管理運営委員会	2 年	服部(29.4.1-31.3.31)
日本学生支援機構京都大学委員部	1 年	学生生活委員、学生生活委員代理
動物実験委員会	2 年	安田(28.10.1-30.9.30)、佐々木(30.10.1-R2.9.30)
産官学連携本部運営協議会	2 年	研究科長
国際教育委員会国際学生交流委員会	***	曽我部(29.4.1-29.6.30)、西谷(29.7.1-R1.6.30)
国際戦略本部国際課推進懇談会	***	曽我部(29.4.1-29.6.30)、西谷(29.7.1-R1.6.30)
留学生担当教員連絡会	***	辻井
外国人留学生奨学金等選考委員会	2 年	稲森(29.4.1-31.3.31)
情報環境機構 KUINS 利用負担金検討委員会	2 年	愛知(29.4.1-31.3.31)

委員会等名称	任期	委員及び任期終了年月日等
情報環境機構教育システム運用委員会	2 年	山田(28.4.1-30.3.31)、堀江(30.4.1-R2.3.31)
京都大学学術情報メディアセンター全国共同利用運営委員会	2 年	川濱(30.4.1-R2.3.31)
全学情報セキュリティ委員会	***	研究科長(15.11.18-)、岡村(29.4.1-31.3.31)
全学情報セキュリティ委員会常置委員会	1 年	研究科長　岡村(29.4.1-30.3.31)、 研究科長　岡村(30.4.1-31.3.31)
全学情報セキュリティ幹事会	2 年	安田(28.4.1-30.3.31)、橋本(30.4.1-R2.3.31)
部局情報セキュリティ技術責任者	2 年	安田(28.4.1-30.3.31)、橋本(30.4.1-R2.3.31)
情報環境整備委員会	2 年	研究科長
京都大学施設整備委員会	***	研究科長
附属図書館協議会協議員	2 年	曽我部(27.10.1-29.9.30)、服部(29.10.1-30.9.30)、 奈良岡(30.10.1-31.3.31)
京都大学図書館協議会　学術情報リポジトリ特別委員会	1 年	愛知(28.4.1-29.3.31)、愛知(29.4.1-30.3.31)
選書小委員会	1 年	中西康(28.6.19-29.6.18)、橋本(29.6.19～30.6.18)、 曽我部(30.6.19～R1.6.18)
現代中国の包括的研究体制を検討する委員	***	寺田(14.9.1-)
人文科学研究所附属現代中国研究センター運営委員会	1 年	寺田(29.4.1～30.3.31)、鈴木　秀(30.4.1～31.3.31)
医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会	2 年	木村(29.4.1～31.3.31)

表 6-1　国立大学法人事業費（法学研究科・法学部）

＜平成 29 年度＞　　（単位　千円）

平成 29 年度支出決算		（左記のうち、大学運営費交付金経費別決算）		
科　目　名	支出決算額	事　項　名	経費別決算額	
大学運営費交付金	460,812	図書経費	109,651	
受託研究事業費	16,019	図書関連（ジャーナル・データベース負担金）	2,823	
寄附金（29 年度執行額）	16,877	附属国際法政文献資料センター経費	4,131	
		法政実務交流センター経費	1,144	
預かり科学研究費補助金等	112,011	法科大学院運営費	38,996	
		中央経費	78,715	
		備品費		3,002
		消耗品費		4,234
		印刷製本費		2,961
		通信運搬費		980
		雑役務費		19,138
		複写経費		5,409
		保守経費		7,051
		施設整備費		2,206
		職員厚生経費		27
		賃金		27,831
		事務用パソコン借料		0
		環境賦課金		662
		施設修繕計画		5,214
		奨学金	13,400	
		情報関連費	688	
		特定事業実施経費	75,036	
		プロジェクト分（国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成）		31,559
		政策課題対応分（共通到達度確認試験調査等経費）		12,710
		政策課題対応分（エビデンスベース社会構築事業）		500
		大学改革強化推進事業		144
		ティーチング・アシスタント経費		1,132
		リサーチ・アシスタント経費		1,029
		研究支援体制プロジェクト		1,694
		各所建物修繕費		0
		非常勤講師手当		7,825
		総長裁量経費（若手出版助成）		8,000
		若手研究者スタートアップ研究費		3,925
		ジョン万プログラム		3,150
		センター試験協力経費		348
		ILAS セミナー開設支援経費		20
		白眉プロジェクト		3,000
		光熱水料等共通経費	22,950	
		学部学生共通教育経費	18,882	
		旅費等	20,286	
		部局長裁量経費	59,367	
		文系共通事務部負担経費	14,743	
合　　計	559,302	合　　計	460,812	

＜平成 30 年度＞

平成 30 年度支出決算		（左記のうち、大学運営費交付金経費別決算）		
科　目　名	支出決算額	事　項　名	経費別決算額	
大学運営費交付金	428,599	図書経費	110,764	
受託研究事業費	20,532	図書関連（ジャーナル・データベース負担金）	1,709	
寄附金（30 年度執行額）	8,373	附属国際法政文献資料センター経費	3,953	
		法政実務交流センター経費	1,154	
預かり科学研究費補助金等	114,177	法科大学院運営費	34,028	
		中央経費	66,052	
		備品費		1,152
		消耗品費		2,690
		印刷製本費		1,923
		通信運搬費		1,043
		雑役務費		13,599
		複写経費		5,134
		保守経費		4,870
		施設整備費		2,271
		職員厚生経費		21
		賃金		27,466
		事務用パソコン借料		0
		環境賦課金		661
		施設修繕計画		5,222
		奨学金	14,800	
		情報関連費	685	
		特定事業実施経費	81,224	
		プロジェクト分（国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成）		29,427
		政策課題対応分（共通到達度確認試験調査等経費）		12,710
		政策課題対応分（エビデンスベース社会構築事業）		500
		ティーチング・アシスタント経費		1,145
		リサーチ・アシスタント経費		1,079
		研究支援体制プロジェクト		1,844
		非常勤講師手当		8,519
		総長裁量経費（国際的共同研究）		7,200
		総長裁量経費（若手出版社助成）		6,800
		若手研究者スタートアップ研究費		3,202
		ジョン万プログラム		3,950
		センター試験協力経費		348
		白眉プロジェクト		4,500
		光熱水料等共通経費	18,596	
		学部学生共通教育経費	18,516	
		旅費等	14,377	
		部局長裁量経費	48,591	
		文系共通事務部負担経費	14,150	
合　　計	571,681	合　　計	428,599	

表 6-2　外部資金の種類と受入

【法学】　（単位　千円）

年　度	奨学寄附金		科学研究費助成事業					研究拠点形成費等補助金	国立大学改革強化推進補助金	研究大学強化促進費補助金	法科大学院	
			研究代表者			研究分担者（研究代表者が別の研究機関に属する場合）		リーディング大学院構築事業	国立大学法人国際競争力強化事業	研究大学強化促進事業		
			件数	直接	間接	件数	分担金					
26 年度	14 件	22,200	49 件	92,850	26,055	24 件	6,570	5,600	---	---	0 件	---
27 年度	10 件	21,500	52 件	98,800	27,960	33 件	10,218	1,000	---	---	0 件	---
28 年度	15 件	27,420	54 件	105,700	30,360	31 件	8,305	300	---	---	0 件	---
29 年度	17 件	29,170	66 件	105,290	25,260	40 件	11,383	300	2,300	3,000	0 件	---
30 年度	11 件	17,240	75 件	109,994	26,010	47 件	16,374	---	168	2,685	0 件	---

【公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分】　（単位　千円）

年　度	奨学寄附金		科学研究費助成事業					研究拠点形成費等補助金
			研究代表者			研究分担者（研究代表者が別の研究機関に属する場合）		リーディング大学院構築事業
			件数	直接	間接	分担金		
26 年度	0 件	---	7 件	18,950	5,265	8 件	1,610	---
27 年度	1 件	5,000	7 件	14,100	4,080	8 件	1,100	500
28 年度	1 件	6,000	7 件	10,300	2,430	8 件	1,350	300
29 年度	1 件	6,000	10 件	15,600	3,510	6 件	1,150	150
30 年度	0 件	0	8 件	16,380	4,770	9 件	1,820	---

表 6-3　奨学寄附金

＜平成 29 年度＞

研究代表者	寄　附　の　目　的	受入金額（千円）
塩見　淳	法科大学院教育支援基金	30
洲崎　博史	法学部企業特別講演会寄附金	300
洲崎　博史	京都大学法学部特別講義開講支援金	1,000
洲崎　博史	法学部における教育研究助成	14,000
曽我部　真裕	個人情報保護制度の研究のため	500
川濵　昇	経済法における教育・研究等助成	500
川濵　昇	独占禁止法における教育・研究助成	500
川濵　昇	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
伊藤　之雄	20 世紀と日本研究会の運営など日本政治外交史の研究活動	2,500
曽我部　真裕	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
齊藤　真紀	企業法務分野研究	540
潮見　佳男	第 7 回東アジア民事法学国際シンポジウム	3,000
近藤　圭介	「スコットランド法理論のグローバル化対応とその国制的背景―ニール・マコーミックの法理論と政治活動の統合的考察」の研究助成	1,000
張　智程	「オンデマンド経済」が労働法規制に与える変容に関する研究」の研究助成	1,200
笠井　正俊	平成 30 年度日本民事訴訟法学会シンポジウム	500
山下　徹哉	機関投資家の受託責任の内容とその法的規律のあり方の検討	1,000
西内　康人	担保責任の賠償範囲に関する経済分析	600
小　　計	17 件	29,170
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕		
中西　寛	公共政策連携研究部教育の支援	6,000
小　　計	1 件	6,000
合　　計	18 件	35,170

＜平成 30 年度＞

研究代表者	寄　附　の　目　的	受入金額（千円）
洲崎　博史	京都大学法学部特別講義開講支援金	1,000
洲崎　博史	法学部における教育研究助成	9,500
川濵　昇	経済法における教育・研究等助成	500
川濵　昇	独占禁止法における教育・研究助成	500
川濵　昇	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
曽我部　真裕	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
齊藤　真紀	企業法務分野研究	540
奈良岡　聰智	戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化および国民的受容過程に関する歴史的分析	1,000
山下　徹哉	保険募集における情報提供に係る規律の検討	500
安田　拓人	刑事事実認定に際し重視されるべき事情に関する刑法理論学的及び学際的研究	1,000
原田　大樹	政策実現過程のグローバル化と法執行・紛争解決の法理論	700
小　　計	11 件	17,240
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕		
---		---
合　　計	11 件	17, 240

表 6-4　科学研究費補助金
＜平成 29 年度＞

研究代表者	研　究　課　題	金　額（千円）	
		直接経費	間接経費
髙木　光	持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性	7,300	2,190
淺田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言―	6,600	1,980
潮見　佳男	新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方	5,900	1,770
岡村　忠生	消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用	2,500	750
毛利　透	世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察	2,400	720
奈良岡　聰智	近現代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて	2,400	720
安田　拓人	精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究	3,400	1,020
山本　敬三	現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究	3,500	1,050
建林　正彦	議員交代比率の要因と帰結に関する比較研究	2,400	720
原田　大樹	政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築	2,600	780
大石　眞	国法と宗教法人の自治規範との対立・調整に関する研究：非営利法人の位置づけ再考	2,100	630
秋月　謙吾	中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究	4,700	1,410
中西　康	国際私法と人権規範の相互作用―包括的検討―	1,100	330
濱本　正太郎	ヨーロッパ「小国」国内法秩序における国際法の地位――「グローバル法」理論に向けて	1,000	300
酒巻　匡	刑事証拠開示制度論の包括的再検討	600	180
高山　佳奈子	東アジアの経済犯罪と刑事制度の変容	1,200	360
堀江　慎司	新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究	800	240
愛知　靖之	特許権行使に対する制約原理の総合的研究	800	240
曽我部　真裕	国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方	1,500	450
稲森　公嘉	国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究	700	210
川濱　昇	垂直的制限規制の理論的基礎の解明	1,000	300
洲崎　博史	自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響	800	240
大嶽　秀夫	ネオリベラル・ポピュリズムの時代の自由民主党とゴーリスト政党との比較	600	180
森川　輝一	根源的批判としての哲学の再構築―世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究	900	270
土井　真一	立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究	1,300	390
酒井　啓亘	国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現	1,300	390
西谷　祐子	移民の社会的統合と法	1,100	330
北村　雅史	非営利法人の機関制度に関する会社法的考察	700	210
船越　資晶	ジェンダー法学の実用化―批判法学の汎用性―	800	240
新川　敏光	日・韓・台におけるリベラル政党の盛衰に関する比較研究	1,400	420
Hijino Ken	A Cross-National Analysis of Regional Strongholds for Statewide Parties	1,100	330
待鳥　聡史	多元的政治制度における多数派形成の実証的研究	1,100	330
鈴木　秀光	清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究	1,400	420
吉政　知広	民事法における「私化」現象の理論的研究	900	270
鈴木　多聞	第二次世界大戦の終結と戦後秩序の形成－宮中グループの「戦前」と「戦後」－	900	270
島田　裕子	労働契約の内容規制に関する研究	800	240
山下　徹哉	会社役員賠償責任保険の再検討	800	240
佐藤　団	ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態――『ハレ参審人文書』を例として―	1,000	300
佐々木　健	ローマ法の遺贈と担保	400	120
稲谷　龍彦	企業犯罪における刑事司法を通じた構造改革の可能性	900	270
高橋　陽一	会社法における第三者保護制度の再検討――会社役員の対第三者責任制度を中心に	900	270
長野　史寛	不法行為効果論における衡量問題の基礎的研究	1,200	360
西内　康人	約款の経済分析	1,100	330
コツィオール　ガブリエーレ	信託法における債権法と物権法の交錯についての比較法的研究	800	240
木村　敦子	親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討	700	210
Kalaiskos Antonios	「事業者」概念からみた「消費者」概念の再定義	900	270
近藤　圭介	制度理論の再検討-グローバル法秩序の構造把握の試み	500	150
上田　正基	「過剰な犯罪化」―　刑事立法と人間のルール遵守行動	800	240
奈良岡　聰智	第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する基礎研究：アジア・欧州間関係を中心に	800	240
南迫　葉月	司法取引に対する裁判所の審査の在り方	1,000	300
奥　忠憲	公務労使関係法則の憲法学的研究－フランス公務員参加法との比較を通して	1,100	330
楊　名豪	国際漁業規制における寄港国措置の制度的展開とその影響に関する研究	1,000	300
秋月　謙吾	幸福をはかる公共政策	290	----
安田　拓人	精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究	9,900	----
越智　萌	国際刑事実体法の体系的整理―管轄権・手続法的視点から	3,000	900
二杉　健斗	私人による国際責任の援用－投資条約仲裁における投資家の法的地位－	900	----
北村　理依子	国際法における信教の自由の保護	800	----
伊藤　遥	国際法上の共通利益保全における対世的義務の役割	800	----
髙田　陽奈子	国際人権条約機関による権限行使のあり方と「民主主義」との関係	600	----
奈良岡　聰智	日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年	700	----
松本　和洋	コモン・ロー法格言集におけるローマ法格言の利用と影響について	700	210
鄭　超	量刑論の再構築に関する検討－－刑罰、責任、予防の関係を中心として－－	500	----
宍戸　聖	競争法上の不当な排除の識別に関する日米欧比較研究	1,100	----
阿部　紀恵	一般国際法規則の認定による国際法体系への実質的価値の組み入れ	900	----
大泉　陽輔	明治期における特許法制の形成と展開―技術後進国の発明保護法制と産業発展	1,100	----
齋藤　暁	戦後憲法学における国家論の不在―日独憲法学説史研究を通じた国家論の意義と限界	500	----
小　計	66 件	105,290	26,160
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕			
鈴木　基史	グローバル･ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析	5,300	1,590
前田　雅弘	株主権の変容に適合した会社法制のあり方	4,000	1,200
仲野　武志	債権法の改正と行政法学の対応	500	150
曽我　謙悟	多国間比較の中の日本の行政:ゲーム理論･計量分析･歴史叙述を用いて	800	240
西村　真彦	安保改定と東アジア地域の安全保障	1,100	----
菅原　健志	イギリスと日英同盟　1894 - 1930 年　―帝国防衛と英米協調の相克―	1,100	330
ADEBAHR　DAVID	「太平洋の世紀」における日米同盟の戦略的再編を背景とした日本の安全保障政策の動向	900	----
土井　翔平	安全保障における経済的相互依存の機能と限界に関する動学的分析	900	----
張　帆	戦後日本国際政治思想における現実主義の台頭と成熟:講和論争からデタントまで	500	----
宇治　梓紗	水銀に関する水俣条約における三位一体の実現	500	----
小　計	10 件	15,600	3,510
合　計	76 件	120,890	29,670

＜平成 30 年度＞

研究代表者	研　究　課　題	金　額（千円）	
		直接経費	間接経費
髙木　光	持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性	7,300	2,190
淺田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言―	7,000	2,100
潮見　佳男	新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方	5,700	1,710
山本　敬三	現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究	2,500	750
建林　正彦	議員交代比率の要因と帰結に関する比較研究	1,900	570
原田　大樹	政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築	3,900	1,170
大石　眞	国法と宗教法人の自治規範との対立・調整に関する研究：非営利法人の位置づけ再考	1,700	510
秋月　謙吾	中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究	4,100	1,230
岡村　忠生	ベイシスの高度化による法人課税の再生	3,100	930
横山　美夏	持続可能な社会の「所有」モデル―財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整―	5,400	1,620
奈良岡　聰智	第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋	4,300	1,290
堀江　慎司	新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究	700	210
曽我部　真裕	国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方	800	240
稲森　公嘉	国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究	700	210
川濱　昇	垂直的制限規制の理論的基礎の解明	1,000	300
洲崎　博史	自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響	600	180
大嶽　秀夫	ネオリベラル・ポピュリズムの時代の自由民主党とゴーリスト政党との比較	500	150
森川　輝一	根源的批判としての哲学の再構築―世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究	1,200	360
土井　真一	立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究	1,300	390
酒井　啓亘	国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現	1,100	330
西谷　祐子	移民の社会的統合と法	1,200	360
北村　雅史	非営利法人の機関制度に関する会社法的考察	500	150
船越　資晶	ジェンダー法学の実用化―批判法学の汎用性―	900	270
Hijino Ken	A Cross-National Analysis of Regional Strongholds for Statewide Parties	800	240
待鳥　聡史	多元的政治制度における多数派形成の実証的研究	900	270
鈴木　秀光	清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究	300	90
吉政　知広	民事法における「私化」現象の理論的研究	900	270
中西　康	国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて	1,200	360
濵本　正太郎	投資条約仲裁における仲裁人の独立性・普遍性－投資条約仲裁の特質解明に向けて	1,100	330
高山　佳奈子	東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態	1,100	330
西内　康人	組合代理における第三者保護と代理法との体系的分析	600	180
愛知　靖之	知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－	900	270
毛利　透	公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法規制枠組みの探求	800	240
近藤　正基	家族政策の比較政治学－国家間の多様性と規定要因の解明	1,200	360
池田　公博	刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律	800	240
山下　徹哉	会社役員賠償責任保険の再検討	500	150
佐藤　団	ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態――『ハレ参審人文書』を例として――	700	210
佐々木　健	ローマ法の遺贈と担保	400	120
稲谷　龍彦	企業犯罪における刑事司法を通じた構造改革の可能性	350	105
高橋　陽一	会社法における第三者保護制度の再検討――会社役員の対第三者責任制度を中心に	900	270
木村　敦子	親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討	700	210
近藤　圭介	制度理論の再検討-グローバル法秩序の構造把握の試み	500	150
中井　愛子	中米統合機構における超国家的な地域共同体法の国内適用の比較研究	1,600	480
島田　裕子	平等法理の補完としての労働契約の内容規制	600	180
南迫　葉月	司法取引における証拠開示の在り方	700	210
中村　瑞穂	契約の清算と現状回復の不能に関する基礎的研究	900	270
木原　彩夏	会社の違法な措置に対する株主の権利行使手段の検討―ドイツ法との比較	700	210
カライスコス アントニオス	不公正な取引方法の規制と私法理論	1,100	330
高山　佳奈子	日中経済刑法の最新動向	900	0
奥　忠憲	公務労使関係法則の憲法学的研究－フランス公務員参加法との比較を通して	900	270
楊　名豪	国際漁業規制における寄港国措置の制度的展開とその影響に関する研究	900	270
鈴木　崇弘	行政組織上の契約及び委託契約の構造化－日独比較法研究を中心として	1,100	330
住永　佳奈	財産と納税者の関係変化を軸とする所得課税の規範的検討	600	180
仲　卓真	同族会社の株式の相続に関する会社法上の諸制度の検討	1,100	330
稲谷　信行	労働法における管理職労働者の法的規律に関する研究	1,200	360
上條　諒貴	議員内閣制の動的モデル－責任の明確性が首相交代リスクに与える影響の検討	700	210
岡村　忠生	消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用	3,205	----
安田　拓人	精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究	9,690	----
越智　萌	国際刑事実体法の体系的整理―管轄権・手続法的視点から	1,249	375
高田　陽奈子	国際人権条約機関による権限行使のあり方と「民主主義」との関係	600	0
奈良岡　聰智	日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年	400	0
松本　和洋	コモン・ロー法格言集におけるローマ法格言の利用と影響について	600	180
鄭　超	量刑論の再構築に関する検討－－刑罰、責任、予防の関係を中心として－－	400	0
宍戸　聖	競争法上の不当な排除の識別に関する日米欧比較研究	1,000	0
阿部　紀恵	一般国際法規則の認定による国際法体系への実質的価値の組み入れ	800	0
大泉　陽輔	明治期における特許法制の形成と展開―技術後進国の発明保護法制と産業発展	900	0
齋藤　暁	戦後憲法学における国家論の不在―日独憲法学説史研究を通じた国家論の意義と限界	400	0
ADEBAHR DAVID	「太平洋の世紀」における日米同盟の戦略的再編を背景とした日本の安全保障政策の動向	900	0
張　帆	戦後日本国際政治思想における現実主義の台頭と成熟：講和論争からデタントまで	400	0
石間　英雄	政治的決定の多元性と政党組織：ウェストミンスターモデル再考	1,100	0
沼本　祐太	官僚制の憲法学的研究	500	0
伊藤　健	違憲審査基準論における利益衡量の位置づけ	500	0
中岡　淳	同性婚の憲法的保護の論拠とその解釈枠組みに関する比較法的研究	600	0
井関　竜也	司法積極主義の比較政治学的研究―イタリア憲法裁判所を手掛かりに―	1,000	0
藤山　一樹	大恐慌期の経済と外交――英米金融対立とヨーロッパ国際秩序の破綻、1931-35 年	700	210
小　　計	75 件	109,994	26,010
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕			
鈴木　基史	国際制度の衰微と再生の政治経済分析	8,900	2,670
前田　雅弘	株主権の変容に適合した会社法制のあり方	3,200	960
仲野　武志	債権法の改正と行政法学の対応	500	150
曽我　謙悟	多国間比較の中の日本の行政：ゲーム理論・計量分析・歴史叙述を用いて	700	210
鈴木　基史	グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として	1,500	450
鈴木　基史	開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析	600	180
鈴木　基史	グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析	480	----
宇治　梓紗	水銀に関する水俣条約における三位一体の実現	500	150
小　　計	8 件	16,380	4,770
合　　計	83 件	126,374	30,780

表 6-5①　研究拠点形成費等補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 27 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	1,000 千円	思修館
平成 28 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	300 千円	思修館
平成 29 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	300 千円	思修館
平成 30 年度	----	----	----	----
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕				
平成 27 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	500 千円	思修館
平成 28 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	300 千円	思修館
平成 29 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	150 千円	思修館
平成 30 年度	----	----	----	----

表 6-5②　国立大学改革強化推進補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 29 年度	京都大学	国立大学法人国際競争力強化事業	2,300 千円	次世代研究者育成
平成 30 年度	京都大学	国立大学法人国際競争力強化事業	168 千円	若手研究者育成支援

表 6-5③　研究大学強化促進費補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 29 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	3,000 千円	SPIRITS
平成 30 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	2,685 千円	SPIRITS

表 6-6　総長裁量経費

年　度	代表者	件　名	金　額	備　考
平成 28 年度	潮見　佳男	若手研究者に係る出版助成事業	5,150 千円	
	西谷　祐子	法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題	7,210 千円	
平成 29 年度	洲崎　博史	若手研究者に係る出版助成事業	8,000 千円	
平成 30 年度	洲崎　博史	若手研究者に係る出版助成事業	6,800 千円	
	西谷　祐子	技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際的共同研究	7,200 千円	

表 6-7　法学部学術交流基金

平成 29 年度決算額				平成 30 年度決算額			
収　入		支　出		収　入		支　出	
事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額
	千円		千円		千円		千円
前年度繰越金	13,412	学術交流費	19	前年度繰越金	13,311	学術交流費	67
個人受入		法政実務交流センター関連	0	個人受入		法政実務交流センター関連	0
法人受入		法科大学院関連経費	28	法人受入		法科大学院関連経費	35
預金利息受入		その他	54	預金利息受入		その他	0
合　計	13,412	合　計	101	合　計	13,311	合　計	102
		次年度繰越金	13,311			次年度繰越金	13,209

表 6-8　京都大学法学部百周年記念基金

平成 29 年度決算額				平成 30 年度決算額			
収　入		支　出		収　入		支　出	
事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額
	千円		千円		千円		千円
前年度繰越金	104,343	オンライン検索システム経費	0	前年度繰越金	104,343	オンライン検索システム経費	0
個人受入		学内環境整備	0	個人受入		学内環境整備	0
法人受入		その他	0	法人受入		その他	1,000
預金利息受入				預金利息受入			
合　計	104,343	合　計	0	合　計	104,343	合　計	1,000
		次年度繰越金	104,343			次年度繰越金	103,343

表 7-1　施設設備の現況　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

項目＼面積等	現状 面積	現状 備考	法経東館		法経本館		法経北館		総合研究 2 号館	
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
1. 図書室	3,268	724 千冊 124 席			668	94 千冊	2,600	630 千冊		
2. 教室・演習室等	3,619	31 室			2,041	9 室	499	9 室	1,079	13 室
3. 教員の研究室等	2,531	87 室	165	6 室	882	33 室	1,030	35 室	454	13 室
4. 大学院生研究室	1,136	15 室			342	8 室	46	1 室	748	6 室
5. 実験室・資料室等	373	5 室					85	2 室	288	3 室
6. 管理部門	3,027		28		1,592		515		892	
7. その他共通部門	4,127		182		2,592		1,313		40	
合　計	18,081		375		8,117		6,088		3,501	
備　考	平成 20 年 4 月 1 日より、法経総合研究棟が法経東館に、工学部 4 号館が総合研究 2 号館に名称変更									

表 7-2　法学部基準面積　（平成 30 年度）

建物名称	摘　要	基準面積	備　考
法学部建物		㎡ 17,328	
研究室等	研究室・実験室・共用機器室・資料室・講義室等	16,814	
学部・大学院管理部		514	

表 7-3　法学研究科研究室・事務室等現状　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

項　目	面　積	備　考
1. 教室・演習室	教　室 法経第一教室　446 ㎡ 法経第四教室　446 ㎡ 法経第六教室　237 ㎡ 法経第七教室　306 ㎡※ 法経第八教室　120 ㎡ 法経第九教室　159 ㎡ 法経第十教室　165 ㎡ 法経第十一教室　120 ㎡ 法科第一教室　168 ㎡ 法科第二教室　168 ㎡ 法科第三教室　84 ㎡ 模擬法廷教室　85 ㎡ 小　計　2,504 ㎡ ※経済学部負担あり 演習室等 演習室　＝　890 ㎡ 自習室　＝　225 ㎡ 小　計　1,115 ㎡ 合　計　3,619 ㎡	法科大学院 法科大学院 法科大学院 法科大学院
2. 教員研究室	21～55 ㎡×85（※）　＝　2,531 ㎡ 合　計　2,531 ㎡ ※講師控室、助手室を含む。	
3. 大学院生研究室	27～409 ㎡　×　15　＝1,136 ㎡ 合　計　1,136 ㎡	
4. 実験室・資料室等	学生用情報検索室　373 ㎡ 合　計　373 ㎡	
5. 事務管理部門	会議室等　336 ㎡ 科長室等　62 ㎡ 事務室　394 ㎡ 用務員室　71 ㎡ 倉庫　※　4,151 ㎡ 学生控室等　1,281 ㎡ 合　計　6,295 ㎡ ※教員控室、職員休憩室及び書庫利用分を含む	
6. 共通部門	機械室　383 ㎡ ホール・廊下・階段・トイレ　3,744 ㎡ 合　計　4,127 ㎡	
総　計	18,081 ㎡	

表 7-4　蔵書統計

	年間受入数（冊）			累計（冊）		
	和　書	洋　書	合　計	和　書	洋　書	合　計
平成 26 年度（平成 27 年 3 月 31 日現在）	3,567	4,588	8,155	314,100	405,990	720,090
平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）	3,781	4,796	8,577	317,627	410,821	728,448
平成 28 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）	3,438	4,213	7,651	315,140	393,020	708,160
平成 29 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）	3,781	3,587	7,368	317,852	399,538	717,390
平成 30 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）	3,615	3,557	7,172	321,327	403,108	724,435

※平成 28 年度は、古い蔵書の原簿データと実際の所蔵部局の齟齬を修正したことにより統計上の蔵書冊数が前年度より減少した。

表 7-5　受入雑誌種類数

	区　分	購　入	寄贈・その他	合　計
平成 26 年度（平成 27 年 3 月 31 日現在）	日本語	185	412	597
	外国語	504	25	529
平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）	日本語	185	394	579
	外国語	502	28	530
平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）	日本語	204	362	566
	外国語	498	28	526
平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）	日本語	303	337	640
	外国語	466	18	484
平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日現在）	日本語	302	304	606
	外国語	443	13	456

表 7-6　法学研究科図書経費予算・決算書

A：予算配当額　（単位　円）

年度 / 項目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予　算	決　算	残　高	予　算	決　算	残　高
I. 図書経費						
1. 一般経費	123,000,000	123,005,814	△5,814	123,000,000	123,067,705	△67,705
2. 特別追加	0	0	0	6,480,000	6,446,738	33,262
合　計	123,000,000	123,005,814	△5,814	129,480,000	129,514,443	△34,443
II. センター経費	4,000,000	4,130,803	△130,803	4,000,000	3,953,358	46,642

B：予算・決算額　（単位　円）

年度 / 項目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予　算	支払高	残　高	予　算	支払高	残　高
I. 図書経費						
1. 一般経費						
1）選択図書（和）	9,000,000	8,606,733	393,267	8,000,000	8,563,449	△563,449
選択図書（洋）	35,400,000	37,119,145	△1,719,145	32,400,000	32,266,161	133,839
選択図書（中国・ハングル）	700,000	689,238	10,762	700,000	773,989	△73,989
2）継続図書（和）	1,000,000	837,295	162,705	1,000,000	980,251	19,749
継続図書（洋）	23,000,000	24,972,318	△1,972,318	27,000,000	25,510,006	1,489,994
3）学生用図書	100,000	111,136	△11,136	900,000	885,074	14,926
4）参考図書	300,000	250,874	49,126	300,000	237,372	62,628
5）雑誌（和）	2,500,000	2,326,752	173,248	2,500,000	2,319,745	180,255
雑誌（洋）	24,000,000	21,903,745	2,096,255	24,700,000	23,666,801	1,033,199
6）加除（和）	4,400,000	4,858,500	△458,500	4,800,000	4,828,612	△28,612
加除（洋）	5,200,000	5,408,759	△208,759	5,400,000	5,237,242	162,758
7）法学論叢	1,000,000	585,960	414,040	900,000	980,590	△80,590
8）学術情報	13,000,000	11,989,134	1,010,866	11,000,000	13,435,645	△2,435,645
9）製本費	3,300,000	3,299,750	250	3,300,000	3,298,866	1,134
10）予備費	100,000	46,475	53,525	100,000	83,902	16,098
小　計	123,000,000	123,005,814	△5,814	123,000,000	123,067,705	△67,705
2. 特別追加	0	0	0	6,480,000	6,446,738	33,262
合　計	123,000,000	123,005,814	△5,814	129,480,000	129,514,443	△34,443
II. センター経費	4,000,000	4,130,803	△130,803	4,000,000	3,953,358	46,642

※平成 29 年度は（「I.図書経費」「1.一般経費」の）「3）学生用図書」の多くは別の予算から支出したため、例年に比べて予算が少なくなっている。

表 7-7　図書室利用統計

利用者数・貸出冊数

年　度	区分	法学研究科・法学部				他学部	他大学	合　計
		教　員	大学院生	学部学生	その他			
平成 27 年度	人数	952 人	3,664 人	1,774 人	68 人	2,619 人	93 人	9,170 人
	冊数	2,200 冊	7,900 冊	2,744 冊	163 冊	4,477 冊	93 冊	17,577 冊（洋書：4,882 冊、和書：12,695 冊）
平成 28 年度	人数	827 人	3,756 人	1,666 人	43 人	2,653 人	92 人	9,037 人
	冊数	1,948 冊	8,073 冊	2,501 冊	70 冊	4,279 冊	92 冊	16,963 冊（洋書：4,630 冊、和書：12,333 冊）
平成 29 年度	人数	1,153 人	3,934 人	1,726 人	69 人	2,837 人	99 人	9,818 人
	冊数	2,752 冊	9,228 冊	2,496 冊	116 冊	4,604 冊	99 冊	19,295 冊（洋書：5,032 冊、和書：14,263 冊）
平成 30 年度	人数	826 人	3,608 人	1,366 人	99 人	2,598 人	121 人	8,618 人
	冊数	2,026 冊	8,279 冊	2,012 冊	260 冊	4,079 冊	121 冊	16,777 冊（洋書：4,276 冊、和書：12,501 冊）

表 7-8　閲覧利用統計（月別、図書・雑誌別）

図　書

年度	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 27 年度	人数	226	233	241	213	73	127	280	218	214	206	131	84
	冊数	344	490	396	355	123	199	476	384	402	307	310	139
平成 28 年度	人数	260	274	332	226	131	88	259	244	223	170	100	75
	冊数	409	448	524	342	252	179	466	380	393	257	165	125
平成 29 年度	人数	204	321	280	235	90	92	291	177	221	207	116	70
	冊数	293	543	504	355	170	158	432	293	383	403	219	140
平成 30 年度	人数	275	283	217	212	97	89	331	242	238	217	93	103
	冊数	429	438	316	347	151	136	507	360	381	348	150	218

雑　誌

年度	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 27 年度	人数	179	125	158	90	50	83	138	123	116	66	58	57
	冊数	382	284	344	212	106	196	341	330	295	186	128	144
平成 28 年度	人数	173	155	161	66	55	67	139	133	109	88	56	46
	冊数	447	338	290	146	138	262	307	249	227	188	154	89
平成 29 年度	人数	140	169	142	62	32	60	149	114	126	75	56	56
	冊数	294	304	268	153	90	127	276	260	332	121	171	241
平成 30 年度	人数	130	143	104	45	24	37	103	89	116	60	24	40
	冊数	220	301	195	202	49	68	315	177	242	101	185	66

表 9-1　部局間学術交流協定締結状況

機　関　名	国・地域名	締結年月
マックス・プランク外国私法および国際私法研究所 Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht	ドイツ連邦共和国	2008.9
国立政治大学法学院 國立政治大學法學院	台湾	2008.9
国立台湾大学法律学院 國立臺灣大學法律學院	台湾	2008.9
フランス政治学財団（シアンス・ポ） Science　Po	フランス共和国	2008.11
フランクフルト・アム・マイン　ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部 Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main, Fachbereich Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2009.8
清華大学法学院 清华大学法学院	中華人民共和国	2010.5
ユーリウス・マクシミリアン・ヴュルツブルク大学法学部 Julius-Maximilians-Universität Würzburg, Juristische Fakultät	ドイツ連邦共和国	2011.3
世界銀行法務部 Legal Vice Presidency of the World Bank	アメリカ合衆国	2011.9
ケンブリッジ大学アジア・中東学部 University of Cambridge, Faculty of Asian and Middle Eastern Studies	連合王国	2016.2
エネルギー憲章事務局 Energy Charter Secretariat	ベルギー王国	2016.11
台湾法官学院 台灣法官學院	台湾	2017.5
ハンブルク大学法学部 Universität Hamburg, Fakultät für Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2018.3

表 9-2　教員の海外渡航状況一覧（私事渡航を除く）

年　度	延べ人数（人）	内訳					備　考
		教　授	准教授	講　師	助　教	助　手	
平成 27 年度	96	52	32（1）		12（2）		
平成 28 年度	116	64	44（1）		8（2）		
平成 29 年度	119	69	38（5）	1	11		
平成 30 年度	131	78	42（5）		11		

＊（　）内の数字は、1 年以上の長期海外渡航者で内数。

表 9-3　教員の海外渡航先一覧（私事渡航を除く）

年　度	渡航先国名	延べ人数
平成 29 年度	ドイツ	31
	台湾	12
	アメリカ	11
	フランス	11
	中国	9
	イギリス	8
	オーストリア	7
	韓国	7
	イタリア	6
	オランダ	6
	カナダ	3
	ベルギー	3
	ポーランド	3
	ルクセンブルグ	3
	タイ	2
	ハンガリー	2
	ポルトガル	2
	マルタ	2
	ロシア連邦	2
	イスラエル	1
	エルサルバドル	1
	オーストラリア	1
	シンガポール	1
	スイス	1
	スウェーデン	1
	スペイン	1
	チェコ	1
	ベトナム	1
	メキシコ	1
	計　29 カ国	140

年　度	渡航先国名	延べ人数
平成 30 年度	ドイツ	34
	オーストリア	15
	アメリカ	12
	イギリス	11
	中国	10
	イタリア	9
	オランダ	9
	フランス	8
	オーストラリア	7
	韓国	7
	台湾	7
	ベルギー	5
	マルタ	4
	スイス	3
	タイ	3
	ベトナム	2
	ルクセンブルク	2
	ロシア	2
	アイルランド	1
	アルゼンチン	1
	ウルグアイ	1
	ギリシャ	1
	クロアチア	1
	スウェーデン	1
	チェコ	1
	ニュージーランド	1
	パラグアイ	1
	ポーランド	1
	計　28 カ国	160

表 9-4　招へい外国人学者等の受入状況　　（平成 29・30 年度）

氏　名	国・地域	受　入　期　間	受入教員
楊　際開	中国	平成 27.8.1～30.3.31	寺田　浩明　教授
李　政祐	韓国	平成 28.10.1～30.3.31	村中　孝史　教授
EFFINOWICZ, Ruth Olga	ドイツ	平成 28.10.5～29.4.30	淺田　正彦　教授
MURPHY, Mahon Stephen	アイルランド	平成 28.11.28～30.11.27	奈良岡　聰智　教授
鄭　旺鉉	韓国	平成 29.2.22～30.2.22	潮見　佳男　教授
李　庚宣	韓国	平成 29.3.3～30.3.2	堀江　慎司　教授
GIMENEZ-CANDELA, Teresa	スペイン	平成 29.3.30～29.4.30	佐々木　健　准教授
KLASEN, Anna Katharina	ドイツ	平成 29.5.8～29.5.22	山本　敬三　教授
KONG, Hoi	カナダ	平成 29.5.11～29.5.28	濵本　正太郎　教授
李　春福	台湾	平成 29.7.1～29.9.1	寺田　浩明　教授
陳　運生	中国	平成 29.9.6～30.9.5	曽我部　真裕　教授
謝　佳君	中国	平成 29.10.11～30.8.24	塩見　淳　教授
黄　丞儀	台湾	平成 29.12.3～29.12.10	曽我部　真裕　教授
周　慶東	台湾	平成 30.1.10～30.2.21	髙山　佳奈子　教授
FRANCQ, Stéphanie	ベルギー	平成 30.4.24～30.5.18	西谷　祐子　教授
洪　德欽	台湾	平成 30.5.7～30.5.15	濵本　正太郎　教授
彭　鵬	中国	平成 30.6.13～31.3.14	奈良岡　聰智　教授
SOMMER, Matthew Harvey	アメリカ	平成 30.7.8～30.7.29	鈴木　秀光　教授
顔　飛	中国	平成 30.8.17～令和 1.8.16	堀江　慎司　教授
鄭　重	中国	平成 30.8.17～令和 1.8.16	愛知　靖之　教授
KRESS, Claus	ドイツ	平成 30.10.3～31.2.5	西谷　祐子　教授
黄　丞儀	台湾	平成 30.10.15～30.12.13	曽我部　真裕　教授
WOO, Jesse W.	アメリカ	平成 30.10.22～令和 1.7.14	稲谷　龍彦　准教授
蒋　月	中国	平成 31.1.10～31.4.20	潮見　佳男　教授
王　涛	中国	平成 31.1.10～令和 1.12.31	毛利　透　教授
厳　海玉	中国	平成 31.1.12～31.1.22	曽我部　真裕　教授

表 9-5　法学部・法学研究科学生留学先一覧

留学先国名	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	学　部		大学院		学　部		大学院		学　部		大学院		学　部		大学院	
アメリカ	1		3		1		4		3		2			2		
カナダ		1				2			1	1						
中国			6		1		2		1			1				
オーストラリア		2				1				1						
ニュージーランド							1						1			
イギリス	2	2	2			3	2			1	2			2	1	
スイス							1									
ドイツ	1	2	8		1	2	3		1	1	16		1		16	1
フランス			1		1	1				1				3		
イタリア						1			1							
オランダ		1				1	1		2						1	
スウェーデン		1								1						
フィンランド	1															
オーストリア														1	6	
アイルランド					1											
ロシア			1								1					
イスラエル		1			1									1		
トルコ																
ベルギー			1													
シンガポール					1				1		1					
台湾					1	1					3					
韓国							2		1		1		1			
香港			1							1						
インドネシア			1								1					
ベトナム											1					
タイ							1									
計	5	10	24		8	12	17		11	7	28	1	3	9	24	1

注）学部、大学院各左欄は留学期間が 1 年未満、右欄は 1 年以上の件数を計上。はじめに留学した年度のみ計上した。

表 9-6　法学部・法学研究科外国人留学生数（人）（各年 5 月 1 日現在）

年　度	平成 27 年度						平成 28 年度						平成 29 年度						平成 30 年度					
課程別	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士					修士	博士					修士	博士					修士	博士			
国　費	2	2	6	4		14	3	4	3	2		12	3	5	3	1		12	3	3	5			11
私　費		21	14	8	2	45		27	17	4	1	49	0	21	14	5	6	46	1	20	20	4	2	47
外国政府													0						0					0
KUINEP	2					2	4					4	2					2	7					7
計	4	23	20	12	2	61	7	31	20	6	1	65	5	26	17	6	6	60	11	23	25	4	2	65

表 9-7　法学部・法学研究科外国人留学生入学試験実施状況（人）

区　分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数
学　部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
修士課程	22	15	15	29	16	16	25	10	9	23	13	12
博士後期課程	2			5	4	4	3	2	2	4	3	2
研究生	24	24	24	14	14	14	17	17	17	19	19	16
研修員												

表 9-8　法学部・法学研究科外国人留学生国別一覧表

平成 29 年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）

国　名	博士後期課程		修士課程		学部		研修員		研究生		特別聴講（研究）学生	日本語日本文化研修留学生	合計
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	JASSO 及び私費	国費	
ロシア					1(1)								1(1)
オーストラリア					1(0)								1(0)
フランス											1(1)		1(1)
カナダ											1(0)		1(0)
中国	1(1)	5(1)		18(12)						2(1)	3(2)		29(17)
ドイツ		1(0)											1(0)
韓国		3(0)	3(0)	1(0)	1(0)				1(1)	1(0)	1(1)		11(2)
台湾		5(0)		2(1)						2(1)			9(2)
フィリピン			1(1)										1(1)
ギニア	1(1)												1(1)
ウルグアイ			1(1)										1(1)
南アフリカ	1(0)												1(0)
米国											1(0)		1(0)
クロアチア											1(0)		1(0)
計	3(2)	14(1)	5(2)	21(13)	3(1)				1(1)	5(2)	8(4)		60(26)

備考（　）内は内数で女性の人数。地域別比率：アジア 83.3%　欧米 10%　その他 6.7%、男女別比率　男 56.7%　女 43.3%

平成 30 年度（平成 30 年 5 月 1 日現在）

国　名	博士後期課程		修士課程		学部		研修員		研究生		特別聴講（研究）学生	日本語日本文化研修留学生	合計
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	JASSO 及び私費	国費	
オーストラリア					1(0)						1(1)		2(1)
ウクライナ					1(1)								1(1)
フィンランド											1(0)		1(0)
日本											1(1)		1(1)
インドネシア											1(1)		1(1)
中国	1(0)	9(2)		18(12)						2(1)	2(2)		32(17)
フランス											1(0)		1(0)
ドイツ		1(0)									1(0)		2(0)
韓国	2(0)	3(0)	2(1)	1(1)		1(0)				1(0)			10(2)
台湾		7(1)		1(1)						1(1)			9(3)
ロシア					1(1)								1(1)
ギニア	1(1)												1(1)
ウルグアイ			1(1)										1(1)
南アフリカ	1(0)												1(0)
米国											1(0)		1(0)
計	5(1)	20(3)	3(2)	20(14)	3(2)	1(0)				4(2)	9(5)		65(29)

備考（　）内は内数で女性の人数。地域別比率：アジア 81.5%　欧米 10.8%　その他 7.7%、男女別比率　男 55.4%　女 44.6%

表 9-9　留学生の宿舎状況

平成 29 年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）

宿舎区分	留学生の入居者数							留学生の世帯数							備　考（名　称）
	国費		政府		私費		計	国費		政府		私費		計	
	男	女	男	女	男	女		単身	単身以外	単身	単身以外	単身	単身以外		
留学生用宿舎（自校設置）		1			1	1	3	1				2		3	国際交流会館
留学生用宿舎（他校設置）															
借上げ宿舎															
ホームステイ															
留学生用宿舎（地方自治体設置）					2	4	6					6		6	みずき寮、さつき寮
留学生用宿舎（民間団体等設置）															
民間企業の社員寮															
公営住宅					1		1					1		1	
地方自治体の職員寮															
住宅・都市再生機構住宅															
一般学生用宿舎（自校設置）					1	4	5					5		5	吉田寮、熊野寮
一般学生用宿舎（他校設置）															
民間下宿・アパート	6	5			21	11	43	11				31	1	43	
その他					2		2					2		2	海外在住
計	6	6			28	20	60	12				47	1	60	

（JASSO による者は私費に含めるものとする。）

平成 30 年度（平成 30 年 5 月 1 日現在）

宿舎区分	留学生の入居者数							留学生の世帯数							備考（名称）
	国費		政府		私費		計	国費		政府		私費		計	
	男	女	男	女	男	女		単身	単身以外	単身	単身以外	単身	単身以外		
留学生用宿舎（自校設置）					2	3	5					5		5	国際交流会館
留学生用宿舎（他校設置）															
借上げ宿舎															
ホームステイ															
留学生用宿舎（地方自治体設置）					1	1	2					2		2	みずき寮
留学生用宿舎（民間団体等設置）															
民間企業の社員寮															
公営住宅															
地方自治体の職員寮															
住宅・都市再生機構住宅															
一般学生用宿舎（自校設置）						3	3					3		3	吉田寮　熊野寮
一般学生用宿舎（他校設置）															
民間下宿・アパート	6	5			25	17	53	11				41	1	53	
その他					2		2					2		2	海外在住
計	6	5			30	24	65	11				53	1	65	

（JASSO による者は私費に含めるものとする。）

表 9-10　チューター採用数

		支援対象留学生	
		学部（学部学生等）	大学院（大学院生等）
平成 26 年度	前期	7	13
	後期	1	17
平成 27 年度	前期	2	23
	後期	2	24
平成 28 年度	前期	5	18
	後期	4	16
平成 29 年度	前期	3	13
	後期	4	16
平成 30 年度	前期	6	14
	後期	10	17

図 10-1　法学部・法学研究科概要

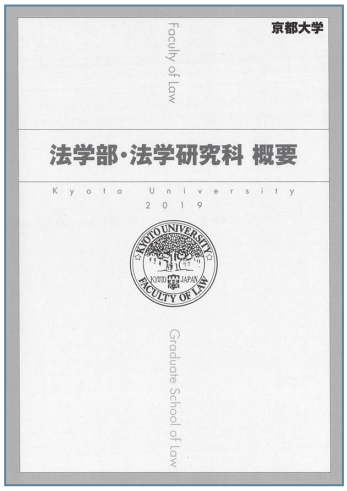

図 10-2　法科大学院リーフレット

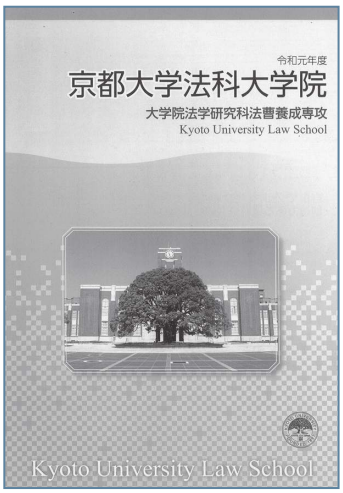

図 10-3　FACULTY OF LAW 京都大学 法学部

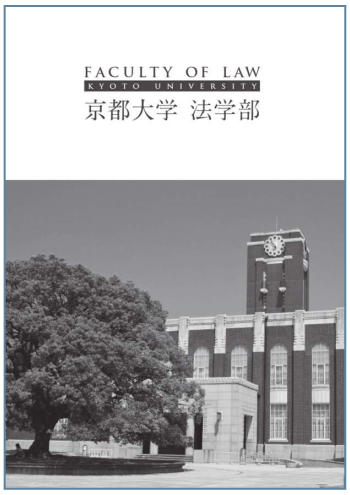

図 10-4　法学研究科・法学部ホームページ

図 11　京都大学有信会ホームページ

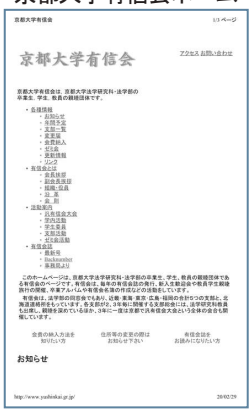

京都大学大学院法学研究科・法学部
自己点検・評価報告書　第 14 号

発　行　令和 2 年 3 月
発行者　京都大学大学院法学研究科・法学部
〒606－8501　京都市左京区吉田本町
TEL　075-753-3102